第2章 官民連携によるエリアマネジメント施策等に関する現状把握、データ収集・整理及び普及啓発

2.1 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査の実施

本調査は、多様な地域における継続的なエリアマネジメント活動及び「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進にあって、官民連携制度の政策立案・改善を目的として、都市再生特別措置法等に基づく協定制度、官民のパブリック空間の利活用の状況など、まちづくりの取組に関する課題・ニーズ・取組事例・制度への提案などについて、地方公共団体、都市再生推進法人、都市再生推進法人を目指す団体及びまちづくり法人を対象にアンケート調査を実施した。

表 2.1-1 アンケート調査日程

発出日	2025 年 8 月 1 日（金）
回収期限	2025 年 8 月 21 日（木）
リマインド1	2025 年 8 月 25 日（月）～2025 年 9 月 1 日（月）
リマインド2	2025 年 9 月 4 日（木）～2025 年 9 月 12 日（金）

表 2.1-2 アンケート調査の配布数・回収数

区分			配布数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当者		調査1	1,741	1,441	82.8%
		調査2		1,389	79.8%
		調査3		1,405	80.7%
市区町村道路占用許可権者 ※1		調査2	1,741	1,345	77.3%
都道府県道路占用許可権者 ※1		調査2	47	83 ※6	－
まちづくり団体	都市再生推進法人 ※2	調査2	138	109	78.9%
		調査3		105	76.0%
	全国エリアマネジメントネットワーク会員 ※3	調査2	31	18	58.0%
		調査3		17	54.8%
	全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員 ※4	調査2	34	21	61.7%
		調査3		19	55.8%
	その他 ※5	調査2	－	4	－
		調査3	－	4	－

※1：道路占用許可権者は、都道府県及び市区町村のまちづくり担当者から配布した。
※2：令和 6 年 10 月時点の指定団体数である 127 団体に、本調査期間内に把握した新規指定 11 団体を加えた数。市区町村から配布した。
なお、活動実態資料・法人概要資料は、調査期間後に指定報告のあった2団体を含む。
※3：都市再生推進法人を除く。
※4：都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員を除く。
※5：都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員以外のまちづくり団体（配布対象ではなかったが、回答があった団体）。
※6：都道府県道路占用許可権者については、複数部局（道路管理部局、道路整備部局、出先事務所等）からの回答を含む。

2.1.1 調査方法

本調査の回答方法を以下に示す。

表 2.1-3 アンケート調査の回答方法

No.	調査名	回答方法
調査１	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	クラウド上で回答
調査２	パブリックスペースの利活用に関する調査	クラウド上で回答
調査３	持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査	クラウド上で回答
都市再生推進法人の活動実態調査	都市再生推進法人の活動実態調査１（活動実態資料）	Excel 作成（更新）・メール回答
	都市再生推進法人の活動実態調査２（法人概要資料）	PPT 作成（更新）・メール回答

注)クラウド上で回答できない場合は、依頼文書に添付している Excel 表にて回答・返信するものとして実施した。

本調査の実施にあたっては、表 2.1-4 に示している調査対象に対し、アンケート調査ならびに都市再生推進法人の活動実態調査を行った。

以下に調査の送付から提出までのフローを示す。

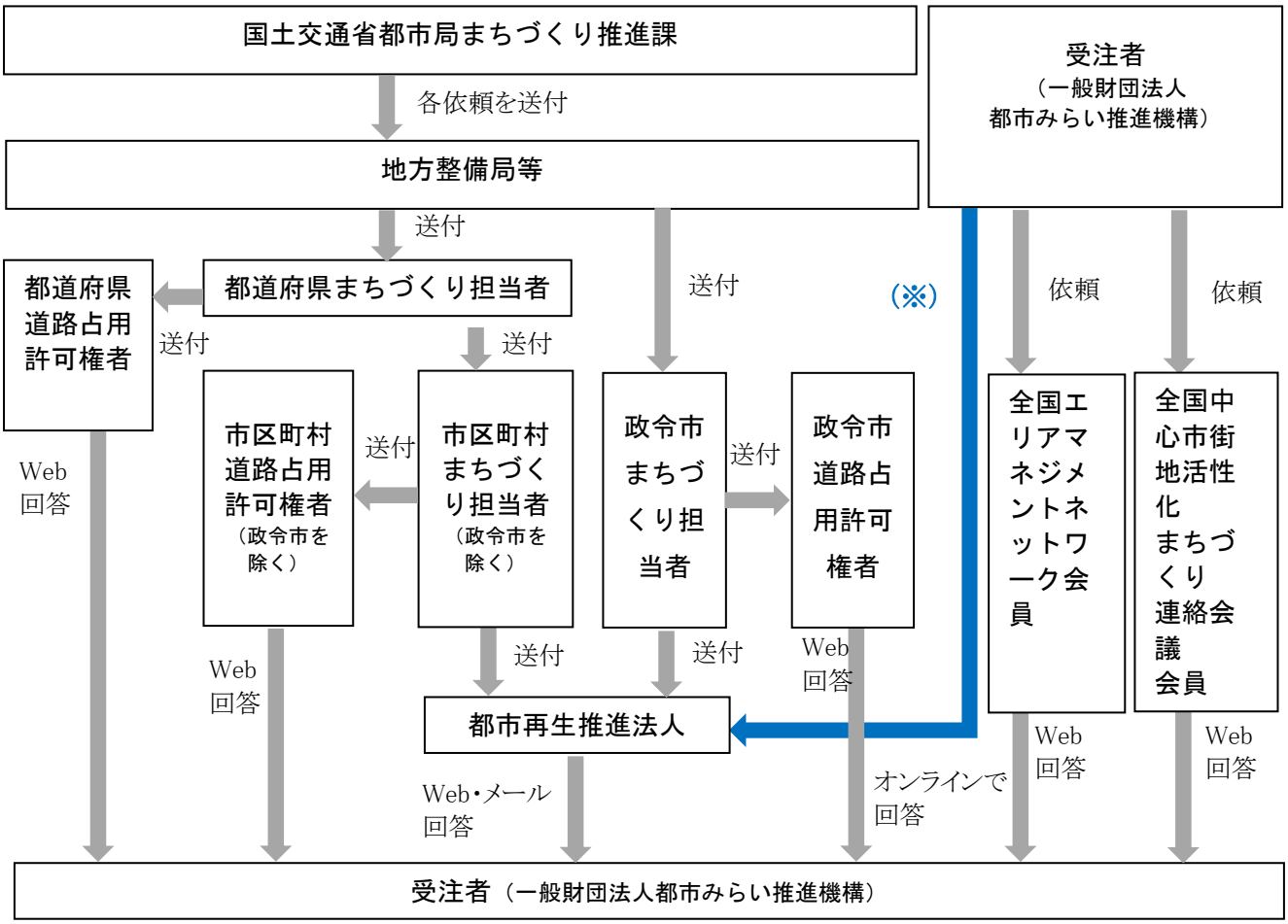

※ 令和 6 年度に法人概要資料を回答した法人については、昨年度時点の資料を個別にメール送付。

図 2.1-1 アンケート調査送付から提出までのフロー

2.1.2 調査内容

本調査の内容を以下に示す。

表 2.1-4 アンケート調査対象一覧

No.	調査名	調査対象	備考
調査 1	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	・市区町村まちづくり担当者	回答簡略化のため、R6 で把握した協定や制度の活用実績一覧を添付
調査 2	パブリックスペースの利活用に関する調査	・市区町村まちづくり担当者 ・都道府県道路占用許可権者 ・市区町村道路占用許可権者 ・まちづくり団体（都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員）	
調査 3	持続的なエリアマネジメントに必要な人材･財源に関する調査	・市区町村まちづくり担当者 ・まちづくり団体（都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員）	

(1) 対象団体の詳細

調査票を配布した都市再生推進法人を以下に示す。なお、調査期間内に新たに調査票(※)を配布した都市再生推進法人には、番号に★を付している。

(※調査3:持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査もしくは活動実態資料・法人概要資料)

表 2.1-5 都市再生推進法人一覧(令和 7 年 10 月末時点／都道府県順)(1/3)

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
1	札幌大通まちづくり 株式会社	平成 23 年 12 月 9 日	北海道	札幌市
2	株式会社 はこだて西部まちづく Re-Design	令和 3 年 10 月 11 日	北海道	函館市
3	ふらのまちづくり 株式会社	令和 4 年 12 月 19 日	北海道	富良野市
4	株式会社テシカガタウンラボ	令和 6 年 4 月 1 日	北海道	弟子屈町
5	株式会社 まちづくり八戸	令和 2 年 12 月 21 日	青森県	八戸市
6	むつまちづくり 株式会社	平成 27 年 7 月 15 日	青森県	むつ市
7	株式会社 キャッセン大船渡	平成 30 年 3 月 26 日	岩手県	大船渡市
8	一般社団法人 荒井タウンマネジメント	平成 28 年 1 月 14 日	宮城県	仙台市
★9	一般社団法人定禅寺通エリアマネジメント	令和 7 年 3 月 27 日	宮城県	仙台市
10	株式会社 街づくりまんぼう	令和 2 年 5 月 29 日	宮城県	石巻市
11	女川みらい創造株式会社	令和 4 年 2 月 8 日	宮城県	女川町
★12	いろは蔵タウンマネジメント株式会社	令和 7 年 9 月 1 日	山形県	酒田市
★13	横手まちづくり株式会社	令和 7 年 7 月 17 日	秋田県	横手市
14	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク	令和 3 年 3 月 30 日	山形県	上山市
15	一般社団法人 ブルーバード	令和 5 年 2 月 10 日	福島県	郡山市
16	株式会社 テダソチマ	令和 1 年 12 月 18 日	福島県	須賀川市
17	株式会社 Discover	令和 6 年 8 月 26 日	福島県	郡山市
18	株式会社 まちみとラボ	平成 30 年 11 月 1 日	茨城県	水戸市
19	牛久都市開発 株式会社	平成 25 年 9 月 25 日	茨城県	牛久市
20	つくばまちなかデザイン 株式会社	令和 5 年 3 月 31 日	茨城県	つくば市
21	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	令和 5 年 7 月 26 日	栃木県	宇都宮市
22	一般社団法人 釜川から育む会	令和 5 年 7 月 26 日	栃木県	宇都宮市
23	公益財団法人 前橋市まちづくり公社	平成 30 年 12 月 18 日	群馬県	前橋市
24	一般社団法人 前橋デザインコミッション	令和 2 年 4 月 1 日	群馬県	前橋市
★25	一般社団法人館林アーバンデザイン	令和 7 年 3 月 28 日	群馬県	館林市
26	UNIT KIRYU 株式会社	令和 6 年 4 月 17 日	群馬県	桐生市
★27	株式会社 アクトみなかみ	令和 7 年 3 月 24 日	群馬県	みなかみ町
28	一般社団法人 美園タウンマネジメント	平成 28 年 7 月 12 日	埼玉県	さいたま市
29	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	平成 29 年 10 月 4 日	埼玉県	さいたま市
30	株式会社 まちづくり川越	平成 24 年 5 月 28 日	埼玉県	川越市
★31	一般社団法人まちなかコミュニティアセットマネジメント	令和 7 年 8 月 19 日	埼玉県	熊谷市
32	川口都市開発 株式会社	平成 30 年 10 月 1 日	埼玉県	川口市
33	アコス 株式会社	令和 2 年 8 月 14 日	埼玉県	草加市
34	特定非営利活動法人 今様草加宿	令和 2 年 8 月 14 日	埼玉県	草加市
35	つなぐば家守舎株式会社	令和 6 年 2 月 22 日	埼玉県	草加市
36	株式会社 まちづくり寄居	令和 2 年 10 月 1 日	埼玉県	寄居町
37	一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター	平成 26 年 1 月 14 日	千葉県	柏市
38	一般財団法人 柏市まちづくり公社	平成 26 年 2 月 14 日	千葉県	柏市
39	一般財団法人 柏市みどりの基金	平成 26 年 3 月 31 日	千葉県	柏市
40	一般社団法人 UDCKタウンマネジメント	平成 31 年 3 月 20 日	千葉県	柏市
★41	一般社団法人むすびあい	令和 7 年 4 月 23 日	千葉県	市原市
42	秋葉原タウンマネジメント 株式会社	平成 25 年 9 月 3 日	東京都	千代田区
43	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	平成 25 年 9 月 3 日	東京都	千代田区
44	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会	平成 27 年 6 月 2 日	東京都	千代田区
45	一般社団法人 日比谷エリアマネジメント	平成 27 年 6 月 24 日	東京都	千代田区
46	特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会	令和 1 年 11 月 20 日	東京都	千代田区
47	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント	令和 2 年 9 月 15 日	東京都	中央区
48	一般社団法人 日本橋浜町エリアマネジメント	令和 4 年 1 月 17 日	東京都	中央区
49	一般社団法人東銀座エリアマネジメント	令和 6 年 3 月 7 日	東京都	中央区
50	一般社団法人八重洲二丁目北地区エリアマネジメント	令和 6 年 5 月 31 日	東京都	中央区
51	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント	平成 29 年 10 月 10 日	東京都	港区

表 2.1-5 都市再生推進法人一覧(令和 7 年 10 月末時点／都道府県順)(2/3)

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
52	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント	平成 30 年 11 月 27 日	東京都	港区
53	一般社団法人 高輪ゲートウェイエリアマネジメント	令和 5 年 6 月 9 日	東京都	港区
54	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会	平成 27 年 3 月 26 日	東京都	新宿区
55	株式会社 ジェイ・スピリット	平成 28 年 6 月 30 日	東京都	目黒区
56	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメンツ	令和 2 年 2 月 21 日	東京都	世田谷区
57	一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント	平成 30 年 5 月 11 日	東京都	渋谷区
58	一般社団法人 小岩駅周辺地区エリアマネジメント	令和 4 年 3 月 29 日	東京都	江戸川区
59	一般財団法人 武蔵野市開発公社	令和 2 年 12 月 4 日	東京都	武蔵野市
60	株式会社 まちづくり府中	令和 6 年 4 年 25 日	東京都	府中市
61	株式会社 町田まちづくり公社	令和 1 年 9 月 25 日	東京都	町田市
62	一般社団法人横浜西口エリアマネジメント	令和 6 年 3 月 27 日	神奈川県	横浜市
63	新潟古町まちづくり 株式会社	令和 1 年 8 月 13 日	新潟県	新潟市
64	株式会社 富山市民プラザ	平成 31 年 4 月 1 日	富山県	富山市
65	株式会社 こまつ賑わいセンター	令和 4 年 3 月 16 日	石川県	小松市
66	まちづくり福井 株式会社	平成 25 年 4 月 18 日	福井県	福井市
67	まちづくり武生 株式会社	令和 4 年 7 月 26 日	福井県	越前市
68	株式会社 飯田まちづくりカンパニー	平成 24 年 3 月 30 日	長野県	飯田市
★69	株式会社 しおじり街元気カンパニー	令和 6 年 11 月 20 日	長野県	塩尻市
70	株式会社 まちづくり佐久	令和 2 年 3 月 27 日	長野県	佐久市
71	柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社	平成 29 年 7 月 7 日	岐阜県	岐阜市
72	株式会社岐阜まち家守	令和 5 年 10 月 10 日	岐阜県	岐阜市
73	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL	令和 4 年 10 月 31 日	岐阜県	各務原市
74	一般社団法人 大垣タウンマネジメント	令和 5 年 9 月 29 日	岐阜県	大垣市
75	一般社団法人多治見市観光協会	令和 6 年 2 月 26 日	岐阜県	多治見市
76	一般社団法人 草薙カルテッド	平成 30 年 6 月 24 日	静岡県	静岡市
77	御伝鷹まちづくり 株式会社	令和 2 年 3 月 16 日	静岡県	静岡市
78	一般社団法人 伊豆長岡温泉エリアマネジメント	令和 3 年 8 月 27 日	静岡県	伊豆の国市
79	栄ミナミまちづくり 株式会社	平成 30 年 2 月 22 日	愛知県	名古屋市
80	錦二丁目エリアマネジメント 株式会社	令和 3 年 4 月 28 日	愛知県	名古屋市
81	公益財団法人 名古屋まちづくり公社	令和 4 年 3 月 8 日	愛知県	名古屋市
★82	一般社団法人名駅南エリアマネジメント	令和 7 年 10 月 15 日	愛知県	名古屋市
83	株式会社 まちづくり岡崎	令和 1 年 5 月 22 日	愛知県	岡崎市
84	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた	令和 1 年 5 月 22 日	愛知県	岡崎市
85	株式会社 Q-NEXT	令和 6 年 3 月 27 日	愛知県	岡崎市
86	特定非営利活動法人 志民連いちのみや	令和 4 年 3 月 18 日	愛知県	一宮市
87	高蔵寺まちづくり 株式会社	平成 30 年 10 月 5 日	愛知県	春日井市
★88	特定非営利活動法人まちづくりかりや	令和 7 年 7 月 7 日	愛知県	刈谷市
89	一般社団法人 TCCM	平成 30 年 3 月 23 日	愛知県	豊田市
90	株式会社豊橋まちなか活性化センター	令和 6 年 8 月 20 日	愛知県	豊橋市
91	株式会社 城下町 PRIDE	令和 4 年 8 月 15 日	愛知県	西尾市
92	特定非営利活動法人 やらまいか人まちサポート	令和 4 年 8 月 22 日	愛知県	西尾市
93	株式会社 まちづくり東海	平成 27 年 3 月 9 日	愛知県	東海市
94	株式会社 まちづくり大津	平成 30 年 2 月 20 日	滋賀県	大津市
95	えきまち長浜 株式会社	平成 27 年 3 月 20 日	滋賀県	長浜市
96	草津まちづくり 株式会社	平成 25 年 12 月 27 日	滋賀県	草津市
97	株式会社 みらいもりやま21	令和 1 年 5 月 16 日	滋賀県	守山市
98	桑名エリアマネジメント株式会社	令和 6 年 3 月 25 日	三重県	桑名市
99	一般社団法人 グランフロント大阪 TMO	平成 26 年 7 月 29 日	大阪府	大阪市
100	一般社団法人 梅田1丁目エリアマネジメント	令和 3 年 5 月 13 日	大阪府	大阪市
101	一般社団法人うめきた MMO	令和 6 年 7 月 30 日	大阪府	大阪市
★102	一般社団法人西梅田地下道管理協議会	令和 6 年 12 月 4 日	大阪府	大阪市
103	アドバンス寝屋川マネジメント 株式会社	平成 31 年 3 月 6 日	大阪府	寝屋川市
104	一般社団法人水間門前町コ・デザイン区	令和 6 年 5 月 20 日	大阪府	貝塚市
105	神戸ハーバーランド 株式会社	平成 31 年 2 月 12 日	兵庫県	神戸市
106	特定非営利活動法人 わくわく西灘	令和 2 年 10 月 15 日	兵庫県	神戸市

表 2.1-5 都市再生推進法人一覧(令和 7 年 10 月末時点／都道府県順)(3/3)

No.	団体名	指定年月日	都道府県	市区町村
107	一般社団法人 リバブルシティイニシアティブ	令和 2 年 11 月 30 日	兵庫県	神戸市
108	株式会社 神戸ウォーターフロント開発機構	令和 3 年 8 月 2 日	兵庫県	神戸市
109	三田地域振興 株式会社	令和 4 年 9 月 22 日	兵庫県	三田市
110	株式会社 PAGE	平成 31 年 1 月 21 日	兵庫県	福崎町
111	桜井まちづくり 株式会社	平成 28 年 9 月 1 日	奈良県	桜井市
112	特定非営利活動法人 砂山バンマツリ	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
113	特定非営利活動法人 愛福会	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
114	株式会社 紀州まちづくり舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
115	株式会社 sasquatch(サスカッチ)	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
116	一般社団法人 みんとしょ	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
117	株式会社 真田堀家守舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
118	株式会社 ワカヤマヤモリ舎	平成 29 年 12 月 26 日	和歌山県	和歌山市
119	ビーフレンズ 株式会社	令和 3 年 8 月 25 日	和歌山県	和歌山市
120	一般社団法人 市駅グリーングリーンプロジェクト	令和 1 年 6 月 18 日	和歌山県	和歌山市
121	一般財団法人 和歌山まちづくり財団	令和 4 年 3 月 11 日	和歌山県	和歌山市
122	株式会社 IKOTAS	令和 6 年 4 月 1 日	和歌山県	和歌山市
123	一般社団法人 クリスタル Wave	令和 6 年 4 月 1 日	和歌山県	和歌山市
124	株式会社 紀泉ふるさと創研	令和 6 年 5 月 10 日	和歌山県	和歌山市
125	おかやま未来まちづくり 株式会社	令和 2 年 10 月 21 日	岡山県	岡山市
126	一般社団法人 ぷらっと西川	令和 4 年 3 月 8 日	岡山県	岡山市
★127	特定非営利活動法人 ENNOVA OKAYAMA	令和 7 年 3 月 10 日	岡山県	岡山市
128	倉敷まちづくり 株式会社	令和 3 年 7 月 8 日	岡山県	倉敷市
129	一般社団法人 KURE－PERS	令和 4 年 10 月 4 日	広島県	呉市
130	株式会社 築切家守舎	令和 3 年 1 月 20 日	広島県	福山市
131	福 Lab 株式会社	令和 4 年 9 月 16 日	広島県	福山市
132	株式会社まつくる	令和 5 年 11 月 6 日	島根県	松江市
133	株式会社 にぎわい宇部	令和 2 年 3 月 31 日	山口県	宇部市
134	一般社団法人からまち	令和 6 年 3 月 7 月	山口県	下関市
135	株式会社 HYAKUSHO	令和 2 年 8 月 31 日	香川県	丸亀市
136	一般社団法人 八幡東田エリアマネジメント	令和 4 年 12 月 14 日	福岡県	北九州市
★137	株式会社 くりえいと	令和 7 年 5 月 27 日	福岡市	宗像市
138	株式会社 こうし未来研究所	平成 30 年 10 月 26 日	熊本県	合志市
139	株式会社 大分まちなか倶楽部	令和 4 年 5 月 12 日	大分県	大分市
140	一般社団法人 天文館みらいマネジメント	令和 5 年 6 月 7 日	鹿児島県	鹿児島市

2.1.3 調査結果

ここでは、アンケート調査の実施結果について調査 1～3 の順に整理した。

都市再生推進法人の活動実態調査1、2の結果は、第2章第2項に記載する。

(1) 調査1：都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査

調査1は、「市区町村まちづくり担当者」を対象とし、都市再生特別措置法等に基づく各種制度の活用実績及び都市再生推進法人との連携状況を把握することを目的に実施した。

(1)-1 実施概要

1) 回答状況

「調査1：都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査」を行った結果、市区町村まちづくり担当者からは 82.8%の回答があった。

表 2.1-6 調査1 回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村まちづくり担当者	1,741	1,441	82.8%

2) 調査項目

調査1の調査項目については、以下のとおり。

次ページ以降に「市区町村まちづくり担当者」あてのアンケート調票を示す。

1. 都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査

問 1-1 都市再生特別措置法等に基づく協定、特例等の活用実績
①都市利便増進協定、②都市再生歩行者経路協定、③都市再生整備歩行者経路協定、
④低未利用土地利用促進協定、⑤道路占用許可特例、⑥河川敷地占用許可制度、
⑦都市公園占用許可特例、⑧都市再生整備計画の提案、⑨市町村都市再生協議会の設立、
⑩滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定、
⑪交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況

問 1-2 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等の活用実績
①一体型滞在快適性等向上事業、②公園施設設置管理協定制度、
③都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定、
④都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定、
⑤都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定、⑥普通財産の活用

問 1-3 中心市街地整備推進機構の設立実績

2. 都市再生推進法人の指定の状況

問 2-1 都市再生推進法人の指定の状況
問 2-2 都市再生推進法人の指定の理由
問 2-3 都市再生推進法人の指定の取り消し状況
問 2-4 都市再生推進法人指定後に実施する活動内容等についての監督方法

アンケート調査票　記入要領

【市区町村まちづくり担当課にご回答いただく調査票】

回答は本シートの右隣の「調査票」シートにご記入願います。

調査票の構成		
調査の名称等	主な内容	ご回答の対象
基礎情報	ご担当者の連絡先等	全員
調査1	都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査	・市区町村まちづくり担当課
調査2	パブリックスペースの利活用に関する調査	・市区町村まちづくり担当課 ・道路占用許可権者 ・まちづくり団体（都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員）
調査3	持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査	・市区町村まちづくり担当課 ・まちづくり団体（都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員）

（1）アンケートの記入について

① 回答欄のセルの色は、「ピンク」「白」です。該当するセルにご回答ください。

② ピンク色のセルは、プルダウン式となっていますので、カーソルを移動させた上で、選択してください。

③ 白色のセルは自由記述です。当該欄には、具体的な内容等をご記入ください。選択肢において「その他」の回答を選択するケースも同様です。

④ 集計の際にエラー等が発生する原因となりますので、シート名の変更、シートの追加・削除等を行わないでください。

（2）貴団体の基礎情報について

① アンケートの回答について代表となるご担当者の連絡先等を記載する欄があります。

② 当該欄の情報につきましては、回答内容の確認や必要に応じて詳細ヒアリングの調整等に活用させていただく予定です。

（3）提出期限・提出先

① 提出期限は 令和7年8月21日（木） 17：00 です。

② 電子メールに添付してご提出願います。

送信先アドレス：mlit-enq-matidukuri@toshimirai.jp

（4）記入に関する問合せ先について

一般財団法人都市みらい推進機構（調査委託先）
担当　：秋田　　電話：03-5261-5625
E-mail：mlit-enq-matidukuri@toshimirai.jp
住所　：〒112-0014　東京都文京区関口1-23-6　プラザ江戸川橋ビル 2F

調査票のシートに移行し、各設問にご回答願います。

【本アンケート調査の留意点】

本アンケート調査は、それぞれの設問に回答いただくとともに、資料の提出をお願いしている設問もございますので、お手数をおかけいたしますが、ご協力をお願い致します。

※本申込で取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

参考：国土交通省におけるMicrosoft365利用に係るプライバシーポリシー

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr1_000048.html

基礎情報について

アンケート調査内容の確認や今後の連絡（ヒアリングのお願いなど）等に活用させていただきますので、下記事項を**必ず記入してください。**

都道府県名（プルダウン）	
市区町村名	
地方公共団体コード（市区町村コード等）	
本調査の担当部署	
ご担当者氏名	
ご担当者TEL	
ご担当者メールアドレス	@

【調査の目的】

都市再生特別措置法等に基づく各種制度について、地方公共団体における最新の運用実績や運用事例等を把握し、実務担当者がまちづくりの現場でより各種制度を活用できるようにすることを目的としています。

【本アンケートにおける用語の定義】

ここで用いる各用語については、都市再生特別措置法（以下「法」という。）等において以下の各条項に規定されるものです。

■　**都市再生整備計画**

・　都市再生整備計画　：　法第46条
・　滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）　：　法第46条第2項

■　**都市再生推進法人等**

・　都市再生推進法人　：　法第118条～第123条
・　一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）の実施主体　：　法第46条第3項第2号、法第46条第4項第2号、第46条の2～第46条の8

■　**都市再生整備計画に基づく協定等**

・　都市利便増進協定　：　法第46条第25項、法第74条～第80条の２
・　都市再生歩行者経路協定　：　法第45条の2、法第46条第24項、法第73条
・　都市再生整備歩行者経路協定　：　法第45条の2、法第46条第24項、法第73条
・　低未利用土地利用促進協定　：　法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8
・　道路占用許可特例制度　：　法第46条第10・11項、法第62条
・　河川敷地占用許可制度　：　河川敷地占用許可準則第22～26
・　都市公園の占用許可特例制度　：　法第62条の2
・　都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案　：　法第46条の2
・　市町村都市再生協議会　：　法第117条

１．都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査

ここでは、貴団体管内の「都市再生特別措置法等に基づく協定」等について、以下の【本調査票の回答方法】により、各々の回答欄に該当する内容をご記入願います。

【本調査票の回答方法】

・手順１

以下のリンクに掲示している「過去の都市再生特別措置法等に基づく協定等の実績一覧（令和６年１０月時点）」をご覧いただき、各項目について貴団体管内における取組事例（以下「既存事例」という。）の有無をご確認ください。

参考資料１：過去の都市再生特別措置法等に基づく協定等の実績一覧（令和６年１０月時点）PDF版

参考資料２：過去の都市再生特別措置法等に基づく協定等の実績一覧（令和６年１０月時点）EXCEL版（検索可能）

https://www.toshimirai.jp/mlit-enq-matidukuri/20250801.zip

・手順２

一覧表のご確認結果を踏まえ、❶又は❷に該当する団体は、それぞれ、以下、問1-1～問1-3の各設問の該当欄へのご記入をお願いします。

❶一覧表で既存事例を有する団体

手順1の参考資料をご確認の上、記載内容に誤りがある場合は、正しい内容を該当欄へご記入下さい。また今年度の調査においては、都市再生整備計画のURLが新たな調査項目となっていますので、当該項目も含めて該当欄に整理して下さい。

＜お願い＞

既存事例で「終了年度」「協定終了日」「区域名称」等が空欄のものがございます。一覧表をご確認いただき、該当の団体におかれましては、当該空欄へのご入力をお願いいたします。

❷既存事例はないが、新規の取組事例を有する団体

該当する事例に関する各内容について、該当欄へのご記入をお願いします。

なお、貴団体管内において、問1-1の①～⑪、問1-2の①～⑥、問1-3の各該当事例が2つ以上ある場合は、一つの回答欄に複数の事例の情報を書き込まず、シート「調査1の追加欄（問1-1関係）」、シート「調査1の追加欄（問1-2関係）」、シート「調査1の追加欄（問1-3関係）」に、それぞれ5事例分の回答欄を設けていますので、そちらへのご記入をお願いします。

5事例を超える場合は、追加欄のシートを複製してご記入ください

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当者あて]調査票(3/13)

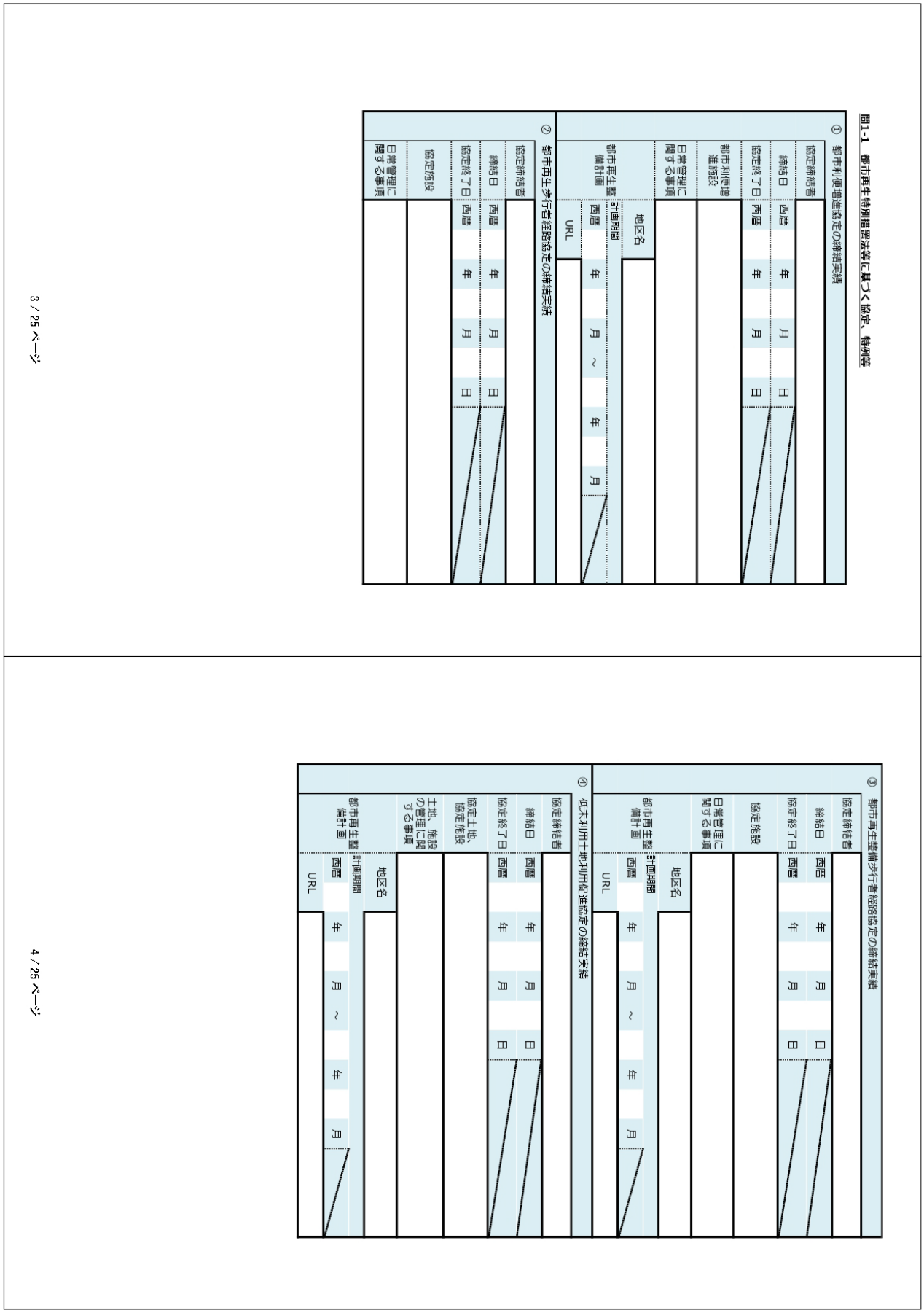

3 / 25 ページ

4 / 25 ページ

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当者あて]調査票(4/13)

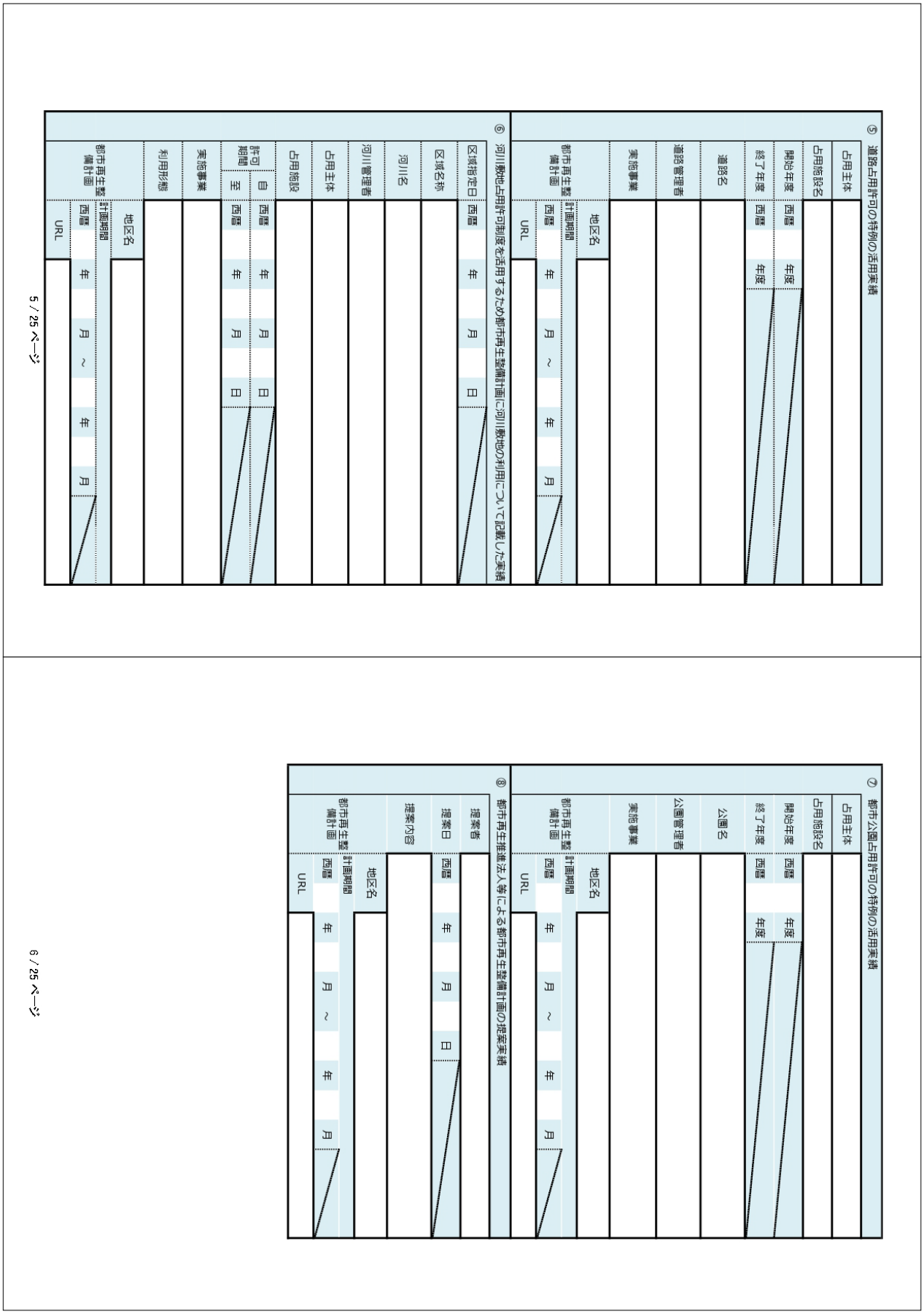

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当者あて]調査票(5/13)

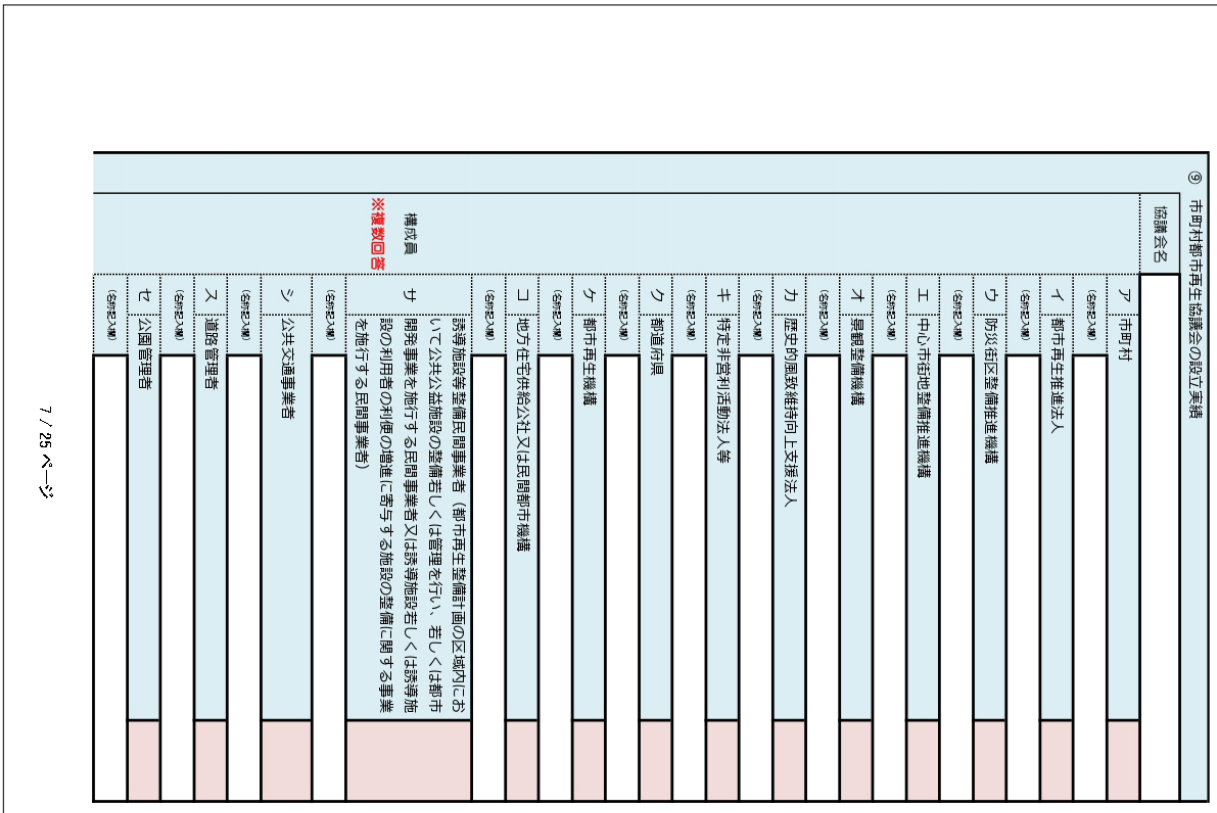

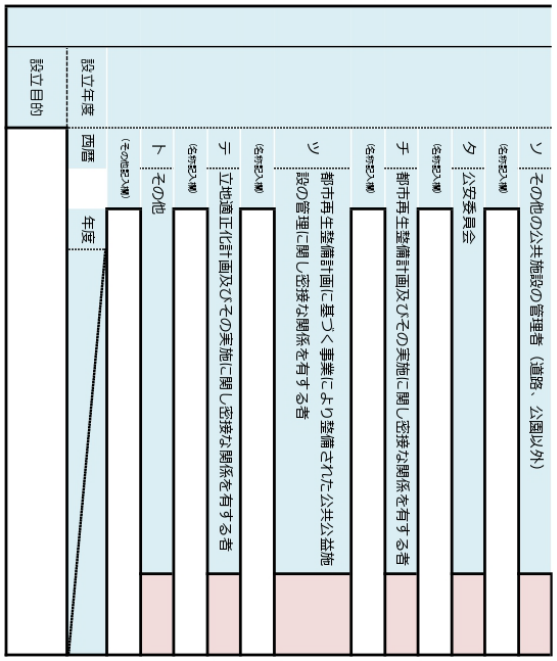

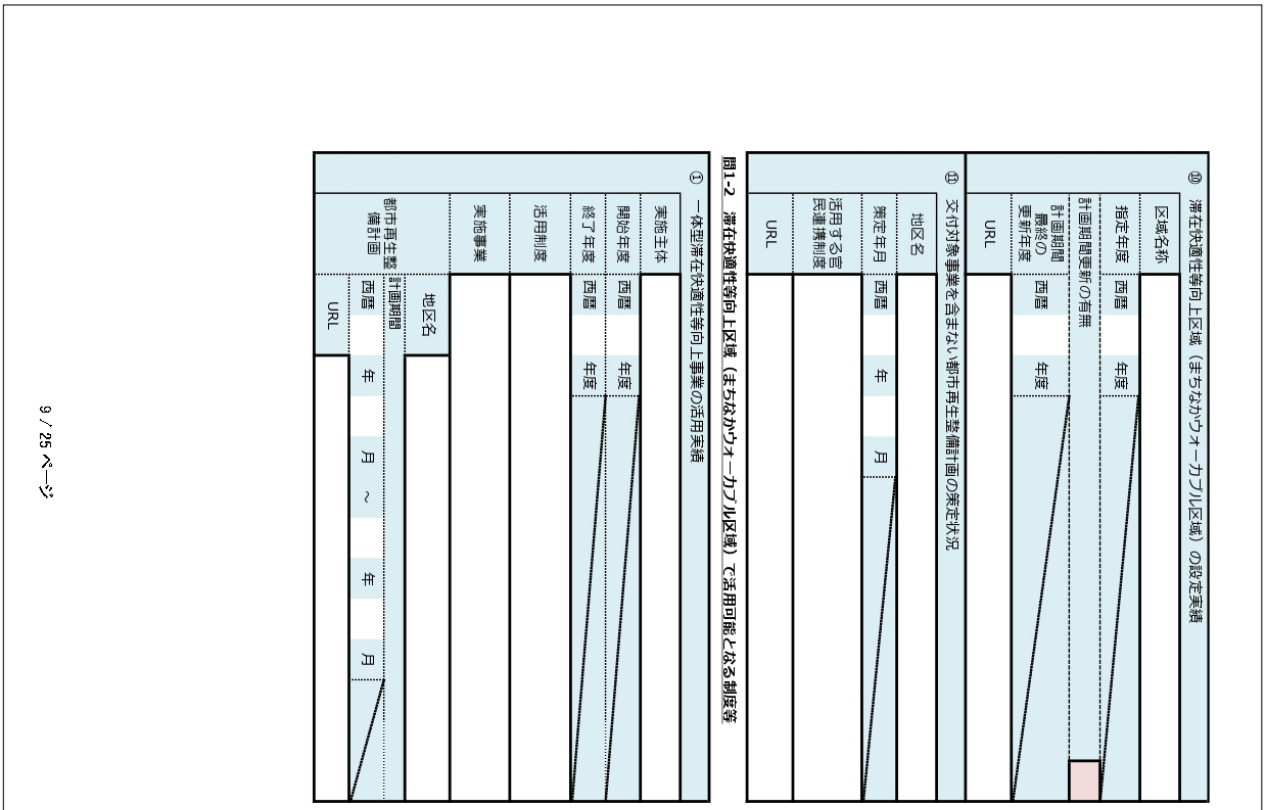
⑩ 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績
区域名称
指定年度 西暦 年度
計画期間最終の更新年度 西暦 年度
計画期間更新の有無
URL
⑪ 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況
地区名
策定年月 西暦 年 月
活用する官民連携制度
URL
問1-2 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等
① 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績
実施主体
開始年度 西暦 年度
終了年度 西暦 年度
活用制度
実施事業
地区名
都市再生整備計画 計画期間 西暦 年 月 ～ 年 月
URL

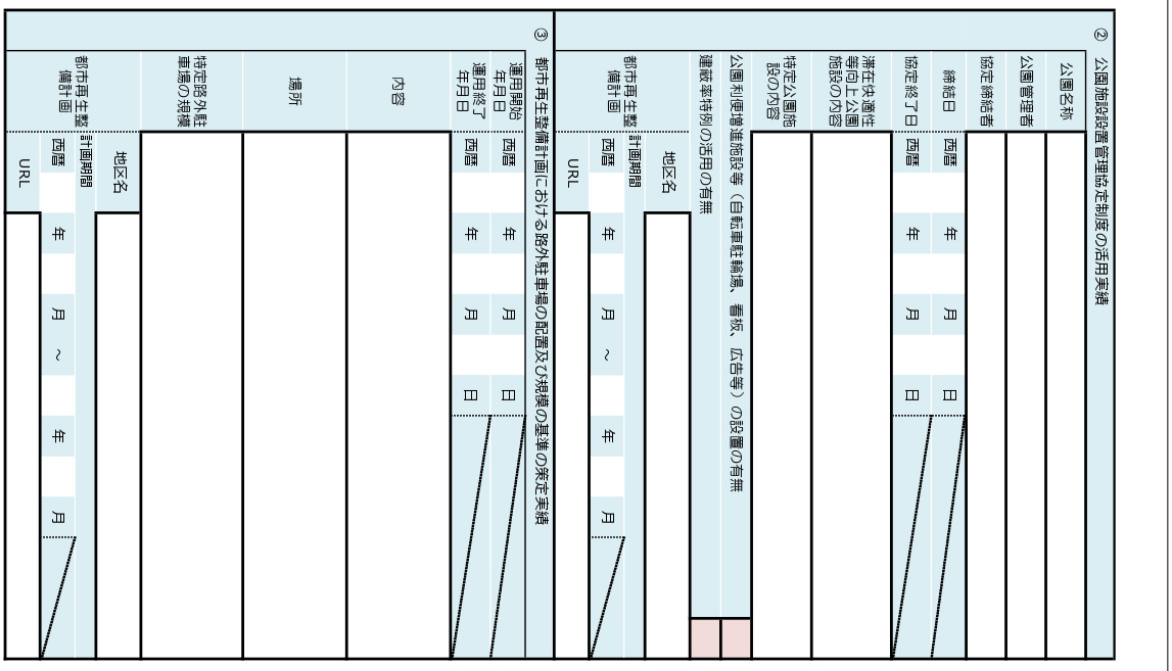
② 公園施設設置管理協定制度の活用実績
公園名称
公園管理者
協定締結者
締結日 西暦 年 月 日
協定終了日 西暦 年 月 日
滞在快適性等向上公園施設の内容
特定公園施設の内容
公園利便増進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無
建蔽率特例の活用の有無
地区名
都市再生整備計画 計画期間 西暦 年 月 ～ 年 月
URL
③ 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績
運用開始年月日 西暦 年 月 日
運用終了年月日 西暦 年 月 日
内容
場所
特定路外駐車場の規模
地区名
都市再生整備計画 計画期間 西暦 年 月 ～ 年 月
URL

資料 2.1-1 調査1[市区町村まちづくり担当者あて]調査票(7/13)

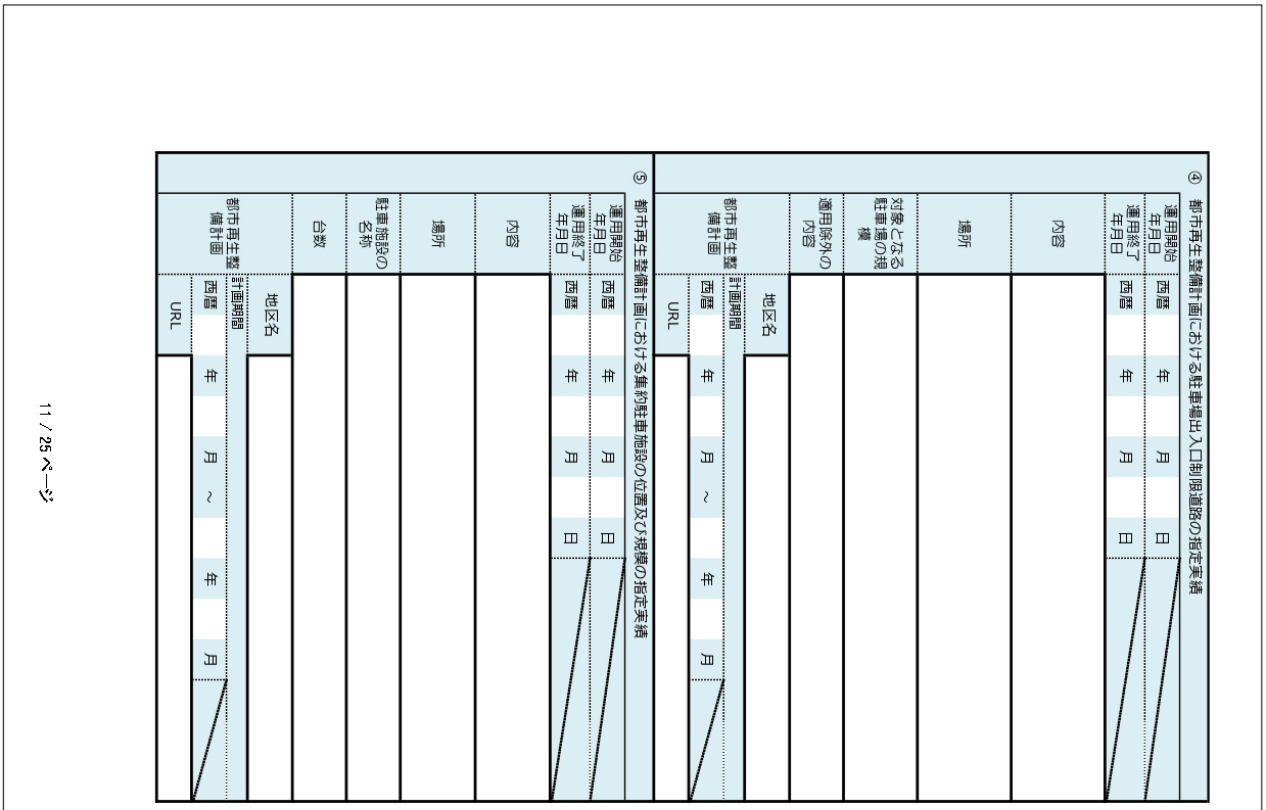

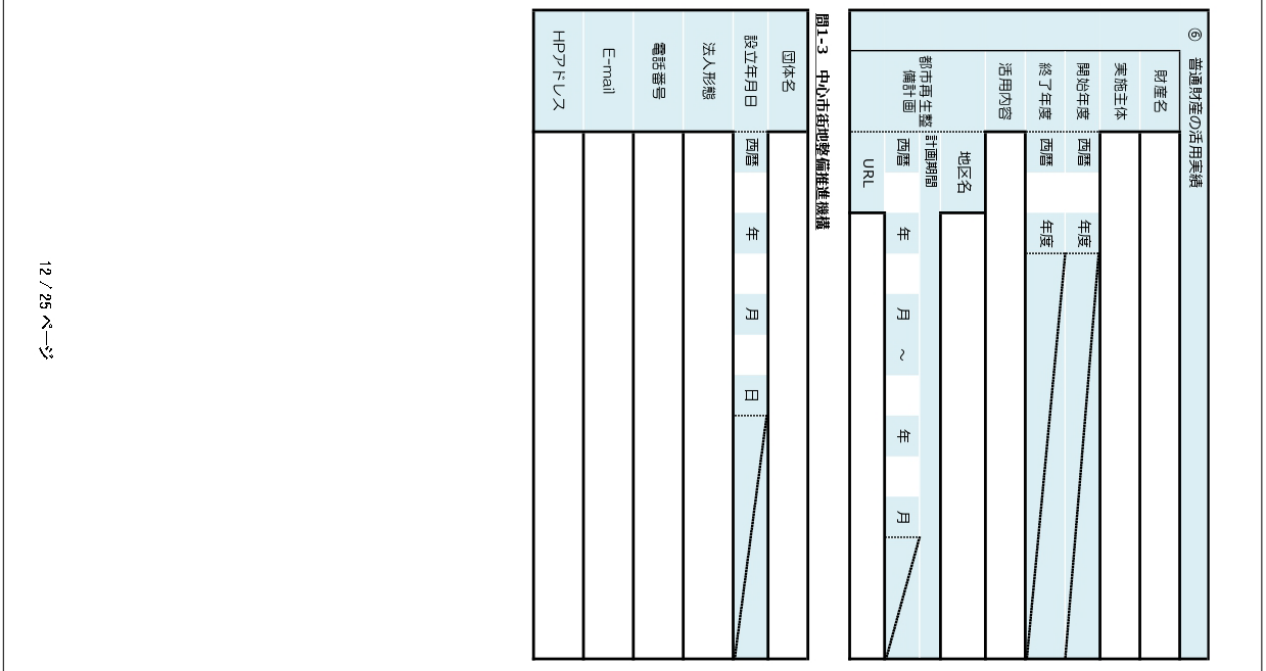

2．都市再生推進法人の指定の状況

ここでは、貴団体管内の都市再生推進法人の指定等について、各々の回答欄に該当する内容をご回答願います。

問2-1　都市再生推進法人の指定の状況

貴団体における都市再生推進法人の指定状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄

問2-2　都市再生推進法人の指定の理由

問2-1で「指定している」を回答された方は、指定の理由について、以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　都市再生やまちづくりを推進することを活動目的としている	
イ　まちづくり活動の実績がある	
ウ　市内に事務所を有する	
エ　市内でまちづくり活動を行っている	
オ　必要な組織体制、人員体制、必要な経済的基礎を有している	
カ　関係行政機関や他の民間組織等と連携を図ることができる	
キ　その他	
その他の内容：	

以下の設問は、「問2-1　都市再生推進法人の指定の状況」の設問において、「ア 指定している」を選択した場合にのみ、指定している団体ごとに回答してください（次頁以降に3団体分の記入欄がございます）。

なお、3団体を超える法人について記入する場合は、シート「調査1の追加欄（問2-2関係）」の«法人概要等記入欄④»から«法人概要等記入欄⑬»にお願いします。

«法人概要等記入欄①»

法人名①		
法人区分（プルダウン）		
設立年月日	西暦　年　月　日	
指定年月日	西暦　年　月　日	
設立目的		
主な活動内容 ※複数回答	ア　公共施設の管理・活用	
	イ　イベント等実施による賑わい創出	
	ウ　不動産管理・運営	
	エ　空き家・空き地の活用	
	オ　広告設置事業	
	カ　行政支援（行政からの受託業務等）	
	キ　地域ビジョン・ルールの作成	
	ク　防災・防犯の意識啓発	
	ケ　清掃・美化活動	
	コ　地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）	
	サ　中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	
	シ　その他	
	（その他記入欄）	

上記活動内容のうち、都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第119条）に該当する業務と認識されているもの全てを記載してください。
記載例：上で選択した　「ク）防災・防犯の意識啓発」が、法第119条第15号「都市の再生に関する普及啓発」に該当すると認識している。

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条）

（１）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（２）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
（３）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（４）事業用地の取得、管理、譲渡
（５）公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（６）緑地等管理効率化設備等の管理
（７）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（８）都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設（カーテン式な整備及び管理
（９）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
（10）跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
（11）滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
（12）道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
（13）都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
（14）都市の再生に関する調査研究
（15）都市の再生に関する普及啓発
（16）その他の都市の再生に必要な業務

記載欄：	
電話番号	
E-mail	
担当者	
HPアドレス	

«法人概要等記入欄②»

法人名②		
法人区分（プルダウン）		
設立年月日	西暦　年　月　日	
指定年月日	西暦　年　月　日	
設立目的		
主な活動内容 ※複数回答	ア　公共施設の管理・活用	
	イ　イベント等実施による賑わい創出	
	ウ　不動産管理・運営	
	エ　空き家・空き地の活用	
	オ　広告設置事業	
	カ　行政支援（行政からの受託業務等）	
	キ　地域ビジョン・ルールの作成	
	ク　防災・防犯の意識啓発	
	ケ　清掃・美化活動	
	コ　地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）	
	サ　中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	
	シ　その他	
	（その他記入欄）	

上記活動内容のうち、都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第119条）に該当する業務と認識されているもの全てを記載してください。
記載例：上で選択した　「ク）防災・防犯の意識啓発」が、法第119条第15号「都市の再生に関する普及啓発」に該当すると認識している。

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条）

（１）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（２）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
（３）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（４）事業用地の取得、管理、譲渡
（５）公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（６）緑地等管理効率化施設等の管理
（７）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（８）都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
（９）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
（10）跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
（11）滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
（12）道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
（13）都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
（14）都市の再生に関する調査研究
（15）都市の再生に関する普及啓発
（16）その他の都市の再生に必要な業務

記載欄：	
電話番号	
E-mail	
担当者	
HPアドレス	

«法人概要等記入欄③»

法人名③		
法人区分（プルダウン）		
設立年月日	西暦　年　月　日	
指定年月日	西暦　年　月　日	
設立目的		
主な活動内容 ※複数回答	ア　公共施設の管理・活用	
	イ　イベント等実施による賑わい創出	
	ウ　不動産管理・運営	
	エ　空き家・空き地の活用	
	オ　広告設置事業	
	カ　行政支援（行政からの受託業務等）	
	キ　地域ビジョン・ルールの作成	
	ク　防災・防犯の意識啓発	
	ケ　清掃・美化活動	
	コ　地域情報の発信（広報紙・SNS・HP等）	
	サ　中間支援的活動（コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般）	
	シ　その他	
	（その他記入欄）	

上記活動内容のうち、都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第119条）に該当する業務と認識されているもの全てを記載してください。
記載例：上で選択した　「ク）防災・防犯の意識啓発」が、法第119条第15号「都市の再生に関する普及啓発」に該当すると認識している。

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条）

（１）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（２）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
（３）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（４）事業用地の取得、管理、譲渡
（５）公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（６）緑地等管理効率化施設等の管理
（７）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（８）都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
（９）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
（10）跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
（11）滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
（12）道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
（13）都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
（14）都市の再生に関する調査研究
（15）都市の再生に関する普及啓発
（16）その他の都市の再生に必要な業務

記載欄：	
電話番号	
E-mail	
担当者	
HPアドレス	

問2-3　都市再生推進法人の指定の取消の状況

貴団体が指定した都市再生推進法人について、その指定を取り消したことがあるかについて、該当する項目にご回答ください（**複数回答可**・プルダウン式） 「ア-ａ」～「ア-ｄ」と回答した場合は、指定を取り消した法人の概要や、当該取消の理由や背景等について、«指定を取り消した法人概要等の記入欄»に記入してください（次頁以降に2団体分の記入欄がございます。	回答欄
ア　指定を取り消したことがある（当該法人が解散した場合を含む）	下のa～dについて回答してください
ア-ａ　貴団体が指定を取り消した（改善命令に法人が応じなかった等による）	
ア-ｂ　都市再生推進法人から指定取消の申し出があり、取り消した	
ア-ｃ　都市再生推進法人が解散した	
ア-ｄ　その他	
（その他記入欄）	
イ　指定を取り消したことがない	

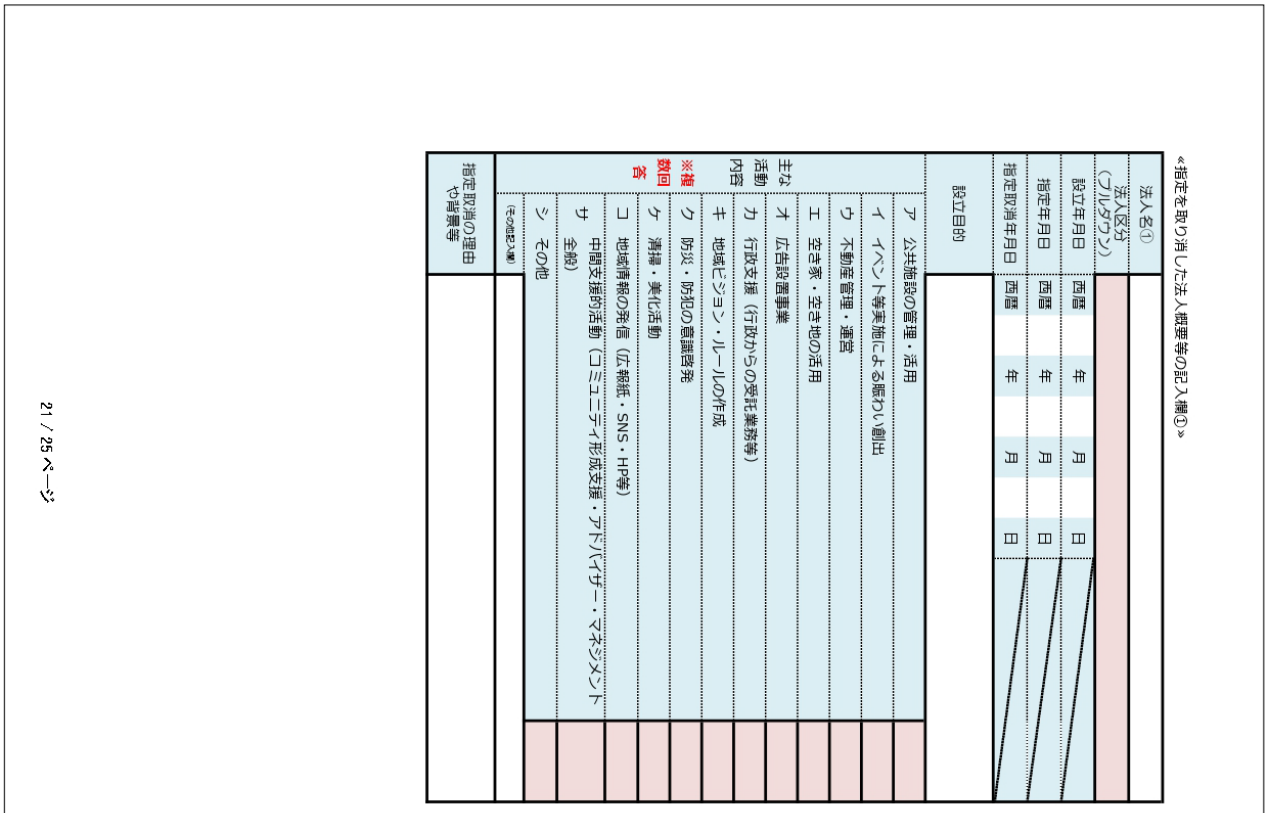
«指定を取り消した法人概要等の記入欄①»
法人名①
法人区分
(プルダウン)
設立年月日
西暦 年 月 日
指定年月日
西暦 年 月 日
指定取消年月日
西暦 年 月 日
設立目的
主な活動内容
※複数回答
ア 公共施設の管理・活用
イ イベント等実施による賑わい創出
ウ 不動産管理・運営
エ 空き家・空き地の活用
オ 広告設置事業
カ 行政支援(行政からの受託業務等)
キ 地域ビジョン・ルールの作成
ク 防災・防犯の意識啓発
ケ 清掃・美化活動
コ 地域情報の発信(広報紙・SNS・HP等)
サ 中間支援的活動(コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般)
シ その他
(その他記入欄)
指定取消の理由や背景等
21 / 25 ページ
«指定を取り消した法人概要等の記入欄②»
法人名②
法人区分
(プルダウン)
設立年月日
西暦 年 月 日
指定年月日
西暦 年 月 日
指定取消年月日
西暦 年 月 日
設立目的
主な活動内容
※複数回答
ア 公共施設の管理・活用
イ イベント等実施による賑わい創出
ウ 不動産管理・運営
エ 空き家・空き地の活用
オ 広告設置事業
カ 行政支援(行政からの受託業務等)
キ 地域ビジョン・ルールの作成
ク 防災・防犯の意識啓発
ケ 清掃・美化活動
コ 地域情報の発信(広報紙・SNS・HP等)
サ 中間支援的活動(コミュニティ形成支援・アドバイザー・マネジメント全般)
シ その他
(その他記入欄)
指定取消の理由や背景等
22 / 25 ページ

問2-4　都市再生推進法人指定後に実施する活動内容等についての監督方法

問2-4-①

都市再生推進法人指定後に実施する、活動内容等についての監督方法（都市再生特別措置法121条）はどのように決めていますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　都市再生推進法人の指定に関する事務取扱要綱等で定めている	
イ　監督方法は定めていない	
ウ　その他	
その他の内容：	

問2-4-②

都市再生推進法人指定後に、活動内容等についてどのように監督（都市再生特別措置法121条）していますか。以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　活動実施報告書を提出してもらっている	
イ　定期的に打合せを実施している	
ウ　メールや電話等で状況をヒアリングしている	
エ　監督していない	
オ　その他	
その他の内容：	

(1)-2 調査 1:都市再生特別措置法等に基づく制度活用等に関する調査結果のポイント

「調査1:都市再生特別措置法等に基づく制度の活用等に関する調査」における、調査項目「都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査」及び調査項目「都市再生推進法人の指定の状況」についての調査結果のポイントは以下の通りである。

1. 都市の人口規模ごとの都市再生推進法人の指定状況

- 人口規模が大きいほど都市再生推進法人の指定率が上昇する傾向がある。
- 100 万人以上の都市では 63.6%(7件)が指定済みである一方、10 万人未満では 1.9%(20 件)に留まるなど、都市規模に応じ活用状況の差がみられる(図 2.1-3)。

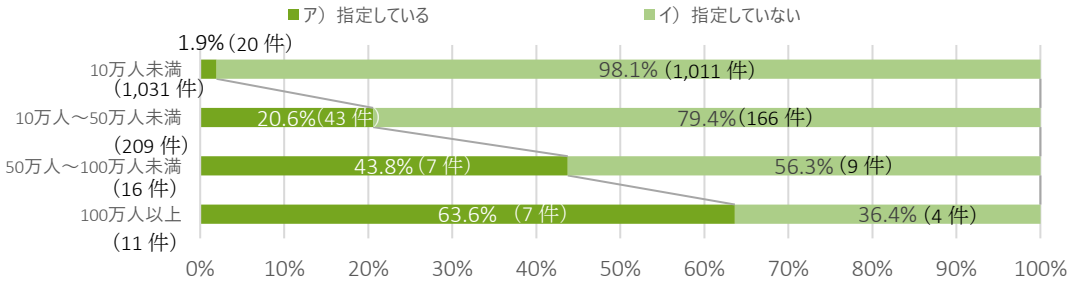

都市再生推進法人の指定状況(図 2.1-3) N=1,268

2. 事務取扱要綱の整備による適正な法人監督体制の構築

- 指定済み自治体の約 8 割が「事務取扱要綱等」により監督方法を規定している(図 2.1-9)。
- 具体的な手法として「活動実施報告書の提出」が最多であり、そのほか定期的な打合せやヒアリングが挙げられている(図 2.1-11)。

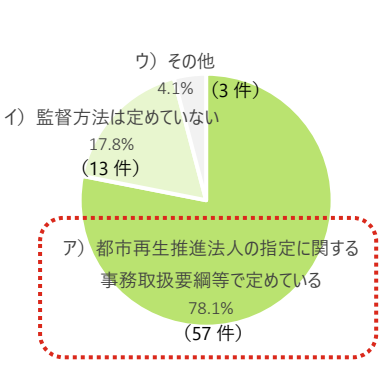

監督方法の定め方(図 2.1-9) N=73

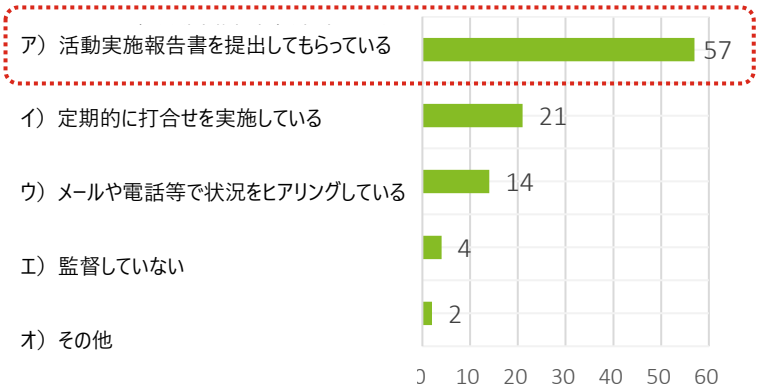

監督方法(図 2.1-11) N=73(回答者数・複数回答可)

これらの詳細については、2-22 ページから、「(1)-3」として「都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査」の結果を整理した。

また、2-53 ページから、「(1)-4」として「都市再生推進法人の指定の状況」の結果を整理した。

(1) -3 都市再生特別措置法等に基づく協定締結に関する実態調査

1) 問 1-1 都市再生特別措置法等に基づく協定、特例等の活用実績まとめ

主な調査結果は以下の通りである。(活用実数が多いものを抽出)

① 都市利便増進協定の締結実績

・日常管理に関する事項の内容をみると、協定に基づき、都市再生推進法人が清掃、植栽管理、放置自転車の整序等を担う日常管理や、公共空間を活用したイベント収益を維持管理に還元する等となっている。

・今年度新たに把握した実績は7件の報告があった。

② 道路占用許可の特例の活用実績

・実施事業の内容をみると、オープンカフェ、コミュニティサイクル、広告板の設置等となっている。

・今年度新たに把握した実績は 12 件である。

③ 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況

・活用する官民連携制度の内容で多くみられるものは、都市利便増進協定、道路占用許可の特例、都市公園占用許可の特例等となっている。

・今年度新たに把握した実績は 18 件である。

2) 設問ごとの回答

都市再生特別措置法に基づく協定等の実態を以下の①～⑪に示す。なお、①～⑪について、今年度新たに把握した実績は番号の左に★マークを付している。

なお、表 2.1-7～表 2.1.21 の表は、当該制度が活用されてきた経緯を分かりやすくする観点から、時系列により締結日等の古いものから順に並べた。また、各一覧表において、アンケートの回答者による不揃いの記載については、以下の考え方のもとで統一して記載した。

・活用主体等 ： 法人形態を略記((株)、(公社)、(一社)、(公財)、(一財)、(NPO 法人)に統一

・公物の管理者 ： 国土交通省、都道府県、市区町村の名称(部署等は記載)に統一

・句読点 ： 各回答における「,」や「・」は、全角の「、」に統一

・箇条書き等 ： 各回答「・」の記載に統一

＜設問 ※再掲＞

問 1-1 都市再生特別措置法等に基づく協定、特例等の活用実績

①都市利便増進協定
②都市再生歩行者経路協定
③都市再生整備歩行者経路協定
④低未利用土地利用促進協定
⑤道路占用許可特例
⑥河川敷地占用許可制度
⑦都市公園占用許可特例
⑧都市再生整備計画の提案
⑨市町村都市再生協議会の設立
⑩滞在快適性等向上区域(まちなかウォーカブル区域)の設定
⑪交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況

① 都市利便増進協定の締結実績

表 2.1-7 都市利便増進協定の締結実績（締結日順）(1/4) ※令和7年度調査時点 ※締結日（ ）内の日付は変更日

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
1	川越市、(株)まちづくり川越	2012/8/7	2013/3/15	自転車駐車器具	サイクルポート周辺の維持管理を実施
2	北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)	2013/3/28	2022/3/31	食事施設、広告板	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
3	草津市、草津まちづくり(株)	2013/12/27	2030/3/30	niwa+（ニワタス）における公園系施設（屋上広場、管理倉庫、受水槽）、賑わいを創出する施設（屋外デッキ、テーブル、イス）	草津まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施。屋外デッキとして使用する部分については、市からまちづくり会社へは無償で貸付を行い、まちづくり会社はテナントに有償で貸付を行うことで、そこで得た利益を緑化広場の植栽等に還元
4	道路管理者、大阪駅北地区先行開発区域開発事業者、(一社)グランフロント大阪 TMO	2014/12/5	2028/3/31	歩道関連施設、オープンカフェ・売店等、広告板・バナー広告、敷地内広告、案内サイン、屋外ベンチ、非常用電源コンセント、多機能照明柱（添架設備）、防犯カメラ、アッパーライト	清掃・点検・巡回、違反広告物の撤去、放置自転車の整序
5	東海市、(株)まちづくり東海	2016/2/16（駅東側）	2026/3/31	オープンカフェ、広場及び道路（歩道）	・協定区域の清掃、美化活動の実施 ・放置自転車の整序の実施及び違法駐輪が増えないように利用者へのマナー周知 等
6	草津市、草津まちづくり(株)	2016/12/2	2025/3/31	KUATSU COCORIVA（クサツココリバ）における食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの広告塔、案内板、看板、標識、旗竿、パーキング、幕、アーチその他これらに類するもの	清掃、美化活動、地被類・植栽管理及び園内植栽装飾 屋外テラスとして使用する部分については、市からまちづくり会社へは無償で貸付を行い、まちづくり会社はテナントに有償で貸付を行うことで、そこで得た利益を緑化広場の植栽等に還元
7	(一財)柏市みどりの基金，柏市	2017/2/3	2027/3/31	食事施設（花小鳥（飲食店））、購買施設	北柏ふるさと公園他８カ所管理，地域活性化イベント運営事業，歩道緑化事業，河川空間活用事業 等
8	長浜市、えきまち長浜(株)	2017/3/14 (2022/4/1)	2025/3/31	長浜駅周辺の通路、駐車場、広場、広告塔、えきまちテラス長浜公共通路及び緑地広場、イベント広場等	・日常管理業務はえきまち長浜(株)が実施 ・管理に要する費用は財産区分に応じて締結者間で分担し負担
9	仙台市、(一社)荒井タウンマネジメント	2017/3/24	2024/5/7	運動広場（公園用地を除く。人工芝、防球ネット、ナイター設備等）、運動広場付帯管理施設、運動施設案内板、駐車場	芝生・樹木・植栽帯の維持管理、日常的な清掃・点検・巡回、公園施設の小規模修繕、利用方法やマナーの周知・注意、駐輪マナーの啓発
★10	東海市、(株)まちづくり東海	2017/12/25 （駅西側）	2027/3/31	オープンカフェ、広場及び道路（歩道）	協定区域の清掃、美化活動の実施 放置自転車の整序の実施及び違法駐輪が増えないように利用者へのマナー周知 等
11	さいたま市、(一社)アーバンデザインセンター大宮	2018/2/20	未定	賑わい創出事業のための設備、休憩施設	・都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等を実施 ・管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担し負担

表 2.1-7 都市利便増進協定の締結実績（締結日順）(2/4) ※令和7年度調査時点 ※締結日（ ）内の日付は変更日を記載

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
12	栄ミナミまちづくり(株)、道路管理者、公園管理者	2018/3/23	2030/3/31	広告塔、自転車等駐車場、看板、パークレット	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施 放置自転車の整理、マナー向上に関する啓発活動の実施 路上違法看板の掲出抑制に関する啓発活動の実施 良好な景観形成に寄与する広告物の自主審査
13	栄ミナミまちづくり(株)、三菱 UFJ 信託銀行(株)	2018/3/30	2030/3/31	シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃 等
14	福井市、まちづくり福井(株)	2018/4/4		食事・購買・休憩施設、広告塔・看板、屋外ベンチ、花壇	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、プランター等の管理
15	豊田市、(一社)TCCM	2018/5/20	2028/3/31	広告看板、食事・購買施設その他これらに類するもの	周辺の清掃、美化活動の実施
16	中部地方整備局、栄ミナミまちづくり(株)	2018/9/25	2030/3/31	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃 等
17	前橋市、(公財)前橋市まちづくり公社	2019/3/8	2027/3/31	広場、広告板、案内施設、休憩施設	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
18	神戸市、神戸ハーバーランド(株)	2019/3/14	2030/3/31	購買施設、食事施設、駐車場、広場、通路	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の清掃・点検等の維持管理
19	富山市、(株)富山市民プラザ ※H31.4.1 に(株)まちづくりとやまから(株)富山市民プラザへ変更	2019/4/1	2027/3/31	グランドプラザ（広場）に設置する音響装置、ミスト装置	・(株)富山市民プラザが日常管理や施設を活用したイベントを実施 ・維持管理については、グランドプラザ利用料徴収による自主財源にて実施
20	福崎町、(株)PAGE	2019/3/29		賑わい創出施設 等	福崎町が(株)PAGE を指定管理者とし(株)PAGE が施設の運営、管理
★21	道路管理者（岩手県、大船渡市）、河川管理者（岩手県）、都市再生推進法人（(株) キャッセン大船渡）	2019/4/1		大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）	道路及び河川区域内における簡易的な除草、ごみ拾い
22	静岡市、(一社)草薙カルテッド	2019/7/13	2021/4/22	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ（北口芝生広場）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
23	静岡市、(一社)草薙カルテッド	2019/7/13	2021/4/22	小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター（南口イベント広場地区）	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
24	渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	2019/ 10/10	2035/3/31	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及び観光案内所、バス定期券発売所及びバス案内所、道路通行空間	清掃サービスレベル向上事業を協力して実施することにより一体的な管理を行う。
25	御伝鷹まちづくり(株)	2020/ 10/16	2027/3/31	店舗（軽飲食販売・購買施設）、オープンカフェ施設（机、椅子、花壇プランター等）、照明、イベント用電源設備、散水栓、宅内ポンプ、水辺デッキ（イベント広場）等	都市利便増進施設及びその周辺の清掃及び美化活動の実施、周辺の安全な通行の確保、店舗、オープンカフェ施設等の設置・活用に起因する損害対応

表 2.1-7 都市利便増進協定の締結実績（締結日順）(3/4) ※令和7年度調査時点 ※締結日（ ）内の日付は変更日を記載

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
26	静岡市、(一社)草薙カルテッド	2021/4/22	2030/3/31	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ（北口芝生広場）、小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター（南口イベント広場地区）、広告版、バナーフラッグ（南北自由通路）、北口駐輪場（令和４年４月１日から）	施設及び芝生の管理、清掃業務 等
★27	倉敷市、倉敷まちづくり(株)	2021/8/20	2026/3/31	ウッドデッキ、芝生広場、テーブル、イス、日除け施設、屋外ベンチ、植樹帯、プランター、広告板	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と施設の日常管理
28	(一社)美園タウンマネジメント	2021/11/8	2029/3/31	駐輪場、シェアサイクルポート	維持：日時的な点検、巡回、監視、応急修理、小規模修理、緊急時の対応（風・雨・雪・地震・火災・雷等） 修繕：維持規模を超える修理（主に破損等により通常の機能を損なった状態を復旧すること） 更新：大規模な設備及び施設の取替え（仕様、部材の変更を含め一定範囲を抜本的に改修、取替えすること）
29	錦二丁目エリアマネジメント(株)	2022/3/11	2030/3/31	木質化ベンチ（都市の木質化プロジェクトの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）、グリーンインフラ（ＳＤＧｓ まちづくりの一環として設置される歩行者等の利便に資する休憩施設）及び隣接する歩道上植栽。自転車駐車器具。	設置施設の巡回、点検及び周辺の清掃、美化活動、異常報告の実施
30	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	2022/8/30	2030/3/31	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
31	前橋市、(一社)前橋デザインコミッション	2022/9/21	2033/3/31	道路、公園、河川、広場	日常管理業務は、協定締結者が実施することとし、また、日常管理に要する費用は協定締結者が負担するものとする。
32	高蔵寺まちづくり(株)	2022/12/26	2030/3/31	駅前広場、地下道、公共空地、駐車場、トイレ、市民コーナー、食事購買施設、ベンチ・テーブル、植栽	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
33	岡崎市、(株)まちづくり岡崎	2023/3/31	2026/3/31	オープンカフェ等の設置（食事施設、購買施設、休憩所） ＜該当施設例＞テーブル、イス、テント 等	都市利便増進施設及び周辺（施設を設置しない歩道部を含む）の清掃、美化活動の実施、良好な景観の保全・形成（屋外広告物、夜間照明、まちなみ等）
34	(公財)名古屋まちづくり公社、名古屋市、東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、名古屋市（高速度鉄道事業者）	2023/5/1	2039/3/31	金山総合駅連絡通路橋	総括管理（災害時不測事態発生時の応急措置、苦情処理、日常巡回、施設管理等）、点検・警備・修繕 等
35	(一社)天文館みらいマネジメント	2024/3/19	2028/3/31	広告付きベンチ	都市利便増進施設の日常管理業務、不法占拠者への対応
36	府中市、(株)まちづくり府中 ※R6.4 に「一般社団法人まちづくり府中」から「株式会社まちづくり府中」に組織改編と事業移管を実施	2024/6/17	2028/3/31	道路	対象施設の清掃 等
37	北広島市、(株)日本エスコン	2024/6/26		北広公園（公園）、ゲートパーク（広場）	市が実施する
38	倉敷市、倉敷まちづくり(株)	2024/7/5	2026/3/31	広場、食事施設、購買施設、ベンチ	都市利便増進施設を活用してまちの賑わいの創出に資するイベント等の実施と施設の日常管理

表 2.1-7 都市利便増進協定の締結実績（締結日順）（4/4） ※令和7年度調査時点 ※締結日（ ）内の日付は変更日を記載

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項
39	富士コーヒー(株)、名古屋市及び名古屋港管理組合	2024/7/24	2026/3/31	休憩施設、通路、柵	－
★40	港区、高輪ゲートウェイエリアマネジメント、東日本旅客鉄道(株)	2025/3/11	2033/3/31	歩道関連施設、樹木（街路樹）、下段、バナー広告等、ベンチ、カウンター、テーブル、公園施設	財産区分に従い、各々が維持管理
★41	(株)豊橋まちなか活性化センター	2025/3/31	2029/3/31	豊橋駅南口駅前広場	都市利便増進施設を活用したにぎわいの創出並びに管理の高質化
★42	(一社)UDCK タウンマネジメント、柏市	2025/4/1	2026/3/31	柏の葉アクアテラス及び周辺道路	都市再生推進法人が日常管理（美化活動等）を実施する。都市利便増進協定を活用して，まちの賑わい創出，回遊性向上に資する事業を実施する。
★43	サンシティ池田管理組合法人、阪急電鉄(株)	2025/7/30	2028/3/31	広場、通路、駐輪場	清掃、警備、修繕 等

② 都市再生歩行者経路協定の締結実績

表 2.1-8 都市再生歩行者経路協定の締結実績（締結日順） ※令和7年度調査時点 ※締結日（ ）内の日付は変更日を記載

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	協定施設	日常管理に関する事項
1	福岡市、九州旅客鉄道(株)、(株)西日本シティ銀行、(株)TAK プロパティ	2011/9/30	継続中	地下通路	日常の管理区分の明示、シャッター・止水板の操作区分、保守工事・点検・修繕区分の明示・区域内の秩序の保持・財産の保全・人命の安全確保に関する区分の明示
2	港区、東京都、(株)アルベログランデ	2018/9/10 (2022/4/22)	竹芝開発業務棟・住宅棟の存する日まで	昇降施設、歩行者デッキ、民間施設内通路 等	財産区分に従い、各々が自己の責任及び費用において実施する。

③ 都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

表 2.1-9 都市再生整備歩行者経路協定の締結実績（締結日順） ※令和7年度調査時点

NO.	協定締結者	締結日	協定終了日	協定施設	日常管理に関する事項
1	えきまち長浜(株)、西日本旅客鉄道(株)、(株)平和堂、地権者、長浜市	2017/12/28	指定なし	長浜駅自由通路、階段、エスカレーター、ペデストリアンデッキ 等	財産区分に応じ、えきまち長浜(株)、(株)平和堂が実施
2	北広島市、(株)日本エスコン	2024/6/26		エルフィンパーク、道路上空通路、複合交流拠点施設、道路上空通路、居住交流施設	協定書に定める財産区分に基づき、その所有者が行うものとする。

④ 低未利用土地利用促進協定の締結実績

実績報告なし ※令和7年度調査時点

⑤ 道路占用許可の特例の活用実績

表 2.1-10 道路占用許可の特例の活用実績（開始年度順）（1/5） ※令和7年度調査時点

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
1	新宿駅前商店街振興組合	2012	2025	新宿区	常設オープンカフェ（食事施設）、地域ルールに則った広告の設置
2	札幌大通まちづくり(株)	2013	2021	北海道開発局	すわろうテラス、オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
3	(一社)グランフロント大阪 TMO	2013	2027	大阪市	広告板・バナー広告の設置・管理、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）設置・管理
4	新鳥取駅前地区商店街振興組合	2013		鳥取市	休憩施設の設置
5	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	2013	2029	群馬県、高崎市	高崎まちなかコミュニティサイクル
6	高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	2013	2029	群馬県、高崎市	高崎まちなかオープンカフェ
7	(一社)新虎通りエリアマネジメント	2014	2022	東京都	食事施設・オープンカフェ（食事施設）・購買施設等の設置によるにぎわいの創出
8	サイカパーキング(株)	2014	2028	神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
9	(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	2014	2028	柏市	休憩施設の設置、バナー広告の設置
10	まちづくり福井(株)	2014	2023	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
11	高岡市、(公社)高岡市観光協会	2014	2025	高岡市	観光案内所の設置
★12	(一社)UDCK タウンマネジメント	2014	2028	柏市	食事施設，サイン・バナーの設置
13	(株)まちづくり長野	2014	2020	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
14	富士見商店街協同組合	2014	2026	千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェスの実施 バナー広告の設置
15	ＮＰＯ法人タウンモービルネットワーク北九州	2014	2025	北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
16	協同組合 総曲輪通り商盛会	2014	2026	富山市	看板（バナーフラッグ）及び休憩施設（ベンチ）の設置
17	(株)ドコモ・バイクシェア	2014	2024	横浜市道路管理課、各区土木事務所	横浜都心部コミュニティサイクル事業
18	神戸市	2014	2029	神戸市	購買施設、食事施設、広告の設置（地下街「デュオこうべ浜の手」）、オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置
★19	民間事業者	2014	2029	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの）の整備・管理、オープンカフェ「三宮プラッツ」（テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等）の賑わい創出

表 2.1-10 道路占用許可の特例の活用実績（開始年度順）（2/5） ※令和7年度調査時点

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
20	千葉銀座商店街振興組合	2015	2026	千葉市	フリーマーケットの実施
21	千葉市中心市街地まちづくり協議会	2015	2026	千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
22	ウエストリオテナント会	2015	2026	千葉市	マルシェの実施
23	パラソルギャラリー実行委員会	2015	2026	千葉市	工房、オープンカフェの実施
24	栄町通り商店街振興組合	2015	2026	千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施
25	千葉都心イルミネーション実行委員会	2015	2026	千葉市	イルミネーションにおけるバナー広告の設置
26	(公社)千葉県観光物産協会	2015	2026	千葉市	観光ＰＲイベントの実施
27	センシティビルディング管理組合	2015	2026	千葉市	モノレール支柱商業巻広告の設置
28	(株)まちづくり東海	2015	2026	東海市	オープンカフェの設置・管理
29	民間事業者	2015	2019	姫路市	コミュニティサイクル事業
30	(一財)柏市まちづくり公社	2016	2028	柏市	「KASHIWA W DECK － 柏駅前デッキ利活用プロジェクト」 ※食事施設・購買施設等の設置、広告物の設置
31	ＮＰＯ法人うつのみやまちづくり推進機構	2017	2027	宇都宮市	宇都宮まちなかオープンカフェ事業
32	まちづくり協議会	2017	未定	高崎市	オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置
33	周南市、選定された事業者	2017	2025	周南市	オープンカフェ、マーケット等の実施
34	r-223	2017	2026	千葉市	千葉駅前大通りでの屋台設置
35	多摩センター地区連絡協議会	2017	2021	多摩市	食事施設（パラソル・椅子等）
36	(一社)新虎通りエリアマネジメント	2018	2022	東京都	オープンカフェ及び店舗の設置（食事・購買施設） 地域のルールに則った広告塔・看板の設置
37	まちづくり福井(株)	2018	未定	福井市	常設のオープンカフェ・売店・看板の設置・管理
38	(一社)TCCM	2018	2022	豊田市	広告看板の設置・管理、マーケットの開催（オープンカフェ等の設置）
39	千葉商工会議所	2018	2026	千葉市	歩行者天国（食事施設・購買施設）

表 2.1-10 道路占用許可の特例の活用実績（開始年度順）(3/5) ※令和7年度調査時点

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
40	(株)まちづくり大津	2018	2020	大津市	食事施設・購買施設、広告塔・看板、サイクルポートの設置
41	(株)宿坊クリエイティブ	2018	2025	和歌山市	道路空間を活用した社会実験
42	(一社)草薙カルテッド	2018	2025	静岡市	食事施設等の設置、管理
43	栄ミナミまちづくり(株)	2018	2025	名古屋市	広告塔、自転車等駐車場、看板
44	松本市	2018	2022	松本市建設部維持課	シェアサイクルポートの設置
45	(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	2019	2034	渋谷区	食事施設（カフェ及び観光案内所）の設置・管理 購買施設（バス定期券発売所及びバス案内所）の設置・管理
46	(一社)UDCK タウンマネジメント	2019	2023	柏市	食事施設の設置　サイン・バナーの設置
47	(公財)前橋市まちづくり公社	2019	2026	前橋市	食事施設、購買施設その他類する施設(オープンカフェ等)
48	民間事業者	2019	2023	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの）の整備・管理、オープンカフェ「三宮プラッツ」（テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等）の賑わい創出
49	(株)ドコモ・バイクシェア、OpenStreet(株)	2019	2029	横浜市道路局管理課、国土交通省横浜国道事務所	横浜市シェアサイクル事業
★50	(一社)草薙カルテッド、静岡市	2020	2024	静岡市	常設オープンカフェ（食事施設等）の設置・管理
51	豊中市	2020	2025	豊中市	シェアサイクル事業（サイクルポートの設置）
52	川崎市	2020	2025	川崎市	公共空間を有効活用した広告事業
53	まちづくり武生(株)	2020	2022	福井県	オープンテラス（テーブル、イス）の設置
54	こまがねテラス	2020		駒ヶ根市	沿道飲食店の路上利用
55	御伝鷹まちづくり(株)	2020	2026	静岡市	常設オープンカフェ（軽飲食販売施設等）の設置・管理
56	交通事業者等	2020	2024	国、宮崎県、宮崎市	サイクルポート設置
57	川崎市	2021	2025	川崎市	広告塔、バナーフラッグ等の設置による景観の向上
58	北九州市	2021	2025	北九州市	北九州市シェアサイクル事業
59	(一社)梅田１丁目エリアマネジメント	2021	2025	大阪市	広告板の設置・管理、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）の設置・管理

表 2.1-10 道路占用許可の特例の活用実績（開始年度順）（4/5） ※令和7年度調査時点

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
60	ハレマ協議会	2021	2026	岡山市	ハレまち通り（旧県庁通り）において、歩道の一部を活用してオープンカフェ等を実施
61	函館市	2022	2023	国土交通省、北海道、函館市	オープンカフェ等社会実験
62	多摩センター地区連絡協議会	2022	2024	多摩市	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ事業
63	都市再生推進法人	2022	2025	和歌山市	和歌山市道新南 4 号線、6 号線、26 号線、道路空間を活用した社会実験
64	都市再生推進法人	2022	2025	和歌山市	和歌山市道北ぶらくり丁線、道路空間を活用した社会実験
65	岡山市	2022	2026	国土交通省中国地方整備局	岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」事業における道路上へのポート設置
66	錦二丁目エリアマネジメント(株)	2022	2029	名古屋市	ベンチ、自転車駐車器具
★67	ちこほこ実行委員会	2022	2026	千葉市	千葉都心地区まちなかウォーカブル推進事業
★68	区域内の飲食店や物品販売店舗、商店街	2022	2026	国または函館市	歩行者回遊性向上社会実験(ぐるっと駅前・大門めぐり) 函館駅前・大門地区賑わい創出事業（ぐるっと駅前・大門めぐり）
★69	沼津市	2022	2022	静岡県	新型コロナウイルス感染症影響飲食店等への緊急支援措置路上利用
70	都市再生推進法人	2023	2025	和歌山市	和歌山市道本町和歌浦線、道路空間を活用した社会実験
71	(株)まちづくり岡崎	2023	2025	岡崎市	歩道を中心とした軒先活用など
★72	宇部市	2023	2023		
73	(一社)アーバンデザインセンター大宮	2023	2025	さいたま市	拡幅された歩道空間の積極的な有効活用（キッチンカーの出店）により、大宮駅周辺の賑わい創出および隣接する再開発ビルとの一体的なエリアマネジメントを図る。
74	(一社)TCCM	2023	2028	豊田市	マーケットの開催 等
75	ダイセン産業(株)	2024	2027	伊勢市	自転車駐車器具（シェアサイクルポート）の設置・管理
76	(株)生き活き市場	2024	2025	弘前市	オープンテラス等による道路空間の活用
★77	堺市	2024	2027	堺市	堺市シェアサイクル事業
★78	都市再生推進法人	2024	2025	和歌山市	和歌山市道市駅前線、道路空間を活用した社会実験
79	御徒町駅南口商店会	2025	2025	台東区	食事施設の設置・維持管理

表 2.1-10 道路占用許可の特例の活用実績(開始年度順)(5/5) ※令和7年度調査時点

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	道路管理者	実施事業
★80	交通事業者等	2025	2029	国、宮崎県、宮崎市	シェアサイクル普及促進事業
★81	地方公共団体、都市再生推進法人	2025	2029	三田市	特例道路占用区域の指定
★82	多摩センター地区連絡協議会	2025	2027	多摩市	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ

⑥ 河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

表 2.1-11 河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績（区域指定日順） ※令和7年度調査時点

NO.	都道府県	市区町村	区域指定日	区域名称	河川名	河川管理者	占用主体	占用施設	許可期間	実施事業	利用形態
1	東京都	大田区	2019/6/17		多摩川	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	大田区、公募選定事業者			検討中	
2	福井県	福井市	2020/6/1	福井まちなか地区	足羽川	福井県	まちづくり福井(株)	屋台・ケータリングカー、飲食・休憩用の椅子、河川敷アート 等	2024/4/1～2028/3/31	まちキャン、AQUA テラス	キャンプ、バーベキュー、SUP 体験、川下りツアー 等
3	東京都	世田谷区	2021/2/5	多摩川河川敷左岸、兵庫島公園の一部	多摩川	国土交通省関東地方整備局	(一社)二子玉川エリアマネジメンツ	飲食施設、スペースレンタル施設、情報発信施設	2025/4/1～2030/3/31	飲食店・売店事業、スペースレンタル事業、情報発信事業	キッチンカー、テント、テーブル、広告板、案内所等の設置
★4	大阪府	大阪市	2021/6/1	本町橋 BASE	東横堀川	大阪市	β本町橋共同事業体	広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・広告板・広告柱・照明・音響施設・キャンプ場・バーベキュー場・切符売場・案内所・船舶修理場等、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床、その他施設	2021/8/28～2024/3/31	にぎわい創出事業	イベント施設
5	栃木県	足利市	2023/2/2	都市・地域再生等利用区域（本町緑地の一部）	一級河川利根川水系渡良瀬川	国土交通省関東地方整備局	足利市	便益施設（飲食店、売店、駐車場、トイレ等）、園路・広場、休養施設（休憩所等） その他の施設（展望台、集会所）	2023/10/02～2026/09/30	渡良瀬川河川敷のオープン化	公募設置管理制度(Park-PFI)により選定された事業者による施設の運営
★6	兵庫県	加古川市	2024/4/1	加古川市かわまちづくり地区	一級河川 加古川	国土交通省	加古川市	未定			
★7	兵庫県	三田市	2025/7/1	都市・地域再生等利用区域	二級河川武庫川水系武庫川	兵庫県	河川敷地占用準則第 22 第 4 項第 1 号に掲げる者	①遊歩道、②①と一体となすオープンカフェ、広告版、照明・音響施設、③日よけ、④その他都市及び地域再生に利用する施設			

⑦ 都市公園占用許可の特例の活用実績

表 2.1-12 都市公園占用許可の特例の活用実績（開始年度順）（1/2） ※令和7年度調査時点

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	公園管理者	実施事業
1	(株)ドコモ・バイクシェア、OpenStreet(株)	2014	2029	横浜市みどり環境局、 各区土木事務所	横浜市シェアサイクル事業
★2	大田区（実施主体、占用主体）、区と協定を結んだ事業者（運営主体）	2016	未定	大田区	大田区コミニュティサイクル事業の実施運営
3	姫路市	2017	2019	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐車器具）の整備
4	(株)まちづくり大津	2018	2020	大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
5	ユタカ交通(株)	2018	2018	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
6	江東区、区と協定を結んだ事業者	2018	2027	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
7	雲仙市	2018		雲仙市	園児の野外遊び場としての利用
8	栄ミナミまちづくり(株)	2018	2029	名古屋市	自転車等駐車場
9	(一社)竹芝エリアマネジメント	2019		東京都	ライトアップイベント
10	国立研究開発法人産業技術総合研究所	2019		三豊市	金坂公園内の温泉井戸内に観測装置を設置して歪観測を行い、南海トラフ地震発生予測に関する研究を行う。
11	(株)OpenStreet	2020	2025	千葉市	シェアサイクル事業
12	荒川区	2020	2024	荒川区、東京都	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
13	豊中市	2020	2025	大阪府、豊中市	シェアサイクル事業（サイクルポートの設置）
14	トヨノつながる WE マーケット	2020		豊能町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、各店舗紹介、コミュニケーションの場として利用）
15	福岡市、neuet(株)	2020	実施中	福岡市	サイクルポートの設置
★16	福岡市、チャリチャリ(株)	2020	2027	福岡市	サイクルポートの設置
17	八王子市	2021	2024	八王子市	八王子市内の全ての公園（市管理以外も含）へのシェアサイクルポートの設置

表 2.1-12 都市公園占用許可の特例の活用実績（開始年度順）(2/2) ※令和7年度調査時点

NO.	占用主体	開始年度	終了年度	公園管理者	実施事業
18	うめきた２期開発事業者（代表：三菱地所(株)）	2023	2026	(一社)うめきた MMO	看板等の設置による賑わい創出
19	東大和市	2023	2025	狭山丘陵パートナーズ、(公財)東京都公園協会	シェアサイクル事業の実施運営
20	ユタカ交通(株)	2023	2025	和歌山市	サイクルポートの整備
21	交通事業者等	2025	2029	宮崎県、宮崎市	シェアサイクル普及促進事業
★22	荒川区	2025	2029	東京都	シェアサイクル推進事業（尾久の原公園）
★23	荒川区	2025	2029	東京都	シェアサイクル推進事業（汐入公園）
★24	都市再生推進法人	2025	2025	和歌山市	サイクルポート(自転車駐車場)の整備

⑧ 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

表 2.1-13 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績（提案日順）(1/2) ※令和7年度調査時点

NO.	提案者	提案日	提案内容
1	札幌大通まちづくり(株)	2013/1/29	都市利便増進協定に関する事項、道路占用許可の特例に関する事項
2	まちづくり福井(株)	2013/12/19	道路占用許可の特例に関する事項
3	(一社)グランフロント大阪ＴＭＯ	2014/10/15	都市再生整備計画 うめきた先行開発地区の変更を提案
4	ＮＰＯ法人砂山バンマツリ	2015/3/31	砂山南地区まちづくりの整備について
5	(一財)柏市まちづくり公社	2015/12/25	道路占用許可の特例に関する事項
6	草津まちづくり(株)	2016/4/20	都市利便増進協定の締結について
7	えきまち長浜(株)	2016/11/28	都市利便増進協定に関する事項、都市再生整備歩行者経路協定に関する事項
8	(一財)柏市みどりの基金	2017/2/1	利便増進施設設置事業，地域活性化イベント運営事業、歩道緑化事業
9	(一社)荒井タウンマネジメント	2017/3/7	荒井東１号公園における運動施設及び管理棟の整備と公園全体の一体的な維持管理
10	(一社)新虎通りエリアマネジメント	2017/10/10	地域のにぎわい創出に資する活動を継続・拡大するための、道路占用の特例制度活用
11	(一社)グランフロント大阪 TMO	2017/12/12	前計画（H25 年度～H29 年度）を継承した都市再生整備計画案を提案（期間：H30 年度～Ｒ４年度、Ｒ５年度～Ｒ９年度）
12	(一社)アーバンデザインセンター大宮	2017/12/26	都市利便増進協定制度の活用
13	栄ミナミまちづくり(株)	2018/3/1	都市再生整備計画の素案の提出（道路占用許可の特例及び都市公園占用許可の特例の活用等）
14	(一社)TCCM	2018/5/2	道路占用の特例区域、都市利便増進協定について
15	(株)まちづくり大津	2018/6/21	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例 活用（シェアサイクルポートの設置）
16	(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	2018/8	都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域を変更することにより、都市利便増進施設の対象を拡大し、渋谷区と都市再生推進法人とで連携して快適な歩行者空間の提供を目的とした道路や公衆便所等公共空間の維持管理を実施
★17	桜井まちづくり(株)	2019/5/15	桜井駅前広場整備・活性化構想発表および提言シンポジウムにて、市民の集いの場、賑わいの場となるよう、桜井駅南口広場におけるパブリックスペース活用社会実験事業（マルシェやイベントの実施）について提案
18	まちづくり福井(株)	2019/12/23	河川敷地占用許可の特例制度の活用
19	(株)町田まちづくり公社	2020/3/30	道路占用許可の特例に関する事項
20	御伝鷹まちづくり(株)	2020/7/30	道路占用許可の特例利用とそれによる食事施設等の設置
21	(株)街づくりまんぼう	2021/3/18	計画素案（整備方針、指標、目標等）
22	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内 あちてらす倉敷北館 土地所有者	2021/3/31	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
23	(株)まちづくり岡崎、(株)三河家守舎	2021/4/1	道路占用許可の特例及び都市利便増進協定に関する記載についての変更提案
24	(一社) まちづくり府中	2021/9/1	府中駅・府中本町駅周辺のにぎわい創出にかかる道路活用について
25	錦二丁目エリアマネジメント(株)	2021/9/22	錦二丁目地区へのウォーカブル区域の指定

表 2.1-13 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績（提案日順）(2/2) ※令和7年度調査時点

NO.	提案者	提案日	提案内容
26	(一社)伊豆長岡温泉エリアマネジメント	2021/12/11	伊豆長岡温泉の長岡温泉側を中心に、民間による提案事業を中心に遊休不動産の活用を、官民連携による賑わいづくりや社会実験を通じ、複数年かけて実現していく提案が記載されている。
27	豊田まちづくり(株)	2021/12/28	滞在環境の向上に資する環境整備 等
28	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	2022/7/19	官民連携した新たな賑わいの創出や街の回遊性の向上を整備方針に掲げた整備計画
29	三田地域振興(株)	2022/10/5	看板の設置・管理、イベントの開催、オープンカフェの設置、町家等歴史的建造物の保存活用
30	社会医療法人天神会	2022/11/30	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
31	(一社)新虎通りエリアマネジメント	2022/12/26	第 3 期都市再生整備計画
32	(一社)グランフロント大阪 TMO	2022/8/26	計画期間 R5～R9 年度の計画の提案
★33	（公財）名古屋まちづくり公社	2023/1/29	都市再生整備計画の変更提案（滞在快適性向上区域の設定）
34	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	2023/3/24	・官民連携施策について ・友呂岐緑地の立地化公園整備について
35	(一社)アーバンデザインセンター大宮	2023/4/24	道路占用許可の特例を活用し、さいたま市道 3.3.75 大宮中央通線の大宮門街前歩道部に、購買・飲食施設を設置し適切に運営・管理を行うことで、賑わいの創出を図る。
★36	森ビル(株)	2023/6/16	地区内において、官民連携による更なるまちづくりの推進や、一体型滞在快適性等向上事業などを活用し「居心地がよく歩きたくなる」まちなかを実現するため、都市再生整備計画を提案する。
37	(一社)天文館みらいマネジメント	2024/1/16	天文館通電停前にアーケードを整備し、来街者の回遊性向上を図る。道路や公園等の公共空間を活用し、にぎわい拠点や滞在空間を創出する。
★38	(一社)日本橋室町エリアマネジメント	2024/2/26	都市再生整備計画の変更
39	(株)まつくる	2024/6/7	・計画エリアの変更 ・エリア内の公園や公共用地の活用、運営について
40	(一社)二子玉川エリアマネジメンツ	2024/6/27	・まち、都市公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 ・啓発活動等による地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上
★41	(一社)高輪ゲートウェイエリアマネジメント	2024/12/11	地区内において、快適で楽しく歩ける駅まち一体の魅力的な歩行者空間の形成を図るため、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設を一体的に整備・管理・利活用していくことを目的に、都市利便増進協定を活用した都市再生整備計画を提案

⑨ 市町村都市再生協議会の設立実績

表 2.1-14 市町村都市再生協議会の設立実績（設立年度順）(1/3) ※令和7年度調査時点

NO.	協議会名	構成員	自治体	設立年度
1	田名部まちなか再生協議会	むつ市、本町町内会、田名部町町内会、田名部駅前町内会、柳町町内会、横迎町町内会、小川町町内会、むつ商工会議所、むつ青年会議所、田名部南地区民生委員児童委員協議会、田名部北地区民生委員児童委員協議会、NPO 法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば	青森県むつ市	2012
2	長井市都市再生整備計画検討委員会	商工会、商工会議所等、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO 等）、知識経験を有するもの	山形県長井市	2013
3	松山市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、商工会、商工会議所 等、大学、学識経験者、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO 等）	愛媛県松山市	2013
4	土佐市都市再生協議会	自治体、学識経験者、関係行政機関等、民間団体等、市民	高知県土佐市	2014
5	五泉市都市再生協議会	県職員、市議会議員、土地改良区、農協、商工会議所、乗合バス協議会、観光協会、福祉協議会、宅建取引業協会、建設業協会、ファイナンシャルプランナー、医療法人、公衆衛生協会、PTA、校長会、銀行など	新潟県五泉市	2015
6	宇部市都市再生推進協議会	—	山口県宇部市	2015
7	高知市都市再生協議会（2017 年 4 月廃止）	とさでん交通㈱，高知工科大学，高知県立大学，高知工業高等専門学校	高知県高知市	2015
8	飯塚市地域連携都市政策協議会	—	福岡県飯塚市	2015
9	鯖江市都市再生協議会	学識経験者、商工会議所、農業系団体、鯖江市区長会連合会代表、都市計画審議会委員	福井県鯖江市	2015
10	花巻市都市再生協議会	—	岩手県花巻市	2015
11	熊本市多核連携都市推進協議会	熊本県企画振興部長、熊本市医師会、熊本市老人福祉施設協議会、 熊本市私立幼稚園・認定こども園協会、熊本市 PTA 協議会、 熊本商工会議所、日本賃貸住宅管理協会熊本県支部	熊本県熊本市	2015
12	水戸市都市再生協議会	水戸市，茨城県水戸土木事務所，JR，バス協会，タクシー協会，国土交通省常陸河川国道事務所	茨城県水戸市	2016
13	春日部市都市再生協議会	—	埼玉県春日部市	2016
14	市原市都市再生協議会	市区町村、都道府県、UR、開発公社 等、交通事業者、商工会、商工会議所 等、金融機関、社会福祉系団体、福祉法人 等、医療系団体、医療機関 等、農業系団体 等、法第 117 条第 3 項の規定による申出をした誘導施設等整備民間事業者であり市が同条第 4 項の規定により当該申出に応じたもの	千葉県市原市	2016
15	竹原市都市再生協議会	—	広島県竹原市	2016
16	福山市都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人 等、医療系団体、医療機関等、経済（商工会）	広島県福山市	2016
17	府中市都市再生協議会	市区町村、交通事業者、大学、学識経験者、市民、関係団体	広島県府中市	2016
18	丸亀市都市再生協議会	丸亀市、社会福祉法人 厚仁会、琴参バス㈱、四国旅客鉄道㈱、香川大学、香川高専、中野外科・胃腸科医院、学校法人倉田学園、香川県建築士会、丸亀市中央商店街振興組合連合会代表理事、国土交通省四国地方整備局、公募により専任した者	香川県丸亀市	2016

表 2.1-14 市町村都市再生協議会の設立実績（設立年度順）(2/3) ※令和7年度調査時点

NO.	協議会名	構成員	自治体	設立年度
19	南国市都市再生協議会	市区町村、有識者	高知県南国市	2016
20	彦根市都市再生協議会	企画振興部長、福祉保健部長、産業部長、土木交通部技監、湖東土木事務所長、近江鉄道(株)	滋賀県彦根市	2016
21	早島町都市再生協議会	岡山大学、岡山県立大学、商工会、晴れの国岡山農業協同組合、岡山県建築士会、早島町社会福祉協議会、JTB、早島小学校	岡山県早島町	2016
22	秋田市都市再生協議会	秋田市,秋田県,JR 東日本秋田支社、秋田中央交通,国、大学、関係団体、市民団体,	秋田県秋田市	2017
23	吉岡町都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所　等、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、農業系団体等、自治会	群馬県吉岡町	2017
24	函南町都市再生協議会	市区町村、都道府県、交通事業者、商工会、商工会議所等、大学、学識経験者、まちづくり会社等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む法人、まちづくり会社、NPO 等）、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関等、農業系団体等、中学校 PTA	静岡県函南町	2017
25	古平町都市再生協議会	古平町、北海道後志総合振興局、北海道開発局小樽開発建設部、商工会、東しゃこたん漁協、北海道信用金庫、郵便局、ふるびら自然を守る会、農業委員会、奉仕会	北海道古平町	2018
26	長万部まちづくり推進会議	—	北海道長万部町	2018
27	四万十市都市再生協議会	高知工業高等専門学校名誉教授、区長会会長、商工会議所、商店街振興組合連合会、観光協会、青年会議所、社会福祉協議会、国土交通省四国地方整備局、高知県、子ども・子育て会議、高知県・四万十市都市計画審議会委員	高知県四万十市	2018
28	金沢市都市再生協議会	市区町村、都道府県	石川県金沢市	2018
★29	沼津市中心市街地まちづくり戦略会議	沼津市、静岡県、独立行政法人都市再生機構中部支部、JR 東海ほか、静岡県沼津警察署、沼津商工会議所ほか、一般財団法人計量計画研究所ほか	静岡県沼津市	2018
★30	柳井市都市再生推進協議会	現在構成員なし。来年度の立地適正化計画の検討にあわせ委嘱予定。	山口県柳井市	2018
31	鹿島市都市再生協議会	交通事業者、商工会、商工会議所　等、金融機関、大学、学識経験者、社会福祉系団体、福祉法人等、医療系団体、医療機関　等、農業系団体　等、教育子育て、建築、不動産取引等	佐賀県鹿島市	2019
32	益城町都市再生協議会	市町村（益城町政策審議監、益城町土木審議監）、都道府県（熊本県都市計画課、熊本県上益城地域振興局、熊本県益城復興事務所）、公共交通事業者（九州産交バス(株)営業本部長）	熊本県益城町	2019
33	鞍手町都市再生協議会	学識経験者、町議会議員、関係行政機関、商工団体、農業団体、自治会、福祉団体、医療機関、教育機関、高齢者団体、交通事業者	福岡県鞍手町	2020
34	雫石町都市再生協議会	都道府県、商工会、商工会議所　等、大学、学識経験者、まちづくり協議会等（エリアマネジメントや地域の活性化等に取組む任意組織　等）、社会福祉系団体、福祉法人　等、医療系団体、医療機関等、集落支援員	岩手県雫石町	2020

表 2.1-14 市町村都市再生協議会の設立実績（設立年度順）(3/3) ※令和7年度調査時点

NO.	協議会名	構成員	自治体	設立年度
35	四日市市都市再生協議会	四日市市、三重県、近畿日本鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、三重交通(株)、三岐鉄道(株)、(株)近鉄百貨店、(株)ディア四日市、近鉄グループホールディングス(株)、近鉄不動産(株)、四日市商工会議所、(株)シー・ティー・ワイ	三重県四日市市	2020
36	いの町都市再生協議会	学識経験者、社会福祉協議会、観光協会、小学校 PTA	高知県いの町	2020
37	米子市都市再生協議会	米子市,角盤町商店街振興組合、角盤町中央商店会、紺屋町商店街振興組合、四日市商店街振興組合、東倉吉町上部商店会	鳥取県米子市	2021
38	佐世保市都市再生協議会	大学、学識経験者、まちづくり専門家、関係団体を代表する者	長崎県佐世保市	2021
39	高松市都市再生協議会	市長村：高松市、都道府県：香川県	香川県高松市	2021
40	余市町都市再生協議会	余市町、北海道、北海道中央バス(株)、小樽つばめ交通(株)、北海道大学、北海道開発局、余市消防署、余市警察署、余市商工会議所、余市医師会、余市観光協会、余市町区会連合会、余市町 PTA 連合会	北海道余市町	2022
41	佐賀市都市再生協議会	特定非営利活動法人まちづくり機構 ユマニテさが、NPO 法人 空家・空地活用サポート SAGA、日本防災士機構 認証防災士、独立行政法人 都市再生機構（UR）九州支社、(一社) 佐賀県バス・タクシー協会、(一社) 佐賀市医師会、佐賀大学教授、西九州大学教授、(株) ローカルメディアラボ、佐賀市自治会協議会、佐賀商工会議所	佐賀県佐賀市	2022
★42	美波町都市再生整備計画事業検討協議会	徳島県南部総合県民局	徳島県美波町	2022
43	直方市都市再生協議会	北九州市立大学地域戦略研究所 教授、近畿大学産業理工学部 准教授、九州産業大学地域共創学部 教授、九州国際大学 常務理事、市議会議員（副議長、産業建設委員会副委員長・委員、総務常任委員会委員）、国土交通省遠賀川河川事務所 事務所長、福岡県建築都市部 都市計画課 課長、福岡県直方県土整備事務所 所長、直方商工会議所 副会頭、九州北部税理士会 直方支部 税理士、藤田歯科医院 歯科医、(一社) 直方鞍手医師会 副会長、福岡県宅地取引業協会 筑豊支部 副支部長、鉄工協同組合 副理事長	福岡県直方市	2023 (2017)
44	戸田市都市再生協議会	市区町村、都道府県、商工会、商工会議所等、商店街振興組合、商店会等、大学、学識経験者、警察	埼玉県戸田市	2023
45	尾道市都市再生協議会	学識経験者、商工業、公共交通、金融、不動産、医療、福祉、経済（経済同友会）、地域住民、都道府県	広島県尾道市	2023
★46	紫波町都市再生協議会		岩手県紫波町	2023
★47	北村山圏域立地適正化方針策定協議会	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町、山形県、北村山公立病院組合	山形県東根市	2023
★48	鳥羽市都市再生協議会	鳥羽市、三重県、UR 都市機構中部支社（オブザーバー参加）、大学教授、商工会議所、観光協会、医師会、社会福祉協議会、自治会連合会	三重県鳥羽市	2024
★49	今治市都市再生協議会	市町村、関係都道府県、公共交通事業者、愛媛大学、関係団体、まちづくり関係者	愛媛県今治市	2025
★50	坂町都市再生協議会	市町職員、地域団体の代表、大学教授	広島県坂町	2025
★51	牧之原市都市再生協議会	牧之原市、静岡県島田土木事務所、しずてつジャストライン、東海タクシー、牧之原警察署	静岡県牧之原市	2025

⑩ 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績　※令和7年度調査時点

表 2.1-15 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績（区域設定年度順）(1/4)

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
1	JR 東貝塚駅西側地区	大阪府貝塚市	2019
2	まちなかウォーカブル区域	佐賀県基山町	2020
3	ウォーカブルエリア	広島県福山市	2020
4	田村駅周辺地区	滋賀県長浜市	2020
5	関内・関外地区	神奈川県横浜市	2020
6	小杉駅周辺地区	神奈川県川崎市	2020
7	沼津駅周辺地区	静岡県沼津市	2020
8	木更津駅周辺地区	千葉県木更津市	2020
9	津久見地区	大分県津久見市	2020
10	沖端水天宮周辺滞在快適性等向上区域	福岡県柳川市	2020
11	西鉄柳川駅周辺滞在快適性等向上区域	福岡県柳川市	2020
12	乙川リバーフロント QURUWA 戦略地区	愛知県岡崎市	2020
13	刈谷駅周辺地区	愛知県刈谷市	2020
14	綾まちなかウォーカブル区域	宮崎県綾町	2020
15	清水・祇園地区	京都府京都市	2020
16	熊本市中心市街地地区	熊本県熊本市	2020
17	滞在快適性等向上区域	広島県尾道市	2020
18	滞在快適性等向上区域	香川県宇多津町	2020
19	善通寺市中心市街地地区	香川県善通寺市	2020
20	都市計画道路 氷川緑道西通線	埼玉県さいたま市	2020
21	滞在快適性等向上区域（大宮駅周辺地区（第 2 期））	埼玉県さいたま市	2020
22	リージョン・コア YOKKAICHI 地区	三重県四日市市	2020
23	草津駅周辺都市機能誘導区域	滋賀県草津市	2020
24	霧島市国分中央地区(第 3 期)	鹿児島県霧島市	2020
25	長岡市中心市街地地区	新潟県長岡市	2020
26	川崎駅周辺地区	神奈川県川崎市	2020
27	幕張新都心地区	千葉県千葉市	2020
28	JR 三重町駅周辺地区	大分県豊後大野市	2020
29	桜井駅南地区	奈良県桜井市	2020
30	須賀川南部地区	福島県須賀川市	2020
31	湯の川地区	北海道函館市	2020
32	境市街地地区	茨城県境町	2020
33	特に名称なし(小山市中心拠点地区内)	栃木県小山市	2020
34	滞在快適性等向上区域(町田駅周辺地区)	東京都町田市	2020
35	豊田都心地区	愛知県豊田市	2020
36	枚方市駅周辺地区	大阪府枚方市	2020
37	姫路城周辺地区	兵庫県姫路市	2020
38	まちなかウォーカブル区域（栄・伏見・大須地区）	愛知県名古屋市	2020
39	霧島市国分中央地区(第 4 期)	鹿児島県霧島市	2020
40	青森駅周辺地区	青森県青森市	2020
41	青森操車場跡地周辺地区	青森県青森市	2020
42	池袋地区	東京都豊島区	2020
43	佐賀市佐賀駅周辺北地区	佐賀県佐賀市	2020
★44	滞在快適性等向上区域	福岡県福岡市	2020
45	石巻かわまちエリア滞在快適性等向上区域	宮城県石巻市	2021
46	滞在快適性等向上区域	北海道北広島市	2021
47	蓮田市中心市街地地区	埼玉県蓮田市	2021
48	錦二丁目地区	愛知県名古屋市	2021
49	倉敷市阿知 3 丁目東地区市街地再開発事業地区（あちてらす倉敷）	岡山県倉敷市	2021
50	滞在快適性等向上区域	群馬県前橋市	2021
51	武雄市武雄温泉駅周辺地区	佐賀県武雄市	2021

表 2.1-15 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績（区域設定年度順）（2/4）

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
52	花の窟・松本峠地区	三重県熊野市	2021
53	あべの筋周辺地域	大阪府大阪市	2021
54	うめきた２期地区	大阪府大阪市	2021
55	正蓮寺川周辺地区	大阪府大阪市	2021
56	長居駅周辺地区	大阪府大阪市	2021
57	角盤町周辺地区	鳥取県米子市	2021
58	米子駅周辺地区	鳥取県米子市	2021
59	富山駅北ブールバール地区	富山県富山市	2021
60	小倉都心地区	福岡県北九州市	2021
61	東田地区	福岡県北九州市	2021
62	北広島市ボールパーク地区	北海道北広島市	2021
63	滞在快適性等向上区域(仙台都心地区)	宮城県仙台市	2021
64	滞在快適性等向上区域(南栗橋８丁目周辺地区)	埼玉県久喜市	2021
65	祐天寺駅周辺地区	東京都目黒区	2021
66	八日市駅前地区滞在快適性等向上区域	滋賀県東近江市	2021
67	滞在快適性等向上区域(阪神大物駅周辺地区)	兵庫県尼崎市	2021
68	滞在快適性等向上区域(仏生山地区)	香川県高松市	2021
69	ウォーカブル区域(大野城市中心市街地地区)	福岡県大野城市	2021
70	滞在快適性等向上区域(村岡新駅周辺地区)	神奈川県藤沢市	2021
71	室戸阿南海岸国定公園美波町日和佐地区	徳島県美波町	2021
72	三河安城マチナカ協創地区	愛知県安城市	2021
73	高石駅周辺地区	大阪府高石市	2021
74	広島都心地区（Ⅱ期）	広島県広島市	2021
75	弘前市まちなかウォーカブル区域	青森県弘前市	2021
76	富山駅北ブールバール地区	富山県富山市	2021
77	駿府ふれあい地区	静岡県静岡市	2021
78	伊豆長岡地区	静岡県伊豆の国市	2021
79	なんば駅周辺地区	大阪府大阪市	2021
80	古川橋駅周辺地区	大阪府門真市	2021
81	滞在快適性等向上区域	和歌山県和歌山市	2021
82	田名部まちなか地区滞在快適性等向上区域	青森県むつ市	2021
83	まちなかウォーカブル区域（中川運河にぎわいゾーン地区）	愛知県名古屋市	2021
84	金谷都市拠点地区滞在快適性等向上区域	愛知県名古屋市	2021
85	岡山都心地区	岡山県岡山市	2022
86	水都大阪再生地区	大阪府大阪市	2022
87	駅北にぎわい区域、歴史探訪(光秀とめぐる)区域	京都府福知山市	2022
88	荒尾駅周辺地区	熊本県荒尾市	2022
89	呉駅周辺地区	広島県呉市	2022
90	湖の辺のまち長浜未来ビジョン地区	滋賀県長浜市	2022
91	塩沢地区まちなかウォーカブル区域	新潟県南魚沼市	2022
92	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	神奈川県川崎市	2022
93	八戸市中心拠点界隈地区	青森県八戸市	2022
94	藤枝旧市街地地区	静岡県藤枝市	2022
95	阪急池田駅周辺地区	大阪府池田市	2022
96	中込地区	長野県佐久市	2022
97	滞在快適性等向上区域	福岡県久留米市	2022
98	渋谷駅周辺地区	東京都渋谷区	2022
99	環状第二号線周辺地区	東京都港区	2022
100	朝霞駅周辺地区	埼玉県朝霞市	2022
101	上三川町中心市街地地区	栃木県上三川町	2022
102	日本橋一之部地区	東京都中央区	2022
103	中心拠点再生地区	愛媛県松山市	2022
104	狛江駅周辺地区滞在快適性等向上区域	東京都狛江市	2022

表 2.1-15 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績（区域設定年度順）（3/4）

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
105	天岩戸地区（2 期）	宮崎県高千穂町	2022
106	岩槻駅周辺地区	埼玉県さいたま市	2022
107	浦和駅西口周辺地区	埼玉県さいたま市	2022
★108	文化交流エリア周辺地域	青森県弘前市	2022
★109	千葉都心地区	千葉県千葉市	2022
★110	大田市駅周辺地区	島根県大田市	2022
★111	北朝霞・朝霞台駅周辺地区	埼玉県朝霞市	2022
112	滞在快適性等向上区域	愛知県一宮市	2023
113	木之本宿地区	滋賀県長浜市	2023
114	城ヶ島西部地区	神奈川県三浦市	2023
115	佐世保中央地区	長崎県佐世保市	2023
116	調布・布田・国領駅周辺地区	東京都調布市	2023
117	六本木・虎ノ門地区	東京都港区	2023
118	大手町・丸の内・有楽町地区	東京都千代田区	2023
119	川口駅周辺地区	埼玉県川口市	2023
120	津田沼駅周辺地区	千葉県習志野市	2023
121	館林駅東地区	群馬県館林市	2023
122	熊谷市中心市街地地区	埼玉県熊谷市	2023
123	まちなかウォーカブル区域	埼玉県戸田市	2023
124	金剛地区	大阪府富田林市	2023
125	宮崎市中心市街地地区	宮崎県宮崎市	2023
126	油津地区（第４期）	宮崎県日南市	2023
127	隼人駅周辺地区	鹿児島県霧島市	2023
128	平城・相楽ニュータウン 高の原駅周辺地区	奈良県奈良市	2023
129	三郷中央駅周辺地区	埼玉県三郷市	2023
130	鹿児島市中心市街地地区	鹿児島県鹿児島市	2023
★131	JR 芦原温泉駅周辺地区	福井県あわら市	2023
★132	息栖神社周辺地区	茨城県神栖市	2023
★133	阪急池田駅周辺地区（２期）	大阪府池田市	2023
★134	南国中央地区	高知県南国市	2023
★135	折尾地区	福岡県北九州市	2023
★136	大阪ビジネスパーク地区	大阪府大阪市	2023
137	犬山市都市拠点地区	愛知県犬山市	2023
138	神戸都心ウォーターフロント地区（第３期）	兵庫県神戸市	2024
139	北広島駅西口地区	北海道北広島市	2024
140	東武動物公園駅東口通り線周辺地区	埼玉県杉戸町	2024
141	会津若松中心拠点地区	福島県会津若松市	2024
142	那加 from Park 構想	岐阜県各務原市	2024
143	西鉄春日原駅周辺地区	福岡県春日市	2024
144	ウォーカブル区域（筑前前原駅周辺地区）	福岡県糸島市	2024
145	洛西ニュータウン地区	京都府京都市	2024
146	門真市駅周辺地区（Ⅰ期）	大阪府門真市	2024
147	滞在快適性等向上区域（守山市南部[第３期]地区）	滋賀県守山市	2024
148	JR 博多南駅周辺地区	福岡県春日市	2024
149	中野駅周辺地区	東京都中野区	2024
★150	生駒駅周辺地区	奈良県生駒市	2024
★151	本庁舎周辺地区	兵庫県西宮市	2024
★152	肥前鹿島駅周辺地区	佐賀県鹿島市	2024
★153	草加市谷塚地区	埼玉県草加市	2024
★154	中目黒駅周辺地区	東京都目黒区	2024
★155	滞在快適性等向上区域	東京都多摩市	2024
★156	スタジアム参道・3 ㎞回廊エリア	埼玉県さいたま市	2024
★157	伊勢市中心市街地活性化区域地区	三重県伊勢市	2025

表 2.1-15 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）の設定実績（区域設定年度順）（4/4）

NO.	区域名称	自治体名	区域設定年度
★158	滞在快適性等向上区域（宇部市役所周辺地区）	山口県宇部市	2025
★159	秩父鉄道行田市駅周辺地区（第２期）	埼玉県行田市	2025
★160	三田駅周辺地区	兵庫県三田市	2025
★161	指宿駅周辺地区	鹿児島県指宿市	2025
★162	青森駅周辺地区	青森県青森市	2025
★163	徳島都心地区	徳島県徳島市	2025
★164	滞在快適性等向上区域	愛知県半田市	2025
★165	中心市街地地区	福島県福島市	2025
★166	瀬谷駅北口地区	神奈川県横浜市	2025
★167	草薙駅周辺地区（第４期）	静岡県静岡市	2025
★168	草津駅周辺エリア未来ビジョン地区	滋賀県草津市	2025

⑪ 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況　※令和7年度調査時点

表 2.1-16 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（策定年月順）(1/2)

NO.	都道府県	市区町村	地区名	策定年月	活用する官民連携制度	対象施設等
1	大阪府	大阪市	うめきた先行開発地区	2012.1	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	広告板・バナー広告、オープンカフェ・売店等（食事施設・購買施設）
2	岡山県	岡山市	岡山駅東口地区	2013.3	道路占用許可の特例	—
3	兵庫県	神戸市	神戸都心・ウォーターフロント地区	2014.8	道路占用許可の特例	道路（歩道）
4	千葉県	千葉市	千葉都心地区	2014.9	道路占用許可の特例	広告塔又は看板 食事施設、購買施設又はこれらに類する施設
5	東京都	新宿区	新宿駅周辺地区	2016.4	道路占用許可の特例	—
6	千葉県	柏市	北柏周辺地区	2016.12	都市利便増進協定	食事施設並びに広告板の設置
7	宮城県	仙台市	荒井東地区	2017.3	都市利便増進協定	荒井東１号公園
8	東京都	港区	環状第二号線周辺地区（第２期）	2018.3	道路占用許可の特例	食事施設・購買施設等、広告塔・看板
★9	福井県	美浜町	美浜町	2018.3		
10	愛知県	名古屋市	栄・伏見・大須地区	2018.3	道路占用許可の特例、都市公園占用許可の特例、都市利便増進協定	—
11	東京都	渋谷区	渋谷駅周辺地区	2018.11	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	公衆便所・広告物・コインロッカー・カフェ及び観光案内所・バス定期券発売所及びバス案内所・道路通行空間
12	東京都	江東区	江東区コミュニティサイクル推進地区	2018.11	都市公園占用許可の特例	サイクルポート
13	兵庫県	神戸市	神戸ハーバーランド地区(第２期)	2019.2	道路占用許可の特例、都市利便増進協定	道路（歩道）、地下道
14	神奈川県	横浜市	横浜市シェアサイクル事業推進地区	2019.9	・道路占用許可の特例（都市再生特別措置法 46 条 10 項） ・都市公園占用許可特例（都市再生特別措置法第 46 条 12 項）	
★15	広島県	尾道市	瀬戸田地区	2019.12		
16	千葉県	千葉市	千葉市シェアサイクル推進地区	2020.1	都市公園占用許可特例	自転車駐車器具（ステーション）
17	東京都	世田谷区	二子玉川駅周辺地区	2020.1	河川敷地占用許可の特例	飲食施設等
18	宮崎県	宮崎市	宮崎市シェアサイクル推進地区	2020.12	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	サイクルポート(自転車駐車器具)
19	東京都	荒川区	シェアサイクル推進地区	2021.1	都市公園占用許可特例	サイクルポート
20	沖縄県	那覇市	都市再生整備計画 まちなか商店街地区	2021.2	道路占用許可の特例（予定）	
★21	神奈川県	小田原市	小田原駅周辺地区	2021.3	エリア価値向上整備事業	
22	大阪府	豊中市	豊中市シェアサイクル推進地区	2021.3	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	自転車駐車器具
23	兵庫県	尼崎市	尼崎市コミュニティサイクル推進地区	2021.4	都市公園占用許可特例	
24	東京都	八王子市	八王子市シェアサイクル推進地区	2021.4	都市公園占用許可特例	シェアサイクル事業の推進
25	大阪府	大阪市	梅田１丁目地区	2021.9	道路占用許可特例制度	広告板、オープンカフェ等（食事施設・購買施設）
26	兵庫県	神戸市	神戸ウォーターフロント地区	2022.8	都市利便増進協定	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、夜間景観形成施設
27	東京都	府中市	府中駅・府中本町駅周辺地区	2022.11	都市利便増進協定	
★28	新潟県	妙高市	妙高市中心拠点地区	2022.12		
29	東京都	大田区	大田区コミュニティサイクル推進地区	2023.2	都市公園占用許可特例（都市再生特別処置法第 46 条 12 項）	
★30	東京都	荒川区	シェアサイクル推進地区（第２期）	2023.3	都市公園占用許可特例	
★31	北海道	弟子屈町	中心市街地地区	2023.4	都市構造再編集中支援事業	
★32	静岡県	富士市	富士駅北口周辺地区	2023.4		
33	愛知県	名古屋市	金山駅周辺地区	2023.5	都市利便増進協定	

表 2.1-16 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（策定年月順）(2/2)

NO.	都道府県	市区町村	地区名	策定年月	活用する官民連携制度	対象施設等
★34	東京都	台東区	御徒町駅周辺地区	2023.12	道路占用許可の特例	
★35	奈良県	宇陀市	近鉄榛原駅周辺地区	2024.2		
★36	群馬県	みなかみ町	湯原地区	2024.3	令和７年度　官民連携都市再生推進事業補助金	
★37	福島県	桑折町	桑折町歴史的風致維持向上地区(第２期)	2024.3		
38	北海道	北広島市	北広島駅西口地区	2024.6	都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定	
★39	北海道	函館市	西部地区（都市景観形成地域）	2024.8		
★40	東京都	港区	高輪ゲートウェイ駅周辺地区都市再生整備計画	2024.12	都市利便増進協定	
★41	宮崎県	宮崎市	宮崎市シェアサイクル推進地区（第２期）	2025.2	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例	
★42	東京都	荒川区	汐入公園シェアサイクル推進地区	2025.3	都市公園占用許可特例	
★43	東京都	荒川区	尾久の原公園シェアサイクル推進地区	2025.3	都市公園占用許可特例	
★44	兵庫県	三田市	三田駅周辺地区	2025.4	道路占用許可の特例、河川敷地の占用許可、都市利便増進協定、滞在快適性等向上区域、普通財産の活用	
★45	滋賀県	草津市	草津駅周辺エリア未来ビジョン地区	2025.4	都市利便増進協定	

3）問 1-2 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等の活用実績まとめ

主な調査結果は以下の通りである。

①一体型滞在快適性等向上区域事業

・店舗前のオープンスペース化やキッチンカーの出店を通じた滞在空間の創出が図られている。

・今年度新たに把握した実績は3件である。

②公園施設設置管理協定制度

・駅に隣接する公園の再整備や、運動公園と一体となった管理運営などに活用されている。

4）設問ごとの回答

滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等について、以下の①～⑥に示す。なお、①～⑥について、今年度新たに把握した実績は番号の左に★マークを付した。

＜設問 ※再掲＞

問 1-2 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等の活用実績

①一体型滞在快適性等向上区域事業

②公園施設設置管理協定制度

③都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定

④都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定

⑤都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定

⑥普通財産の活用

① 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績 ※令和7年度調査時点

表 2.1-17 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績（開始年度順）(1/2)

NO.	都道府県	市区町村	実施主体	開始年度	終了年度	活用制度	実施事業
1	福島県	須賀川市	(株)テダソチマ	2020	2020	民地のオープンスペース化に係る事業	区域内の公共施設に隣接した民間空地を広場として整備した。広場は公共施設と一体的な活用が可能であり、人々の滞在空間となっている。
2	兵庫県	神戸市	阪急電鉄(株)	2020	2028	ウォーカブル推進税制	公共施設と一体となった広場空間の再整備（阪急神戸三宮駅西口）
3	神奈川県	川崎市	東急(株)	2020	2040	都市公園リノベーション協定制度、ウォーカブル推進税制、まちなかウォーカブル推進事業（補助金）	こすぎコアパーク（都市公園）と隣接する東急武蔵小杉駅間の分断解消のため、東急武蔵小杉駅高架下のフェンス、植栽を撤去、舗装整備し、歩行者空間を創出する。
4	大阪府	大阪市	うめきた２期開発事業者（代表 三菱地所(株)）	2020	2025	都市公園占用許可特例、一体型滞在快適性等向上事業	官民が連携したオープン化の推進
5	三重県	四日市市	(株)グリーンズ	2021	2022	ウォーカブル推進税制	滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業
6	岡山県	倉敷市	倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業区域内 あちてらす倉敷北館土地所有者	2021	2025	都市再生整備計画の提案	・民地の歩行空間としての提供 ・ウッドデッキ・芝生による民有地広場化
7	青森県	むつ市	むつまちづくり（株）	2021	2024	ウォーカブル推進税制	商業施設の沿道１階部分のガラス張り化、商業施設内外への滞在・交流空間の整備民有地（誘導施設外構）の広場化
★8	静岡県	静岡市	静活(株)	2021	2027	ウォーカブル推進税制	民地のオープン化の推進 民間施設の建替えに伴い、店舗前をオープンスペース化し、来街者のための休憩や滞留のための施設として、憩える空間の整備を行う。
9	兵庫県	尼崎市	阪神電気鉄道(株)	2023		公園施設設置管理協定制度	阪神尼崎駅及びこれに隣接する中央公園において、駅舎と公園間の歩行空間の確保、都市公園と一体的な休憩施設の整備
10	福岡県	久留米市	社会医療法人天神会	2023	2026	都市再生整備計画の提案	医療施設と都市計画公園が一体となったオープンスペースの創出 医療施設周辺の安心・安全な歩行空間の創出
11	東京都	港区	森ビル(株)	2023	2028~2030	一体型滞在快適性等向上事業	歩行者空間・オープンスペースの整備・エリアマネジメント活動の実施
★12	宮崎県	宮崎市	NTT 都市開発(株)	2023	2024	ウォーカブル推進税制、一体型滞在快適性等向上事業	地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業

表 2.1-17 一体型滞在快適性等向上事業の活用実績（開始年度順）(2/2)

NO.	都道府県	市区町村	実施主体	開始年度	終了年度	活用制度	実施事業
★13	広島県	広島市	(株)アロープランニング	2023	2029	一体型滞在快適性等向上事業	オープンスペース化した民有地において、キッチンカー等による飲食販売やテーブルや椅子等を設置し、憩える空間の整備を実施
14	静岡県	藤枝市	藤枝市	2024	2027	ウォーカブル推進税制	
★15	広島県	福山市	独立行政法人　都市再生機構	2024	2030	一体型滞在快適性等向上事業	伏見町オープンスペース活用事業
★16	大阪府	池田市	サンシティ池田管理組合法人、阪急電鉄（株）	2025	2030	一体型滞在快適性等向上事業	サンシティ）民地の広場空間・歩行空間としての提供、広場・自由通路の整備 阪急電鉄）家屋の壁面のガラス張り化、歩行空間、休憩スペースの整備
★17	兵庫県	尼崎市	阪神電気鉄道（株）	2025		公園施設設置管理協定制度	大物川緑地に隣接する民地において、一体型のオープンスペースの確保、公園利用者も利用できる駐車場の整備

② 公園施設設置管理協定制度の活用実績　※令和7年度調査時点

表 2.1-18　公園施設設置管理協定制度の活用実績（協定締結日順）

NO.	都道府県	市区町村	公園名称	公園管理者	協定締結者	協定締結日	協定終了日	滞在快適性等向上公園施設の内容	特定公園施設の内容	公園利便増進施設等（自転車駐輪場、看板、広告等）の設置の有無	建蔽率特例の活用の有無
1	神奈川県	川崎市	こすぎコアパーク	川崎市	東急(株)	2021/3/10	2041/3/9	飲食・食物販も可能な休養施設	ベンチ、植栽等	無	無
2	兵庫県	尼崎市	中央公園	尼崎市	阪神電気鉄道(株)	2023/3/31	2043/3/31	飲食も可能な休養施設	園路、ベンチ、植栽、芝生広場等	有	有
3	宮城県	仙台市	荒井東１号公園	仙台市	(一社)荒井タウンマネジメント	2024/5/8	2026/3/31	運動広場（公園用地を除く。人工芝、防球ネット、ナイター設備等）、運動広場付帯管理施設	駐車場	有	無

③ 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績　※令和7年度調査時点

表 2.1-19　都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

NO.	都道府県	市区町村	策定年月日	運用開始年月日	運用終了年月日	内容	場所	特定路外駐車場の規模
1	熊本県	熊本市	2022/3/24	2022/10/1	2031/3/31	・都市再生特別措置法第６２条の９第１項に基づく条例の制定 ・路外駐車場配置等基準の制定（特定路外駐車場の出入口に関する技術的基準）	滞在快適性等向上区域	５０平方メートル

④ 都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績　※令和7年度調査時点

実績報告なし

⑤ 都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績　※令和7年度調査時点

実績報告なし

⑥ 普通財産の活用実績　※令和7年度調査時点

表 2.1-20　普通財産の活用実績

NO.	都道府県	市区町村名	財産名	実施主体	開始年度	終了年度	活用内容	都市再生整備計画地区名
1	愛知県	名古屋市	金山総合駅連絡通路橋	(公財)名古屋まちづくり公社	2023	2038	普通財産の時価よりも安価な貸付	金山駅周辺地区

5）問 1-3　中心市街地整備推進機構の設立実績まとめ

主な調査結果は以下の通りである。

・中心市街地整備推進機構の法人形態は、「特定非営利活動法人」が 10 団体、「公益または一般財団法人」が9団体と多く、「（一社）」は5団体、「（株）」は1団体である。

・令和7年度に新たに2件の実績があった。

6）設問に対する回答

中心市街地整備推進機構の設立実績について以下に示す。なお、今年度新たに把握した実績は番号の左に★マークを付した。

表 2.1-21　中心市街地整備推進機構一覧（1/2）　※令和7年度調査時点

NO.	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日	法人形態	ホームページアドレス
1	北海道	帯広市	NPO 法人十勝まちづくり住の会	2004/1/30	特定非営利活動法人	–
2	青森県	弘前市	NPO 法人コミュニティネットワークキャスト	2000/4/12	特定非営利活動法人	https://npocast.jpn.org/
3	秋田県	秋田市	秋田市総合振興公社	2005/4/1	公益財団法人	http://www.akita-sousin.or.jp/
4	山形県	山形市	(一財)山形市都市振興公社	1963/2/16 設立 2007/11/22 指定	一般財団法人	–
5	山形県	長井市	置賜地域地場産業振興センター	1985/12/13	一般財団法人	https://jibasan.com/
6	栃木県	宇都宮市	NPO 法人宇都宮まちづくり推進機構	2009/9/1	特定非営利活動法人	https://www.machidukuri.org/
7	群馬県	高崎市	(一財)高崎市都市整備公社	1985/12/2	一般財団法人	http://toshiseibi-takasaki.jp/
8	埼玉県	蕨市	(一社)蕨市にぎわいまちづくり連合会	2010/7/16	一般社団法人	http://www.warabi.ne.jp/~machiren/index.html
9	千葉県	木更津市	(一社)まちづくり木更津	2019/7/30	一般社団法人	kisarazu-machizukuri.com
10	千葉県	柏市	(財)柏市振興公社（現：（一財)柏市まちづくり公社）	1962/1/1	財団法人（現：一般財団法人）	http://www.kashiwa-machidukuri.or.jp/
11	茨城県	水戸市	茨城の暮らしと景観を考える会	2003/5/24	特定非営利活動法人	なし
12	神奈川県	秦野市	(一社)秦野市観光協会	2009/7/1	一般社団法人	https://www.kankou-hadano.org/
13	新潟県	長岡市	NPO 法人ながおか未来創造ネットワーク	2014/5/26	特定非営利活動法人	https://ao-re.jp
14	長野県	木曽町	(株)まちづくり木曽福島	2003/6/27	株式会社	https://tmokiso.com/company/
15	岐阜県	岐阜市	(一財)岐阜市にぎわいまち公社	2006/8/11	一般財団法人	http://www.gifu-nigiwai.org/blog/
16	静岡県	静岡市	(公財)静岡市まちづくり公社	1941/7/17	公益財団法人	https://s-ppc.com/index.html
17	大阪府	茨木市	(一社)茨木市観光協会	2005/6/16	一般社団法人	http://www.ibaraki-kankou.or.jp
18	鳥取県	米子市	NPO 法人まちなかこもんず	2007/9/25	特定非営利活動法人	–
19	島根県	松江市	松江市観光振興公社	1970/11/10	公益財団法人	https://www.matsue-horikawameguri.jp/company
20	高知県	高知市	高知市都市整備公社	1994/3/30 設立 2011/10/20 指定	公益財団法人	kochishi-ts.or.jp

表 2.1-21 中心市街地整備推進機構一覧(2/2) ※令和7年度調査時点

NO.	都道府県	市区町村	団体名	設立年月日	法人形態	ホームページアドレス
21	佐賀県	佐賀市	NPO 法人まちづくり機構ユマニテさが	2009/10/14	特定非営利活動法人	https://humanite.sagafan.jp/
22	沖縄県	宮古島市	NPO 法人美ぎ島宮古島	2009/11/12	特定非営利活動法人	https://www.kagisuma.jp/index.html
23	沖縄県	沖縄市	NPO 法人まちづくり NPO コザまち社中	2008/10/6	特定非営利活動法人	http://koza-npo.com
★24	東京都	八王子市	八王子市まちづくり公社	1957/9/25	一般財団法人	https://www.hachi-jtk.or.jp/index.html
★25	滋賀県	東近江市	(一社)八日市まちづくり公社	2016/4/1	一般社団法人	https://yokaichi-tmo.com/

（1）-4　都市再生推進法人の指定の状況

1）都市再生推進法人の指定の状況まとめ

主な調査結果は以下の通りである。

① 都市再生推進法人の指定の理由

・「ア 都市再生やまちづくりを推進することを活動目的としている」が最も多い。（約 18.5%）（表 2.1-23-1）。

・都市の人口規模による傾向の差異は見られない。

② 都市再生推進法人の指定の取り消し状況

・「イ 指定を取り消したことがない」が 92.2%（表 2.1-24）を占める。

・取消理由は法人の解散や申し出の回答はあるが、改善命令等によるものはない。

③ 活動内容等についての監督方法の決定

・「ア 都市再生推進法人の指定に関する事務取扱要綱等で定めている」が最も多く（約 78.1%（表 2.1-26-1））、人口 50 万人～100 万人未満では 100%となっている。

④ 具体的な活動内容等についての監督内容

・「ア 活動実施報告書を提出してもらっている」が最も多く（約 58.2%（表 2.1-27-1））で、人口 100 万人以上の区分では 100%であった。

2）設問ごとの回答

ここでは、以下の設問ごとに回答の整理・分析を行った。

回答の整理にあたっては、単純集計に加え、都市の人口規模による傾向分析を行った。

自由記述については、回答欄に記載された各回答を一覧表に整理した。

※　その際、必要に応じ、当該記載の主旨が変わらない範囲での確認・修文等を行った。また、設問への直接の回答でないと考えられる「特になし」「よく分からない」「検討中」等の自由記述は除いた。）。

〈設問　※再掲〉

2．都市再生推進法人の指定の状況

問 2-1 都市再生推進法人の指定の状況

問 2-2 都市再生推進法人の指定の理由

問 2-3 都市再生推進法人の指定の取り消し状況

問 2-1 都市再生推進法人指定後に実施する活動内容等についての監督方法

問 2-1　都市再生推進法人の指定の状況

■設問

貴団体における都市再生推進法人の指定状況について、該当する項目を一つ選択してください。(プルダウン式)

都市再生推進法人を指定していると回答した自治体数は 77 で、割合は回答数の 6.1%となっている。指定していない自治体は 93.9%にのぼる。

■回答 (N=1,268)

表 2.1-22-1 都市再生推進法人の指定状況

項目	回答数	割合
ア) 指定している	77	6.1%
イ) 指定していない	1,191	93.9%
合計	1,268	100.0%

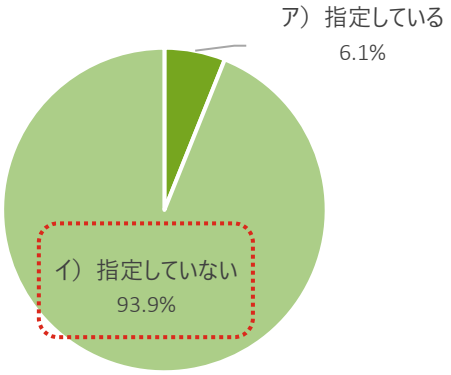

図 2.1-2 都市再生推進法人の指定状況

■都市の人口規模による傾向 (N=1,267)

都市の人口規模が大きい区分ほど、「ア　指定している」の割合が大きくなっている。

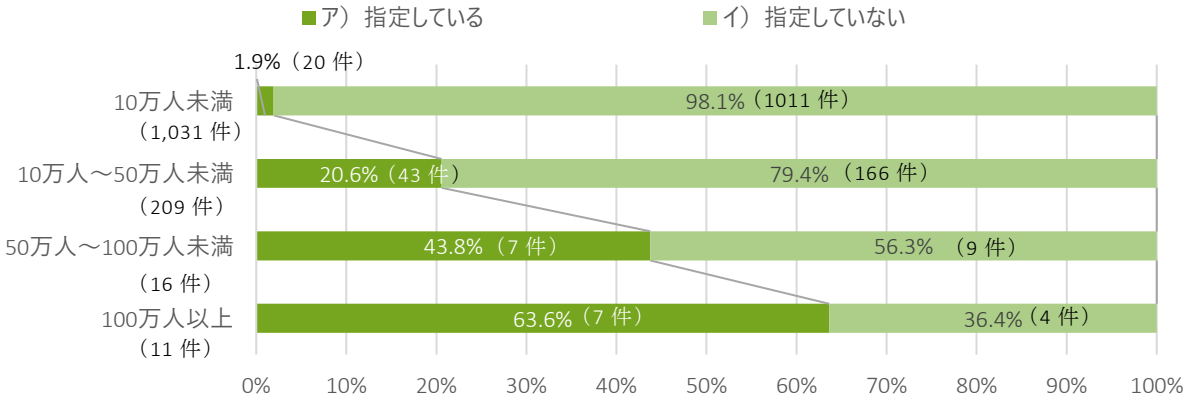

図 2.1-3 都市再生推進法人の指定状況

表 2.1-22-2 都市再生推進法人の指定状況(法人形態・指定年月日順)(1/7) ※令和7年度調査時点

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
まちづくり会社（株式会社）	札幌大通まちづくり株式会社	北海道	札幌市	2009/9/1	2011/12/9	地区の価値を維持・向上させていくため
	株式会社飯田まちづくりカンパニー	長野県	飯田市	1998/8/3	2012/3/30	飯田の街を守り育て、誇りある街を未来に残す
	株式会社まちづくり川越	埼玉県	川越市	2010/3/3	2012/8/7	川越市の中心市街地活性化を図るための事業運営
	まちづくり福井株式会社	福井県	福井市	2000/2/23	2013/4/18	良好な市街地を形成するためのまちづくりに関する業務等
	牛久都市開発株式会社	茨城県	牛久市	1986/4/15	2013/9/25	牛久市のまちづくりの基本理念として掲げる「スローシティ」実現のため。
	草津まちづくり株式会社	滋賀県	草津市	2013/2/26	2013/12/27	中心市街地のタウンマネジメントの担い手として、行政の補完的機能を担いつつ、関係者間の調整を円滑に進め,行政や民間事業者だけでは十分に果たすことのできない、まちづくりのコーディネーターとして、中心市街地における賑わい創出に寄与することを目指す。
	株式会社まちづくり東海	愛知県	東海市	2011/4/1	2015/3/9	東海市の中心市街地活性化のため
	むつまちづくり株式会社	青森県	むつ市	2013/6/24	2015/7/15	地域の活性化に旧来とは異なった明確な方向性とビジョンを持ち、地域の民間活力におけるエリアマネジメントの主体者として、まちづくりを推進していくため。
	株式会社ジェイ・スピリット	東京都	目黒区	2002/7/29	2016/6/30	都市計画、市街地再開発に関する企画、調査設計及びコンサルタント業務など、クレジットカード等による代金決済システムの運営及び管理
	桜井まちづくり株式会社	奈良県	桜井市	2016/6/1	2016/9/1	地域振興に関する企画、イベント運営事業委託、観光戦略及び広報戦略に関する業務、 地域活性化推進のための事業を営むため。
	株式会社まちみとラボ	茨城県	水戸市	2016/11/1	2016/11/1	－
	株式会社 sasquatch	和歌山県	和歌山市	2014/2/19	2017/12/26	遊休不動産を活用したリノベーション及び管理企画運営、まちづくり事業、新しいコンテンツや仕組みの制作、イベントの企画運営等を行い、エリアの価値及び魅力の向上に寄与するため
	株式会社真田堀家守舎	和歌山県	和歌山市	2017/4/3	2017/12/26	遊休不動産のリノベーション事業やコンサルティング業務、エリアマネジメントとエリアプロデュース、イベント等の企画運営管理等のエリア価値及び魅力の向上に寄与するため
	株式会社ワカヤマヤモリ舎	和歌山県	和歌山市	2015/4/10	2017/12/26	まちづくりに関する調査研究、イベントの企画運営、エリアマネジメント等のエリアの価値及び向上に寄与するため
	株式会社まちづくり大津	滋賀県	大津市	2008/1/31	2018/2/20	官民連携を基本とする大津市中心市街地の活性化とまちづくりの推進
	栄ミナミまちづくり株式会社	愛知県	名古屋市	2016/11/7	2018/2/22	次の事業を目的とする。 1.賑わいづくりに関する事業、2.住みやすさ向上に関する事業、3.その他事業
	株式会社キャッセン大船渡	岩手県	大船渡市	2015/12/15	2018/3/26	東日本大震災からの復興のため、官民連携のまちづくり協議会が発足し、その中で、中心市街地の再生を担う組織として当法人が設立された。
	川口都市開発株式会社	埼玉県	川口市	1984/9/1	2018/10/1	－
	高蔵寺まちづくり株式会社	愛知県	春日井市	2017/10/2	2018/10/5	高蔵寺ニュータウンの良好な環境や価値の維持・向上を目指すエリアマネジメントを担うため設立
	株式会社こうし未来研究所	熊本県	合志市	2015/4/10	2018/10/26	（1）施設整備事業（2）公共公益施設の活用・管理運営事業（3）民間施設の管理運営事業（4）地域交通サービス関連事業（5）店舗運営事業（6）イベント企画・運営事業（7）情報発信・提供・広告事業（8）人材育成・中間支援事業（9）地域づくり・まちづくり関連事業（10）前各号に附帯関連する一切の事業
	株式会社 Page	兵庫県	福崎町	2018/12/25	2019/1/21	歴史的な建物や観光交流施設の活用を中心に官民連携での地域の活性化の推進
	神戸ハーバーランド株式会社	兵庫県	神戸市		2019/2/12	ハーバーランド地区内事業者と協力して、街全体の活性化に貢献すること。

表 2.1-22-3 都市再生推進法人の指定状況(法人形態・指定年月日順)(2/7) ※令和7年度調査時点

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
まちづくり会社（株式会社）	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	大阪府	寝屋川市	1985/9/30	2019/3/6	寝屋川市施行による寝屋川市駅前第一種市街地再開発事業（1972 年度～1986 年度）で完成した「アドバンスねやがわ 1 号館及び 2 号館」の管理・運営並びに寝屋川市の商業活性化・まちづくり支援を目的とした公共的事業を担うため、株式会社第三セクター法人として設立。
	株式会社富山市民プラザ	富山県	富山市	1987/7/8	2019/4/1	中心市街地の活性化と活力ある都市づくりのシンボル施設である「富山市民プラザビル」の建設にあたり、市と民間の共同出資による第３セクターとして設立したもの。
	株式会社みらいもりやま２１	滋賀県	守山市	2008/9/24	2019/5/16	「市街地整備等まちづくりに係る調査研究、企画、事業推進および実施」等の事業を行うため
	株式会社まちづくり岡崎	愛知県	岡崎市	2013/3/27	2019/5/22	・商店街・商店の販売促進のための共同事業の企画 ・運営及びその委託 ・商店・事業所を対象とする各種経営支援業務
	株式会社テダソチマ	福島県	須賀川市	2019/8/1	2019/12/18	都市の課題を解決し、地域のまちづくりの担い手として行政の補完的機能を担うことを目的とした。
	株式会社 にぎわい宇部	山口県	宇部市	2016/4/21	2020/3/31	中心市街地の活性化を図るため
	街づくりまんぼう	宮城県	石巻市	2001/2/5	2020/5/29	まちづくりに関する企画立案、調査並びにコンサルタント業務等
	アコス株式会社	埼玉県	草加市	1990/8/30	2020/8/14	アコスビル南館（草加駅東口再開発ビル）の管理及び運営、シティパーキングアコス（地下駐車場）、アコスホールの管理運営、草加駅前広場及び草加駅東口短時間駐輪場設備の管理、損害保険の代理店業務、草加松原 AKOS ビジョン
	株式会社 HYAKUSHO	香川県	丸亀市	2019/8/19	2020/8/31	まちづくり、エリアマネジメント事業
	おかやま未来まちづくり株式会社	岡山県	岡山市	2018/11/1	2020/10/21	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １． 商店街の運営及び活性化に関する事業 ２． 広告代理業 ３． 不動産の賃貸及び管理 ４． イベントの企画及び運営 ５． コンサルティング料 ６． 前各号に関連する一切の事業
	株式会社まちづくり八戸	青森県	八戸市	2007/10/25	2020/12/21	良好な市街地を形成するためのまちづくりに関する業務全般を実施するため
	倉敷まちづくり株式会社	岡山県	倉敷市	2008/9/1	2021/7/8	中心市街地活性化
	株式会社はこだて西部まちづく Re-Design	北海道	函館市	2021/7/29	2021/10/11	函館市西部地区におけるまちづくりや地域課題解決
	女川みらい創造株式会社	宮城県	女川町	2014/6/23	2022/2/8	都市開発、観光開発事業並びにこれらに関する企画、設計、施工、監理、運営及び受託等
	株式会社こまつ賑わいセンター	石川県	小松市	1998/10/7	2022/3/16	活動内容のとおり
	御伝鷹まちづくり株式会社	静岡県	静岡市	2003/7/1	2022/3/16	都市計画、観光開発及び土地建物の有効利用に関する調査、計画、運営、設計及びコンサルタント業務を行う
	三田地域振興株式会社	兵庫県	三田市	2001/4/10	2022/9/22	三田駅前市街地再開発事業で整備された施設の管理運営を通じ、賑わいと活気あふれる中心市街地形成に取り組む。
	ふらのまちづくり株式会社	北海道	富良野市	2023/10/28	2022/12/19	公共公益施設の整備等の実施

表 2.1-22-4 都市再生推進法人の指定状況（法人形態・指定年月日順）(3/7) ※令和7年度調査時点

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
まちづくり会社（株式会社）	つくばまちなかデザイン株式会社	茨城県	つくば市	2021/4/1	2023/3/31	まちなかの人と人、コトとコトをつなげるプラットフォームとして、つくばの"まち"に誰よりも愛着を持ち、"まち"の変化を先取りし、ここでしかできないコトで"多様性を享受する"こと。
	株式会社まつくる	島根県	松江市	2022/10/19	2023/11/6	松江市のパートナーとして、松江白潟エリアを「稼ぐ力のあるまち」、「魅力あるまち」へ再生すること
	桑名エリアマネジメント株式会社	三重県	桑名市	2022/4/1	2024/3/25	1.都市整備や再開発に関する事業 2.公共施設の管理業務委託 3.着地型観光商品の企画開発及び販売 4.地域資源の商品化や開発支援及び販路開拓 5.食料品、酒類及び雑貨品の販売 6.インターネットによる情報提供及び通信販売 7.各種イベントの企画、運営 8.観光まちづくり支援業務 9.前各号に附帯関連する一切の業務
	株式会社テシカガタウンラボ	北海道	弟子屈町	2022/5/2	2024/4/1	コンパクトシティ化を目指し市街地エリアに町が新たな複合施設（図書館・温浴施設・プール・カフェ等）を整備するのに併せ、同エリアの活性化及びエリアリノベーションに永続的に取り組む事を目的として設立
	株式会社まちづくり府中	東京都	府中市	2024/4/1	2024/4/25	府中市のにぎわいの創出に資する事業を行い、地域価値向上を目的としている。
	株式会社豊橋まちなか活性化センター	愛知県	豊橋市	2000/6/9	2024/8/20	豊橋市中心市街地活性化基本計画に基づく中小小売商売高度化事業実施のため、商店街の枠を超えた TMO 機関として設立。
	株式会社 Discover	福島県	郡山市	2014/5/15	2024/8/26	地域の方々がさまざまなことにチャレンジし、いきいきと暮らすような活動を支援すると同時に、安心して暮らせるまちづくりに寄与するため。
	株式会社築切家守舎	広島県	福山市	2018/4/2	2024/10/25	まちの賑わいのプロデュース、公民連携によるまちづくり、空き家再生、まちづくりに関する専門家派遣・情報提供など。
	福Ｌａｂ株式会社	広島県	福山市	2015/11/11	2024/10/25	未利用地の活用について、都市計画・まちづくりの専門家として援助を行うこと、及び地権者と新規事業者との橋渡し役を担うこと。
	株式会社しおじり街元気カンパニー	長野県	塩尻市	2011/11/1	2024/11/20	中心市街地活性化のため。
	株式会社アクトみなかみ	群馬県	みなかみ町	2018/2/9	2025/3/24	飲食店の経営及び企画、物品加工及び販売、ホテル旅館等の宿泊施設の経営、不動産の売買・仲介・斡旋・賃貸及び管理、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業、ほか
	株式会社くりえいと	福岡県	宗像市	1988/6/8	2025/4/1	赤間駅周辺地区において、地域の持続可能な発展と都市空間の魅力向上を目的とし、都市再生特別措置法第 119 条に定められた業務を実施する。
	横手まちづくり株式会社	秋田県	横手市	2020/4/1	2025/7/17	まちづくり、都市計画、観光開発、空き地空き家対策、土地建物の有効利用に関する調査、計画、運営、設計、およびコンサルタント業務ほか
社団・財団法人	一般財団法人柏市まちづくり公社	千葉県	柏市	1962/7/31	2014/2/14	柏市及びその周辺における都市機能及び都市環境の充実向上を目指し、民産官学の協働によるまちづくり事業を推進し、もって柏市及びその周辺の健全な発展と、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。
	一般財団法人柏市みどりの基金	千葉県	柏市	1995/4/3	2014/3/31	市民、行政、業及び専門家等が連携して進めるみどりの保全・再生・創出を支援することにより、緑を活かした美しい風景のあるまちの実現及び持続可能な地域の生態系の維持並びに自然と調和した快適な生活空間の形成とコミュニティの醸成に寄与すること

表 2.1 22-5 都市再生推進法人の指定状況（法人形態・指定年月日順）(4/7) ※令和7年度調査時点

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
社団・財団法人	一般社団法人グランフロント大阪 TMO	大阪府	大阪市	2012/5/23	2014/7/29	うめきた先行開発区域（以下「当区域」という。）開発事業「グランフロント大阪」について、大阪市が策定した大阪駅北地区まちづくり基本計画、大阪駅北地区地区計画及び都市再生特別地区の都市計画決定を踏まえ、公民連携による持続的且つ一体的なまちの運営を推進することにより、当区域を中心とした地域の活性化、環境改善、及びコミュニティの形成等に関する事業を展開し、当区域の付加価値を高め、当区域ひいては関西並びに日本経済の持続的な発展に寄与すること
	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	東京都	新宿区	2015/6/30	2015/3/26	賑わい形成・低炭素化・防災性向上等の環境改善・地域価値向上に資するまちづくりを進めていくため、地権者法人等で構成される会員が英知を結集して、行政機関・地元とも連携しつつ、既存の地域資源を有効活用しながら、当エリアのさらなる活性化に資するまちづくり構想・計画の立案・情報発信、具体プロジェクトの検討・実施等の各種取組を行っていくことを目的とする。
	一般社団法人荒井タウンマネジメント	宮城県	仙台市	2013/5/14	2016/1/14	荒井東地区の長期的な価値向上につながるまちづくりを展開するため、まちの駐車場や公共的空間の維持管理、賑わい創出、エコタウンづくり、見守り等の事業を行い、荒井東地区の発展に寄与するとともに、広く社会貢献に資すること。
	一般社団法人美園タウンマネジメント	埼玉県	さいたま市	2015/7/22	2016/7/12	当法人は、市民・行政・非営利組織・企業・教育研究機関など多様な主体との連携により、さいたま市の副都心の一つである美園地区及びその周辺地域のタウンマネジメントを実践し、また、この実践活動を通じて、当該地区等の魅力を高め、質の高い都市環境の整備・維持・向上、並びに地域社会の改善を図ると共に、その成果をさいたま市域、更には国内外へと広く発信し、応用・普及させることを目的とする。
	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮	埼玉県	さいたま市	2016/12/20	2017/10/4	当法人は、埼玉県さいたま市における大宮駅周辺地域を対象としながら、行政機関、地域団体、特定非営利活動法人、市民、企業、教育研究機関等との連携を図りながら、大宮駅周辺地域戦略ビジョンの実現に向けた各種まちづくり事業やアーバンデザインの取り組みについて、調査研究、計画立案、実践、並びにこれらの調整等を行うことを目的とする。東日本の広域的な拠点都市を目指すなかで、中枢的な役割を担うべき大宮駅及び周辺の機能更新や高次化、質の高い都市環境の整備・創造を推進あるいは促進していく。
	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント	東京都	港区	2015/10/30	2017/10/10	任意団体である新虎通りエリアマネジメント協議会（以下「協議会」という。）が実施する、道路空間等を良好な状態に保持し、その空間を用いてまちの価値の向上を目指すエリアマネジメント活動の推進に寄与するとともに、その活動における契約等の当事者となってこれを支援することを目的とする。
	一般社団法人みんとしょ	和歌山県	和歌山市	2016/8/10	2017/12/26	地域の抱える問題、多様な社会的問題の解決に取り組み、公共空間の潜在的価値を最大限に活用し、まちに住まう人びとが活躍できつ地域の社会作りに貢献するため
	一般社団法人 TCCM	愛知県	豊田市	2017/2/28	2018/3/23	豊田市中心市街地・都心において、まちづくり事業やプロモーション事業等を展開し、まち・エリアの価値の向上や、まちなかのにぎわい創出等中心市街地の活性化に資する事業を実施
	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	東京都	渋谷区	2015/8/18	2018/5/11	「渋谷が世界一だと思う人をふやす」
	一般社団法人草薙カルテッド	静岡県	静岡市	2017/2/14	2018/6/24	草薙駅周辺及び有度地区のまちづくりを持続的・一体的・効果的にマネジメントし、住民・商業者・来街者等に価値あるサービスを提供することを目的とする。

表 2.1 22-6 都市再生推進法人の指定状況（法人形態・指定年月日順）(5/7) ※令和7年度調査時点

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
社団・財団法人	一般社団法人竹芝エリアマネジメント	東京都	港区	2017/3/9	2018/11/27	竹芝地区まちづくり協議会と活動の目的や方針を共有し、「豊かな緑、海、文化を実感できる、活気ある業務・商業等の拠点形成」に向け、竹芝地区を中心としたまちづくりに関する事業活動を実施、推進することを目的としている
	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト	和歌山県	和歌山市	2018/7/20	2019/6/18	「憩い」と「賑わい」に満ちた、人と環境にやさしいまちづくりを実現するため、住民・市民、商業者・企業、大学、行政等の連携による市駅地区のエリアマネジメントを推進するため
	一般社団法人二子玉川エリアマネジメンツ	東京都	世田谷区	2019/1/23	2020/2/21	対象地域にてエリアマネジメント活動を推進するとともに、まちづくり活動の方針などを定めることにより、街の価値を高め、人々の幸せをはぐくむことを目的とする。
	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント	東京都	中央区	2014/10/9	2020/9/15	日本橋らしい景観を維持しながら、公共空間等を活用して賑わいに資する機会の創出・支援に関する事業を行うことによって地域活性化に寄与することを目的とします。
	一般財団法人武蔵野市開発公社	東京都	武蔵野市	1968/8/19	2020/12/4	武蔵野市が行うまちづくりに関連する事業を推進することにより、快適で豊かな生活環境の実現を目指し、もって市民福祉の増進と市の発展に寄与すること
	公益財団法人名古屋まちづくり公社	愛知県	名古屋市	1961/7/25	2021/3/8	都市基盤の整備等を通じて名古屋市のまちづくりに寄与することを目的に設立された。
	一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメント	大阪府	大阪市	2020/3/18	2021/5/13	大阪市北区梅田１丁目地区及びその周辺において、道路管理者と連携して、道路施設の安全性及び快適性を高めること、並びに当地区におけるまちづくり活動を推進すること。
	一般社団法人伊豆長岡温泉エリアマネジメント	静岡県	伊豆の国市	2021/6/15	2021/8/27	伊豆長岡温泉をはじめとする地域資源を活用し、持続的なまちづくりと観光誘客を図るとともに、文化、芸術、教育及び地域の振興等に関する事業を行い、地域社会の発展及び市民福祉の向上に寄与すること
	一般社団法人日本橋浜町エリアマネジメント	東京都	中央区	2020/4/1	2022/1/17	地元町会・商店街・企業・住民と連携しながら、まちの価値向上・活気あふれる地域活動を推進及び支援することを目的としています。
	一般社団法人ぶらっと西川	岡山県	岡山市	2021/3/1	2022/3/8	当法人は、岡山市中心市街地である西川エリアにおいて賑わいに資する機会の創出や交流の促進・支援等、公共空間等を活用した街づくりに関する事業を行い、安全で安心して飲食ができ、住み続けられる街の実現を目的とする。
	一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント	東京都	江戸川区	2020/11/16	2022/3/29	小岩駅周辺地区における再開発後の街の運営を見据えた地域の中間支援施設として設立。にぎわいの創出、地域の価値をより向上させていくことを目的としている。
	一般社団法人 KURE-PERS（クレパス）	広島県	呉市	2016/12/28	2022/10/4	民間、行政、様々な分野のスペシャリストが集い、様々なアイデアや色を重ねあわせながら、その見識と感性で地元に存在する魅力を選定・再構築し呉市の展望や前途・眺望を描ききる集団であるとともに、行政と共同し、都市再生特別措置法に基づく地域のまちづくりを担う都市再生推進法人を目指すことを目的とするとともに、その目的を達成するための事業を行う。
	一般社団法人ブルーバード	福島県	郡山市	2018/6/20	2023/2/10	人口減少が著しい郡山市内や駅前商店街を再活性化させるため。
	一般社団法人天文館みらいマネジメント	鹿児島県	鹿児島市	2022/4/1	2023/6/7	天文館地区及びその周辺地区の商店並びにそれらを構成員とする団体の発展を促進し、地域経済の活性化並びに街づくりに寄与するため
	一般社団法人釜川から育む会	栃木県	宇都宮市	2021/11/22	2023/7/26	釜川及びその周辺地区に関心のある会員が連携し，周辺住民や店主と協働しながら，釜川地区の良好な環境形成を図り，魅力的で活力のある地域を育むこと。
	一般社団法人大垣タウンマネジメント	岐阜県	大垣市	2019/4/1	2023/9/29	大垣市中心市街地においてまちづくり事業やプロモーション事業等を展開し、まち・エリアの価値の向上や、まちなかの賑わい創出等中心市街地の活性化に資する事業を実施・推進すること。

表 2.1 22-7 都市再生推進法人の指定状況（法人形態・指定年月日順）(6/7) ※令和7年度調査時点

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
社団・財団法人	一般社団法人多治見市観光協会	岐阜県	多治見市	2022/4/1	2024/2/26	多治見市の歴史、文化及び産業を基盤とし、行政や関係団体との連携を図り、まちづくり及び観光事業を戦略的に行うことで、地域経済の活性化に寄与することを目的としている。
	一般社団法人からまち	山口県	下関市	2022/5/20	2024/3/7	－
	一般社団法人横浜西口エリアマネジメント	神奈川県	横浜市	2017/4/1	2024/3/27	横浜駅西口を中心としたエリアにおいて、これからのライフスタイルを創造・発信する複合都市を目指し、エリアマネジメントをさらに発展させることで、多様な賑わいを有する街を創造することに寄与すること
	一般社団法人水間門前町コ・デザイン区	大阪府	貝塚市	2024/3/13	2024/5/20	貝塚市総合戦略、貝塚市立地適正化計画、貝塚市観光振興ビジョン等に基づき、水間寺、水間公園、水間街道等の周辺地域に新たな賑わいを創出するため、地域創生、エリアマネジメント、観光まちづくりを推進し、都市・地域を再生することを目的とする。
	一般社団法人館林アーバンデザイン	群馬県	館林市	2024/2/26	2025/3/28	館林アーバンデザインは、館林市、館林商工会議所、 邑楽館林農業協同組合、金融機関、地元企業などにより設立された法人です。 官民のパートナーシップにより、官と民の橋渡し役を担いながら、誰もが便利で快適に暮らせるまちを創ることが私たちの使命です。
	一般社団法人むすびあい	千葉県	市原市	2025/3/3	2025/4/23	JR 八幡宿駅周辺および市原地区を主な対象とした、市原市のまちづくりの持続的・一体的・効果的なマネジメントを行うため。
	一般社団法人まちなかコミュニティアセットマネジメント	埼玉県	熊谷市	2025/7/4	2025/8/19	－
NPO 法人	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	和歌山県	和歌山市	2013/4/23	2017/12/26	地域住民に対して、地域の人・モノ・資源を活用した、災害に強く、安全で安心して暮らせ、次世代を育てる魅力あるまちづくりに寄与するため
	特定非営利活動法人愛福会	和歌山県	和歌山市	2013/6/3	2017/12/26	自分たちが済む住環境を少しでも良くしていくために、まちづくりに積極的に参加することによって、安心安全なまちをつくり、牽いては持続的にまちを大切にする住民が住むまちを目指すため
	特定非営利活動法人砂山バンマツリ	和歌山県	和歌山市	2013/4/23	2017/12/26	地域住民に対して、地域の人・モノ・資源を活用した、災害に強く、安全で安心して暮らせ、次世代を育てる魅力あるまちづくりに寄与するため
	NPO法人岡崎まち育てセンター・りた	愛知県	岡崎市	2006/9/7	2019/5/22	まちづくりの推進を図る活動及びその活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
	特定非営利活動法人今様草加宿	埼玉県	草加市	2018/3/22	2020/8/14	地域住民に対し、住民自らが積極的に参加できるまちづくりを目指し、住民・行政・企業・様々な市民団体が協働して、「おもてなしのこころにあふれた、歴史・文化・観光・賑わい・安全・安心を共創する街」の空間プロデュース
	NPO 法人わくわく西灘	兵庫県	神戸市		2020/10/15	神戸市灘区の水道筋界隈で営業する商業者と西灘地域で活動している市民が連携しながら安全で元気な街づくりに寄与すること。
	NPO 法人かみのやまランドバンク	山形県	上山市	2019/6/18	2021/3/30	－

表 2.1 22-8 都市再生推進法人の指定状況（法人形態・指定年月日順）(7/7) ※令和7年度調査時点

法人区分	法人名	都道府県	市区町村	設立年月日	指定年月日	設立目的
NPO 法人	特定非営利活動法人志民連いちのみや	愛知県	一宮市	2005/2/2	2022/3/18	愛知県一宮市を中心とする地域社会に対して、広義のまちづくり活動、すなわち福祉や社会教育の増進、観光振興、学術・文化・芸術、スポーツの振興、環境保全、災害救援、地域安全、子どもの健全育成、経済活動活性化、職業能力開発や雇用機会拡充に関する事業等を行い、またそうした活動を行う団体等を支援していく事業を行い、市民、行政、企業、諸団体が協動する地域づくり環境の醸成と、自己責任で活動していく自主的市民性の育成を図り、地域社会および地域市民の公益一般に寄与すること
	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構	栃木県	宇都宮市	2009/9/1	2023/7/26	公共団体と民間団体が連携して、宇都宮のまちづくりに取り組むための中核的な組織として、魅力ある中心市街地の形成を図ることで、宇都宮の将来の発展に寄与すること。
	特定非営利活動法人まちづくりかりや	愛知県	刈谷市	2013/5/21	2025/7/7	刈谷市及び周辺市町において賑わいの創出、地域コミュニティの醸成、地域文化づくりに関する事業を行うことにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

問 2-2　都市再生推進法人の指定の理由

■設問

問 2-1 で「指定している」を回答された方は、指定の理由について、以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください（複数回答可・プルダウン式）

指定理由は、「ア 都市再生やまちづくりを推進することを活動目的としている」が最も多く、73 件であった。

■回答　N=77（回答者数・複数回答可）

表 2.1-23-1 指定の理由

項目	回答数	割合
ア）都市再生やまちづくりを推進することを活動目的としている	73	18.5%
イ）まちづくり活動の実績がある	64	16.2%
ウ）市内に事務所を有する	64	16.2%
エ）市内でまちづくり活動を行っている	65	16.5%
オ）必要な組織体制、人員体制、必要な経済的基礎を有している	57	14.4%
カ）関係行政機関や他の民間組織等と連携を図ることができる	61	15.4%
キ）その他	11	2.8%
合計	395	100.0%

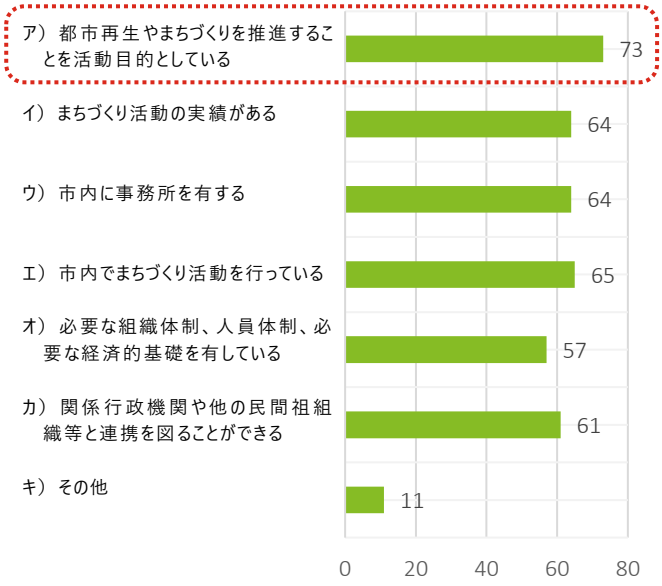

図 2.1-4 指定の理由

表 2.1-23-2 指定の理由　その他（自由記述）

その他の理由
・市と商工会議所が発起人となり設立したまちづくり会社で、中心市街地の再興とにぎわいづくりを行っていることから。
・暴力団排除条例に規定する暴力団員が所属していないことから。
・暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第4号に規定する暴力団員等が所属していないことから。

■都市の人口規模による傾向　N=77（回答者数・複数回答可）

ア～カの回答は拮抗しており、人口区分別での傾向は見られない。

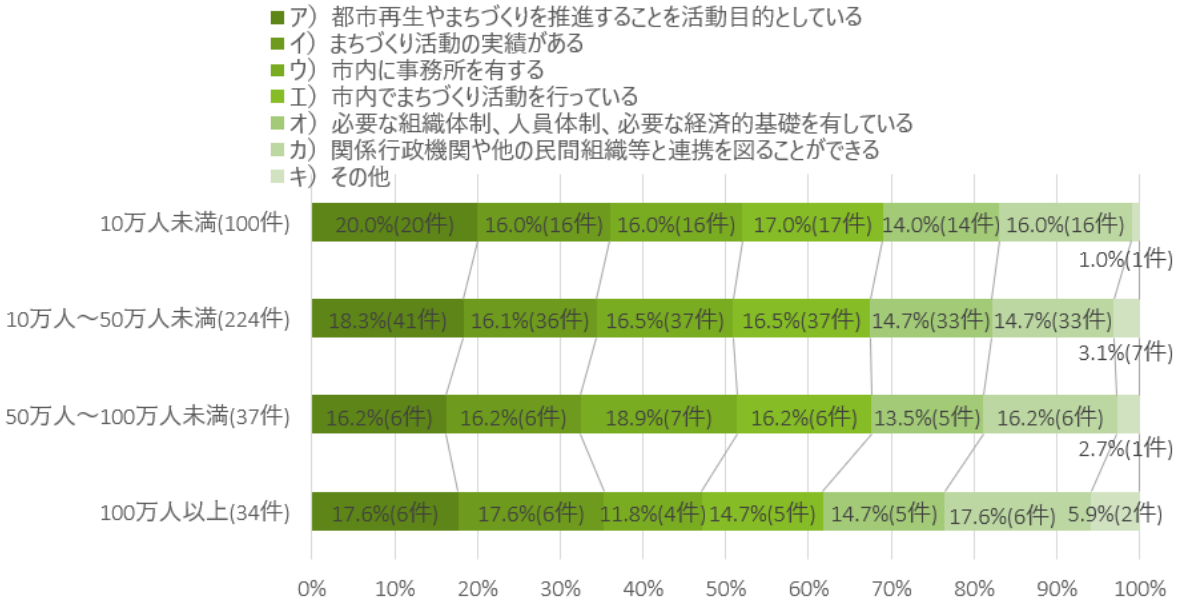

図 2.1-5 指定の理由（人口規模別）

問 2-3　都市再生推進法人の指定の取り消し状況

■設問

貴団体が指定した都市再生推進法人について、その指定を取り消したことがあるかについて、該当する項目にご回答ください（複数回答可・プルダウン式）

「イ　指定を取り消したことがない」が 92.2%とほとんどを占め、「ア　指定を取り消したことがある」は 7.8%であった。

■回答 N=64（回答者数・複数回答可）

表 2.1-24 指定の取り消し

項目	回答数	割合
ア）指定を取り消したことがある（当該法人が解散した場合を含む）	5	7.8%
イ）指定を取り消したことがない	59	92.2%
合計	64	100.0%

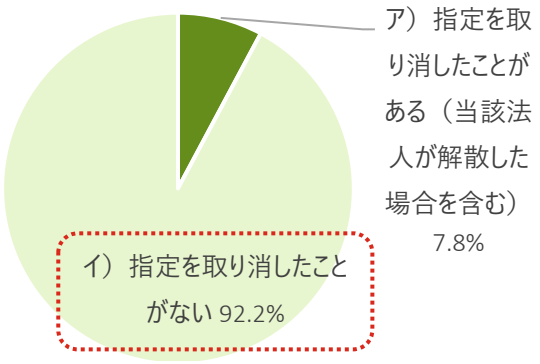

図 2.1-6 指定の取り消し

■都市の人口規模による傾向　N=64（回答者数・複数回答可）

取り消ししたことがあると回答した3つの自治体は全て 10 万人以上 50 万人未満の自治体であった。

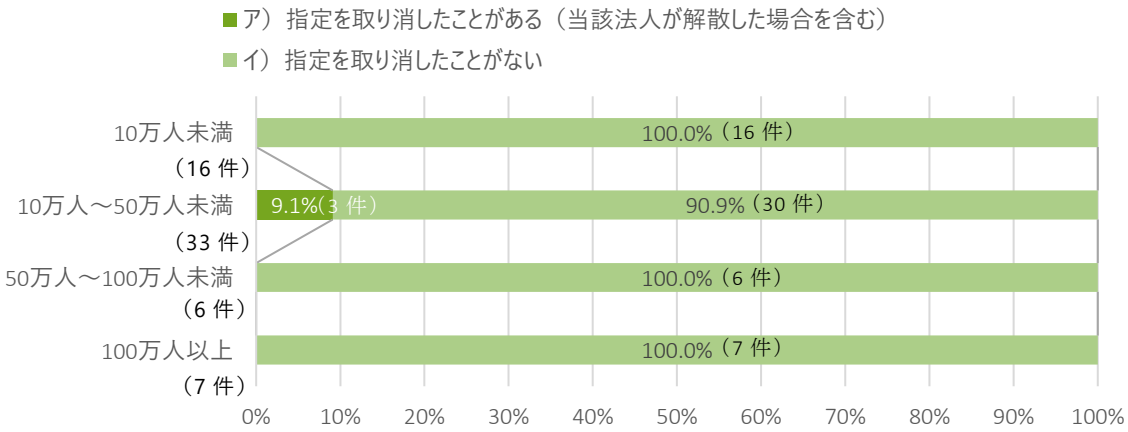

図 2.1-7 指定の取り消し

取り消ししたことの理由は、「ア-b　都市再生推進法人から指定取り消しの申し出があり、取り消した」が3件、「ア-c　都市再生推進法人が解散した」が2件であった。

■回答　N=64（回答者数・複数回答可）

表 2.1-25-1　取り消しの理由

項目	回答数	割合
ア-a　貴団体が指定を取り消した（改善命令に法人が応じなかった等による）	0	0.0%
ア-b　都市再生推進法人から指定取消の申し出があり、取り消した	3	4.7%
ア-c　都市再生推進法人が解散した	2	3.1%
ア-d　その他	0	0.0%
イ　指定を取り消したことがない	59	92.2%
合計	64	100.0%

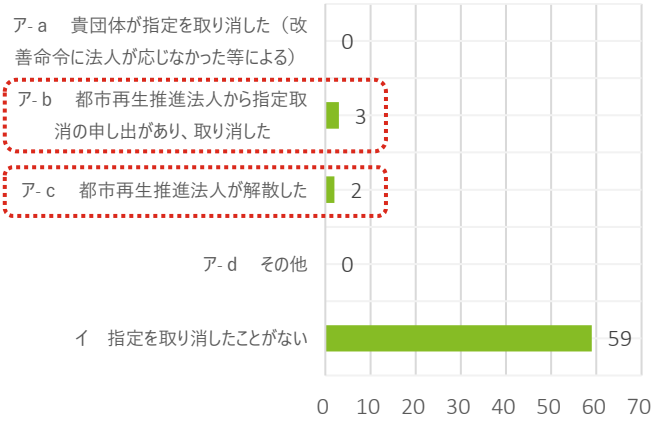

図 2.1-8 取り消しの理由

■自由記述

表 2.1-25-2　都市再生推進法人の指定取消の理由や背景等（自由記述）

主な内容
・一般社団法人の解散のため
・法人ならびに事業内容変更のため
・組織の統合による
・活動拠点を市外に移したため
・性質から、他の制度の方が適当であると判断したため
・都市再生推進法人としての活動内容に係る申請について虚偽・不適切な内容があり、推進法人から辞退届の提出があったため、これを受理し、指定を取り消した。

※表 2.1-24 における「ア）指定を取り消したことがある（当該法人が解散した場合を含む）」の回答数（自治体数）は5自治体であるが、1つの自治体から2法人の取り消しの回答があったため、表　2.1　25-2　都市再生推進法人の指定取消の理由や背景等の自由記述は6件となり、当該回答数は整合しない。

■都市の人口規模による傾向（N=64）

取り消したことがあると回答した3つの自治体は全て 10 万人以上 50 万人未満の自治体であったため、人口規模による傾向分析は省略した。

問 2-4　都市再生推進法人指定後に実施する活動内容等についての監督方法

■設問 2-4-①

都市再生推進法人指定後に実施する、活動内容等についての監督方法（都市再生特別措置法 121 条）はどのように決めていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

「ア 都市再生推進法人の指定に関する事務取扱要綱等で定めている」が最も多く、78.1％を占める。

■回答（N=73）

表 2.1-26-1 監督方法の定め

項目	回答数	割合
ア）都市再生推進法人の指定に関する事務取扱要綱等で定めている	57	78.1%
イ）監督方法は定めていない	13	17.8%
ウ）その他	3	4.1%
合計	73	100.0%

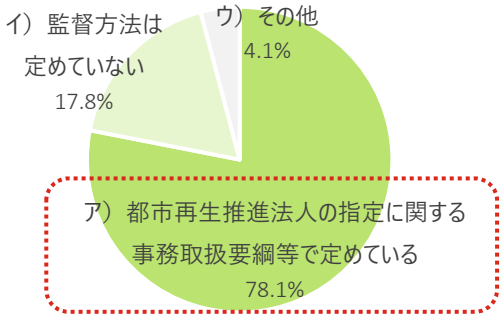

図 2.1-9 監督方法の定め方

表 2.1-26-2 その他（自由記述）

その他の内容
・事業計画書、収支予算書、決算書、貸借対照表を提出してもらっている。
・株主総会、取締役会で報告を受けている。

■都市の人口規模による傾向（N=73）

全ての人口規模区分で、「ア 都市再生推進法人の指定に関する事務取扱要綱等で定めている」が最多で、人口 50 万人～100 万人未満では 100%となっている。

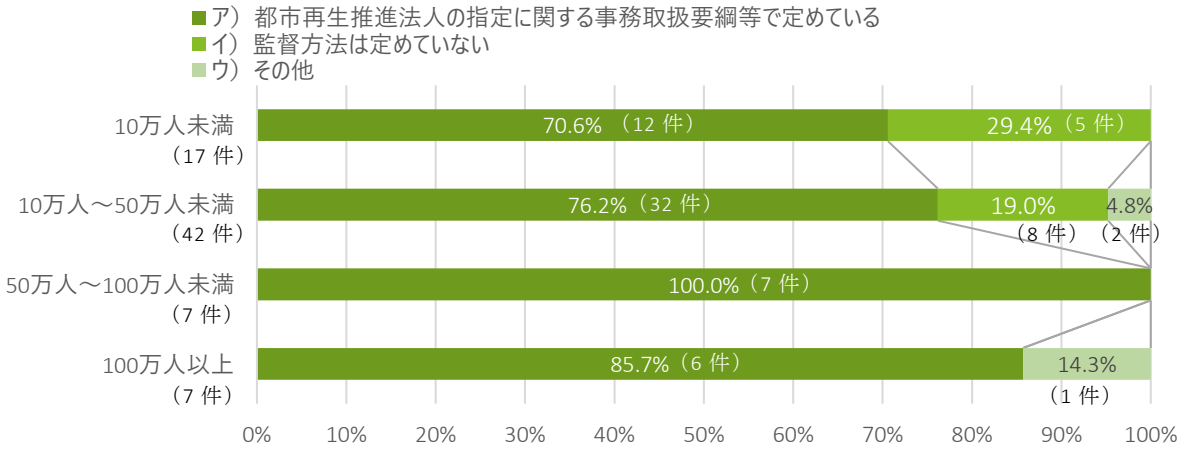

図 2.1-10 監督方法の定め方

■設問 2-4-②

都市再生推進法人指定後に、活動内容等についてどのように監督（都市再生特別措置法 121 条）していますか。以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

「ア 活動実施報告書を提出してもらっている」が最も多く、57 件の回答があった。

■回答 N=73（回答者数・複数回答可）

表 2.1-27-1 監督方法

項目	回答数	割合
ア）活動実施報告書を提出してもらっている	57	58.2%
イ）定期的に打合せを実施している	21	21.4%
ウ）メールや電話等で状況をヒアリングしている	14	14.3%
エ）監督していない	4	4.1%
オ）その他	2	2.0%
合計	98	100.0%

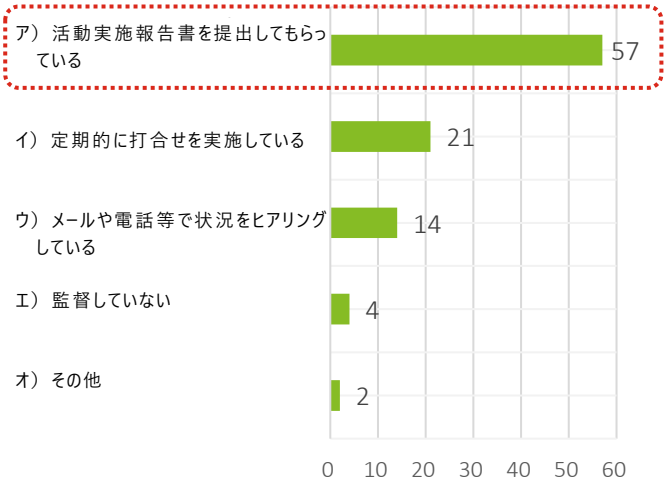

図 2.1-11 監督方法

表 2.1-27-2 その他（自由記述）

その他の内容
・協定書に管理運営に係る内容を記載している。
・市が株主、取締役として監督。

■都市の人口規模による傾向　N=73（回答者数・複数回答可）

全ての人口規模区分で、「ア 活動実施報告書を提出してもらっている」が最多で、人口 100 万人以上の区分では 100％であった。

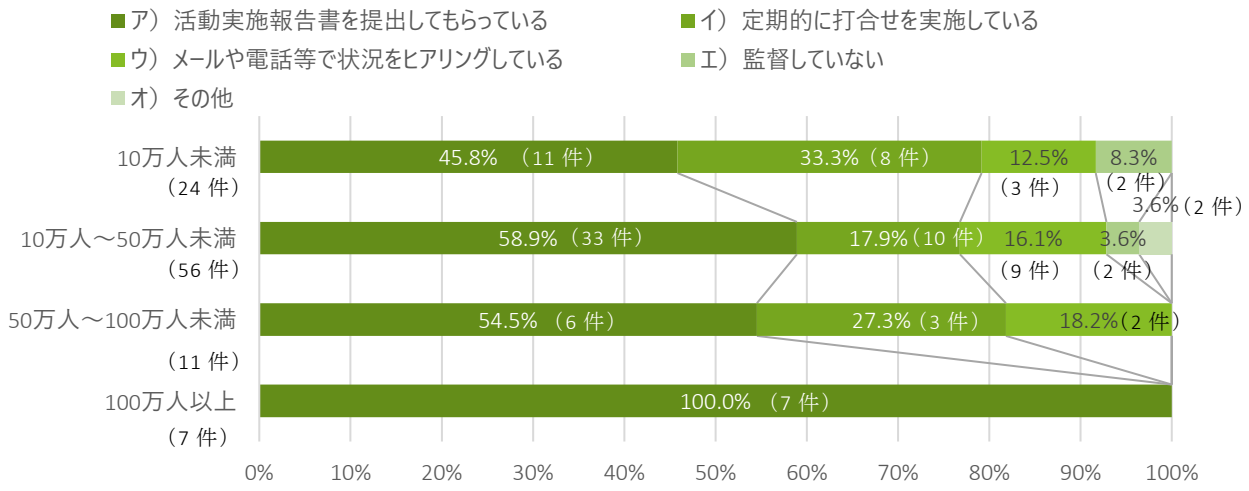

図 2.1-12 監督方法

(2)調査 2:パブリックスペースの利活用に関する調査

(2)-1 実施概要

1) 回答状況

「調査 2:パブリックスペースの利活用に関する調査」を行った結果、市区町村のまちづくり担当者からは 79.8%%、市区町村道路占用許可権者からは 77.3%、都市再生推進法人からは 78.9%、全国エリアマネジメントネットワーク会員からは 58.0%、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員からは 61.7%の回答があった。

表 2.1-28 調査2回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村のまちづくり担当者	1,741	1,389	79.8%
市区町村道路占用許可権者 ※1	1,741	1,345	77.3%
都道府県道路占用許可権者 ※1	47	83 ※6	―
都市再生推進法人※2	138	109	78.9%
全国エリアマネジメントネットワーク会員 ※3	31	18	58.0%
全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員 ※4	34	21	61.7%
その他 ※5	―	4	―

※1:道路占用許可権者は、都道府県及び市区町村まちづくり担当者から配布した。
※2:令和 6 年 10 月時点の指定団体数である 127 団体に本調査期間内に把握した 11 団体を加えた団体数。市区町村から配布した。
※3:都市再生推進法人を除く。受注者から配布した。
※4:都市再生推進法人、全国エリアマネジメント会員ネットワーク団体を除く。受注者から配布した。
※5:都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員以外のまちづくり団体(配布対象ではなかったが、回答があった団体)。
※6:都道府県道路占用許可権者については、複数部局(道路管理部局、道路整備部局、出先事務所等)からの回答を含む。

2) 調査項目

調査 2(市区町村まちづくり担当者あて)の調査項目については、以下のとおり。
2-71 ページ以降に「市区町村まちづくり担当者」あてのアンケート調票を示す。
＜設問(市区町村まちづくり担当者あて)＞
1. 道路占用許可の特例制度の活用等について
(1)道路占用許可の特例制度の活用状況
(2)特例制度活用に関する「公共性」の判断
(3)「公共性」の判断で重視する視点
(4)占用物件のニーズ
2. パブリックスペースの利活用手続き等について
(1)パブリックスペースの利活用に係るワンストップ窓口について
(2)都市再生推進法人によるパブリックスペースに関する制度の運用への関与の状況

（3）複数のパブリックスペースを一元管理する仕組みの有無
3．都市再生推進法人等への行政財産の貸付実績

調査 2（道路占用許可権者あて）の調査項目については、以下のとおり。
2-77 ページ以降に「道路占用許可権者」あてのアンケート調票を示す。
＜設問（道路占用許可権者あて）＞
1．道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料免除（100％減額）について
2．道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料減額（90％減額）ついて
3．道路占用許可における特例制度の活用について
4．貴団体における道路占用許可の体制等ついて

調査 2（まちづくり団体あて）の調査項目については、以下のとおり。
2-84 ページ以降に「まちづくり団体」あてのアンケート調票を示す。
＜設問（まちづくり団体あて）＞
1．パブリックスペースの占用等による収益施設について
2．貴団体によるパブリックスペースを活用している収益事業等の事例
3．複数のパブリックスペースの利活用について

調査 2 以降の自由記述（一覧表）の整理については、原則、以下のとおり整理。
・回答数が少ないものは、そのまま一覧化。
・回答数が多いものは、類型化を行い、類型ごとの回答件数及び代表的な回答（要約・抜粋）を記載。なお、回答数が多いものの、類型化が難しいものは、そのまま一覧化。

【調査2　パブリックスペースの利活用に関する調査】

1．道路占用許可の特例制度の活用等について

（1）道路占用許可の特例制度の活用状況

問1

貴団体における道路占用許可の特例制度の活用状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例（ほこみち）、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例（道路協力団体）の5つの制度を指します。	回答欄
ア　活用している	
イ　活用していない	

問2

問1で「ア 活用している」と回答された方にお伺いします。 活用している特例制度ついて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　道路法に基づく特例（ほこみち）	
イ　都市再生特別措置法に基づく特例	
ウ　中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例	
エ　国家戦略特別区域法に基づく特例	
オ　道路法に基づく特例（道路協力団体）	

（2）特例制度活用に関する「公共性」の判断

問3

特例制度活用に関する「公共性」の判断は誰が行っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　市区町村まちづくり担当部署が「公共性」を判断している	
イ　道路占用許可権者が「公共性」を判断している	
ウ　市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している	
エ　その他	
その他の内容：	

（3）「公共性」の判断で重視する視点

問4

市区町村による都市再生整備計画等への特例対象の記載において、当該道路占用の「公共性」を判断する際に重視する視点について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　占用の目的が公共性を有する	
イ　占用主体が公共的な性格を備える	
ウ　活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	
エ　その他	
その他の内容：	

問5

問4で「ア 占用の目的が公共性を有する」を回答された方にお伺いします。 判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。 (**複数回答可**・プルダウン式)	回答欄
ア　社会性	
イ　経済性	
ウ　文化性	
エ　その他	
その他の内容：	

問6

問5にて回答された、「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容について、具体的に記入してください。
記入欄：

問7

問4で「イ 占用主体が公共的な性格を備える」を回答された方にお伺いします。 判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください(**複数回答可**・プルダウン式)	回答欄
ア　占用主体が公的団体等である	
イ　公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する	
ウ　地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる	
エ　その他	
その他の内容：	

問8

問7で「ア 占用主体が公的団体等である」を回答された方にお伺いします。 その内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。(**複数回答可**・プルダウン式)	回答欄
ア　地方公共団体	
イ　地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など	
ウ　地方公共団体が支援(人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援　等)する実施主体	
エ　都市再生推進法人	
オ　その他	
その他の内容：	

問9

問7で「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」を回答された方にお伺いします。 各内容について具体的に記入してください。
記入欄：

問10

問4で「ウ 活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている」を回答された方にお伺いします。 その内容を記入してください。
記入欄：

（4）占用物件のニーズ

問11

		回答欄
まちづくり活動（エリアマネジメント活動）の活動主体から、現行の道路占用許可の特例制度で認められる占用物件（道路法第32条第１項第1号、6号、7号（道路法施行令第7条第1号、8号、9号、12号）に規定される物件）以外の占用物件のニーズが寄せられたことはありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）		
	ア　ある	
	イ　ない	

問12

問11で「ア ある」を回答された方にお伺いします。 当該占用物件の内容等を記入してください。 例：デジタルサイネージ、モビリティポートなど
記入欄：

2．パブリックスペースの利活用手続き等について

（1）パブリックスペースの利活用に係るワンストップ窓口について

問1

		回答欄
貴団体における「ワンストップ窓口（※）」の設置の有無について、該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式） ※ ワンストップ窓口の内容は「公共空間利活用等のための行政によるワンストップ窓口事例集（令和２年３月発行　国土交通省都市局まちづくり推進課）」を参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/toshi/common/010000100.pdf		
	ア　ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）	
	イ　ワンストップ窓口を設置していない	

問2

		回答欄
問1で「ア ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）」と回答された方にお伺いします。 どのようなワンストップ窓口を設置しているか、以下ア~カのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		
	ア　公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口【道路・公園・河川などの公物管理部署への占用許可申請等手続きをワンストップで扱う窓口】	
	イ　公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口【ワンストップとなる部署が協議の場に同席、適宜アドバイスを行う窓	
	ウ　公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口【庁内関係部署と民間まちづくり団体等の橋渡しを担う窓口】	
	エ　利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口【公共空間ごとに異なる占用許可等の窓口や申請手順、利用条件など必要な情報を集約する窓口】	
	オ　その他、公共空間利活用等を支援するワンストップ窓口【民間まちづくり団体等への財源支援や利活用の規制緩和の制度による支援などを行う窓口】	
	カ　その他	
	その他の内容：	

問3

問1で「ア ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）」と回答された方にお伺いします。 ワンストップ窓口の対象施設について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　道路	
イ　都市公園	
ウ　河川敷地	
エ　条例や要綱に基づく広場、通路	
オ　公開空地、有効空地、空地	
カ　その他	
その他の内容：	

問4

問1で「ア ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）」と回答された方にお伺いします。 ワンストップ窓口を設置したことによる効果（又は、想定している効果）について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　利活用されるパブリックスペースの多様化が進んだ	
イ　利活用されるパブリックスペースの箇所が増えた	
ウ　パブリックスペースの利活用する事業や活動の幅が広くなった	
エ　パブリックスペースの利活用する主体が多くなった	
オ　その他	
（その他記入欄）	

（2）都市再生推進法人によるパブリックスペースに関する制度の運用への関与の状況

問5

貴団体管内で活動する都市再生推進法人が、パブリックスペースに関する制度の運用への関与の有無について、該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している	
イ　都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない	

問6

問5で「ア 都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している」と回答された方にお伺いします。 どのような内容を委任又は委託しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　都市計画（地区計画等）の運用	
イ　条例や要綱に基づくまちづくりや景観・屋外広告に関するルールの運用	
ウ　道路の占用許可や都市公園の占用・使用・行為許可等に係る審査や事務	
エ　道路や都市公園等の施設の管理・運営	
オ　公開空地、有効空地、空地の運用	
カ　その他	
その他の内容：	

（3）複数のパブリックスペースを一元管理する仕組みの有無

問7

	回答欄
貴団体において、一定エリアの複数のパブリックスペース（道路、都市公園、河川敷地、駐車場、公開空地等）について一元的に管理等を行う仕組みがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 例：デジタルマップで一元管理しているなど	
ア　複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開している）	
イ　複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開していない）	
ウ　複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない	

問8

問6で「ア 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開している）」、「イ 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開していない）」を回答された方にお伺いします。 一元管理の仕組みの内容等を記入してください。 例：デジタルマップで一元管理しているなど
記入欄：

3．都市再生推進法人等への行政財産の貸付実績

問1

	回答欄
貴団体において、都市再生推進法人等のまちづくり組織に対し、行政財産の貸付を行っている事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	
ア　ある	
イ　ない	

問2

	回答欄
問1で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 貸付を行っている行政財産の内容で、該当する項目について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	
ア　都市計画道路等の整備予定地	
イ　都市計画道路等の整備後の残地	
ウ　密集市街地整備等に係る事業用地	
エ　その他	
（その他記入欄）	

問3

問1で「ア ある」と回答された方にお伺いします。
貴村における使用料の徴収方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。(**複数回答可**・プルダウン式)
なお、各選択肢の下に設けた記入欄には、**使用料の徴収方法について、そのようにしている理由や条件**はどのようなものか記入してください。また、各々の記載について、**その根拠となる規程の名称、該当の内容**を記入してください。

	回答欄
ア　使用料を徴収しており、使用料は原則一律（単位当たりの金額等が一律）である	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	
イ　使用料を徴収しており、主体によって（「都市再生推進法人等のまちづくり組織」と「それ以外の組織」によって等）使用料を変えている	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	
ウ　使用料を徴収しており、施設によって使用料を変えている	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	
エ　使用料を徴収していない	
オ　その他	
（その他記入欄）	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	

2 / 11 ページ

アンケート調査票　記入要領

【道路占用許可権者にご回答いただく調査票】

回答は本シートの右隣の「調査票」シートにご記入願います。

調査票の構成		
調査の名称等	主な内容	ご回答の対象
基礎情報	ご担当者の連絡先等	全員
調査2	パブリックスペースの利活用に関する調査	・市区町村まちづくり担当課 ・道路占用許可権者 ・まちづくり団体（都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員）

（1）アンケートの記入について

① 回答欄のセルの色は、「ピンク」「白」です。該当するセルにご回答ください。

② ピンク色のセルは、プルダウン式となっていますので、カーソルを移動させた上で、選択してください。

③ 白色のセルは自由記述です。当該欄には、具体的な内容等をご記入ください。選択肢において「その他」の回答を選択するケースも同様です。

④ 集計の際にエラー等が発生する原因となりますので、シート名の変更、シートの追加・削除等を行わないでください。

（2）貴団体の基礎情報について

① アンケートの回答について代表となるご担当者の連絡先等を記載する欄があります。

② 当該欄の情報につきましては、回答内容の確認や必要に応じて詳細ヒアリングの調整等に活用させていただく予定です。

（3）提出期限・提出先

① 提出期限は 令和7年8月21日（木） 17：00 です。

② 電子メールに添付してご提出願います。

送信先アドレス：mlit-enq-matidukuri@toshimirai.jp

（4）記入に関する問合せ先について

一般財団法人都市みらい推進機構（調査委託先）
担当　：秋田　　電話：03-5261-5625
E-mail：mlit-enq-matidukuri@toshimirai.jp
住所　：〒112-0014　東京都文京区関口1-23-6　プラザ江戸川橋ビル 2F

調査票のシートに移行し、各設問にご回答願います。

【本アンケート調査の留意点】

本アンケート調査は、それぞれの設問に回答いただくとともに、資料の提出をお願いしている設問もございますので、お手数をおかけいたしますが、ご協力をお願い致します。
※本申込で取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。
参考：国土交通省におけるMicrosoft365利用に係るプライバシーポリシー

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr1_000048.html

基礎情報について

アンケート調査内容の確認や今後の連絡（ヒアリングのお願いなど）等に活用させていただきますので、下記事項を**必ず記入してください。**

都道府県名（プルダウン）	
市区町村名 ※都道府県は回答不要	
地方公共団体コード（市区町村コード等）	
本調査の担当部署	
ご担当者氏名	
ご担当者TEL	
ご担当者メールアドレス	@

【調査2　パブリックスペースの利活用に関する調査】

1．道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料免除（100%減額）について

問1

責団体内に、道路占用許可の特例制度を活用する道路で、道路占用料の免除（100%減額）を行っている事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例（ほこみち）、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例（道路協力団体）の5つの制度を指します。		回答欄
ア	特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある	
イ	特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路はない	

問2

問1で「ア 特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある」と回答された方にお伺いします。 道路占用料の免除（100%減額）を行っている事例について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		回答欄
ア	「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を免除	
イ	「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	
ウ	「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	
エ	「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	
オ	「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除	

問3

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 占用料免除（100%減額）の根拠について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		回答欄
ア	「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している	
イ	道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、免除を実施している	
ウ	その他	
その他の内容：		

問4

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 占用料免除（100%減額）の根拠について、「規程等」の名称、該当の基準の内容を記入してください。
記入欄：

問5

問2で「オ「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 占用料免除（100%減額）の理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		回答欄
ア	占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	
イ	占用の目的が公共性を有する	
ウ	占用主体が公共的な性格を備える	
エ	活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	
オ	その他	
その他の内容：		

問6

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 **問5で「イ 占用の目的が公共性を有する」を回答された方**は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		回答欄
ア	社会性	
イ	経済性	
ウ	文化性	
エ	その他	
その他の内容：		

問7

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 問6にて回答された、「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容について、具体的に記入してください。
記入欄：

問8

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 **問5で「ウ 占用主体が公共的な性格を備える」を回答された方**は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		回答欄
ア	占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である	
イ	公共性が高いまちづくり活動の実績を有する	
ウ	地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる	
エ	その他	
その他の内容：		

問9

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 **問8で「ア 占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である」を回答された方**は、その内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		回答欄
ア	地方公共団体	
イ	地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など	
ウ	地方公共団体が支援（人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援等）する実施主体	
エ	都市再生推進法人	
オ	その他	
その他の内容：		

問10

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。
問8で「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」を回答された方は、各内容について具体的に記入してください。

記入欄：

2．道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料減額（90%減額）ついて

問1

		回答欄
貴団体内に、道路占用許可の特例制度を活用する道路で、道路占用料の減額（90%減額）を行っている事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例（ほこみち）、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例（道路協力団体）の5つの制度を指します。		
ア	特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路がある	
イ	特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路はない	

問2

		回答欄
問1で「ア 特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路がある」と回答された方にお伺いします。 道路占用料の減額（90%減額）を行っている事例について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）		
ア	「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を減額	
イ	「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	
ウ	「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	
エ	「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	
オ	「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を減額	

問3

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 占用料減額（90%減額）の根拠について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している	
イ 道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、を実施している	
ウ 国や都道府県等が示す基準等（※）を適用し（準用し）、減額（90%減額）を実施している　※例えば、歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について（令和2年11月25日付け国道利第24号国道環第79号）、東京都道路占用料等徴収条例第３条の規程による減免措置の基準等	
エ その他	
その他の内容：	

問4

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 占用料減額（90%減額）の根拠について、「規程等」の名称、該当の基準の内容を記入してください。
記入欄：

問5

問2で「オ「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 占用料減額（90%減額）の理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア 占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	
イ 占用の目的が公共性を有する	
ウ 占用主体が公共的な性格を備える	
エ 活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	
オ その他	
その他の内容：	

問6

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 **問5で「イ 占用の目的が公共性を有する」を回答された方**は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア 社会性	
イ 経済性	
ウ 文化性	
エ その他	
その他の内容：	

問7

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 問6にて回答された、「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容について、具体的に記入してください。
記入欄：

問8

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 **問5で「ウ 占用主体が公共的な性格を備える」を回答された方**は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　占用主体が公的団体等である	
イ　公共性が高いまちづくり活動の実績を有する	
ウ　地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる	
エ　その他	
その他の内容：	

問9

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 **問8で「ア 占用主体が公的団体等である」を回答された方**は、その内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　地方公共団体	
イ　地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など	
ウ　地方公共団体が支援（人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援等）する実施主体	
エ　都市再生推進法人	
オ　その他	
その他の内容：	

問10

問2で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」**以外の回答をされた方**にお伺いします。 **問8で「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」を回答された方**は、各内容について具体的に記入してください。
記入欄：

3．道路占用許可における特例制度の活用について

問1

複数の特例制度の活用状況（直近５年）について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式） なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例（ほこみち）、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例（道路協力団体）の5つの制度を指します。	回答欄
ア　一団の区域又は同一路線で、異なる特例制度（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」と「都市再生特別措置法の特例」）を同時に活用している事例がある	
イ　まちづくり等の取組みの過程で、当初活用していた特例制度から別の特例制度に切り替えた（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」から「都市再生特別措置法の特例」）事例がある	
ウ　複数の特例制度を活用した事例はない	

問2

まちづくり活動（エリアマネジメント活動）の活動主体から、現行の道路占用許可の特例制度で認められる占用物件（道路法第32条第１項第1号、6号、7号（道路法施行令第7条第1号、8号、9号、12号）に規定される物件）以外の占用物件のニーズが寄せられたことはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　ある	
イ　ない	

問3

問2で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 当該占用物件の内容等を記入してください。 例：デジタルサイネージ、モビリティポートなど
記入欄：

【調査2　パブリックスペースの利活用に関する調査】

4．貴団体における道路占用許可の体制等ついて

問1

道路占用許可を行う部署の名称を記入してください。

記入欄：

問2

貴団体管内で管理している道路の総延長（km）を記入してください。

記入欄：　　km

問3

占用許可を行う職員数を記入してください。

記入欄：　　名

問4

年間の道路占用許可の件数を記入してください。

記入欄：　　件

問5

問4の年間許可件数のうち、特例制度に関するものに限った「許可件数」と「割合（約○%）」を記入してください。

記入欄：　　件

　　%

問6

問5の特例制度を使った占用許可申請に対し、道路占用許可権者としての判断への課題について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　占用物件の内容に関する判断に迷う	
イ　占用主体の是非の判断に迷う	
ウ　道路占用許可基準（法第33条他）や一般原則（公共性等）に係る判断に迷う	
エ　その他	
その他の内容：	

問7

問6の回答に関し、補足的に記載が可能なものがある場合、各内容について具体的に記入してください。

記入欄：

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

1．エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み

国土交通省では、持続的なエリアマネジメントの実現を目指し、エリアマネジメント活動の継続活動期において、中長期的な観点から官民協調で取り組むべき事項や資金計画、関係者の役割分担等を官民が参画する組織体が具体的に定める計画作成の仕組み（以下、「（仮称）エリアマネジメント活動計画」という）を考えております。

上記計画における記載内容についてお伺いします。

【エリアマネジメント活動に関する計画作成フロー（イメージ）】

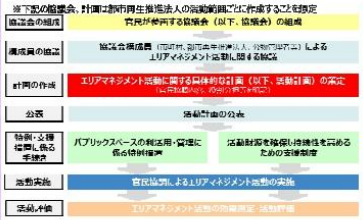

【エリアマネジメント活動に関する計画の記載内容（イメージ）】

（1）官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について

（仮称）エリアマネジメント活動計画の記載内容について、ご意見をお聞かせください。

問1

エリアマネジメント活動に関する計画の記載内容（イメージ）について、計画を作成する場合に懸念がある項目はありますか。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）	
イ　活動内容（活動内容、活動頻度、管理対象、管理体制、スケジュール等）	
ウ　資金計画（収入内容、支出内容等）	
エ　特例措置（規制緩和、占用許可、データ利用等）	
オ　官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）	
カ　懸念がある項目はない	

問2

問1で「懸念がある項目がある」を回答された方にお伺いします。
懸念がある内容について記入してください。
記入欄：

2．エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度

（1）国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について

問1

現在、国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度はありますか。また、今後活用する予定はありますか（他省庁・自治体の制度を含む）。以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　現在活用している	
イ　今後活用予定である	
ウ　ない	

問2

問1で「ア 現在活用している」と回答された方にお伺いします。
活用している制度名を記入してください。
記入欄：

問3

問1で「イ 今後活用予定である」と回答された方にお伺いします。
活用予定の制度名を記入してください。
記入欄：

問4

問1で「ウ ない」と回答された方にお伺いします。
その理由を記入してください。
記入欄：

（2）エリアマネジメントの各フェーズ（※）ごとに課題と感じていることやその課題に対する工夫、必要と感じている支援制度について
（※フェーズ1：組織立上げ期、フェーズ2：ビジョン作成期、フェーズ3：社会実証期、フェーズ4：継続活動期）

【フェーズ1】組織立上げ期について

問5

【フェーズ1】組織立上げ期において、課題と感じていることについて、以下ア～力のうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材の確保	
イ　複数の主体の組織化	
ウ　各主体における役割分担の調整	
エ　行政との連携	
オ　資金の確保	
カ　その他	
その他の内容：	

問6

問5で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～力のうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　運営組織の設立	
イ　キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	
ウ　勉強会やイベントの実施	
エ　実務的な議論ができる機会の創出	
オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
カ　その他	
その他の内容：	

問7

【フェーズ1】組織立上げ期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　組織立上げに係る助成金	
エ　情報発信に係る支援	
オ　その他	
その他の内容：	

【フェーズ2】ビジョン作成期について

問8

【フェーズ2】ビジョン作成期において、課題と感じていることについて、以下ア～ケのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材の確保	
イ　複数の主体における意見調整	
ウ　各主体における役割分担の調整	
エ　実務的な議論ができる場や機会の創出	
オ　行政との連携	
カ　資金の確保	
キ　理解の向上や当事者意識の醸成	
ク　ビジョン作成後の具体的な事業の実施	
ケ　その他	
その他の内容：	

問9

問8で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　運営組織の設立	
イ　キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	
ウ　勉強会やイベントの実施	
エ　実務的な議論ができる機会の創出	
オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
カ　情報発信・共有	
キ　その他	
その他の内容：	

問10

【フェーズ2】ビジョン作成期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　ビジョン作成に係る助成金	
エ　情報発信に係る支援	
オ　その他	
その他の内容：	

【フェーズ3】社会実証期について

問11

【フェーズ3】社会実証期において、課題と感じていることについて、以下ア～シのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材の確保	
イ　複数の主体における意見調整	
ウ　各主体における役割分担の調整	
エ　住民参加の促進	
オ　行政との連携	
カ　資金の確保	
キ　情報発信	
ク　理解の向上や当事者意識の醸成	
ケ　過度な利用に係る問い合わせへの対応	
コ　占用・使用許可申請の手続き	
サ　継続的な運用	
シ　その他	
その他の内容：	

問12

問11で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　行政や大学、他機関との連携強化	
イ　実務的な議論ができる機会の創出	
ウ　住民や関係者とのコミュニケーション強化	
エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
オ　情報発信・共有	
カ　効果測定の実施（アンケートやデータ収集など）	
キ　その他	
その他の内容：	

問13

【フェーズ３】社会実証期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　社会実証実施に係る助成金	
エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	
オ　情報発信に係る支援	
カ　その他	
その他の内容：	

【フェーズ４】継続活動期について

問14

【フェーズ４】継続活動期において、課題と感じていることについて、以下ア～力のうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材確保・育成	
イ　運営体制の構築	
ウ　各主体との合意形成や参画促進	
エ　行政との連携	
オ　安定した収益の確保	
カ　その他	
その他の内容：	

問15

問14で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材育成・確保に関する取組の実施	
イ　勉強会やイベントの実施	
ウ　実務的な議論ができる機会の創出	
エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
オ　情報発信・共有	
カ　行政や関係機関への活動報告	
キ　その他	
その他の内容：	

問16

【フェーズ４】継続活動期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	
エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	
オ　情報発信に係る支援	
カ　その他	
その他の内容：	

3．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

（1）エリアマネジメントに係る評価の実態について

問1

エリアマネジメントに係る評価の実態について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント活動を自己評価している	
イ　エリアマネジメント活動を第三者評価している	
ウ　エリアマネジメントを評価していない	

問2

問1で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際のデータの取得方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　行政のデータを受領している	
イ　公開されているデータを活用している（オープンデータ等）	
ウ　自ら資金を拠出して調査している	
エ　補助制度等を活用し調査している（ビッグデータ等）	
オ　自組織外の協力を得て実施している（大学等の研究機関等）	
カ　その他	
その他の内容：	

問3

問1で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際に課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　調査費用	
イ　調査方法のノウハウ	
ウ　データの所有権や個人情報などの法令上の課題	
エ　事務局含むマンパワー	
オ　効果が出ないことへの懸念	
カ　調査の継続性（毎年の調査実施など）	
キ　その他	
その他の内容：	

問4

問1で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 これまでに活用した評価指標について、以下ア～ソのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　【経済的効果】知名度向上	
イ　【経済的効果】来街者の増加	
ウ　【経済的効果】売上の増加	
エ　【経済的効果】空き店舗減少	
オ　【経済的効果】イノベーション創出	
カ　【経済的効果】資産価値・魅力向上	
キ　【コミュニティ関連効果】関係者の意識向上	
ク　【コミュニティ関連効果】コミュニティ形成	
ケ　【コミュニティ関連効果】地域への愛着形成	
コ　【コミュニティ関連効果】生活満足度	
サ　【地域環境改善効果】景観形成	
シ　【地域環境改善効果】防災・犯罪、美化	
ス　【地域環境改善効果】活動の場の創出	
セ　【地域環境改善効果】利便性向上	
ソ　その他	
その他の内容：	

問５

問1で「イ エリアマネジメント活動を第三者評価している」と回答された方にお伺いします。 評価方法を記入してください。
記入欄：

問６

	回答欄
問1で「ウ エリアマネジメントを評価していない」と回答された方にお伺いします。 評価していない理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。 （**複数回答可**・プルダウン式）	
ア　効果測定・評価の方法がわからない	
イ　効果測定・評価するにあたっての人材が不足している	
ウ　効果測定・評価するにあたってのデータが取得できない	
エ　効果測定・評価するにあたっての財源が不足している	
オ　その他	
その他の内容：	

（２）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について

エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）は以下のリンクからご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/toshi/file/useful/%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf

問6

	回答欄
エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	
ア　ガイドラインを知っており、活用している	
イ　ガイドラインは知っているが、活用していない	
ウ　ガイドラインを知らない	

問7

問6で「イ ガイドラインは知っているが、活用していない」と回答された方にお伺いします。 その理由を記入してください。
記入欄：

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

4．都市再生推進法人の業務・権限拡大及び方バナンスに関する要件強化

問1

都市再生推進法人の現行の業務**以外**で、必要と感じている業務はありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）

回答欄

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条）

（1）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（2）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
（3）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（4）事業用地の取得、合理、施設
（5）公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（6）緑地等管理効率化施設等の管理
（7）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（8）都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
（9）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
（10）跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
（11）滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の増進を図る広報又は行事の実施
（12）道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
（13）都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
（14）都市の再生に関する調査研究
（15）都市の再生に関する普及啓発
（16）その他の都市の再生に必要な業務

ア　ある	
イ　ない	

問2

問1で「ア ある」と回答された方にお伺いします。
必要と感じている業務内容を記入してください。

記入欄：

問3

都市再生推進法人の現行の特例（権限）**以外**で、必要と感じている特例（権限）はありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）
参考：　https://www.mlit.go.jp/toshi/common/001271545.pdf

回答欄

ア　ある	
イ　ない	

問4

問3で「ア ある」と回答された方にお伺いします。
必要と感じている特例（権限）の内容を記入してください。

記入欄：

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

5．エリアマネジメント融資の活用意向等に関する調査について

エリアマネジメント融資（正式名称：都市環境維持・改善事業資金融資）とは、自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的とする事業を行う一般社団法人等の都市再生推進法人に対し、地方公共団体を通じて無利子貸付を行う融資制度になります。

参考： https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html

現行制度では貸付対象者は限られておりますが、全ての都市再生推進法人（まちづくり会社等も含む）が貸付対象者となった場合の、エリアマネジメント融資の活用意向等に関しアンケートへご協力をお願いいたします。

問1

融資対象事業が拡充された場合、エリアマネジメント融資を活用する可能性はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 現行の融資対象例：まちづくり拠点施設、空き地・空き家店舗活用等、駐車場等の整備 拡充後融資対象例：都市利便増進協定等に基づく施設整備（食事施設、広告塔、情報基盤設備等）等	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問2

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 活用が考えられる対象事業、内容、活用が想定される時期を記入してください。
記入欄：

問3

問1で「イ なし」と回答された方にお伺いします。 拡充後融資対象例以外で、エリアマネジメント融資を活用したい事業等はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 拡充後融資対象例：都市利便増進協定等に基づく施設整備（食事施設、広告塔、情報基盤設備等）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問4

問3で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 事業内容を記入してください。
記入欄：

問5

問3で「イ なし」と回答された方にお伺いします。 その理由を記入してください。
記入欄：

問6

エリアマネジメント活動を実施するにあたり、民間融資または公的融資を活用されたことはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問6で「ア あり」と回答された方にお伺いします。

民間融資または公的融資を活用した活動の内容や融資の概算額、おおよその償還年数など、差し支えのない範囲でご回答をお願いいたします。

活用事例が複数ある場合は、主だった事例2、3例程度ご回答ください。

事例概要記入欄①					
活動内容					
融資額					百万円
償還開始日	西暦	年	月	日	
償還終了日	西暦	年	月	日	

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

6．都市再生推進法人の活動拠点施設について

問1

現在の主たるエリアマネジメント活動拠点施設（事務所、イベント等の実施のために継続的に使用する施設及び倉庫等のエリアマネジメント活動のために継続的に使用する施設）の所有状況について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　自己所有（都市再生推進法人が所有）	
イ　自己所有（都市再生推進法人の会員が所有）	
ウ　賃貸借	
エ　使用貸借	
オ　特定の拠点施設自体がない	
カ　その他	
その他の内容：	

問2

現在のエリアマネジメント活動拠点施設に関し課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　賃料、使用料、固定費	
イ　広さ	
ウ　立地	
エ　その他	
その他の内容：	

問3

エリアマネジメント活動拠点施設に求める機能又は設備について教えてください。
記入欄：

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

7．都市再生推進法人の土地取得等について
都市再生特別措置法第119条第１項４号に規定された土地の取得に関してお伺いします。

問1

エリアマネジメントにあたり、これまで不動産（土地と建築物）を取得された実績はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問2

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得時期について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　都市再生推進法人の指定前	
イ　都市再生推進法人の指定後	

問3

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント拠点施設として使用	
イ　その他	
その他の内容：	

問4

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的と使用状況の差異がある場合には、使用状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント拠点施設として使用	
イ　その他	
その他の内容：	

問5

不動産（土地と建築物）を取得するニーズはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問6

問5で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント拠点施設として使用	
イ　その他	
その他の内容：	

問7

問5で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 不動産を自ら取得する際に課題と感じていることについて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　資金調達	
イ　保有コスト	
ウ　人的リソース不足	
エ　専門的知見不足	
オ　その他	
その他の内容：	

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

8．計画の提案制度について

都市再生特別措置法第46条の２に規定された都市再生整備計画の提案制度及び第62条の14に規定された景観計画の提案制度についてお伺いします。

問1

都市再生整備計画の提案制度を知っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　知っている	
イ　知らない	

問2

都市再生整備計画の提案制度を活用したことがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　活用したことがある	
イ　活用したことがない	

問3

問2で「ア 活用したことがある」と回答された方にお伺いします。
提案の経緯・目的を記入してください。

記入欄：

問4

都市再生整備計画の提案制度活用にあたり、課題と感じていることについて教えてください。

記入欄：

問5

景観計画の提案制度を知っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　知っている	
イ　知らない	

問6

景観計画の提案制度を活用したことがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　活用したことがある	
イ　活用したことがない	

問7

問6で「ア 活用したことがある」と回答された方にお伺いします。
提案の経緯・目的を記入してください。

記入欄：

問8

景観計画の提案制度活用にあたり、課題と感じていることについて教えてください。

記入欄：

(2)-2 調査 2:パブリックスペースの利活用に関する調査結果のポイント

1. 市区町村まちづくり担当者あて調査について

- 道路占用許可の特例制度の活用率は 5.1%(表 2.1-29)に留まるが、人口規模が大きいほど活用割合が高い傾向。
- 公共性の判断は許可権者が行うケース 48.4%や連携して行うケース 39.1%(表 2.1-37-1)が多い。

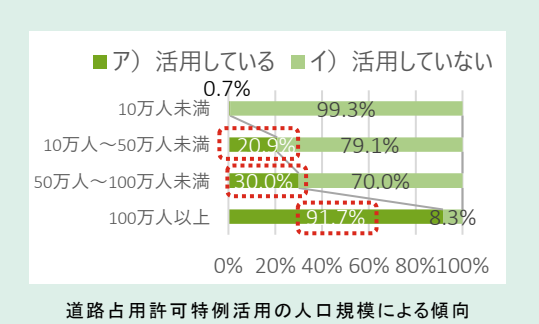

道路占用許可特例活用の人口規模による傾向

特例制度活用の公共性の判断

2. 道路占用許可権者あて調査について

- 占用料免除(100%減額)の実施事例は 3.9%(55 件)で、道路法に基づく特例(道路協力団体)を根拠とするものが最多 41.8%(23 件)。(表 2.1-95)
- 占用料減額(90%減額)の実施事例は 3.8%(54 件)で、「道路法に基づく特例(ほこみち)」によるものが最多 37 件。(表 2.1-115)

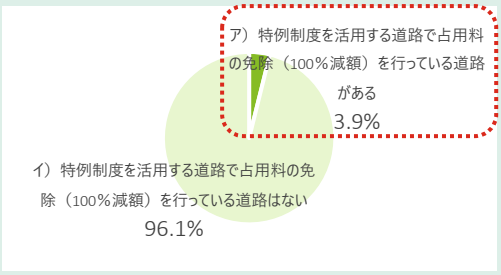

道路占用料免除の実施

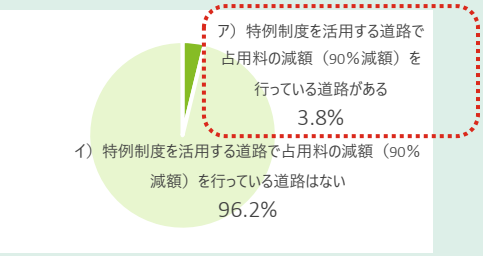

道路占用料 90%減額の実施

3. まちづくり団体あて調査について

- 76.8%の団体がパブリックスペースを利活用しており、場所は道路(37.1%)や公園(21.4%)(表 2.1-153-1)が中心。
- 52.8%(表 2-1-160)の団体が複数の場所を利用し、そのうち 54.5%(表 2-1-162)が一体的・連続的な利活用を行っている。

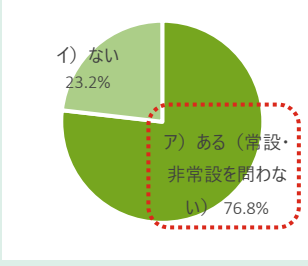

パブリックスペースの利活用

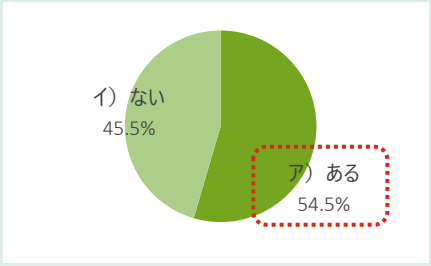

一体的・連続的な利用

4．総括

人口規模、都市再生推進法人、市町村都市再生協議会、まちなかウォーカブル区域を有する等市区町村の特性等による特徴

・　人口規模が大きい都市ほど道路占用許可の特例制度の活用や占用料免除の実施割合が高く、人口 100 万人以上の都市では 91.7%が実施している一方、10 万人未満の自治体では極めて低水準(0.7%)に留まる実態。

・　都市再生推進法人やまちなかウォーカブル区域を有する市区町村における特例制度の活用意欲は高い(21.4%、14.7%)。

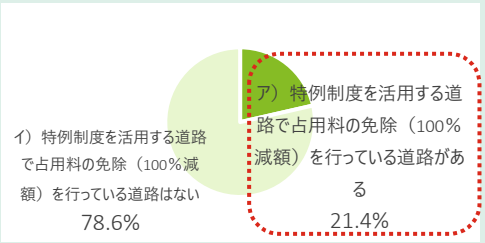

都市再生推進法人を有する市区町村での占用料免除の実施状況

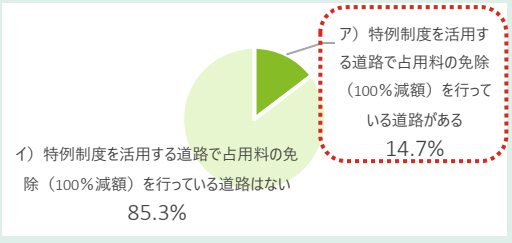

まちなかウォーカブル区域を有する市区町村での占用料免除の実施状況

5．3つの調査を通じたまとめ

・　道路占用許可の特例制度はウォーカブルなまちづくりを進める効果的な制度が鍵と思われるが、現在は大都市や特定区域に活用が集中。

・　占用許可における公共性の判断で許可権者とまちづくり部署との定常的な連携が進んでいる大都市や、都市再生推進法人・ウォーカブル区域を有する市区町村で制度活用の割合が高いことから、公共における連携体制づくりが円滑な制度運用に寄与すると考えられる。

(2)-3 市区町村まちづくり担当者あて調査

1) 調査 2(市区町村まちづくり担当者あて)のまとめ

- 道路占用許可の特例制度の活用状況: 特例制度を活用している市区町村は全体で 5.1%(表 2-1-29)に留まるが、人口 100 万人以上の大都市では 91.7%(図 2.1-14)、都市再生推進法人が存在する市区町村では 39.5%(図 2.1-15)に達しており、都市規模の大きさや官民連携体制に応じて活用が進展。
- 「公共性」判断の主体: 特例活用のための公共性の判断は、全体では道路占用許可権者が単独で行うケース(48.4%)(図 2.1-23)が最多だが、人口 50 万人以上の都市では、まちづくり部署と許可権者が「定常的に連携」して判断する割合が 66.7%(図 2.1-24)と主流。
- 公共性の判断で重視する視点: 最も重視されるのは「占用の目的が公共性を有する(社会性)」こと 42.3%(表 2.1-41)だが、人口 50 万人以上の自治体では「占用主体の性格」や「収益のまちづくり活動への充当」も同等に重視される傾向。
- ワンストップ窓口の設置と内容: 利活用に関するワンストップ窓口を設置している自治体は 1.7%(図 2.1-44)と極めて少ないが、都市再生推進法人が活動する自治体では 20.0%(図 2.1-46)に上り、その内容は「公民連携事業の促進」が中心。
- 複数空間の一元的管理: 一定エリアの複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みについては、98.5%(図 2.1-74)の自治体が「ない」と回答しており、施設ごとの分断された管理が依然として一般的。
- 行政財産の貸付実績: 都市再生推進法人等のまちづくり組織に対する行政財産の貸付実績がある自治体は 17.5%(図 2.1-79)であり、貸付時の使用料については「徴収していない」ケースが 35.7%(表 2.1-90-1)で最多。

2) 設問ごとの回答

ここでは、以下の設問ごとに回答の整理・分析を行った。

回答の整理にあたっては、単純集計に加え、都市の人口規模、都市再生推進法人を有する市区町村、市町村都市再生協議会を有する市区町村、まちなかウォーカブル区域を有する市区町村による傾向分析を行った。

自由記述については、回答欄に記載された各回答を一覧表に整理した。

※ その際、必要に応じ、当該記載の主旨が変わらない範囲での修文等を行いつつ、当該回答数が多い場合は、それらの類型化を行った上で、代表的な回答(要約・抜粋)の一覧化を行った。

また、設問への直接の回答でないと考えられる「特になし」「よく分からない」「検討中」等の自由記述は除いた。)。

＜設問(市区町村まちづくり担当者あて) ※再掲＞

1. 道路占用許可の特例制度の活用等について

(1)道路占用許可の特例制度の活用状況

(2)特例制度活用に関する「公共性」の判断

(3)「公共性」の判断で重視する視点
(4)占用物件のニーズ
2. パブリックスペースの利活用手続き等について
(1)パブリックスペースの利活用に係るワンストップ窓口について
(2)都市再生推進法人によるパブリックスペースに関する制度の運用への関与の状況
(3)複数のパブリックスペースを一元管理する仕組みの有無
3. 都市再生推進法人等への行政財産の貸付実績

問 1

■設問

貴団体における道路占用許可の特例制度の活用状況について、該当する項目を一つ選択してください。(プルダウン式)
なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例(ほこみち)、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例(道路協力団体)の 5 つの制度を指します。

道路占用許可の特例制度の活用状況は、「ア 活用している」は 69 件、5.1%にとどまり、「イ 活用していない」が大半の 94.9%を占める。

■回答 (N=1,350)

表 2.1-29 道路占用許可特例の活用状況

項目	回答数	割合
ア) 活用している	69	5.1%
イ) 活用していない	1,281	94.9%
合計	1,350	100.0%

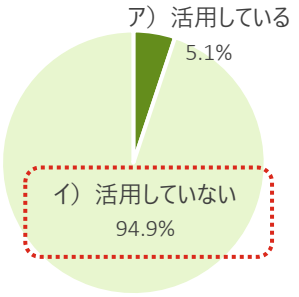

図 2.1-13 道路占用許可特例の活用状況

■都市の人口規模による傾向（N=1,350）

人口規模が大きくなるほど、「ア） 活用している」の回答が多くなっている。

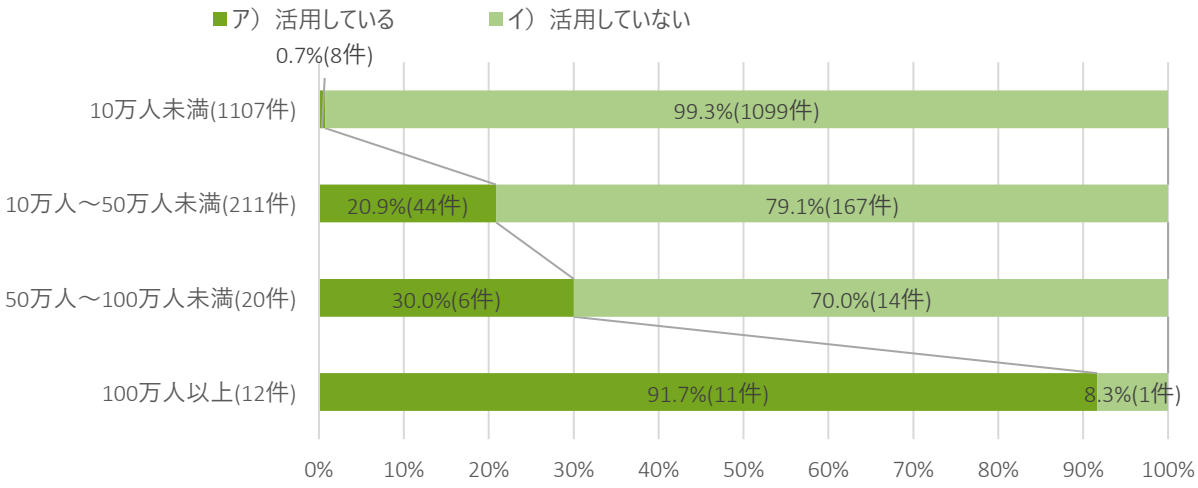

図 2.1-14 都市の人口規模によるクロス集計

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=76）

「ア） 活用している」の割合が 39.5%であり、全体での割合 5.1%を大きく上回っている。

表 2.1-30 都市再生推進法人を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア）活用している	30	39.5%
イ）活用していない	46	60.5%
合計	76	100.0%

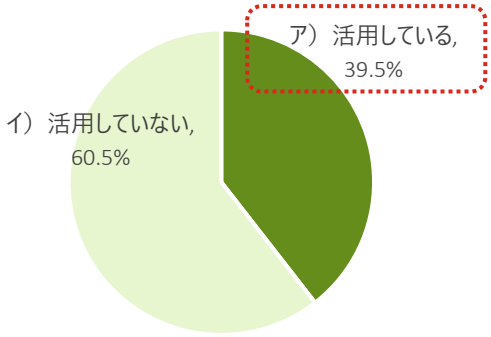

図 2.1-15 都市再生推進法人を有する市区町村の集計

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向（N=43）

「ア） 活用している」の割合は 7.0%で全体の割合を若干上回っている。

表 2.1-31 都市再生協議会を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア）活用している	3	7.0%
イ）活用していない	40	93.0%
合計	43	100.0%

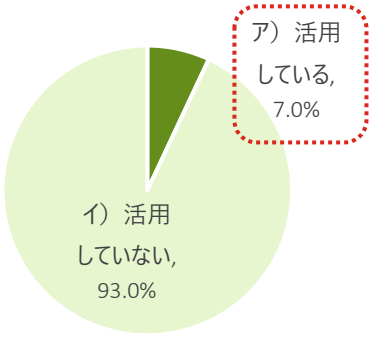

図 2.1-16 都市再生協議会を有する市区町村の集計

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=102)

「ア） 活用している」の割合が 36.3%であり、全体での割合 5.1%を大きく上回っている。

表 2.1-32 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア）活用している	37	36.3%
イ）活用していない	65	63.7%
合計	102	100.0%

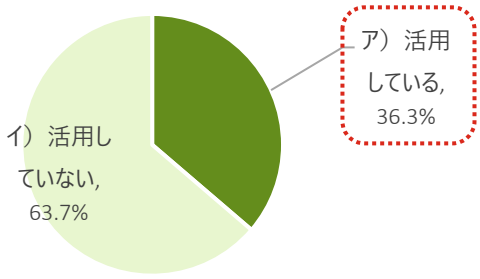

図-2.1-17 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の集計

問 2

■設問

問 1 で「ア 活用している」と回答された方にお伺いします。 活用している特例制度ついて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。 （複数回答可・プルダウン式）

活用している特例制度は、「ア 「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を免除」が最も多く、21 件であった。

■回答　N=23（回答者数・複数回答可）

表 2.1-33 活用している特例制度

項目	回答数	割合
ア）「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を免除	21	51.2%
イ）「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	17	41.5%
ウ）「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
エ）「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	2	4.9%
オ）「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除	1	2.4%
合計	41	100.0%

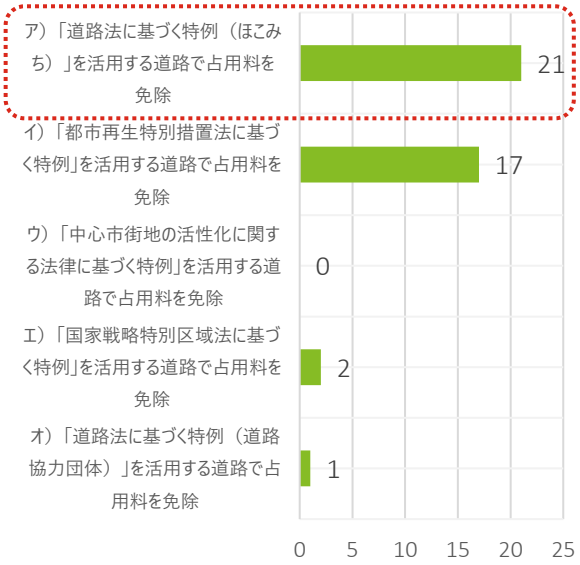

図 2.1-18 活用している特例制度

■都市の人口規模による傾向（N=23）

全ての人口規模別区分で「ア　道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を免除」」が最多（人口 10 万人未満及び人口 50 万人～100 万人未満では「イ　都市再生特別措置法に基づく特例を活用する道路で占用料を免除」と 50%ずつの同数）であった。

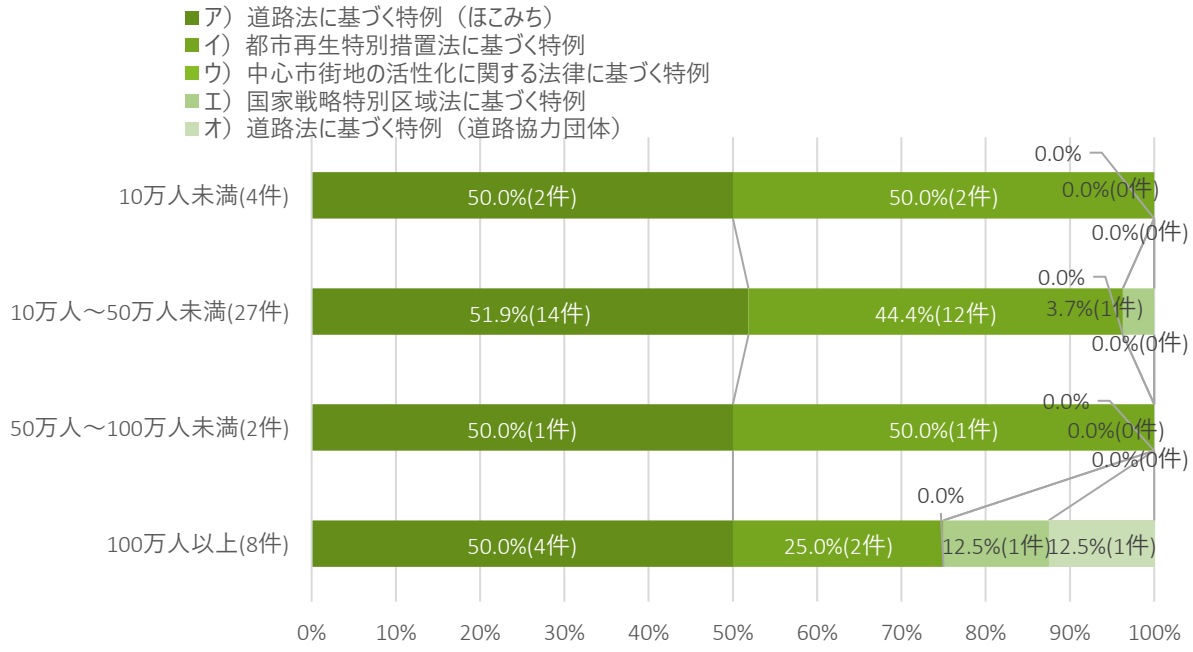

図 2.1-19 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=10（回答者数・複数回答可）

「ア 「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を免除」が8件で最多であった。

表 2.1-34 都市再生協議会を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア）「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を免除	8	50.0%
イ）「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	7	43.8%
ウ）「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
エ）「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	1	6.3%
オ）「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
合計	16	100.0%

図 2.1-20 都市再生協議会を有する市区町村の集計

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=1（回答者数・複数回答可）

「ア 「道路法に基づく特例(ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除」と「イ 都市再生特別措置法に基づく特例を活用する道路で占用料を免除」が各1件であった。

表 2.1-35 都市再生協議会を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア)「道路法に基づく特例（ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除	1	50.0%
イ)「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	1	50.0%
ウ)「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
エ)「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
オ)「道路法に基づく特例（道路協力団体)」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
合計	2	100.0%

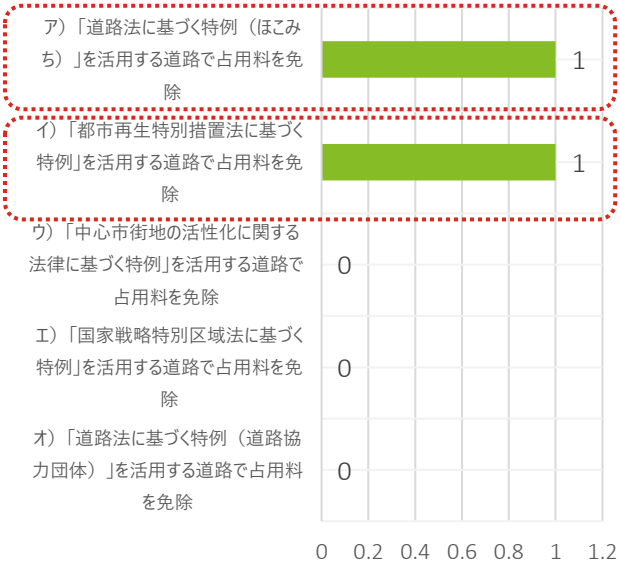

図 2.1-21 都市再生協議会を有する市区町村の集計

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=15（回答者数・複数回答可）

「ア 「道路法に基づく特例(ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除」が 13 件と最多で、次いで「イ 都市再生特別措置法に基づく特例を活用する道路で占用料を免除」が 11 件であった。

表 2.1-36 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア)「道路法に基づく特例（ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除	13	48.1%
イ)「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	11	40.7%
ウ)「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
エ)「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	2	7.4%
オ)「道路法に基づく特例（道路協力団体)」を活用する道路で占用料を免除	1	3.7%
合計	27	100.0%

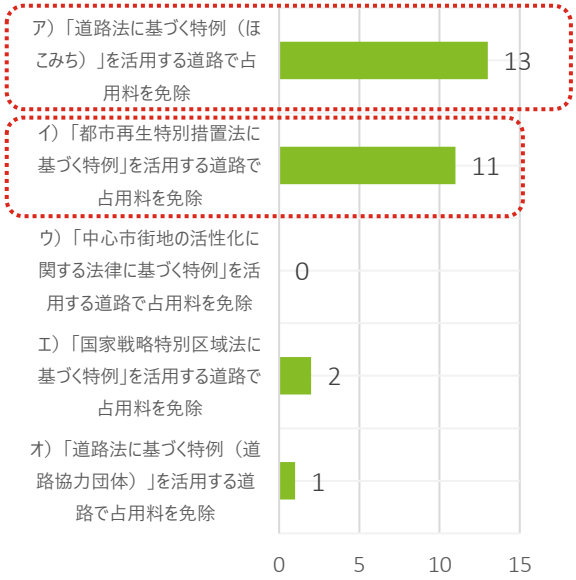

図 2.1-22 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の集計

２）特例制度活用に関する「公共性」の判断

問 3

■設問

特例制度活用に関する「公共性」の判断は誰が行っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

特例制度活用に関する「公共性」の判断は、「イ 道路占用許可権者が「公共性」を判断している」が最も多く、48.4 %を占め、次いで「ウ 市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性を判断している」が 39.1%となっている。

■回答（N=64）

表 2.1-37-1 特例制度に関する公共性の判断主体

項目	回答数	割合
ア）市区町村まちづくり担当部署が「公共性」を判断している	8	12.5%
イ）道路占用許可権者が「公共性」を判断している	31	48.4%
ウ）市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している	25	39.1%
エ）その他	0	0.0%
合計	64	100.0%

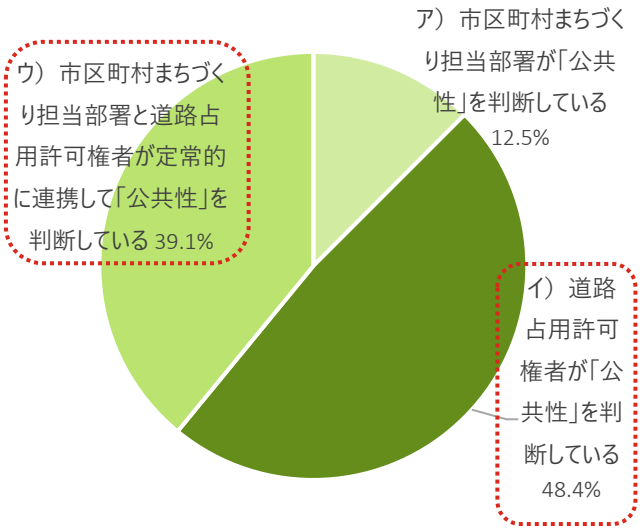

図 2.1-23 特例制度に関する公共性の判断主体

表 2.1-37-2 その他（自由記述）

その他の内容
・ まちづくり担当部署と道路占用許可権者で連携して判断すると思われる。
・ 道路法による。

■都市の人口規模による傾向（N=64）

人口区分規模別 10 万人未満及び 10 万人以上 50 万人未満では「イ 道路占用許可権者が「公共性」を判断している」が最多で、「ウ 市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している」が次いでいるが、50 万人～100 万人未満及び 100 万人以上では、「ウ 市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している」が最多となり、「イ 道路占用許可権者が「公共性」を判断している」がそれに次いでいる。

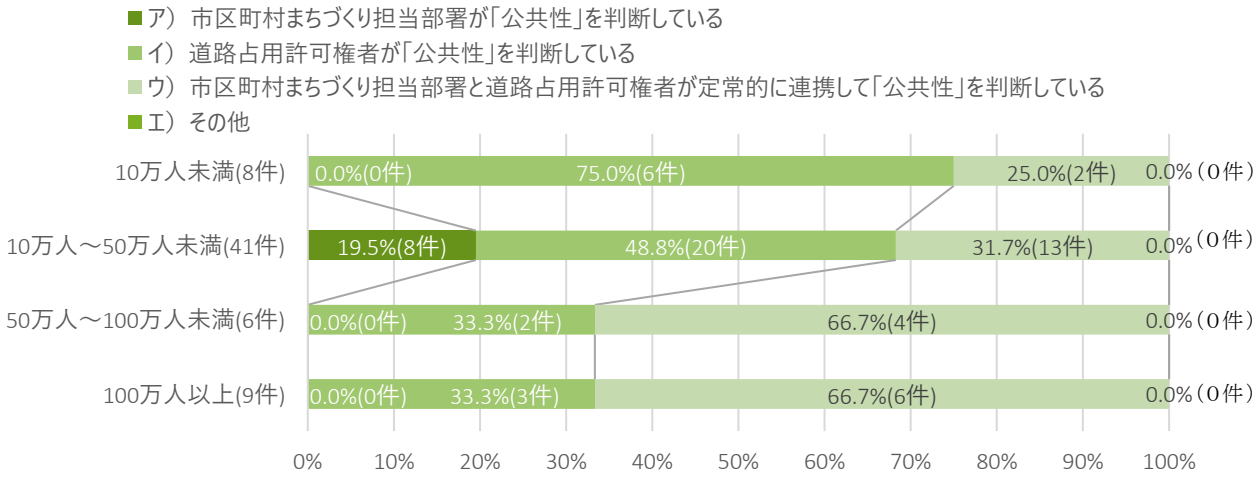

図 2.1-24 都市の人口規模によるクロス集計

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=28）

「ウ 市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している」が最多の 42.9%で、「イ 道路占用許可権者が「公共性」を判断している」が 35.7%でそれに次いでいる。

表 2.1-38 都市再生推進法人を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア）市区町村まちづくり担当部署が「公共性」を判断している	6	21.4%
イ）道路占用許可権者が「公共性」を判断している	10	35.7%
ウ）市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している	12	42.9%
エ）その他	0	0.0%
合計	28	100.0%

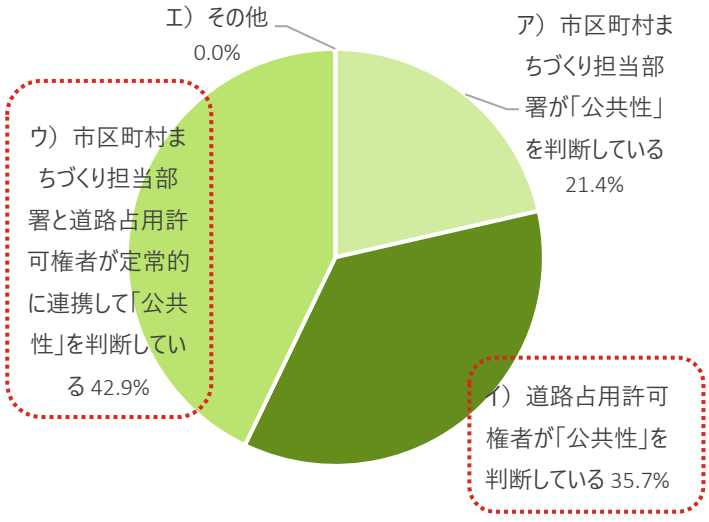

図 2.1-25 都市再生推進法人を有する市区町村の集計

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=3)

全て「イ　都市再生特別措置法に基づく特例を活用する道路で占用料を免除」である。

表 2.1-39　都市再生協議会を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア）市区町村まちづくり担当部署が「公共性」を判断している	0	0.0%
イ）道路占用許可権者が「公共性」を判断している	3	100.0%
ウ）市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している	0	0.0%
エ）その他	0	0.0%
合計	3	100.0%

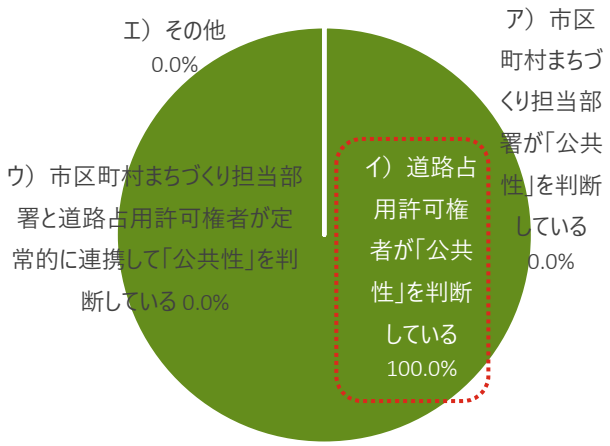

図　2.1-26　都市再生協議会を有する市区町村の集計

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=33)

「ウ　市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している」が最多の 45.5%で、「イ 道路占用許可権者が「公共性」を判断している」が 42.4%でそれに次いでいる。

表 2.1-40　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の集計

項目	回答数	割合
ア）市区町村まちづくり担当部署が「公共性」を判断している	4	12.1%
イ）道路占用許可権者が「公共性」を判断している	14	42.4%
ウ）市区町村まちづくり担当部署と道路占用許可権者が定常的に連携して「公共性」を判断している	15	45.5%
エ）その他	0	0.0%
合計	33	100.0%

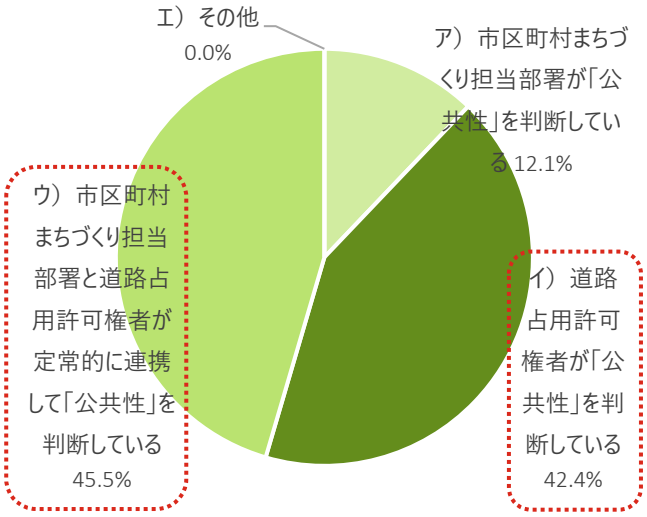

図　2.1-27　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の集計

（３）「公共性」の判断で重視する視点

問 4

■設問

市区町村による都市再生整備計画等への特例対象の記載において、当該道路占用の「公共性」を判断する際に重視する視点について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

都市再生整備計画等への特例対象の記載において、当該道路占用の「公共性」を判断する際に重視する点は、「ア　占用の目的が公共性を有する」が最も多く、11 件であった。

■回答（N=16、複数回答可）

表 2.1-41　公共性の判断で重視する視点

項目	回答数	割合
ア）占用の目的が公共性を有する	11	42.3%
イ）占用主体が公共的な性格を備える	6	23.1%
ウ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	6	23.1%
エ）その他	3	11.5%
合計	26	100.0%

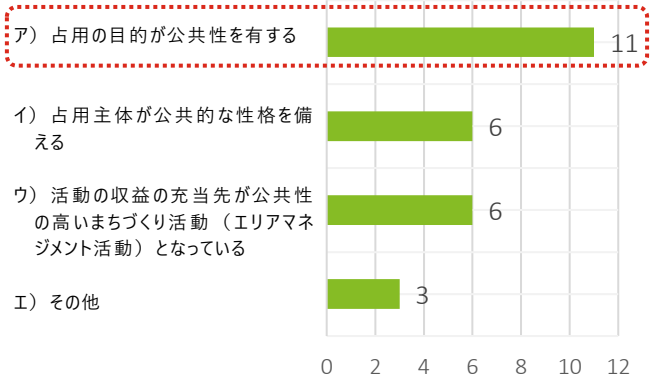

図　2.1-28　公共性の判断で重視する視点

■都市の人口規模による傾向　N=16（回答者数・複数回答可）

全体で最多の「ア　占用の目的が公共性を有する」は全ての人口規模で最多割合（同数含む）の回答である。「イ　占用主体が公共的な性格を備える」「ウ　活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている」は人口規模 10 万人以上の区分のみで回答自治体があり、人口 50 万人以上の自治体では「ア　占用の目的が公共性を有する」と同じ割合になっている。

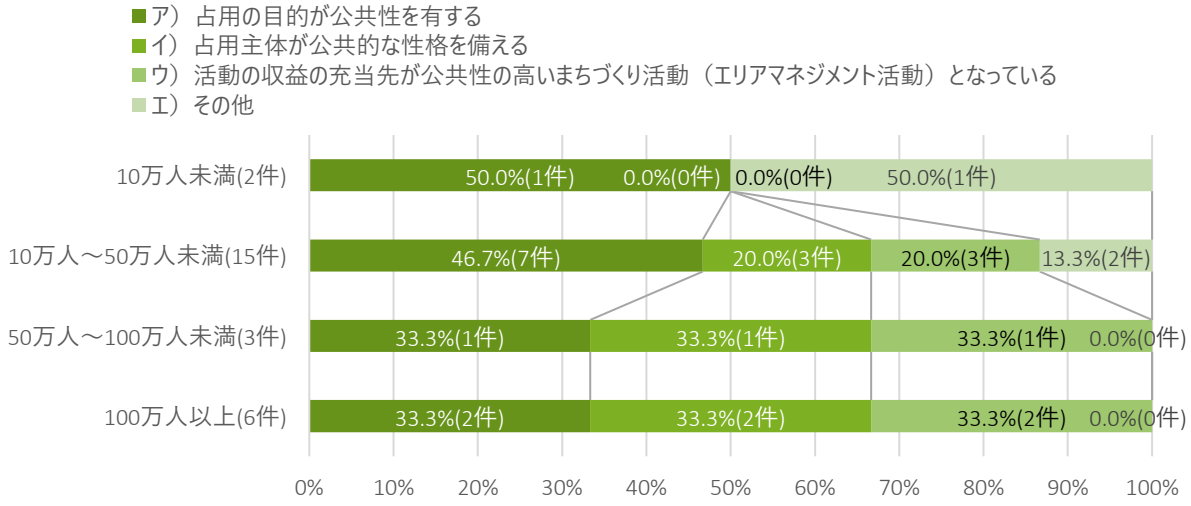

図　2.1-29　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=11（回答者数・複数回答可）

「ア　占用の目的が公共性を有する」が最も多く、5件で「イ　占用主体が公共的な性格を備える」「ウ　活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）が各3件でそれに次いでいる。

表 2.1-42　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用の目的が公共性を有する	5	45.5%
イ）占用主体が公共的な性格を備える	3	27.3%
ウ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	3	27.3%
エ）その他	0	0.0%
合計	11	100.0%

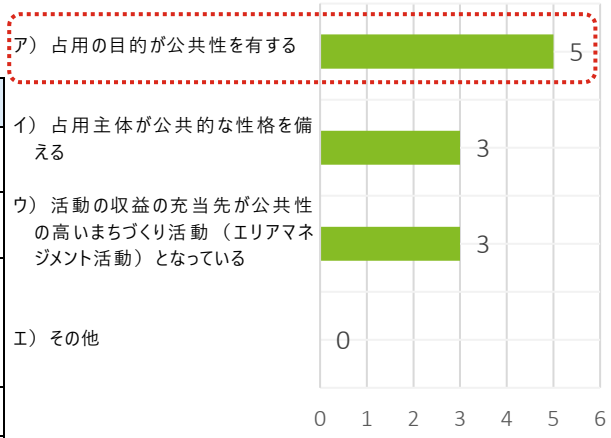

図 2.1-30　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=1（回答者数・複数回答可）

1件の回答は「エ　その他」である。

表 2.1-43　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用の目的が公共性を有する	0	0.0%
イ）占用主体が公共的な性格を備える	0	0.0%
ウ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	0	0.0%
エ）その他	1	100.0%
合計	1	100.0%

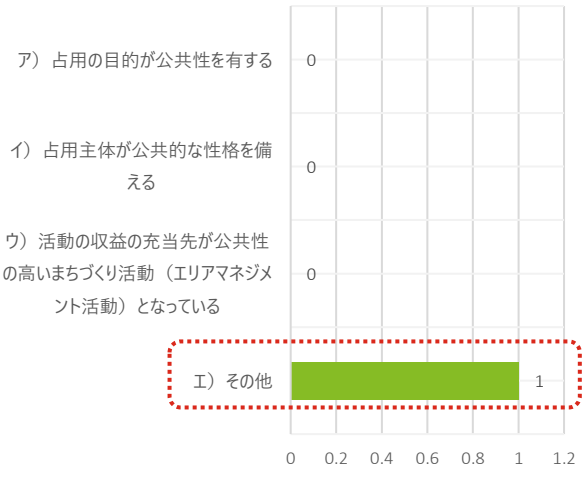

図 2.1-31　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=10（回答者数・複数回答可）

「ア　占用の目的が公共性を有する」が最も多く、7 件で「イ　占用主体が公共的な性格を備える」「ウ　活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）が各５件でそれに次いでいる。

表 2.1-44　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用の目的が公共性を有する	7	38.9%
イ）占用主体が公共的な性格を備える	5	27.8%
ウ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	5	27.8%
エ）その他	1	5.6%
合計	18	100.0%

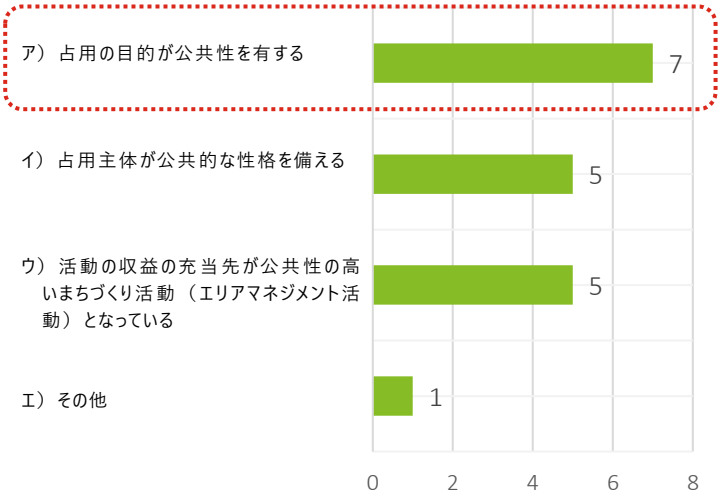

図 2.1-32　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 5

■設問

問 4 で「ア　占用の目的が公共性を有する」を回答された方にお伺いします。
判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用の目的の公共性に関しては、「ア　社会性」が最も多く、11 件であった。

■回答（N=11、複数回答可）

表 2.1-45-1　公共性の判断内容

項目	回答数	割合
ア）社会性	11	78.6%
イ）経済性	2	14.3%
ウ）文化性	1	7.1%
エ）その他	0	0.0%
合計	14	100.0%

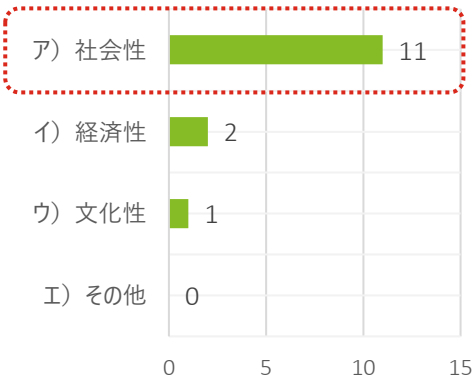

図 2.1-33　公共性の判断内容

表 2.1-45-2　その他（自由記述）

その他の内容
・占用の目的が地域の賑わいの創出に資するものであること
・占用の申請内容で、その都度、変わってくると考えている。

■都市の人口規模による傾向　N=11（回答者数・複数回答可）

全ての人口区分で「ア　社会性」が最多となっている。

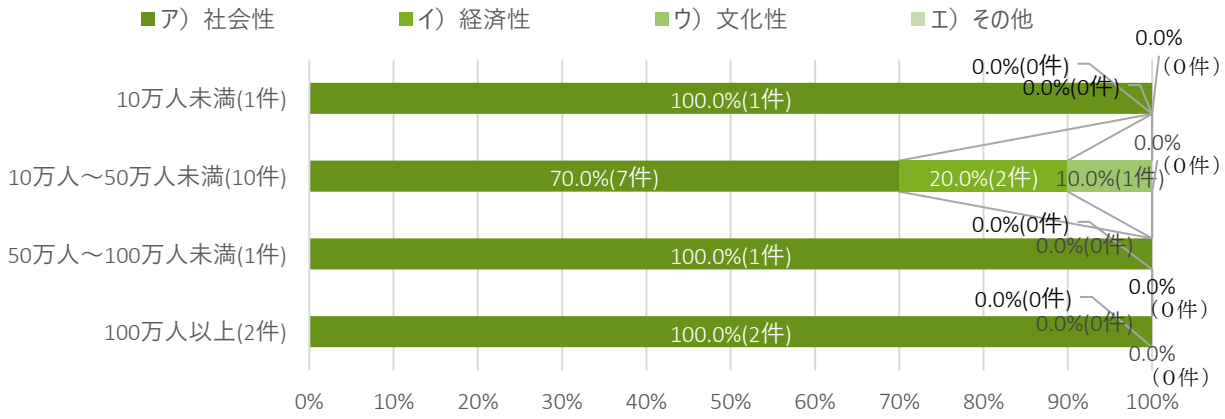

図 2.1-34 都市の人口規模による傾向

問 6

■設問

問 5 にて回答された、「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容について、具体的に記入してください。

■回答

表 2.1-46 社会性・経済性・文化性の各内容（自由記述）

類型	回答件数（計 53 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.公共性、公共の利益に係る取組等	21 件	・「ア社会性」は、地域社会への貢献活動。 ・占用によって地域社会や社会全体に利益や利便性をもたらすこと。また、地域の文化や歴史、芸術活動を発展・発信すること。 ・都心エリアの回遊性向上につながり利用者の利便性だけでなく社会経済活動が促進されるため。 ・特定の個人・団体に限られることなく、広く社会全体に開かれた事柄であること。 ・国又は地方公共団体が行う事業に係るもの、公共の利益となる事業に係るものに該当する場合。
2.地域振興等を目的とするイベント等	8 件	・「ウ文化性」は、地域の祭り、文化財の保護、多様な文化を理解する活動。 ・地元地域が主体となる事業等を考えている。 ・地域イベント等、共助で利用するもの
3.地域の合意、協調性等	2 件	・「ア 社会性」とは、当該地域住民の間で一定の合意形成が図られている事項を指します。 ・地元や周辺店舗等による協調性
4.にぎわい創出、活性化等	12 件	・「イ 経済性」とは、本市への集客効果がある事項を指します。 ・地域コミュニティの醸成、地域活性化 ・街のにぎわいに寄与するか、地域経済の活性化に寄与する等何らかの公共性を有すること。
5.まちづくりとの整合、寄与等	5 件	・行政が進めるまちづくり方針・考え方に合致しているか否か、賑わいの創出、地域経済の活性化に資するかどうか。 ・中心市街地の活性化が主目的のため ・市や都市再生推進法人が実施する公共空間利活用事業の目的・趣旨と合致しているか。
6.特に定めていない、内容により判断等	5 件	・申請内容により判断 ・総合的に判断する

問 7

■設問

問 4 で「イ　占用主体が公共的な性格を備える」を回答された方にお伺いします。 判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください（複数回答可・プルダウン式）

占用主体が公共的な性格を備えるという判断内容は、「ア　占用主体が公的団体等である」が最も多く、6件であった。

■回答　N=6（回答者数・複数回答可）

表 2.1-47 占用主体の公共　的性格の判断内容

項目	回答数	割合
ア）占用主体が公的団体等である	6	60.0%
イ）公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する	2	20.0%
ウ）地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる	2	20.0%
エ）その他	0	0.0%
合計	10	100.0%

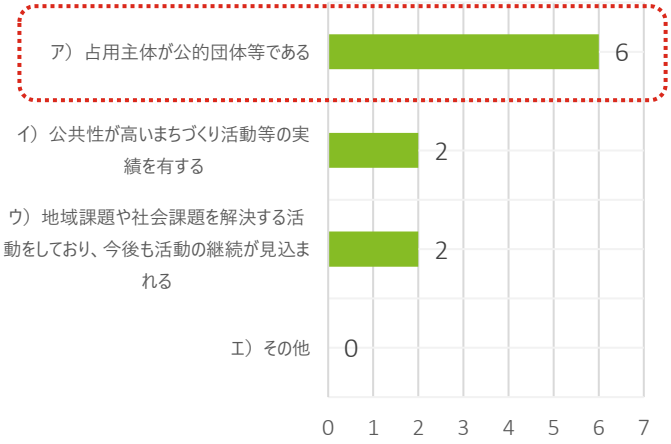

図 2.1-35 占用主体の公共的性格の判断内容

■都市の人口規模による傾向　N=6（回答者数・複数回答可）

10 万人～50 万人未満及び 50 万人～100 万人未満の自治体は全て「ア　占用主体が公的団体等である」だが、人口 100 万人以上では、「ア　占用主体が公的団体等である」「イ　公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」「ウ　地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」が同割合となっている。

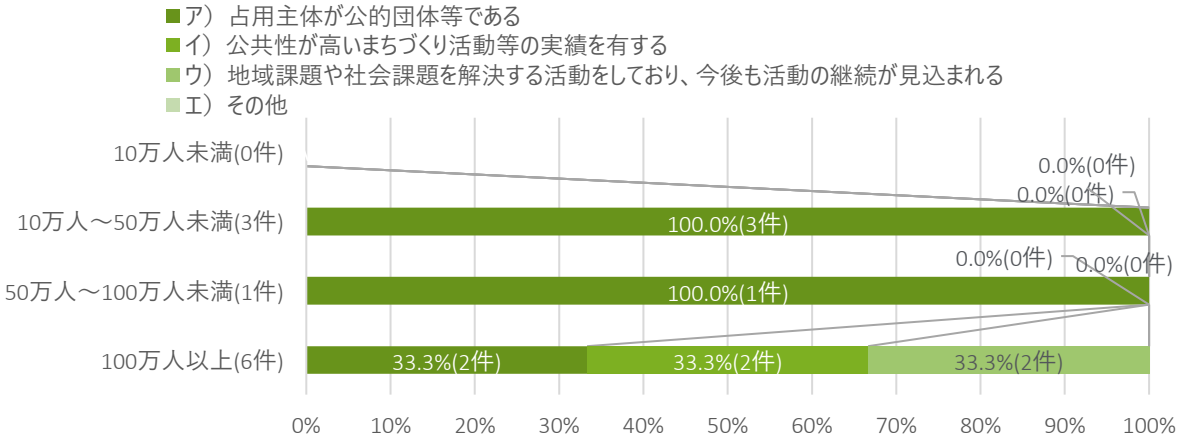

図 2.1-36 都市の人口規模による傾向

問 8

■設問

問 7 で「ア 占用主体が公的団体等である」を回答された方にお伺いします。 その内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。(複数回答可・プルダウン式)

占用団体が公的団体等の場合の団体の性格は、「ウ 地方公共団体が支援(人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援 等)する実施主体」と「都市再生推進法人」が最も多く4件であった。

■回答 N=6(回答者数・複数回答可)

表 2.1-48-1 占用主体が公的団体等の場合の内容

項目	回答数	割合
ア) 地方公共団体	1	8.3%
イ) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など	2	16.7%
ウ) 地方公共団体が支援(人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援 等)する実施主体	4	33.3%
エ) 都市再生推進法人	4	33.3%
オ) その他	1	8.3%
合計	12	100.0%

図 2.1-37 占用主体が公的団体等の場合の内容

表 2.1-48-2 「ア)社会性」「イ)経済性」「ウ)文化性」の各内容(自由記述)

回答の内容
・都市再生整備計画に記載することができる団体

■都市の人口規模による傾向　N=6（回答者数・複数回答可）

人口区分 100 万人以上の自治体でア～オの全ての回答があった。

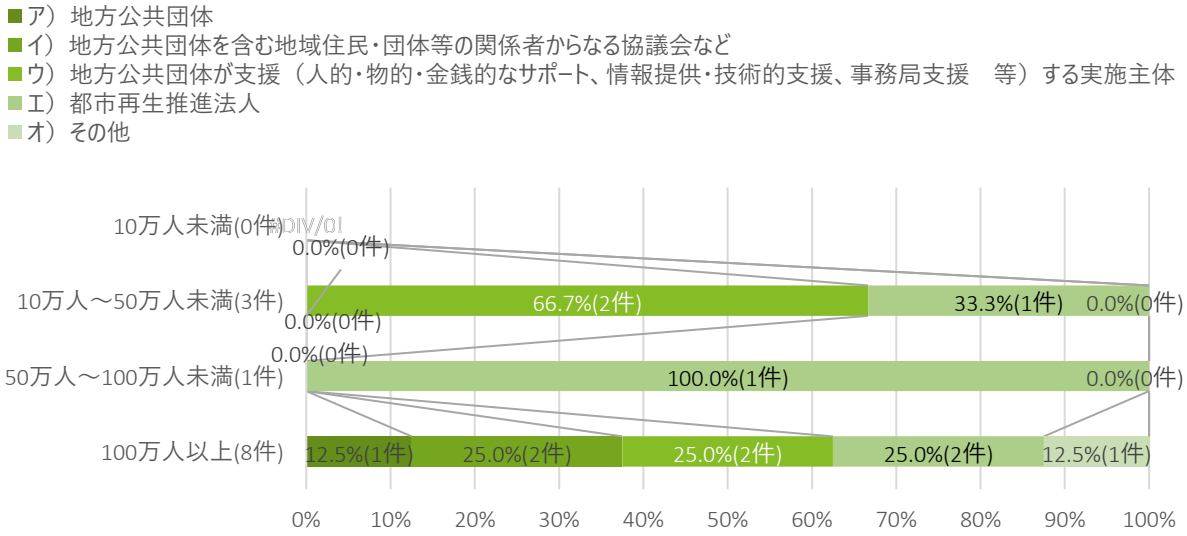

図 2.1.38 都市の人口規模による傾向

問 9

■設問

問 7 で「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」を回答された方にお伺いします。
各内容について具体的に記入してください。

■回答

表 2.1-49 公共性が高いまちづくり活動の実績、地域課題や社会課題を解決する活動の各内容（自由記述）

類型	回答件数（計 19 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.活動実績等に基づき判断	3 件	・市の交流施設の管理、商業テナント施設の運営管理のほか市内各種イベントの開催に携わるなど公共性の高い活動実績を有している。 ・まちづくり活動の実績を有し、沿道店舗や住民と連携して、道路空間活用等に取り組むことができる。
2.公的目的の取組を実施している等	5 件	・自治会活動や市後援活動事業など。 ・公共施設の維持管理等の活動を継続的に行っている。 ・商店街組合などと道路管理者が協定を締結し、団体が主体的に道路の維持管理（路面修繕などは除く）を行うなど
3.地方公共団体や公的団体と関わりを有する主体等	6 件	・官民連携体制でエリアマネジメントなどを実施しているなど ・まちづくり会社や指定管理者 ・町からの補助金を受け入れている団体、地域住民で結成した団体
4.にぎわい創出等	4 件	・地域の祭りや清掃などを通じて、安全でにぎわいのあるまちづくりに貢献している。 ・中心市街地の活性化に資するイベントなどに取り組み、今後も地域と連携して活動の継続が見込まれる。
5.特に定めていない、内容により判断等	1 件	・明文化された基準があるわけではないので、具体的な記入は困難です。

問 10

■設問

問 4 で「ウ 活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている」を回答された方にお伺いします。
その内容を記入してください。

■回答

表 2.1-50 活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動の各内容（自由記述）

類型	回答件数（計 14 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.環境美化、にぎわい創出等	7 件	・エリアプラットフォームや都市再生推進法人のまちづくり活動経費、清掃費、地域のにぎわい創出に関する経費などへの充当を想定している。 ・エリアマネジメント団体やまちづくり協議会等の運営費及び清掃等 ・ベンチ（ストリートファニチャー）の維持管理・道路清掃
2.にぎわい創出、広告物の設置等	3 件	・協定に基づき、協議会は賑わい創出に資するイベント、賑わいの核となる物販・飲食事業・景観形成につながる広告事業を行い、それらによって得た収益を路面の清掃や植栽木の管理等の維持管理業務に充てている。 ・都市再生推進法人等による地元商店等と連携したイベント実施や広告物の設置等
3.その他	6 件	・活動で得た収益をまちづくり活動に充当している ・周辺の公共施設の維持管理等

（４）占用物件のニーズ

問 11

■設問

まちづくり活動（エリアマネジメント活動）の活動主体から、現行の道路占用許可の特例制度で認められる占用物件（道路法第 32 条第 1 項第 1 号、6 号、7 号（道路法施行令第 7 条第 1 号、8 号、9 号、12 号）に規定される物件）以外の占用物件のニーズが寄せられたことはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

現行の道路占用許可の特例制度で認められる占用物件以外の占用物件のニーズは、「イ ない」がほとんどの 98.0%を占め、「ア ある」は 2.0%にとどまった。

■回答（N=1,299）

表 2.1-51 現行特例制度以外の占用物件のニーズ

項目	回答数	割合
ア）ある	26	2.0%
イ）ない	1,273	98.0%
合計	1,299	100.0%

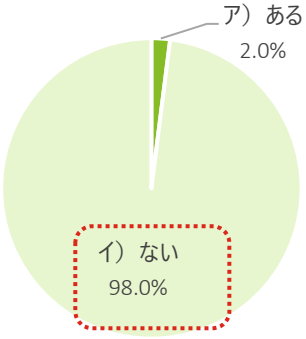

図 2.1-39 現行の特例制度以外の占用物件のニーズ

■都市の人口規模による傾向（N=1,299）

人口規模が大きくなるほど、「ア ある」の回答が多くなっている。

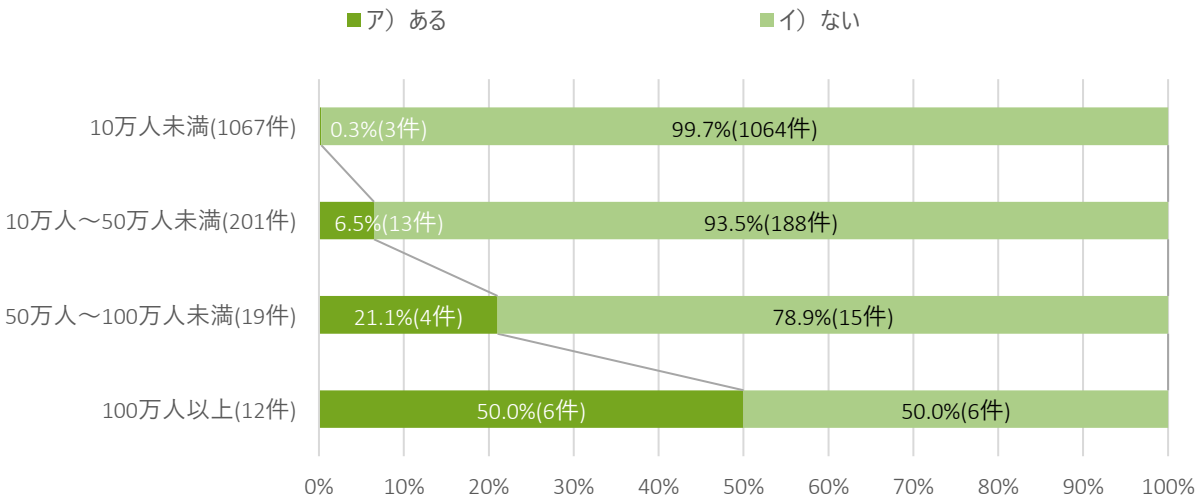

図 2.1-40 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=75)

「イ ない」が 85.3%を占め、「ア ある」は 14.7%にとどまった。

表 2.1-52 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	11	14.7%
イ）ない	64	85.3%
合計	75	100.0%

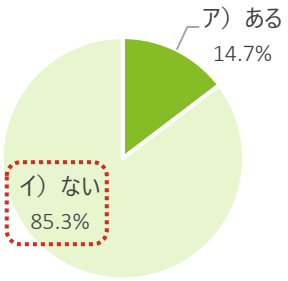

図 2.1-41 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=41)

「イ ない」が 95.1%を占め、「ア ある」は 4.9%にとどまった。

表 2.1-53 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	2	4.9%
イ）ない	39	95.1%
合計	41	100.0%

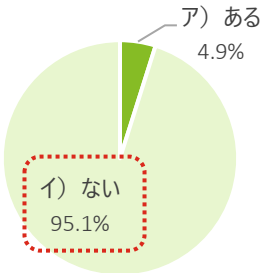

図 2.1-42 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=96)

「イ ない」が 84.4%を占め、「ア ある」は 15.6%にとどまった。

表 2.1-54 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	15	15.6%
イ）ない	81	84.4%
合計	96	100.0%

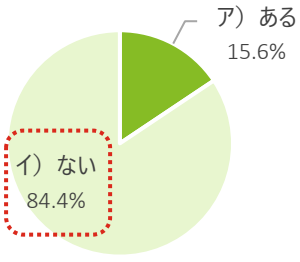

図 2.1-43 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 12

■設問

問 11 で「ア ある」を回答された方にお伺いします。 当該占用物件の内容等を記入してください。 例：デジタルサイネージ、モビリティポートなど

■回答

表 2.1-55 現行の占用物件以外の物件でニーズが寄せられた物件の各内容（自由記述）

類型	回答件数 (計 25 件)	代表的な回答（要約・抜粋）
1.デジタルサイネージ等	10 件	・デジタルサイネージ ・デジタルサイネージ（収益広告）
2.什器等	4 件	・ピアノ、可動式ベンチ、扇風機、ワークショップ参加者のためのイステーブル ・地産・地消の地域内流通を目的とした、自動販売機の設置 ・喫煙所
3.自転車駐車器具等	4 件	・レンタサイクルのラック ・シェアサイクル駐輪場 ・電動アシスト付自転車及びそのポート（シェアサイクル）
4.モニュメント等	2 件	・モニュメント、花壇、サイン、ベンチ等の複合的な工作物。 ・アート作品
5.倉庫等	2 件	・まちづくり活動を行うための物品を置く物置倉庫など ・什器を保管するための倉庫
6.その他	3 件	・モビリティポート ・街灯（フラッグを取り付けるため） ・人工芝

２．パブリックスペースの利活用手続き等について

（１）パブリックスペースの利活用に係るワンストップ窓口について

問１

■設問

貴団体における「ワンストップ窓口（※）」の設置の有無について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

※ ワンストップ窓口の内容は「公共空間利活用等のための行政によるワンストップ窓口事例集（令和２年３月発行　国土交通省都市局まちづくり推進課）」を参考にしてください。

ワンストップ窓口の設置に関しては、「イ 設置していない」が 98.3%とほとんどを占めた。

■回答（N=1,358）

表 2.1-56 ワンストップ窓口の設置の有無

項目	回答数	割合
ア）ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）	23	1.7%
イ）ワンストップ窓口を設置していない	1,335	98.3%
合計	1,358	100.0%

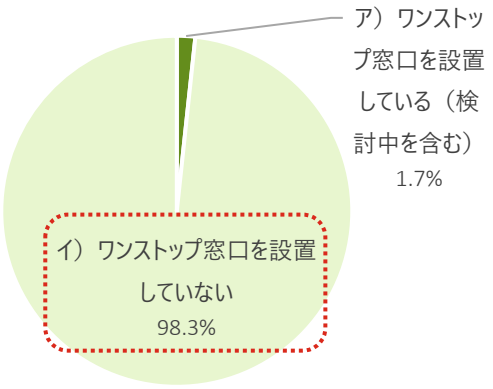

図 2.1-44 ワンストップ窓口の設置の有無

■都市の人口規模による傾向（N=1,358）

人口規模が大きくなるほど、「ア ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）」の回答が多くなっている。

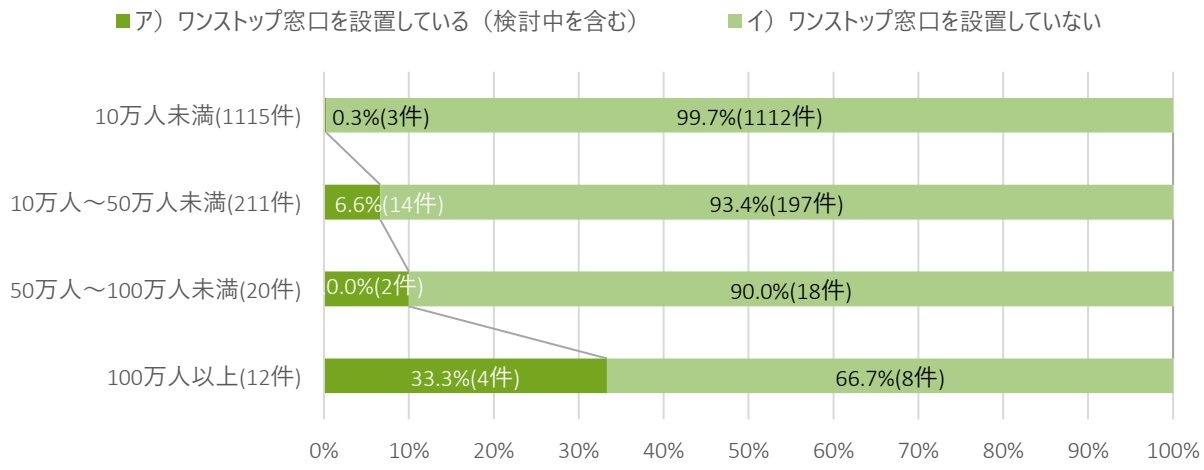

図 2.1-45 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=75)

「ア　ワンストップ窓口を設置している(検討中を含む)」が 20.0%を示している。

表 2.1-57 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）	15	20.0%
イ）ワンストップ窓口を設置していない	60	80.0%
合計	75	100.0%

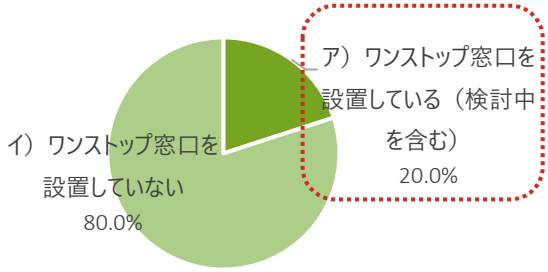

図 2.1-46 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=43)

「イ 設置していない」が 95.3%とほとんどを占めた。

表 2.1-58 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）	2	4.7%
イ）ワンストップ窓口を設置していない	41	95.3%
合計	43	100.0%

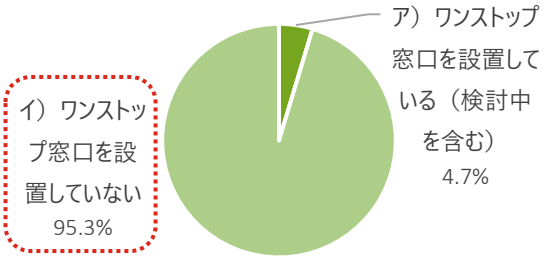

図 2.1-47 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=101)

「イ 設置していない」が 90.1%とほとんどを占めた。

表 2.1-59 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）	10	9.9%
イ）ワンストップ窓口を設置していない	91	90.1%
合計	101	100.0%

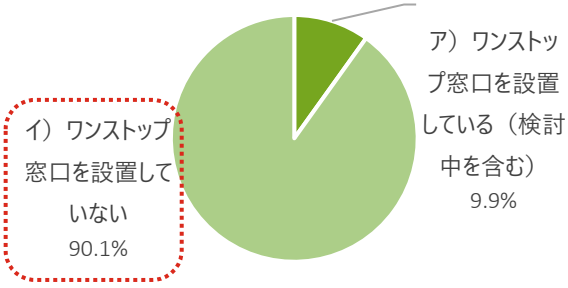

図 2.1-48 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

問 1 で「ア ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）」と回答された方にお伺いします。
どのようなワンストップ窓口を設置しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

ワンストップ窓口（検討中を含む）の内容については、「ウ 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口」が 9 件で最も多く、次いで「ア 公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口」「エ 利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口」がそれぞれ8件となった。

■回答 N=23（回答者数・複数回答可）

表 2.1-60 ワンストップ窓口の内容

項目	回答数	割合
ア）公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口	8	23.5%
イ）公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口	7	20.6%
ウ）公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口	9	26.5%
エ）利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口	8	23.5%
オ）その他、公共空間利活用等を支援するワンストップ窓口	1	2.9%
カ）その他	1	2.9%
合計	34	100.0%

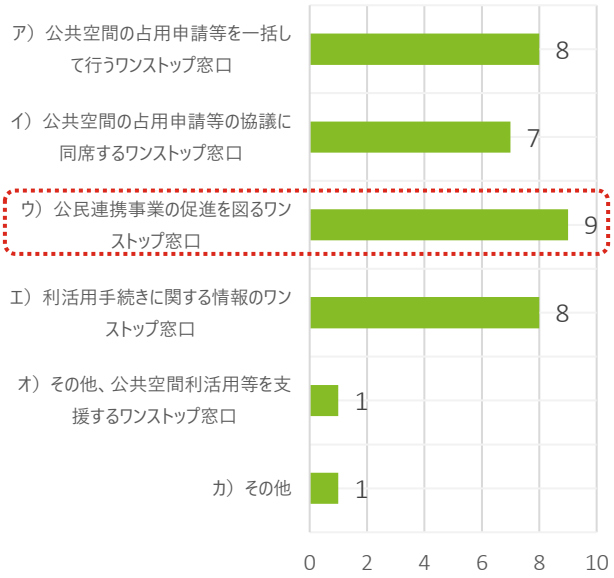

図 2.1-49 ワンストップ窓口の内容

■都市の人口規模による傾向 N=23（回答者数・複数回答可）

50 万人～100 万人未満の自治体では全て「エ 利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口」の回答である以外、人口規模別による傾向は特に見られない。

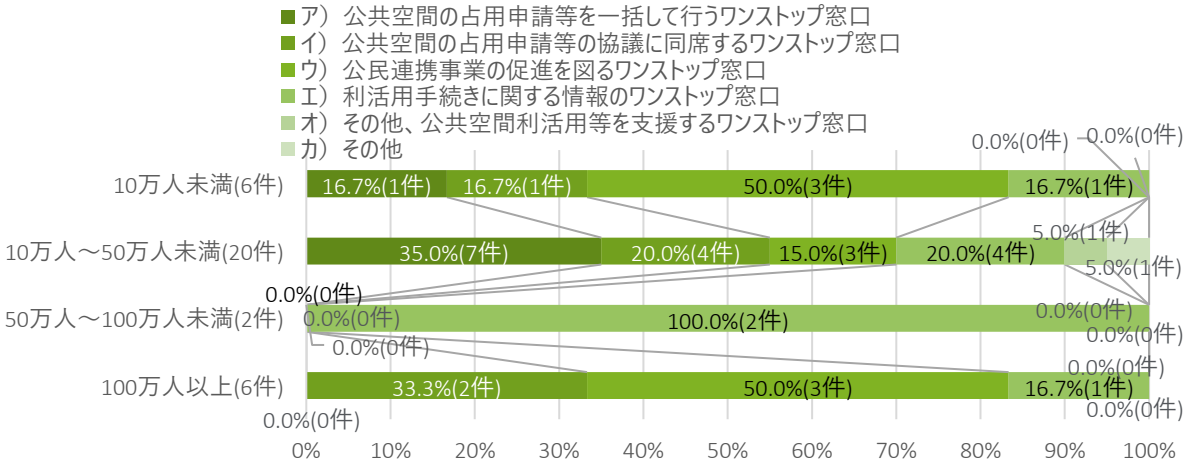

図 2.1-50 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=15（回答者数・複数回答可）

「ウ 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口」「エ 利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口」がそれぞれ 6 件、次いで「ア 公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口」「イ 公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口」がそれぞれ 5 件となった。

表 2.1-61 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口	5	21.7%
イ）公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口	5	21.7%
ウ）公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口	6	26.1%
エ）利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口	6	26.1%
オ）その他、公共空間利活用等を支援するワンストップ窓口	1	4.3%
カ）その他	0	0.0%
合計	23	100.0%

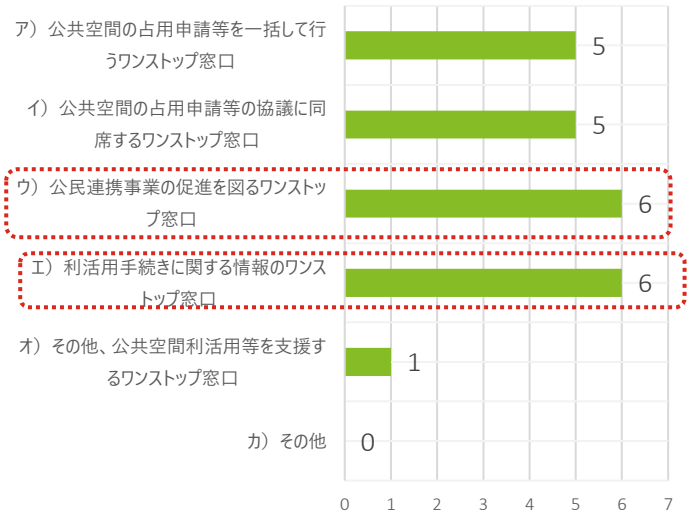

図 2.1-51 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=2（回答者数・複数回答可）

2 件の回答はいずれも「エ 利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口」である。

表-2.1-62 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口	0	0.0%
イ）公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口	0	0.0%
ウ）公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口	0	0.0%
エ）利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口	2	100.0%
オ）その他、公共空間利活用等を支援するワンストップ窓口	0	0.0%
カ）その他	0	0.0%
合計	2	100.0%

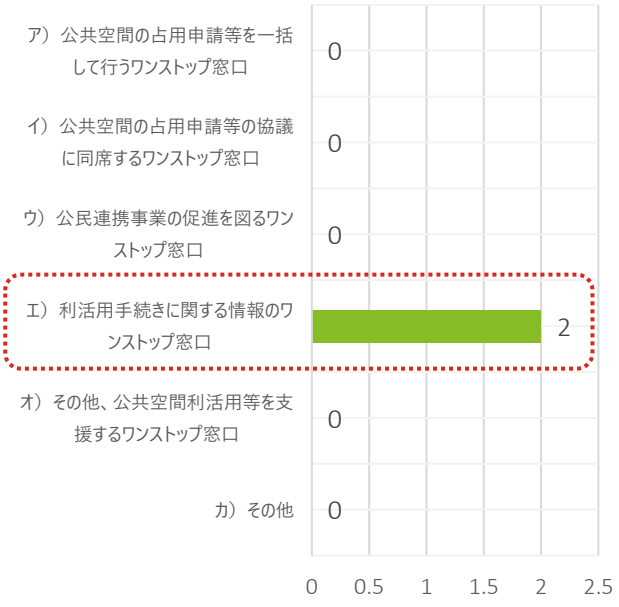

図 2.1-52 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=10（回答者数・複数回答可）

「ウ 公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口」が5件で最多で、「イ 公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口」「エ 利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口」がそれに次いで4件である。

表 2.1-63 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口	1	6.7%
イ）公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口	4	26.7%
ウ）公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口	5	33.3%
エ）利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口	4	26.7%
オ）その他、公共空間利活用等を支援するワンストップ窓口	1	6.7%
カ）その他	0	0.0%
合計	15	100.0%

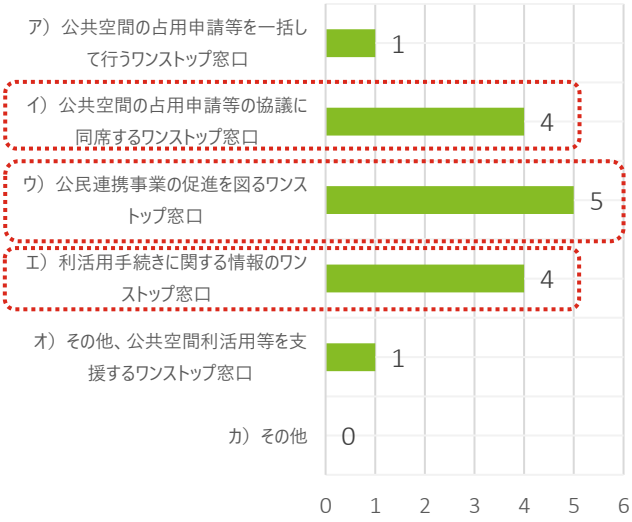

図 2.1-53 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 3

■設問

問 1 で「ア ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）」と回答された方にお伺いします。 ワンストップ窓口の対象施設について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

ワンストップ窓口の対象施設は、「ア 道路」が最も多く、17 件であった。

■回答 N=23（回答者数・複数回答可）

表 2.1-64-1 ワンストップ窓口の対象施設

項目	回答数	割合
ア）道路	17	27.9%
イ）都市公園	12	19.7%
ウ）河川敷地	7	11.5%
エ）条例や要綱に基づく広場、通路	11	18.0%
オ）公開空地、有効空地、空地	10	16.4%
カ）その他	4	6.6%
合計	61	100.0%

図 2.1-54 ワンストップ窓口の対象施設

表 2.1-64-2 その他（自由記述）

その他の内容
・ フリー型の民間提案制度も所管しており対象を限定していない。
・ まちづくりの一環として実施する事業・イベント等
・ 広場

■都市の人口規模による傾向　N=23（回答者数・複数回答可）

人口規模 10 万人～50 万人未満の区分以上に「ウ　河川敷地」の回答があり、それ以上の区分はア～オの回答がある。

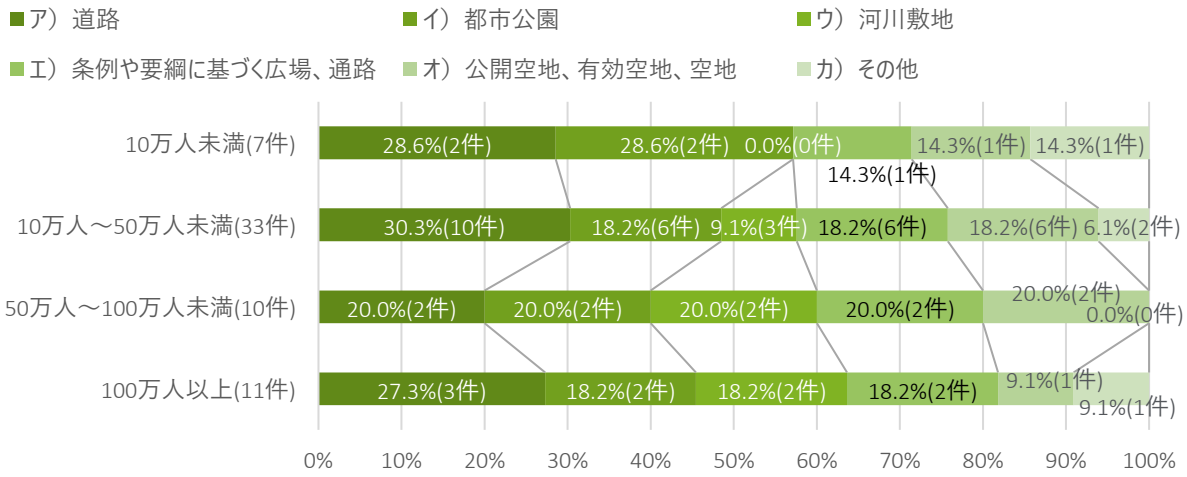

図　2.1-55　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=15（回答者数・複数回答可）

「ア　道路」が最も多く、11 件であった。

表　2.1-65　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）道路	11	26.8%
イ）都市公園	8	19.5%
ウ）河川敷地	6	14.6%
エ）条例や要綱に基づく広場、通路	7	17.1%
オ）公開空地、有効空地、空地	7	17.1%
カ）その他	2	4.9%
合計	41	100.0%

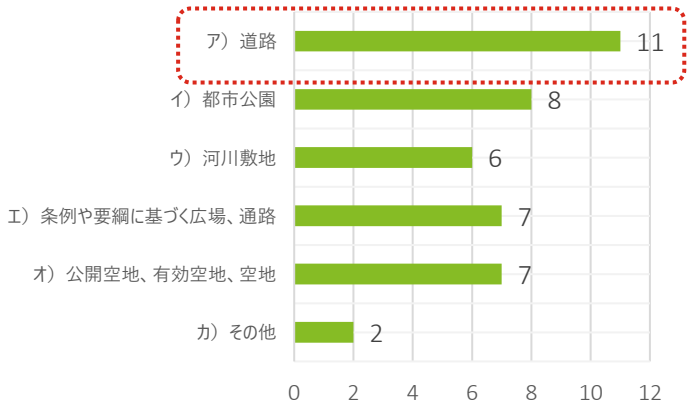

図　2.1-56　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=2（回答者数・複数回答可）

「ア　道路」「イ　都市公園」「エ　条例や要綱に基づく広場、通路」「オ　公開空地、有効空地、空地」が各2件、「ウ　河川敷地」が1件である。

表 2.1-66 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）道路	2	22.2%
イ）都市公園	2	22.2%
ウ）河川敷地	1	11.1%
エ）条例や要綱に基づく広場、通路	2	22.2%
オ）公開空地、有効空地、空地	2	22.2%
カ）その他	0	0.0%
合計	9	100.0%

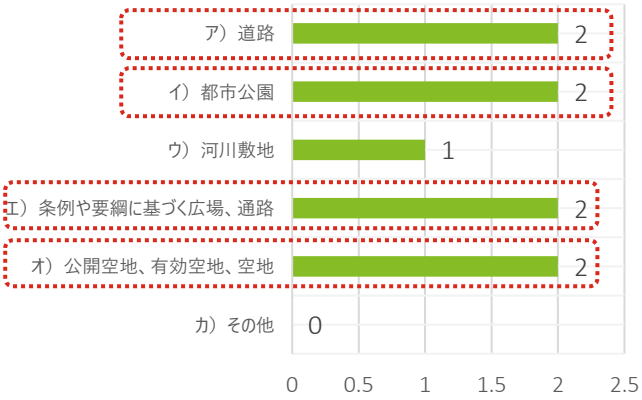

図 2.1-57 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=10（回答者数・複数回答可）

「ア　道路」が最も多く、8件であった。

表 2.1-67 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）道路	8	24.2%
イ）都市公園	7	21.2%
ウ）河川敷地	5	15.2%
エ）条例や要綱に基づく広場、通路	6	18.2%
オ）公開空地、有効空地、空地	5	15.2%
カ）その他	2	6.1%
合計	33	100.0%

図 2.1-58 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 4

■設問

問 1 で「ア ワンストップ窓口を設置している（検討中を含む）」と回答された方にお伺いします。 ワンストップ窓口を設置したことによる効果（又は、想定している効果）について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

ワンストップ窓口の効果は、「オ その他」が最も多く 18 件の回答であった。

■回答 N=23（回答者数・複数回答可）

表 2.1-68-1 ワンストップ窓口の効果

項目	回答数	割合
ア）利活用されるパブリックスペースの多様化が進んだ	2	6.7%
イ）利活用されるパブリックスペースの箇所が増えた	4	13.3%
ウ）パブリックスペースの利活用する事業や活動の幅が広くなった	2	6.7%
エ）パブリックスペースの利活用する主体が多くなった	4	13.3%
オ）その他	18	60.0%
合計	30	100.0%

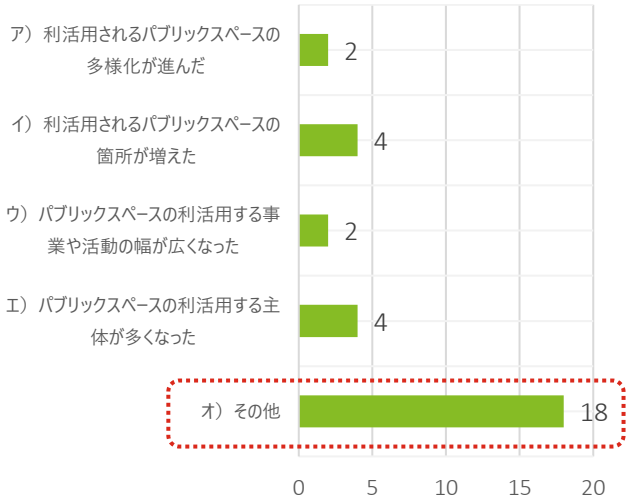

図 2.1-59 ワンストップ窓口の効果

表 2.1-68-2 その他（自由記述）

その他の内容
・公共空間の利活用によるエリアの賑わい創出
・自治体がエリアマネジメント団体の活動内容を把握できる
・ワンストップ窓口としての実働開始が令和 7 年 8 月 1 日のため効果はまだ発現していない

■都市の人口規模による傾向　N=23（回答者数・複数回答可）

人口規模が大きくなるほど「オ　その他」の回答自治体の割合が大きくなっている。

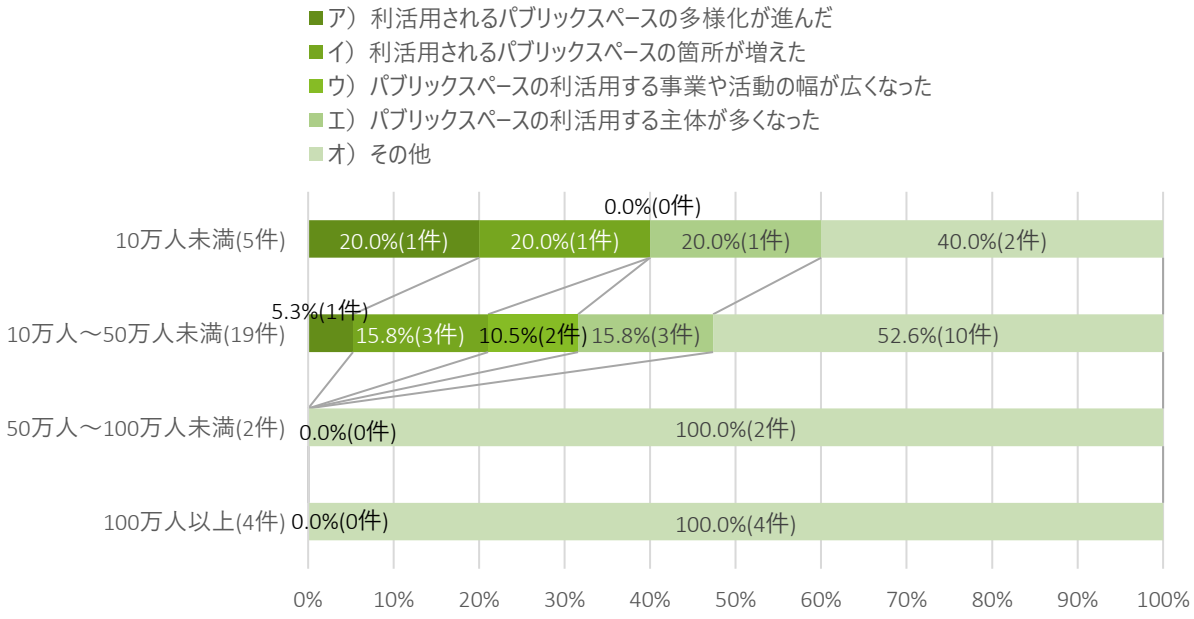

図 2.1-60 ワンストップ窓口の効果

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=15（回答者数・複数回答可）

「オ　その他」が最も多く 11 件の回答があった。

表 2.1-69 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）利活用されるパブリックスペースの多様化が進んだ	1	5.0%
イ）利活用されるパブリックスペースの箇所が増えた	3	15.0%
ウ）パブリックスペースの利活用する事業や活動の幅が広くなった	2	10.0%
エ）パブリックスペースの利活用する主体が多くなった	3	15.0%
オ）その他	11	55.0%
合計	20	100.0%

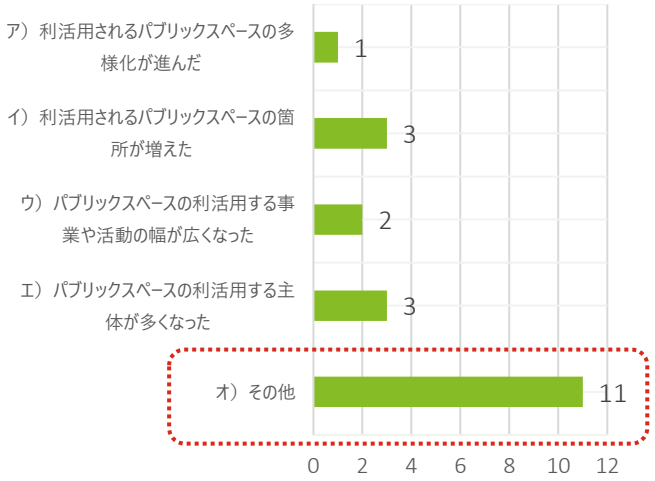

図 2.1-61 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=2（回答者数・複数回答可）

2件の回答は「オ　その他」である。

表 2.1-70 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）利活用されるパブリックスペースの多様化が進んだ	0	0.0%
イ）利活用されるパブリックスペースの箇所が増えた	0	0.0%
ウ）パブリックスペースの利活用する事業や活動の幅が広くなった	0	0.0%
エ）パブリックスペースの利活用する主体が多くなった	0	0.0%
オ）その他	2	100.0%
合計	2	100.0%

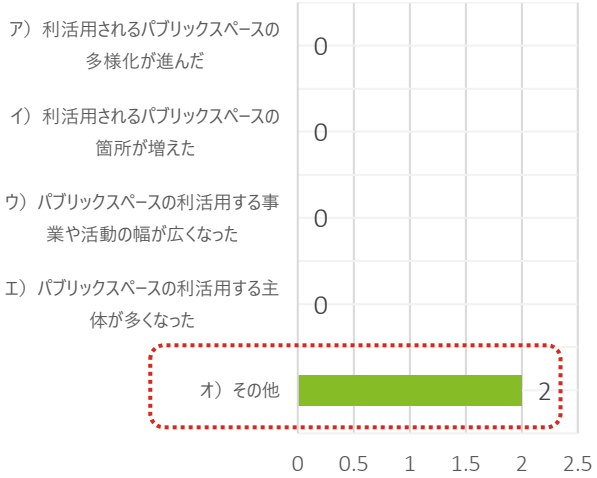

図 2.1-62 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=10（回答者数・複数回答可）

「オ　その他」が最も多く8件の回答があった。

表 2.1-71 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）利活用されるパブリックスペースの多様化が進んだ	1	7.1%
イ）利活用されるパブリックスペースの箇所が増えた	1	7.1%
ウ）パブリックスペースの利活用する事業や活動の幅が広くなった	2	14.3%
エ）パブリックスペースの利活用する主体が多くなった	2	14.3%
オ）その他	8	57.1%
合計	14	100.0%

図 2.1-63 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

■ワンストップ窓口の種別（問２回答）とのクロス集計

問 2 で尋ねた窓口の種別ごとにどのような効果があったかを確認するためにクロス集計を実施したところ、その他以外では、

・問 2 で「ウ　公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口」、問 4 で「エ　パブリックスペースの利活用する主体が多くなった」

・問 2 で「エ　利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口」、問 4 で「利活用されるパブリックスペースの箇所が増えた」

の回答がそれぞれ3件あった。

回答　N=23（回答者数・複数回答可）

表 2.1-72 ワンストップ窓口の種別とのクロス集計

項目		ワンストップ窓口設置の効果					
		ア）利活用されるパブリックスペースの多様化が進んだ	イ）利活用されるパブリックスペースの箇所が増えた	ウ）パブリックスペースの利活用する事業や活動の幅が広くなった	エ）パブリックスペースの利活用する主体が多くなった	オ）その他	合計
ワンストップ窓口の種別	ア）公共空間の占用申請等を一括して行うワンストップ窓口（n=8）	1	2	0	2	6	11
	イ）公共空間の占用申請等の協議に同席するワンストップ窓口（n=7）	2	2	1	2	5	12
	ウ）公民連携事業の促進を図るワンストップ窓口（n=9）	2	2	2	3	6	15
	エ）利活用手続きに関する情報のワンストップ窓口（n=8）	2	3	1	2	5	13
	オ）その他、公共空間利活用等を支援するワンストップ窓口（n=1）	1	1	1	1	0	4
	カ）その他（n=1）	0	0	0	0	1	1
	合計	8	10	5	10	23	56

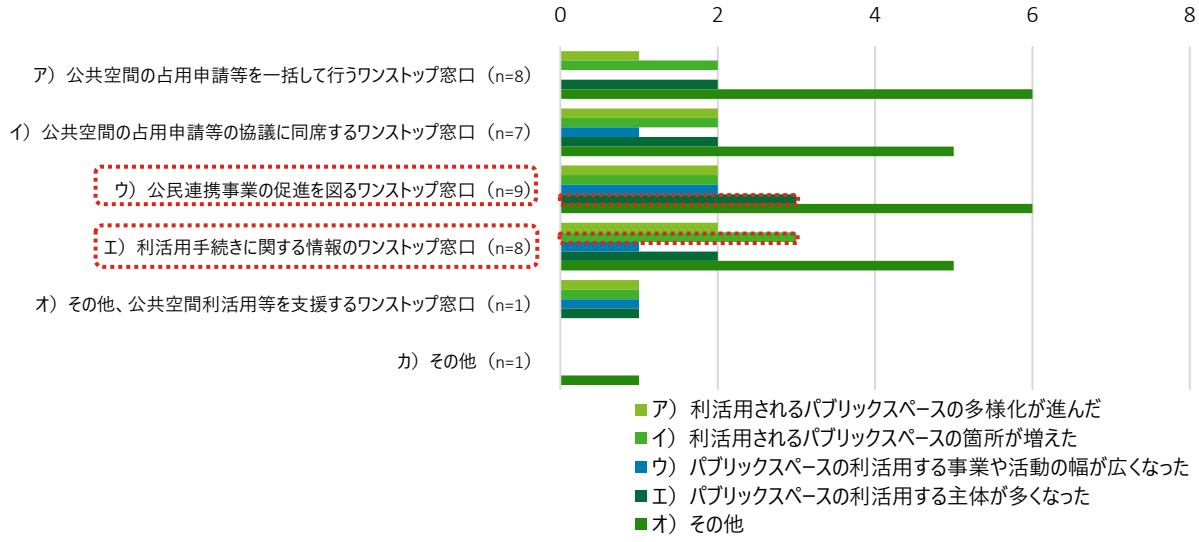

図 2.1-64 ワンストップ窓口の種別とのクロス集計

（２）都市再生推進法人によるパブリックスペースに関する制度の運用への関与の状況

問 5

■設問

貴団体管内で活動する都市再生推進法人が、パブリックスペースに関する制度の運用への関与の有無について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

パブリックスペースに関する制度運用への関与の有無は、「イ都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない」が 99.3%とほとんどを占めた。

■回答（N=1,304）

表 2.1-73 都市再生推進法人の制度関与

項目	回答数	割合
ア）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している	9	0.7%
イ）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない	1,295	99.3%
合計	1,304	100.0%

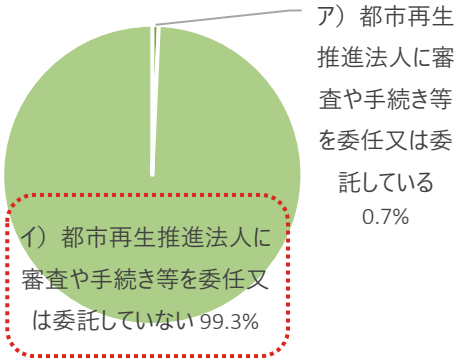

図 2.1-65 都市再生推進法人の制度関与

■都市の人口規模による傾向（N=1,304）

人口規模が大きくなるほど、「ア 都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している」の回答が多くなっている。

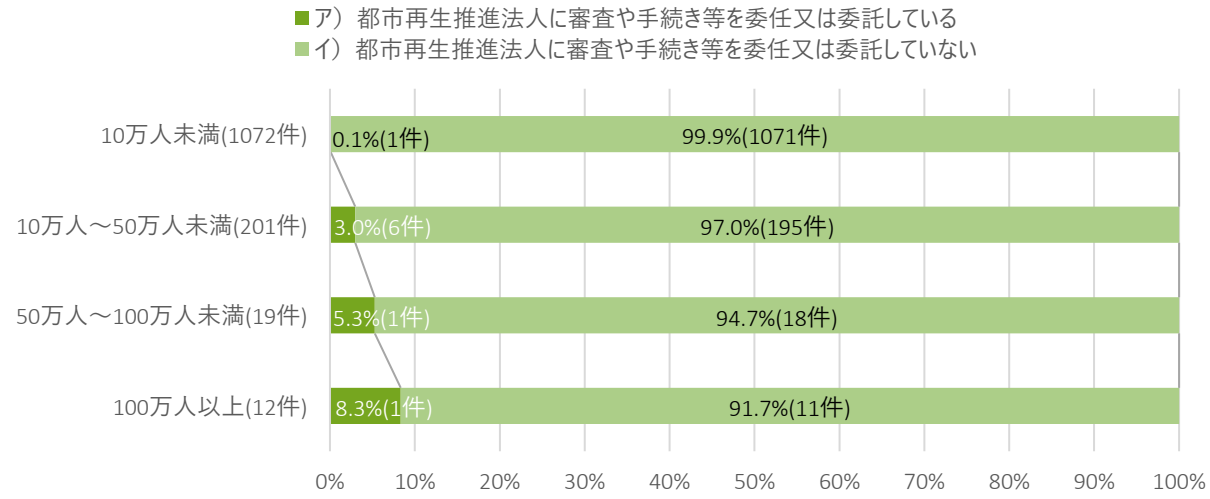

図 2.1-66 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=75)

「イ都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない」が 88.0%を占めた。

表 2.1-74 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している	9	12.0%
イ）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない	66	88.0%
合計	75	100.0%

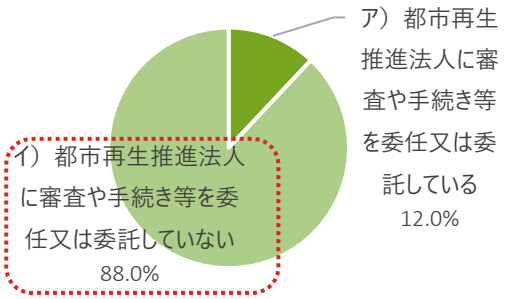

図 2.1-67 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=40)

回答は全て「イ都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない」である。

表 2.1-75 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している	0	0.0%
イ）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない	40	100.0%
合計	40	100.0%

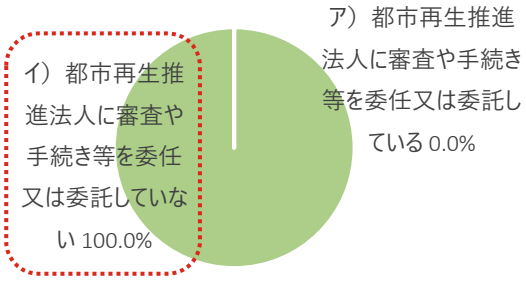

図 2.1-68 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=96)

「イ都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない」が 95.8%を占めた。

表 2.1-76 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している	4	4.2%
イ）都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託していない	92	95.8%
合計	96	100.0%

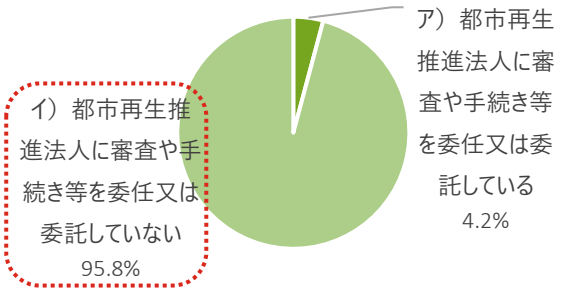

図 2.1-69 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 6

■設問

問 5 で「ア 都市再生推進法人に審査や手続き等を委任又は委託している」と回答された方にお伺いします。 どのような内容を委任又は委託しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

都市再生推進法人への委託内容に関しては、「エ 道路や都市公園等の施設の管理・運営」が4件と最も多く、次いで「オ 公開空地、有効空地、空地の運用」が3件であった。

■回答 N=8（回答者数・複数回答可）

表 2.1-77 都市再生推進法人への委任・委託内容

項目	回答数	割合
ア）都市計画（地区計画等）の運用	0	0.0%
イ）条例や要綱に基づくまちづくりや景観・屋外広告に関するルールの運用	1	10.0%
ウ）道路の占用許可や都市公園の占用・使用・行為許可等に係る審査や事務	2	20.0%
エ）道路や都市公園等の施設の管理・運営	4	40.0%
オ）公開空地、有効空地、空地の運用	3	30.0%
カ）その他	0	0.0%
合計	10	100.0%

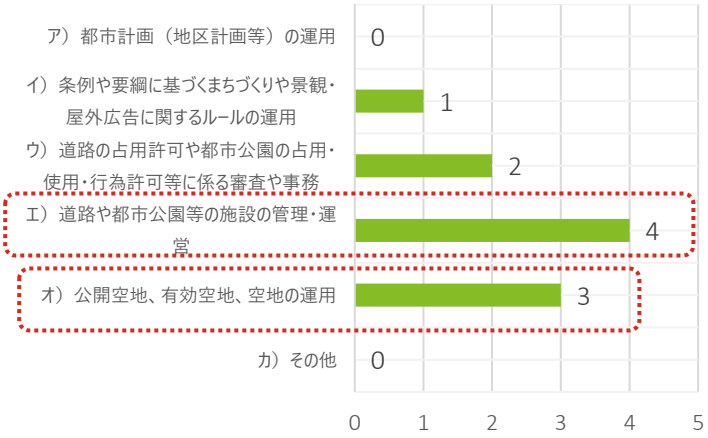

図 2.1-70 都市再生推進法人への委任・委託内容

■都市の人口規模による傾向　N=8（回答者数・複数回答可）

人口 10 万人未満の自治体及び人口 100 万人以上の自治体は全て「エ　道路や都市公園等の施設の管理・運営」であること以外に人口規模別による傾向は特に見られない。

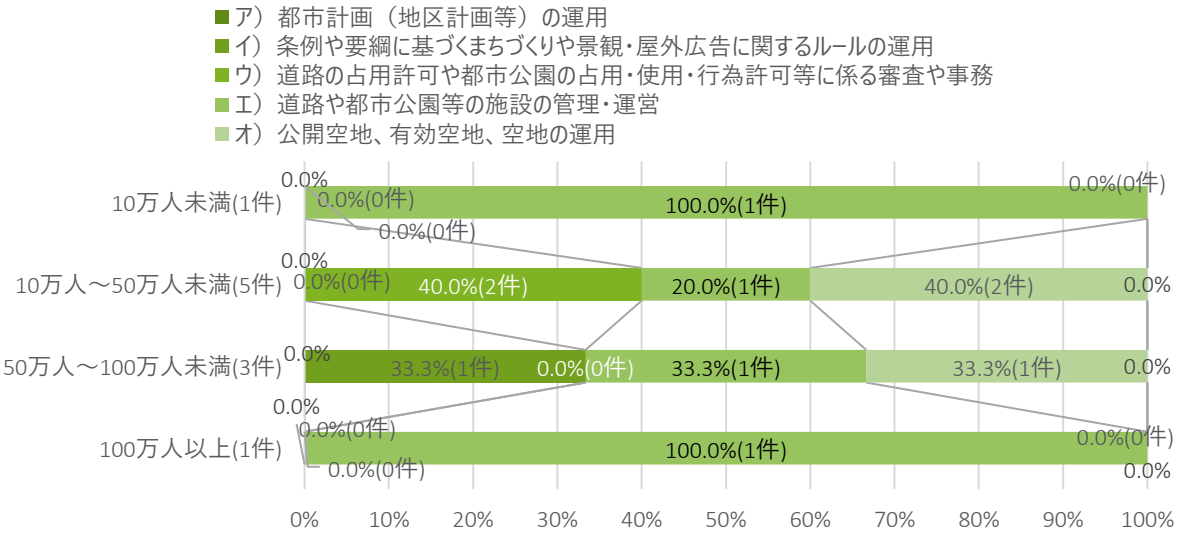

図　2.1-71　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=8（回答者数・複数回答可）

全体集計と同じく「エ　道路や都市公園等の施設の管理・運営」が4件と最も多く、次いで「オ　公開空地、有効空地、空地の運用」が3件であった。

表　2.1-78　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）都市計画（地区計画等）の運用	0	0.0%
イ）条例や要綱に基づくまちづくりや景観・屋外広告に関するルールの運用	1	10.0%
ウ）道路の占用許可や都市公園の占用・使用・行為許可等に係る審査や事務	2	20.0%
エ）道路や都市公園等の施設の管理・運営	4	40.0%
オ）公開空地、有効空地、空地の運用	3	30.0%
カ）その他	0	0.0%
合計	10	100.0%

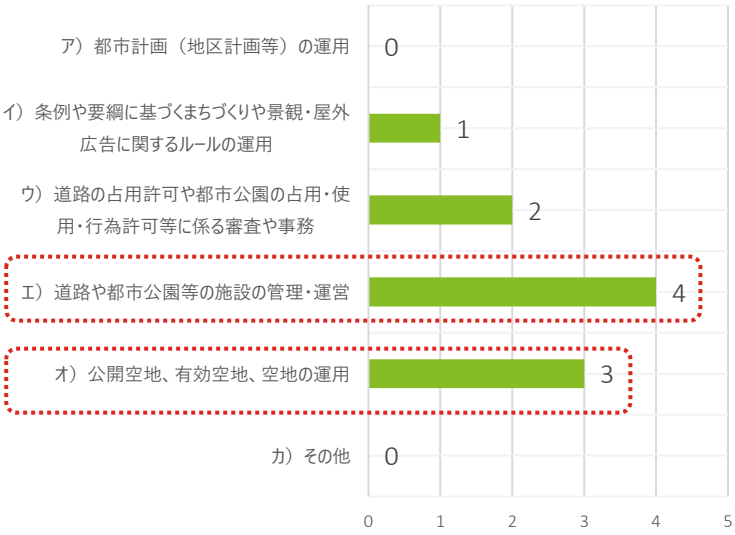

図　2.1-72　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=0)

該当する回答はなかった。

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=4（回答者数・複数回答可）

「オ 公開空地、有効空地、空地の運用」が最多で3件であった。

表 2.1-79 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）都市計画（地区計画等）の運用	0	0.0%
イ）条例や要綱に基づくまちづくりや景観・屋外広告に関するルールの運用	1	16.7%
ウ）道路の占用許可や都市公園の占用・使用・行為許可等に係る審査や事務	0	0.0%
エ）道路や都市公園等の施設の管理・運営	2	33.3%
オ）公開空地、有効空地、空地の運用	3	50.0%
カ）その他	0	0.0%
合計	6	100.0%

図 2.1-73 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

（３）複数のパブリックスペースを一元管理する仕組みの有無

問７

■設問

貴団体において、一定エリアの複数のパブリックスペース（道路、都市公園、河川敷地、駐車場、公開空地等）について一元的に管理等を行う仕組みがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 例：デジタルマップで一元管理しているなど

複数のパブリックスペースの一元的管理等を行う仕組みについては、「ウ 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない」が 98.5%とほとんどを占めた。

■回答（N=1,321）

表 2.1-80 複数のパブリックスペースの一元的管理

項目	回答数	割合
ア）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開している）	16	1.2%
イ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開していない）	4	0.3%
ウ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない	1,301	98.5%
合計	1,321	100.0%

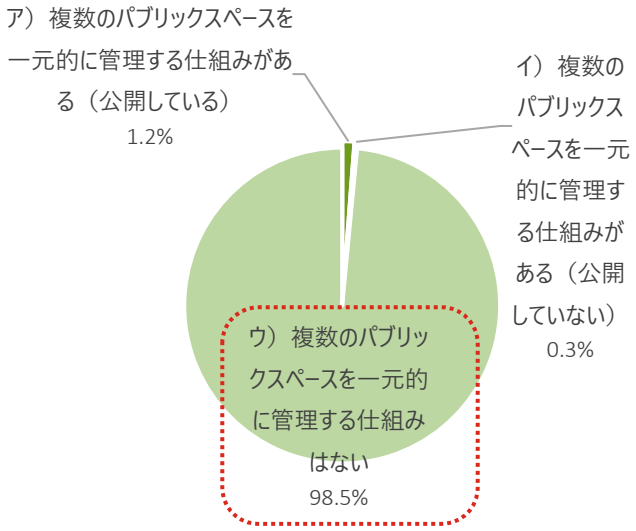

図 2.1-74 複数のパブリックスペースの一元的管理

■都市の人口規模による傾向（N=1,321）

全ての人口区分で「ウ 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない」が最多となっている。

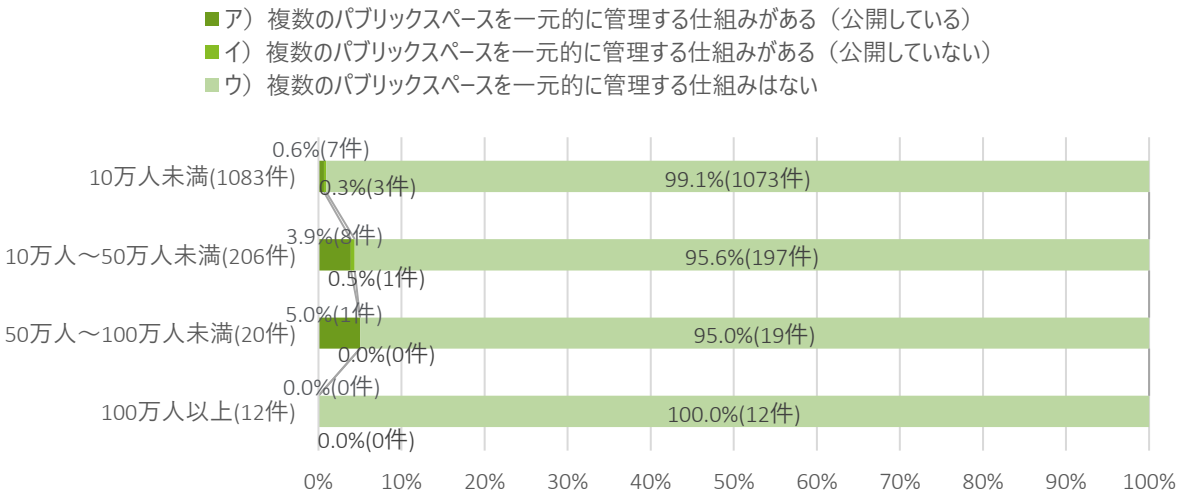

図 2.1-75 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=75)

「ウ 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない」が 92.0%とほとんどを占めた。

表 2.1-81 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開している）	6	8.0%
イ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開していない）	0	0.0%
ウ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない	69	92.0%
合計	75	100.0%

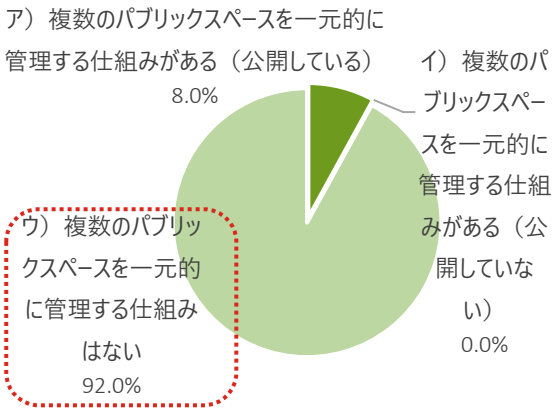

図 2.1-76 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=40)

全ての回答は「ウ 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない」である。

表 2.1-82 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開している）	0	0.0%
イ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開していない）	0	0.0%
ウ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない	40	100.0%
合計	40	100.0%

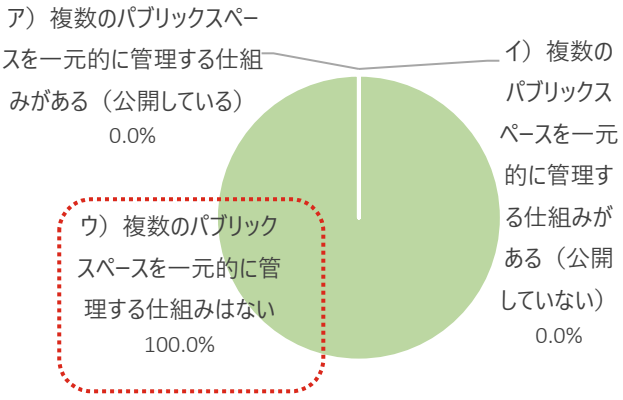

図 2.1-77 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=97)

「ウ 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない」が 96.9%とほとんどを占めた。

表 2.1-83 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開している）	3	3.1%
イ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開していない）	0	0.0%
ウ）複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みはない	94	96.9%
合計	97	100.0%

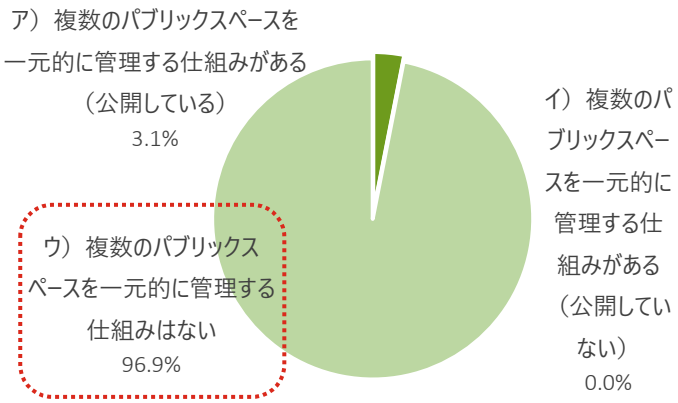

図 2.1-78 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 8

■設問

問 7 で「ア 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開している）」、「イ 複数のパブリックスペースを一元的に管理する仕組みがある（公開していない）」を回答された方にお伺いします。
一元管理の仕組みの内容等を記入してください。
例：デジタルマップで一元管理しているなど

■回答

表 2.1-84 一元的管理の仕組みの内容（自由記述）

類型	回答件数（計 20 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.デジタルマップで一元管理	17 件	・デジタルマップで一元管理している ・地理情報システムでの管理を行っている
2.統合型 GIS 等で管理	2 件	・統合型・公開型GISによる ・統合型 GIS で管理している。
3.その他	1 件	・都市再生推進法人が活用に係るスケジュールを一元管理している。

３．都市再生推進法人等への行政財産の貸付実績

問 1

■設問

貴団体において、都市再生推進法人等のまちづくり組織に対し、行政財産の貸付を行っている事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

行政財産の貸付実績については、「イ ない」が 82.5%と大半を占めた。

■回答（N=1,389）

表 2.1-85 都市再生推進法人等への行政財産の貸付

項目	回答数	割合
ア）ある	243	17.5%
イ）ない	1,146	82.5%
合計	1,389	100.0%

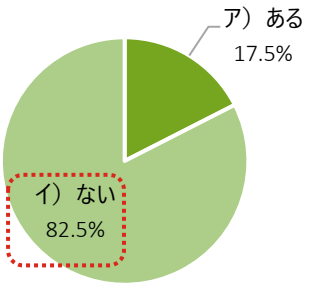

図 2.1-79 都市再生推進法人等への行政財産貸付

■都市の人口規模による傾向（N=1,389）

全ての人口区分で「イ ない」が最多となっている。

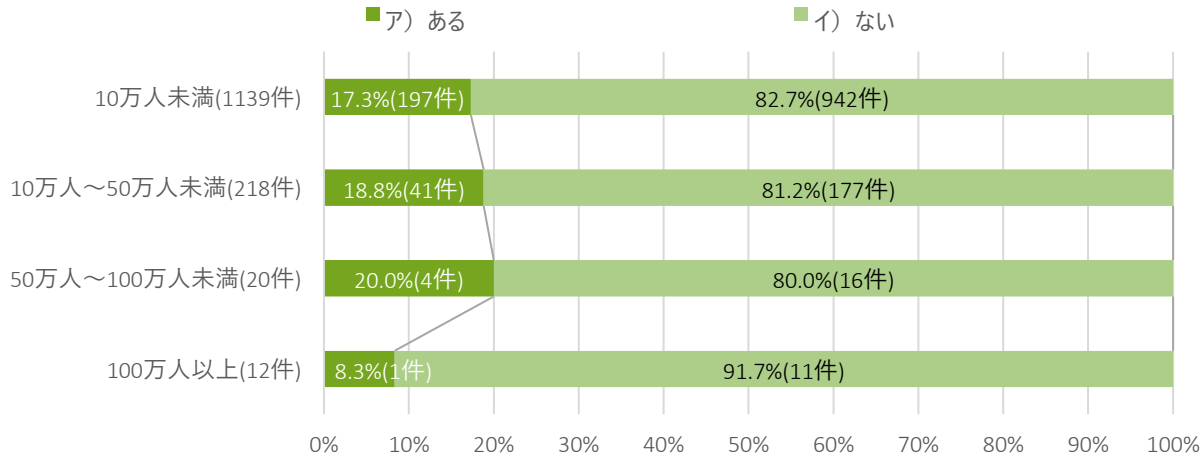

図 2.1-80 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=78)

「イ ない」が 75.6%と大半を占めた。

表 2.1-86 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	19	24.4%
イ）ない	59	75.6%
合計	78	100.0%

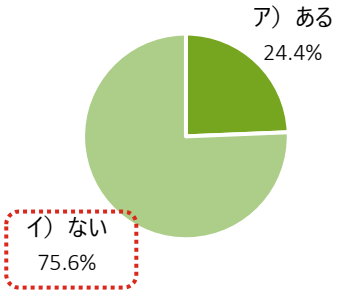

図 2.1-81 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=44)

「イ ない」が 84.1%と大半を占めた。

表 2.1-87 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

C 項目	回答数	割合
ア）ある	7	15.9%
イ）ない	37	84.1%
合計	44	100.0%

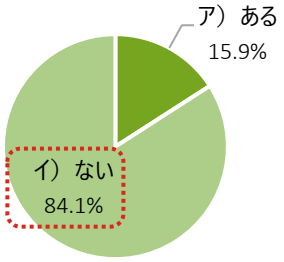

図 2.1-82 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=106)

「イ ない」が 78.3%と大半を占めた。

表 2.1-88 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	23	21.7%
イ）ない	83	78.3%
合計	106	100.0%

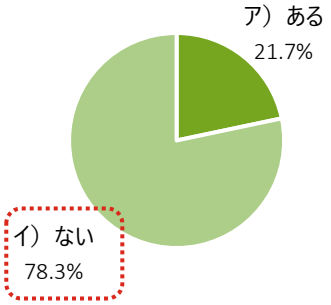

図 2.1-83 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

問 1 で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 貸付を行っている行政財産の内容で、該当する項目について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

貸付を行っている行政財産の内容は、「エ その他」が8件で、最も多かった。

■回答 N=13（回答者数・複数回答可）

表 2.1-89-1 行政財産の内容

項目	回答数	割合
ア）都市計画道路等の整備予定地	3	21.4%
イ）都市計画道路等の整備後の残地	2	14.3%
ウ）密集市街地整備等に係る事業用地	1	7.1%
エ）その他	8	57.1%
合計	14	100.0%

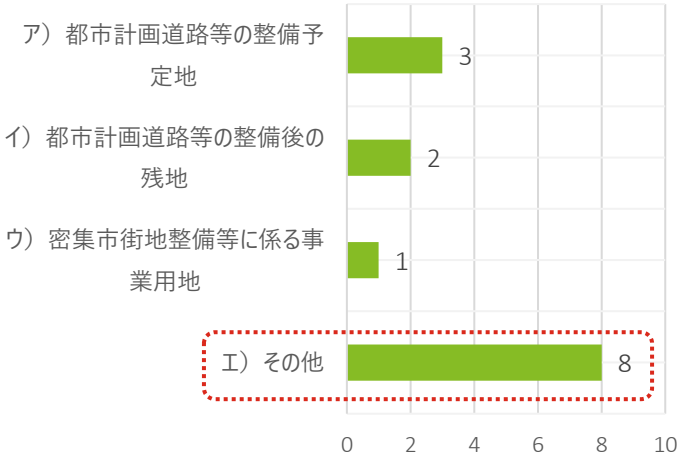

図 2.1-84 行政財産の内容

表 2.1-89-2 その他（自由記述）

その他の内容
・にぎわい創出事業用地
・河川施設（船入場広場部分）
・街なかふれあいプラザ、街なか交流広場
・中心市街地の空地
・中心市街地活性化事業に係る事業用地

■都市の人口規模による傾向　N=13（回答者数・複数回答可）

10 万人未満の区分は全て「エ　その他」だが、10 万人～50 万人未満の区分はア～エの全ての回答が存在し、50 万人以上は全て「ア　都市計画道路等の整備予定地」となっている。

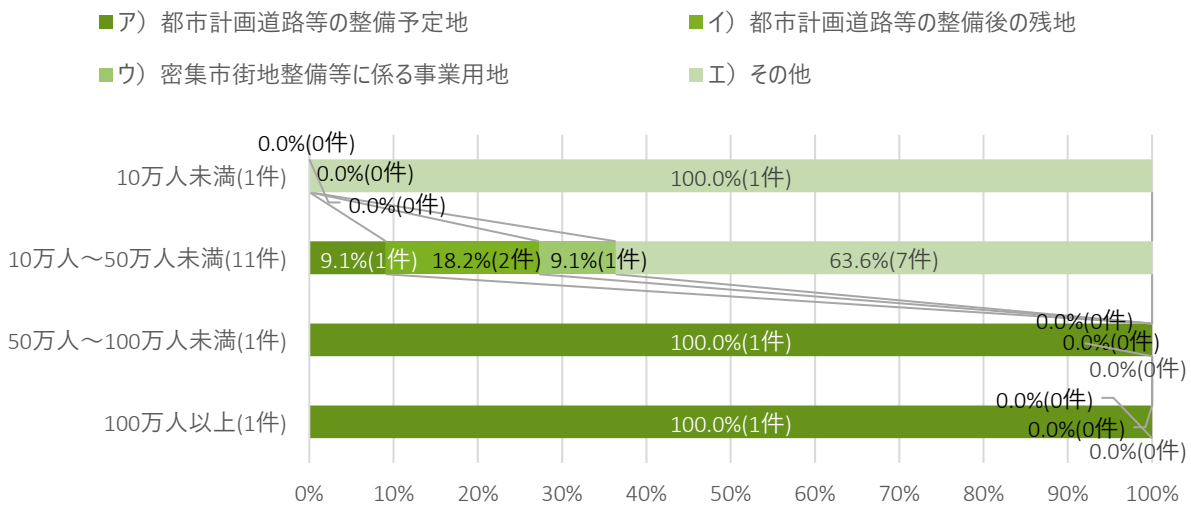

図　2.1-85　都市の人口規模による傾向

問 3

■設問

問 1 で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 貸付における使用料の徴収方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

貸付における使用料の徴収方法は、「エ 使用料を徴収していない」が5件と最も多く、次いで「ア 使用料を徴収しており、使用料は原則一律（単位当たりの金額等が一律）である」が4件と続く。

■回答 N=14（回答者数・複数回答可）

表 2.1-90-1 使用料の徴収方法

項目	回答数	割合
ア）使用料を徴収しており、使用料は原則一律（単位当たりの金額等が一律）である	4	28.6%
イ）使用料を徴収しており、主体によって（「都市再生推進法人等のまちづくり組織」と「それ以外の組織」によって等）使用料を変えている	0	0.0%
ウ）使用料を徴収しており、施設によって使用料を変えている	2	14.3%
エ）使用料を徴収していない	5	35.7%
オ）その他	3	21.4%
合計	14	100.0%

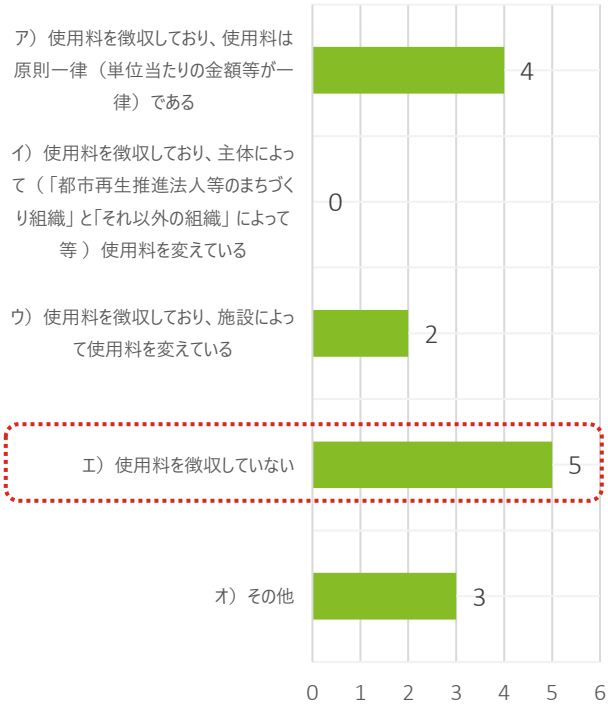

図 2.1-86 使用料の徴収方法

表 2.1-90-2 ア)、ウ)、その他(自由記述)

項目	その他の内容	使用料の徴収方法理由や条件	根拠となる規程の名称、内容
ア)		・都市再生推進法人が飲食店などのテナントへ転貸を行うため。 ・中心市街地の賑わい創出を目的として整備された集客交流・まちづくり拠点施設における利便性の向上が図れるため。	・公有財産等管理規則、行政財産使用料条例
ア)		・土地貸付料	・財務規則
ウ)		・公園施設の設置使用料	・都市公園条例
ウ)		・区が特例占用を受けている河川施設の維持管理や良好な水辺空間の保全・創出のための費用に充てるため。	・河川流水占用料等徴収条例を参考に、エリマネが使用するキッチンカー設置面積、頻度から算出。
その他	・Park-PFI 制度により契約を締結している。		
その他	・行政財産使用料徴収条例に基づき、使用料を算定し徴収している	・地方自治法(第二百二十五条)の規定	・行政財産使用料徴収条例
その他	・賃借料として徴収している。	・賃借料として徴収している。	・事業用定期借地契約
その他	・目的に応じて徴収するか否かを判断している。	・街なかふれあいプラザ:使用面積に応じて街なかふれあいプラザ条例に定められている使用料を乗じて利用料金を徴収している。 ・まちなか交流広場:行政財産の目的外使用のため利用料が発生するが、中心市街地の活性化を目的としているため免除している。	・街なかふれあいプラザ条例第8条第1条(市長は、使用者から別表に定める額の使用料を徴収する。) ・行政財産使用料条例第4条第1項第2号(国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用させるとき。)
その他	―	・使用料を市の規定に則り設定しているため	・財産管理規則
その他	―	―	・市有財産民間提案制度

■都市の人口規模による傾向　N=14（回答者数・複数回答可）

人口区分 10 万人未満の自治体（1件）は「ア　使用料を徴収しており、使用料は原則一律（単位当たりの金額等が一律）である」になっている。10 万人～50 万人未満の自治体は「イ　使用料を徴収しており、施設によって使用料を変えている」以外の回答をしている。50 万人以上 100 万人未満、100 万人以上の自治体（各1件）は全て「エ　使用料を徴収していない」である。

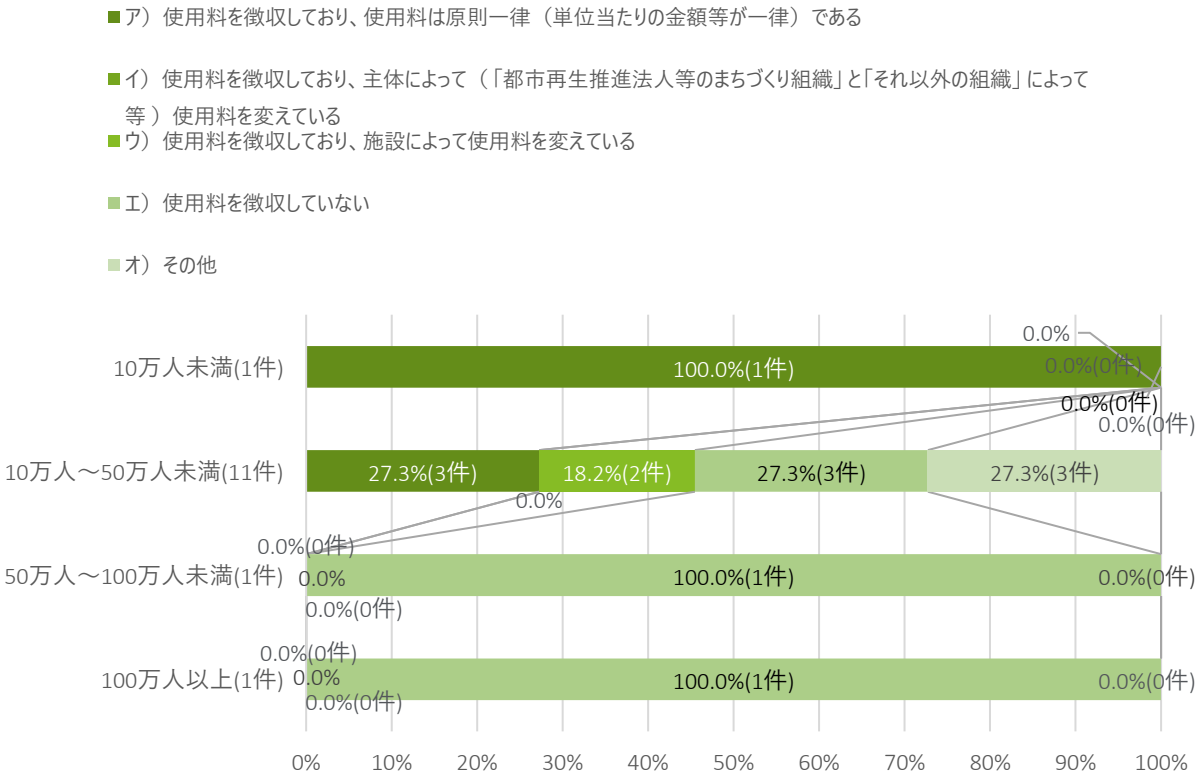

図 2.1-87 都市の人口規模による傾向

(2)-4 道路占用許可権者あて調査

1) 調査 2(道路占用許可権者あて)のまとめ

- 道路占用料免除(100%減額)の実施状況： 免除を実施している事例は全体で 3.9%(図 2.1-88)に留まるが、人口 100 万人以上の大都市では 54.5%(図 2.1-89)に達しており、都市規模が大きくなるほど実施率が高くなる傾向が顕著。
- 占用料免除の制度的根拠： 100%減額を実施している事例のうち、その根拠は「道路法に基づく特例(道路協力団体)」の活用が 41.8%で最も多く、次いで「道路法に基づく特例(ほこみち)」が 25.5%(表 2.1-95)。
- 占用料免除(100%減額)を判断する理由： 免除を行う主な理由は「占用の目的が公共性を有する(31.6%)」が最多だが、「占用主体の公的な性格」や「活動収益のまちづくり活動への充当」もそれぞれ 23.7%(表 2.1-103-1)を占めており、多角的な視点で判断。
- 占用料の 90%減額措置とその理由： 90%減額を実施している事例は 3.8%(図 2.1-112)(人口 100 万人以上の都市では 100%)であり、多くは「占用主体による占用区域外の除草・清掃等の道路維持管理への協力」に基づき判断(71.9%)(表 2.1-124-1)。
- 現行制度外の占用物件へのニーズ： デジタルサイネージやモビリティポートなど、現行の特例制度で認められるもの以外の占用物件に関するニーズが活動主体から寄せられた事例は、全体の 1.6%(図 2.1-143)と極めて限定的。
- 占用許可権者が抱える判断の課題： 特例制度を用いた申請に対し、許可権者が判断に迷う課題としては、「占用物件の内容(28.6%)」や「占用許可基準・公共性等の一般原則(21.5%)(表 2.1-147-1)」が上位。

2) 設問ごとの回答

ここでは、以下の設問ごとに回答の整理・分析を行った。

回答の整理にあたっては、単純集計に加え、都市の人口規模、都市再生推進法人を有する市区町村、市町村都市再生協議会を有する市区町村、まちなかウォーカブル区域を有する市区町村による傾向分析を行った。

自由記述については、回答欄に記載された各回答を一覧表に整理した。

※ その際、必要に応じ、当該記載の主旨が変わらない範囲での修文等を行いつつ、当該回答数が多い場合は、それらの類型化を行った上で、代表的な回答(要約・抜粋)の一覧化を行った。

また、設問への直接の回答でないと考えられる「特になし」「よく分からない」「検討中」等の自由記述は除いた。

＜設問(道路占用許可権者あて) ※再掲＞

1. 道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料免除(100%減額)について
2. 道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料減額(90%減額)ついて
3. 道路占用許可における特例制度の活用について
4. 貴団体における道路占用許可の体制等ついて

１．道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料免除（100%減額）について

問 1

■設問

貴団体内に、道路占用許可の特例制度を活用する道路で、道路占用料の免除（100%減額）を行っている事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例（ほこみち）、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例（道路協力団体）の 5 つの制度を指します。

道路占用許可の特例制度を活用する道路で、道路占用料の免除（100%減額）を行っている事例については、「ア 免除（100%減額）を行っている道路がある」と答えた団体が 55 あった。

■回答（N=1,418）

※市区町村及び都道府県道路占用許可権者

表 2.1-91 道路占用料免除の実施

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある	55	3.9%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路はない	1,363	96.1%
合計	1,418	100.0%

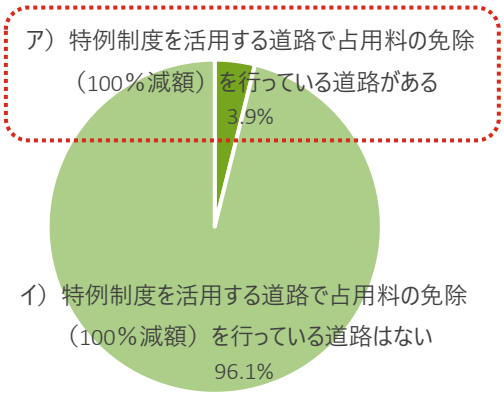

図 2.1-88 道路占用料免除の実施

■都市の人口規模による傾向（N=1,336）

※市区町村道路占用許可権者からの回答のみを対象にクロス集計を実施

100 万人以上では 54.5%が「ア　道路占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある」であるが、人口規模が小さくなるに従いその割合は低下し、10 万人未満では 1.7%である。

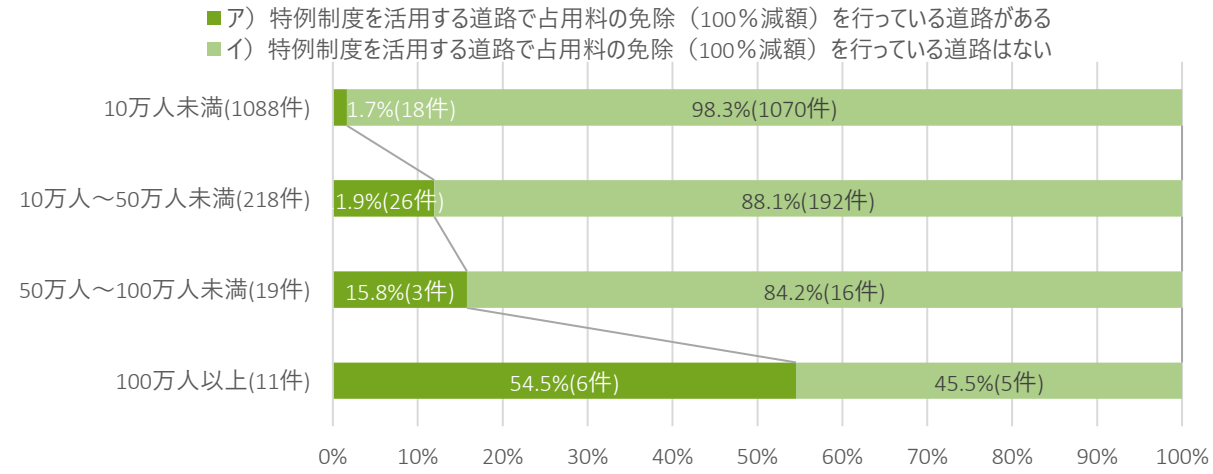

図 2.1-89 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=70)

「ア 免除（100%減額）を行っている道路がある」との回答が約２割であった。

表 2.1-92 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある	15	21.4%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路はない	55	78.6%
合計	70	100.0%

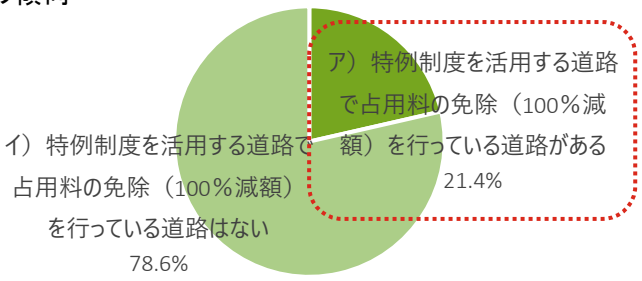

図 2.1-90 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=42)

「ア　免除（100%減額）を行っている道路がある」との回答が 2.4%であった。

表 2.1-93　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある	1	2.4%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路はない	41	97.6%
合計	42	100.0%

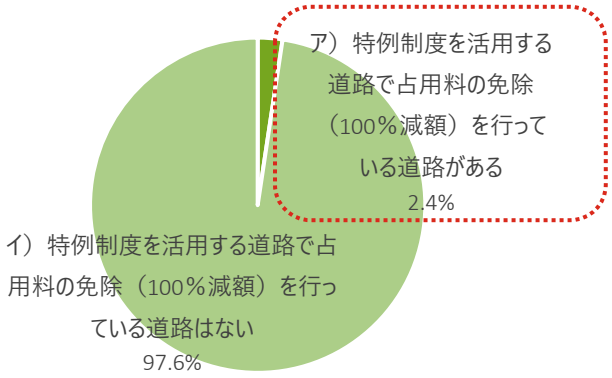

図　2.1-91　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=109)

「ア　免除（100%減額）を行っている道路ある」との回答が 14.7%であった。

表 2.1-94　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある	16	14.7%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路はない	93	85.3%
合計	109	100.0%

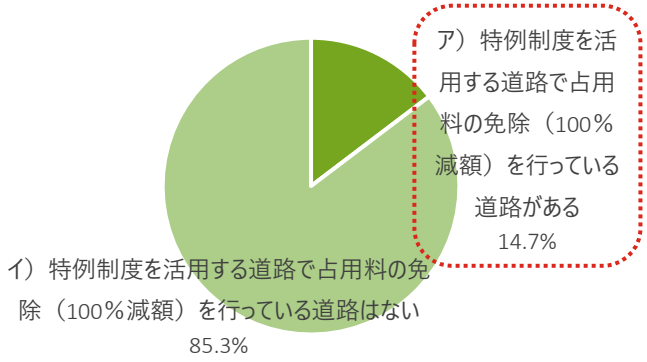

図　2.1-92　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

問 1 で「ア 特例制度を活用する道路で占用料の免除（100%減額）を行っている道路がある」と回答された方にお伺いします。 道路占用料の免除（100%減額）を行っている事例について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

道路占用料の免除(100%減額)を行っている事例については、「オ 「道路法に基づく特例(道路協力団体)」を活用する道路で占用料を免除」が最も多く、23 件あった。

■回答 N=54（回答者数・複数回答可）

表 2.1-95 道路占用料免除の適用特例

項目	回答数	割合
ア)「道路法に基づく特例（ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除	14	25.5%
イ)「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	6	10.9%
ウ)「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	4	7.3%
エ)「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	8	14.5%
オ)「道路法に基づく特例（道路協力団体)」を活用する道路で占用料を免除	23	41.8%
合計	55	100.0%

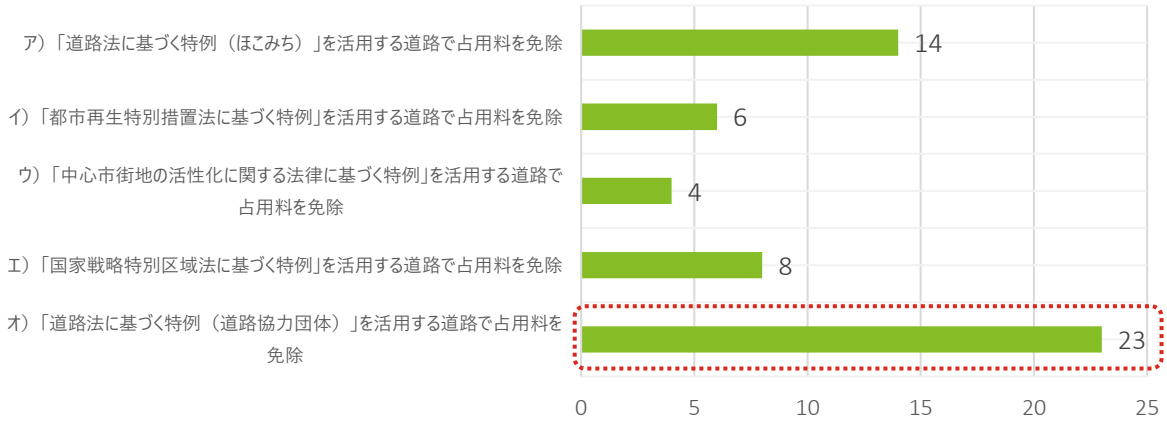

図 2.1-93 道路占用料免除の適用特例

■都市の人口規模による傾向　N=52（回答者数・複数回答可）

10 万人未満では 2/3 が「オ「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」と回答した他は、各特例に回答が分散している。

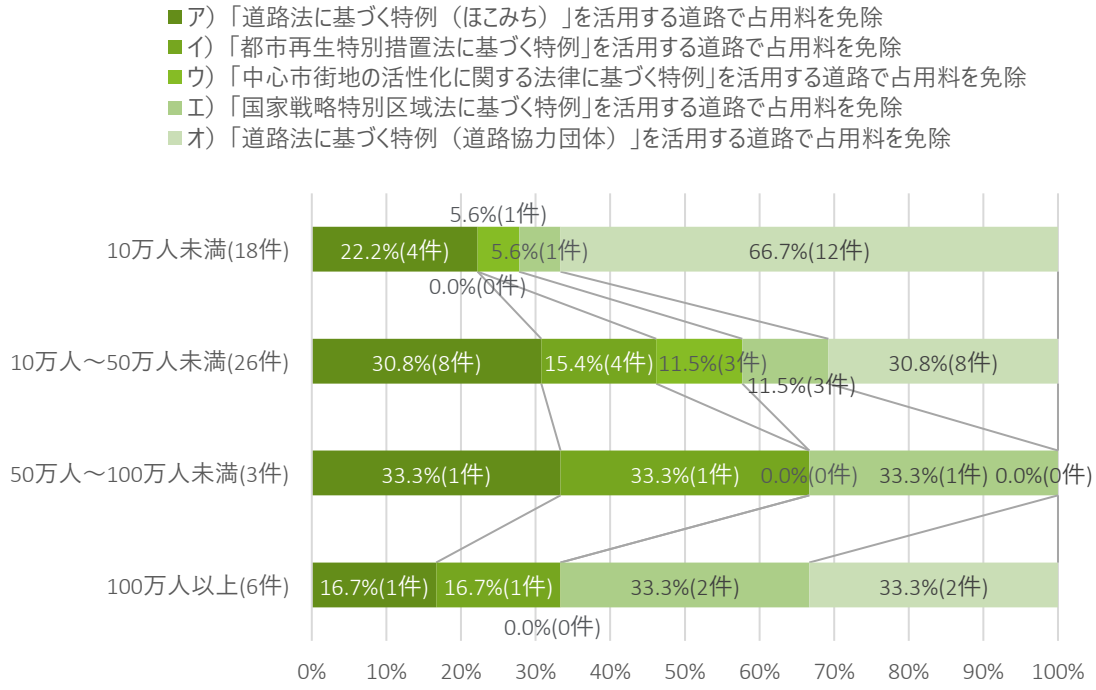

図 2.1-94 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=15（回答者数・複数回答可）

「オ「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」が最も多く、6 件あった。

表 2.1-96 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を免除	2	13.3%
イ）「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	3	20.0%
ウ）「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
エ）「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	4	26.7%
オ）「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除	6	40.0%
合計	15	100.0%

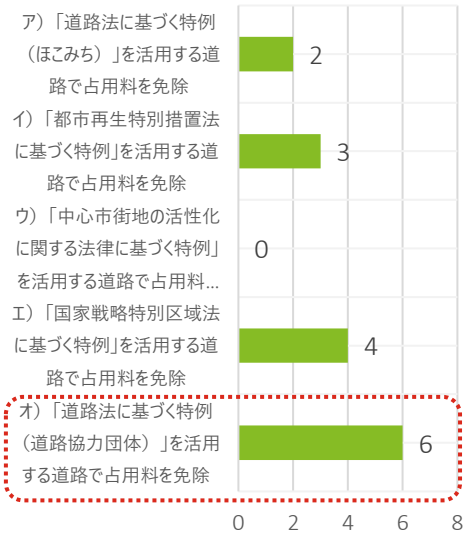

図 2.1-95 都市再生推進法人を有する市区町村の傾

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=1（回答者数・複数回答可）

1件の回答は「オ「道路法に基づく特例(道路協力団体)」である。

表 2.1-97 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア)「道路法に基づく特例（ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
イ)「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
ウ)「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
エ)「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	0	0.0%
オ)「道路法に基づく特例（道路協力団体)」を活用する道路で占用料を免除	1	100.0%
合計	1	100.0%

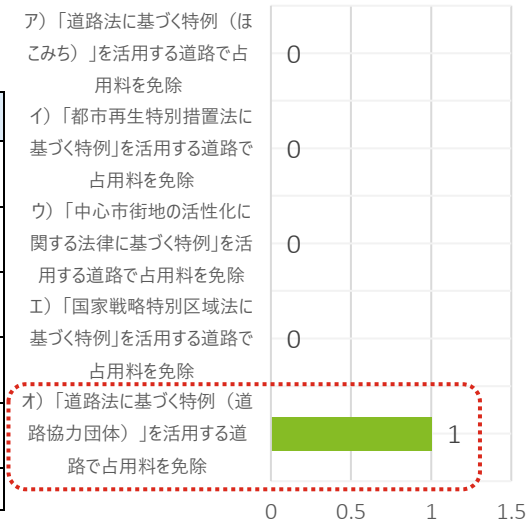

図 2.1-96 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=15（回答者数・複数回答可）

「ア 道路法に基づく特例(ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除」が最多の5件で、次いで「エ 国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除」が4件となっている。

表 2.1-98 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア)「道路法に基づく特例（ほこみち)」を活用する道路で占用料を免除	5	33.3%
イ)「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	3	20.0%
ウ)「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	2	13.3%
エ)「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を免除	4	26.7%
オ)「道路法に基づく特例（道路協力団体)」を活用する道路で占用料を免除	1	6.7%
合計	15	100.0%

図 2.1-97 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 3

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 占用料免除（100%減額）の根拠について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用料免除（100％減額）の根拠については、「ア 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している」が最も多く 17 件であった。

■回答 N=28（回答者数・複数回答可）

表 2.1-99-1 道路占用料免除の根拠

項目	回答数	割合
ア）「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している	17	60.7%
イ）道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、免除を実施している	5	17.9%
ウ）その他	6	21.4%
合計	28	100.0%

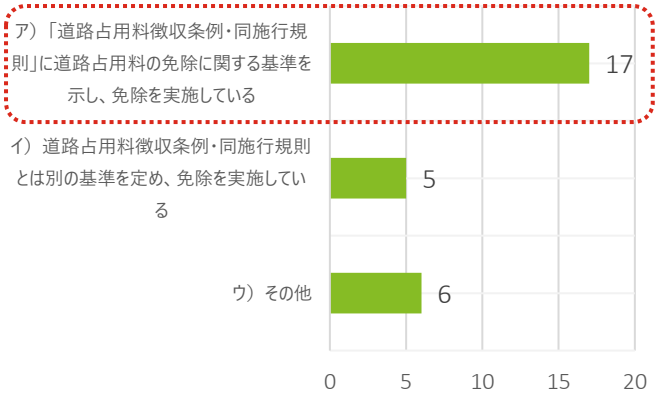

図 2.1-98 道路占用料免除の根拠

表 2.1-99-2 道路占用料免除の根拠 その他（自由記述）

その他の内容
・市道路占用料減免に伴う要領において定めている
・覚書及び道路占用料等徴収条例第3条 7 号により免除している
・条件等で規定できていない
・占用主体が地方公共団体であるため、道路法 39 条 1 項但書に基づき免除している
・道路法第 39 条第 1 項
・免除に関する項目はあるが根拠の記載はない

■都市の人口規模による傾向　N=27（回答者数・複数回答可）

人口規模による傾向では、50 万人～100 万人未満を除き、「ア「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している」が最も多い割合であった。

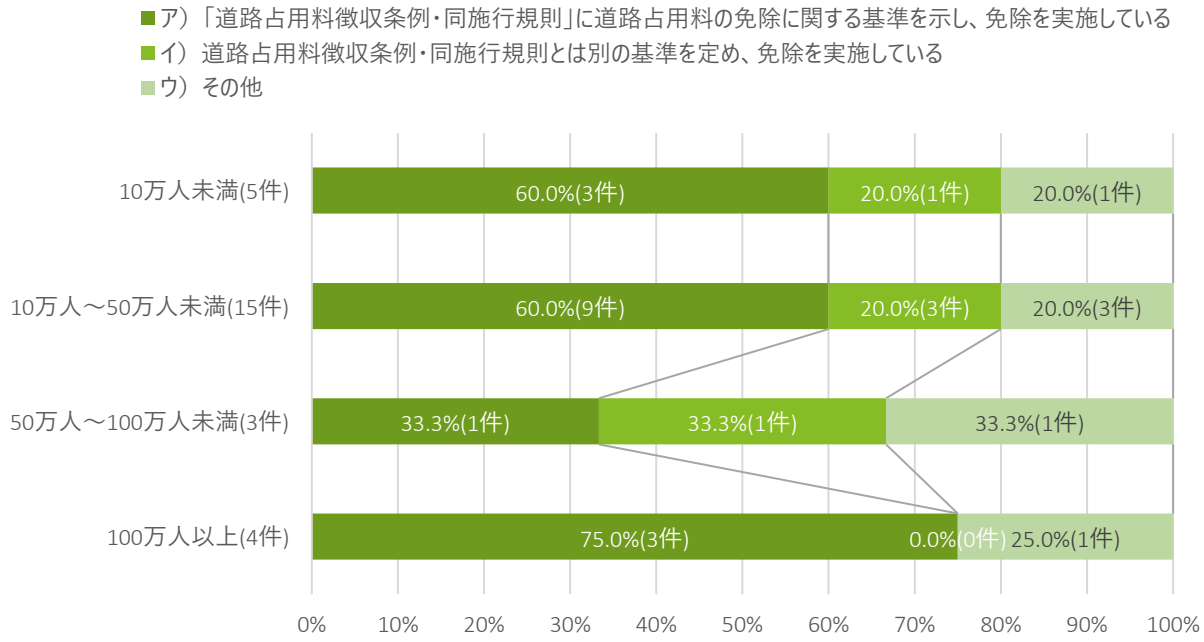

図　2.1-99　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=9（回答者数・複数回答可）

「ア「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している」が最も多く4件であった。

表　2.1-100　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している	4	44.4%
イ）道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、免除を実施している	3	33.3%
ウ）その他	2	22.2%
合計	9	100.0%

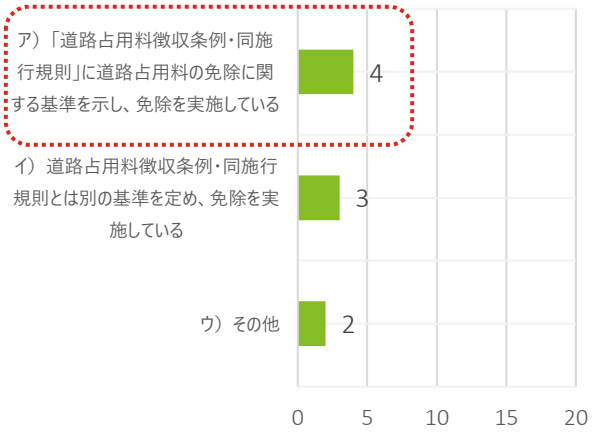

図　2.1-100　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=0)

・回答なしであった。

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=14（回答者数・複数回答可）

「ア「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している」が最も多く 7 件であった。

表 2.1-101　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、免除を実施している	7	50.0%
イ）道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、免除を実施している	3	21.4%
ウ）その他	4	28.6%
合計	14	100.0%

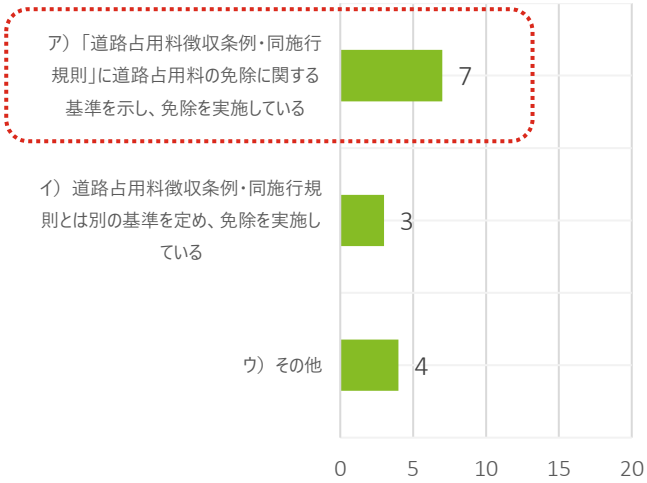

図　2.1-101　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 4

■設問

問 2 で「オ　「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。
占用料免除（100%減額）の根拠について、「規程等」の名称、該当の基準の内容を記入してください。

■回答

表 2.1-102　占用料免除(100%減額)の根拠となる「規程等」の名称、該当の基準の内容(自由記述)(1/2)

その他の内容
・道路占用料徴収条例　※多数
・道路占用料条例第 3 条第 3 項(市町村長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき)
・道路占用料徴収条例第 3 条[市町村長は、次に該当する場合は占用料を減免することができる。
・道路占用料徴収条例・同施行規則
・道路占用料徴収条例(第 3 条)および市道路占用規則(17 条)
・道路占用料等徴収条例第 3 条の規定による減免措置の基準
・道路占用料等徴収条例第 3 条 9 号の規定による減免措置の基準　第 2-1-(19)
・道路占用料等徴収に関する条例第 3 条の規定による減免措置の基準
・市道等の占用料徴収に関する条例「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。」

表 2.1-102 占用料免除（100%減額）の根拠となる「規程等」の名称、
該当の基準の内容（自由記述）（2/2）

その他の内容
・占用料徴収条例第3条4号占用料減免措置取扱要領 A 第 22 項
・市町村道路占用料に関する条例
・道路占用料条例
・道路占用料徴収事務処理要綱
・道路占用料減免に伴う要領
・名称：道路占用料条例施行規則 基準の内容：商店街振興組合法第二条第一項に規定する組合、中小企業等協同組合法第三条に規定する中小企業等協同組合その他これらに準ずる団体が設ける占用物件で次のイ又はロに掲げるもの イ 道路の美化に著しく寄与するプランターボックスその他これに類するもの ロ 地域の振興又は文化の向上のために設ける占用物件
・道路占用料徴収条例取扱要綱 2 占用料の減免 第1号 国有林野事業、印刷事業、造幣事業、アルコール専売事業、及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係る占用料は、徴収しないものとする。なお、上記以外の国及び地方公共団体の行なう事業に係る占用料は、法第 39 条第1項、令第 19 条及び施行規則第4条の5により徴収することができないものとされていることから、国及び地方公共団体の行なう事業のための占用物件に係る占用料は全て徴収しないものとする。 第2号 （a） 日本鉄道建設公団が建設し又は災害復旧工事を行なう鉄道施設に係る占用料は徴収しないものとする。（b） 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係る占用料は、次によるものとする。なお、軌道法に基づく軌道に係る占用料は軌道法に基づく命令が未制定のため徴収できない。 （1） 道路が鉄道等の敷地を使用する場合無償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、徴収しないものとする。 （2） 道路が鉄道等の敷地を使用する場合有償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、条例に定める額を徴収するものとする。 第3号 公職選挙法による選挙運動のために使用する物件に係る占用料は、徴収しないものとする。 第5号 （a） 占用料を徴収しない物件 （1） 占用物件である電柱及び電話柱（町が管理する道路区域内の占用物件であるか否かを問わない。）を支えている支柱若しくは支線 （2） テレビ難視聴用共同受信アンテナ設置に伴う電柱及びその支柱、架空の電線及び各戸引込電線等の受信施設（テレビ難視聴の解消を目的とし、営利性が認められないもので、道路占用許可申請は、原則として共同受信施設組合とする。） （3） 個人又は団体（水道法による事業者を除く。）が設ける飲料用水のための水管並びに揚水施設 （b） 占用料を減額する物件及びその減額率 （1） アーケードに係る占用料は、地域の商業振興及び公共性を考慮し、別表に定める額の9割を減額する。
・道路占用料条例施行規則 第3条 (4) 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 72 条の 4 の規定により市長が認定した都市利便増進協定に定められた都市利便増進施設を設置するために占用させるもの 全額
・道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準 第2 3(3)都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第17条第2号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもののうち、占用主体が占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定、道路施設への電力供給その他の道路の維持管理に係る協力を行う場合のこれらの施設等 占用料の額の10分の1を超える部分（特に公共性が高いと市長が認める施設等にあっては、占用料の全額）
・道路占用事務マニュアル 第6(17)道路占用料減免一覧表 4号 街灯(アーチ型のものを除く。)、カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
・カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板、フラワーポット等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件のために占用するとき。
・公共の利益となるべき事業又は特別の事由があるもので市長において必要と認めたときは、占用料を減額又は免除することができる(市道路占用徴収条例第3条)
・条例等で規定できていない。

問 5

■設問

問 2 で「オ「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 占用料免除（100%減額）の理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用料免除（100%減額）の理由は、「イ 占用の目的が公共性を有する」が最も多く、12 件であった。

■回答 N=27（回答者数・複数回答可）

表 2.1-103-1 占用料免除の理由

項目	回答数	割合
ア）占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	4	10.5%
イ）占用の目的が公共性を有する	12	31.6%
ウ）占用主体が公共的な性格を備える	9	23.7%
エ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	9	23.7%
オ）その他	4	10.5%
合計	38	100.0%

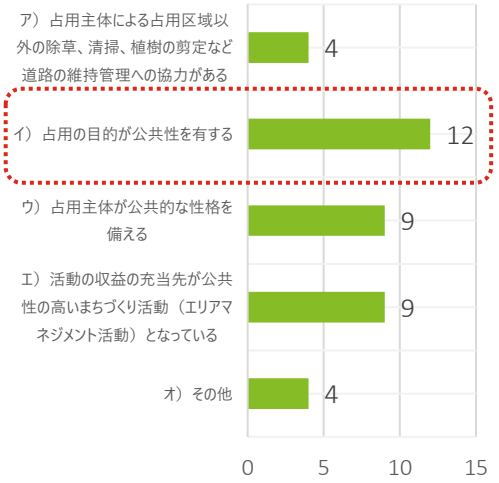

図 2.1-102 占用料免除の理由

表 2.1-103-2 その他（自由記述）

その他の内容
・初回のほこみち占用となり、社会実験的な位置づけであるとともに、全体の収益が収益業務以外の公的活動に要する費用を下回る可能性があるため
・街灯、カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件

■都市の人口規模による傾向　N=26（回答者数・複数回答可）

10 万人未満で「エ　活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている」が 50%の他は、特に顕著な傾向はみられない。

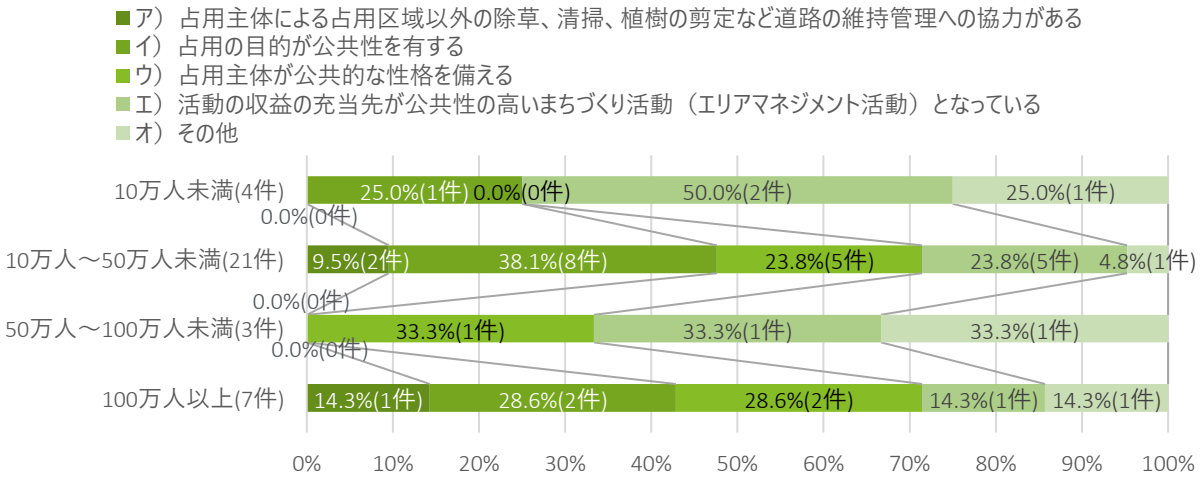

図　2.1-103　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=9（回答者数・複数回答可）

「エ　活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている」が最多の 5 件となっており、次いで「イ　占用の目的が公共性を有する」が4件となっている。

表　2.1-104　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	2	12.5%
イ）占用の目的が公共性を有する	4	25.0%
ウ）占用主体が公共的な性格を備える	3	18.8%
エ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	5	31.3%
オ）その他	2	12.5%
合計	16	100.0%

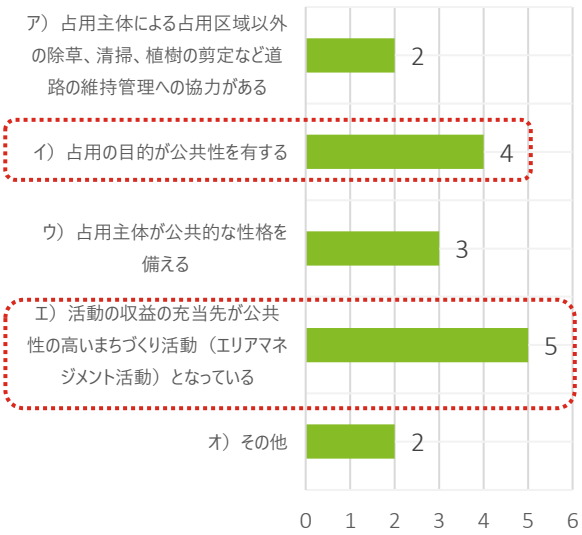

図　2.1-104　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=0)

・回答なしであった。

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=14（回答者数・複数回答可）

「イ　占用の目的が公共性を有する」が最多の７件となっており、次いで「ウ占用主体が公共的な性格を備える」が6件となっている。

表　2.1-105　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	2	9.5%
イ）占用の目的が公共性を有する	7	33.3%
ウ）占用主体が公共的な性格を備える	6	28.6%
エ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	4	19.0%
オ）その他	2	9.5%
合計	21	100.0%

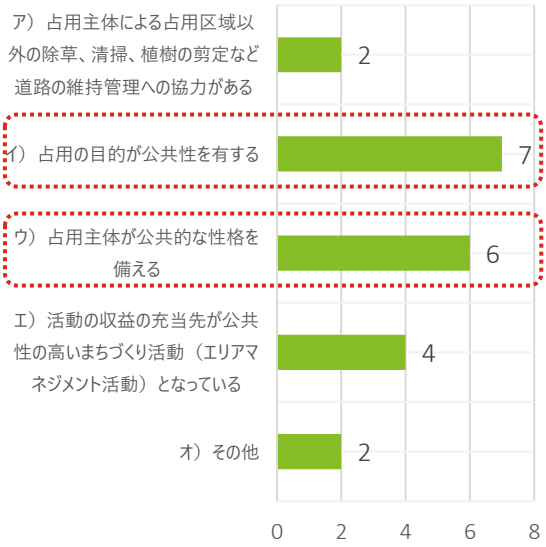

図　2.1-105　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 6

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 問 5 で「イ 占用の目的が公共性を有する」を回答された方は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

判断している内容は、「ア 社会性」が最も多く、8件であった。

■回答 N=12（回答者数・複数回答可）

表 2.1-106-1 公共性の判断内容

項目	回答数	割合
ア）社会性	8	42.1%
イ）経済性	6	31.6%
ウ）文化性	4	21.1%
エ）その他	1	5.3%
合計	19	100.0%

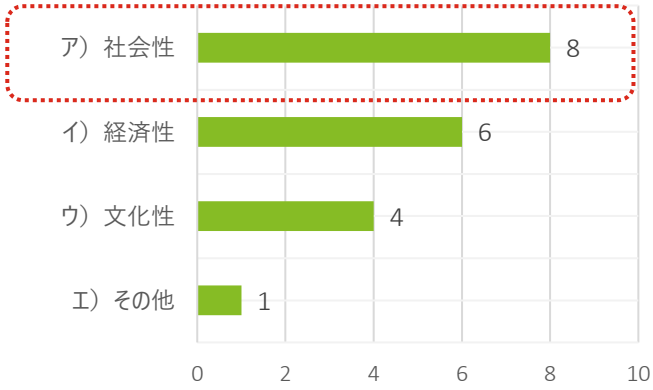

図 2.1-106 公共性の判断内容

表 2.1-106-2 その他（自由記述）

その他の内容
・公益性

■都市の人口規模による傾向 N=11（回答者数・複数回答可）

10 万人～50 万人未満で半数が「ア 社会性」、100 万人以上では半数が「ウ 文化性」であった。

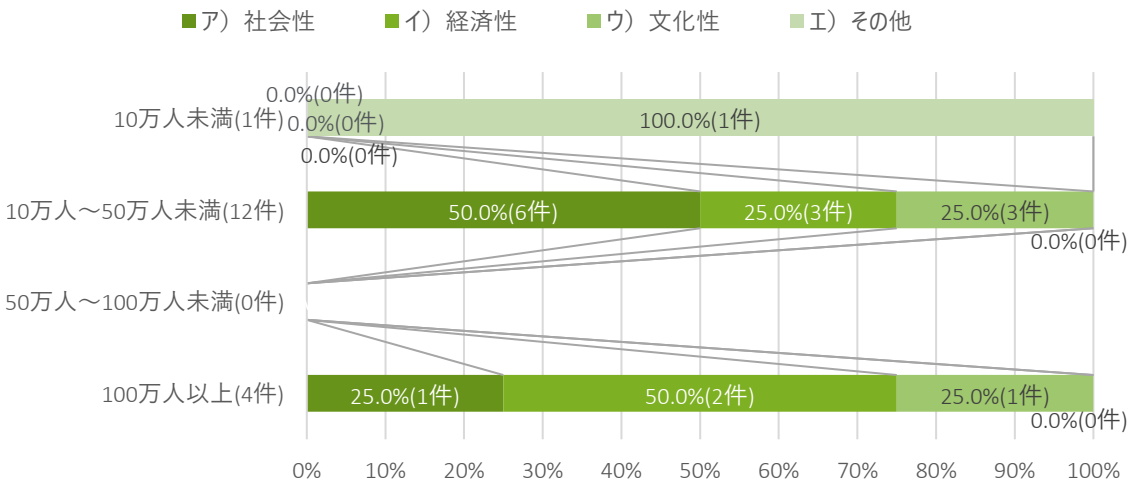

図 2.1-107 都市の人口規模による傾向

問 7

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。
問 6 にて回答された、「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容について、具体的に記入してください。

■回答

表 2.1-107 「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容（自由記述）

その他の内容
・ア、イ、ウ まちの賑わいに資するイベント活動。 ア、イ 地元団体・行政等と一体となった活動。 ア 防災訓練等。
・街灯及び公共の用に供する道路
・公共団体に類する団体地域の活性化を目的に結成された団体が占用する場合、または、収益を目的とせず公共的な目的で占用する場合。
・市が策定したエリアビジョンの実現に向けた社会実験
・社会性、文化性を総合的に判断する。
・社会性：地域住民や商店が関わり、市内外との交流を生むことが期待できる 経済性：その催しにより地域の消費が増えることが見込まれる 文化性：その地域の歴史的、文化的資源を活用していると認められる
・集落によるごみステーションや街頭の設置など公共的に利用されるもの
・地域の振興又は文化の向上のために設ける占用物件
・地域振興目的のイベント開催
・町内会の催事

問 8

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 問 5 で「ウ 占用主体が公共的な性格を備える」を回答された方は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

判断している内容は、「ア 占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である」が最も多く、8 件であった。

■回答 N=9（回答者数・複数回答可）

表 2.1-108 占用主体の判断内容

項目	回答数	割合
ア）占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である	8	72.7%
イ）公共性が高いまちづくり活動の実績を有する	1	9.1%
ウ）地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる	2	18.2%
エ）その他	0	0.0%
合計	11	100.0%

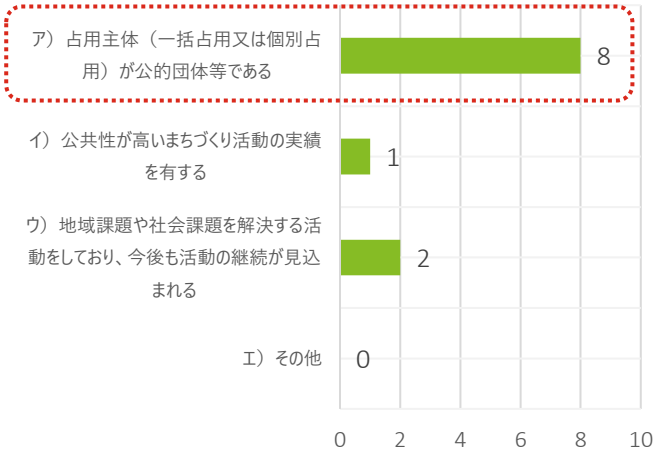

図 2.1-108 占用主体の判断内容

■都市の人口規模による傾向　N=8（回答者数・複数回答可）

該当のない人口 10 万人未満の区分以外で、全体最多回答の「ア　占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である」で最多の割合を示している。

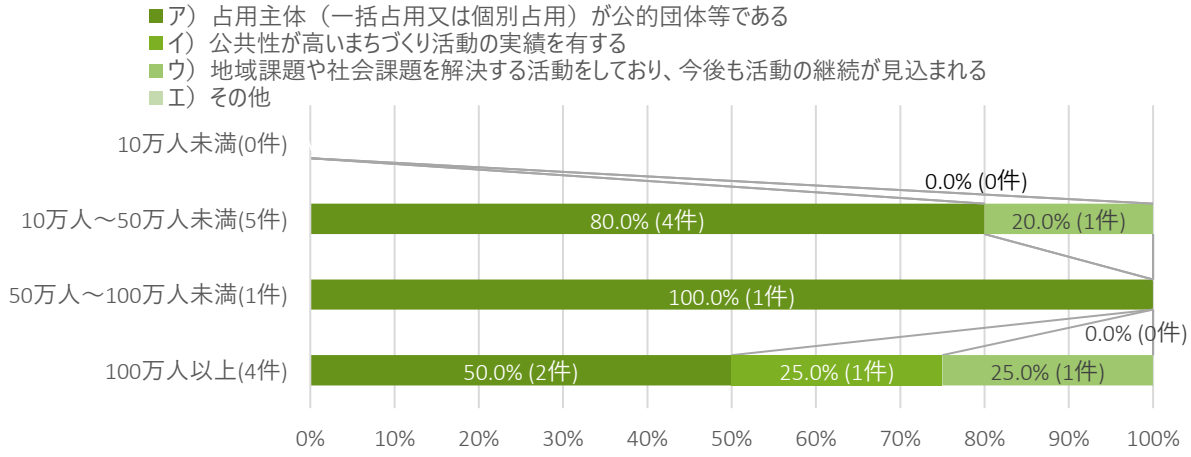

図　2.1-109　都市の人口規模による傾向

問 9

■設問

問 2 で「オ　「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。
問 8 で「ア　占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である」を回答された方は、その内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等の性格は、「ア　地方公共団体」が最も多く、5件であった。

■回答 N=8（回答者数・複数回答可）

表　2.1-109　占用主体の内容

項目	回答数	割合
ア）地方公共団体	5	41.7%
イ）地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など	3	25.0%
ウ）地方公共団体が支援（人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援等）する実施主体	2	16.7%
エ）都市再生推進法人	2	16.7%
オ）その他	0	0.0%
合計	12	100.0%

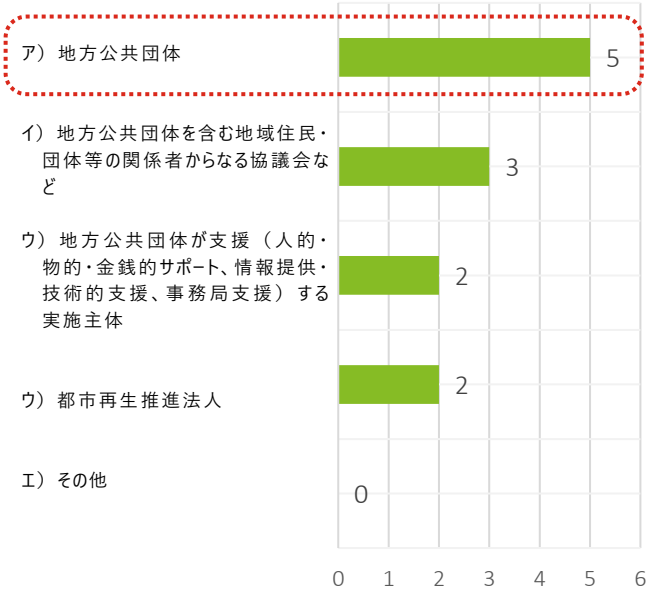

図　2.1-110　占用主体の内容

■都市の人口規模による傾向　N=7（回答者数・複数回答可）

10 万人～50 万人未満で、公的団体の回答（ア～エ）がばらついている。

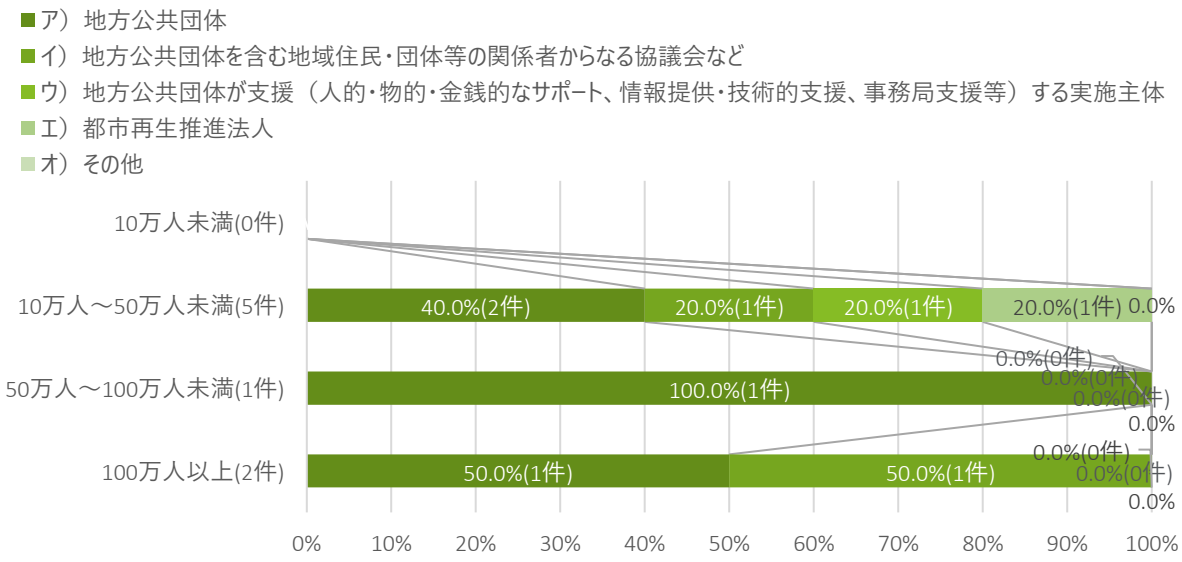

図 2.1-111 都市の人口規模による傾向

問 10

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。
問 8 で「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」を回答された方は、各内容について具体的に記入してください。

■回答

表 2.1-110「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」各内容（自由記述）

その他の内容
・実施主体が公共性が高く活動の継続が見込まれる。
・共通駐車券事業、ストリート広告事業、イベント事業、にぎわい創出事業など
・町内会
・当該団体は、立地企業や自治会、商店会、大学等で構成された活性化団体であり、かねてより市が進める活性化事業の主要な協力団体である。また当該団体は、四季折々のにぎわいイベント等の事業を開催し、官民の協力による地区全体の魅力向上と活性化に努めている。

２．道路占用許可の特例制度を活用する道路の占用料減額（90%減額）ついて

問 1

■設問

貴団体内に、道路占用許可の特例制度を活用する道路で、道路占用料の減額（90%減額）を行っている事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例（ほこみち）、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例（道路協力団体）の 5 つの制度を指します。

道路占用許可の特例制度を活用する道路で、道路占用料の減額（90％減額）を行っている事例は、「ア　特例制度を活用する道路で占用料の減額（90％減額）を行っている道路がある」が 3.8％であった。

■回答（N=1,417）

表 2.1-111　占用料 90%減額の実施

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路がある	54	3.8%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路はない	1,363	96.2%
合計	1,417	100.0%

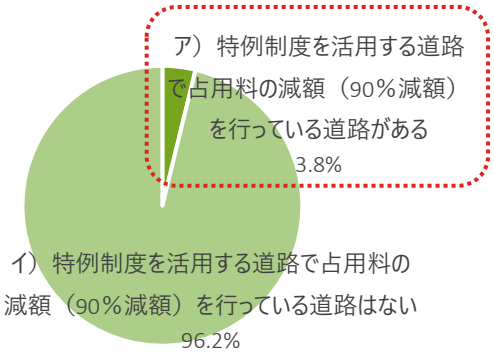

図 2.1-112　占用料 90%減額の実施

■都市の人口規模による傾向（N=1,332）

「ア　特例制度を活用する道路で占用料の減額（90％減額）を行っている道路がある」は、100 万人以上の都市では、100%を占めているが、人口規模が減少するに従ってその割合が低下しており、10 万人未満では 0.1％である。

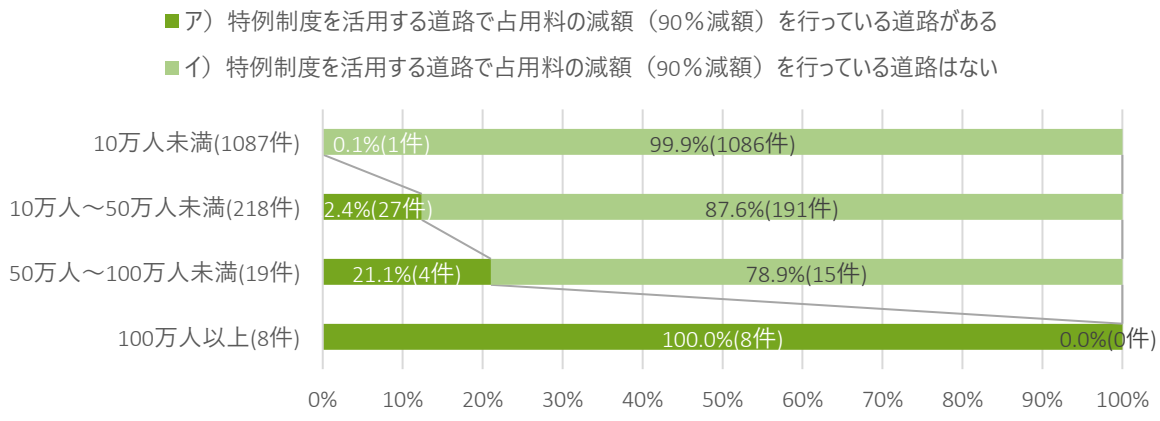

図 2.1-113　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=71)

「ア 特例制度を活用する道路で占用料の減額(90%減額)を行っている道路がある」が 26.8%であった。

表 2.1-112 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路がある	19	26.8%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路はない	52	73.2%
合計	71	100.0%

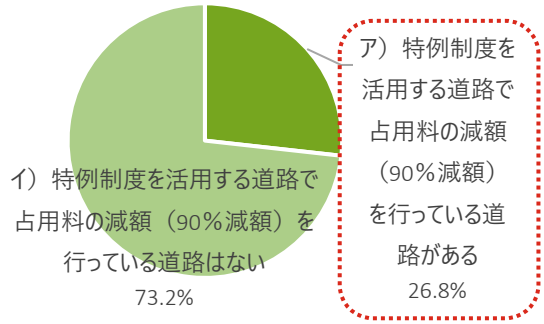

図 2.1-114 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=43)

「ア 特例制度を活用する道路で占用料の減額(90%減額)を行っている道路がある」が 16.3%であった。

表 2.1-113 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路がある	7	16.3%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路はない	36	83.7%
合計	43	100.0%

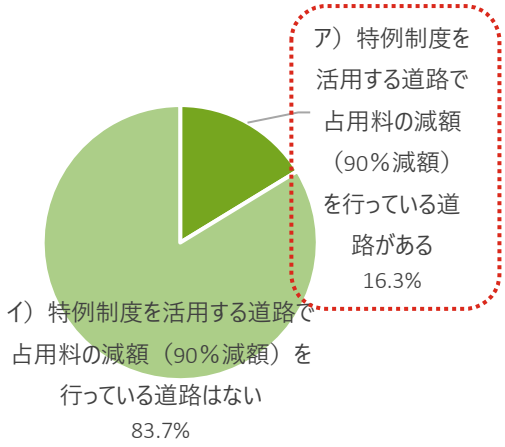

図 2.1-115 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=110)

「ア 特例制度を活用する道路で占用料の減額(90%減額)を行っている道路がある」が 25.5%であった。

表 2.1-114 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路がある	28	25.5%
イ）特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路はない	82	74.5%
合計	110	100.0%

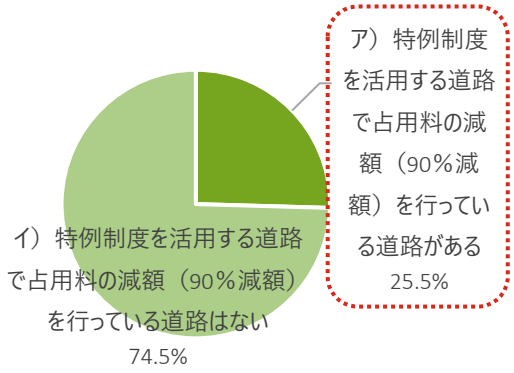

図 2.1-116 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

問 1 で「ア 特例制度を活用する道路で占用料の減額（90%減額）を行っている道路がある」と回答された方にお伺いします。
道路占用料の減額（90%減額）を行っている事例について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

道路占用料の減額(90%減額)を行っている事例については、「ア 「道路法に基づく特例(ほこみち)」を活用する道路で占用料を減額」が最も多く、37 件であった。

■回答 N=54（回答者数・複数回答可）

表 2.1-115 90%減額適用の特例

項目	回答数	割合
ア）「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を減額	37	61.7%
イ）「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	16	26.7%
ウ）「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	3	5.0%
エ）「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	4	6.7%
オ）「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
合計	60	100.0%

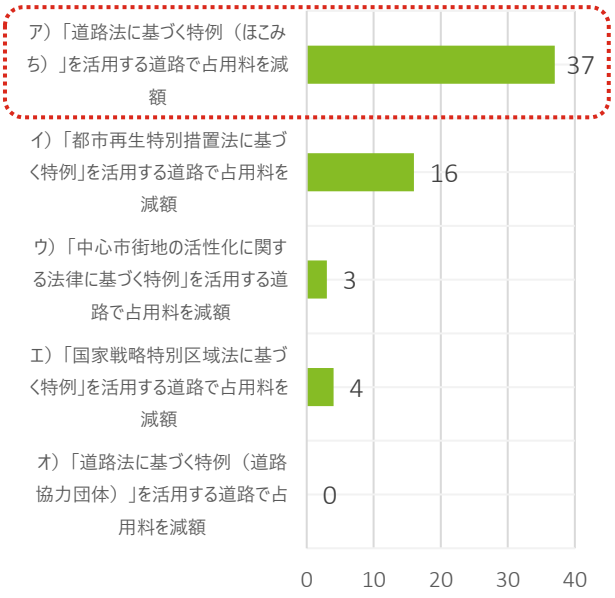

図 2.1-117 90%減額適用の特例

■都市の人口規模による傾向　N=40（回答者数・複数回答可）

「ア　道路法に基づく特例（ほこみち）を活用する道路で占用料を減額」が 10 万人未満を除き半分以上を占めた。

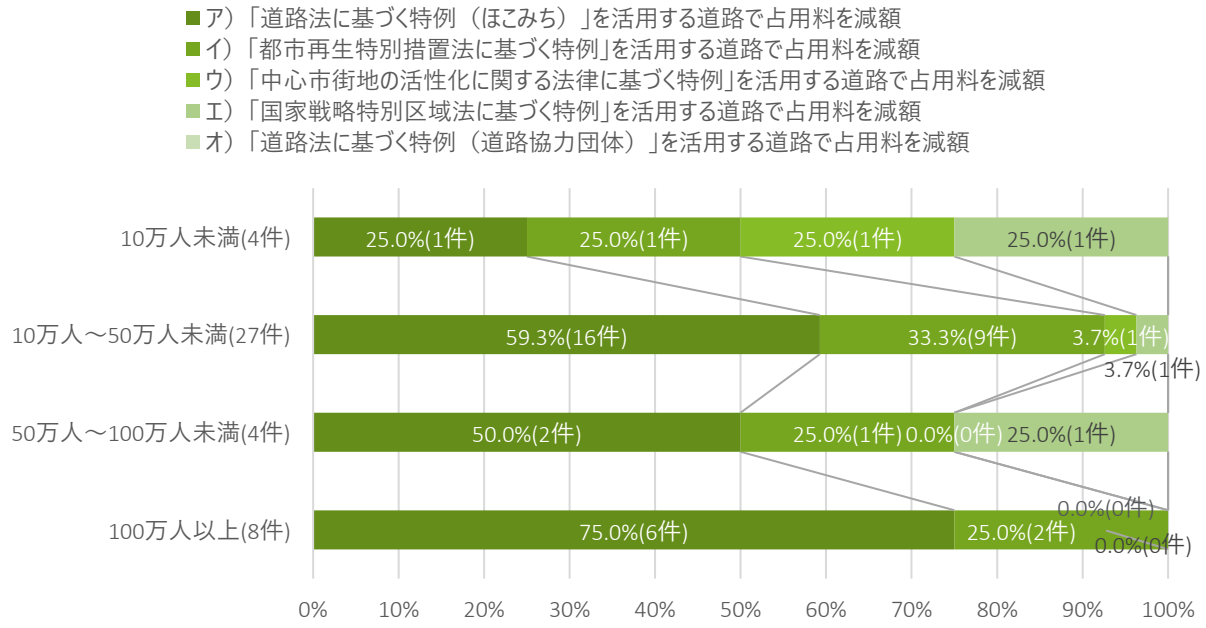

図　2.1-118　人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=19（回答者数・複数回答可）

「ア「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を減額」「イ「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額」が最多の 9 件であった。

表　2.1-116　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）「道路法に基づく特例（ほこみち）」を活用する道路で占用料を減額	9	47.4%
イ）「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	9	47.4%
ウ）「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
エ）「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	1	5.3%
オ）「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
合計	19	100.0%

図　2.1-119　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=7（回答者数・複数回答可）

回答は全て　「ア「道路法に基づく特例(ほこみち)」を活用する道路で占用料を減額」である。

表 2.1-117 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア)「道路法に基づく特例（ほこみち)」を活用する道路で占用料を減額	7	100.0%
イ)「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
ウ)「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
エ)「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
オ)「道路法に基づく特例（道路協力団体)」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
合計	7	100.0%

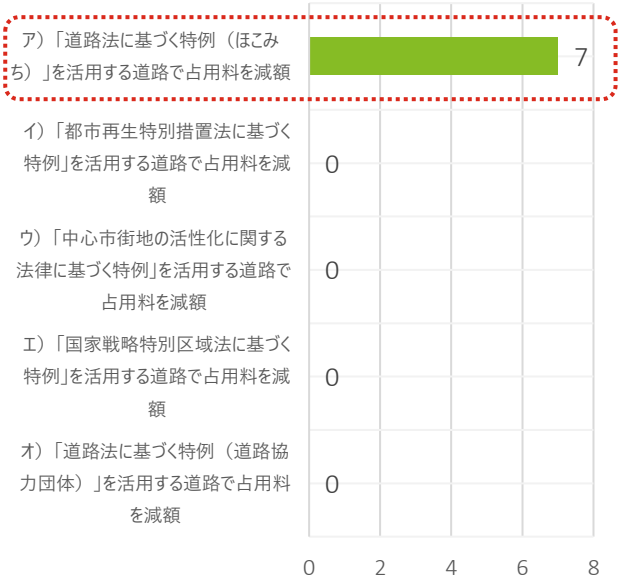

図 2.1-120 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向 N=28（回答者数・複数回答可）

「ア「道路法に基づく特例(ほこみち)」を活用する道路で占用料を減額」が最多の 19 件であった。

表 2.1-118 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア)「道路法に基づく特例（ほこみち)」を活用する道路で占用料を減額	19	67.9%
イ)「都市再生特別措置法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	7	25.0%
ウ)「中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
エ)「国家戦略特別区域法に基づく特例」を活用する道路で占用料を減額	2	7.1%
オ)「道路法に基づく特例（道路協力団体)」を活用する道路で占用料を減額	0	0.0%
合計	28	100.0%

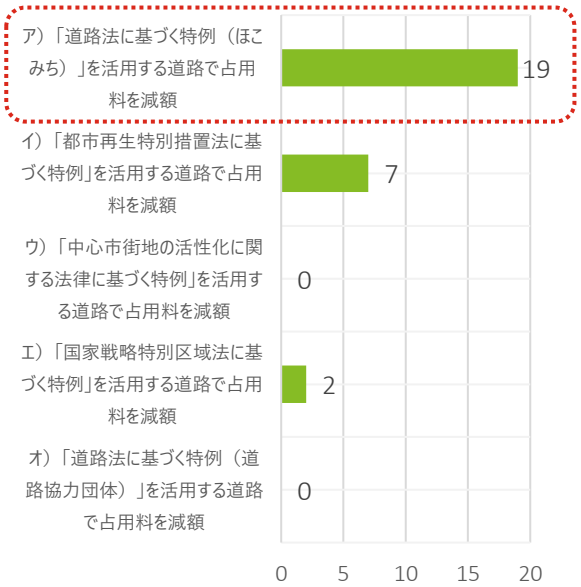

図 2.1-121 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。
占用料減額（90%減額）の根拠について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用料減額（90%減額）の根拠については、「ア 「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している」が最も多く 21 件、ついで「ウ 国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90%減額）を実施している」が 19 件であった。

■回答 N=54（回答者数・複数回答可）

表 2.1-119-1 90%減額の根拠

項目	回答数	割合
ア）「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している	21	37.5%
イ）道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、を実施している	15	26.8%
ウ）国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90%減額）を実施している	19	33.9%
エ）その他	1	1.8%
合計	56	100.0%

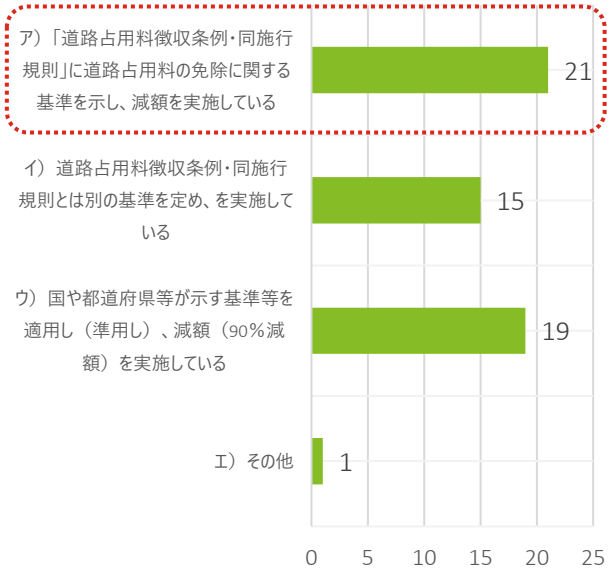

図 2.1-122 90%減額の根拠

表 2.1-119-2 その他（自由記述）

その他の内容
・道路占用料条例における減免措置取扱要領を定め、実施している。

■都市の人口規模による傾向　N=40（回答者数・複数回答可）

10 万人～50 万人未満では「ウ　国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90%減額）を実施している」が最も高いほかは、いずれの人口規模でも「ア　「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している」が半数以上を占めている。

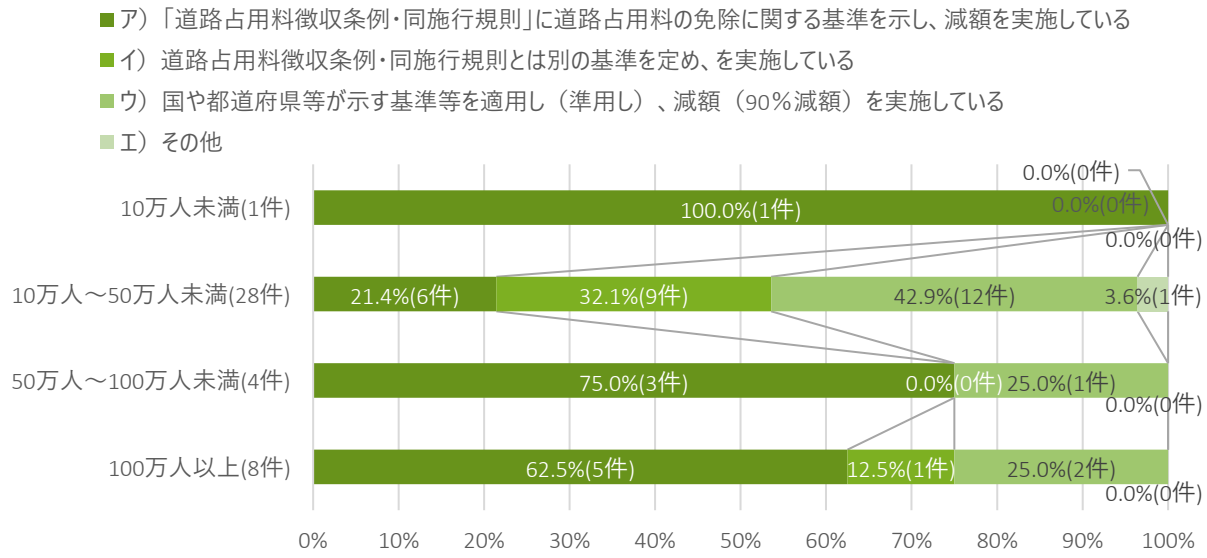

図　2.1-123　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=19（回答者数・複数回答可）

「ア　「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している」が最も多く8件、ついで「イ　道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、を実施している」が7件であった。

表　2.1-120　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している	8	40.0%
イ）道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、を実施している	7	35.0%
ウ）国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90%減額）を実施している	5	25.0%
エ）その他	0	0.0%
合計	20	100.0%

図　2.1-124　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=7（回答者数・複数回答可）

「ア「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している」「ウ　国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90％減額）を実施している」が各3件である。

表 2.1-121　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している	3	42.9%
イ）道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、を実施している	1	14.3%
ウ）国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90％減額）を実施している	3	42.9%
エ）その他	0	0.0%
合計	7	100.0%

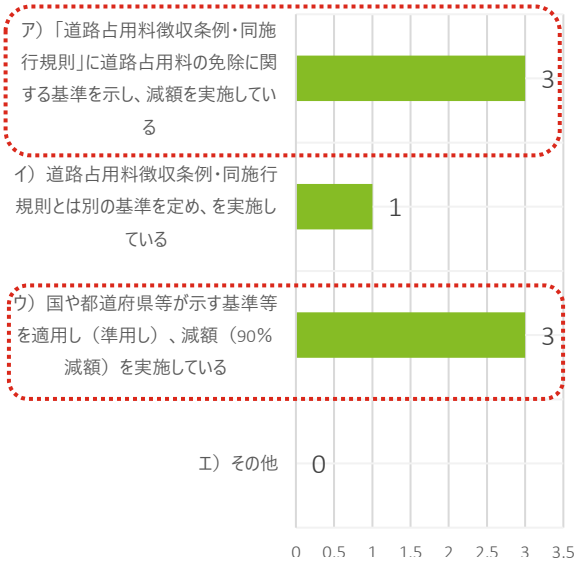

図 2.1-125　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=28（回答者数・複数回答可）

「ア「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している」が 12 件で最多で、次いで「ウ　国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90％減額）を実施している」が 11 件である。

表 2.1-122　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）「道路占用料徴収条例・同施行規則」に道路占用料の免除に関する基準を示し、減額を実施している	12	41.4%
イ）道路占用料徴収条例・同施行規則とは別の基準を定め、を実施している	5	17.2%
ウ）国や都道府県等が示す基準等を適用し（準用し）、減額（90％減額）を実施している	11	37.9%
エ）その他	1	3.4%
合計	29	100.0%

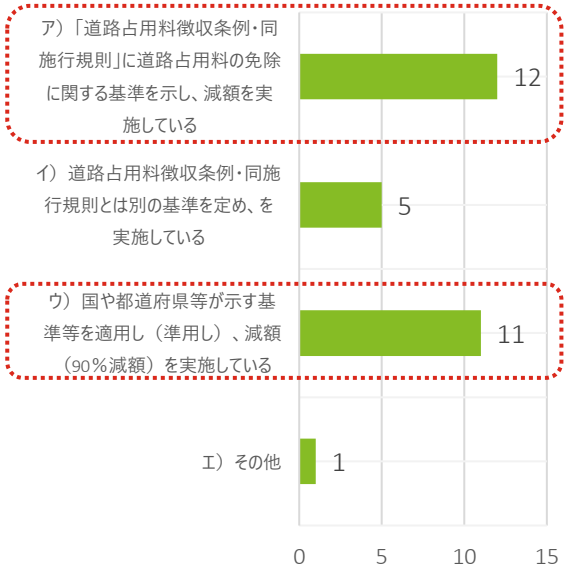

図 2.1-126　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 4

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。
占用料減額（90%減額）の根拠について、「規程等」の名称、該当の基準の内容を記入してください。

■回答

表 2.1-123 占用料減額（90%減額）の根拠について、
「規程等」の名称、該当の基準の内容（自由記述）

規程等の名称	該当の基準の内容
・道路占用料徴収条例の施行について」	・「令第 16 条の2に掲げる以下のもの」（条件は国に準拠）
・道路占用料徴収条例第 4 条に基づく占用料の減免の基準	・食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの」
・道路占用料徴収条例第4条および「令和6年3月 29 日道路占用料徴収条例の占用料の減免について」	・食事施設、購買施設その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
・条例第4条に基づく道路占用料減免一覧表（内規）	・道路法施行令第 16 条の2に掲げる歩行者利便増進施設等（ただし、占用物件の設置に併せて占用主体により提案される、道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合に限る。なお、当該維持管理業務は、占用物件の設置区域と同一市町の県管理道路で行うこと。）
・令和5年2月 27 日付け土木建築局長通知「歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱いについて」	・歩行者利便増進施設等の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合にあっては、条例で定める占用料の額の 90%を減額するものとする。
・都市利便増進協定書	・都市利便増進施設として指定した施設を本協定者が所有する土地に設置する場合は道路占用料条例で定める額の90%を減免する
・道路占用料・公共物使用料・準用河川流水占用料減免運用基準	・都市再生特別措置法施行令（平成 14 年政令第 190 号）第 16 条に掲げる以下のもの。①広告塔または看板で良好な景観の形成または風致の維持に寄与するもの。②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの。③令第 11 条の 9 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの。（道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合のみ）
・道路占用許可基準、道路占用料条例施行規則	・道路占用許可基準”別表に「政令第 16 条の 2 に基づく占用物件・申請者・目的」を記載。 ・道路占用料条例施行規則”に「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十六条の二に掲げる歩行者利便増進施設等であって、占用区域以外の道路の維持及び管理に協力する者が設けるもの占用料の百分の九十に相当する額」を記載。
・道路占用規則、道路占用料徴収条例」及び道路占用料減免基準	・歩行者利便増進道路の区域のうち利便増進誘導区域として指定された区域において、占用許可を受けて設置する歩行者利便増進施設等　条例に定める額の90%
・道路占用規則	・第 12 条　市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設に係る占用料を減額し、又は免除することがある。（19） 法第 33 条第2項第3号に掲げる工作物、物件又は施設
・道路占用料徴収条例施行規則第 2 条第 1 項 11 号	・道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 33 条第 2 項第 3 号に規定する利便増進誘導区域内に設けられる歩行者利便増進施設等条例に定める額の 100 分の 10 の額

問 5

■設問

問 2 で「オ「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 占用料減額（90%減額）の理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用料減額（90%減額）の理由については、「ア 占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある」が最も多く、41 件であった。

■回答 N=54（回答者数・複数回答可）

表 2.1-124-1 90%減額の理由

項目	回答数	割合
ア）占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	41	71.9%
イ）占用の目的が公共性を有する	6	10.5%
ウ）占用主体が公共的な性格を備える	4	7.0%
エ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	3	5.3%
オ）その他	3	5.3%
合計	57	100.0%

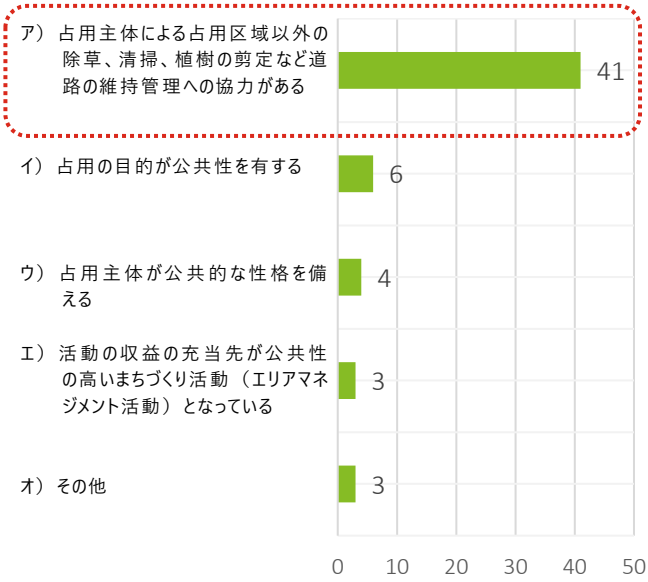

図 2.1-127 90%減額の理由

表 2.1-124-2 その他（自由記述）

その他の内容
・ほこみち制度を利用しているため
・都市再生特別措置法に基づき、にぎわい創出などの地域の課題に対処するため
・道路環境の維持向上に資する活動を支援する事業に充当しているため

■都市の人口規模による傾向　N=40（回答者数・複数回答可）

「ア 占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある」の回答が 10 万人～50 万人未満で 53%の他は、すべて 100%である。

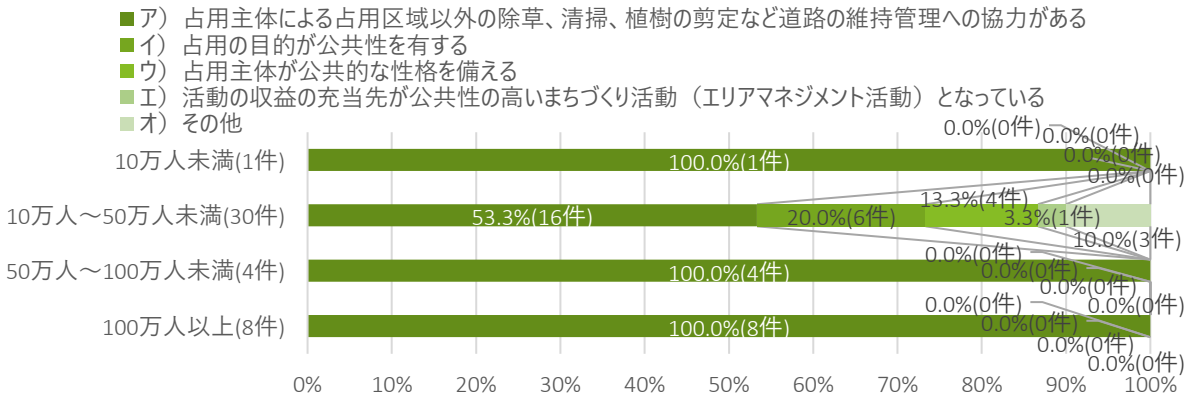

図 2.1-128 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=19（回答者数・複数回答可）

「ア 占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある」が最も多く、14 件であった。

表 2.1-125 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	14	63.6%
イ）占用の目的が公共性を有する	2	9.1%
ウ）占用主体が公共的な性格を備える	3	13.6%
エ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	1	4.5%
オ）その他	2	9.1%
合計	22	100.0%

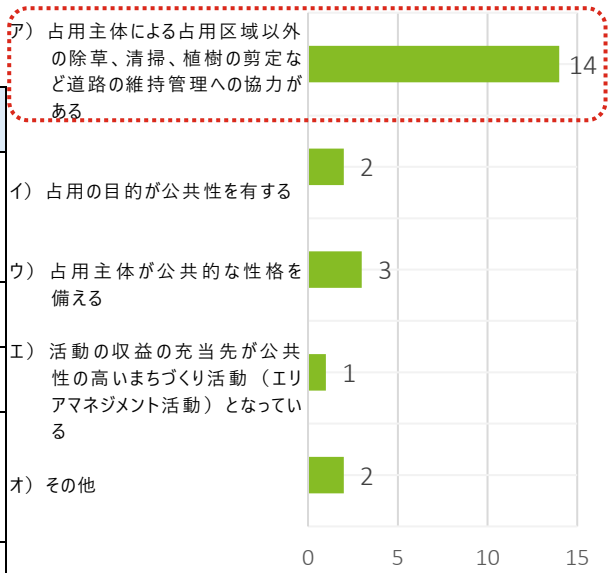

図 2.1-129 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=7（回答者数・複数回答可）

「ア 占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある」が最も多く、5件であった。

表 2.1-126 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	5	71.4%
イ）占用の目的が公共性を有する	2	28.6%
ウ）占用主体が公共的な性格を備える	0	0.0%
エ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	0	0.0%
オ）その他	0	0.0%
合計	7	100.0%

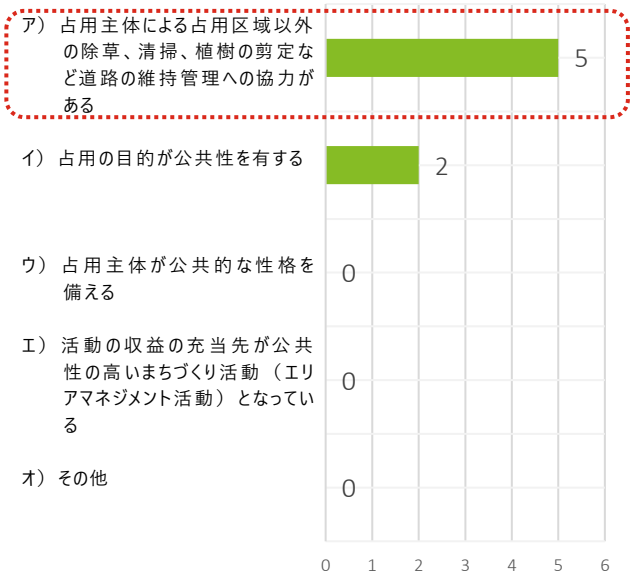

図 2.1-130 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=28（回答者数・複数回答可）

「ア 占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある」が最も多く、22 件であった。

表 2.1-127 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用主体による占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など道路の維持管理への協力がある	22	75.9%
イ）占用の目的が公共性を有する	4	13.8%
ウ）占用主体が公共的な性格を備える	2	6.9%
エ）活動の収益の充当先が公共性の高いまちづくり活動（エリアマネジメント活動）となっている	0	0.0%
オ）その他	1	3.4%
合計	29	100.0%

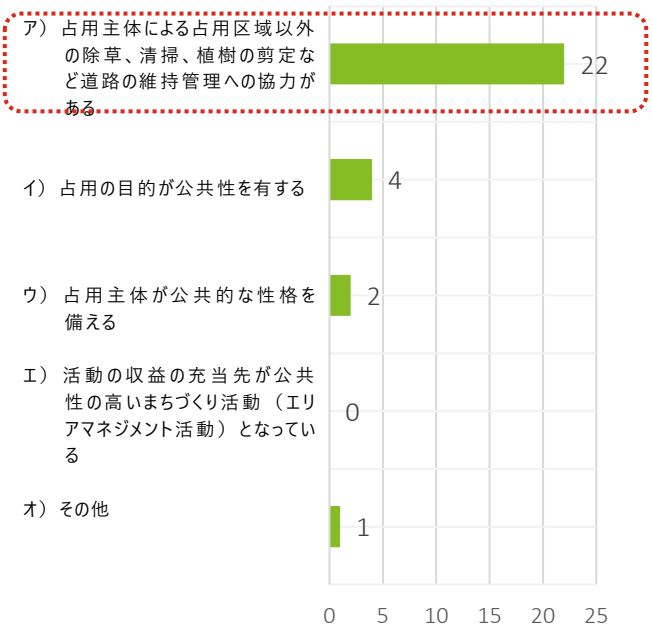

図 2.1-131 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 6

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 問 5 で「イ 占用の目的が公共性を有する」を回答された方は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用の目的が公共性を有するとの判断内容は、「ア 社会性」が最も多く、4件であった。

■回答 N=5（回答者数・複数回答可）

表 2.1-128 公共性の判断内容

項目	回答数	割合
ア）社会性	4	50.0%
イ）経済性	3	37.5%
ウ）文化性	1	12.5%
エ）その他	0	0.0%
合計	8	100.0%

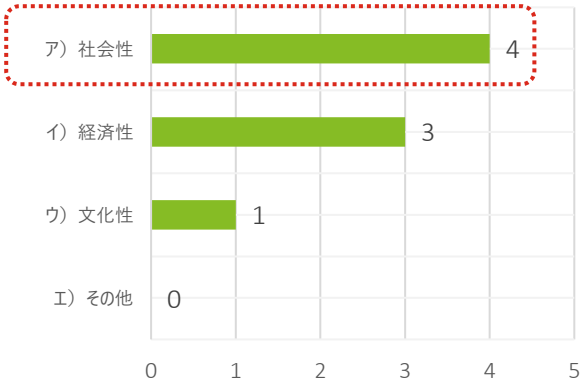

図 2.1-132 公共性の判断内容

■都市の人口規模による傾向 N=5（回答者数・複数回答可）

該当する回答は人口 10 万人～50 万人未満の自治体のみであり、全体の回答分布と同一である。

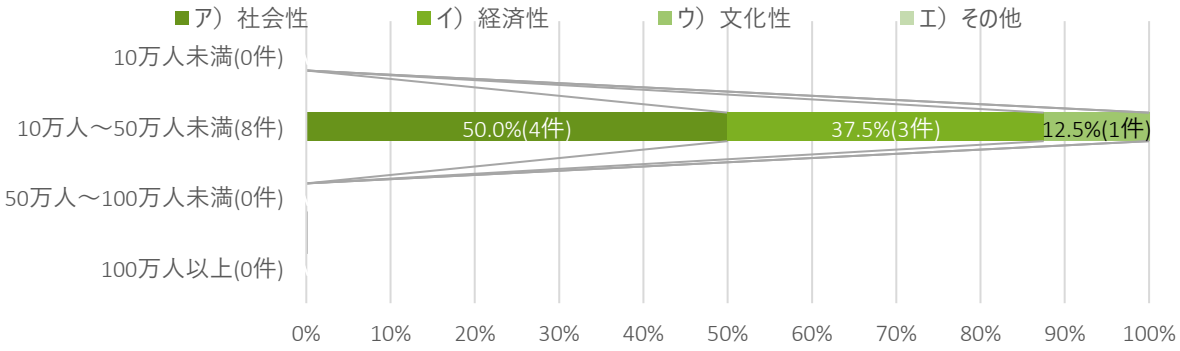

図 2.1-133 都市の人口規模による傾向

問 7

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。
問 6 にて回答された、「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容について、具体的に記入してください。

■回答

表 2.1-129「ア 社会性」、「イ 経済性」、「ウ 文化性」の各内容（自由記述）

その他の内容
・バス停及び鉄道駅周辺のサイクルポート設置を基本とし、公共交通との連携を図ることで、まちなかの回遊性向上と賑わいの創出や利用者の利便性向上を図る。
・営利を目的とせず，本市の賑わい増進に資するもの
・商店街や市街地で食事施設の設置により、にぎわいの創出に期待できる。
・誰もが安全・安心を実感でき、共創による幸せや豊かさを共感できる「ひと中心のまちなか」を実現するため、さらなる中心市街地の活性化を目指し、駅前広場（道路施設）を活用し、様々なイベントや活動の実施を前提とした占用。
・地域の賑わい、歩行者の利便に資するもの

問 8

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 問 5 で「ウ 占用主体が公共的な性格を備える」を回答された方は、判断している内容について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用主体が公共的な性格を備えるとの判断内容については、「ア 占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である」が最も多く、3件であった。

■回答 N=4（回答者数・複数回答可）

表 2.1-130 占用主体の公共的な性格の判断内容

項目	回答数	割合
ア）占用主体（一括占用又は個別占用）が公的団体等である	3	50.0%
イ）公共性が高いまちづくり活動の実績を有する	1	16.7%
ウ）地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる	2	33.3%
エ）その他	0	0.0%
合計	6	100.0%

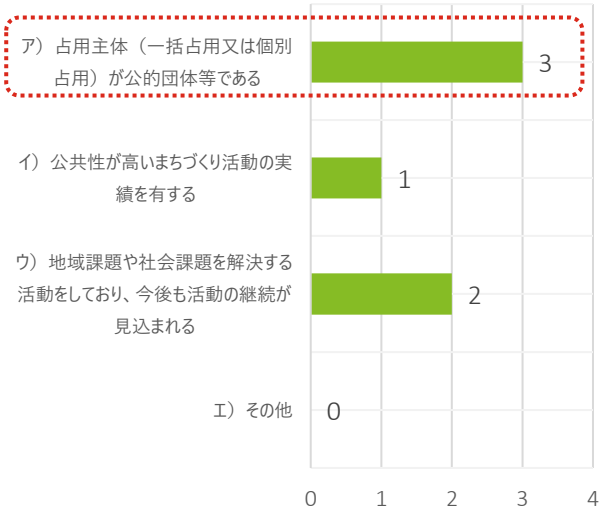

図 2.1-134 占用主体の公共的な性格の判断内容

■都市の人口規模による傾向 N=4（回答者数・複数回答可）

該当する回答は人口 10 万人～50 万人未満の自治体のみであり、全体の回答分布と同一である。

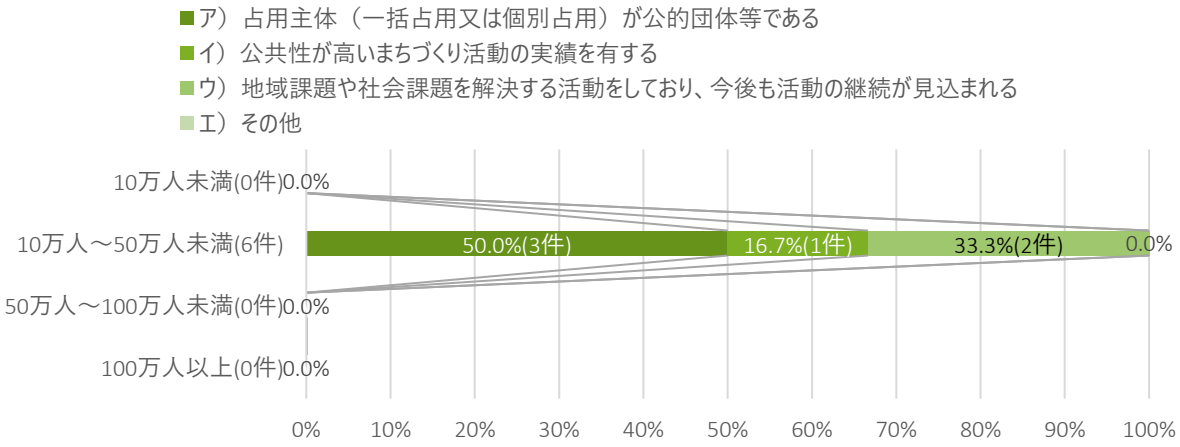

図 2.1-135 都市の人口規模による傾向

問 9

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 問 8 で「ア 占用主体が公的団体等である」を回答された方は、その内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用主体が公的団体等の性格は、「ウ 地方公共団体が支援（人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援等）する実施主体」が2件、「エ 都市再生推進法人」が1件の回答となった。

■回答 N=3（回答者数・複数回答可）

表 2.1-131 公的団体等の性格

項目	回答数	割合
ア）地方公共団体	0	0.0%
イ）地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など	0	0.0%
ウ）地方公共団体が支援（人的・物的・金銭的なサポート、情報提供・技術的支援、事務局支援等）する実施主体	2	66.7%
エ）都市再生推進法人	1	33.3%
オ）その他	0	0.0%
合計	3	100.0%

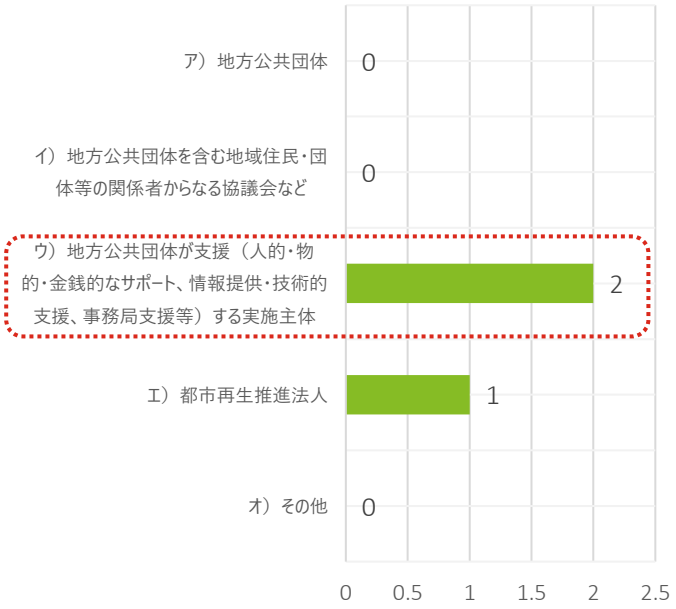

図 2.1-136 公的団体等の性格

■都市の人口規模による傾向　N=3（回答者数・複数回答可）

該当する回答は人口 10 万人～50 万人未満の自治体のみであり、全体の回答分布と同一である。

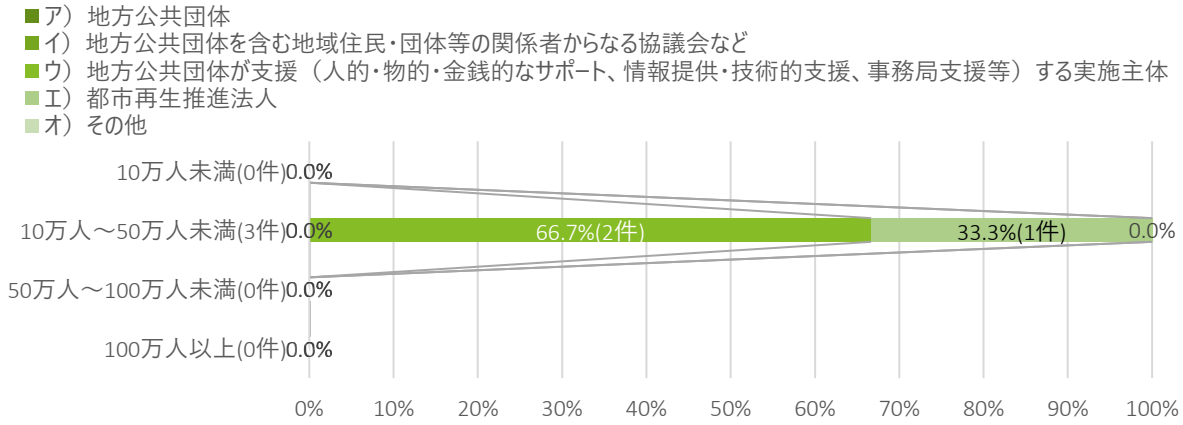

図 2.1-137 都市の人口規模による傾向

問 10

■設問

問 2 で「オ 「道路法に基づく特例（道路協力団体）」を活用する道路で占用料を免除」以外の回答をされた方にお伺いします。 問 8 で「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」を回答された方は、各内容について具体的に記入してください。

■回答

表 2.1-132「イ 公共性が高いまちづくり活動等の実績を有する」、「ウ 地域課題や社会課題を解決する活動をしており、今後も活動の継続が見込まれる」の各内容

その他の内容
・地元商店街の活性化のため

３．道路占用許可における特例制度の活用について

問１

■設問

複数の特例制度の活用状況（直近５年）について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式） なお、ここでは、「道路占用許可の特例制度」とは、道路法に基づく特例（ほこみち）、都市再生特別措置法に基づく特例、中心市街地の活性化に関する法律に基づく特例、国家戦略特別区域法に基づく特例、道路法に基づく特例（道路協力団体）の５つの制度を指します。

複数の特例制度の活用状況（直近5年）については、「ウ 複数の特例制度を活用した事例はない」が最も多く、1,412 件であった。

■回答　N=1,423（回答者数・複数回答可）

表 2.1-133 複数の特例制度の活用

項目	回答数	割合
ア）一団の区域又は同一路線で、異なる特例制度（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」と「都市再生特別措置法の特例」）を同時に活用している事例がある	6	0.4%
イ）まちづくり等の取組みの過程で、当初活用していた特例制度から別の特例制度に切り替えた（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」から「都市再生特別措置法の特例」）事例がある	5	0.4%
ウ）複数の特例制度を活用した事例はない	1,412	99.2%
合計	1,423	100.0%

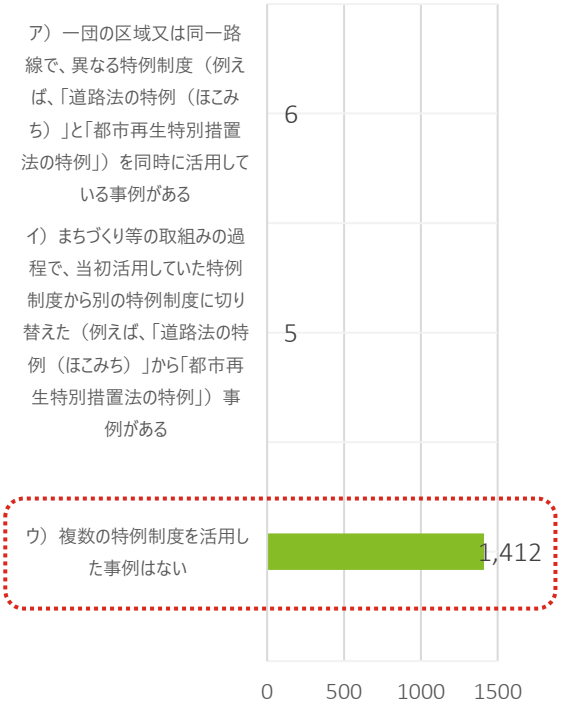

図 2.1-138 複数の特例制度の活用

■都市の人口規模による傾向　N=1,341　（回答者数・複数回答可）

事例があると答えた都市のほとんどは、50 万人～100 万人未満及び 100 万人以上であった。

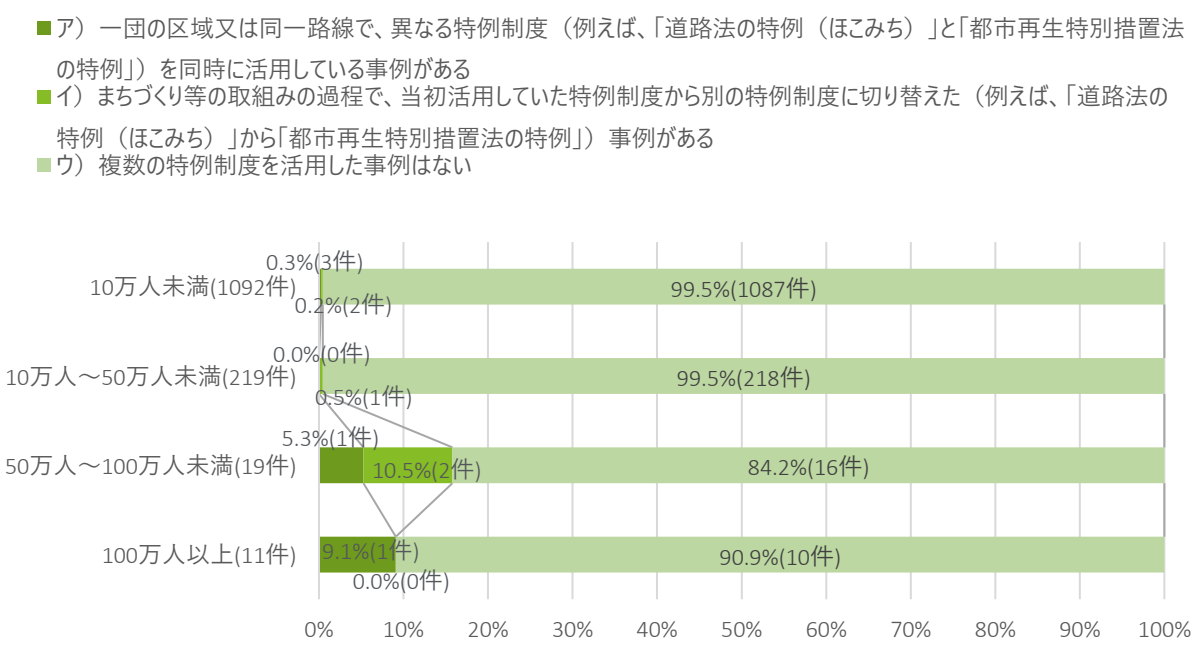

図　2.1-139　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=71）

「ウ　複数の特例制度を活用した事例はない」が最も多く、68 件であった。

表　2.1-134　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）一団の区域又は同一路線で、異なる特例制度（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」と「都市再生特別措置法の特例」）を同時に活用している事例がある	1	1.4%
イ）まちづくり等の取組みの過程で、当初活用していた特例制度から別の特例制度に切り替えた（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」から「都市再生特別措置法の特例」）事例がある	2	2.8%
ウ）複数の特例制度を活用した事例はない	68	95.8%
合計	71	100.0%

図　2.1-140　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=43)

「ウ 複数の特例制度を活用した事例はない」が最も多く、43 件であった。

表 2.1-135 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）一団の区域又は同一路線で、異なる特例制度（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」と「都市再生特別措置法の特例」）を同時に活用している事例がある	0	0.0%
イ）まちづくり等の取組みの過程で、当初活用していた特例制度から別の特例制度に切り替えた（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」から「都市再生特別措置法の特例」）事例がある	0	0.0%
ウ）複数の特例制度を活用した事例はない	43	100.0%
合計	43	100.0%

図 2.1-141 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=110)

「ウ 複数の特例制度を活用した事例はない」が最も多く、107 件であった。

表 2.1-136 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）一団の区域又は同一路線で、異なる特例制度（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」と「都市再生特別措置法の特例」）を同時に活用している事例がある	2	1.8%
イ）まちづくり等の取組みの過程で、当初活用していた特例制度から別の特例制度に切り替えた（例えば、「道路法の特例（ほこみち）」から「都市再生特別措置法の特例」）事例がある	1	0.9%
ウ）複数の特例制度を活用した事例はない	107	97.3%
合計	110	100.0%

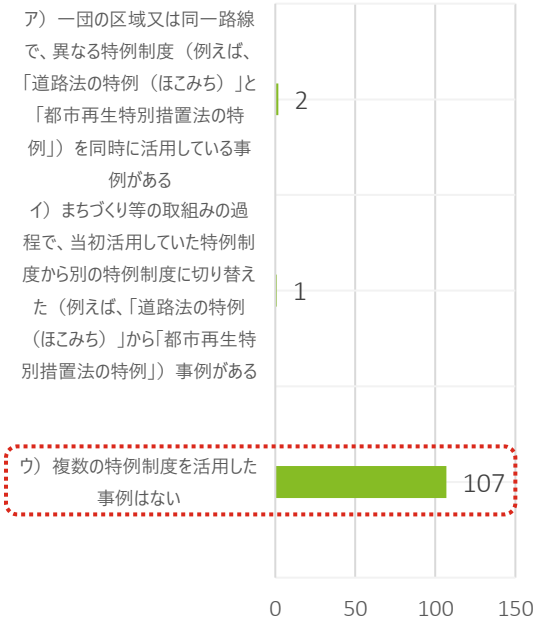

図 2.1-142 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

まちづくり活動（エリアマネジメント活動）の活動主体から、現行の道路占用許可の特例制度で認められる占用物件（道路法第 32 条第 1 項第 1 号、6 号、7 号（道路法施行令第 7 条第 1 号、8 号、9 号、12 号）に規定される物件）以外の占用物件のニーズが寄せられたことはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

現行の道路占用許可の特例制度で認められる占用物件以外の占用物件のニーズについては、「イ ない」が 98.4%とほとんどを占めた。

■回答（N=1,392）

表 2.1-137 現行制度の占用物件以外のニーズ

項目	回答数	割合
ア）ある	22	1.6%
イ）ない	1,370	98.4%
合計	1,392	100.0%

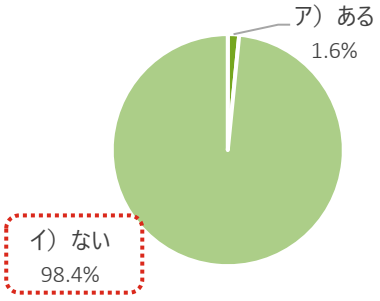

図 2.1-143 現行制度の占用物件以外のニーズ

■都市の人口規模による傾向（N=1,311）

「ア ある」は、人口 50 万人～100 万人未満の区分で最多の割合(27.8%)を示している。

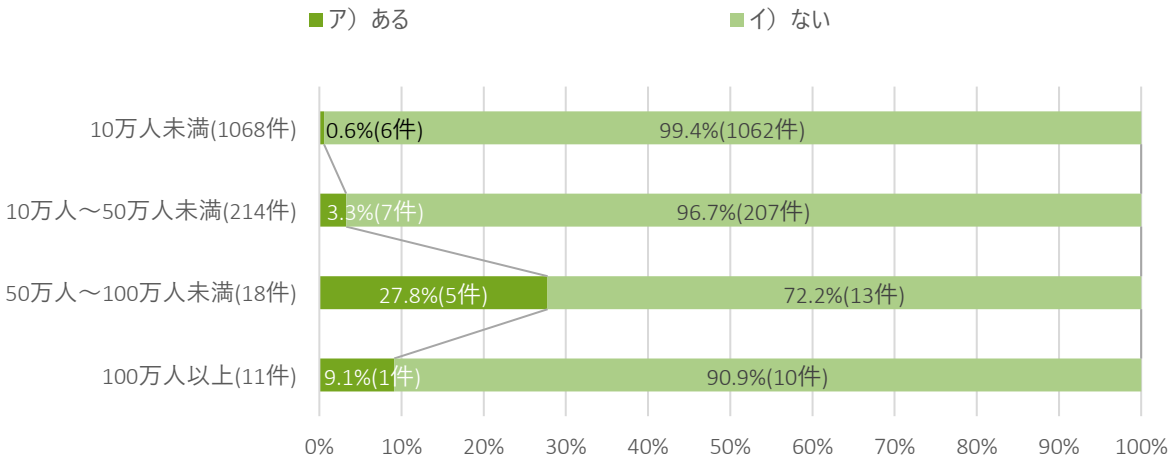

図 2.1-144 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=70)

「イ　ない」が 90.0%となっている。

表 2.1-138 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	7	10.0%
イ）ない	63	90.0%
合計	70	100.0%

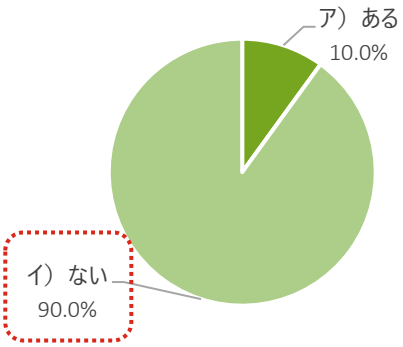

図 2.1-145 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=42)

「イ　ない」が 97.6%となっている。

表 2.1-139 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	1	2.4%
イ）ない	41	97.6%
合計	42	100.0%

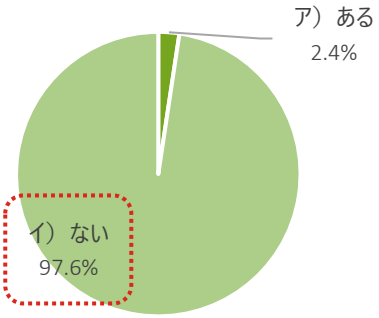

図 2.1-146 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向(N=107)

「イ　ない」が 91.6%となっている。

表 2.1-140 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ある	9	8.4%
イ）ない	98	91.6%
合計	107	100.0%

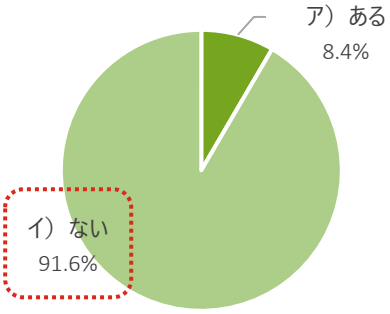

図 2.1-147 まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 3

■設問

問 2 で「ア ある」と回答された方にお伺いします。当該占用物件の内容等を記入してください。 例：デジタルサイネージ、モビリティポートなど

■回答

表 2.1-141 占用物件の内容（自由記述）

類型	回答件数 （計 22 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.デジタルサイネージ	10 件	－
2.オープンカフェ	3 件	・車道を使用した歩行者空間。
3.テーブル・ベンチ	2 件	・飲食店前の歩道のテーブル・椅子等の設置 ・ピアノ・可動式ベンチ、扇風機
4.キッチンカー	2 件	－
5.モビリティポート	2 件	・レンタサイクルのラック
6.その他	3 件	・自動販売機 ・プランター

4．貴団体における道路占用許可の体制等ついて

問 1

■設問

道路占用許可を行う部署の名称を記入してください。

■回答

表 2.1-142 道路占用許可を行う部署の名称

部署の名称の類型	回答件数 （計 1427 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.建設課	610 件	・建設部建設課 ・建設課管理係
2.土木課	235 件	・土木部土木管理課道路占用係
3.建設水道課	220 件	・建設水道部都市整備課管理係 ・建設水道課土木管理係
4.都市整備課	150 件	・都市整備部都市整備課施設管理係 ・都市建設部都市建設課
5.地域整備課	130 件	・地域整備課　土木係 ・建設部　地域整備課　管理係
6.その他	82 件	・産業建設課 ・生活環境課 ・施設管理課

問 2

■設問

貴団体管内で管理している道路の総延長（km）を記入してください。

■回答

表 2.1-143 管理している道路の総延長(km)

道路の総延長(km)	回答件数（計 1427 件）
100km 未満	180 件
100km 以上 500km 未満	455 件
100km 以上 1,000km 未満	432 件
1,000km 以上 10,000km 未満	245 件
10,000km 以上	105 件
未記載・空欄等	10 件

問 3

■設問

占用許可を行う職員数を記入してください。

■回答

表 2.1-144 占用許可を行う職員数

占用許可を行う職員数(人)	回答件数（計 1427 件）
1 人	560 件
2 人	460 件
3～5 人	320 件
6～10 人	50 件
11 人以上	30 件
空欄・未回答等	7 件

問 4

■設問

年間の道路占用許可の件数を記入してください。

■回答

表 2.1-145 年間の道路占用許可の件数

年間の道路占用許可の件数	回答件数（計 1427 件）
100 件未満	440 件
100 件以上 500 件未満	560 件
500 件以上 1,000 件未満	260 件
1,000 件以上 10,000 件未満	140 件
10,000 件以上	20 件
実績なし・未記載等	7 件

問 5

■設問

問４の年間許可件数のうち、特例制度に関するものに限った「許可件数」と「割合（約○%）」を記入してください。

■回答

表 2.1-146 特例制度に関するものに限った「許可件数」と「割合（%）」

特例制度に関するものに限った許可件数	回答件数（計 41 件）
1 件	15 件
2 件～10 件	15 件
11 件～100 件	8 件
101 件以上	3 件

特例制度に関するものに限った許可件数の割合	回答件数（計 41 件）
1%未満	25 件
1%以上 5%未満	10 件
5%以上 20%未満	4 件
20%以上	2 件

問 6

■設問

問５の特例制度を使った占用許可申請に対し、道路占用許可権者としての判断への課題について、該当する項目を選択してください。（複数回答可）

特例制度を使った占用許可申請に対し、道路占用許可権者としての判断への課題は、「エ その他」が最も多く、465 件であった。

■回答 N=1,023（回答者数・複数回答可）

表 2.1-147-1

占用許可権者の判断への課題

項目	回答数	割合
ア）占用物件の内容に関する判断に迷う	371	28.6%
イ）占用主体の是非の判断に迷う	184	14.2%
ウ）道路占用許可基準（法第 33 条他）や一般原則（公共性等）に係る判断に迷う	279	21.5%
エ）その他	465	35.8%
合計	1,299	100.0%

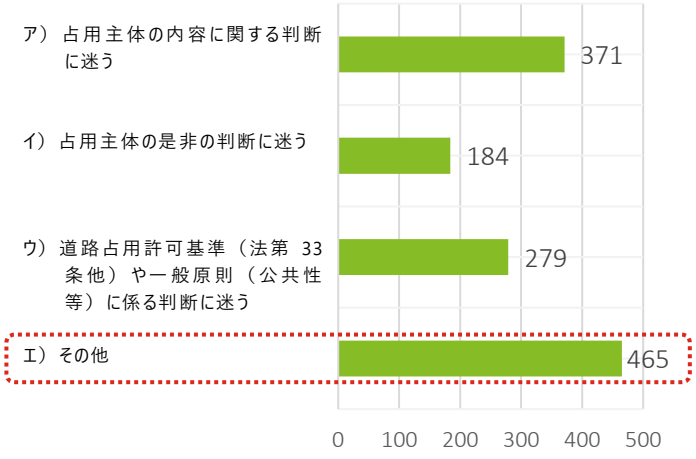

図 2.1-148 道路占用許可権者の判断への課題

表 2.1-147-2 その他（自由記述）

その他の内容
・区の賑わい創出に資する道路占用の申請を受付けてきたが、申請件数が少なく判断に迷う事例もなかった。
・交通安全上の観点とにぎわいづくりの観点のバランスをどのように取って許可の判断を行うかが難しい;ア）占用物件の内容に関する判断に迷う;イ）占用主体の是非の判断に迷う
・公募の要否等
・申請者の提出書類に不備が多いこと
・道路法第 19 条第 4 項に基づいて市町村の条例を優先で判断している(法令遵守)。特例条例制度が含まれていないため、比較した際に判断に困る。
・特例許可で許可された利便増進施設が通常許可できないものであることが多く、特例許可を適用していない地域での不占指導の際、公平性を問われることが多い。
・特例制度を使った占用許可申請にかかる事例がないため、他市の取組みを参考にし、市の判断基準を定めることが課題。

■都市の人口規模による傾向　N=976（回答者数・複数回答可）

「エ　その他」は、人口規模が大きい区分ほど割合が低下し、人口 100 万人以上の自治体では 25.0%となっている。

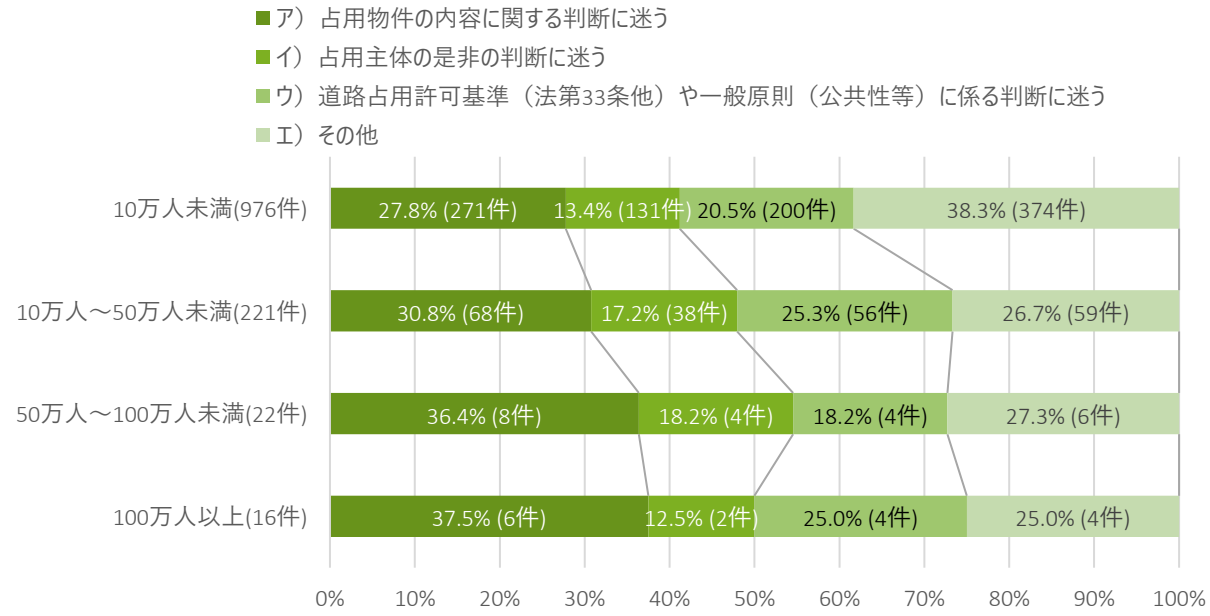

図 2.1-149 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=11（回答者数・複数回答可）

「ア　占用物件の内容に関する判断に迷う」が最も多く、21 件で「エ　その他」が 19 件となっている。

表 2.1-148 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用物件の内容に関する判断に迷う	21	31.3%
イ）占用主体の是非の判断に迷う	12	17.9%
ウ）道路占用許可基準（法第 33 条他）や一般原則（公共性等）に係る判断に迷う	15	22.4%
エ）その他	19	28.4%
合計	67	100.0%

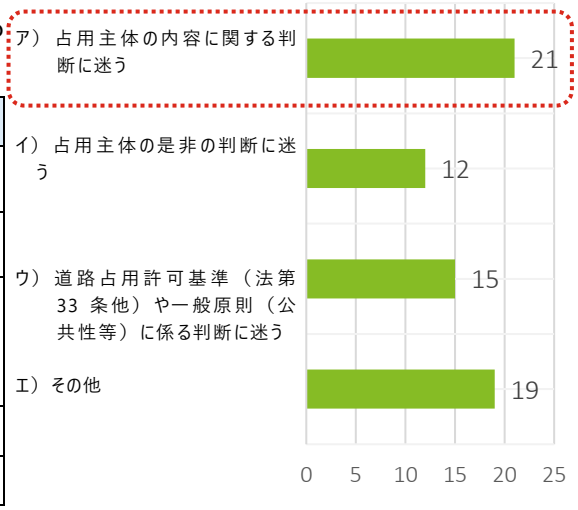

図 2.1-150 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=28（回答者数・複数回答可）

「ア　占用物件の内容に関する判断に迷う」が最も多く、14 件で「エ　その他」が 12 件となっている。

表 2.1-149 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用物件の内容に関する判断に迷う	14	35.0%
イ）占用主体の是非の判断に迷う	7	17.5%
ウ）道路占用許可基準（法第 33 条他）や一般原則（公共性等）に係る判断に迷う	7	17.5%
エ）その他	12	30.0%
合計	40	100.0%

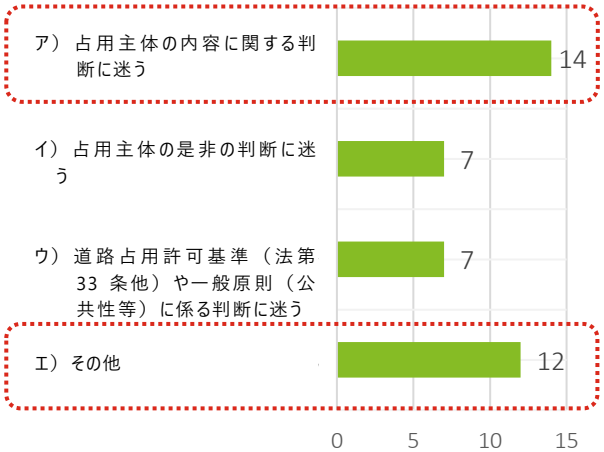

図 2.1-151 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向　N=79（回答者数・複数回答可）

「ア　占用物件の内容に関する判断に迷う」が最も多く、42 件で「エ　その他」が 27 件となっている。

表 2.1- 150　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）占用物件の内容に関する判断に迷う	42	38.2%
イ）占用主体の是非の判断に迷う	17	15.5%
ウ）道路占用許可基準（法第 33 条他）や一般原則（公共性等）に係る判断に迷う	24	21.8%
エ）その他	27	24.5%
合計	110	100.0%

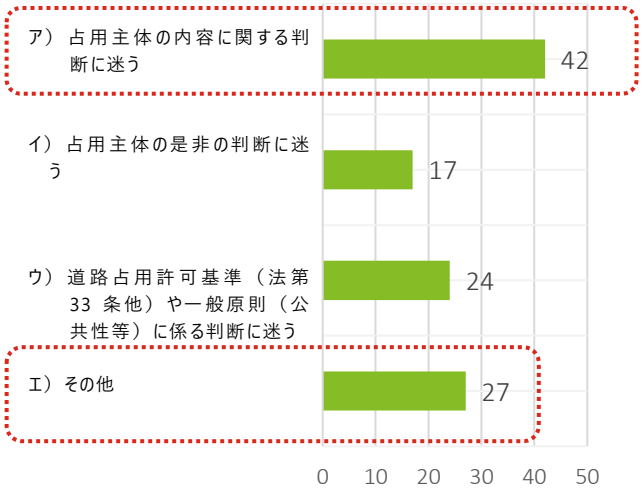

図　2.1-152　まちなかウォーカブル区域を有する市区町村の傾向

問 7

■設問

問６の回答に関し、補足的に記載が可能なものがある場合、各内容について具体的に記入してください。

■回答

表　2.1-151　補足的内容

類型	回答件数（計 20 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1. 判断基準・分類の苦慮	7 件	・イベント等で使用するもののうち、占用物件として扱うものについて判断に迷う ・露店と食事施設の分類に苦慮している、実際の判断基準が不明瞭 ・道路占用か道路使用の判断が警察署に権限がある
2. 事例不足・ノウハウの欠如	7 件	・事例がほとんどないため、職員にノウハウが蓄積されず、事務処理に苦慮している ・本市で過去に特例制度を使った道路占用を許可したことはない ・本市事例における蓄積がないため、関係機関・団体と手探りで進めていく必要がある
3. 制度運用・個別具体的な課題	6 件	・ほこみち制度の運用体制の構築が課題 ・ほこみち等に準じた活動に警察の理解がない ・占用主体を是とした場合，占用料の減免の対象とするか，適宜，慎重に判断している

(2)-5 まちづくり団体(都市再生推進法人・全国エリアマネジメントネットワーク会員・全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員)あて調査

1) 調査 2(まちづくり団体あて)のまとめ

- パブリックスペースの利活用状況 ： まちづくり団体の 76.8%(表 2.1-152)がパブリックスペース(道路、公園、河川、広場等)を利活用。
- 利活用されている場所の類型 ： 利活用の場所は「道路」が 37.1%と最も多く、次いで「都市公園」が 21.4%、「公開空地、有効空地、空地」が 17.6%となっており、道路が活動の主要な対象。(表 2.1-153-1)
- 具体的な活動内容 ： 道路や都市公園、公開空地などのいずれの場所においても、主な取組は「イベント・催事等(収益あり)」が最多で、次いで「イベント・催事等(収益なし)」となっており、催事を中心とした活用が主流。(表 2.1-154-1)
- 複数箇所の利活用実績 ： 団体の過半数(52.8%)(表 2.1-160)が、単一の場所ではなく、道路、都市公園、河川敷地などの複数のパブリックスペースを利活用。
- 一体的・連続的な利活用 ： 複数の場所を利用している団体のうち、54.5%(表 2.1-162)が「2 つ以上のパブリックスペースを一体的又は連続して利活用」しており、現場レベルでは施設間の境界を意識しない一体的なマネジメントへのニーズが高い。

2) 設問ごとの回答

ここでは、以下の設問ごとに回答の整理・分析を行った。

回答の整理は、単純集計による傾向分析を行った。

自由記述については、回答欄に記載された各回答を一覧表に整理した。

※ その際、必要に応じ、当該記載の主旨が変わらない範囲での修文等を行った。
また、設問への直接の回答でないと考えられる「特になし」「よく分からない」「検討中」等の自由記述は除いた。)。

＜設問(まちづくり団体あて)※再掲＞

1. パブリックスペースの占用等による収益施設について
2. 貴団体によるパブリックスペースを活用している収益事業等の事例
3. 複数のパブリックスペースの利活用について

１．パブリックスペースの占用等による収益施設について

問 1

■設問

現在、貴団体で、占用等によってパブリックスペース（道路、公園、河川、広場、公開空地等）を利活用している事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） なお、収益施設については、常設・非常設は問いません。

占用等によるパブリックスペースの利活用事例は、「ア ある」が 76.8%と大半を占める。

■回答（N=151）

表 2.1-152 パブリックスペースの利活用事例

項目	回答数	割合
ア）ある（常設・非常設を問わない）	116	76.8%
イ）ない	35	23.2%
合計	151	100.0%

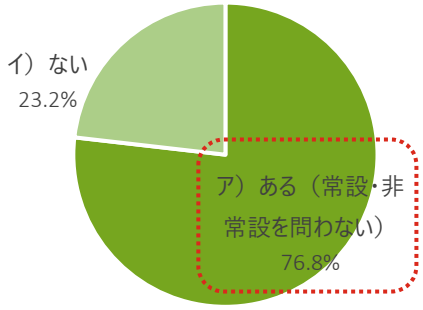

図 2.1-153 パブリックスペースの利活用事例

問 2

■設問

問 1 で「ア ある（常設・非常設を問わない）」と回答された方にお伺いします。 そのパブリックスペース（道路、都市公園、河川敷地、公開空地等）の類型について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

占用等によるパブリックスペースの利活用の累計は、「ア 道路」が最も多く、78 件であった。次いで「イ 都市公園」の 45 件であった。

■回答 N=116（回答者数・複数回答可）

表 2.1-153-1 パブリックスペースの類型

項目	回答数	割合
ア）道路	78	37.1%
イ）都市公園	45	21.4%
ウ）河川敷地	12	5.7%
エ）条例や要綱に基づく広場、通路	32	15.2%
オ）公開空地、有効空地、空地	37	17.6%
カ）その他	6	2.9%
合計	210	100.0%

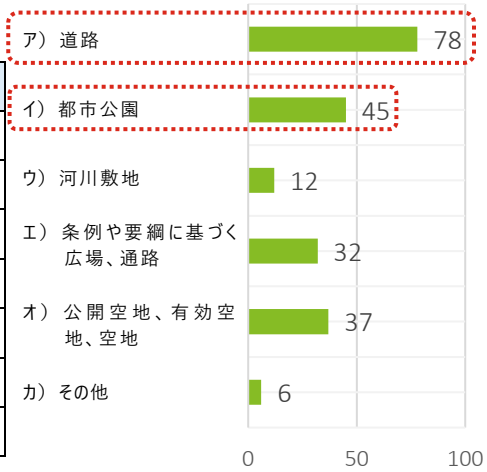

図 2.1-154 パブリックスペースの類型

表 2.1-153-2 その他（自由記述）

その他の内容
・カヤック・マグネットフィッシング　等
・市が占用・整備した多目的広場を官民連携で管理運営
・舟運用の浮き桟橋設置

問 3

■設問

問 2 で「ア 道路」と回答された方にお伺いします。
どのような取組を実施しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

道路の占用による利活用の取組は、「ア イベント・催事等（収益あり）」が最も多く、45 件であった。次いで、「イ　イベント・催事等（収益なし）」の 40 件であった。

■回答　N=77（回答者数・複数回答可）

表 2.1-154-1　道路利活用の取組内容

項目	回答数	割合
ア）イベント・催事等（収益あり）	45	31.9%
イ）イベント・催事等（収益なし）	40	28.4%
ウ）食事施設、購買施設等の整備・運用	20	14.2%
エ）広告版の整備・運用	20	14.2%
オ）自転車駐車器具（賃貸事業（レンタサイクル)等）の整備・運用	2	1.4%
カ）その他	14	9.9%
合計	141	100.0%

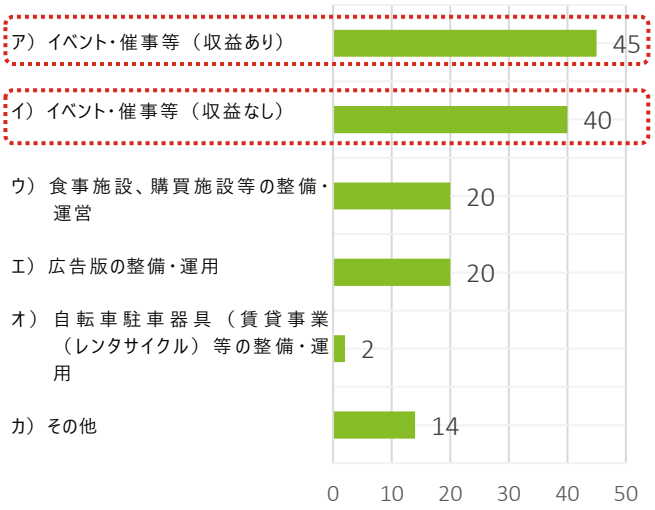

図 2.1-155 道路利活用の取組内容

表 2.1-154-2 その他（自由記述）

その他の内容
・休憩スペース等
・広場の滞在快適性向上のためのトイレ、キャビン、サウナ施設等
・広場の貸し出し業務全般
・芝生広場としての利活用と駐車スペース

問 4

■設問

問 2 で「イ 都市公園」と回答された方にお伺いします。 どのような取組を実施しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

都市公園の占用による利活用の取組は、「ア イベント・催事等（収益あり）」が最も多く、31 件であった。次いで、「イ　イベント・催事等（収益なし）」の 19 件であった。

■回答　N=41（回答者数・複数回答可）

表 2.1-155-1 都市公園の取組内容

項目	回答数	割合
ア）イベント・催事等（収益あり）	31	41.3%
イ）イベント・催事等（収益なし）	19	25.3%
ウ）食事施設、購買施設等の整備・運用	12	16.0%
エ）広告版の整備・運用	3	4.0%
オ）自転車駐車器具（賃貸事業（レンタサイクル）等）の整備・運用	4	5.3%
カ）その他	6	8.0%
合計	75	100.0%

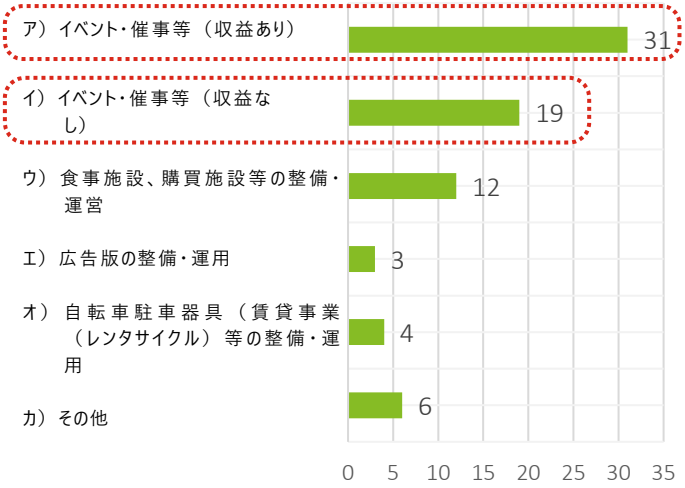

図 2.1-156 都市公園の取組内容

表 2.1-155-2 その他（自由記述）

その他の内容
・チャレンジショップ出店の場所として利用
・休憩スペース等
・公園予定地活用オンライン事前予約型駐車場
・広場としての活用
・都市機能誘導を目的とした土地の転貸

問 5

■設問

問 2 で「ウ 河川敷地」と回答された方にお伺いします。 どのような取組を実施しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

河川敷地の占用による利活用の取組は、「ア イベント・催事等（収益あり）」が最も多く、11 件であった。

■回答　N=11（回答者数・複数回答可）

表 2.1-156-1 河川敷地の取組内容

項目	回答数	割合
ア）イベント・催事等（収益あり）	11	44.0%
イ）イベント・催事等（収益なし）	4	16.0%
ウ）食事施設、購買施設等の整備・運用	4	16.0%
エ）広告版の整備・運用	2	8.0%
オ）自転車駐車器具（賃貸事業（レンタサイクル）等）の整備・運用	1	4.0%
カ）その他	3	12.0%
合計	25	100.0%

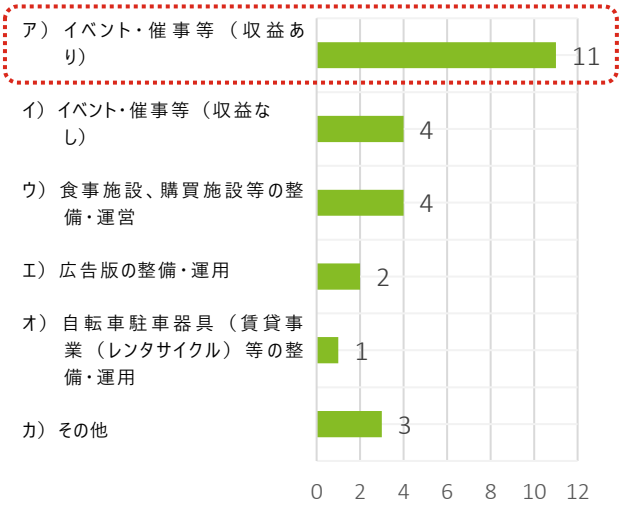

図 2.1-157 河川敷地の取組内容

表 2.1-156-2 その他（自由記述）

その他の内容
・都市機能誘導を目的とした土地の転貸

問 6

■設問

問 2 で「エ 条例等に基づく広場、通路等」と回答された方にお伺いします。 どのような取組を実施しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

条例等に基づく広場、通路等の占用による利活用の取組は、「ア イベント・催事等（収益あり）」が最も多く、22 件であった。次いで、「イ イベント・催事等（収益なし）」の 13 件であった。

■回答 N=31（回答者数・複数回答可）

表 2.1-157 広場、通路等の取組内容

項目	回答数	割合
ア）イベント・催事等（収益あり）	22	41.5%
イ）イベント・催事等（収益なし）	13	24.5%
ウ）食事施設、購買施設等の整備・運用	7	13.2%
エ）広告版の整備・運用	7	13.2%
オ）自転車駐車器具（賃貸事業（レンタサイクル)等）の整備・運用	0	0.0%
カ）その他	4	7.5%
合計	53	100.0%

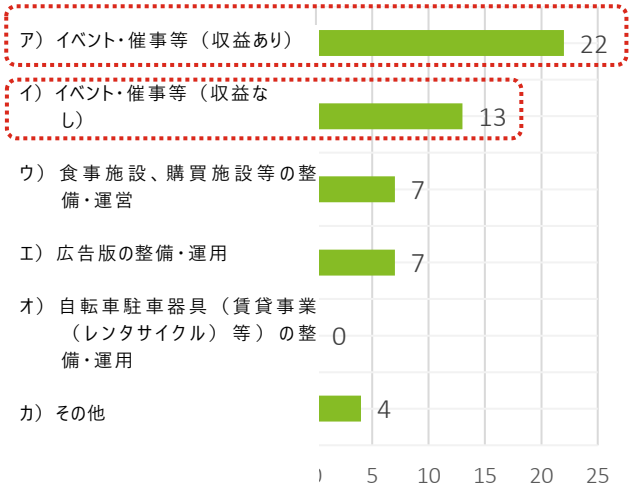

図 2.1-158 広場、通路等の取組内容

問 7

■設問

問 2 で「オ 公開空地等」と回答された方にお伺いします。 どのような取組を実施しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

公開空地等の占用による利活用の取組は、「ア イベント・催事等（収益あり）」が最も多く、30 件であった。次いで、「イ　イベント・催事等（収益なし）」の 18 件であった。

■回答　N=37（回答者数・複数回答可）

表 2.1-158 公開空地等の取組内容

項目	回答数	割合
ア）イベント・催事等（収益あり）	30	40.5%
イ）イベント・催事等（収益なし）	18	24.3%
ウ）食事施設、購買施設等の整備・運用	12	16.2%
エ）広告版の整備・運用	5	6.8%
オ）自転車駐車器具（賃貸事業（レンタサイクル)等）の整備・運用	4	5.4%
カ）その他	5	6.8%
合計	74	100.0%

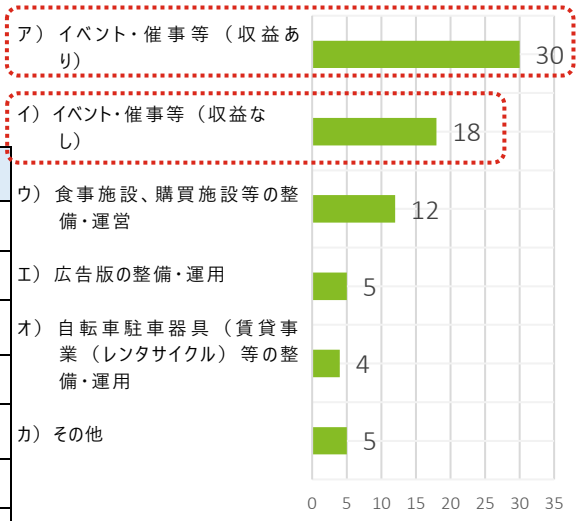

図 2.1-159 公開空地等の取組内容

■設問

問２で「カ　その他」と回答された方にお伺いします。
どのような取組を実施しているか、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

その他のパブリックスペースの占用による利活用の取組は、「ア　イベント・催事等（収益あり）」が最も多く、４件であった。次いで、「イ　イベント・催事等（収益なし）」の３件であった。

■回答　N=5（回答者数・複数回答可）

表 2.1-159 その他の取組内容

項目	回答数	割合
ア）イベント・催事等（収益あり）	4	36.4%
イ）イベント・催事等（収益なし）	3	27.3%
ウ）食事施設、購買施設等の整備・運用	1	9.1%
エ）広告版の整備・運用	1	9.1%
オ）自転車駐車器具（賃貸事業（レンタサイクル）等）の整備・運用	0	0.0%
カ）その他	2	18.2%
合計	11	0.0%

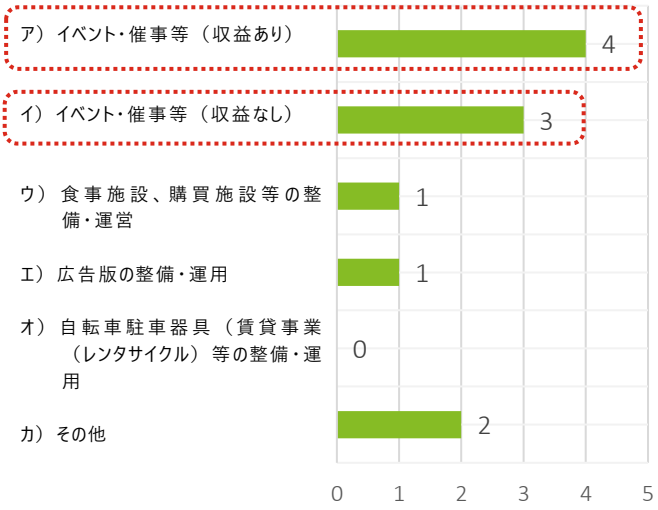

図 2.1-160 その他の取組内容

２．貴団体によるパブリックスペースを活用している収益事業等の事例

貴団体によるパブリックスペースを活用している収益施設について、代表的なもの 3 つ程度の事業概要を記載してください。

パブリックスペースを活用している収益事業等の事例については 162 事業の回答があった。これらの事例に関し、活用されているパブリックスペースの類型は、「ア）道路」が最も多く 75 件であった。収益の内容は、「ア）イベント・催事の収益」が最も多く 96 件であった。年間売上高（利益）の還元先は、「ア）公共空間や共用空間の活用・維持管理に還元」が最も多く 95 件であり、「イ）広報、イベント、サービスに還元」が 74 件、「エ）清掃、メンテナンス、植栽管理に還元」が 63 件、「オ）エリアマネジメント拠点等の運営に還元」が 60 件であった。

■主な記載項目　N=162（回答者数・複数回答可）

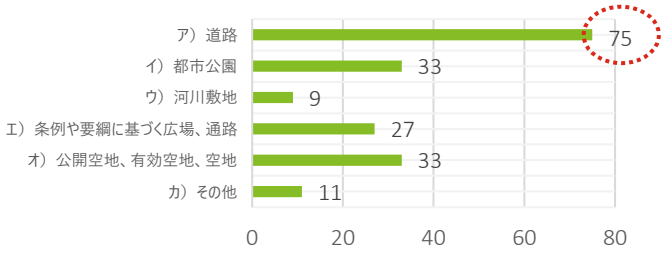

図　2.1-161　パブリックスペースの類型

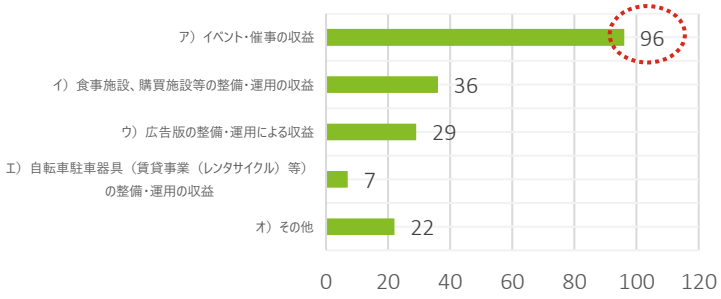

図　2.1-162　収益の内容

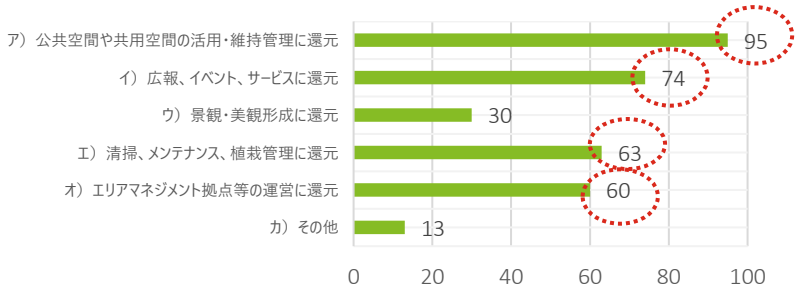

図　2.1-163　年間売上高（利益）の還元先

３．複数のパブリックスペースの利活用について

問 1

■設問

貴団体は、複数のパブリックスペース（道路、都市公園、河川敷地、公開空地等）の利活用を行っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

複数のパブリックスペースの利活用については、「ア 行っている」が 52.8%と過半数であった。

■回答（N=125）

表 2.1-160 複数のパブリックスペースの利活用

項目	回答数	割合
ア）複数のパブリックスペースの利活用を行っている	66	52.8%
イ）複数のパブリックスペースの利活用を行っていない	59	47.2%
合計	125	100.0%

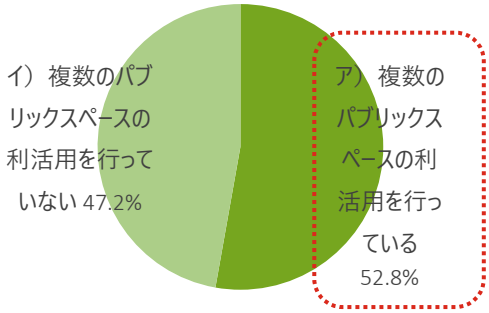

図 2.1-164 複数のパブリックスペースの利活用

問 2

■設問

問 1 で「ア 複数のパブリックスペースの利活用を行っている」と回答された方にお伺いします。
そのパブリックスペース（道路、都市公園、河川敷地、公開空地等）の類型について、該当する項目を選択してください。（複数回答可・プルダウン式）

複数のパブリックスペースの利活用の累計は、「ア 道路」が最も多く、52 件であった。次いで、「イ 都市公園」の 26 件であった。

■回答 N=65（回答者数・複数回答可）

表 2.1-161-1 複数利活用しているパブリックスペースの類型

項目	回答数	割合
ア）道路	52	36.4%
イ）都市公園	26	18.2%
ウ）河川敷地	11	7.7%
エ）条例や要綱に基づく広場、通路	22	15.4%
オ）公開空地、有効空地、空地	25	17.5%
カ）その他	7	4.9%
合計	143	100.0%

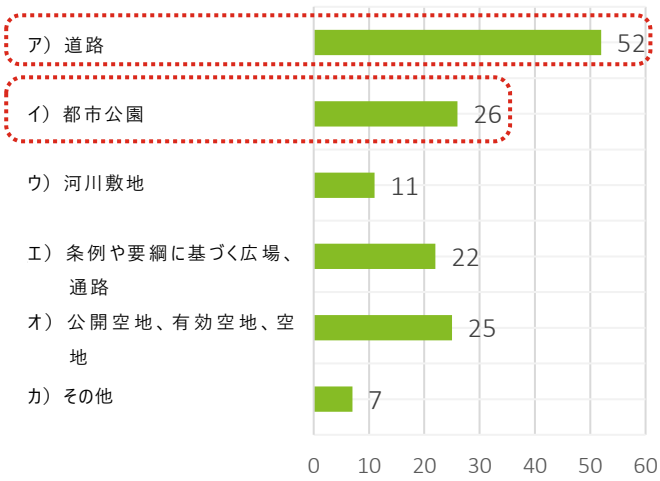

図 2.1-165 複数利活用しているパブリックスペースの類型

表 2.1-161-2 その他（自由記述）

その他の内容
・駅前広場
・官庁施設敷地内の低未利用部分
・区有地
・社寺
・小学校の授業時間外の学校施設
・市の他エリアの駅前広場、都市公園について、イベント等の検討あり
・神社仏閣

問 3

■設問

問 1 で選択した複数のパブリックスペースのうち、2 つ以上のパブリックスペースを一体的又は連続して利活用している事例はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

2 つ以上のパブリックスペースを一体的又は連続して利活用している事例は、「ア ある」が 54.5%と過半数を占めた。

■回答（N=66）

表 2.1-162 複数のパブリックスペースの一体的・連続利活用事例

項目	回答数	割合
ア）ある	36	54.5%
イ）ない	30	45.5%
合計	66	100.0%

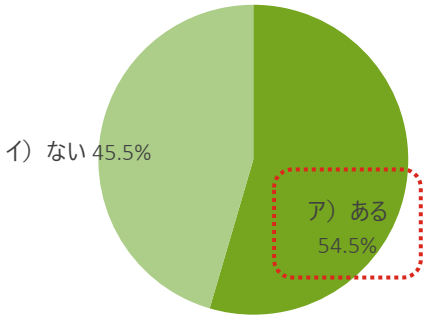

図 2.1-166 複数のパブリックスペースの一体的・連続利活用事例

(3)調査 3:持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査

(3)-1 実施概要

1) 回答状況

「調査 3:持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査」を行った結果、市区町村のまちづくり担当者からは 80.7%、都市再生推進法人からは 76.0%、全国エリアマネジメントネットワーク会員からは 54.8%、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員からは 55.8%の回答があった。

表 2.1-163 調査 3 回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
市区町村のまちづくり担当者	1,741	1,405	80.7%
都市再生推進法人 ※1	138	105	76.0%
全国エリアマネジメントネットワーク会員 ※2	31	17	54.8%
全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員 ※3	34	19	55.8%
その他 ※4	－	4	－

※1:令和 6 年 10 月時点の指定団体数である 127 団体に本調査期間内に把握した 11 団体を加えた団体数。市区町村から配布した。

※2:都市再生推進法人を除く。

※3:都市再生推進法人、全国エリアマネジメント会員ネットワーク団体を除く。

※4:都市再生推進法人、全国エリアマネジメントネットワーク会員、全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議会員以外のまちづくり団体(配布対象ではなかったが、回答があった団体)。

2) 調査項目

調査 3(市区町村のまちづくり担当者あて)の調査項目については、以下のとおり。

2-208 ページ以降に「市区町村のまちづくり担当者」あてのアンケート調票を示す。

＜設問(市区町村のまちづくり担当者あて)＞

1. エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み
   (1)官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について
2. エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度
   (1)国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について
   (2)エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度について
   (3)エリアマネジメントの各フェーズ(※)において課題と感じていることや市区町村での支援状況等について

※フェーズ

【フェーズ1】組織立上げ期について

【フェーズ2】ビジョン作成期について

【フェーズ3】社会実証期について

【フェーズ4】継続活動期について

3．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方
（1）エリアマネジメントに係る評価の実態について
（2）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について
（3）公共貢献により整備された公共公益施設の整備・維持管理の担保方法について
（4）都市再生推進法人等が行うエリアマネジメント活動に対する公共貢献活動の評価について
4．都市再生推進法人の業務・権限拡大及びガバナンスに関する要件強化

調査 3（まちづくり団体あて）の調査項目については、以下のとおり。
2-218 ページ以降に「まちづくり団体」あてのアンケート調票を示す。

＜設問（まちづくり団体あて）＞
1．エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み
（1）官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について
2．エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度
（1）国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について
（2）エリアマネジメントの各フェーズ（※）において課題と感じていることやその課題に対する工夫、必要と感じている支援制度について
※フェーズ
【フェーズ1】組織立上げ期について
【フェーズ2】ビジョン作成期について
【フェーズ3】社会実証期について
【フェーズ4】継続活動期について
3．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方
（1）エリアマネジメントに係る評価の実態について
（2）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について
4．都市再生推進法人の業務・権限拡大及びガバナンスに関する要件強化
5．エリアマネジメント融資の活用意向等に関する調査について
6．都市再生推進法人の活動拠点施設について
7．都市再生推進法人の土地取得等について
8．計画の提案制度について
9．都市再生推進法人等会議に対する意向把握

1．エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み

国土交通省では、持続的なエリアマネジメントの実現を目指し、エリアマネジメント活動の継続活動期において、中長期的な観点から官民協調で取り組むべき事項や資金計画、関係者の役割分担等を官民が参画する組織体が具体的に定める計画作成の仕組み（以下、「（仮称）エリアマネジメント活動計画」という）を考えております。

上記計画における記載内容についてお伺いします。

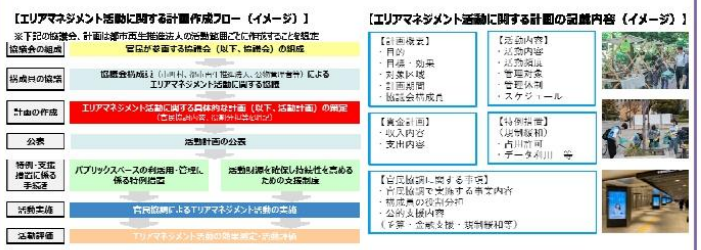

（1）官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について

（仮称）エリアマネジメント活動計画の記載内容について、ご意見をお聞かせください。

問1

エリアマネジメント活動に関する計画の記載内容（イメージ）について、計画を作成する場合に懸念がある項目はありますか。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）	
イ　活動内容（活動内容、活動頻度、管理対象、管理体制、スケジュール等）	
ウ　資金計画（収入内容、支出内容等）	
エ　特例措置（規制緩和、占用許可、データ利用等）	
オ　官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）	
カ　懸念がある項目はない	

問2

問１で「懸念がある項目がある」を回答された方にお伺いします。
懸念がある内容について記入してください。
記入欄：

2．エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度

（1）国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について

問1

現在、国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度はありますか。また、今後活用する予定はありますか（他省庁含む）。以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　現在活用している	
イ　今後活用予定である	
ウ　ない	

問2

問1で「ア 現在活用している」と回答された方にお伺いします。
活用している制度名を記入してください。
記入欄：

問3

問1で「イ 今後活用予定である」と回答された方にお伺いします。
活用予定の制度名を記入してください。
記入欄：

問4

問1で「ウ ない」と回答された方にお伺いします。
その理由を記入してください。
記入欄：

（2）エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度について

問5

エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　ある	
イ　ない	

問6

問5で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 その制度名と活用実績を記入してください。	
記入欄：	
制度名：	
活用実績：	

（3）エリアマネジメントの各フェーズ（※）ごとに課題と感じていることや市区町村での支援状況等について

（※フェーズ1：組織立上げ期、フェーズ2：ビジョン作成期、フェーズ3：社会実証期、フェーズ4：継続活動期）

【フェーズ1】組織立上げ期について

問7

【フェーズ1】組織立上げ期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　キーパーソンの発掘	
イ　庁内組織の役割分担	
ウ　複数の主体における意見調整	
エ　行政側における制度の理解不足	
オ　その他	
その他の内容：	

問8

【フェーズ1】組織立上げ期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　支援している	
イ　支援していない	

問9

問8で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　組織立上げに係る助成金	
エ　情報発信に係る支援	
オ　その他	
その他の内容：	

問10

【フェーズ1】まちづくり組織立上げ期において、問9の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。
記入欄：

【フェーズ2】ビジョン作成期について

問11

【フェーズ2】ビジョン作成期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　庁内組織の役割分担	
イ　複数の主体における意見調整	
ウ　ビジョン作成に対する支援（予算確保）	
エ　行政側における制度の理解不足	
オ　その他	
その他の内容：	

問12

【フェーズ2】ビジョン作成期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　支援している	
イ　支援していない	

問13

問12で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　ビジョン作成に係る助成金	
エ　情報発信に係る支援	
オ　その他	
その他の内容：	

問14

【フェーズ2】ビジョン作成期において、問13の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。
記入欄：

【フェーズ3】社会実証期について

問15

【フェーズ3】社会実証期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　庁内組織の役割分担	
イ　複数の主体における意見調整	
ウ　社会実証に対する支援（予算確保）	
エ　行政側における制度の理解不足	
オ　住民からの問い合わせ対応	
カ　その他	
その他の内容：	

問16

【フェーズ３】社会実証期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　支援している	
イ　支援していない	

問17

問16で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　社会実証実施に係る助成金	
エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	
オ　情報発信に係る支援	
カ　その他	
その他の内容：	

問18

【フェーズ３】社会実証期において、問17の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。
記入欄：

【フェーズ４】継続活動期について

問19

【フェーズ４】継続活動期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　庁内組織の役割分担	
イ　複数の主体における意見調整	
ウ　継続的な資金補助	
エ　行政側における制度の理解不足	
オ　住民からの問い合わせ対応	
カ　その他	
その他の内容：	

問20

【フェーズ４】継続活動期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　支援している	
イ　支援していない	

問21

問20で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～力のうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	
エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	
オ　情報発信に係る支援	
カ　その他	
その他の内容：	

問22

【フェーズ4】継続活動期において、問21の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。
記入欄：

3．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

（1）エリアマネジメントに係る評価の実態について

問1

エリアマネジメントに係る評価の実態について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント活動を市区町村が評価している	
イ　エリアマネジメント活動を第三者評価している	
ウ　エリアマネジメントを評価していない	

問2

問1で「ア エリアマネジメント活動を市区町村が評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際のデータの取得方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　行政のデータを活用している	
イ　公開されているデータを活用している（オープンデータ等）	
ウ　自ら資金を拠出して調査している	
エ　補助制度等を活用し調査している（ビッグデータ等）	
オ　市区町村外の協力を得て実施している（大学等の研究機関等）	
カ　その他	
その他の内容：	

問3

問1で「ア エリアマネジメント活動を市区町村が評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際に課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　調査費用	
イ　調査方法のノウハウ	
ウ　データの所有権や個人情報などの法令上の課題	
エ　マンパワー	
オ　効果が出ないことへの懸念	
カ　調査の継続性（毎年の調査実施など）	
キ　その他	
その他の内容：	

問4

問1で「ア エリアマネジメント活動を市区町村が評価している」と回答された方にお伺いします。 これまでに活用した評価指標について、以下ア～ソのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　【経済的効果】知名度向上	
イ　【経済的効果】来街者の増加	
ウ　【経済的効果】売上の増加	
エ　【経済的効果】空き店舗減少	
オ　【経済的効果】イノベーション創出	
カ　【経済的効果】資産価値・魅力向上	
キ　【コミュニティ関連効果】関係者の意識向上	
ク　【コミュニティ関連効果】コミュニティ形成	
ケ　【コミュニティ関連効果】地域への愛着形成	
コ　【コミュニティ関連効果】生活満足度	
サ　【地域環境改善効果】景観形成	
シ　【地域環境改善効果】防災・犯罪、美化	
ス　【地域環境改善効果】活動の場の創出	
セ　【地域環境改善効果】利便性向上	
ソ　その他	
その他の内容：	

問5

問1で「イ エリアマネジメント活動を第三者評価している」と回答された方にお伺いします。 評価方法を記入してください。
記入欄：

問6

	回答欄
問1で「ウ エリアマネジメントを評価していない」と回答された方にお伺いします。 評価していない理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。 (**複数回答可**・プルダウン式)	
ア　効果測定・評価の方法がわからない	
イ　効果測定・評価するにあたっての人材が不足している	
ウ　効果測定・評価するにあたってのデータが取得できない	
エ　効果測定・評価するにあたっての財源が不足している	
オ　その他	
その他の内容：	

(2) エリアマネジメントの評価ガイドライン(国交省)の活用状況について

エリアマネジメントの評価ガイドライン(国交省)は以下のリンクからご確認いただけます。
https://www.mlit.go.jp/toshi/file/useful/%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf

問7

	回答欄
エリアマネジメントの評価ガイドライン(国交省)の活用状況について、該当する項目を一つ選択してください。(プルダウン式)	
ア　ガイドラインを知っており、活用している	
イ　ガイドラインは知っているが、活用していない	
ウ　ガイドラインを知らない	

問8

問7で「イ ガイドラインは知っているが、活用していない」と回答された方にお伺いします。 その理由を記入してください。
記入欄：

（3）公共貢献により整備された公共公益施設の整備・維持管理の担保方法について

問9

	回答欄
都市再生緊急整備地域を有する市区町村にお聞きします。 公共貢献により整備された公共公益施設の整備・維持管理を担保するために、協定等の契約的手法を活用していますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） **【公共貢献の主な取り組み例】** ○駅前の都市基盤施設整備（歩行者空間の整備、地下広場整備など） ○国際競争力強化に向けた施設整備（国際化に対応した医療施設の整備、子育て視線施設の整備など） ○快適で安全なまちづくりの推進（公共的駐車場・駐輪場の整備、防災支援機能の強化など） ○多面的な環境対策（緑化空間の整備など）	
ア　活用している	
イ　活用していない	

問10

	回答欄
問9で「ア 活用している」と回答された方にお伺いします。 活用している協定制度について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	
ア　都市利便増進協定を締結している	
イ　都市施設等整備協定を締結している	
ウ　低未利用土地利用促進協定を締結している	
エ　都市再生歩行者経路協定を締結している	
オ　都市再生整備歩行者経路協定を締結している	
カ　その他	
その他の内容：	

（4）都市再生推進法人等が行うエリアマネジメント活動に対する公共貢献活動の評価について

問11

	回答欄
都市再生緊急整備地域を有する市区町村にお聞きします。 都市再生推進法人等が行うエリアマネジメント活動について、公共貢献活動として積極的に評価していますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	
ア　評価している	
イ　評価していない	

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

4．都市再生推進法人の業務・権限拡大及び官民パートナーシップに関する要件強化

問1

都市再生推進法人の現行の業務**以外**で担ってほしい業務はありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）	回答欄
■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条） （1）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助 （2）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成 （3）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備 （4）事業用車の取得、管理、譲渡 （5）公共施設、駐車場、駐輪場の管理 （6）緑地等管理効率化設備等の管理 （7）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理 （8）都市利便増進協定等に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理 （9）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理 （10）熟地等管理等協定に基づく熟地等の管理 （11）滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施 （12）道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の窓口事務 （13）都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供 （14）都市の再生に関する調査研究 （15）都市の再生に関する普及啓発 （16）その他の都市の再生に必要な業務	
ア　ある	
イ　ない	

問2

問1で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 担ってほしい業務内容を記入してください。
記入欄：

【調査2　パブリックスペースの利活用に関する調査】

3．都市再生推進法人等への行政財産の貸付実績

問1

貴団体において、都市再生推進法人等のまちづくり組織に対し、行政財産の貸付を行っている事例はありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　ある	
イ　ない	

問2

問1で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 貸付を行っている行政財産の内容で、該当する項目について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　都市計画道路等の整備予定地	
イ　都市計画道路等の整備後の残地	
ウ　密集市街地整備等に係る事業用地	
エ　その他	
（その他記入欄）	

問3

	回答欄
問1で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 貸付における使用料の徴収方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式） なお、各選択肢の下に設けた記入欄には、**使用料の徴収方法について、そのようにしている理由や条件**はどのようなものか記入してください。また、各々の記載について、**その根拠となる規程の名称、該当の内容**を記入してください。	
ア　使用料を徴収しており、使用料は原則一律（単位当たりの金額等が一律）である	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	
イ　使用料を徴収しており、主体によって（「都市再生推進法人等のまちづくり組織」と「それ以外の組織」によって等）使用料を変えている	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	
ウ　使用料を徴収しており、施設によって使用料を変えている	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	
エ　使用料を徴収していない	
エ　その他	
（その他記入欄）	
（使用料を徴収する理由や条件の記入欄）	
（その根拠となる規程の名称、該当の内容の記入欄）	

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

1．エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み

国土交通省では、持続的なエリアマネジメントの実現を目指し、エリアマネジメント活動の継続活動期において、中長期的な観点から官民協調で取り組むべき事項や資金計画、関係者の役割分担等を官民が参画する組織体が具体的に定める計画作成の仕組み（以下、「（仮称）エリアマネジメント活動計画」という）を考えております。

上記計画における記載内容についてお伺いします。

（1）官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について

（仮称）エリアマネジメント活動計画の記載内容について、ご意見をお聞かせください。

問1

エリアマネジメント活動に関する計画の記載内容（イメージ）について、計画を作成する場合に懸念がある項目はありますか。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）	
イ　活動内容（活動内容、活動頻度、管理対象、管理体制、スケジュール等）	
ウ　資金計画（収入内容、支出内容等）	
エ　特例措置（規制緩和、占用許可、データ利用等）	
オ　官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）	
カ　懸念がある項目はない	

問2

問１で「懸念がある項目がある」を回答された方にお伺いします。
懸念がある内容について記入してください。
記入欄：

2．エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度

（1）国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について

問1

現在、国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度はありますか。また、今後活用する予定はありますか（他省庁・自治体の制度を含む）。以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　現在活用している	
イ　今後活用予定である	
ウ　ない	

問2

問1で「ア 現在活用している」と回答された方にお伺いします。
活用している制度名を記入してください。
記入欄：

問3

問1で「イ 今後活用予定である」と回答された方にお伺いします。
活用予定の制度名を記入してください。
記入欄：

問4

問1で「ウ ない」と回答された方にお伺いします。
その理由を記入してください。
記入欄：

（2）エリアマネジメントの各フェーズ（※）ごとに課題と感じていることやその課題に対する工夫、必要と感じている支援制度について
（※フェーズ1：組織立上げ期、フェーズ2：ビジョン作成期、フェーズ3：社会実証期、フェーズ4：継続活動期）

【フェーズ1】組織立上げ期について

問5

【フェーズ1】組織立上げ期において、課題と感じていることについて、以下ア～力のうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材の確保	
イ　複数の主体の組織化	
ウ　各主体における役割分担の調整	
エ　行政との連携	
オ　資金の確保	
カ　その他	
その他の内容：	

問6

問5で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～力のうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　運営組織の設立	
イ　キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	
ウ　勉強会やイベントの実施	
エ　実務的な議論ができる機会の創出	
オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
カ　その他	
その他の内容：	

問7

【フェーズ1】組織立上げ期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　組織立上げに係る助成金	
エ　情報発信に係る支援	
オ　その他	
その他の内容：	

【フェーズ2】ビジョン作成期について

問8

【フェーズ2】ビジョン作成期において、課題と感じていることについて、以下ア～ケのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材の確保	
イ　複数の主体における意見調整	
ウ　各主体における役割分担の調整	
エ　実務的な議論ができる場や機会の創出	
オ　行政との連携	
カ　資金の確保	
キ　理解の向上や当事者意識の醸成	
ク　ビジョン作成後の具体的な事業の実施	
ケ　その他	
その他の内容：	

問9

問8で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　運営組織の設立	
イ　キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	
ウ　勉強会やイベントの実施	
エ　実務的な議論ができる機会の創出	
オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
カ　情報発信・共有	
キ　その他	
その他の内容：	

問10

【フェーズ2】ビジョン作成期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　ビジョン作成に係る助成金	
エ　情報発信に係る支援	
オ　その他	
その他の内容：	

【フェーズ3】社会実証期について

問11

【フェーズ3】社会実証期において、課題と感じていることについて、以下ア～シのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材の確保	
イ　複数の主体における意見調整	
ウ　各主体における役割分担の調整	
エ　住民参加の促進	
オ　行政との連携	
カ　資金の確保	
キ　情報発信	
ク　理解の向上や当事者意識の醸成	
ケ　過度な利用に係る問い合わせへの対応	
コ　占用・使用許可申請の手続き	
サ　継続的な運用	
シ　その他	
その他の内容：	

問12

問11で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　行政や大学、他機関との連携強化	
イ　実務的な議論ができる機会の創出	
ウ　住民や関係者とのコミュニケーション強化	
エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
オ　情報発信・共有	
カ　効果測定の実施（アンケートやデータ収集など）	
キ　その他	
その他の内容：	

問13

【フェーズ３】社会実証期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　社会実証実施に係る助成金	
エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	
オ　情報発信に係る支援	
カ　その他	
その他の内容：	

【フェーズ４】継続活動期について

問14

【フェーズ４】継続活動期において、課題と感じていることについて、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材確保・育成	
イ　運営体制の構築	
ウ　各主体との合意形成や参画促進	
エ　行政との連携	
オ　安定した収益の確保	
カ　その他	
その他の内容：	

問15

問14で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　人材育成・確保に関する取組の実施	
イ　勉強会やイベントの実施	
ウ　実務的な議論ができる機会の創出	
エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	
オ　情報発信・共有	
カ　行政や関係機関への活動報告	
キ　その他	
その他の内容：	

問16

【フェーズ４】継続活動期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　まちづくり専門家の派遣	
イ　まちづくりに関する勉強会の実施	
ウ　継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	
エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	
オ　情報発信に係る支援	
カ　その他	
その他の内容：	

3．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

（1）エリアマネジメントに係る評価の実態について

問1

エリアマネジメントに係る評価の実態について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント活動を自己評価している	
イ　エリアマネジメント活動を第三者評価している	
ウ　エリアマネジメントを評価していない	

問2

問1で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際のデータの取得方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）	回答欄
ア　行政のデータを受領している	
イ　公開されているデータを活用している（オープンデータ等）	
ウ　自ら資金を拠出して調査している	
エ　補助制度等を活用し調査している（ビッグデータ等）	
オ　自組織外の協力を得て実施している（大学等の研究機関等）	
カ　その他	
その他の内容：	

問３

	回答欄
問1で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際に課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	
ア　調査費用	
イ　調査方法のノウハウ	
ウ　データの所有権や個人情報などの法令上の課題	
エ　事務局含むマンパワー	
オ　効果が出ないことへの懸念	
カ　調査の継続性（毎年の調査実施など）	
キ　その他	
その他の内容：	

問４

	回答欄
問1で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 これまでに活用した評価指標について、以下ア～ソのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	
ア　【経済的効果】知名度向上	
イ　【経済的効果】来街者の増加	
ウ　【経済的効果】売上の増加	
エ　【経済的効果】空き店舗減少	
オ　【経済的効果】イノベーション創出	
カ　【経済的効果】資産価値・魅力向上	
キ　【コミュニティ関連効果】関係者の意識向上	
ク　【コミュニティ関連効果】コミュニティ形成	
ケ　【コミュニティ関連効果】地域への愛着形成	
コ　【コミュニティ関連効果】生活満足度	
サ　【地域環境改善効果】景観形成	
シ　【地域環境改善効果】防災・犯罪、美化	
ス　【地域環境改善効果】活動の場の創出	
セ　【地域環境改善効果】利便性向上	
ソ　その他	
その他の内容：	

問５

問1で「イ エリアマネジメント活動を第三者評価している」と回答された方にお伺いします。 評価方法を記入してください。
記入欄：

問６

問1で「ウ エリアマネジメントを評価していない」と回答された方にお伺いします。 評価していない理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。 （**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　効果測定・評価の方法がわからない	
イ　効果測定・評価するにあたっての人材が不足している	
ウ　効果測定・評価するにあたってのデータが取得できない	
エ　効果測定・評価するにあたっての財源が不足している	
オ　その他	
その他の内容：	

（２）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について

エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）は以下のリンクからご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/toshi/file/useful/%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%81%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf

問６

エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　ガイドラインを知っており、活用している	
イ　ガイドラインは知っているが、活用していない	
ウ　ガイドラインを知らない	

問７

問6で「イ ガイドラインは知っているが、活用していない」と回答された方にお伺いします。 その理由を記入してください。
記入欄：

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

4．都市再生推進法人の業務・権限拡大及び方バナンスに関する要件強化

問1

都市再生推進法人の現行の業務**以外**で、必要と感じている業務はありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　ある	
イ　ない	

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条）

（1）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（2）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
（3）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（4）事業用地の取得、管理、譲渡
（5）公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（6）緑地等管理効率化施設等の管理
（7）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（8）都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
（9）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
（10）跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
（11）滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の相進を図る広報又は行事の実施
（12）道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
（13）都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
（14）都市の再生に関する調査研究
（15）都市の再生に関する普及啓発
（16）その他の都市の再生に必要な業務

問2

問1で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 必要と感じている業務内容を記入してください。
記入欄：

問3

都市再生推進法人の現行の特例（権限）**以外**で、必要と感じている特例（権限）はありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式） 参考：　https://www.mlit.go.jp/toshi/common/001271545.pdf	回答欄
ア　ある	
イ　ない	

問4

問3で「ア ある」と回答された方にお伺いします。 必要と感じている特例（権限）の内容を記入してください。
記入欄：

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

5．エリアマネジメント融資の活用意向等に関する調査について

エリアマネジメント融資（正式名称：都市環境維持・改善事業資金融資）とは、自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的とする事業を行う一般社団法人等の都市再生推進法人に対し、地方公共団体を通じて無利子貸付を行う融資制度になります。

参考： https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html

現行制度では貸付対象者は限られておりますが、全ての都市再生推進法人（まちづくり会社等も含む）が貸付対象者となった場合の、エリアマネジメント融資の活用意向等に関しアンケートへご協力をお願いいたします。

問1

融資対象事業が拡充された場合、エリアマネジメント融資を活用する可能性はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 現行の融資対象例：まちづくり拠点施設、空き地・空き家店舗活用等、駐車場等の整備 拡充後融資対象例：都市利便増進協定等に基づく施設整備（食事施設、広告塔、情報基盤設備等）等	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問2

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 活用が考えられる対象事業、内容、活用が想定される時期を記入してください。
記入欄：

問3

問1で「イ なし」と回答された方にお伺いします。 拡充後融資対象例以外で、エリアマネジメント融資を活用したい事業等はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 拡充後融資対象例：都市利便増進協定等に基づく施設整備（食事施設、広告塔、情報基盤設備等）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問4

問3で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 事業内容を記入してください。
記入欄：

問5

問3で「イ なし」と回答された方にお伺いします。 その理由を記入してください。
記入欄：

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

6．都市再生推進法人の活動拠点施設について

問1

現在の主たるエリアマネジメント活動拠点施設（事務所、イベント等の実施のために継続的に使用する施設及び倉庫等のエリアマネジメント活動のために継続的に使用する施設）の所有状況について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　自己所有（都市再生推進法人が所有）	
イ　自己所有（都市再生推進法人の会員が所有）	
ウ　賃貸借	
エ　使用貸借	
オ　特定の拠点施設自体がない	
カ　その他	
その他の内容：	

問2

現在のエリアマネジメント活動拠点施設に関し課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　賃料、使用料、固定費	
イ　広さ	
ウ　立地	
エ　その他	
その他の内容：	

問3

エリアマネジメント活動拠点施設に求める機能又は設備について教えてください。
記入欄：

問6

エリアマネジメント活動を実施するにあたり、民間融資または公的融資を活用されたことはありますか。該当する項目を**一つ**選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問6で「ア あり」と回答された方にお伺いします。

民間融資または公的融資を活用した活動の内容や融資の概算額、おおよその償還年数など、差し支えのない範囲でご回答をお願いいたします。

活用事例が複数ある場合は、主だった事例2、3例程度ご回答ください。

事例概要記入欄①						
活動内容						
融資額						百万円
償還開始日	西暦	年	月	日		
償還終了日	西暦	年	月	日		

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

7．都市再生推進法人の土地取得等について

都市再生特別措置法第119条第１項４号に規定された土地の取得に関してお伺いします。

問1

エリアマネジメントにあたり、これまで不動産（土地と建築物）を取得された実績はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問2

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得時期について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　都市再生推進法人の指定前	
イ　都市再生推進法人の指定後	

問3

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント拠点施設として使用	
イ　その他	
その他の内容：	

問4

問1で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的と使用状況の差異がある場合には、使用状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント拠点施設として使用	
イ　その他	
その他の内容：	

問5

不動産（土地と建築物）を取得するニーズはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　あり	
イ　なし	

問6

問5で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　エリアマネジメント拠点施設として使用	
イ　その他	
その他の内容：	

問7

問5で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 不動産を自ら取得する際に課題と感じていることについて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（**複数回答可**・プルダウン式）	回答欄
ア　資金調達	
イ　保有コスト	
ウ　人的リソース不足	
エ　専門的知見不足	
オ　その他	
その他の内容：	

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

8．計画の提案制度について

都市再生特別措置法第46条の２に規定された都市再生整備計画の提案制度及び第62条の14に規定された景観計画の提案制度についてお伺いします。

問1

都市再生整備計画の提案制度を知っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　知っている	
イ　知らない	

問2

都市再生整備計画の提案制度を活用したことがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　活用したことがある	
イ　活用したことがない	

問3

問2で「ア 活用したことがある」と回答された方にお伺いします。
提案の経緯・目的を記入してください。

記入欄：

問4

都市再生整備計画の提案制度活用にあたり、課題と感じていることについて教えてください。

記入欄：

問5

景観計画の提案制度を知っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　知っている	
イ　知らない	

問6

景観計画の提案制度を活用したことがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　活用したことがある	
イ　活用したことがない	

問7

問6で「ア 活用したことがある」と回答された方にお伺いします。
提案の経緯・目的を記入してください。

記入欄：

問8

景観計画の提案制度活用にあたり、課題と感じていることについて教えてください。

記入欄：

【調査3　持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査】

以下の設問は『都市再生推進法人』の方のみご回答ください。

9．都市再生推進法人等会議に対する意向把握

都市再生推進法人等会議は、各都市再生推進法人等が持つ知見や課題等を共有し、課題解決に向けて意見交換するとともに法人等同士の交流の機会となるものです。

※都市再生推進法人等会議及び視察会への出欠確認は、開催日程が決まった段階で参加意向の団体様向けに改めてご案内させて頂きます。

問1

令和7年（2025年）11月7日（金）頃に、東京都内において、都市再生推進法人等会議の開催を予定しています。参加のご意向について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　会場で参加したい	
イ　WEBで参加したい（WEB配信が可能な場合）	
ウ　会議には参加せず、会議資料のみ入手したい	
エ　参加は考えていない	

問2

問1で「ア 会場で参加したい」と回答された方にお伺いします。

協議したいテーマ・内容がありましたら記載して下さい。(財源確保、課題解決に向けた工夫事例、合意形成の図り方など、エリア評価につながる有効な指標)

記入欄：具体的な内容をご記入ください

問3

問1で「ア 会場で参加したい」と回答された方にお伺いします。

会議は、テーマに分かれたグループ討議と全体での情報共有を想定していますが、その他取り入れたいコンテンツ(会議形態等)ありましたらご記入下さい。

記入欄：具体的な内容をご記入ください

問4

問1で「ア 会場で参加したい」と回答された方にお伺いします。 会議後等に会場周辺のエリアマネジメント等の視察会を開催する予定です。参加のご意向について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）	回答欄
ア　参加の意向	
イ　参加は考えていない	

(3)-2 調査 3:持続的なエリアマネジメントに必要な人材・財源に関する調査結果のポイント

1. エリアマネジメント活動に関する計画作成時の懸念事項

・ 市区町村まちづくり担当者、まちづくり団体ともに、「ウ） 資金計画（収入内容、支出内容等）」を懸念事項として多く回答している（「カ）懸念がある項目はない」とする回答以外）。

・ まちづくり団体と市区町村まちづくり担当者の回答と比較すると、まちづくり団体のほうが、市区町村まちづくり担当者の回答より「ウ） 資金計画（収入内容、支出内容等）」を他の回答より多く挙げている傾向がみられる。

エリマネ活動計画作成時の懸念事項（市区町村）
（図 2.1-167） N=1,357（回答者数・複数回答可）

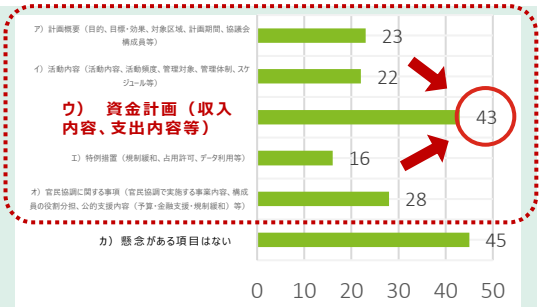

エリマネ活動計画作成時の懸念事項（まちづくり団体）
（図 2.1-269） N=102（回答者数・複数回答可）

2. エリアマネジメントの各フェーズにおいて課題と感じていること

・ 組織立上げ期から継続活動期に至るまで、「エ） 行政側における制度の理解不足」が最も多い課題となっており、行政側の理解の深化がエリアマネジメント推進の前提条件である。また、組織立上げ期の「ア） キーパーソンの発掘」や継続活動期の「ウ） 継続的な資金補助」等が高い割合を示している。

・ 【フェーズ1】組織立上げ期における行政としての課題では、「エ） 行政側における制度の理解不足」が最も多く、次いで「ア） キーパーソンの発掘」である。

・ 【フェーズ4】継続活動期における行政としての課題では、「エ） 行政側における制度の理解不足」が最も多く、次いで「ウ） 継続的な資金補助」である。

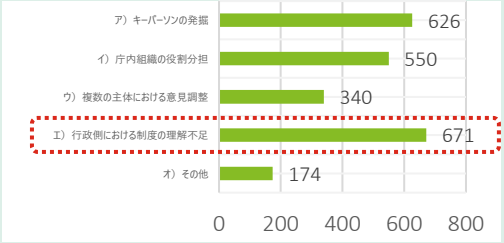

【組織立上げ期】における行政の課題
（図 2.1-179） N=1,310（回答者数・複数回答可）

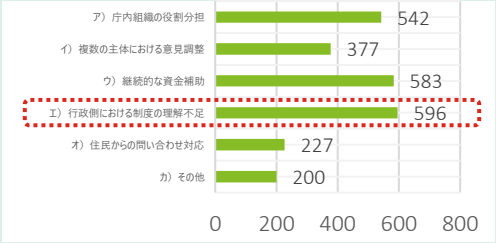

【継続活動期】における行政の課題
（図 2.1-218） N=1,300（回答者数・複数回答可）

3. 都市の規模による「支援・評価体制」の差異

・ エリアマネジメント組織に対する各フェーズにおける行政による支援の有無、独自の支援制度の有無等において、100 万人以上の都市とそれ以外の自治体で大きな差異が見られ、小規模自治体に対する支援の充実が必要である。

・ 【フェーズ1】組織立上げ期における市区町村支援状況で、「支援している」の割合は人口規模別に大きくなっており、100 万人以上は8割以上が支援している。

・　エリアマネジメント推進に係る独自の支援制度を設けている市区町村は全体で2．4％であるが、100万人以上では63．6％が設けている。

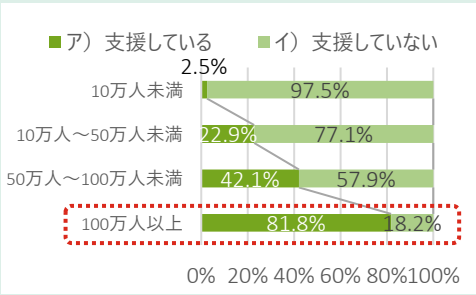

【フェーズ1】組織立上げ期における市区町村の支援状況の人口規模による傾向
（図 2.1-184） N=1,334

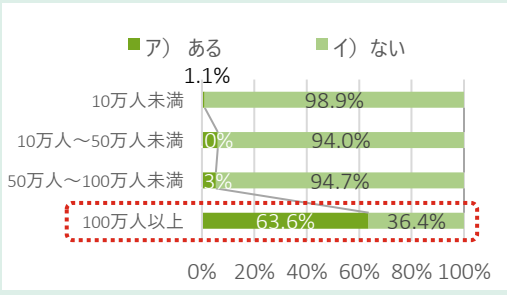

エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度の人口規模による傾向
（図 2.1-176） N=1,364

(3)-3 市区町村まちづくり担当者あて調査

1) 調査3(市区町村まちづくり担当者あて)のまとめ

① エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み
・資金計画(収入・支出内容等)の懸念が最も多い。次いで、計画概要(目的等)の懸念が多い。

② エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度
・国土交通省都市局の支援制度以外の支援制度の活用や市区町村独自の支援制度は極めて低い導入率である。
・100 万人以上の都市においては6割以上で独自の支援制度を持っている。

③ エリアマネジメントの各フェーズにおける課題と支援
・全フェーズに共通して行政側における制度の理解不足が見られる。

④ エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方
・市区町村による評価実施割合は2%強と停滞しており、評価していない理由では「効果測定・評価の方法がわからない」が最も多い。

2) 設問ごとの回答

ここでは、以下の設問ごとに回答の整理・分析を行った。

回答の整理にあたっては、単純集計に加え、都市の人口規模、都市再生推進法人を有する市区町村、市町村都市再生協議会を有する市区町村、まちなかウォーカブル区域を有する市区町村による傾向分析を行った。

自由記述については、回答欄に記載された各回答を一覧表に整理した。

※ その際、必要に応じ、当該記載の主旨が変わらない範囲での修文等を行いつつ、当該回答数が多い場合は、それらの類型化を行った上で、代表的な回答(要約・抜粋)の一覧化を行った。

また、設問への直接の回答でないと考えられる「特になし」「よく分からない」「検討中」等の自由記述は除いた。)。

＜設問(市区町村のまちづくり担当者あて) ※再掲＞

1. エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み
(1)官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について

2. エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度
(1)国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について
(2)エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度について

(3)エリアマネジメントの各フェーズ(※)において課題と感じていることや市区町村での支援状況等について

※フェーズ
【フェーズ1】組織立上げ期について
【フェーズ2】ビジョン作成期について
【フェーズ3】社会実証期について

【フェーズ4】継続活動期について

3．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

（1）エリアマネジメントに係る評価の実態について

（2）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について

（3）公共貢献により整備された公共公益施設の整備・維持管理の担保方法について

（4）都市再生推進法人等が行うエリアマネジメント活動に対する公共貢献活動の評価について

4．都市再生推進法人の業務・権限拡大及びガバナンスに関する要件強化

１．エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み

国土交通省では、持続的なエリアマネジメントの実現を目指し、エリアマネジメント活動の継続活動期において、中長期的な観点から官民協調で取り組むべき事項や資金計画、関係者の役割分担等を官民が参画する組織体が具体的に定める計画作成の仕組み（以下、「（仮称）エリアマネジメント活動計画」という）を考えております。

上記計画における記載内容についてお伺いします。

（１）官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について

（仮称）エリアマネジメント活動計画の記載内容について、ご意見をお聞かせください。

問１

■設問

エリアマネジメント活動に関する計画の記載内容（イメージ）について、計画を作成する場合に懸念がある項目はありますか。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメント活動に関する計画を作成する場合の懸念事項は、「カ　懸念がある項目はない」が最も多く、945 件だった。懸念事項として多かったのは、「ウ　資金計画（収入内容、支出内容等）」（264 件）、「ア　計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）」（257 件）であった。

■回答　N=1,357（回答者数・複数回答可）

表 2.1-164 計画作成にあたっての懸念事項

項目	回答数	割合
ア）計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）	257	12.8%
イ）活動内容（活動内容、活動頻度、管理対象、管理体制、スケジュール等）	212	10.5%
ウ）資金計画（収入内容、支出内容等）	264	13.1%
エ）特例措置（規制緩和、占用許可、データ利用等）	130	6.5%
オ）官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）	202	10.0%
カ）懸念がある項目はない	945	47.0%
合計	2,010	100.0%

図 2.1-167 計画作成にあたっての懸念事項

■都市の人口規模による傾向　N=1,357（回答者数・複数回答可）

人口規模が大きい区分ほど、「カ　懸念がある項目はない」の割合が少なくなっている。

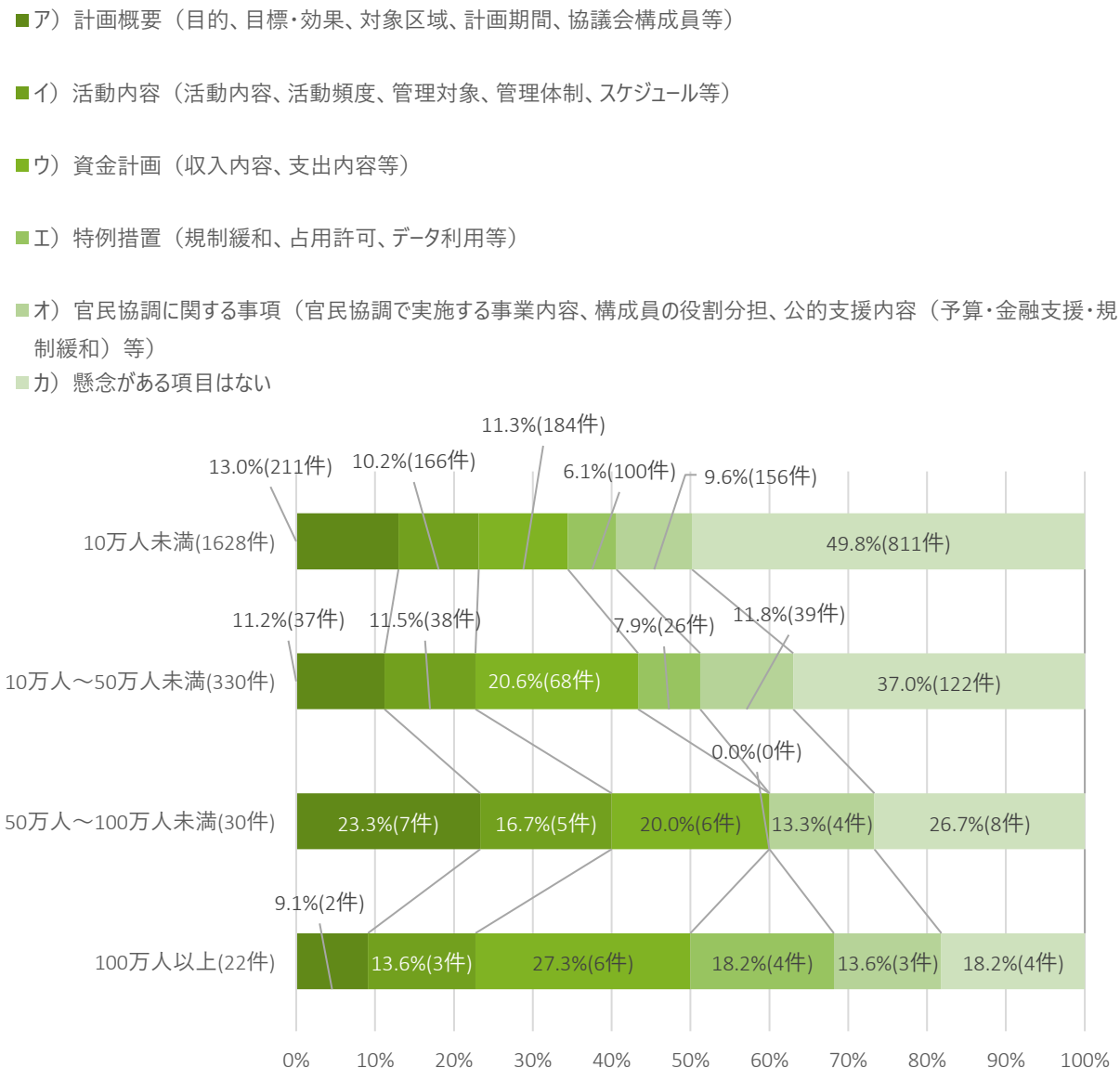

図 2.1-168 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=71（回答者数・複数回答可）

「カ　懸念がある項目はない」が最も多く、38 件であった。懸念事項として多かったのは、「ウ　資金計画（収入内容、支出内容等）」（27 件）、「オ　官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）」（18 件）であった。

表 2.1-165 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）	13	10.5%
イ）活動内容（活動内容、活動頻度、管理対象、管理体制、スケジュール等）	16	12.9%
ウ）資金計画（収入内容、支出内容等）	27	21.8%
エ）特例措置（規制緩和、占用許可、データ利用等）	12	9.7%
オ）官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）	18	14.5%
カ）懸念がある項目はない	38	30.6%
合計	124	100.0%

図 2.1-169 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=44（回答者数・複数回答可）

「カ　懸念がある項目はない」が最も多く、29 件であった。懸念事項として多かったのは、「ウ　資金計画（収入内容、支出内容等）」（10 件）、「オ　官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）」「ア　計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）（各 9 件）であった。

表 2.1-166 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）	9	13.0%
イ）活動内容（活動内容、活動頻度、管理対象、管理体制、スケジュール等）	7	10.1%
ウ）資金計画（収入内容、支出内容等）	10	14.5%
エ）特例措置（規制緩和、占用許可、データ利用等）	5	7.2%
オ）官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）	9	13.0%
カ）懸念がある項目はない	29	42.0%
合計	69	100.0%

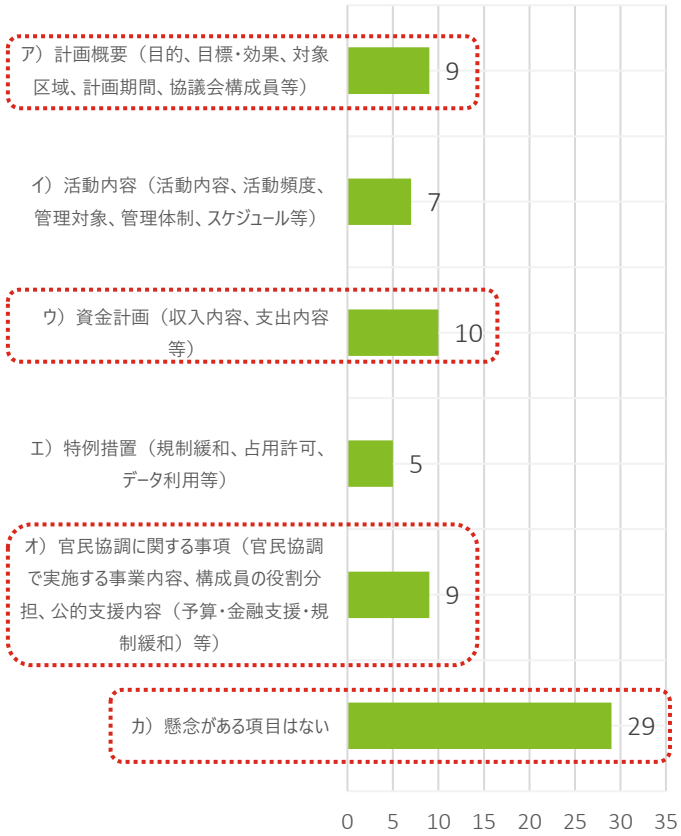

図 2.1-170 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

問１で「懸念がある項目がある」を回答された方にお伺いします。
懸念がある内容について記入してください。

■回答

表 2.1-167 懸念がある内容（市区町村／自由記述）

類型	回答件数（計 267 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.予算・財源の確保と収益性への不安	92 件	・安定した財源への不安があり、収益化できるか否かに応じて持続可能性の担保となる ・エリアマネジメントは、収益化できるか否かに応じて持続可能性の担保となる。行政に収益をあげることができる資金計画のノウハウがない ・国等からの補助金が終了した場合の活動継続が困難 ・収益事業からの収益が少なく、自主財源がない中、マネジメント活動の収入をどのように確保するかが難しい
2.専門的人材とマンパワーの不足	43 件	・エリアマネジメントを担う専門的な知識や経験を持った人材が不足している ・行政のマンパワー不足と民の人材確保計画を策定する人的余裕がない ・活動するのに必要とされる自治体の財政面やマンパワー面が不足している ・スキルを持った人材がいない、資金がない
3.ノウハウ・知見・実績の欠如	42 件	・実績・ノウハウがないため、具体的な計画策定が困難である ・事例がないためどのように進めていけばいいのか分からない ・計画策定の前例がないため、各項目に記載すべき事項について具体的なイメージが湧かない ・行政側にノウハウがないため、各項目において事務フローがマニュアル化されていない ・どのような特例措置の設定が適切かがわからない
4.制度への理解不足と具体像の欠如	38 件	・そもそもエリアマネジメントの内容（メリット等）が分からない ・そもそもの仕組みを理解できていない ・制度の理解が不足しているため、全項目において懸念がある計画を作成した場合の効果等についての理解が不足している ・計画段階で予算や金融支援を明記して良いものなのかよく分からない
5.民間プレイヤーの不在と協力体制の難しさ	27 件	・官民協調を進める事業者や団体等の相手方が想定できない ・主導する民間団体がおらず、ニーズもそれほど多くない ・協議体を組織し継続するための民間側のインセンティブが希薄 ・連携する民間団体が無い ・民間事業者が収益性の低い取組にどれだけ参画してもらえるか
6.役割分担と合意形成の困難さ	15 件	・行政と民間の役割分担が曖昧になる懸念 ・官民それぞれが何を担うのか ・責任の所在が不明瞭になる恐れ ・行政の負担が他の構成員と比べ、過度に大きくなることを懸念する ・様々な団体が関わる場合、責任の所在や意見・利害の調整に時間がかかる
7.持続可能性と長期的な運営・維持	10 件	・継続的に取り組むための組織体制が整っていない ・持続可能な活動ができるかどうか中長期的な資金計画の作成が困難 ・活動資金が得られない場合の活動の継続性の整理

２．エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度

（１）国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について

問１

■設問

現在、国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度はありますか。また、今後活用する予定はありますか（他省庁含む）。以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度は、「ウ　ない」が 1,323 件と最も多い。

■回答　N=1,378（回答者数・複数回答可）

表 2.1-168 国交省都市局以外の支援制度の活用状況

項目	回答数	割合
ア）現在活用している	30	2.2%
イ）今後活用予定である	26	1.9%
ウ）ない	1,323	95.9%
合計	1,379	100.0%

図 2.1-171 国交省都市局以外の支援制度の活用状況

■都市の人口規模による傾向　N=1,378（回答者数・複数回答可）

「ア　現在活用している」の割合が最も高いのは 100 万人以上の 18.2%である。

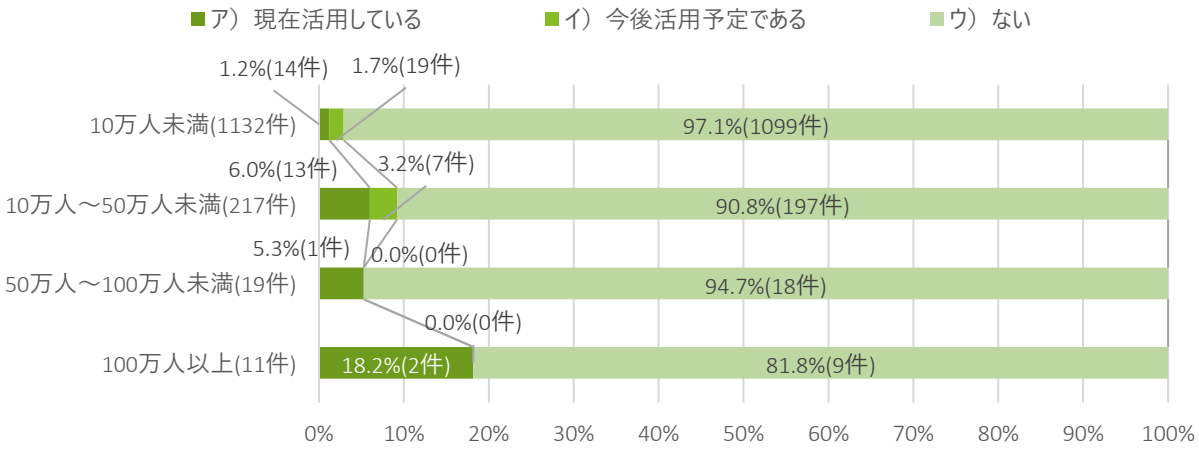

図 2.1-172 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=74（回答者数・複数回答可）

「ウ ない」が 57 件と最も多い。

表 2.1-169 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）現在活用している	14	18.9%
イ）今後活用予定である	3	4.1%
ウ）ない	57	77.0%
合計	74	100.0%

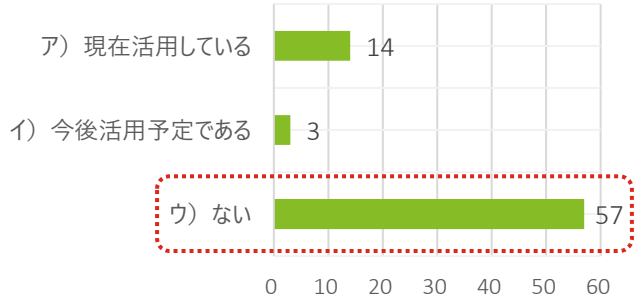

図 2.1-173 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=44（回答者数・複数回答可）

回答は全て「ウ ない」である。

表 2.1-170 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）現在活用している	0	0.0%
イ）今後活用予定である	0	0.0%
ウ）ない	44	100.0%
合計	44	100.0%

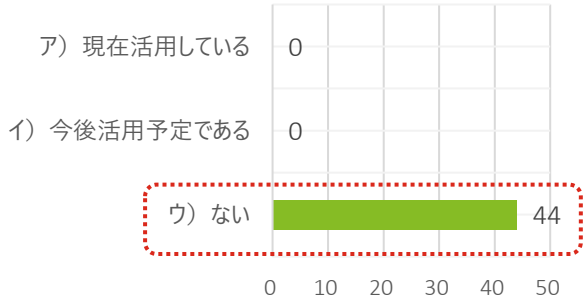

図 2.1-174 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

問 1 で「ア 現在活用している」と回答された方にお伺いします。
活用している制度名を記入してください。

■回答

表 2.1-171 活用している制度名（自由記述）

回答の内容
・新しい地方経済生活環境創生交付金（第2世代交付金）
・エリアマネジメント活動計画認定制度
・官民連携による公共空間の利活用事業補助金
・令和7年度　官民連携都市再生推進事業費補助金
・企業版ふるさと納税
・クラウドファンディング型ふるさと納税
・景観まちづくり推進事業補助（県市補助）
・コーディネート支援
・コミュニティ助成事業
・市の産業局が所管する、商店街振興に関する補助金を活用し、イベント実施のための資金としている。
・商店街活性化観光消費創出事業
・スーパーシティプロジェクト
・生産品海上輸送コスト支援事業費補助金
・「令和 7 年度全国街なか再生地震復興まちづくり支援助成金」
・地域力創造アドバイザー（総務省）
・中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業
・中心市街地活性化ソフト事業
・デジタル田園都市国家構想交付金事業　地方創生推進タイプ
・土地活用ハンズオン支援事業（復興庁）
・パッケージ型支援
・歩行者利便増進道路
・街づくり事業補助金
・まちなか再生事業
・民間まちづくり活動促進事業（第 2 世代交付金）
・歴史的資源を活用した観光まちづくり事業

問 3

■設問

問 1 で「イ 今後活用予定である」と回答された方にお伺いします。
活用予定の制度名を記入してください。

■回答

表 2.1-172 活用予定制度名（自由記述）

回答の内容
・新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
・エリアプラットフォーム活動支援事業
・活用を予定しているが、具体の制度についてはエリマネの取組み内容と親和性のあるものを検討中
・オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業 ※R6 年度活用実績あり、今後も必要に応じて活用の可能性あり
・外部専門家短期派遣事業及びまちなか再生事業
・官民連携まちなか再生推進事業
・寄附活動
・宝くじ助成、民間の助成等
・地域の観光資源充実のための環境整備推進事業（歴まち計画型）（仮称）
・地域観光魅力向上事業
・中心市街地再活性化特別対策事業、民間中心市街地商業活性化事業計画、中心市街地活性化ソフト事業、中心市街地活性化協議会運営支援事業
・都市構造再編集中支援事業
・都市構造再編集中支援事業、社会資本整備総合交付金支援制度の活用を検討中
・都市再生推進法人による景観計画の提案、都市利便増進協定
・都市再生推進法人を指定し、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援を活用することを検討中
・具体的に決まっていませんが、まちなかウォーカブル推進事業の社会実験に向けて今年度より商工会議所との協議を開始し、地元商店会や大型店舗などとの勉強会を開催する予定
・具体的な活用制度は未定だが、国土交通省都市局の制度も含め、様々な制度の活用によりまちづくりを進めていく予定
・今後、町としてマスタープランの作成を予定しており、その基本方針から活用する予定

問 4

■設問

問 1 で「ウ ない」と回答された方にお伺いします。
その理由を記入してください。

■回答

表 2.1-173 活用している制度がない理由（自由記述）

類型	回答件数（493 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.取組・ニーズの不在	145 件	・そもそもニーズが無いためエリアマネジメントの活動を行っていない、または実施予定がない ・一体的な施策や動き、実績が全くない活用する必要性を感じていない
2.制度の認知・情報・理解不足	112 件	・どのような支援制度があるのか把握していない ・知らない支援制度の内容や活用方法、メリットが分からない ・情報収集の力が乏しく、情報が不足している ・国交省以外の他省庁の制度を認識していない
3.検討中・立ち上げの初期段階	76 件	・現在は検討段階（または検討中）であり、まだ具体的な予定がない ・エリアプラットフォームの立ち上げ段階や組織の組成中である ・未来ビジョンや計画を策定中であり、活用の検討はその後になる ・活用に向けて内部協議や調査研究を行っている段階である
4.人員・マンパワー・専門性の不足	68 件	・マンパワー（人員）が不足しており、対応する余裕がない ・専門的な知識や経験を持った人材がいない ・日々の業務に追われて手が回らない ・推進する部署や体制が整っていない
5.実施主体・民間協力の不足	28 件	・エリアマネジメントを担う民間団体や都市再生推進法人が不在である ・地域の主導的な役割を担う企業や団体が存在しない ・民間からの要望や協力が得られない ・機運が醸成されていない ・支援の対象となる貸付対象者がいない
6.都市局等の既存制度で充足	18 件	・国交省都市局の支援制度のみで足りている ・官民連携まちなか再生推進事業等の活用で十分対応できている・社会資本整備総合交付金など、別の補助制度や起債で対応している ・都市構造再編集中支援事業などを活用中である
7.予算・財源の不足	14 件	・予算が不足している ・財政的に厳しい ・持続的な活動資金の確保が難しいため費用面での懸念がある ・市の財政状況に余裕がない
8.優先順位の低さ・他事業への注力	13 件	・他の施策や再開発事業を優先的に進めている ・業務の優先順位として高くない ・現状、エリアマネジメントの重要度が低い
9.地域特性・要件との不一致	12 件	・中山間地域や都市計画区域外であり、取組や制度がなじまない ・自治体の規模が小さく、本制度とミスマッチしている ・市街地や拠点を形成する対象区域がない
10.合致する制度の欠如・要件不一致	7 件	・取り組みたい事業に合致する支援制度がない ・地方市町村の課題解決に繋がる支援がない ・要件に該当しないため支援制度を活用できない ・有利に活用できるような制度が見当たらない

（２）エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度について

問 5

■設問

エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

エリアマネジメントの推進に係る市区町村独自の支援制度は、「イ ない」が 97.6%を占め、「ア ある」は 2.4%にとどまった。

■回答（N=1,364）

表 2.1-174 市区町村独自の支援

項目	回答数	割合
ア） ある	33	2.4%
イ） ない	1,331	97.6%
合計	1,364	100.0%

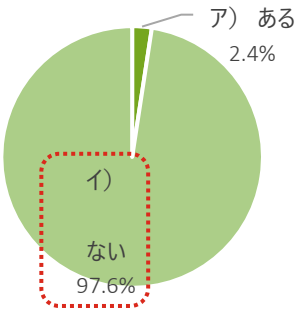

図 2.1-175 市区町村独自の支援制度

■都市の人口規模による傾向（N=1,364）

100 万人以上では「ア ある」の割合は 63.6%と高くなっている。

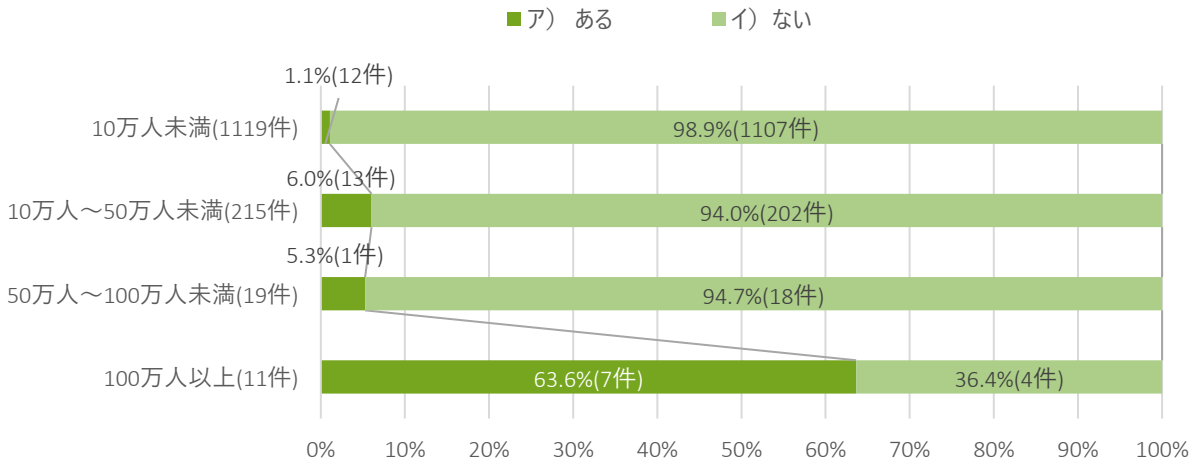

図 2.1-176 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=73)

「イ ない」が 82.2%を占め、「ア ある」は 17.8%にとどまった。

表 2.1-175 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア） ある	13	17.8%
イ） ない	60	82.2%
合計	73	100.0%

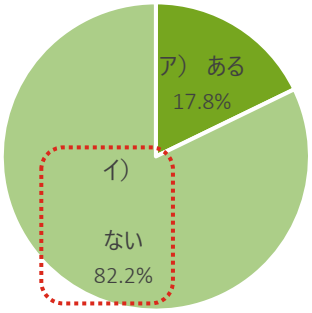

図 2.1-177 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=43)

「イ ない」が 97.7%を占め、「ア ある」は 2.3%にとどまった。

表 2.1-176 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア） ある	1	2.3%
イ） ない	42	97.7%
合計	43	100.0%

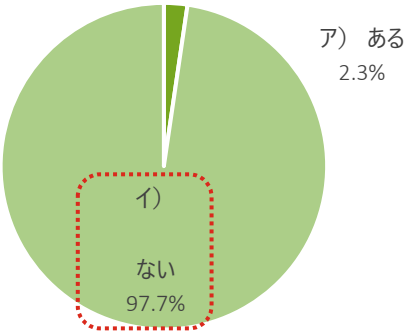

図 2.1-178 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 6

■設問

問 5 で「ア ある」と回答された方にお伺いします。
その制度名と活用実績を記入してください。

■回答

表 2.1-177 支援制度名と活用実績(自由記述)

類型	回答件数 (32 件)	代表的な回答(要約・抜粋)
1.エリアマネジメント支援	16 件	・エリアマネジメント補助金 ・エリアマネジメント活動交付金 ・中心市街地エリアマネジメントにぎわい創出事業
2.エリアマネジメントの制度化・枠組み	5 件	・エリアマネジメント活動計画認定制度 ・エリアマネジメント活動促進制度 ・街づくり推進条例
3.ノウハウ(専門家・人材)支援	3 件	・まちづくりアドバイザー派遣制度 ・まちづくり講師派遣 ・エリアマネジメント推進人材活用補助金
4.まちづくり(再生・にぎわい)等	8 件	・歩いて楽しめるまちづくり推進補助金 ・まちづくり活動応援補助金 ・協働のまちづくりファンド ・住民協働パートナー事業

（３）エリアマネジメントの各フェーズ（※）において課題と感じていることや市区町村での支援状況等について（※フェーズ１：組織立上げ期、フェーズ２：ビジョン作成期、フェーズ３：社会実証期、フェーズ４：継続活動期）

【フェーズ１】組織立上げ期について

問 7

■設問

【フェーズ１】組織立上げ期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメント組織立ち上げ期の行政としての課題は、「エ 行政側における制度の理解不足」が 671 件と最も多く、次いで「ア キーパーソンの発掘」が 626 件であった。

■回答 N=1,310（回答者数・複数回答可）

表 2.1-178-1 行政としての課題

項目	回答数	割合
ア）キーパーソンの発掘	626	47.8%
イ）庁内組織の役割分担	550	42.0%
ウ）複数の主体における意見調整	340	26.0%
エ）行政側における制度の理解不足	671	51.2%
オ）その他	174	13.3%
合計	2361	—

※割合は回答者数におけるもの

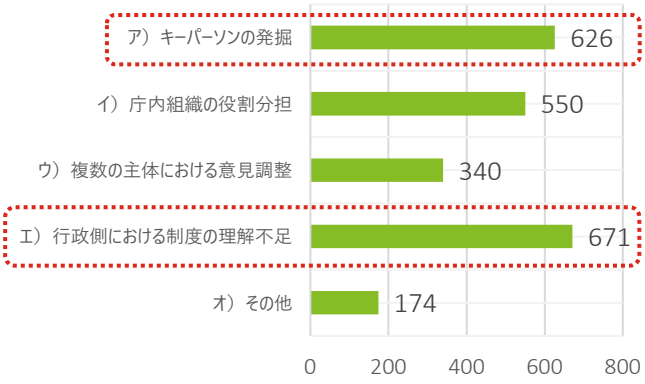

図 2.1-179 行政としての課題

表 2.1-178-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（23 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人員・マンパワーの不足	7 件	・マンパワー不足、人員不足、人材不足、人手不足・制度運用に関する人員を配置する余力がない ・人員及び予算の不足
2.資金・予算の確保	6 件	・活動資金の確保、運営にかかる費用の捻出 ・持続的なエリマネ活動につながる財源確保や収益事業の見込み ・予算が確保できない
3.理解・認知・機運の醸成	4 件	・行政職員のまちづくり等への深い理解、首長の理解 ・住民理解の促進や機運の醸成 ・地域でのエリアマネジメントに対する認知度が低い
4.役割分担と事例の把握	3 件	・行政と民間の役割分担 ・他の事例を知らず、調べても見つけられない状態 ・実績がないため課題等を把握していない
5.課題なし・活動実態なし	3 件	・課題に感じることはない ・現在、エリアマネジメント活動団体はいない ・過去に立ち上げを行っているが、既に解散している

■都市の人口規模による傾向　N=1,310（回答者数・複数回答可）

全体では最多の「エ　行政側における制度の理解不足」は、10 万人未満では最多(31.2%)だが、それ以上の区分では3番目以降にとどまっている。10 万人以上の区分では、「ア　キーパーソンの発掘」が最多である。

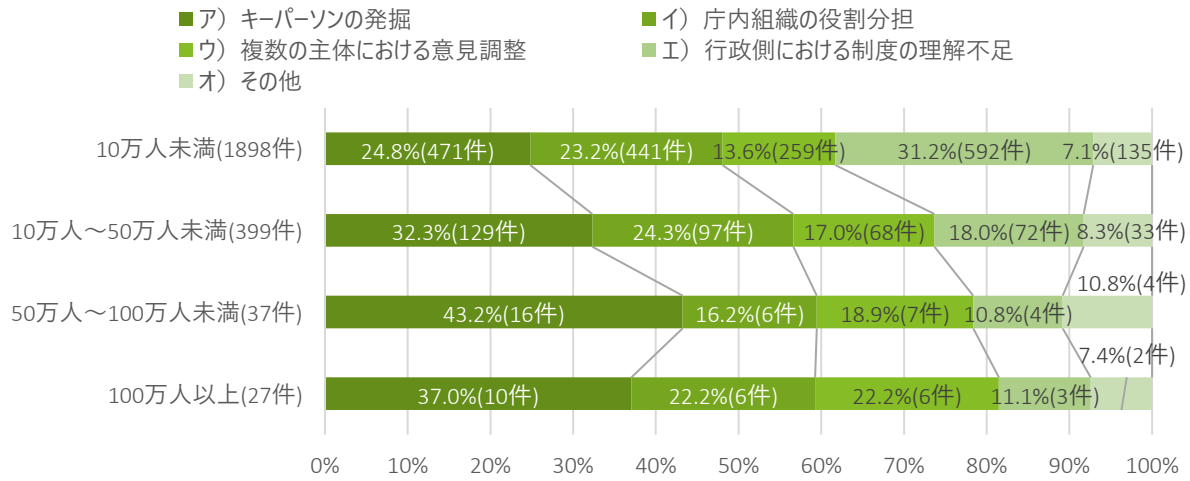

図 2.1-180 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=69（回答者数・複数回答可）

「ア キーパーソンの発掘」が 52 件と最も多かった。

表 2.1-179 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）キーパーソンの発掘	52	36.9%
イ）庁内組織の役割分担	29	20.6%
ウ）複数の主体における意見調整	27	19.1%
エ）行政側における制度の理解不足	22	15.6%
オ）その他	11	7.8%
合計	141	100.0%

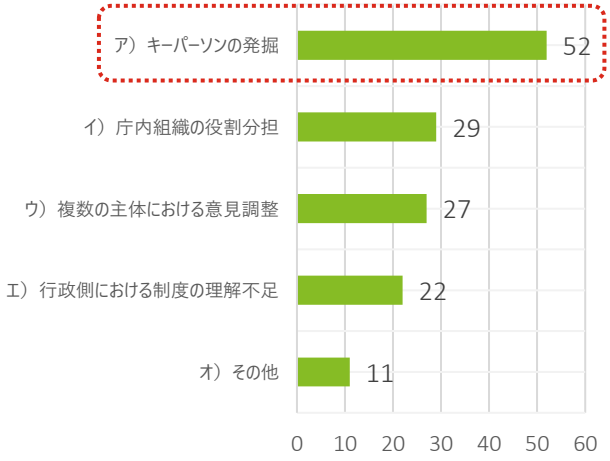

図 2.1-181 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=40（回答者数・複数回答可）

「ア キーパーソンの発掘」が 23 件と最も多かった。

表 2.1-180 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）キーパーソンの発掘	23	29.1%
イ）庁内組織の役割分担	19	24.1%
ウ）複数の主体における意見調整	12	15.2%
エ）行政側における制度の理解不足	19	24.1%
オ）その他	6	7.6%
合計	79	100.0%

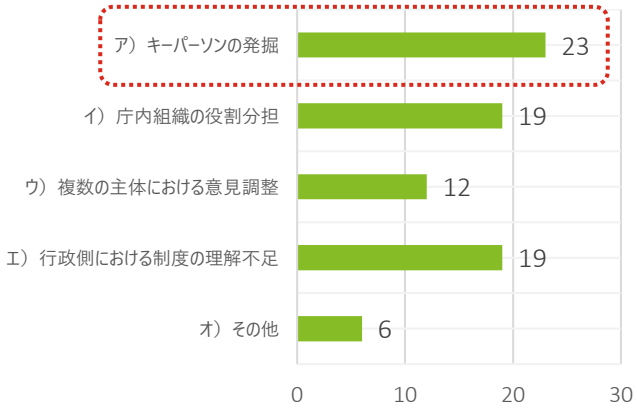

図 2.1-182 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 8

■設問

【フェーズ１】組織立上げ期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

組織立上げ期における市区町村での支援状況は、「ア）支援している」が 6.9%であった。

■回答（N=1,334）

表 2.1-181 市区町村での支援状況

項目	回答数	割合
ア）支援している	92	6.9%
イ）支援していない	1,242	93.1%
合計	1,334	100.0%

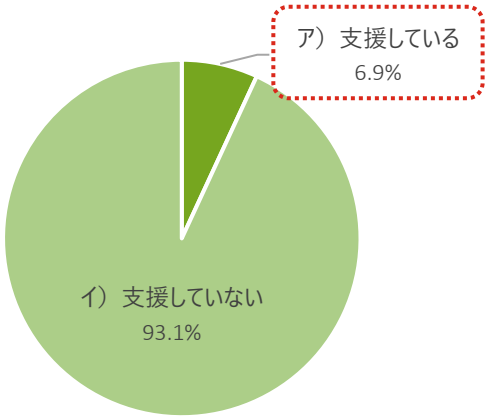

図 2.1-183 市区町村での支援状況

■都市の人口規模による傾向（N=1,334）

「ア　支援している」の回答割合が、人口規模別に大きくなっており、100 万人以上の都市では、81.8%を占めている。

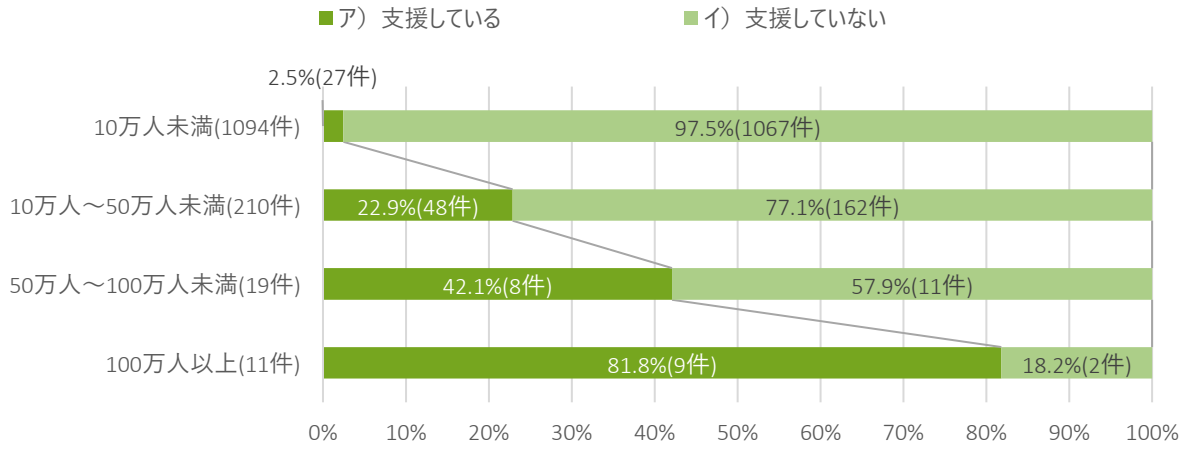

図　2.1-184　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=70）

「ア　支援している」が 40.0%となっている。

表　2.1-182　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）支援している	28	40.0%
イ）支援していない	42	60.0%
合計	70	100.0%

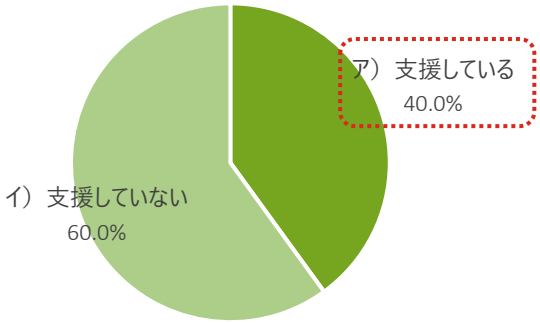

図　2.1-185　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向（N=42）

「イ　支援していない」が 90.5%を占める。

表　2.1-183　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）支援している	4	9.5%
イ）支援していない	38	90.5%
合計	42	100.0%

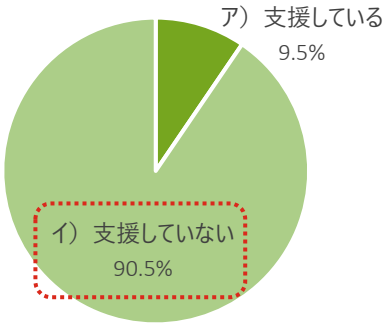

図　2.1-186　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 9

■設問

問 8 で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

支援内容は、「イ まちづくりに関する勉強会の実施」が 44 件と最も多く、次いで「ア まちづくり専門家の派遣」が 34 件となっている。

■回答 N=92（回答者数・複数回答可）

表 2.1-184-1 市区町村の支援内容

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	34	22.7%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	44	29.3%
ウ）組織立上げに係る助成金	23	15.3%
エ）情報発信に係る支援	32	21.3%
オ）その他	17	11.3%
合計	150	100.0%

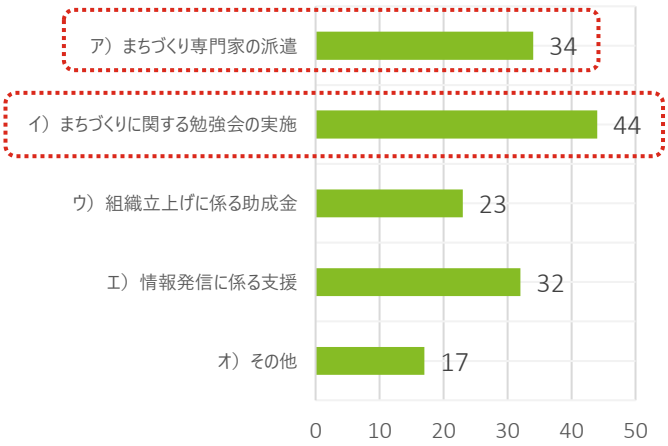

図 2.1-187 市区町村の支援内容

表 2.1-184-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（16 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.資金的支援（補助金・負担金）	4 件	・まちづくり活動推進団体の活動費の一部補助や活動資金の援助 ・事務局への負担金の支出による支援 ・補助金の交付
2.人的支援・行政職員の参画	5 件	・市職員の派遣や事務局への人的リソースの提供 ・行政職員がエリアマネジメント団体の一員として活動に参画・行政職員による関係者との調整業務の代行
3.相談・助言・伴走支援	3 件	・立ち上げや運営に関する相談業務および助言 ・行政による伴走支援 ・計画段階での助言
4.組織構築・情報提供	3 件	・官民共同での組織立ち上げの実施 ・勉強会の開催や情報提供 ・運営主体の民間移行を見据えた支援
5.物理的拠点（場）の提供	1 件	・エリアマネジメント活動を行うための拠点を無償で使用（期限付き）

■都市の人口規模による傾向　N=92（回答者数・複数回答可）

「イ　まちづくりに関する勉強会の実施」は全ての人口区分において最多の割合であり、「ア　まちづくり専門家の派遣」がそれに続いている（100 万人以上は同数値）。

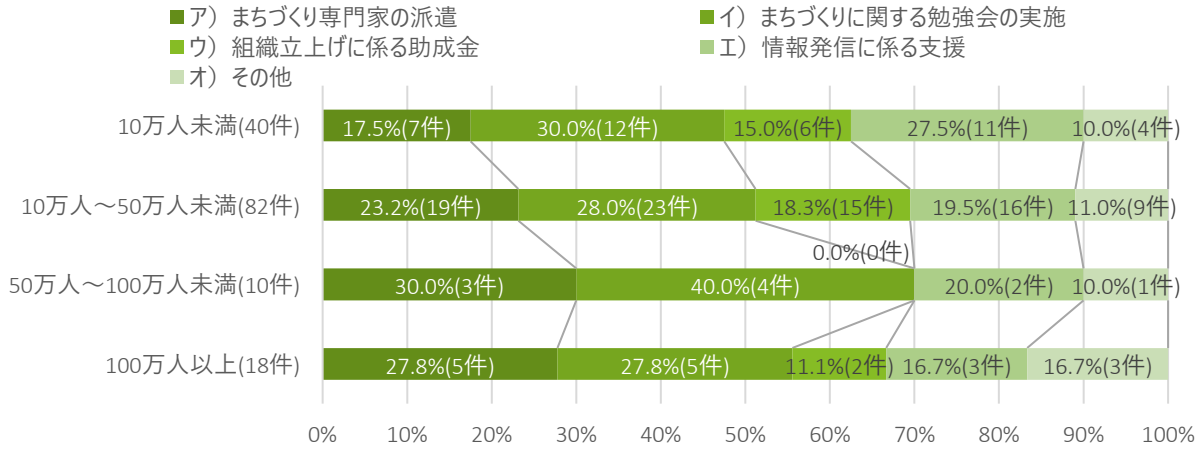

図　2.1-188　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=28（回答者数・複数回答可）

「イ　まちづくりに関する勉強会の実施」が 15 件と最も多く、次いで「エ　情報発信に係る支援」が 9 件となっている。

表　2.1-185　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	6	14.0%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	15	34.9%
ウ）組織立上げに係る助成金	8	18.6%
エ）情報発信に係る支援	9	20.9%
オ）その他	5	11.6%
合計	43	100.0%

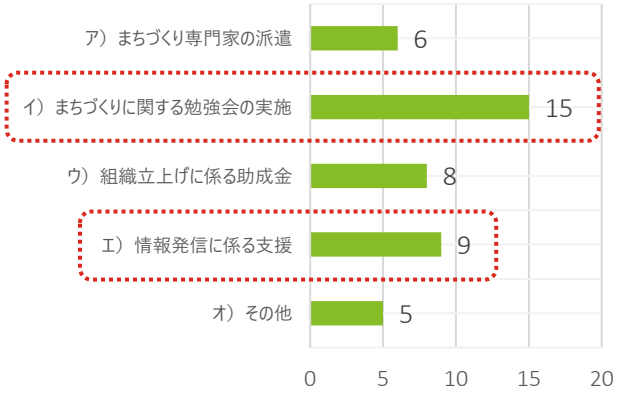

図　2.1-189　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=4（回答者数・複数回答可）

「イ まちづくりに関する勉強会の実施」が 3 件と最多であった。

表 2.1-186 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	0	0.0%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	3	50.0%
ウ）組織立上げに係る助成金	2	33.3%
エ）情報発信に係る支援	1	16.7%
オ）その他	0	0.0%
合計	6	100.0%

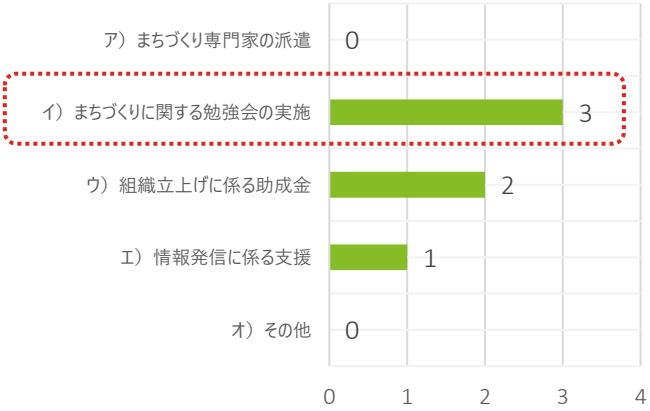

図 2.1-190 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■問 7（行政としての課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 7 行政としての課題についての回答とのクロス集計を行った。各回答に共通して「ア キーパーソンの発掘」が最多であった。

回答　N=92（回答者数・複数回答可）

表 2.1-187 行政としての課題とのクロス集計

項目		行政としての課題				
		ア）キーパーソンの発掘	イ）庁内組織の役割分担	ウ）複数の主体における意見調整	エ）行政側における制度の理解不足	オ）その他
支援内容	ア）まちづくり専門家の派遣（n=34）	30	17	16	11	1
	イ）まちづくりに関する勉強会の実施（n=44）	42	25	26	14	2
	ウ）組織立上げに係る助成金（n=23）	21	11	11	6	4
	エ）情報発信に係る支援（n=32）	31	19	19	14	4
	オ）その他（n=17）	16	7	8	7	4

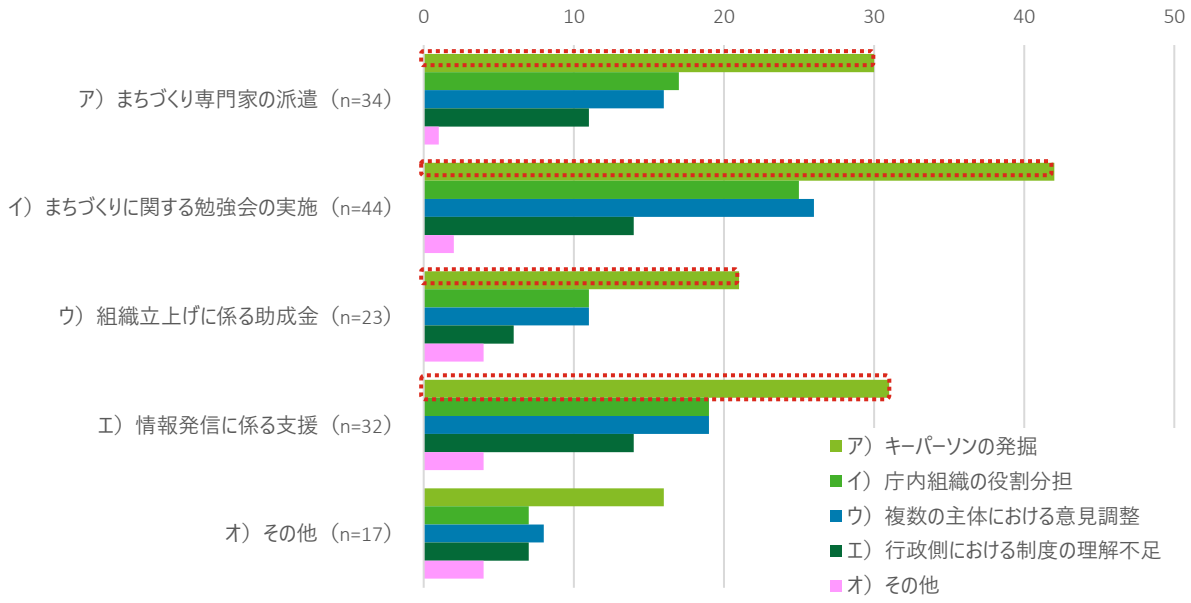

図 2.1-191 行政としての課題とのクロス集計

問 10

■設問

【フェーズ１】まちづくり組織立上げ期において、問 9 の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。

■回答

表 2.1-188 行政として必要と感じている支援制度内容（自由記述）

類型	回答件数（39 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人的支援・人材の確保と配置	14 件	・事務人員確保、職員不足解消、他組織からの人的リソースの支援 ・キーパーソンの発掘、行政職員自らが組織に飛び込み共に活動する支援 ・行政側のけん引する人材や専門の知識を持った職員の確保
2.制度理解・ノウハウ・事例の提供	11 件	・制度に対する理解の醸成（説明会、勉強会の開催）、制度の内容把握 ・先進事例の提供、小規模町村における事例紹介、先進地視察に係る支援 ・エリアマネジメントとは何かという部分から教えていただく機会
3.組織作り・庁内連携・評価体制	5 件	・官民連携の運営体制作り、現在進めている活動からの組織移行 ・庁内部署における認識合わせ、部署を越えた支援体制の強化 ・評価軸の検討、ジブンごととして取り組める体制づくり
4.合意形成・地域への機運醸成	4 件	・関係権利者や事業者との合意形成を円滑に進めるための調整支援 ・地域住民への機運醸成と合意形成 ・地域課題の共有やニーズの提供
5.資金・環境整備・調査検討	5 件	・運営助成金などの金銭的支援、交流拠点の整備 ・エリアマネジメントの活用に関する調査等の支援 ・費用対効果の予測

【フェーズ２】ビジョン作成期について

問 11

■設問

【フェーズ２】ビジョン作成期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

ビジョン作成期において、行政として課題と感じていることは。「エ 行政側における制度の理解不足」の 649 件が最も多く、次いで、「ア 庁内組織の役割分担」が 562 件であった。

■回答 N=1,305（回答者数・複数回答可）

表 2.1-189-1 行政としての課題

項目	回答数	割合※
ア）庁内組織の役割分担	562	43.1%
イ）複数の主体における意見調整	431	33.0%
ウ）ビジョン作成に対する支援（予算確保）	489	37.5%
エ）行政側における制度の理解不足	649	49.7%
オ）その他	185	14.2%
合計	2,316	—

※割合は回答者数におけるもの

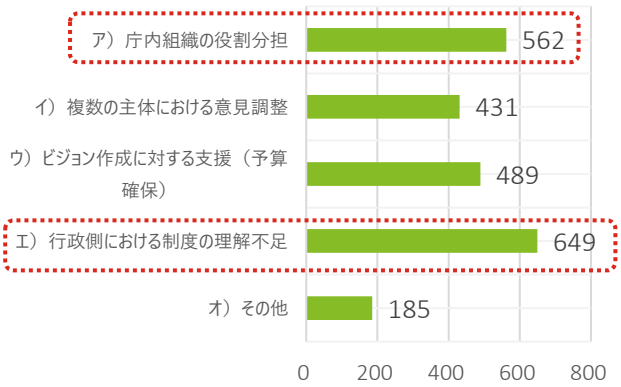

図 2.1-192 行政としての課題

表 2.1-189-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（21 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人員・マンパワーの不足	6 件	・マンパワー不足、人員不足、人手不足 ・制度運用に関する人員を配置する余力がない
2.活動資金・財源の確保	2 件	・活動資金の確保 ・資金面
3.関係者の理解・機運醸成	4 件	・関係者のエリマネ理解、首長とステークホルダーの理解 ・住民理解の促進や機運の醸成・民間側における制度の理解不足、自主性の欠如・行政への丸投げ
4.将来像の統一・具体化と支援	2 件	・官民のまちの将来像に対する意識統一及び計画の具体化 ・人材の確保、ビジョン作成に対する支援（予算確保）
5.活動未実施・現状不明・その他	7 件	・組織立ち上げをしていないので課題がわからない、対象地域が無いため分からない ・区がエリアマネジメント支援方針を作成し、体制構築のための支援を行った

■都市の人口規模による傾向　N=1,305（回答者数・複数回答可）

人口規模による大きな差異は見られないが、10 万人未満で「エ　行政側における制度の理解不足」が 30.5%と、他と比較し高い割合となっている。

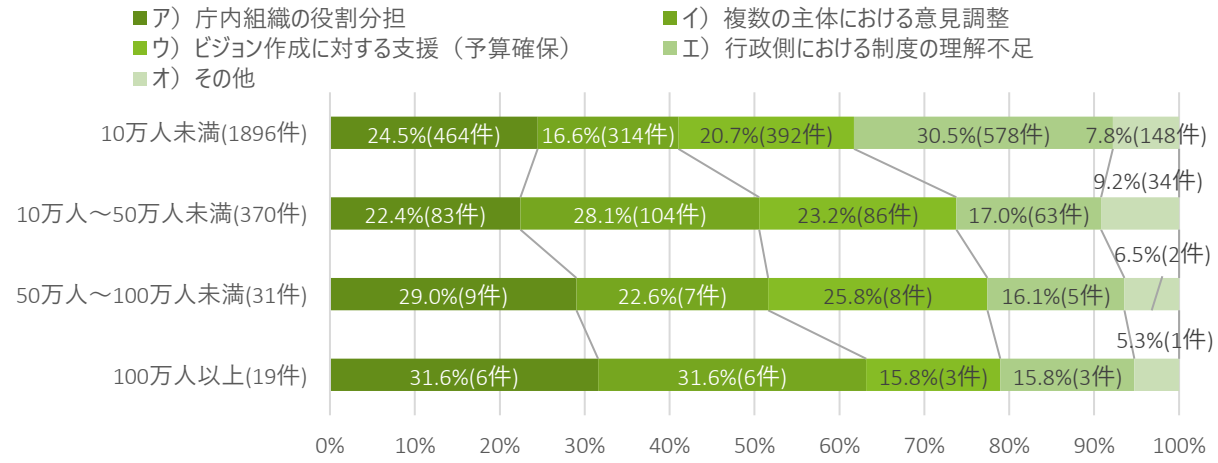

図 2.1-193 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=69（回答者数・複数回答可）

「イ 複数の主体における意見調整」が最も多く 40 件で、次いで「ア 庁内組織の役割分担」が 33 件であった。

表 2.1-190 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）庁内組織の役割分担	33	24.6%
イ）複数の主体における意見調整	40	29.9%
ウ）ビジョン作成に対する支援（予算確保）	29	21.6%
エ）行政側における制度の理解不足	22	16.4%
オ）その他	10	7.5%
合計	134	100%

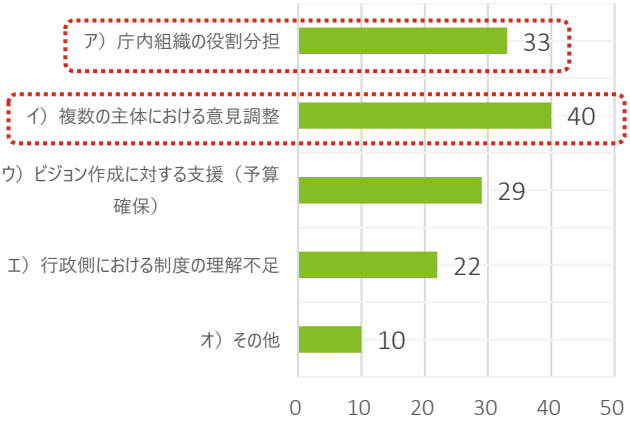

図 2.1-194 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=40（回答者数・複数回答可）

「ア 庁内組織の役割分担」が最も多く 18 件で、次いで「ウ ビジョン作成に対する支援（予算確保）」が 17 件であった。

表 2.1-191 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）庁内組織の役割分担	18	27.3%
イ）複数の主体における意見調整	9	13.6%
ウ）ビジョン作成に対する支援（予算確保）	17	25.8%
エ）行政側における制度の理解不足	16	24.2%
オ）その他	6	9.1%
合計	66	100%

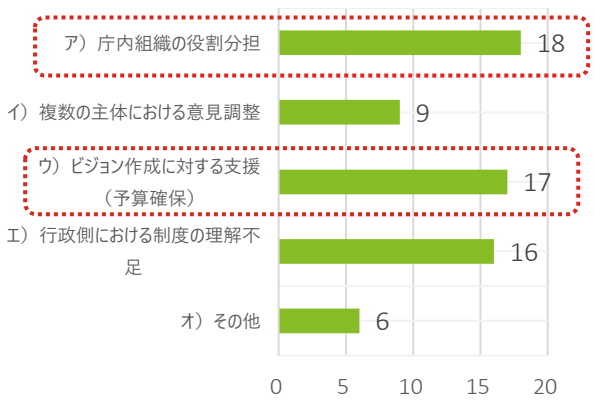

図 2.1-195 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 12

■設問

【フェーズ２】ビジョン作成期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

ビジョン作成期における、市区町村での支援状況は、「イ 支援していない」が 94.0%とほとんどを占め、「ア 支援している」は 6.0%にとどまった。

■回答（N=1,331）

表 2.1-192 市区町村の支援状況

項目	回答数	割合
ア）支援している	80	6.0%
イ）支援していない	1,251	94.0%
合計	1,331	100.0%

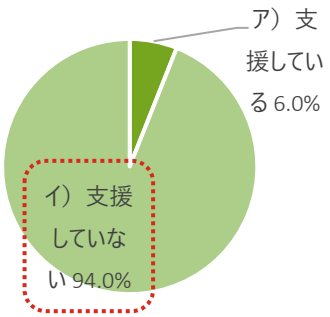

図 2.1-196 市区町村の支援状況

■都市の人口規模による傾向（N=1,331）

「ア　支援している」の回答割合が、人口規模別に大きくなっており、100 万人以上の都市では、72.7%を占めている。

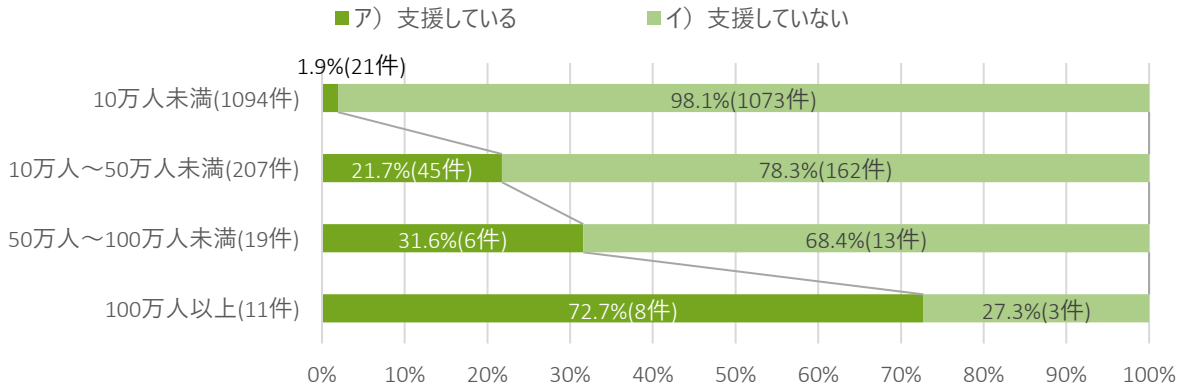

図　2.1-197　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=70）

「イ　支援していない」が 65.7%、「ア　支援している」は 34.3%であった。

表　2.1-193　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）支援している	24	34.3%
イ）支援していない	46	65.7%
合計	70	100.0%

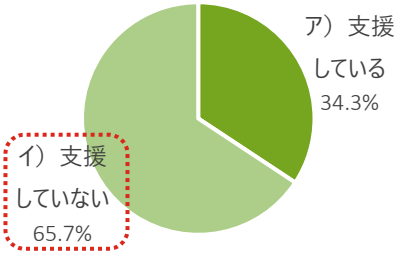

図　2.1-198　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向（N=42）

「イ　支援していない」が 90.5%、「ア　支援している」は 9.5%であった。

表　2.1-194　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）支援している	4	9.5%
イ）支援していない	38	90.5%
合計	42	100.0%

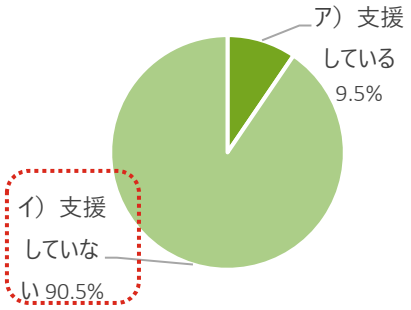

図　2.1-199　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 13

■設問

問 12 で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

支援内容は、「ア まちづくり専門家の派遣」「イ まちづくりに関する勉強会の実施」がそれぞれ 36 件で最も多かった。

■回答（N=80、複数回答可）

表 2.1-195-1 支援内容

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	36	25.2%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	36	25.2%
ウ）ビジョン作成に係る助成金	23	16.1%
エ）情報発信に係る支援	31	21.7%
オ）その他	17	11.9%
合計	143	100.0%

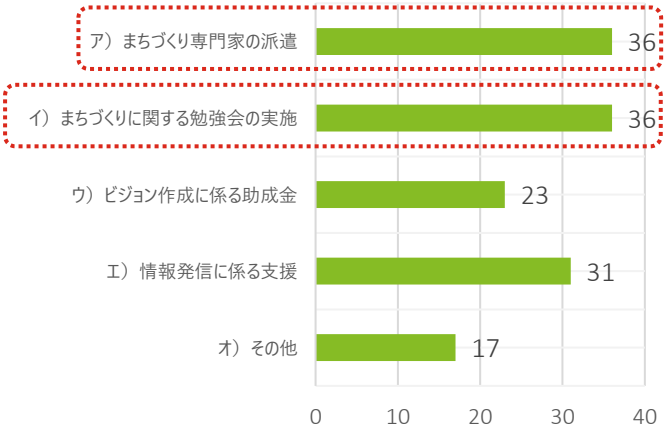

図 2.1-200 支援内容

表 2.1-195-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（17 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.金銭的支援（補助・負担金・予算）	6 件	・エリマネ活動に対する負担金、事務局への負担金の支出 ・まちづくり活動推進団体の活動費の一部を補助 ・ビジョン作成に係る予算確保、活動資金の援助
2.人的支援（職員の派遣・参画）	4 件	・市職員の派遣、人的支援・行政職員のエリマネ団体への参画 ・補助金を受給し、策定に向けて組織の一員として活動
3.ビジョン策定・会議への参画	3 件	・ビジョンの作成、町も一緒にビジョンを作成 ・ビジョン作成に係る検討会議の実施 ・まちづくり検討会議への参加
4.相談・助言・伴走支援	2 件	・相談に応じる、助言を行う等 ・伴奏支援
5.支援方針作成・運営調整支援	2 件	・エリマネ団体に対する支援方針を作成し、それに基づく支援を実施 ・会議運営や関係団体との調整など

■都市の人口規模による傾向　N=80（回答者数・複数回答可）

各人口区分において、「ア　まちづくり専門家の派遣」又は「イ　まちづくりに関する勉強会の実施」が最多及びそれに次ぐ割合を示している。

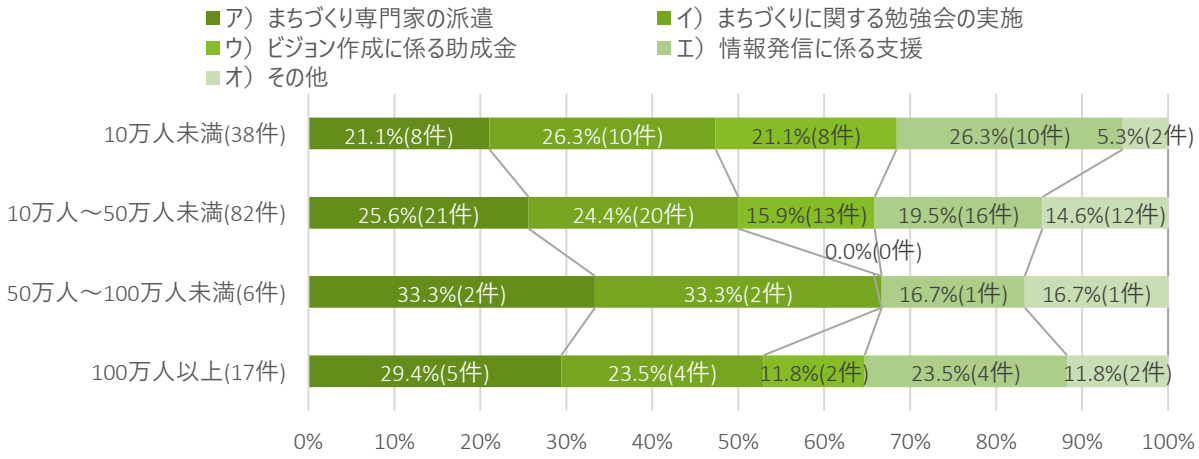

図　2.1-201　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=24（回答者数・複数回答可）

「イ　まちづくりに関する勉強会の実施」「エ　情報発信に係る支援」がそれぞれ 10 件で最も多かった。

表　2.1-196　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	7	17.5%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	10	25.0%
ウ）ビジョン作成に係る助成金	8	20.0%
エ）情報発信に係る支援	10	25.0%
オ）その他	5	12.5%
合計	40	100.0%

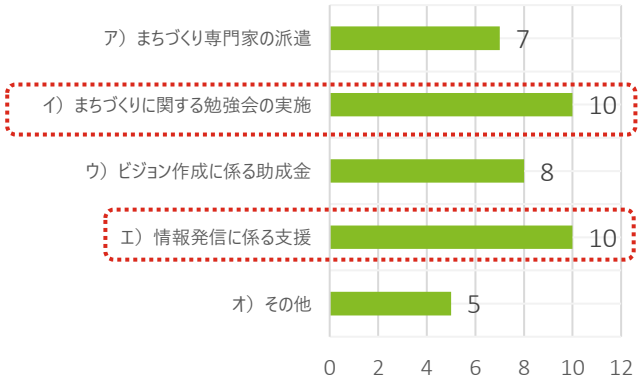

図　2.1-202　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=4（回答者数・複数回答可）

「イ まちづくりに関する勉強会の実施」「ウ ビジョン作成に係る助成金」がそれぞれ 2 件で最も多かった。

表 2.1-197 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	0	0.0%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	2	33.3%
ウ）ビジョン作成に係る助成金	2	33.3%
エ）情報発信に係る支援	1	16.7%
オ）その他	1	16.7%
合計	6	100.0%

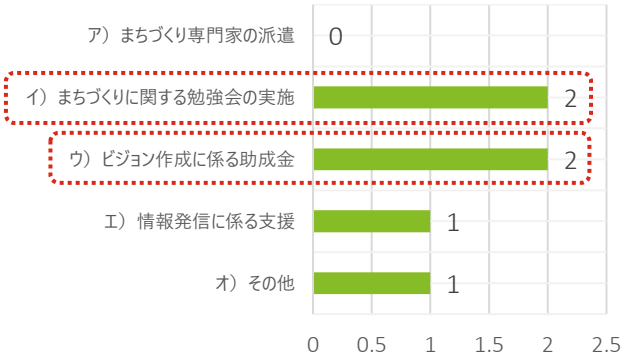

図 2.1-203 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■問 11（行政としての課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 11 行政としての課題についての回答とのクロス集計を行った。

各回答ごとに共通して、「イ　複数主体における意見調整」が最多であった。

■回答　N=80（回答者数・複数回答可）

表 2.1-198　行政としての課題とのクロス集計

項目		行政としての課題				
		ア）庁内組織の役割分担	イ）複数の主体における意見調整	ウ）ビジョン作成に対する支援（予算確保）	エ）行政側における制度の理解不足	オ）その他
支援内容	ア）まちづくり専門家の派遣（n=36）	21	27	15	11	1
	イ）まちづくりに関する勉強会の実施（n=36）	21	27	19	12	2
	ウ）ビジョン作成に係る助成金（n=23）	13	17	13	5	1
	エ）情報発信に係る支援（n=31）	21	24	18	13	2
	オ）その他（n=17）	9	12	4	5	4

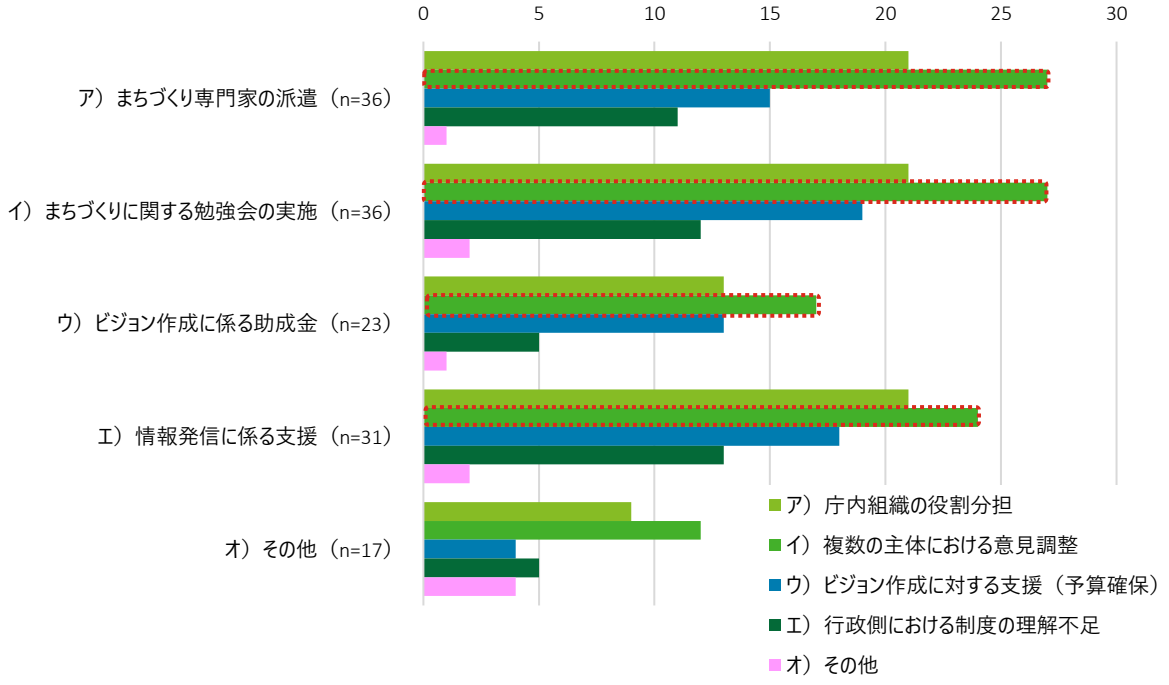

図 2.1-204　行政としての課題とのクロス集計

問 14

■設問

【フェーズ２】ビジョン作成期において、問 13 の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。

■回答

表 2.1-199 行政として必要と感じている支援制度内容（自由記述）

類型	回答件数（29 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人的支援・専門人材の確保	8 件	・国から市町村への専門職員、人材の派遣 ・まちづくりコーディネーターの派遣（関係機関との調整・合意形成等） ・職員不足解消、人材発掘、専門の知識を持った職員の確保
2.資金的・予算的支援	4 件	・ビジョン作成にかかる助成金、基礎調査から計画策定までの費用支援 ・人的支援、金銭的支援 ・人員と予算の確保
3.ノウハウ・情報提供・調査	4 件	・先行事例やビジョン作成後の取組や進め方についての情報提供の支援 ・エリアマネジメントの活用に関する調査や勉強会の開催等の支援 ・小規模町村における事例紹介、ノウハウの伝授
4.行政内部の理解・体制構築	6 件	・制度に対する理解の醸成（説明会、勉強会の開催）、庁内理解醸成 ・職員の制度理解、行政側の体制の構築 ・制度に対する知識の向上、制度の内容把握
5.組織体制・合意形成・評価等	7 件	・多様な主体との意見調整の場の提供（個別具体的に利害関係が相反する場面において） ・官民連携の運営体制づくり、広報活動、情報発信に係る支援 ・費用対効果、評価軸の検討

【フェーズ３】社会実証期について

問 15

■設問

【フェーズ３】社会実証期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

社会実証期において、行政として課題と感じていることは、「エ 行政側における制度の理解不足」が 624 件と最も多く、次いで「ア 庁内組織の役割分担」が 570 件であった。

■回答 N=1,306（回答者数・複数回答可）

表 2.1-200-1 行政としての課題

項目	回答数	割合※
ア）庁内組織の役割分担	570	43.6%
イ）複数の主体における意見調整	401	30.7%
ウ）社会実証に対する支援（予算確保）	565	43.3%
エ）行政側における制度の理解不足	624	47.8%
オ）住民からの問い合わせ対応	236	18.1%
カ）その他	187	14.3%
合計	2,583	—

※割合は回答者数におけるもの

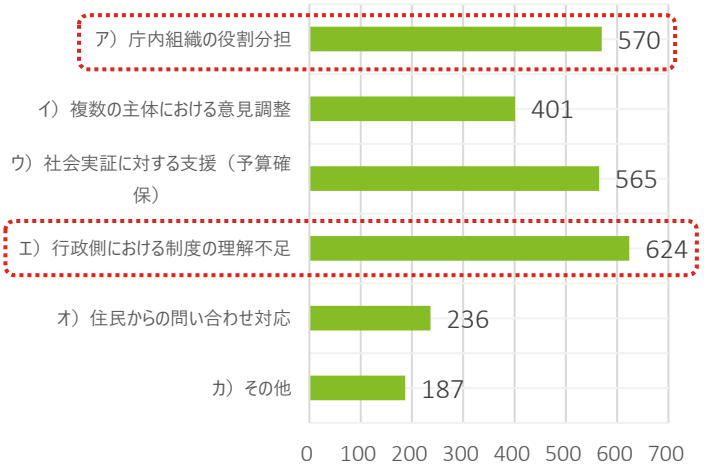

図 2.1-205 行政としての課題

表 2.1-200-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（13 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人的リソース（人員・マンパワー）の不足	5 件	・人手不足、人員不足、マンパワーの確保 ・制度運用に関する人員を配置する余力がない
2.理解醸成・合意形成と主体性の欠如	5 件	・住民理解の促進や機運醸成、首長とステークホルダーの理解 ・民間側における制度の理解不足、自主性の欠如・行政への丸投げ ・エリアマネジメント団体構成員の制度の理解不足、事業連携できる協力団体がない
3.実務的調整・公平性	3 件	・管理者との協議、社会実験実施における公平性の確保 ・公共空間占用に向けた行政内の調整 ・実施内容に係る市民への情報発信

■都市の人口規模による傾向　N=1,306（回答者数・複数回答可）

人口規模による大きな差は見られないが、100 万人以上の「ア　庁内組織の役割分担」が 36.4%と他と比較し、高くなっている。

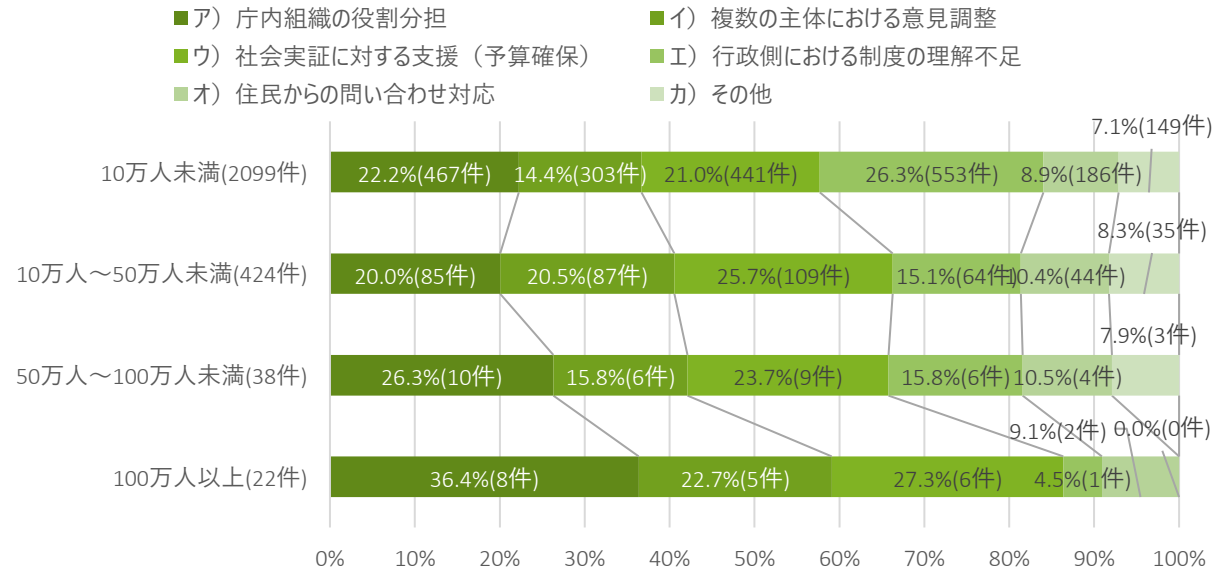

図 2.1-206　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=69（回答者数・複数回答可）

「ウ　社会実証に対する支援（予算確保）」が 39 件と最も多く、次いで「イ　複数の主体における意見調整」が 35 件であった。

表 2.1-201　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）庁内組織の役割分担	34	21.8%
イ）複数の主体における意見調整	35	22.4%
ウ）社会実証に対する支援（予算確保）	39	25.0%
エ）行政側における制度の理解不足	23	14.7%
オ）住民からの問い合わせ対応	17	10.9%
カ）その他	8	5.1%
合計	156	100.0%

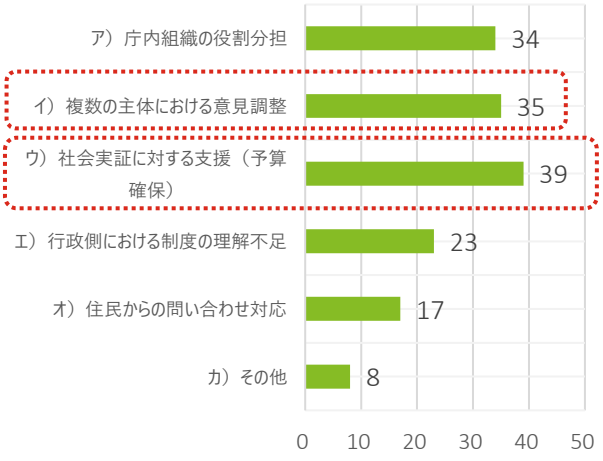

図 2.1-207　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=40（回答者数・複数回答可）

「ア　庁内組織の役割分担」が 20 件と最も多く、次いで　「ウ 社会実証に対する支援（予算確保）」が 18 件であった。

表 2.1-202 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）庁内組織の役割分担	20	27.4%
イ）複数の主体における意見調整	10	13.7%
ウ）社会実証に対する支援（予算確保）	18	24.7%
エ）行政側における制度の理解不足	12	16.4%
オ）住民からの問い合わせ対応	6	8.2%
カ）その他	7	9.6%
合計	73	100.0%

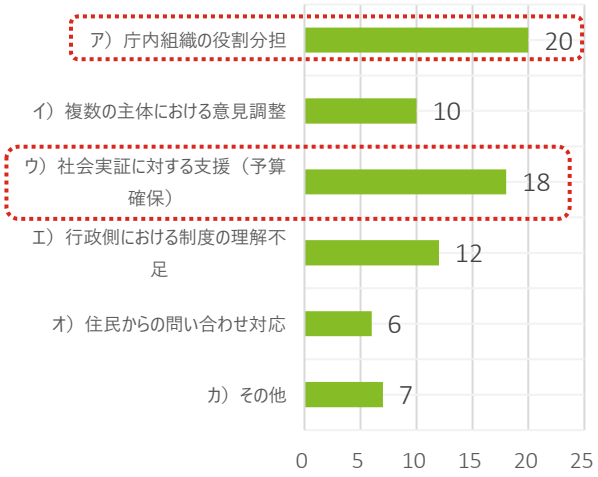

図 2.1-208 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 16

■設問

【フェーズ３】社会実証期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

社会実証期における、市区町村での支援状況は、「ア　支援している」は 5.7％であった。

■回答 （N=1,331）

表 2.1-203 市区町村での支援状況

項目	回答数	割合
ア）支援している	76	5.7%
イ）支援していない	1,255	94.3%
合計	1,331	100.0%

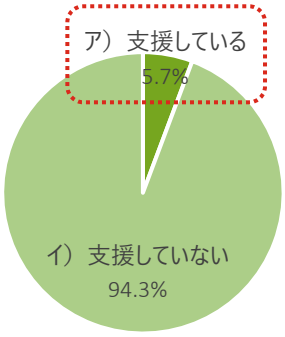

図 2.1-209 市区町村での支援状況

■都市の人口規模による傾向 （N=1,331）

「ア　支援している」の回答割合が、人口規模別に大きくなっており、100 万人以上の都市では、72.7%を占めている。

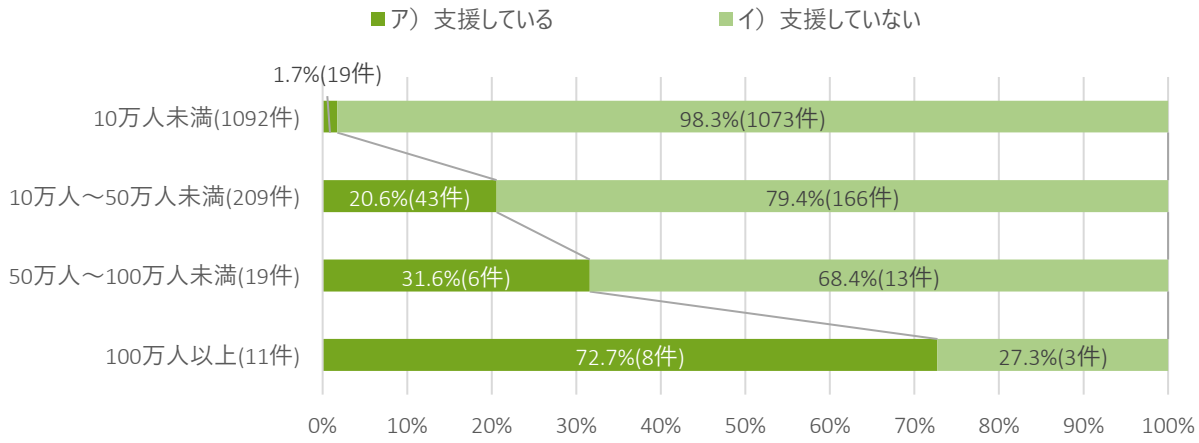

図 2.1-210 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=70)

「ア 支援している」は 34.3%となっている。

表 2.1-204 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）支援している	24	34.3%
イ）支援していない	46	65.7%
合計	70	100.0%

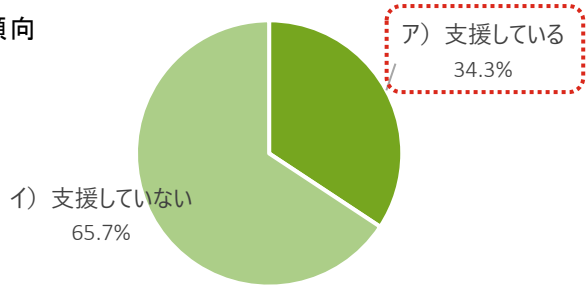

図 2.1-211 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=42)

「ア 支援している」は 11.9%となっている。

表 2.1-205 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）支援している	5	11.9%
イ）支援していない	37	88.1%
合計	42	100.0%

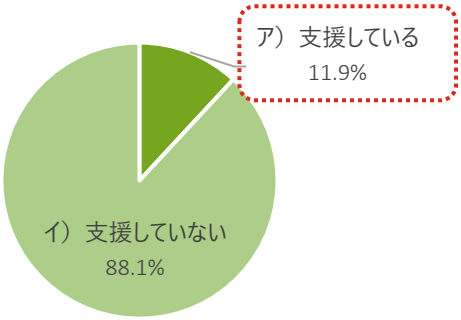

図 2.1-212 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 17

■設問

問 16 で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

支援内容については、「エ 公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）」が最も多く、39 件、次いで「ウ 社会実証実施に係る助成金」「オ 情報発信に係る支援」がそれぞれ 38 件であった。

■回答 N=76（回答者数・複数回答可）

表 2.1-206-1 支援内容

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	24	13.4%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	27	15.1%
ウ）社会実証実施に係る助成金	38	21.2%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	39	21.8%
オ）情報発信に係る支援	38	21.2%
カ）その他	13	7.3%
合計	179	100.0%

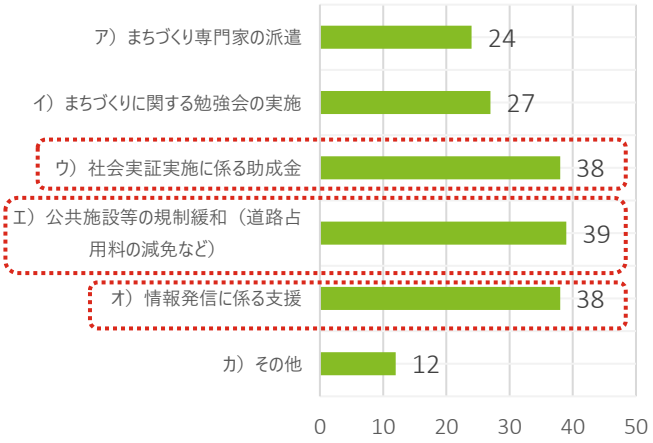

図 2.1-213 支援内容

表 2.1-206-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（12 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.資金的・人的リソースの直接支援	4 件	・エリマネ活動に関する負担金、事務局への人的支援、負担金の支出 ・行政職員のエリマネ団体への参画、人的支援、金銭的支援
2.調整・手続き・事務的な支援	4 件	・関係部署との調整、行政機関への届出調整、社会実験の実施に向けた関係者との調整など ・社会実証実施に係る計画書の取りまとめ及び国の助成金申請の資料作成支援など
3.社会実験の実施・伴走・相談支援	4 件	・実証実験（イベント）実施の支援、市と協働で社会実験を実施する ・相談に応じる、助言を行う等、伴奏支援

■都市の人口規模による傾向　N=76（回答者数・複数回答可）

人口規模による大きな差は見られない。

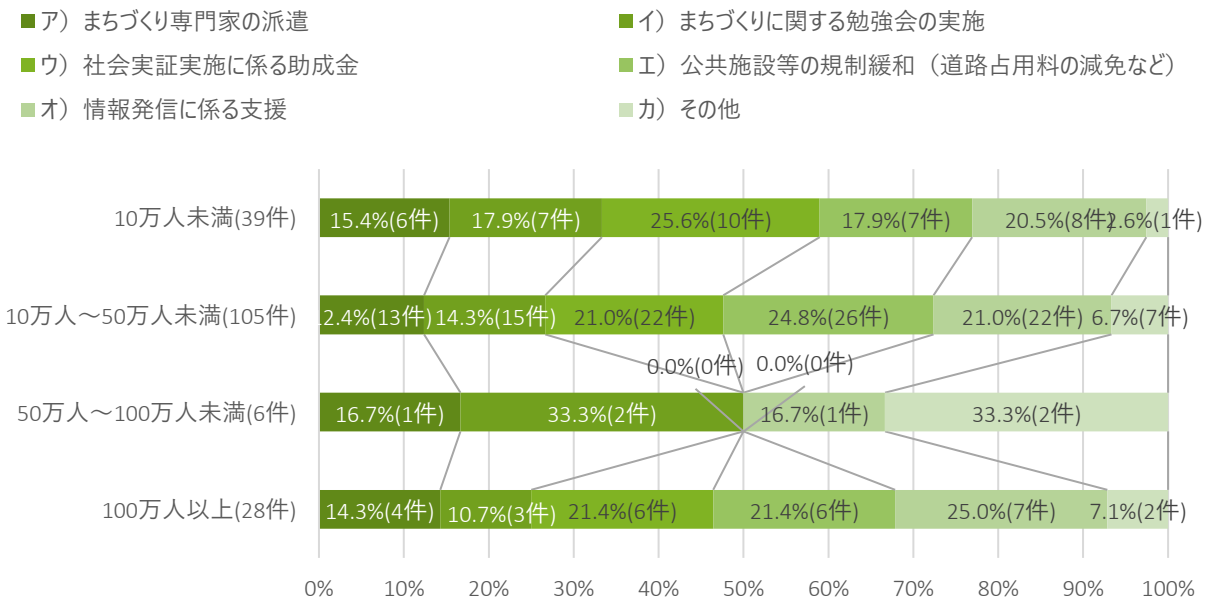

図 2.1-214 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=24（回答者数・複数回答可）

「ウ 社会実証実施に係る助成金」「オ 情報発信に係る支援」が最も多く、12 件、次いで「エ 公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）」が 10 件であった。

表 2.1-207 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	6	11.3%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	7	13.2%
ウ）社会実証実施に係る助成金	12	22.6%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	10	18.9%
オ）情報発信に係る支援	12	22.6%
カ）その他	6	11.3%
合計	53	100.0%

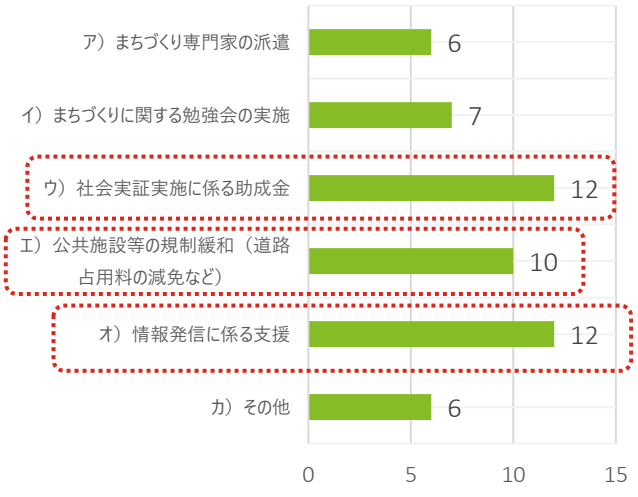

図 2.1-215 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=5（回答者数・複数回答可）

「イ　まちづくりに関する勉強会の実施」「ウ　社会実証実施に係る助成金」が最も多く2件であった。

表 2.1-208 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	0	0.0%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	2	33.3%
ウ）社会実証実施に係る助成金	2	33.3%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	1	16.7%
オ）情報発信に係る支援	1	16.7%
カ）その他	0	0.0%
合計	6	100.0%

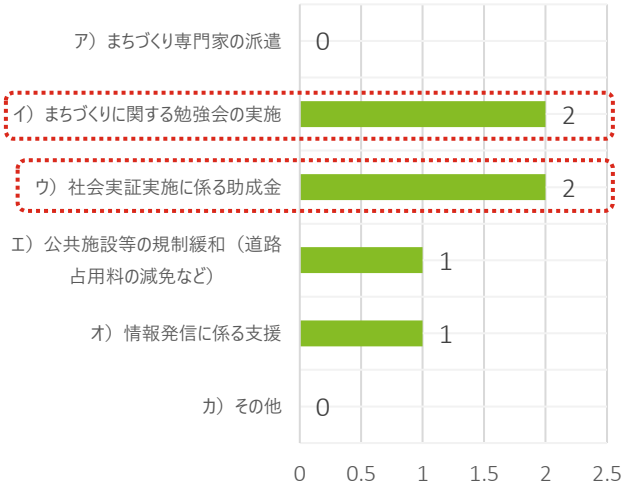

図 2.1-216 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■問 15（行政としての課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 15（行政としての課題）についての回答とのクロス集計を行った。

各回答に共通して、「ウ　社会実証に対する支援（予算確保）」が最多であった。

■回答　N=76（回答者数・複数回答可）

表 2.1-209 行政としての課題とのクロス集計

項目		行政としての課題					
		ア）庁内組織の役割分担	イ）複数の主体における意見調整	ウ）社会実証に対する支援（予算確保）	エ）行政側における制度の理解不足	オ）住民からの問い合わせ対応	カ）その他
支援内容	ア）まちづくり専門家の派遣（n=24）	14	15	16	10	8	2
	イ）まちづくりに関する勉強会の実施（n=27）	14	17	19	9	10	1
	ウ）社会実証実施に係る助成金（n=38）	20	23	27	8	11	2
	エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）（n=39）	19	26	29	12	13	0
	オ）情報発信に係る支援（n=38）	22	29	30	14	14	2
	カ）その他（n=12）	9	8	10	6	6	2

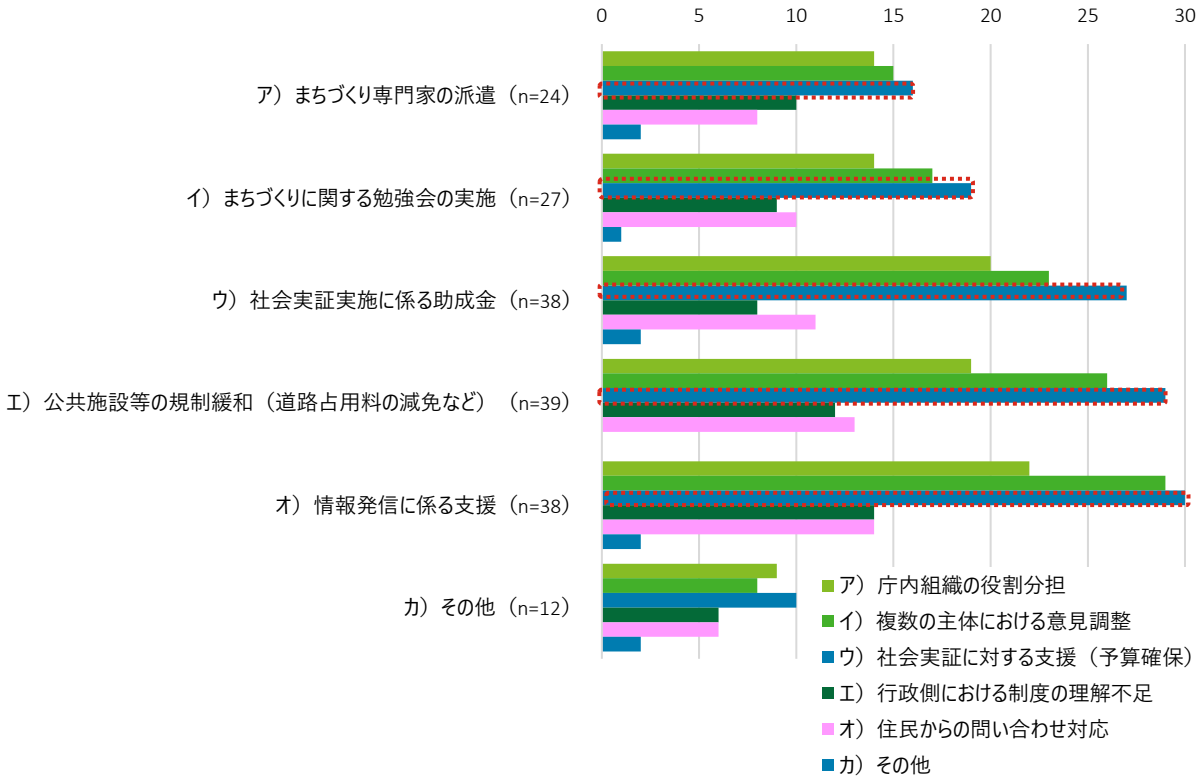

図 2.1-217　行政としての課題とのクロス集計

問 18

■設問

【フェーズ３】社会実証期において、問 17 の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。

■回答

表 2.1-210 行政として必要と感じている支援制度内容（自由記述）

類型	回答件数（30 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人的リソース・人材の確保	7 件	・事務人員確保、人材の確保、職員不足解消、人材発掘 ・組織からの人的リソースの支援や労働力の提供 ・過疎自治体に計画作成の余力はない
2.金銭的支援・予算の確保	6 件	・補助金等の財源、継続的に活用できる国の補助メニュー ・人員と予算の確保、人的支援、金銭的支援 ・維持管理に要する経費、人件費（金銭的な支援）
3.ノウハウ提供・制度理解の促進	7 件	・ノウハウの伝授、小規模町村における事例紹介 ・制度の内容把握、職員の制度理解を深めること ・どのような取り組みができるのか、どのような効果が期待できるのかの予測
4.関係者調整・公共空間の環境整備	6 件	・まちづくりコーディネーターの派遣（関係機関との調整・合意形成等） ・道路管理者（国・県）・河川管理者との調整に対する支援、理解と協力 ・社会実験を実施する公共施設等の使用許可に関わる柔軟な対応
5.運営体制・仕組みづくり・広報	4 件	・官民連携の運営体制づくり、行政側の体制の構築 ・活動内容を住民に知らせるための広報活動 ・自走するエリアマネジメント団体の資産計画作成の支援

【フェーズ４】継続活動期について

問 19

■設問

【フェーズ４】継続活動期において、行政として課題と感じていることについて、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

継続活動期において、行政として課題と感じていることは、「エ 行政側における制度の理解不足」で 596 件、次いで「ウ 継続的な資金補助」が 583 件であった。

■回答 N=1,300（回答者数・複数回答可）

表 2.1-211-1 行政としての課題

項目	回答数	割合※
ア）庁内組織の役割分担	542	41.7%
イ）複数の主体における意見調整	377	29.0%
ウ）継続的な資金補助	583	44.8%
エ）行政側における制度の理解不足	596	45.8%
オ）住民からの問い合わせ対応	227	17.5%
カ）その他	200	15.4%
合計	2,525	—

※割合は回答者数におけるもの

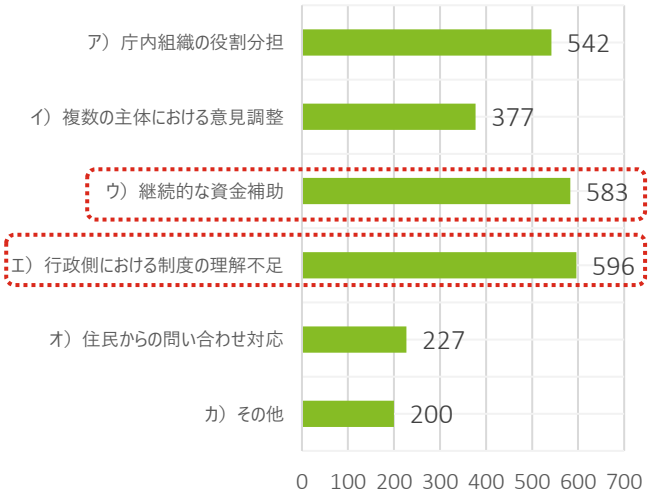

図 2.1-218 行政としての課題

表 2.1-211-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（22 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人材の確保・後継者不足・体制の維持	9 件	・人員不足、人材確保、人手不足 ・地域での担い手不足活動組織の高齢化、地域主体者の後継者不足、組織内での継承（世代交代、意識継続） ・職員の異動による体制の不安定さ ・制度運用に関する人員を配置する余力がない
2.活動の主体性・意欲の継続・質の維持	9 件	・収益事業や公益事業に主体的に取り組む ・エリプラの主体的活動内容の陳腐化、継続事業以外の発案 ・地域の活動意欲の継続 ・行政から地元へ活動主体の移行を見据えた機運の醸成
3.財源の確保・外部連携・自走後の支援	4 件	・継続的な活動のための財源確保 ・民側の稼ぐ力 ・事業連携できる協力

■都市の人口規模による傾向　N=1,300（回答者数・複数回答可）

「エ　行政側における制度の理解不足」の割合は 10 万人未満で 25.5%と最も高く、人口規模が大きくなるに従い低下し、100 万人以上では 8.0%である。

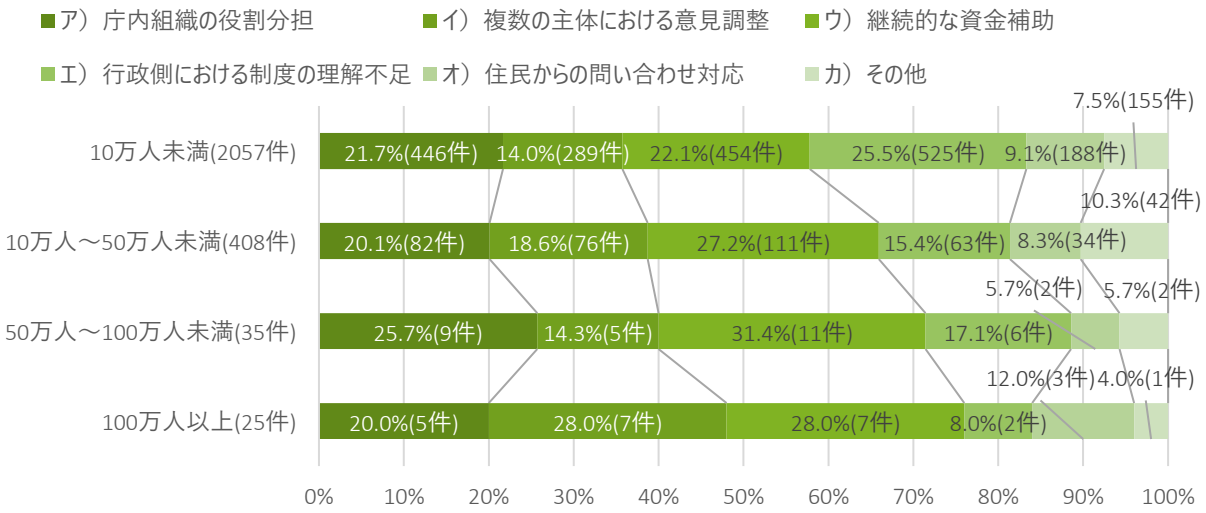

図 2.1-219 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=69（回答者数・複数回答可）

「ウ　継続的な資金補助」(34 件)が最も多く、次いで「イ　複数の主体における意見調整」(33 件)、「 ア 庁内組織の役割分担」(30 件)の順になっている。

表 2.1-212 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）庁内組織の役割分担	30	20.7%
イ）複数の主体における意見調整	33	22.8%
ウ）継続的な資金補助	34	23.4%
エ）行政側における制度の理解不足	21	14.5%
オ）住民からの問い合わせ対応	14	9.7%
カ）その他	13	9.0%
合計	145	100.0%

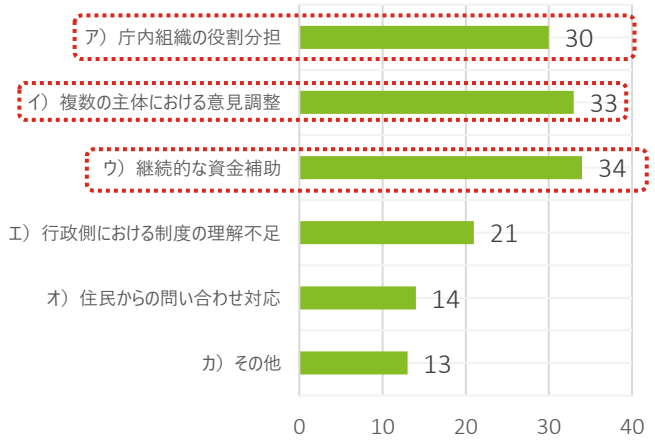

図 2.1-220 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=40（回答者数・複数回答可）

「ウ　継続的な資金補助」(20 件)が最も多く、次いで「ア　庁内組織の役割分担」(17 件)の順になっている。

表 2.1-213 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）庁内組織の役割分担	17	23.6%
イ）複数の主体における意見調整	10	13.9%
ウ）継続的な資金補助	20	27.8%
エ）行政側における制度の理解不足	13	18.1%
オ）住民からの問い合わせ対応	5	6.9%
カ）その他	7	9.7%
合計	72	100.0%

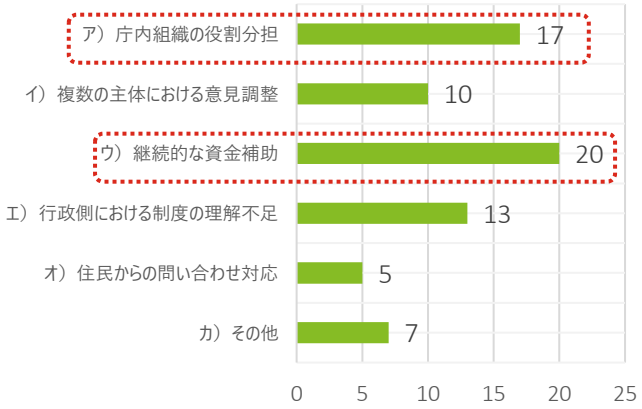

図 2.1-221 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 20

■設問

【フェーズ４】継続活動期における、市区町村での支援状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

継続活動期における市区町村での支援状況は、「ア　支援している」は 5.3%であった。

■回答（N=1,330）

表 2.1-214 市区町村での支援状況

項目	回答数	割合
ア）　支援している	71	5.3%
イ）　支援していない	1,259	94.7%
合計	1,330	100.0%

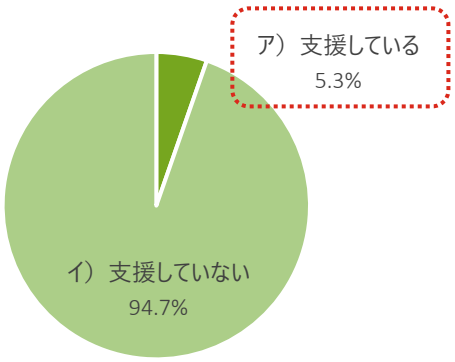

図 2.1-222 市区町村での支援状況

■都市の人口規模による傾向（N=1,330）

「ア　支援している」の回答割合が人口規模別に大きくなっており、100 万人以上の都市では、100%を占めている。

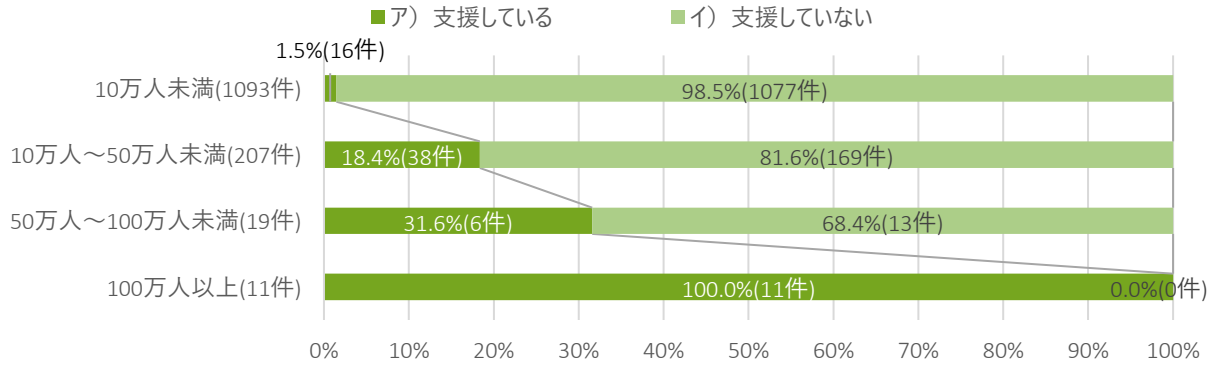

図　2.1-223　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=70）

「ア　支援している」は 38.6%であった。

表　2.1-215　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）　支援している	27	38.6%
イ）　支援していない	43	61.4%
合計	70	100.0%

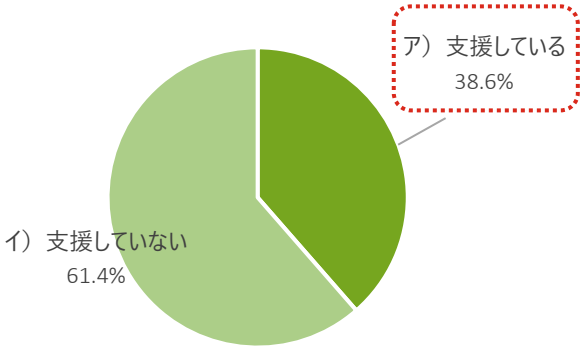

図　2.1-224　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向（N=42）

ア　支援している」は 4.8%であった。

表　2.1-216　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）　支援している	2	4.8%
イ）　支援していない	40	95.2%
合計	42	100.0%

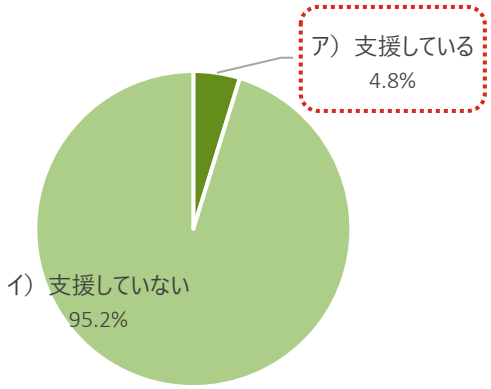

図　2.1-225　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 21

■設問

問 20 で「ア 支援している」と回答された方にお伺いします。 その支援内容について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

支援内容については、「ウ 継続活動（維持管理・運営）に係る助成金」が最も多く 34 件、次いで「オ 情報発信に係る支援」が 32 件となった。

■回答 N=71（回答者数・複数回答可）

表 2.1-217-1 支援内容

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	26	17.2%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	19	12.6%
ウ）継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	34	22.5%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	24	15.9%
オ）情報発信に係る支援	32	21.2%
カ）その他	16	10.6%
合計	151	100.0%

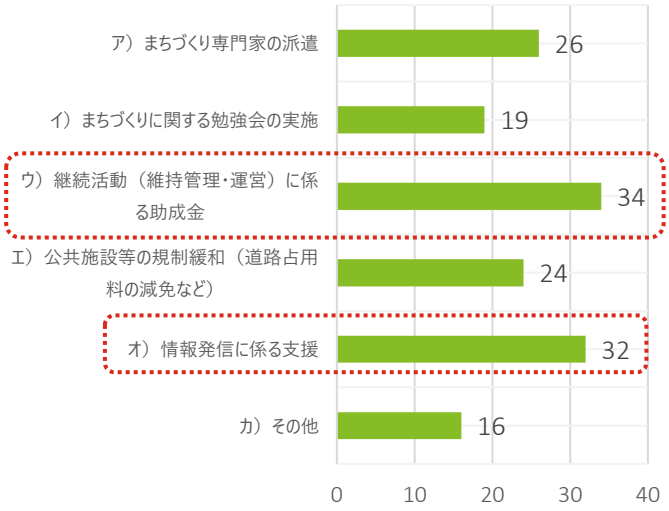

図 2.1-226 支援内容

表 2.1-217-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（16 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.金銭的・財源的支援	6 件	・金銭的支援、補助金による支援、エリマネ活動に関する負担金、事業費の一部を補助 ・指定管理料の支出助成金の申請に係る自治体からの推薦
2.人的・事務局体制支援	5 件	・市職員の派遣、行政職員のエリマネ団体への参画 ・事務局への人的支援、組織団体の事務局を市が担っている
3.調整・助言・環境整備支援	5 件	・関係部署との調整 ・公共交通事業者・行政・警察との調整支援相談に応じる、助言を行う等 ・効果的な活動内容の提案 ・活動の支援、物品の貸し出し、情報共有

■都市の人口規模による傾向　N=71（回答者数・複数回答可）

人口規模による特に大きな差は見られないが、50 万人～100 万人で「ウ　継続活動（維持管理・運営）に係る助成金」及び「エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）」は 0%であった。

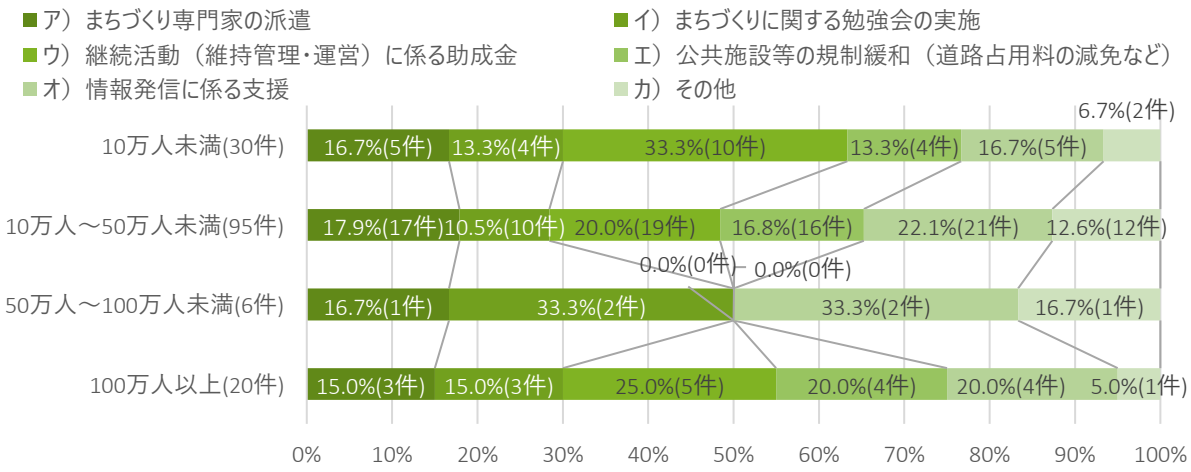

図 2.1-227 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=27（回答者数・複数回答可）

「オ 情報発信に係る支援」が最も多く 11 件、次いで「カ その他」が 10 件となった。

表 2.1-218 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	5	10.2%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	6	12.2%
ウ）継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	9	18.4%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	8	16.3%
オ）情報発信に係る支援	11	22.4%
カ）その他	10	20.4%
合計	49	100.0%

図 2.1-228 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=2（回答者数・複数回答可）

2 件の回答は「イ　まちづくりに関する勉強会の実施」「オ　情報発信に係る支援」である。

表 2.1-219 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	0	0.0%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	1	50.0%
ウ）継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	0	0.0%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	0	0.0%
オ）情報発信に係る支援	1	50.0%
カ）その他	0	0.0%
合計	2	100.0%

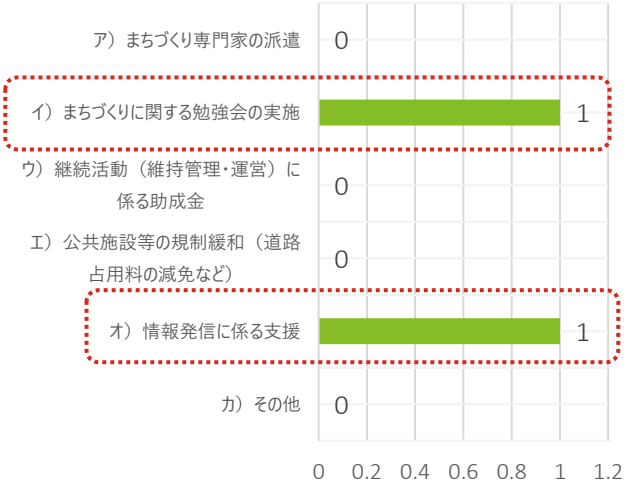

図 2.1-229 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

■問 19（行政としての課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 19（行政としての課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 21「ア　まちづくり専門家の派遣」の回答団体では、「ア　庁内組織の役割分担」「イ　複数の主体における意見調整」「ウ　継続的な資金補助」がそれぞれ 14 件で最多。

問 21「イ　まちづくりに関する勉強会の実施」の回答団体では、「ウ　継続的な資金補助」が 11 件と最多。

問 21「ウ　継続活動（維持管理・運営）に係る助成金」の回答団体では、「イ　複数の主体における意見調整」「ウ　継続的な資金補助」が 19 件と最多。

問 21「エ　公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）」の回答団体では、「イ　複数の主体における意見調整」が 16 件と最多。

問 21「オ　情報発信に係る支援」の回答団体では、「ウ　継続的な資金補助」が 20 件と最多。

■回答　N=71（回答者数・複数回答可）

表 2.1-220 行政としての課題とのクロス集計

項目		行政としての課題					
		ア）庁内組織の役割分担	イ）複数の主体における意見調整	ウ）継続的な資金補助	エ）行政側における制度の理解不足	オ）住民からの問い合わせ対応	カ）その他
支援内容	ア）まちづくり専門家の派遣（n=26）	14	14	14	7	4	4
	イ）まちづくりに関する勉強会の実施（n=19）	9	10	11	8	4	2
	ウ）継続活動（維持管理・運営）に係る助成金（n=34）	15	19	19	8	4	6
	エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）（n=24）	12	16	15	8	4	3
	オ）情報発信に係る支援（n=32）	17	19	20	11	8	5
	カ）その他（n=16）	8	9	12	7	6	6

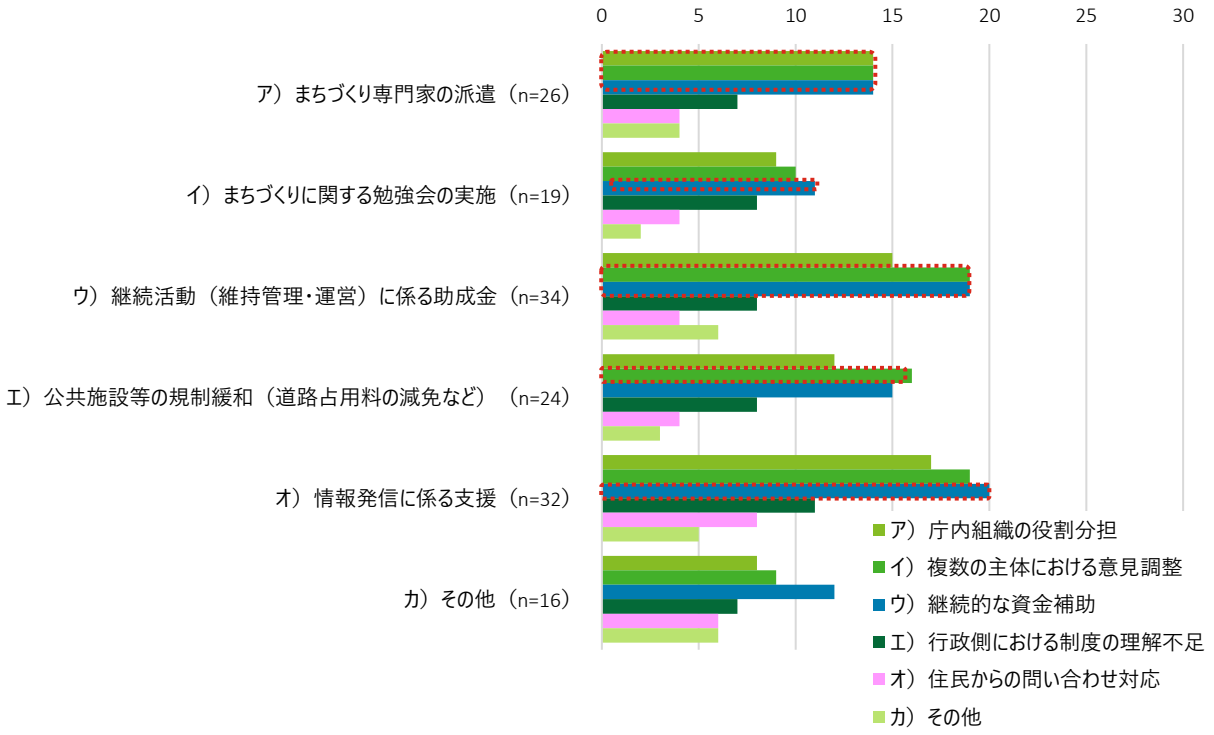

図 2.1-230 行政としての課題とのクロス集計

問 22

■設問

【フェーズ４】継続活動期において、問 21 の選択肢以外に、行政として必要と感じている支援制度内容について教えてください。

■回答

表 2.1-221 行政として必要と感じている支援内容（自由記述）

類型	回答件数（33 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.継続的な資金・財源支援	10 件	・継続的な資金補助、各種助成金、金銭的支援 ・国や県からの補助金等による継続的な支援、継続的に活用できる国の補助メニュー ・事業拡大に伴う資金不足をサポートできる制度を創設、持続的な活動を行うための原資獲得
2.人材確保・育成・人的支援	9 件	・事務人員確保、職員不足解消、担当人材の確保、人員不足 ・継続的な人材育成、民間プレイヤーの育成支援（事業継続支援）、人材発掘 ・他組織からの人的リソースの支援、運営や資金面の点検・相談アドバイザーの派遣
3.運営体制・仕組み・評価の構築	7 件	・官民連携の運営体制づくり、行政側の体制の構築、自組織内の調整 ・広域での計画を作成するための仕組みづくり、持続可能な活動づくりの企画 ・活動の進捗状況の定期的評価に係る支援、費用対効果、評価軸の検討
4.事例紹介・ノウハウ・制度理解	5 件	・ノウハウの伝授、事例紹介 ・制度の内容把握、制度の理解を深めること・情報発信に係る支援、情報共有
5.認知向上・その他	2 件	・エリマネ団体に対する認知、活動に対する支援 ・良い方法を試行錯誤しながら少しずつ活動を進めている

３．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

（１）エリアマネジメントに係る評価の実態について

問１

■設問

エリアマネジメントに係る評価の実態について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメントに係る評価の実態については、「ウ エリアマネジメントを評価していない」が最も多く、1,328 件であった。

■回答　N=1,357（回答者数・複数回答可）

表 2.1-222 エリアマネジメントに係る評価の実態

項目	回答数	割合
ア）エリアマネジメント活動を市区町村が評価している	25	1.8%
イ）エリアマネジメント活動を第三者評価している	7	0.5%
ウ）エリアマネジメントを評価していない	1,328	97.6%
合計	1,360	100.0%

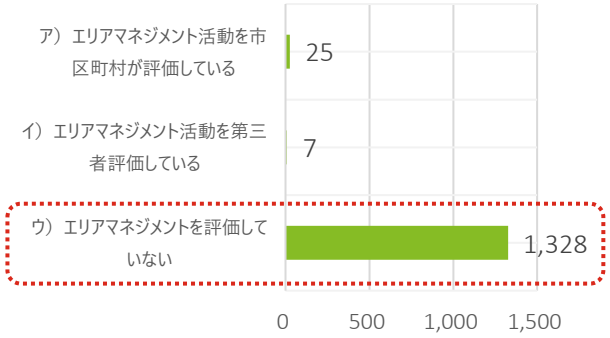

図 2.1-231 エリアマネジメントに係る評価の実態

■都市の人口規模による傾向　N=1,357（回答者数・複数回答可）

「ア エリアマネジメント活動を市区町村が評価している」と「イ エリアマネジメント活動を第三者評価している」の合計割合が、人口規模別におおむね大きくなっており、100 万人以上の都市では、ア:36.4%、イ:9.1%を占めている。

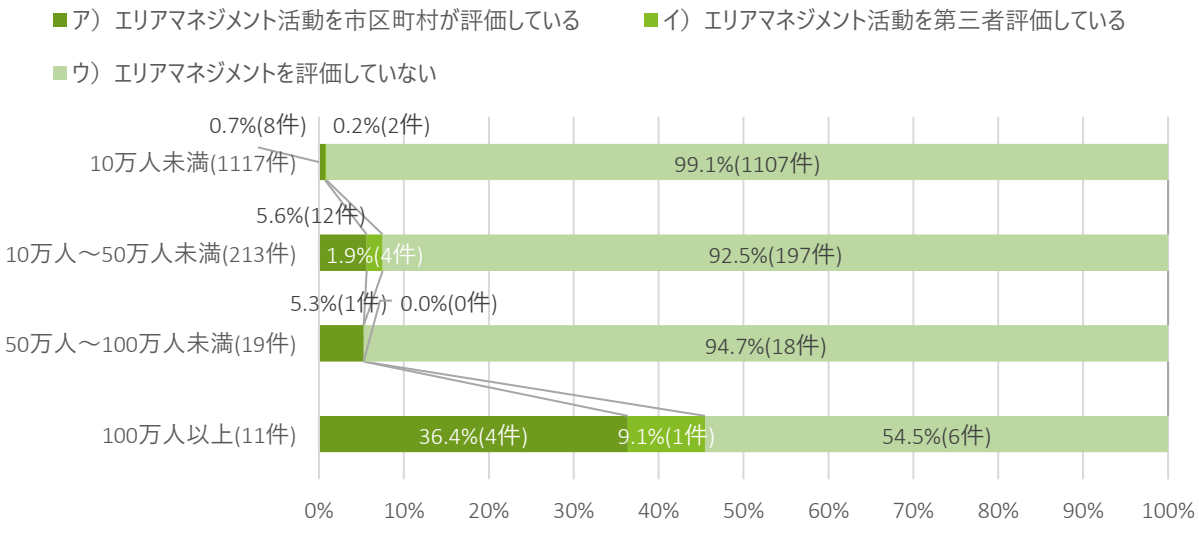

図 2.1-232 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=71（回答者数・複数回答可）

「ウ エリアマネジメントを評価していない」が最も多く、59 件であった。

表 2.1-223 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）エリアマネジメント活動を市区町村が評価している	11	15.5%
イ）エリアマネジメント活動を第三者評価している	1	1.4%
ウ）エリアマネジメントを評価していない	59	83.1%
合計	71	100.0%

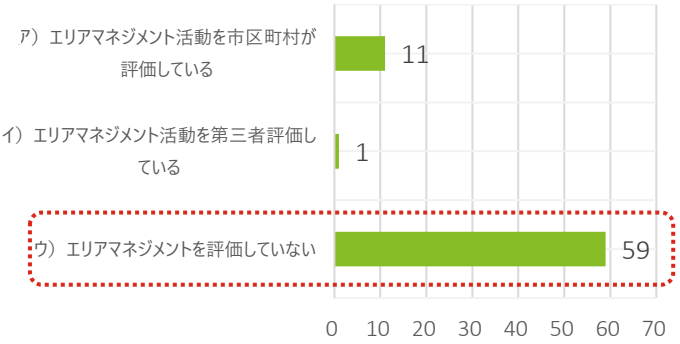

図 2.1-233 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=42（回答者数・複数回答可）

「ウ エリアマネジメントを評価していない」が最も多く、41 件であった。

表 2.1-224 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）エリアマネジメント活動を市区町村が評価している	1	2.4%
イ）エリアマネジメント活動を第三者評価している	0	0.0%
ウ）エリアマネジメントを評価していない	41	97.6%
合計	42	100.0%

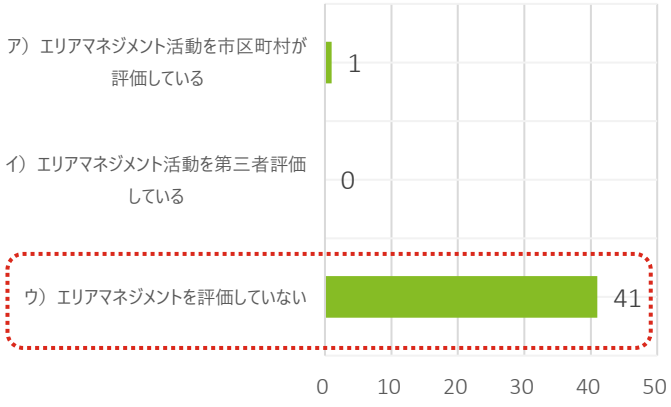

図 2.1-234 都市再生協議会を有する地方公共団体の傾向

問 2

■設問

問 1 で「ア エリアマネジメント活動を市区町村が評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際のデータの取得方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメント活動における評価を行う際のデータの取得方法は、「ア 行政のデータを活用している」が 14 件と最も多かった。

■回答 N=24（回答者数・複数回答可）

表 2.1-225-1 エリアマネジメント活動の評価のためのデータ取得方法

項目	回答数	割合
ア）行政のデータを活用している	14	42.4%
イ）公開されているデータを活用している（オープンデータ等）	8	24.2%
ウ）自ら資金を拠出して調査している	3	9.1%
エ）補助制度等を活用し調査している（ビッグデータ等）	0	0.0%
オ）市区町村外の協力を得て実施している（大学等の研究機関等）	2	6.1%
カ）その他	6	18.2%
合計	33	100.0%

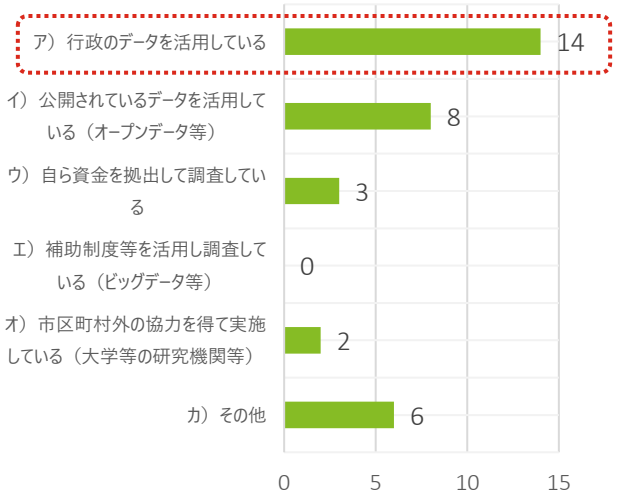

図 2.1-235 エリアマネジメント活動の評価のためのデータ取得方法

表 2.1-225-2 その他（自由記述）

その他の内容
・エリアマネジメント団体からの報告値
・エリアマネジメント団体が出している実績などをもとに評価
・エリアマネジメント団体の報告から取得している
・エリマネ団体からの報告による
・実施主体の活動報告書や聞き取りによる

■都市の人口規模による傾向　N=24（回答者数・複数回答可）

人口規模による傾向は、50 万人～100 万人未満の「イ　公開されているデータを活用している（オープンデータ等）」100％は除き、大きな差は見られない。

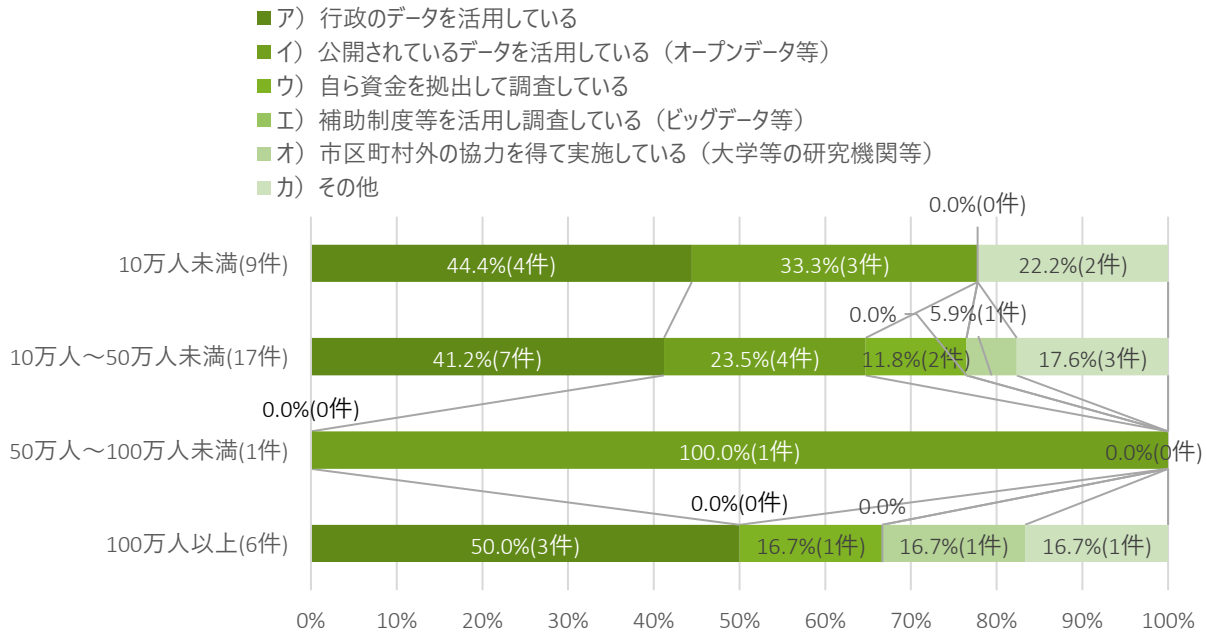

図　2.1-236　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=11（回答者数・複数回答可）

「ア　行政のデータを活用している」が 8 件と最も多かった。

表　2.1-226　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）行政のデータを活用している	8	50.0%
イ）公開されているデータを活用している（オープンデータ等）	5	31.3%
ウ）自ら資金を拠出して調査している	1	6.3%
エ）補助制度等を活用し調査している（ビッグデータ等）	0	0.0%
オ）市区町村外の協力を得て実施している（大学等の研究機関等）	1	6.3%
カ）その他	1	6.3%
合計	16	100.0%

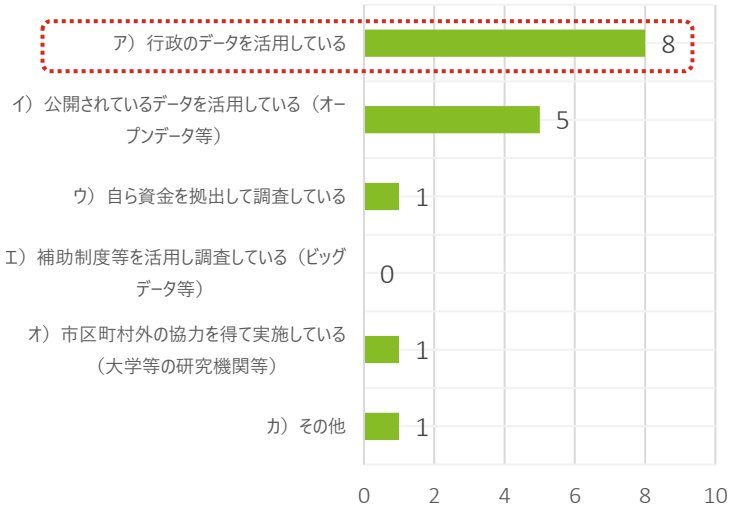

図　2.1-237　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=1（回答者数・複数回答可）

「ア　行政のデータを活用している」「イ　公開されているデータを活用している（オープンデータ等）」が各1件である。

表 2.1-227 都市再生協議会を有する地方公共団体の傾向

項目	回答数	割合
ア）行政のデータを活用している	1	50.0%
イ）公開されているデータを活用している（オープンデータ等）	1	50.0%
ウ）自ら資金を拠出して調査している	0	0.0%
エ）補助制度等を活用し調査している（ビッグデータ等）	0	0.0%
オ）市区町村外の協力を得て実施している（大学等の研究機関等）	0	0.0%
カ）その他	0	0.0%
合計	2	100.0%

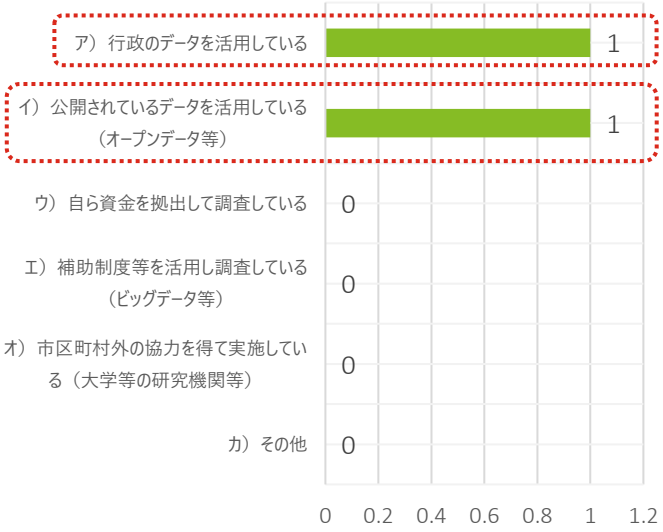

図 2.1-238 都市再生協議会を有する地方公共団体の傾向

問 3

■設問

問 1 で「ア エリアマネジメント活動を市区町村が評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際に課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメント活動を市町村が評価する際の課題は、「イ 調査方法のノウハウ」が最も多く 15 件であった。

■回答 N=22（回答者数・複数回答可）

表 2.1-228 エリアマネジメント活動の評価の課題

項目	回答数	割合
ア）調査費用	7	16.3%
イ）調査方法のノウハウ	15	34.9%
ウ）データの所有権や個人情報などの法令上の課題	2	4.7%
エ）マンパワー	9	20.9%
オ）効果が出ないことへの懸念	4	9.3%
カ）調査の継続性（毎年の調査実施など）	6	14.0%
キ）その他	0	0.0%
合計	43	100.0%

図 2.1-239 エリアマネジメント活動の評価の課題

■都市の人口規模による傾向 N=22（回答者数・複数回答可）

人口規模による傾向は、50 万人～100 万人未満の「イ 調査方法のノウハウ」100%は除き、大きな差は見られない。

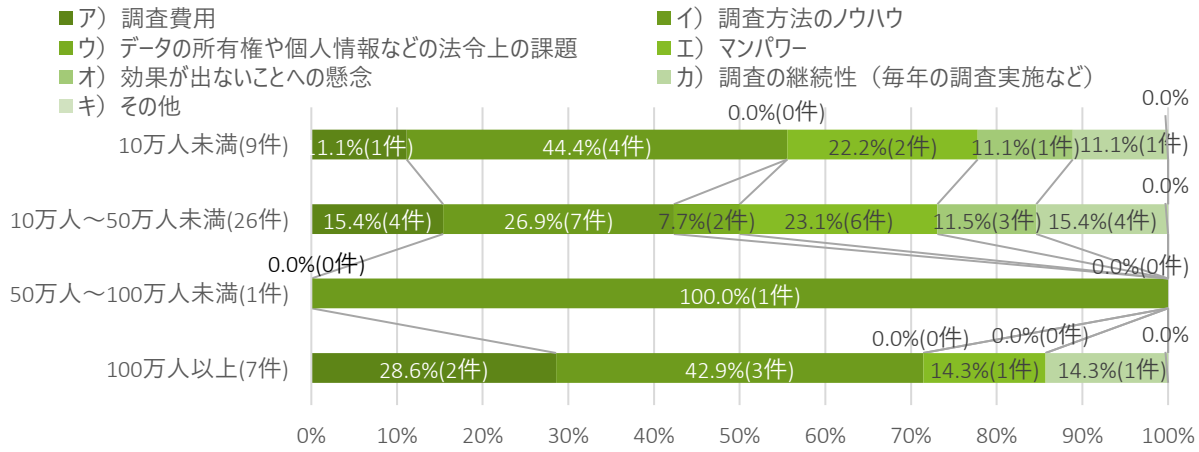

図 2.1-240 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=10（回答者数・複数回答可）

「イ　調査方法のノウハウ」が最も多く 6 件、次いで「エ　マンパワー」が 5 件であった。

表 2.1-229 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）調査費用	3	16.7%
イ）調査方法のノウハウ	6	33.3%
ウ）データの所有権や個人情報などの法令上の課題	1	5.6%
エ）マンパワー	5	27.8%
オ）効果が出ないことへの懸念	0	0.0%
カ）調査の継続性（毎年の調査実施など）	3	16.7%
キ）その他	0	0.0%
合計	18	100.0%

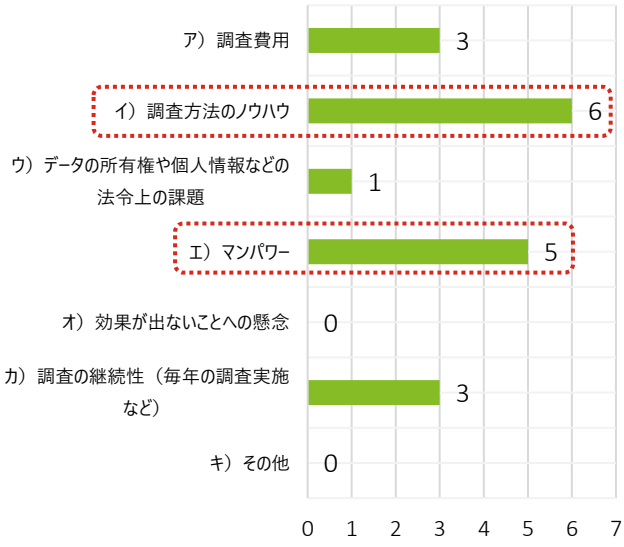

図 2.1-241 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=1（回答者数・複数回答可）

「ア　調査費用」「イ　調査方法のノウハウ」「エ　マンパワー」に各1件の回答があった。

表 2.1-230 都市再生協議会を有する地方公共団体の傾向

項目	回答数	割合
ア）調査費用	1	33.3%
イ）調査方法のノウハウ	1	33.3%
ウ）データの所有権や個人情報などの法令上の課題	0	0.0%
エ）マンパワー	1	33.3%
オ）効果が出ないことへの懸念	0	0.0%
カ）調査の継続性（毎年の調査実施など）	0	0.0%
キ）その他	0	0.0%
合計	3	100.0%

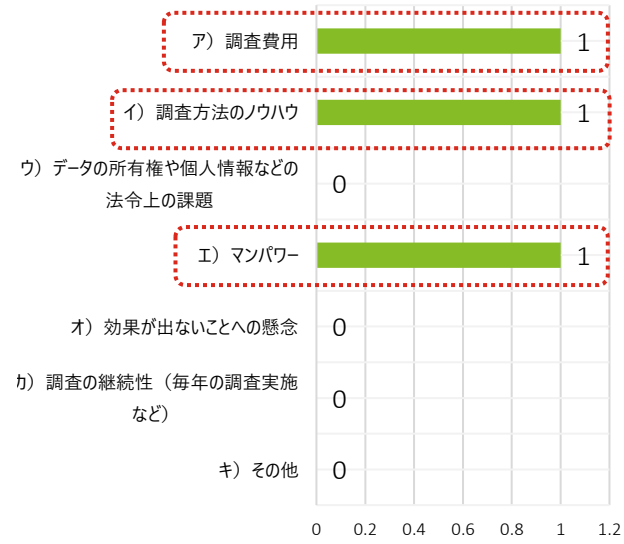

図 2.1-242 都市再生協議会を有する地方公共団体の傾向

問 4

■設問

問 1 で「ア エリアマネジメント活動を市区町村が評価している」と回答された方にお伺いします。これまでに活用した評価指標について、以下ア～ソのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

これまでに活用した評価指標は、「イ【経済的効果】来街者の増加」が最も多く、12 件であった。

■回答　N=21（回答者数・複数回答可）

表 2.1-231 エリアマネジメント活動の評価で活用した指標

項目	回答数	割合
ア）【経済的効果】知名度向上	2	3.7%
イ）【経済的効果】来街者の増加	12	22.2%
ウ）【経済的効果】売上の増加	4	7.4%
エ）【経済的効果】空き店舗減少	5	9.3%
オ）【経済的効果】イノベーション創出	1	1.9%
カ）【経済的効果】資産価値・魅力向上	5	9.3%
キ）【コミュニティ関連効果】関係者の意識向上	4	7.4%
ク）【コミュニティ関連効果】コミュニティ形成	2	3.7%
ケ）【コミュニティ関連効果】地域への愛着形成	4	7.4%
コ）【コミュニティ関連効果】生活満足度	0	0.0%
サ）【地域環境改善効果】景観形成	3	5.6%
シ）【地域環境改善効果】防災・犯罪、美化	3	5.6%
ス）【地域環境改善効果】活動の場の創出	6	11.1%
セ）【地域環境改善効果】利便性向上	0	0.0%
ソ）その他	3	5.6%
合計	54	100.0%

図 2.1-243 エリアマネジメント活動の評価で使用した指標

■都市の人口規模による傾向　N=21（回答者数・複数回答可）

人口規模による傾向は、50 万人～100 万人未満の「イ【経済的効果】来街者の増加」100%のほかは、各項目に分散している。

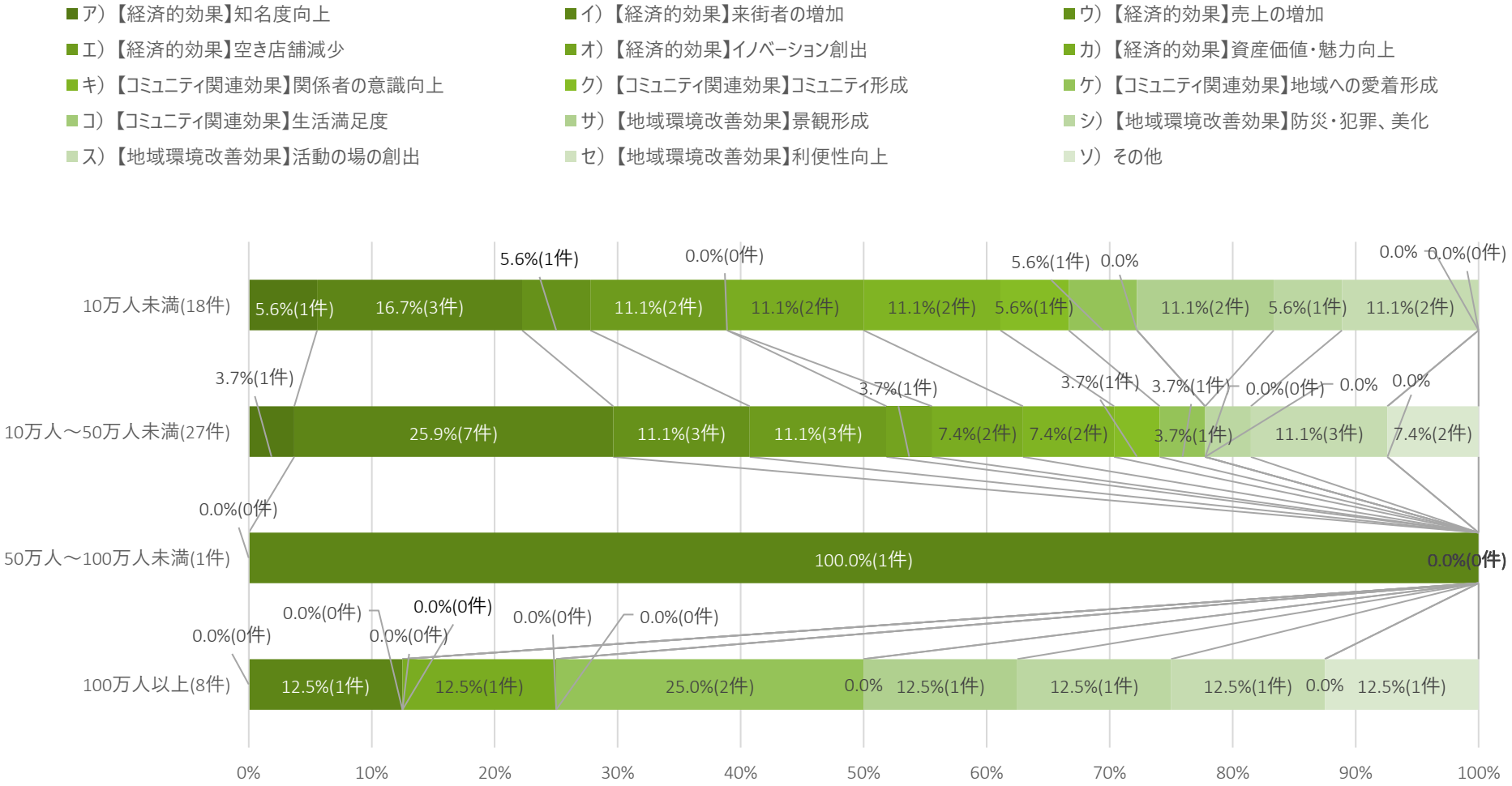

図　2.1-244　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=10（回答者数・複数回答可）

「イ【経済的効果】来街者の増加」が最も多く、7件であった。

表 2.1-232 都市再生法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）【経済的効果】知名度向上	1	3.8%
イ）【経済的効果】来街者の増加	7	26.9%
ウ）【経済的効果】売上の増加	1	3.8%
エ）【経済的効果】空き店舗減少	4	15.4%
オ）【経済的効果】イノベーション創出	0	0.0%
カ）【経済的効果】資産価値・魅力向上	4	15.4%
キ）【コミュニティ関連効果】関係者の意識向上	0	0.0%
ク）【コミュニティ関連効果】コミュニティ形成	1	3.8%
ケ）【コミュニティ関連効果】地域への愛着形成	1	3.8%
コ）【コミュニティ関連効果】生活満足度	0	0.0%
サ）【地域環境改善効果】景観形成	2	7.7%
シ）【地域環境改善効果】防災・犯罪、美化	1	3.8%
ス）【地域環境改善効果】活動の場の創出	2	7.7%
セ）【地域環境改善効果】利便性向上	0	0.0%
ソ）その他	2	7.7%
合計	26	100.0%

図 2.1-245 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=0)

回答なしであった。

問 5

■設問

問 1 で「イ エリアマネジメント活動を第三者評価している」と回答された方にお伺いします。 評価方法を記入してください。

■回答

表 2.1-233 評価方法(自由記述)

評価方法の内容
・エリアマネジメント団体からの報告値
・エリマネ団体からの報告による
・街づくり推進会議へ活動の評価について意見聴取を行っている。
・事業者へ委託
・専門家からコメントをもらっている
・都市再生整備計画における事後評価委員会(外部委員)により、活動を評価を実施している。
・公共施設指定管理者評価委員会による評価
・有識者による会議を年に 2 回ほど開催し、活動に対する意見をいただいている。(三役や庁内部長や課長も出席)

問 6

■設問

問 1 で「ウ エリアマネジメントを評価していない」と回答された方にお伺いします。
評価していない理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。
（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメントを評価していない理由は、「ア 効果測定・評価の方法がわからない」が最も多く、541 件であった。

■回答 N=1,116（回答者数・複数回答可）

表 2.1-234-1 エリアマネジメント活動を評価していない理由

項目	回答数	割合
ア）効果測定・評価の方法がわからない	541	31.5%
イ）効果測定・評価するにあたっての人材が不足している	329	19.2%
ウ）効果測定・評価するにあたってのデータが取得できない	227	13.2%
エ）効果測定・評価するにあたっての財源が不足している	255	14.9%
オ）その他	365	21.3%
合計	1,717	100.0%

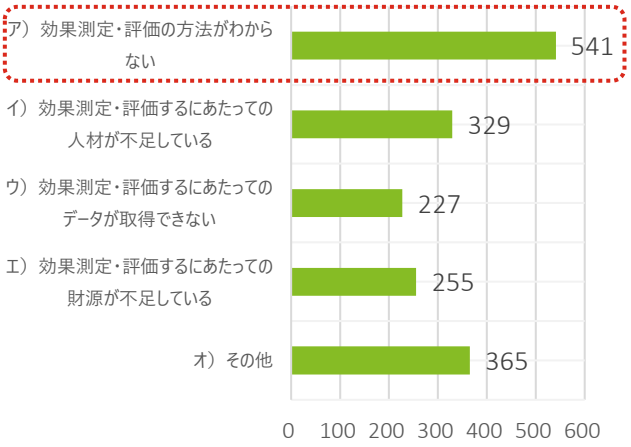

図 2.1-246 エリアマネジメント活動を評価していない理由

表 2.1-234-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（59 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.立ち上げ・設立初期段階	10 件	・立ち上げ段階であり、まだ効果測定・評価段階まで至っていない ・設立したばかりであり測定が必要なほどの期間が経過していない ・始めたばかりなので効果測定・評価を検討中
2.活動実態・実績・事例の不在	10 件	・具体的な動きが無いので評価していない ・評価が必要な事例がまだないため ・積極的に取り組むなど、一定の評価ができる地域や団体がない
3.必要性・評価ニーズの欠如	8 件	・効果測定・評価のニーズが無い ・市域の特定エリアにおける評価を行う必要性を感じない ・評価する必要性を感じていない
4.制度・内部規定の未整備	6 件	・制度を策定していないため ・内部で制度化されていない
5.協議・実証・時期の不一致	4 件	・現在エリアマネジメント実施のための協議段階であり、評価段階でないため ・社会実証段階でエリアマネジメント活動の実施に至っていない ・年度末に評価を行うため、現時点では活動を評価する段階ではない
6.行政による把握・関与の不足	5 件	・エリアマネジメントとしての取り組みを把握していない ・行政側がエリアマネジメントの活動内容を把握していないため ・評価する機会がないため評価していない
7.ノウハウ・財源・体制の不足	5 件	・効果測定や評価のノウハウが不足しているため ・効果測定・評価するにあたっての財源が不足している ・官民共同の協議会体制が整っていない
8.評価概念・自律性への懸念	3 件	・団体に対する評価をしなければならない概念がない ・本来の自由な発想や自律性が損なわれる可能性があるため、ラベリングして評価することは適していない ・エリアマネジメント活動単体での評価を行っていないため
9.現在の運用状況・活動特性	5 件	・ビジョンづくりを目的に組織しているため ・進捗状況の確認をするにとどまっている ・個別の事業について必要に応じて実施しているため
10.その他	3 件	・今年度人流データを用いて評価予定 ・既に解散しているため ・今後活用していきたい

■都市の人口規模による傾向　N=1,116（回答者数・複数回答可）

10 万人未満と 100 万人以上は「ア　効果測定・評価の方法がわからない」が最も多いが、その他は「オ　その他」が最も多い。

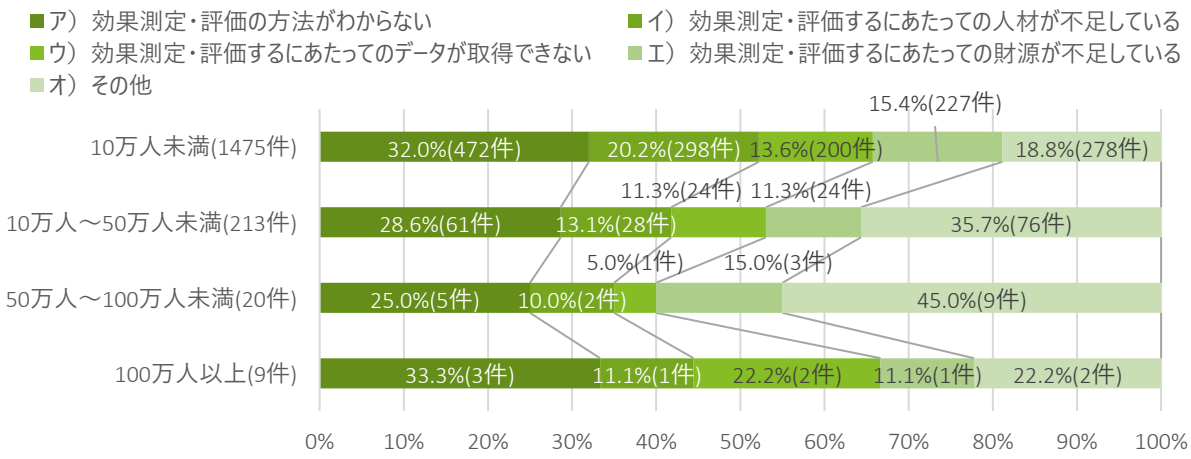

図 2.1-247 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向　N=54（回答者数・複数回答可）

「ア 効果測定・評価の方法がわからない」が最も多く、21 件であった。

表 2.1-235 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）効果測定・評価の方法がわからない	21	28.0%
イ）効果測定・評価するにあたっての人材が不足している	13	17.3%
ウ）効果測定・評価するにあたってのデータが取得できない	12	16.0%
エ）効果測定・評価するにあたっての財源が不足している	11	14.7%
オ）その他	18	24.0%
合計	75	100.0%

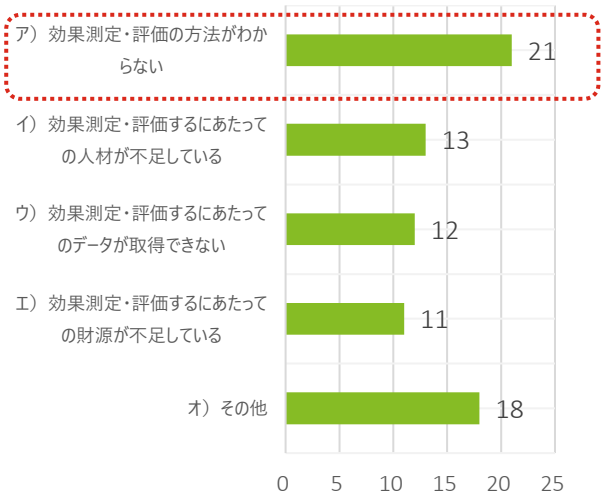

図 2.1-248 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向　N=41（回答者数・複数回答可）

「ア 効果測定・評価の方法がわからない」が最も多く、14 件であった。

表 2.1-236 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）効果測定・評価の方法がわからない	14	28.0%
イ）効果測定・評価するにあたっての人材が不足している	9	18.0%
ウ）効果測定・評価するにあたってのデータが取得できない	7	14.0%
エ）効果測定・評価するにあたっての財源が不足している	9	18.0%
オ）その他	11	22.0%
合計	50	100.0%

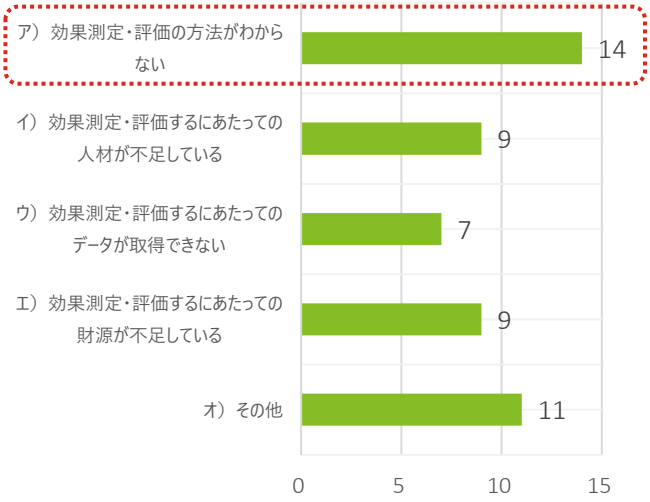

図 2.1-249 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

（２）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について

問 7

■設問

エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況は、「ウ　ガイドラインを知らない」が最も多く、81.1%と大半を占めた。

■回答（N=1,362）

表 2.1-237 エリアマネジメントの評価ガイドラインの活用状況

項目	回答数	割合
ア）ガイドラインを知っており、活用している	16	1.2%
イ）ガイドラインは知っているが、活用していない	242	17.8%
ウ）ガイドラインを知らない	1,104	81.1%
合計	1,362	100.0%

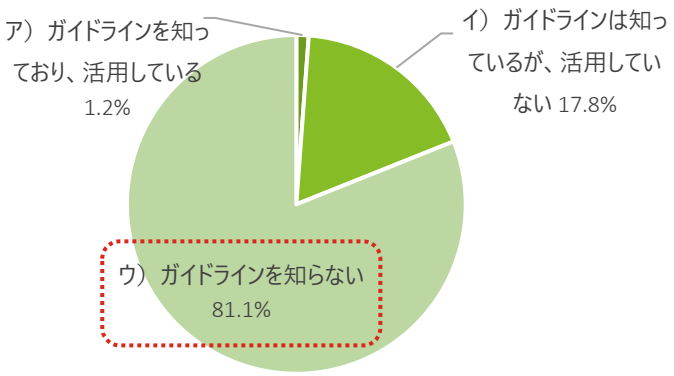

図 2.1-250 エリアマネジメント評価ガイドラインの活用状況

■都市の人口規模による傾向（N=1,362）

「ア　ガイドラインを知っており、活用している」と「イ　ガイドラインは知っているが、活用していない」は、人口規模別に大きくなっており、100 万人以上の都市では、ア:18.2%、イ:36.4%を占めている。

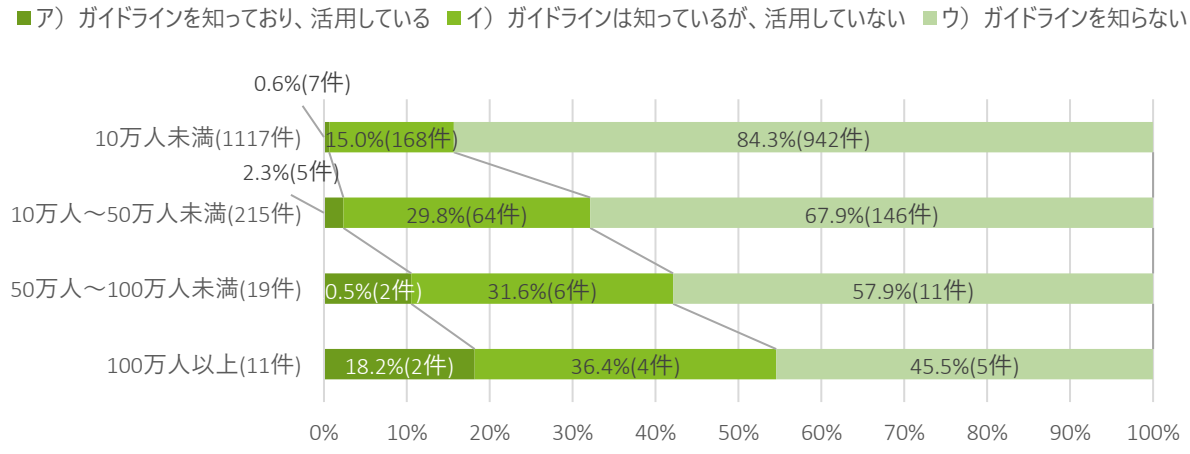

図 2.1-251 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=72)

「ウ ガイドラインを知らない」が 56.8%と最も多く、次いで「イ ガイドラインは知っているが、活用していない」が 33.3%となっている。

表 2.1-238 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ガイドラインを知っており、活用している	7	9.7%
イ）ガイドラインは知っているが、活用していない	24	33.3%
ウ）ガイドラインを知らない	41	56.9%
合計	72	100.0%

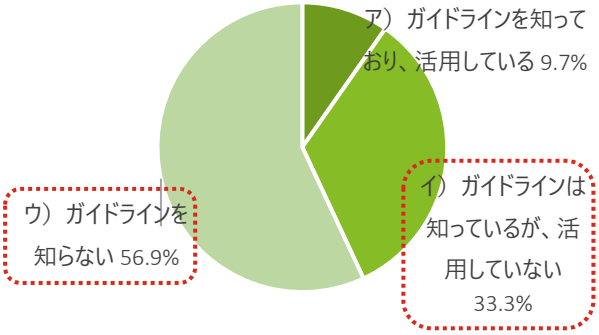

図 2.1-252 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=44)

「ウ ガイドラインを知らない」が 72.7%と最も多かった。

表 2.1-239 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）ガイドラインを知っており、活用している	0	0.0%
イ）ガイドラインは知っているが、活用していない	12	27.3%
ウ）ガイドラインを知らない	32	72.7%
合計	44	100.0%

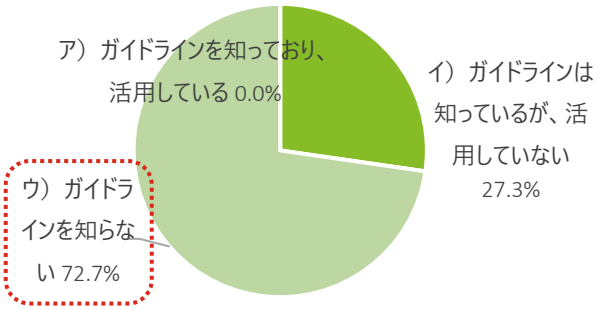

図 2.1-253 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 8

■設問

問 7 で「イ ガイドラインは知っているが、活用していない」と回答された方にお伺いします。その理由を記入してください。

■回答

表 2.1-240 活用していない理由（自由記述）

類型	該当件数（87 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.段階・時期の未到達	17 件	・エリアマネジメントの検討段階であるため ・活動初動期のため、効果測定・評価する段階に至っていないと考えているため ・現在、エリアマネジメント実施のための協議段階であり、評価段階でないため
2.活動・実績・機会の不在	9 件	・ガイドラインを活用する活動が現在ない ・町内において、エリアマネジメントの実績がないため ・活用が必要な機会に至っていない
3.人員・マンパワーの不足	12 件	・活用に至るまでのマンパワーが不足しているため ・人員不足・行政がそれを実施するだけのマンパワーを有していない
4.組織体制・合意形成の未整備	9 件	・エリアマネジメントの主体が明確になっておらず、評価を実施していないため ・エリアマネジメントを活用できる組織体制が整っていない ・組織立ち上げ期やビジョン作成期に関係者と、評価指標について前もって合意がとれていないから
5.予算・財源・費用の課題	3 件	・人員及び予算の不足 ・財源、担い手の確保 ・費用やマンパワーを割くことが難しいことから、実施していない
6.必要性・需要・メリットの欠如	12 件	・そもそもニーズがないため ・需要が無い ・現時点では必要性を感じないため
7.把握・理解・検討の不足	5 件	・ガイドラインの存在は知っているが、詳細な内容までは把握できていないため ・活用の仕方が分からない ・評価を行うに当たっての検討が進んでいない
8.データ取得・収集の困難さ	2 件	・効果測定・評価するにあたってのデータが取得できないため、活用に至っていない ・評価に必要なデータ収集の煩雑さや、収集のために経費がかかるため
9.評価未実施・現状の運用	9 件	・エリアマネジメントに伴う評価そのものを行っていないため ・進捗状況の確認をするにとどまっている ・実施主体の活動報告の内容から判断している
10.予定等	9 件	・活用の予定がないため・既に解散しているため ・現在、未来ビジョンを作成し今後、社会実験を重ねる予定で今後活用していきたい

（３）公共貢献により整備された公共公益施設の整備・維持管理の担保方法について

問 9

■設問

都市再生緊急整備地域を有する市区町村にお聞きします。
公共貢献により整備された公共公益施設の整備・維持管理を担保するために、協定等の契約的手法を活用していますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）
【公共貢献の主な取り組み例】
○駅前の都市基盤施設整備（歩行者空間の整備、地下広場整備など）
○国際競争力強化に向けた施設整備（国際化に対応した医療施設の整備、子育て視線施設の整備など）
○快適で安全なまちづくりの推進（公共的駐車場・駐輪場の整備、防災支援機能の強化など）
○多面的な環境対策（緑化空間の整備など）

公共貢献により整備された公共公益施設の整備・維持管理を担保するための、協定等の契約的手法の活用については、「イ 活用していない」が 69.0%と大半を占め、「ア 活用している」は 31.0%であった。

■回答（N=29）

表 2.1-241 公共貢献で整備された施設に関する協定等の活用

項目	回答数	割合
ア）活用している	9	31.0%
イ）活用していない	20	69.0%
合計	29	100.0%

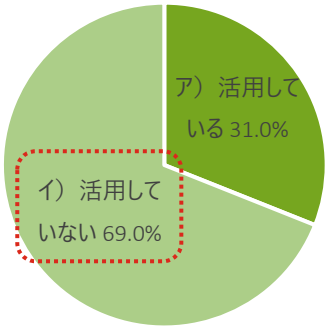

図 2.1-254 公共貢献で整備された施設に関する協定等の活用

■都市の人口規模による傾向（N=29）

10 万人未満では 100%活用していないが、人口規模が大きくなるに従い「ア　活用している」の割合は増加し、100 万人以上では 60%が活用している。

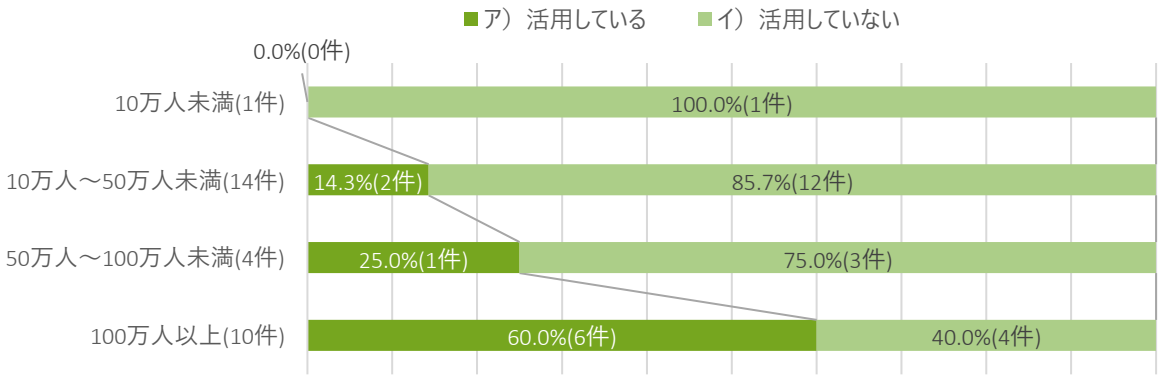

図　2.1-255　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=13）

「イ　活用していない」が 61.5%、「ア　活用している」は 38.5%であった。

表　2.1-242　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）活用している	5	38.5%
イ）活用していない	8	61.5%
合計	13	100.0%

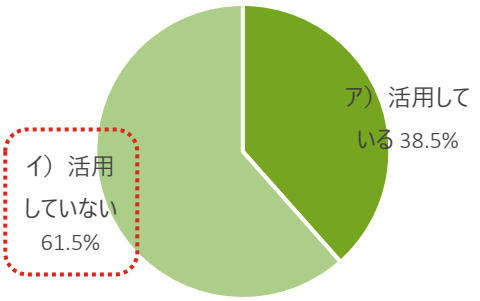

図　2.1-256　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向（N=1）

1件の回答は「イ　活用していない」である。

表　2.1-243　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）活用している	0	0.0%
イ）活用していない	1	100.0%
合計	1	100.0%

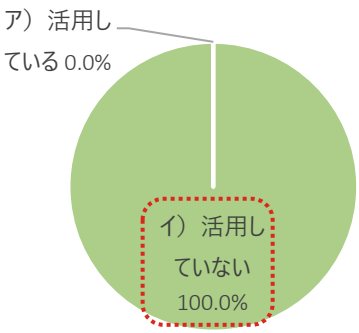

図　2.1-257　都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 10

■設問

問 9 で「ア 活用している」と回答された方にお伺いします。 活用している協定制度について、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

活用している協定制度は、「カ その他」が最も多く、5 件であった。

■回答　N=9（回答者数・複数回答可）

表 2.1-244-1 活用している協定制度

項目	回答数	割合
ア）都市利便増進協定を締結している	3	33.3%
イ）都市施設等整備協定を締結している	0	0.0%
ウ）低未利用土地利用促進協定を締結している	0	0.0%
エ）都市再生歩行者経路協定を締結している	1	11.1%
オ）都市再生整備歩行者経路協定を締結している	0	0.0%
カ）その他	5	55.6%
合計	9	100.0%

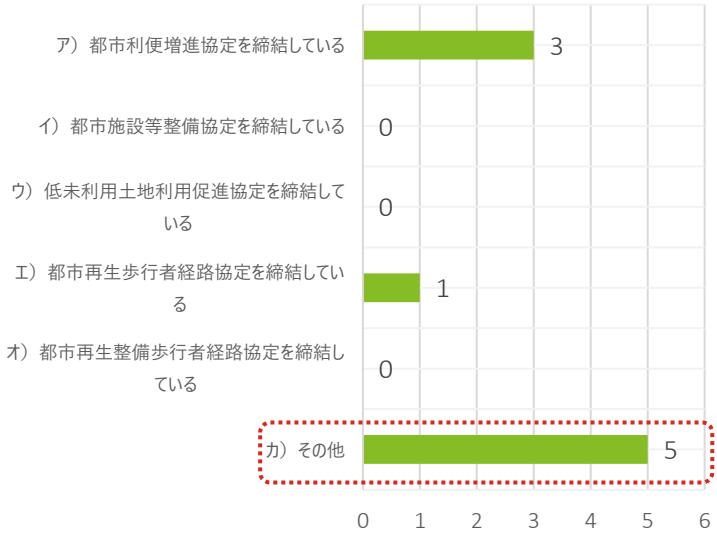

図 2.1-258 活用している協定制度

表 2.1-244-2 その他（自由記述）

評価方法の内容
・基本的には、地区計画等に基づく、地区施設、主要な公共施設、公開空地などは、区と民間事業者との間で、法律に基づかない維持管理協定を締結している。
・公共的空間の活用に関わる協定
・市街地再開発事業で開発された地区施設の民間広場について市と民間事業者との維持管理協定を結んでおり、市でにぎわい創出のために活用している。
・事業の実施に係る協定書
・制度によらない任意の協定
・整備を行った施設建築物とペデストリアンデッキの維持管理にかかる協定を民間団体と締結している。

■都市の人口規模による傾向　N=9（回答者数・複数回答可）

「ア　都市利便増進協定を締結している」の 3 件、「エ　都市再生歩行者経路協定を締結している」の 1 件はいずれも 100 万人以上の都市である。

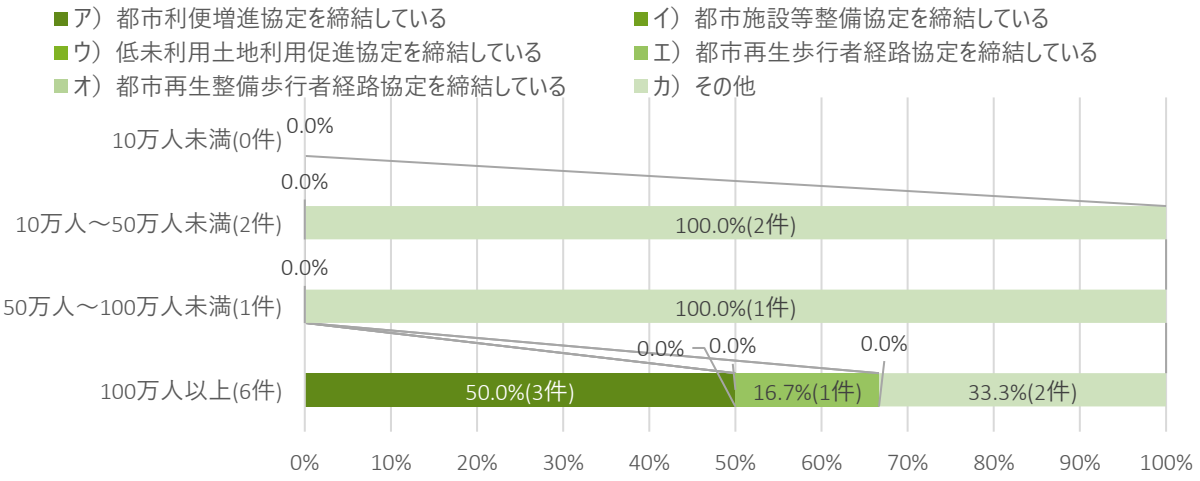

図　2.1-259　都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=5）

「ア　都市利便増進協定を締結している」が 3 件、次いで「カ　その他」が2件となっている。

表　2.1-245　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）都市利便増進協定を締結している	3	60.0%
イ）都市施設等整備協定を締結している	0	0.0%
ウ）低未利用土地利用促進協定を締結している	0	0.0%
エ）都市再生歩行者経路協定を締結している	0	0.0%
オ）都市再生整備歩行者経路協定を締結している	0	0.0%
カ）その他	2	40.0%
合計	5	100.0%

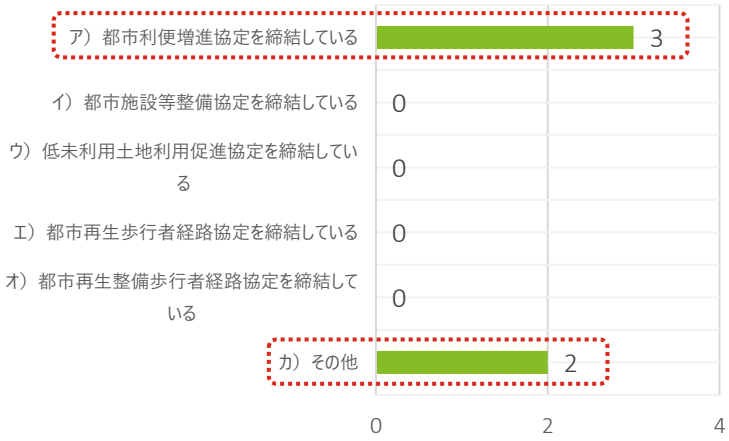

図　2.1-260　都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向（N=1）

無回答の1件であった。

（４）都市再生推進法人等が行うエリアマネジメント活動に対する公共貢献活動の評価について

問 11

■設問

都市再生緊急整備地域を有する市区町村にお聞きします。 都市再生推進法人等が行うエリアマネジメント活動について、公共貢献活動として積極的に評価していますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

都市再生推進法人等が行うエリアマネジメント活動について、公共貢献活動として積極的に評価しているかについては、「イ　評価していない」が 72.4%と過半数を占めた。

■回答（N=29）

表 2.1-246 エリアマネジメント活動を積極的に評価して

項目	回答数	割合
ア）評価している	8	27.6%
イ）評価していない	21	72.4%
合計	29	100.0%

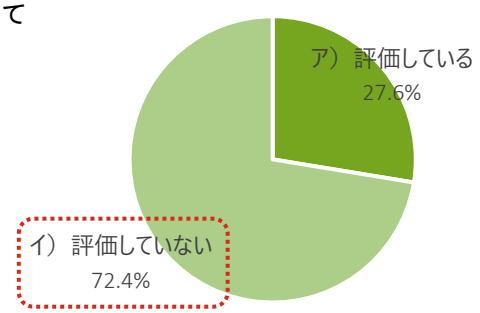

図 2.1-261 エリアマネジメント活動を積極的に評価しているか

■都市の人口規模による傾向（N=29）

「ア　評価している」は、人口規模別に大きくなっており、100 万人以上の都市では、40.0%を占めている。

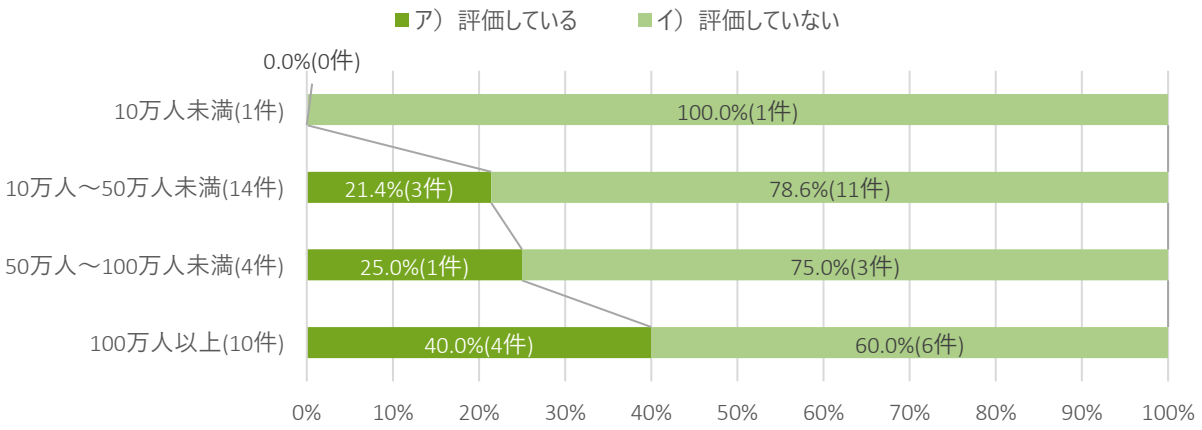

図 2.1-262 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向(N=13)

「ア　評価している」が 46.2%、「イ　評価していない」が 53.8%となっている。

表 2.1-247 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）評価している	6	46.2%
イ）評価していない	7	53.8%
合計	13	100.0%

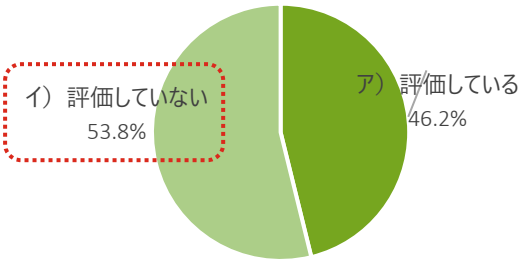

図 2.1-263 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向(N=1)

1件の回答は「ア　評価している」である。

表 2.1-248 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア）評価している	1	100.0%
イ）評価していない	0	0.0%
合計	1	100.0%

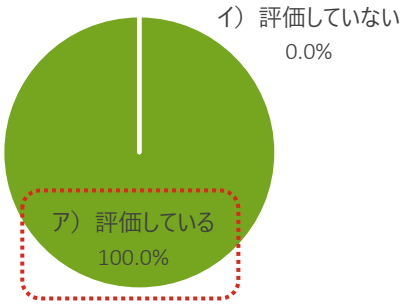

図 2.1-264 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

４．都市再生推進法人の業務・権限拡大及びガバナンスに関する要件強化

問１

■設問

都市再生推進法人の現行の業務以外で担ってほしい業務はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条）

（１）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（２）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
（３）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（４）事業用地の取得、管理、譲渡
（５）公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（６）緑地等管理効率化設備等の管理
（７）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（８）都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
（９）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
(10) 跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
(11) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
(12) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
(13) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
(14) 都市の再生に関する調査研究
(15) 都市の再生に関する普及啓発
(16) その他の都市の再生に必要な業務

都市再生推進法人の現行の業務以外で担ってほしい業務は、「イ ない」が 98.3%で大半を占めた。

■回答（N=1,356）

表 2.1-249 都市再生推進法人に現行業務以外で担ってほしい業務

項目	回答数	割合
ア ある	23	1.7%
イ ない	1,333	98.3%
合計	1,356	100.0%

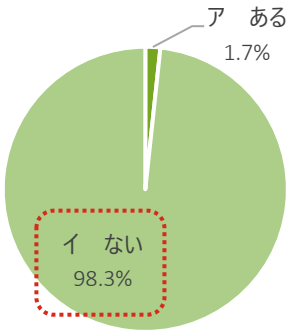

図 2.1-265 都市再生推進法人に現行業務以外に担ってほしい業務

■都市の人口規模による傾向（N=1,356）

「ア ある」と答えた割合は 50 万人～100 万人未満が 10.5%、100 万人以上が 9.1%とやや高くなっている。

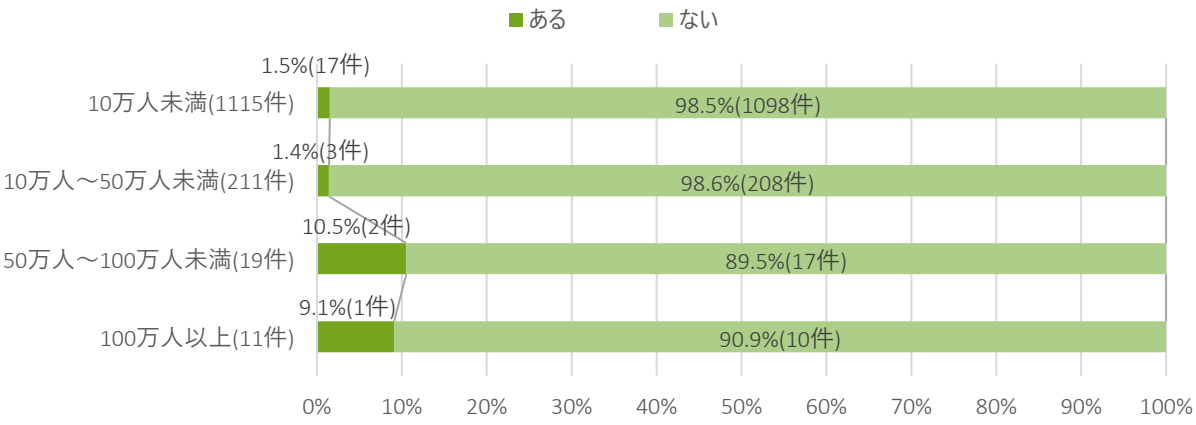

図 2.1-266 都市の人口規模による傾向

■都市再生推進法人を有する市区町村の傾向（N=73）

「イ ない」が 91.8%となっている。

表 2.1-250 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア ある	6	8.2%
イ ない	67	91.8%
合計	73	100.0%

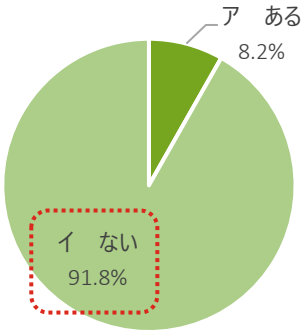

図 2.1-267 都市再生推進法人を有する市区町村の傾向

■市町村都市再生協議会を有する市区町村の傾向（N=43）

「イ ない」が 97.7%となっている。

表 2.1-251 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

項目	回答数	割合
ア ある	1	2.3%
イ ない	42	97.7%
合計	43	100.0%

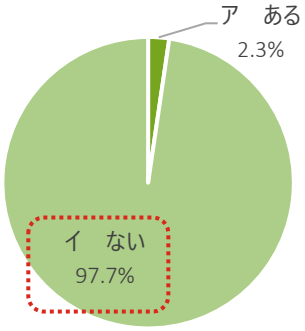

図 2.1-268 都市再生協議会を有する市区町村の傾向

問 2

■設問

問 1 で「ア ある」と回答された方にお伺いします。
担ってほしい業務内容を記入してください。

■回答

表 2.1-252 担ってほしい業務内容（自由記述）

担ってほしい業務内容
・空地、所有者不明土地対応
・都市利便増進協定に基づく都市利便施設の一体的な整備及び管理
・業務での収益を活用し、道路のなどの公共空間の維持管理やさらなる賑わい創出に取り組めるよう、組織が発展してほしい。
・専門家派遣
・まちづくりを一緒に考えて、計画から整備まで担って欲しい
・都市再開発事業に関する実務的な相談、援助
・屋外広告物などの景観事業

（3）-4 まちづくり団体あて調査

1） 調査3（まちづくり団体あて）のまとめ

① エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み
・資金計画（収入内容・支出内容等）の懸念が最も多い。

② エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度
・国土交通省都市局以外の支援制度については、4割近くが活用している。

③ エリアマネジメントの各フェーズにおける課題と支援
・各フェーズにおいてまちづくり団体における人材の確保と資金の確保が大きな課題となっている。

④ エリアマネジメントの目標・効果の考え方
・エリアマネジメント活動の評価について、自己評価、第三者評価合わせて4割近くの団体が行っているが、マンパワー不足を課題とする団体も約1/4を占める。

⑤ エリアマネジメント融資の活用意向等に関する調査
・融資対象事業が拡充された場合、約3割が活用する可能性ありと回答した。

⑥ 都市再生推進法人の活動拠点施設について
・主たる活動拠点施設は賃貸借が5割以上を占める。

⑦ 都市再生推進法人の土地取得について
・エリアマネジメントにあたり不動産を取得するニーズがある団体は約4割である。その際の課題は、資金調達が最も多い。

⑧ 計画の提案制度について
・都市再生整備計画の提案制度について約2/3が知っており、約1/3が活用している。

2） 設問ごとの回答

ここでは、以下の設問ごとに回答の整理・分析を行った。
回答の整理は、単純集計による傾向分析を行った。
自由記述については、回答欄に記載された各回答を一覧表に整理した。
※　その際、必要に応じ、当該記載の主旨が変わらない範囲での修文等を行った。
　また、設問への直接の回答でないと考えられる「特になし」「よく分からない」「検討中」等の自由記述は除いた。）。

＜設問（まちづくり団体あて） ※再掲＞
1．エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み
（1）官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について
2．エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度
（1）国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について
（2）エリアマネジメントの各フェーズ（※）において課題と感じていることやその課題に対する工夫、必要と感じている支援制度について
※フェーズ
【フェーズ1】組織立上げ期について

【フェーズ2】ビジョン作成期について
【フェーズ3】社会実証期について
【フェーズ4】継続活動期について

3. エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方
（1）エリアマネジメントに係る評価の実態について
（2）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について
4. 都市再生推進法人の業務・権限拡大及びガバナンスに関する要件強化
5. エリアマネジメント融資の活用意向等に関する調査について
6. 都市再生推進法人の活動拠点施設について
7. 都市再生推進法人の土地取得等について
8. 計画の提案制度について
9. 都市再生推進法人等会議に対する意向把握

※以下の設問は『都市再生推進法人』のみ回答。

1. エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み

国土交通省では、持続的なエリアマネジメントの実現を目指し、エリアマネジメント活動の継続活動期において、中長期的な観点から官民協調で取り組むべき事項や資金計画、関係者の役割分担等を官民が参画する組織体が具体的に定める計画作成の仕組み（以下、「（仮称）エリアマネジメント活動計画」という）を考えております。

上記計画における記載内容についてお伺いします。

【エリアマネジメント活動に関する計画作成フロー（イメージ）】

※下記の協議会、計画は都市再生推進法人の活動範囲ごとに作成することを想定

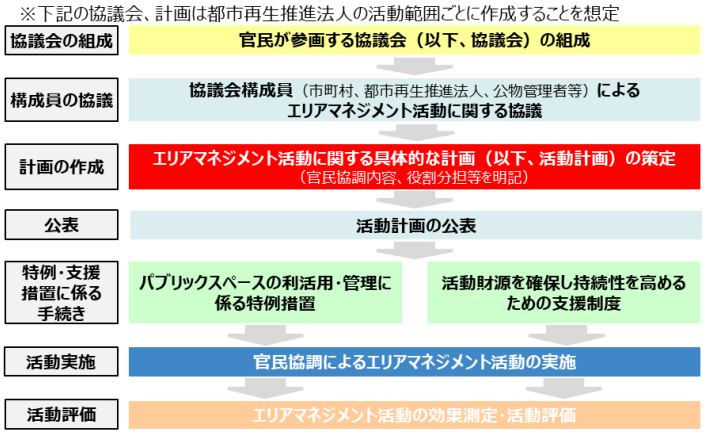

【エリアマネジメント活動に関する計画の記載内容（イメージ）】

（１）官民で協調したエリアマネジメント活動における資金計画の記載内容について

（仮称）エリアマネジメント活動計画の記載内容について、ご意見をお聞かせください。

問 1

■設問

エリアマネジメント活動に関する計画の記載内容（イメージ）について、計画を作成する場合に懸念がある項目はありますか。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメント活動に関する計画を作成する場合の懸念は、「カ　懸念がある項目はない」が最も多く、45 件だった。次いで、「ウ　資金計画（収入内容、支出愛用等）」の 43 件であった。

■回答　N=102（回答者数・複数回答可）

表 2.1-253 エリアマネジメント活動に関する計画作成の懸念事項

項目	回答数	割合
ア）計画概要（目的、目標・効果、対象区域、計画期間、協議会構成員等）	23	13.0%
イ）活動内容（活動内容、活動頻度、管理対象、管理体制、スケジュール等）	22	12.4%
ウ）資金計画（収入内容、支出内容等）	43	24.3%
エ）特例措置（規制緩和、占用許可、データ利用等）	16	9.0%
オ）官民協調に関する事項（官民協調で実施する事業内容、構成員の役割分担、公的支援内容（予算・金融支援・規制緩和）等）	28	15.8%
カ）懸念がある項目はない	45	25.4%
合計	177	100.0%

図 2.1-269 エリアマネジメント活動に関する計画作成の懸念事項

問 2

■設問

問１で「懸念がある項目がある」を回答された方にお伺いします。
懸念がある内容について記入してください。

■回答

表 2.1-254 懸念がある内容（自由記述）

類型	回答件数（計 56 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.資金の確保と収益性の持続	22 件	・収益源が限られており、会費や補助金以外の収入確保が難しいため、内部留保や持続的な活動が困難 。 ・継続的に活動を進めるには安定的な収入と人材の確保が不可欠 。 ・収益事業が試行段階であり、中長期的な予測や具体的な資金計画を作成できる条件が整っていない 。
2.計画策定の意義と実効性への疑問	14 件	・活動開始から 10 年以上経過しており、既存の協定等で目的が達せられているため、今さら計画を策定するメリットを感じない 。 ・まちの「現在地」と「未来像」の認識を深める前に計画策定を急ぐと、エリアマネジメント自体が目的化してしまう 。 ・地方都市においては、本制度による総合的なメリットが感じられない 。
3.事務手続きの負担	6件	・計画書や報告書の作成書類が膨大で、本来推進すべき日常業務に支障をきたす恐れあり 。 ・行政が関与し計画を公表することで、期中の柔軟な見直しや、民間側の自由度が損なわれる 。 ・KPI や KGI などの数値目標が求められると、行政計画との整合性に縛られ、活動の幅が狭まる 。
4.行政との連携	5件	・行政内の縦割りによる弊害や、出先機関の理解不足による遅延が懸念 。 ・単年度予算制度では、長期的な活動計画や体制構築を維持して実行に移すことが困難 。 ・行政が都市再生推進法人に「丸投げ」するのではなく、官民が連携できるインセンティブや支援制度が必要 。
5.認知度の低さと担い手不足	5件	・適切な人材を確保する方法が難しく、誰が主体となってコーディネートを行うべきか定まっていない 。 ・エリア内に協業できるプレイヤーが少なく、事務局である法人への業務負担が過大になる予測がある 。 ・活動に関わるメンバーが「いつも同じ顔ぶれ」になりがちで、新たな参画者を巻き込むのが困難 。
6.組織体制の構築	4件	・事業レイヤーが異なる関係者間での「目線合わせ」に時間がかかり、チームビルディングが最大の課題 。 ・加盟団体の合意形成が取りづらく、活動の一本化が難しい。

２．エリアマネジメントの推進に向けた特別措置や支援制度

（１）国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度について

問１

■設問

現在、国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度はありますか。また、今後活用する予定はありますか（他省庁・自治体の制度を含む）。以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

国土交通省都市局の支援制度以外で活用している支援制度は、「ウ ない」が最も多く、83 件であった

■回答　N=134（回答者数・複数回答可）

表 2.1-255 国土交通省都市局以外で活用している支援制度

項目	回答数	割合
ア）現在活用している	35	25.7%
イ）今後活用予定である	18	13.2%
ウ）ない	83	61.0%
合計	136	100.0%

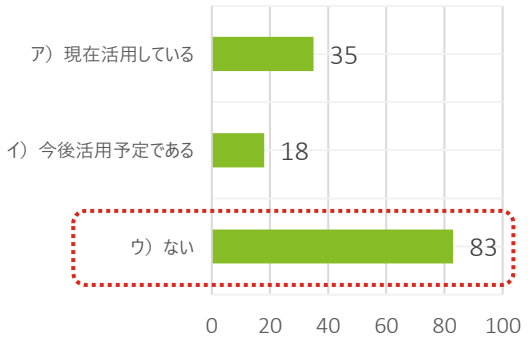

図 2.1-270 国土交通省都市局以外で活用している支援制度

問 2

■設問

問 1 で「イ 今後活用予定である」と回答された方にお伺いします。
活用予定の制度名を記入してください。

■回答

表 2.1-256 活用予定の制度名(自由記述)

類型	回答件数(計 30 件)	代表的な回答(要約・抜粋)
1. 国土交通省他局制度	1 件	・二地域居住先導的プロジェクト実装事業
2. 観光庁	3 件	・地域観光魅力向上事業、既存観光地の高付加価値化推進事業
3. 中小企業庁	2 件	・地域商業複合化推進事業、中小企業高度化資金貸付制度
4. 林野庁	1 件	・木質化の補助制度
5. 中小機構	2 件	・中心市街地活性化支援事業
6. 公共団体からの補助金・助成金	21 件	・都心における地区まちづくり推進制度 ・都心会議エリマネ活動支援制度 ・都道府県におけるまちなか再生ファンド補助金

問 3

■設問

問 1 で「イ 今後活用予定である」と回答された方にお伺いします。
活用予定の制度名を記入してください。

■回答

表 2.1-257 活用予定の制度名(自由記述)

類型	回答件数(計 20 件)	代表的な回答(要約・抜粋)
1.国土交通省他局制度	2 件	・ほこみち制度(道路局)
2.観光庁	1 件	・観光地づくり DMO 制度
3.厚生労働省	1 件	・WAM の補助金
4.総務省	2 件	・ローカル10000 ・地域おこし協力隊
5.民間都市開発推進機構	1 件	・まちなか公共空間等活用支援業務
6.公共団体からの補助金・助成金	2 件	・公開空地等環境整備補助金 ・エリアマネジメント活動促進制度
7.その他	11 件	・都市再生整備計画、都市再生推進法人制度

問 4

■設問

問 1 で「ウ ない」と回答された方にお伺いします。
その理由を記入してください。

■回答

表 2.1-258 「ない」との回答の理由（自由記述）

類型	回答件数（計 68 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.合致する支援制度がない	15 件	・実施している活動内容や支援項目に合致する制度がそもそも存在しない。 ・適切な補助金や、エリアマネジメント活動に伴い活用できる具体的なメニューがない。 ・活動エリアが限定的（駅前広場のみ等）であるため、要件を満たさない 。
2.検討していない・わからない	21 件	・どのような制度があるのか、どのような場合に受けられるのかが把握できていない。 ・制度をよく理解しておらず、自分たちの団体に適した支援策を知る術がない。 ・手続きの煩雑さがハードルとなり、具体的な検討に至っていない 。
3.必要性がない	23 件	・独自の分担金制度や自己資金で活動しており、外部の支援制度を必要としていない。 ・すでに自治体（市）との連携が円滑にとれており、あえて新制度を活用する必要性を感じない 。 ・関連組織が個別に特例や補助を活用しており、自法人での申請は不要である。
4. 今後検討する	6 件	・具体的なエリアビジョンの策定に向けて地域と協議中であり、現在はテストマーケティングの段階である。 ・商店街振興組合からエリアを網羅できるマネジメント組織への立ち上げを研究中である。
5.使いづらい	3 件	・制度が単年度のものが多く、複数年にわたる事業計画には適さない 。 ・制度ごとに申請条件や報告義務が異なるため、複数を組み合わせると事務負担が過大になる。

（２）エリアマネジメントの各フェーズ（※）ごとに課題と感じていることやその課題に対する工夫、必要と感じている支援制度について

（※フェーズ１：組織立上げ期、フェーズ２：ビジョン作成期、フェーズ３：社会実証期、フェーズ４：継続活動期）

【フェーズ１】組織立上げ期について

問 5

■設問

【フェーズ１】組織立上げ期において、課題と感じていることについて、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

組織立上げ期においての課題は、「ア　人材の確保」が最も多く 77 件だった。次いで、「オ　資金確保」の 73 件であった。

■回答　N=129（回答者数・複数回答可）

表 2.1-259-1 課題と感じていること

項目	回答数	割合
ア）人材の確保	77	26.8%
イ）複数の主体の組織化	37	12.9%
ウ）各主体における役割分担の調整	42	14.6%
エ）行政との連携	49	17.1%
オ）資金の確保	73	25.4%
カ）その他	9	3.1%
合計	288	100.0%

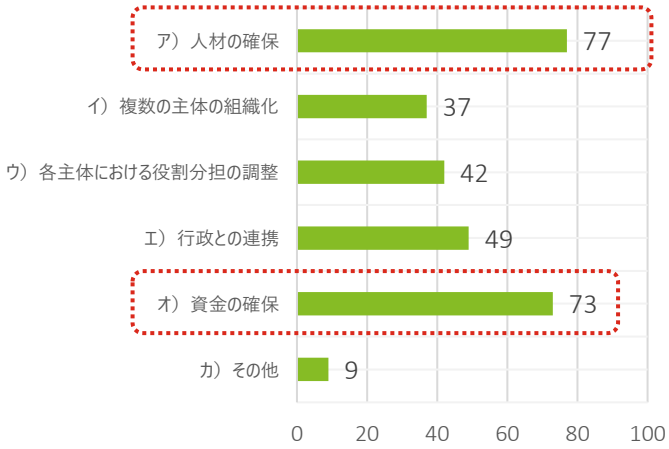

図 2.1-271 課題と感じていること

表 2.1-259-2 その他（自由記述）

その他の内容
・そもそも 50 年以上前からまちづくり事業を行っている団体であり、組織立ち上げのフェーズは存在しない。
・周辺の組織（町会、商店会など）の理解
・中心市街地活性化協議会との兼ね合い。弊社事務局の民間主体の協議会が存在している。
・弊社がエリアマネジメントに参画する必要性と自社存続の検討
・目指す方向性の具体化

問 6

■設問

問 5 で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

課題に対する工夫・取組は、「オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が最も多く、64 件だった。次いで、「ア　運営組織の設立」の 51 件であった。

■回答　N=129（回答者数・複数回答可）

表 2.1-260-1 工夫・取組

項目	回答数	割合
ア）運営組織の設立	51	20.4%
イ）キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	39	15.6%
ウ）勉強会やイベントの実施	42	16.8%
エ）実務的な議論ができる機会の創出	39	15.6%
オ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	64	25.6%
カ）その他	15	6.0%
合計	250	100.0%

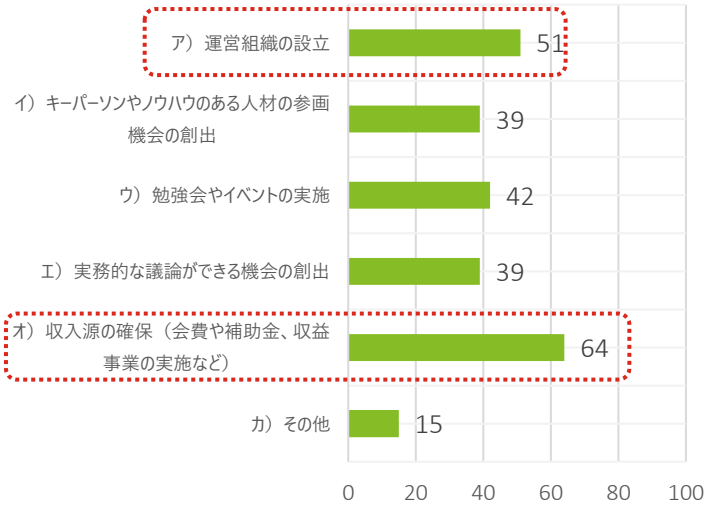

図 2.1-272 工夫・取組

表 2.1-260-2 その他（自由記述）

その他の内容
・既存組織と施設を活用した道の駅化
・行政職員や民間企業社員の出向等による人材確保
・市からの職員派遣と地域の事業者からの出資金
・専門家への相談
・組織再編検討中
・法人構成企業からの人材調達（兼務）
・民地での収益事業をパブリックスペース転換する手法

■問 5（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 5（感じている課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 5「ア　人材の確保」「イ　複数主体の組織化」「ウ　各主体における役割分担の調整」「エ　行政との連携」の回答団体では、「ア　運営組織の設立」がそれぞれ最多（42 件、23 件、24 件、29 件）。問 5「オ　資金の確保」の回答団体では、「オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が 53 件と最多。

回答　N=129（回答者数・複数回答可）

表 2.1-261 感じている課題とのクロス集計

項目		課題への工夫・取組					
		ア）運営組織の設立	イ）キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	ウ）勉強会やイベントの実施	エ）実務的な議論ができる機会の創出	オ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	カ）その他
感じている課題	ア）人材の確保（n=77）	42	31	34	27	36	6
	イ）複数の主体の組織化（n=37）	23	17	19	19	13	3
	ウ）各主体における役割分担の調整（n=42）	24	17	20	22	20	4
	エ）行政との連携（n=49）	29	25	23	25	28	1
	オ）資金の確保（n=73）	34	27	22	26	53	4
	カ）その他（n=9）	2	1	2	2	2	7

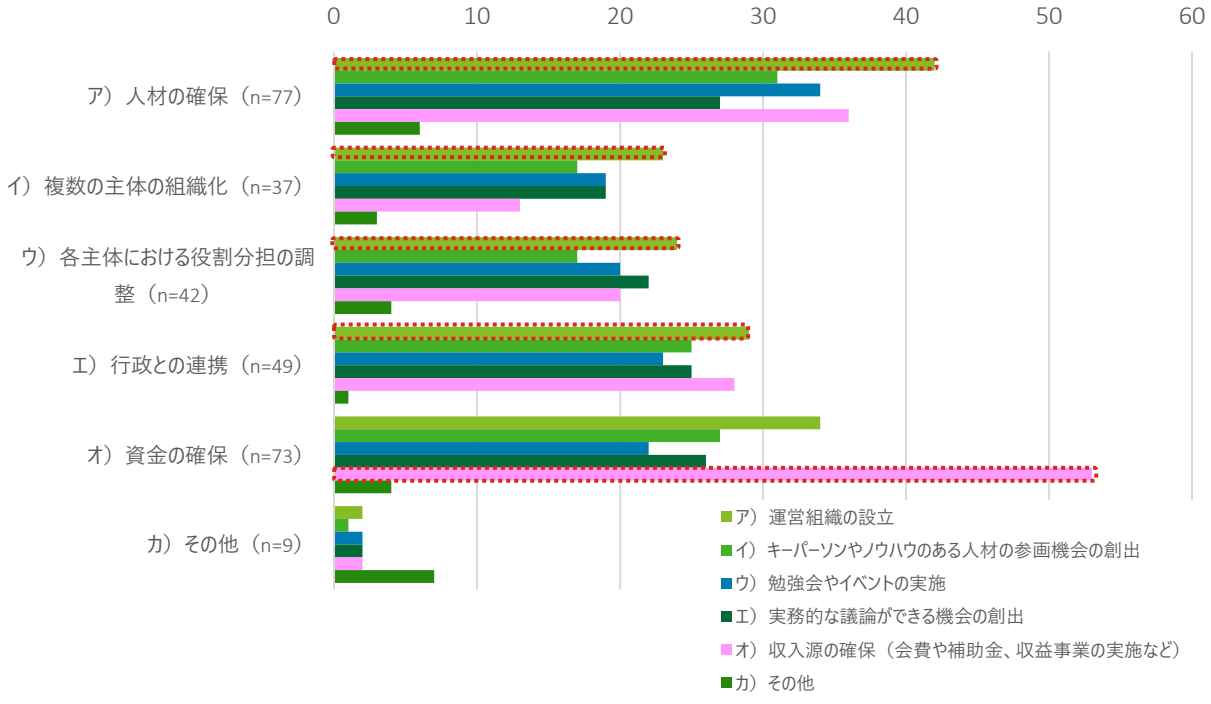

図 2.1-273 感じている課題とのクロス集計

問 7

■設問

【フェーズ１】組織立上げ期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

最も必要と感じている支援制度は、「ウ 組織立上げに係る助成金」が最も多く、43.2%を占めた。次いで、「ア まちづくり専門家の派遣」が 20.9%であった。

■回答（N=128、のべ回答数=139（※））

※：本設問は単回答の設問であるが、複数の選択肢を選んだ回答者がいたため、のべ回答数で集計した。

表 2.1-262-1 支援制度

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	29	20.9%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	28	20.1%
ウ）組織立上げに係る助成金	60	43.2%
エ）情報発信に係る支援	9	6.5%
オ）その他	13	9.4%
合計	139	100.0%

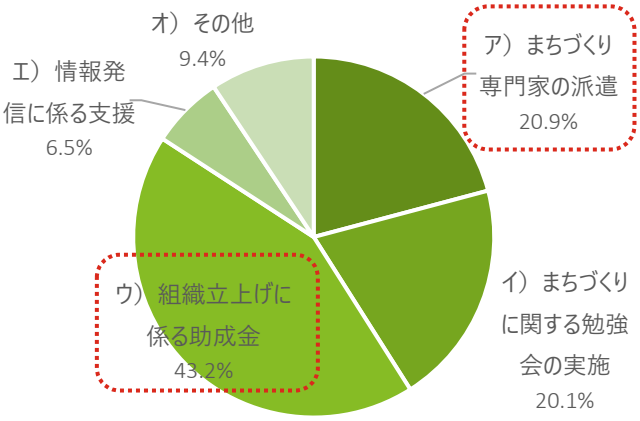

図 2.1-274 支援制度

表 2.1-262-2 その他（自由記述）

その他の内容
・″商店街″からの脱却手法
・ステークスホルダーへの支援
・活動を引っ張る企業の参画
・持続性と仕組化
・自治体の理解と協力
・人材確保
・駐車場建設に係る補助金や無利子制度など
・法人設立数年間の税金減免

■問 5（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 5（感じている課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 5「ア　人材の確保」「イ　複数主体の組織化」「エ　行政との連携」「オ　資金の確保」の回答団体では、「ウ　組織立上げに係る助成金」がそれぞれ最多（38 件、15 件、29 件、44 件）。問 5「ウ　各主体における役割分担の調整」の回答団体では、「ウ　組織立上げに係る助成金」「オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」がそれぞれ 14 件と最多。

回答　N=128（回答者数・複数回答可）

表 2.1-263 感じている課題とのクロス集計

項目		必要と感じる支援制度				
		ア）まちづくり専門家の派遣	イ）まちづくりに関する勉強会の実施	ウ）組織立上げに係る助成金	エ）情報発信に係る支援	オ）その他
感じている課題	ア）人材の確保（n=77）	20	19	38	5	4
	イ）複数の主体の組織化（n=37）	10	12	15	3	2
	ウ）各主体における役割分担の調整（n=42）	14	11	14	5	3
	エ）行政との連携（n=49）	11	10	29	2	2
	オ）資金の確保（n=73）	12	12	44	6	6
	カ）その他（n=9）	1	0	2	0	6

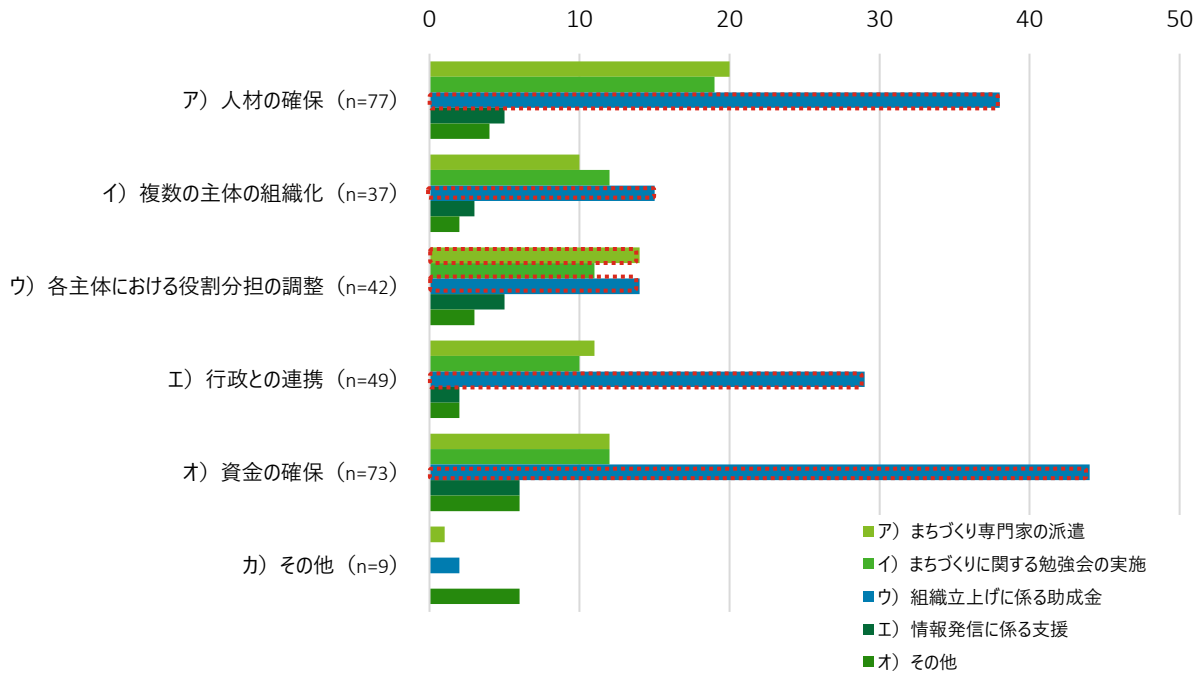

図 2.1-275 感じている課題のクロス集計

【フェーズ２】ビジョン作成期について

問 8

■設問

【フェーズ２】ビジョン作成期において、課題と感じていることについて、以下ア～ケのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

ビジョン作成期の課題は、「ク ビジョン作成後の具体的な事業の実施」が最も多く 57 件、「イ 複数の主体における意見調整」「キ 理解の向上や当事者意識の醸成」が 56 件と続く。

■回答 N=128（回答者数・複数回答可）

表 2.1-264-1 課題

57 項目	回答数	割合
ア）人材の確保	47	11.6%
イ）複数の主体における意見調整	56	13.9%
ウ）各主体における役割分担の調整	33	8.2%
エ）実務的な議論ができる場や機会の創出	39	9.7%
オ）行政との連携	54	13.4%
カ）資金の確保	54	13.4%
キ）理解の向上や当事者意識の醸成	56	13.9%
ク）ビジョン作成後の具体的な事業の実施	57	14.1%
ケ）その他	8	2.0%
合計	404	100.0%

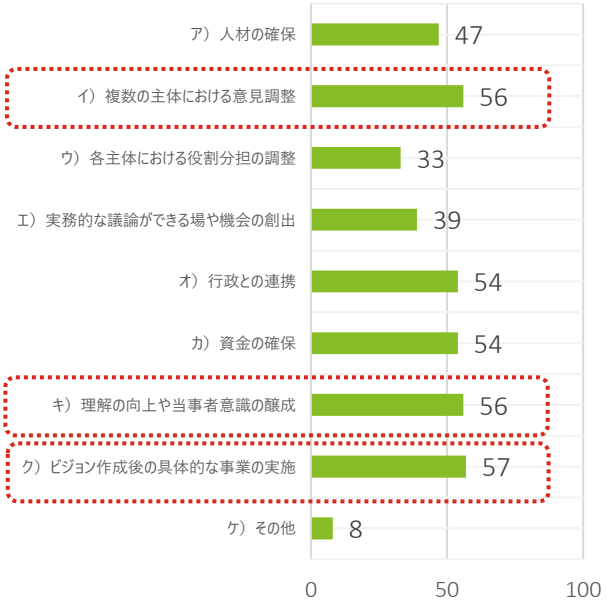

図 2.1-276 課題

表 2.1-264-2 その他（自由記述）

その他の内容
・30 年後の人口推計や生活様式、技術革新からの逆発想的なビジョン構築
・ビジョンは行政計画及び行政と市民で定めたビジョンがあるため、作成する必要がなかった。
・ビジョン作成後の組織を立ち上げた
・官民連携組織にてビジョン作成したことに基づいて、当法人を設立

問 9

■設問

問 8 で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

課題に対する工夫・取組は「エ　実務的な議論ができる機会の創出」が最も多く 54 件だった。次いで、「ウ　勉強会やイベントの実施」の 53 件だった。

■回答　N=128（回答者数・複数回答可）

表 2.1-265　工夫・取組

項目	回答数	割合
ア）運営組織の設立	31	10.9%
イ）キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	44	15.4%
ウ）勉強会やイベントの実施	53	18.6%
エ）実務的な議論ができる機会の創出	54	18.9%
オ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	52	18.2%
カ）情報発信・共有	33	11.6%
キ）その他	18	6.3%
合計	285	100.0%

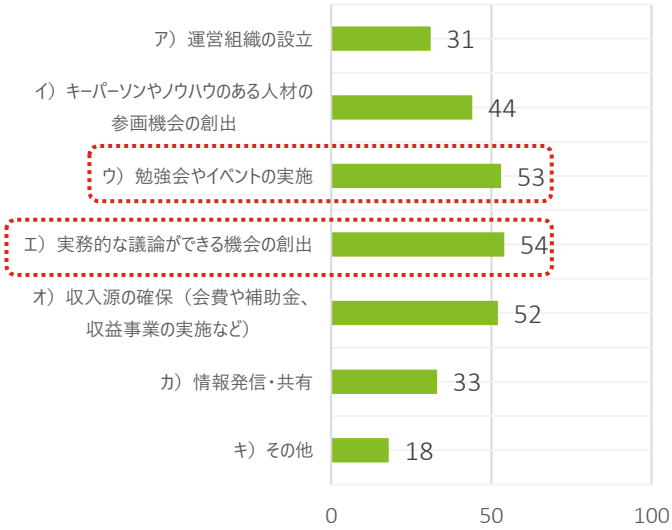

図 2.1-277　工夫・取組

■問 8（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 8（感じている課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 8「ア　人材の確保」の回答団体では、「ウ　各主体における役割分担の調整」「オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」がそれぞれ 25 件と最多。

問 8「イ　複数主体における意見調整」「ウ　各主体における役割分担の調整」「エ　実務的な議論ができる場や機会の創出」「オ　行政との連携」「ク　ビジョン作成後の具体的な事業の実施」の回答団体では、「エ　実務的な議論ができる機会の創出」がそれぞれ最多（33 件、22 件、27 件、37 件、34 件）。

問 8「カ　資金の確保」の回答団体では、「オ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が 40 件と最多。

問 8「キ　理解の向上や当事者意識の醸成」の回答団体では、「ウ　勉強会やイベントの実施」が 35 件と最多。

■回答　N=128（回答者数・複数回答可）

表 2.1-266 感じている課題とのクロス集計

項目		課題への工夫・取組						
		ア）運営組織の設立	イ）キーパーソンやノウハウのある人材の参画機会の創出	ウ）勉強会やイベントの実施	エ）実務的な議論ができる機会の創出	オ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	カ）情報発信・共有	キ）その他
感じている課題	ア）人材の確保（n=47）	17	20	25	22	25	16	5
	イ）複数の主体における意見調整（n=56）	18	27	29	33	27	18	8
	ウ）各主体における役割分担の調整（n=33）	13	16	21	22	18	13	2
	エ）実務的な議論ができる場や機会の創出（n=39）	15	18	20	27	21	17	0
	オ）行政との連携（n=54）	19	29	33	37	32	23	5
	カ）資金の確保（n=54）	15	21	20	26	40	18	6
	キ）理解の向上や当事者意識の醸成（n=56）	16	27	35	31	30	21	7
	ク）ビジョン作成後の具体的な事業の実施（n=57）	18	30	33	34	31	20	5
	ケ）その他（n=8）	0	0	0	1	0	0	7

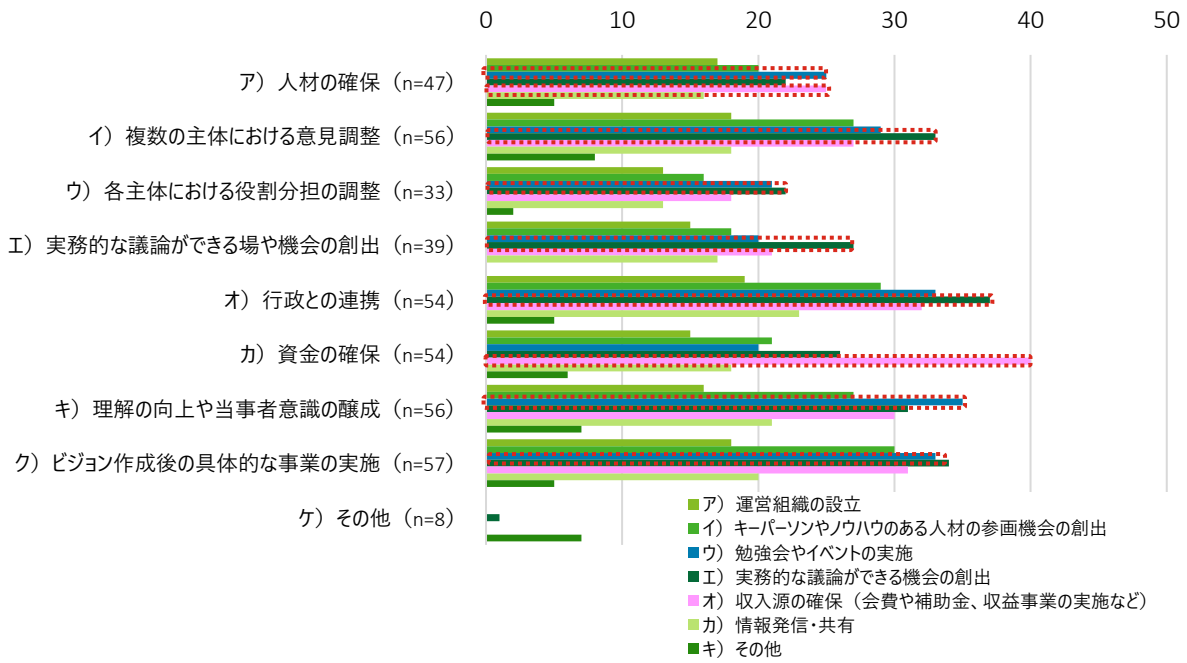

図 2.1-278 感じている課題とのクロス集計

問 10

■設問

【フェーズ２】ビジョン作成期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

ビジョン作成期に最も必要と感じている支援制度は、「ウ ビジョン作成に係る助成金」で、36.1%だった。

※:本設問は単回答の設問であるが、複数の選択肢を選んだ回答者がいたため、のべ回答数で集計した。

■回答（N=124、のべ回答数=133（※））

表 2.1-267-1 支援制度

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	30	22.6%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	36	27.1%
ウ）ビジョン作成に係る助成金	48	36.1%
エ）情報発信に係る支援	8	6.0%
オ）その他	11	8.3%
合計	133	100.0%

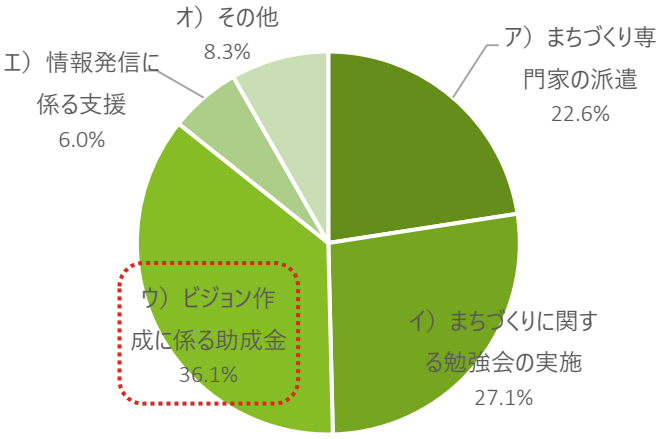

図 2.1-279 支援制度

表 2.1-267-2 その他（自由記述）

その他の内容
・衰退し続ける現状を直視し、過去 30 年における取り組みの失敗を認め、検証と反省のうえこれを繰り返さないノウハウの提供
・関わる主体の当事者意識
・議論の場への巻き込み
・行政窓口担当者による庁内調整
・行政側の理解と協力（同じ市の中で、中活担当課は推進。都市再生法人担当課は躊躇）
・地域内の理解
・調査費用に関する補助金の充実

■問 8（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 8（感じている課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 8「ア 人材の確保」「イ 複数主体における意見調整」「ウ 各主体における役割分担の調整」「エ 実務的な議論ができる場や機会の創出」「オ 行政との連携」「カ 資金の確保」「キ 理解の向上や当事者意識の醸成」「ク ビジョン作成後の具体的な事業の実施」の回答団体では、「ウ ビジョン作成に係る助成金」がそれぞれ最多（18 件、24 件、16 件、17 件、24 件、29 件、24 件、20 件）。

■回答　N=124（回答者数・複数回答可）

表 2.1-268 感じている課題とのクロス集計

項目		必要と感じる支援制度				
		ア）まちづくり専門家の派遣	イ）まちづくりに関する勉強会の実施	ウ）ビジョン作成に係る助成金	エ）情報発信に係る支援	オ）その他
感じている課題	ア）人材の確保（n=47）	17	10	18	3	2
	イ）複数の主体における意見調整（n=56）	12	16	24	4	2
	ウ）各主体における役割分担の調整（n=33）	5	12	16	4	0
	エ）実務的な議論ができる場や機会の創出（n=39）	8	13	17	4	1
	オ）行政との連携（n=54）	14	14	24	2	2
	カ）資金の確保（n=54）	9	11	29	4	3
	キ）理解の向上や当事者意識の醸成（n=56）	16	14	24	2	3
	ク）ビジョン作成後の具体的な事業の実施（n=57）	15	18	20	2	3
	ケ）その他（n=8）	0	0	2	0	6

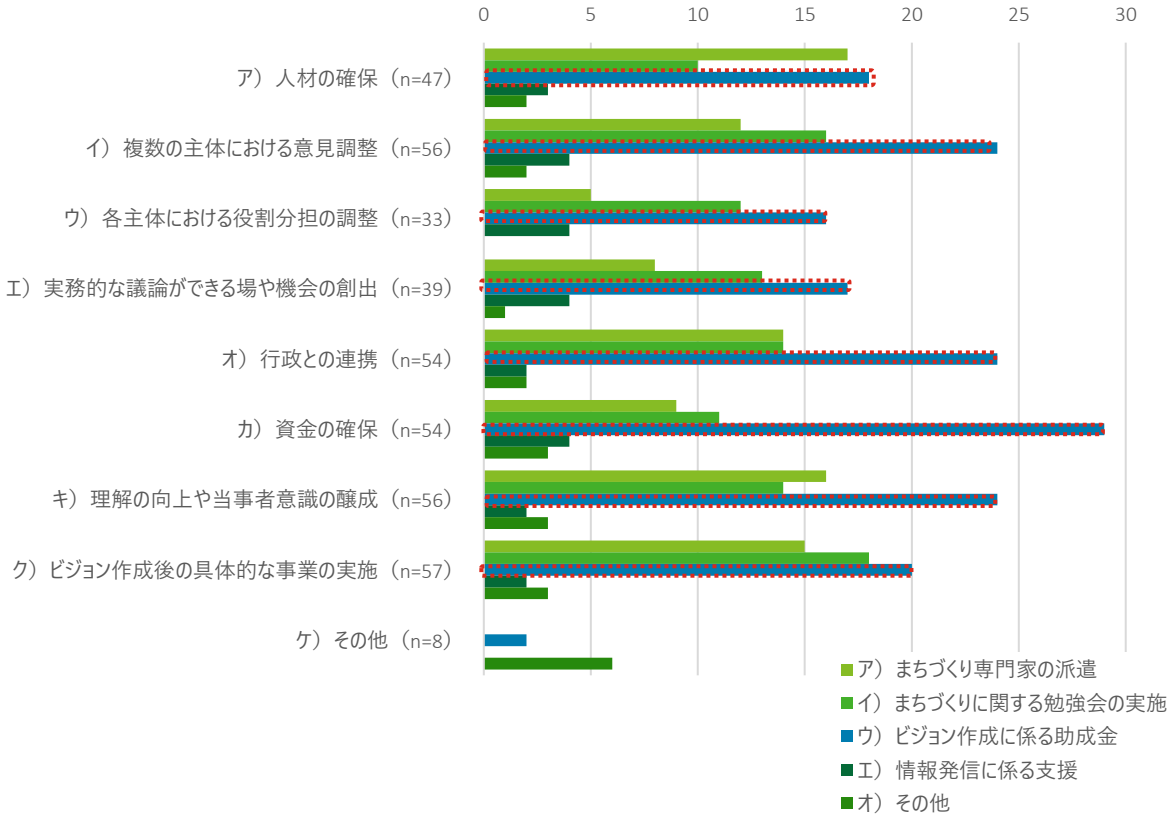

図 2.1-280 感じている課題とのクロス集計

【フェーズ３】社会実証期について

問 11

■設問

【フェーズ３】社会実証期において、課題と感じていることについて、以下ア～シのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

社会実証期の課題は、「カ　資金の確保」が最も多く 80 件だった。次いで、「サ　継続的な運用」の 62 件であった。

■回答　N=127（回答者数・複数回答可）

表 2.1-269-1 課題と感じていること

項目	回答数	割合
ア）人材の確保	60	11.0%
イ）複数の主体における意見調整	38	7.0%
ウ）各主体における役割分担の調整	37	6.8%
エ）住民参加の促進	45	8.3%
オ）行政との連携	60	11.0%
カ）資金の確保	80	14.7%
キ）情報発信	42	7.7%
ク）理解の向上や当事者意識の醸成	60	11.0%
ケ）過度な利用に係る問い合わせへの対応	9	1.7%
コ）占用・使用許可申請の手続き	40	7.4%
サ）継続的な運用	62	11.4%
シ）その他	10	1.8%
合計	543	100.0%

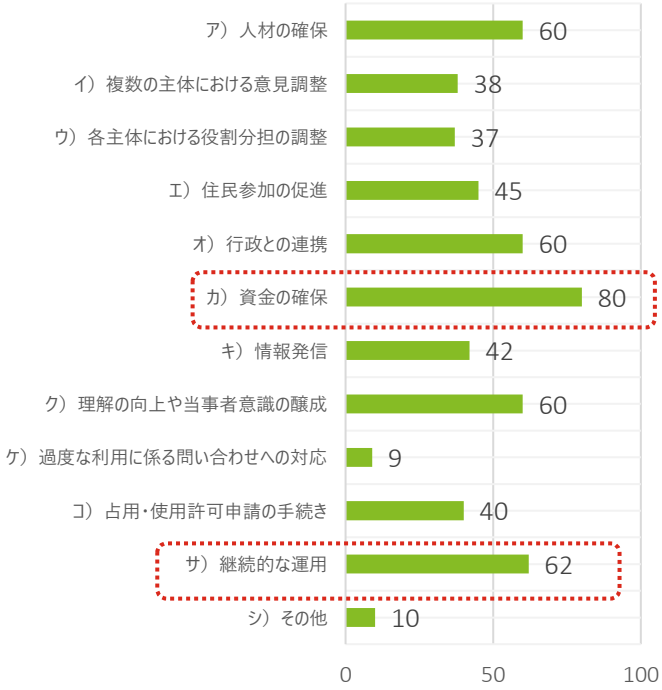

図 2.1-281 課題と感じていること

表 2.1-269-2 その他（自由記述）

その他の内容
･30 年後の人口推計や生活様式、技術革新からの逆発想的なビジョン構築
･組織再編検討中のため今後の検討予定

問 12

■設問

問 11 で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

課題への工夫・取組は、「エ 収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が最も多く、59 件だった。次いで、「ウ 住民や関係者とのコミュニケーション強化」の 56 件であった。

■回答 N=126（回答者数・複数回答可）

表 2.1-270-1 工夫・取組

項目	回答数	割合
ア）行政や大学、他機関との連携強化	51	16.7%
イ）実務的な議論ができる機会の創出	41	13.4%
ウ）住民や関係者とのコミュニケーション強化	56	18.4%
エ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	59	19.3%
オ）情報発信・共有	42	13.8%
カ）効果測定の実施（アンケートやデータ収集など）	45	14.8%
キ）その他	11	3.6%
合計	305	100.0%

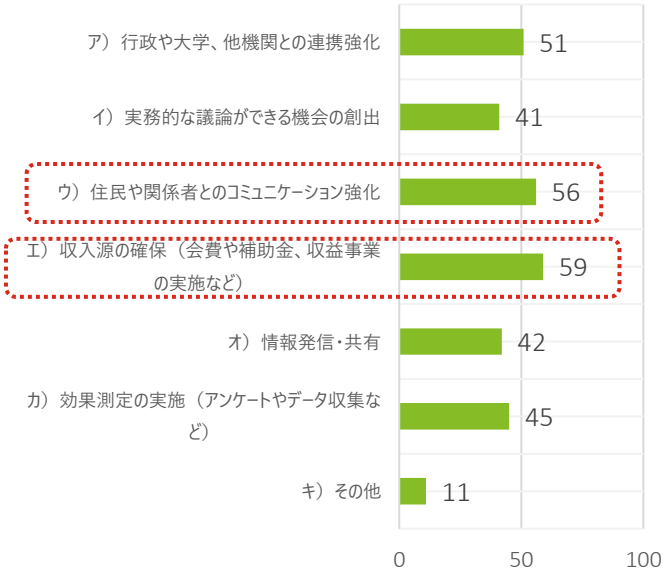

図 2.1-282 工夫・取組

表 2.1-270-2 その他（自由記述）

その他の内容
・まだ実証実験を実施するまで到達していない。
・駅前広場にて、広場をコアとした公共空間のあり方や活用方法を検証し、駅前広場の利用者にとって、居心地の良い滞留空間を検討することで、これまで以上に「ひとにやさしい空間」となることを目指した社会実験を実施した。社会実験実施により、エリアの将来像を実際の風景として作っていくことで、行政側の理解が深まった。
・社会実証等はまだ行っていない
・組織再編検討中のため今後の検討予定
・廃棄を減らすためにも、既製品のレンタル用品で賄えるものに関しては、レンタルで対応をするなどしている。（ただし、レンタルにも限りがあるので、造作・購入せざるをえないものも多数ある状況。）
・弊社が取り組み可能な範囲ではない

■問 11（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 11（感じている課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 11「ア　人材の確保」「オ　行政との連携」「カ　資金の確保」「コ　占用・仕様許可申請の手続き」「サ　継続的な運用」の回答団体では、「エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が最多（33 件、33 件、50 件、27 件、36 件）。

問 11「イ　複数の主体における意見調整」の回答団体では、「イ　実務的な議論ができる機会の創出」が 26 件と最多。

問 11「ウ　各主体における役割分担の調整」「エ　行政との連携」「キ　情報発信」「ク　理解の向上や当事者意識の醸成」の回答団体では、それぞれ「ウ　住民や関係者とのコミュニケーション強化」が最多（25 件、29 件、27 件、34 件）。

問 11「ケ　過度な利用に係る問い合わせへの対応」の回答団体では、「イ　実務的な議論ができる機会の創出」「「ウ　住民や関係者とのコミュニケーション強化」「エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が各7件と最多。

■回答　N=126（回答者数・複数回答可）

表 2.1-271　感じている課題とのクロス集計

項目		課題への工夫・取組						
		ア）行政や大学、他機関との連携強化	イ）実務的な議論ができる機会の創出	ウ）住民や関係者とのコミュニケーション強化	エ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	オ）情報発信・共有	カ）効果測定の実施（アンケートやデータ収集など）	キ）その他
感じている課題	ア）人材の確保（n=60）	27	25	31	33	26	22	4
	イ）複数の主体における意見調整（n=38）	16	26	25	23	20	21	4
	ウ）各主体における役割分担の調整（n=37）	14	23	25	17	17	14	2
	エ）住民参加の促進（n=45）	18	19	29	21	20	20	2
	オ）行政との連携（n=60）	30	27	32	33	28	32	3
	カ）資金の確保（n=80）	37	35	41	50	32	35	4
	キ）情報発信（n=42）	21	22	27	21	24	23	1
	ク）理解の向上や当事者意識の醸成（n=60）	24	29	34	33	27	26	3
	ケ）過度な利用に係る問い合わせへの対応（n=9）	4	7	7	7	5	3	0
	コ）占用・使用許可申請の手続き（n=40）	21	17	24	27	20	24	2
	サ）継続的な運用（n=62）	32	31	31	36	28	33	3
	シ）その他（n=10）	3	4	4	3	3	3	8

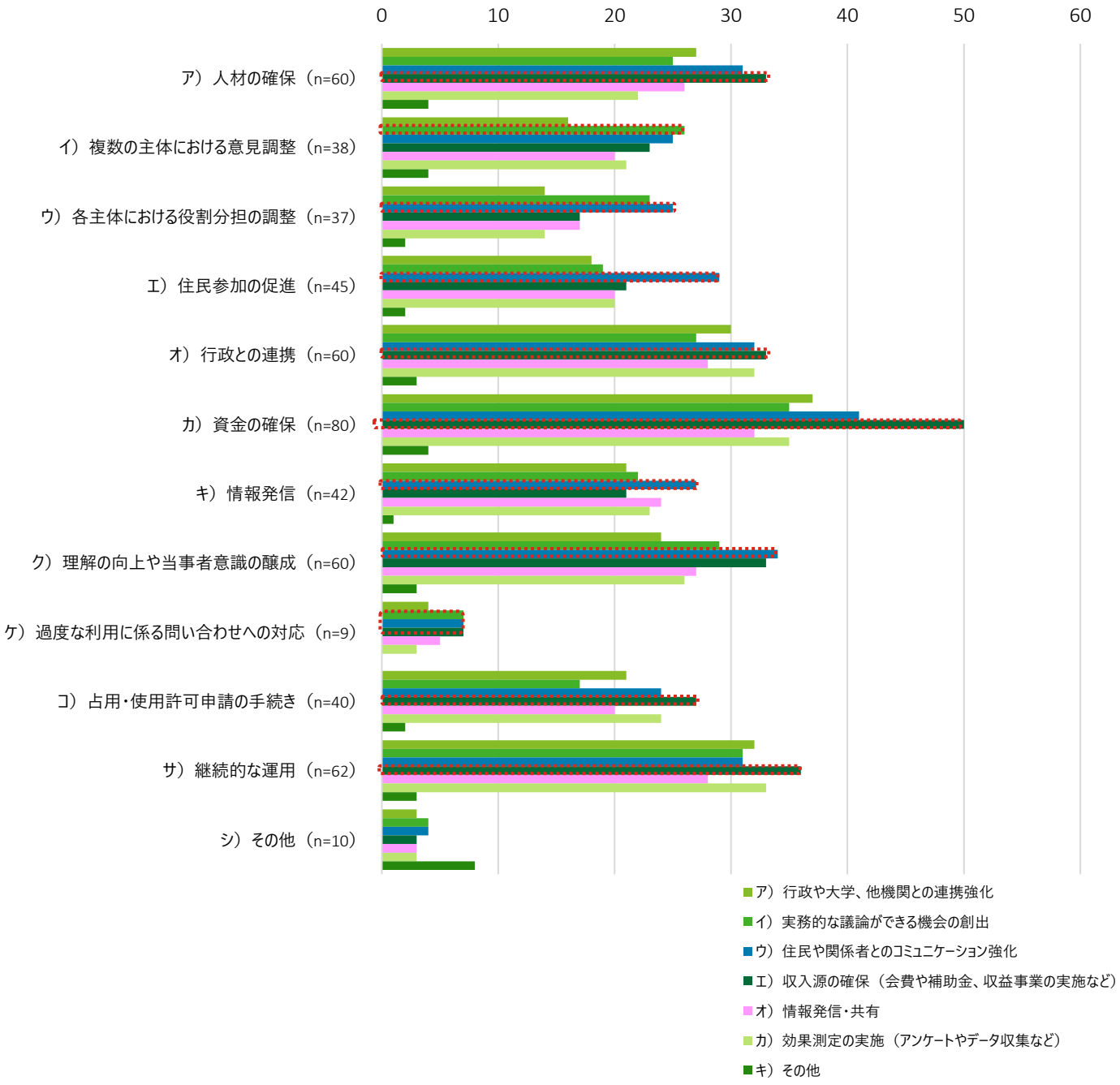

図 2.1-283 感じている課題とのクロス集計

問 13

■設問

【フェーズ３】社会実証期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

社会実証期に最も必要と感じている支援制度は、「ウ 社会実証実施に係る助成金」で、45.9%だった。次いで、「エ 公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）」の 27.8%であった。

■回答 （N=124、のべ回答数＝133（※））

※：本設問は単回答の設問であるが、複数の選択肢を選んだ回答者がいたため、のべ回答数で集計した。

表 2.1-272-1 支援制度

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	8	6.0%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	9	6.8%
ウ）社会実証実施に係る助成金	61	45.9%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	37	27.8%
オ）情報発信に係る支援	11	8.3%
カ）その他	7	5.3%
合計	133	100.0%

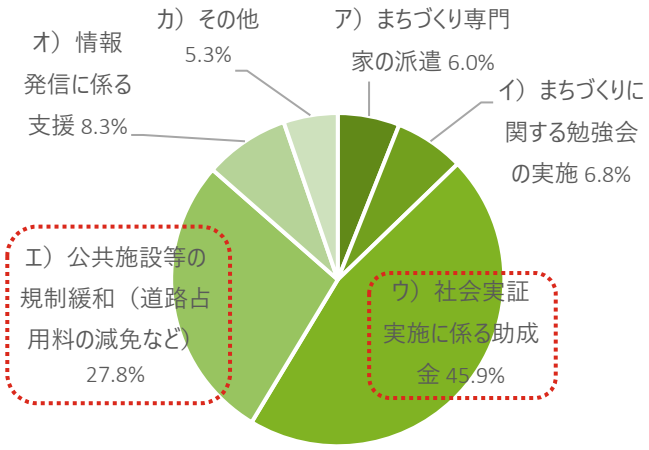

図 2.1-284 支援制度

表 2.1-272-2 その他（自由記述）

その他の内容
・具体的なビジョンがないのでどんな支援が必要かわからない。
・公共空間に関する行政の理解

■問 11（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 11(感じている課題)についての回答とのクロス集計を行った。

問 11「ア　人材の確保」「イ　複数の主体における意見調整」「ウ　各主体における役割分担の調整」「エ　行政との連携」「オ　行政との連携」「カ　資金の確保」「ク　理解の向上や当事者意識の醸成」「ケ　過度な利用に係る問い合わせへの対応」「コ　占用・仕様許可申請の手続き」「サ　継続的な運用」の回答団体では、「ウ　社会実証実施に係る助成金」が最多(32 件、23 件、20 件、22 件、30 件、49 件、31 件、5 件、22 件、36 件)。

問 11「キ　情報発信」の回答団体では、「エ　公共施設等の規制緩和(道路占用料の減免など)」が 16 件と最多。

回答　N=124（回答者数・複数回答可）

表 2.1-273 感じている課題とのクロス集計

項目		必要と感じる支援制度					
		ア）まちづくり専門家の派遣	イ）まちづくりに関する勉強会の実施	ウ）社会実証実施に係る助成金	エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	オ）情報発信に係る支援	カ）その他
感じている課題	ア）人材の確保（n=60）	3	3	32	17	5	2
	イ）複数の主体における意見調整（n=38）	1	2	23	12	4	2
	ウ）各主体における役割分担の調整（n=37）	3	2	20	12	5	1
	エ）住民参加の促進（n=45）	5	3	22	10	4	2
	オ）行政との連携（n=60）	4	6	30	18	5	2
	カ）資金の確保（n=80）	3	2	49	22	8	2
	キ）情報発信（n=42）	2	1	15	16	7	2
	ク）理解の向上や当事者意識の醸成（n=60）	4	5	31	18	5	1
	ケ）過度な利用に係る問い合わせへの対応（n=9）	0	0	5	4	0	0
	コ）占用・使用許可申請の手続き（n=40）	2	0	22	17	2	0
	サ）継続的な運用（n=62）	3	4	36	16	7	2
	シ）その他（n=10）	0	1	4	1	0	4

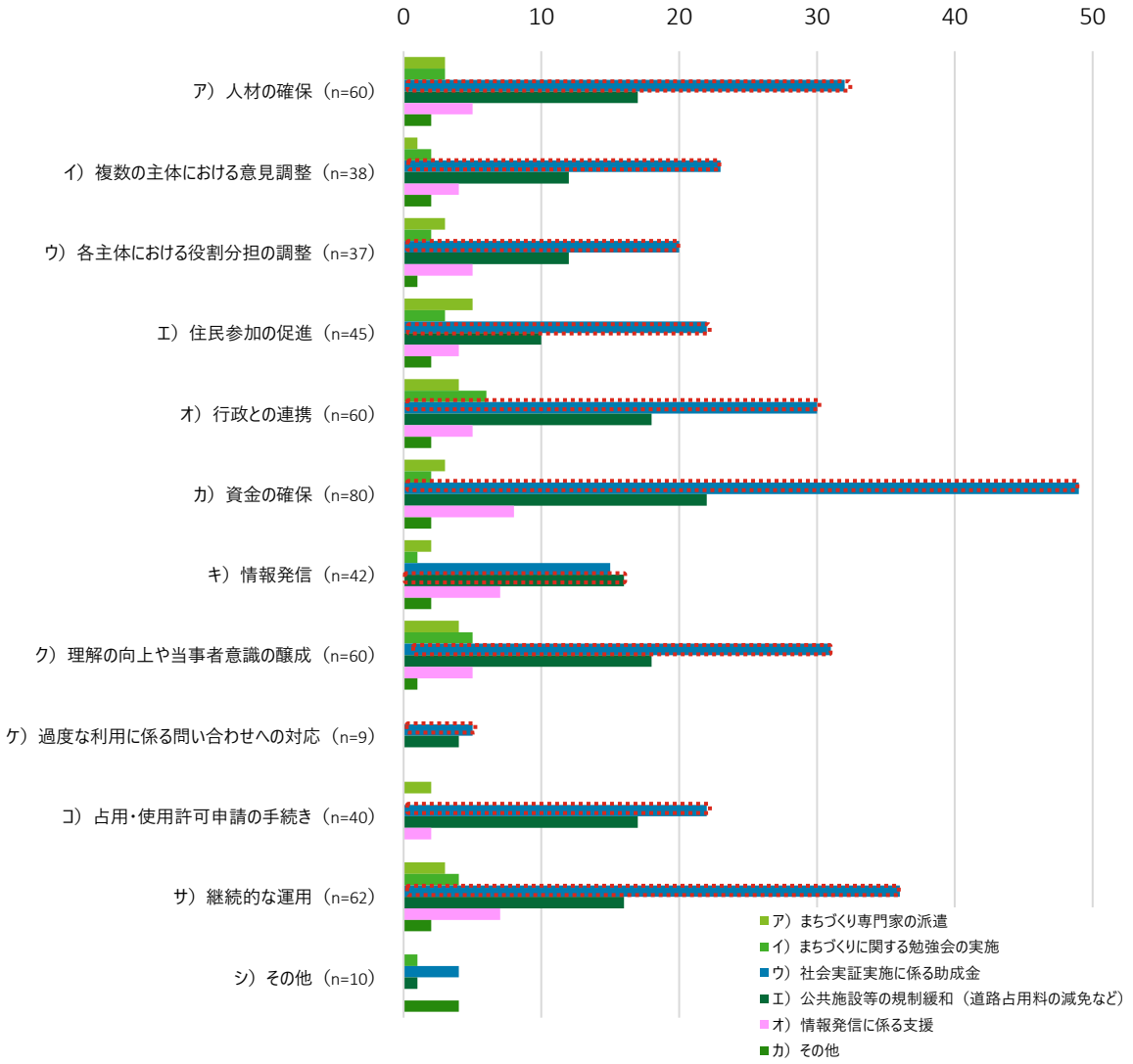

図 2.1-285 感じている課題とのクロス集計

【フェーズ４】継続活動期について

問 14

■設問

【フェーズ４】継続活動期において、課題と感じていることについて、以下ア～カのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

継続活動期の課題は、「オ　安定した収益の確保」が最も多く、88 件だった。次いで、「ア　人材確保・育成」の 79 件であった。

■回答　N=128（回答者数・複数回答可）

表 2.1-274-1 課題と感じ

項目	回答数	割合
ア）人材確保・育成	79	22.9%
イ）運営体制の構築	61	17.7%
ウ）各主体との合意形成や参画促進	50	14.5%
エ）行政との連携	60	17.4%
オ）安定した収益の確保	88	25.5%
カ）その他	7	2.0%
合計	345	100.0%

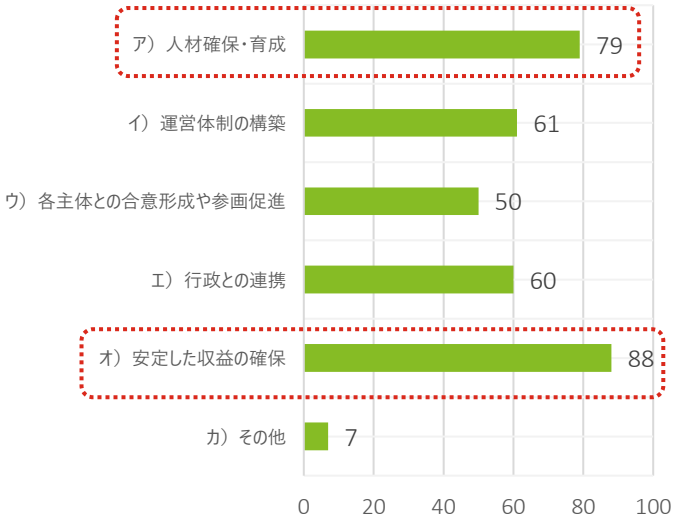

図 2.1-286 課題と感じていること

表 2.2-274-1 その他（自由記述）

その他の内容
・運営体制構築のための情報（他団体の工夫、ノウハウを学ぶ機会）
・具体的なビジョンがないのでどんな支援が必要かわからない。
・事業計画段階のため不明

問 15

■設問

問 14 で回答された課題に対して、どのような工夫・取組をしましたか。以下ア～キのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

課題に対する工夫・取組は、「エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が最も多く、64 件だった。次いで、「ウ　実務的な議論が出来る機会の創出」が 43 件であった。

■回答　N=126（回答者数・複数回答可）

表 2.1-275-1　工夫・取組

項目	回答数	割合
ア）人材育成・確保に関する取組の実施	35	12.9%
イ）勉強会やイベントの実施	32	11.8%
ウ）実務的な議論ができる機会の創出	43	15.9%
エ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	64	23.6%
オ）情報発信・共有	40	14.8%
カ）行政や関係機関への活動報告	39	14.4%
キ）その他	17	6.6%
合計	270	100.0%

図 2.1-287　工夫・取組

表 2.1-275-2　その他（自由記述）

その他の内容
・規約の見直し（会員の種類の細分化）
・次年度より実施予定です。
・組織再編検討中のため今後検討予定
・他団体へのヒアリング

■問 14（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 14（感じている課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 14「ア　人材の確保」「イ　運営体制の構築」「ウ　各主体との合意形成や参画促進」「エ　行政との連携」「オ安定した収益の確保」の全ての回答について、「エ　収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）」が最多（46 件、38 件、34 件、38 件、54 件）。

■回答　N=126（回答者数・複数回答可）

表 2.1-276 感じている課題とのクロス集計

項目		課題への工夫・取組						
		ア）人材育成・確保に関する取組の実施	イ）勉強会やイベントの実施	ウ）実務的な議論ができる機会の創出	エ）収入源の確保（会費や補助金、収益事業の実施など）	オ）情報発信・共有	カ）行政や関係機関への活動報告	キ）その他
感じている課題	ア）人材確保・育成（n=79）	30	26	30	46	30	29	5
	イ）運営体制の構築（n=61）	17	25	31	38	32	30	6
	ウ）各主体との合意形成や参画促進（n=50）	17	24	26	34	25	27	4
	エ）行政との連携（n=60）	21	22	30	38	28	32	6
	オ）安定した収益の確保（n=88）	23	26	34	54	37	34	8
	カ）その他（n=7）	1	1	1	1	1	1	7

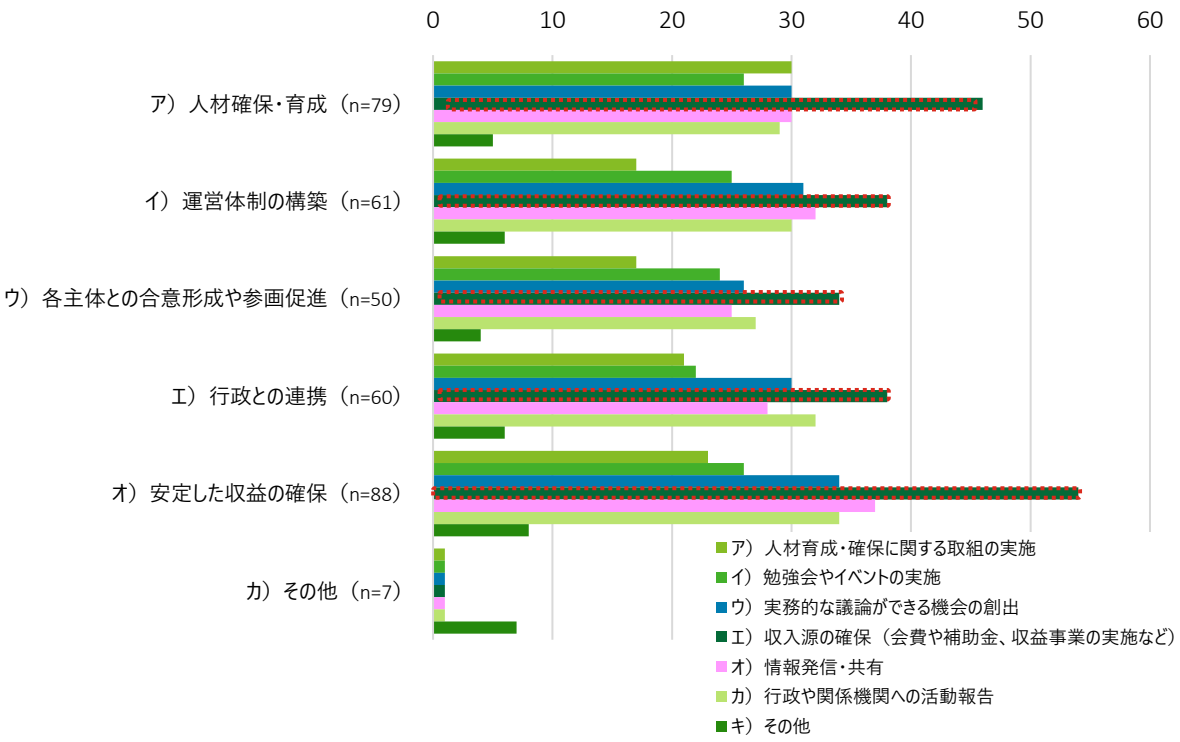

図 2.1-288 感じている課題とのクロス集計

問 16

■設問

【フェーズ４】継続活動期において、最も必要と感じている支援制度について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

継続活動期の最も必要な支援制度は、「ウ　継続活動（維持管理・運営）に係る助成金」が最も多く、50.4%であった。

■回答（N=124、のべ回答数=137（※））

※：本設問は単回答の設問であるが、複数の選択肢を選んだ回答者がいたため、のべ回答数で集計した。

表　2.1-277-1　支援制度

項目	回答数	割合
ア）まちづくり専門家の派遣	7	5.1%
イ）まちづくりに関する勉強会の実施	11	8.0%
ウ）継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	69	50.4%
エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	28	20.4%
オ）情報発信に係る支援	10	7.3%
カ）その他	12	8.8%
合計	137	100.0%

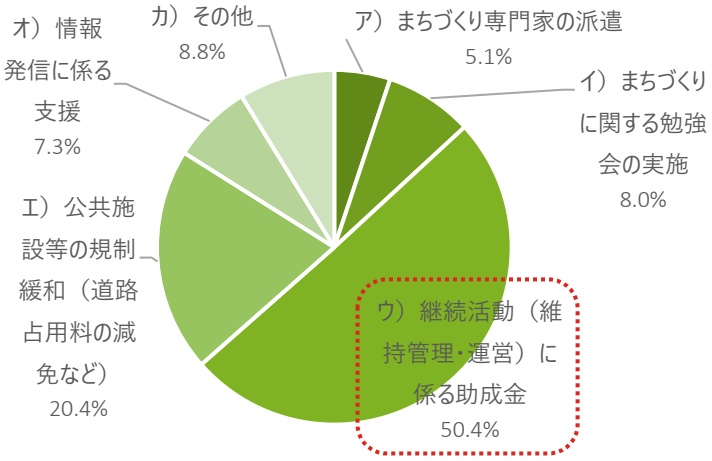

図　2.1-289　支援制度

表　2.1-277-2　その他（自由記述）

その他の内容
・具体的なビジョンがないのでどんな支援が必要かわからない。
・行政側の継続性（職員の異動、首長の交代による打ち切りや方針転換に左右されないこと）
・再開発や個別店舗の改修など、ハードの変更が行われる場合に、経済性がまず第 1 なので、景観やデザインに回す資金がない。そのような資金に対する補助制度があっても良いのではないかと思う。
・人材育成
・民間企業等がより主体的にエリアマネジメントに参画できるような支援

■問 14（感じている課題）とのクロス集計

各支援内容の回答ごとに、問 14（感じている課題）についての回答とのクロス集計を行った。

問 14「ア　人材の確保」「イ　運営体制の構築」「ウ　各主体との合意形成や参画促進」「エ　行政との連携」「オ安定した収益の確保」の全ての回答について、「ウ　継続活動（維持管理・運営）に係る助成金」が最多（42 件、34 件、30 件、34 件、56 件）。

■回答　N=124（回答者数・複数回答可）

表 2.1-278 感じている課題とのクロス集計

項目		必要と感じる支援制度					
		ア）まちづくり専門家の派遣	イ）まちづくりに関する勉強会の実施	ウ）継続活動（維持管理・運営）に係る助成金	エ）公共施設等の規制緩和（道路占用料の減免など）	オ）情報発信に係る支援	カ）その他
感じている課題	ア）人材確保・育成（n=79）	4	8	42	20	9	2
	イ）運営体制の構築（n=61）	2	7	34	17	6	3
	ウ）各主体との合意形成や参画促進（n=50）	3	3	30	15	4	2
	エ）行政との連携（n=60）	4	5	34	18	4	2
	オ）安定した収益の確保（n=88）	2	9	56	20	7	5
	カ）その他（n=7）	0	1	0	0	0	6

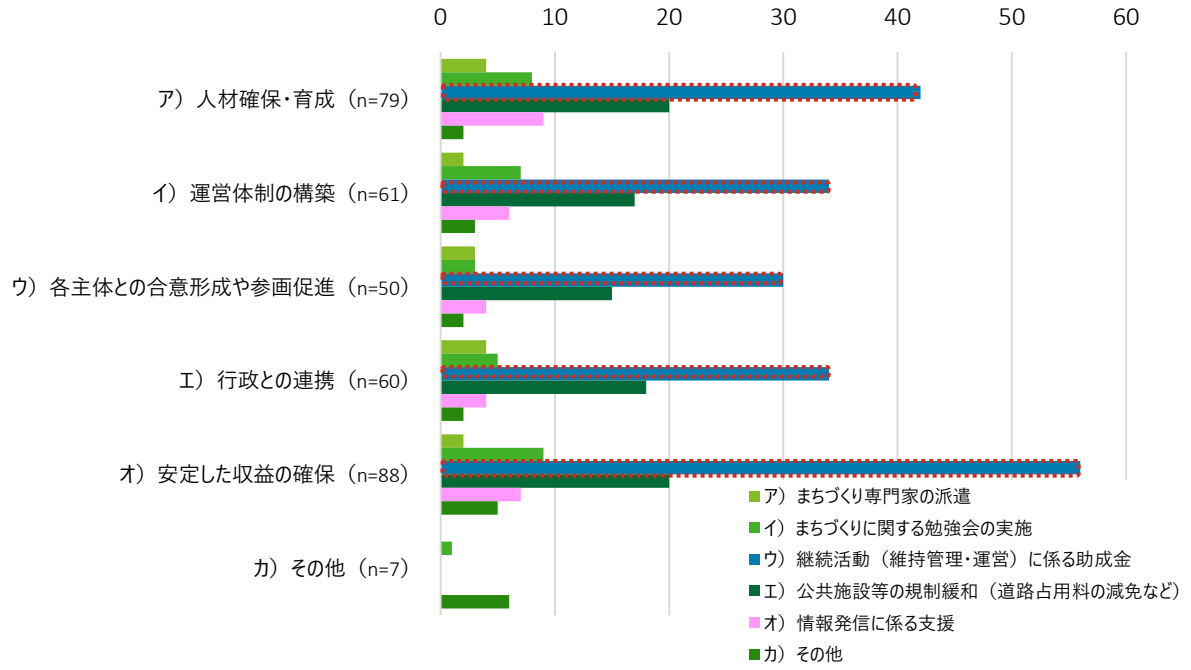

図 2.1-290 感じている課題とのクロス集計

３．エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

（１）エリアマネジメントに係る評価の実態について

問 1

■設問

エリアマネジメントに係る評価の実態について、以下ア～ウのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメントに係る評価の実態については、「ウ エリアマネジメントを評価していない」が最も多く、85 件であった。

■回答（N=134）（回答者数・複数回答可）

表 2.1-279 エリアマネジメントに係る評価の実態

項目	回答数	割合
ア）エリアマネジメント活動を自己評価している	44	32.1%
イ）エリアマネジメント活動を第三者評価している	8	5.8%
ウ）エリアマネジメントを評価していない	85	62.0%
合計	137	100.0%

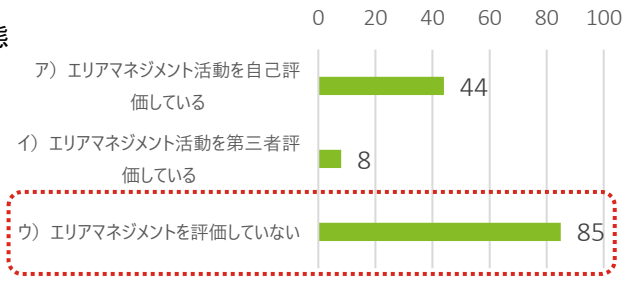

図 2.1-291 エリアマネジメントに係る評価の実態

問 2

■設問

問 1 で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際のデータの取得方法について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメント活動における評価を行う際のデータの取得方法については、「ウ 自ら資金を拠出して調査している」が最も多く、18 件だった。次いで、「イ 公開されているデータを活用している（オープンデータ等）」の 15 件であった。

■回答（N=44）（回答者数・複数回答可）

表 2.1-280-1 エリアマネジメント活動の評価のデータ取得方法

項目	回答数	割合
ア）行政のデータを受領している	10	16.1%
イ）公開されているデータを活用している（オープンデータ等）	15	24.2%
ウ）自ら資金を拠出して調査している	18	29.0%
エ）補助制度等を活用し調査している（ビッグデータ等）	5	8.1%
オ）自組織外の協力を得て実施している（大学等の研究機関等）	6	9.7%
カ）その他	8	12.9%
合計	62	100.0%

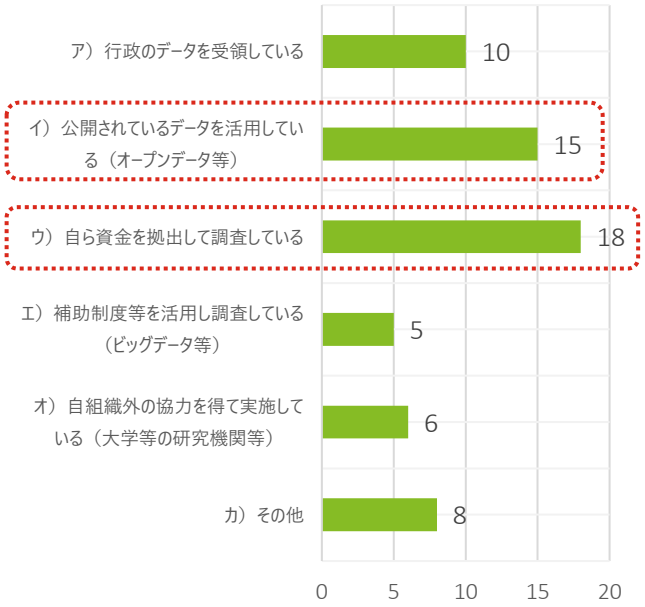

図 2.1-292 エリアマネジメント活動の評価のデータ取得方法

表 2.1-280-2 その他（自由記述）

その他の内容
・エリアの人流などの評価を行うにあたり、会員からの会費収入だけでは賄えないことから、特定の企業からの協賛金やデータ提供などにより評価を行っている。
・自社内基準でエリア内新規出店の数値化
・自組織のイベントへの参加人数や、イベントや社会実験開催時に実施したアンケートの結果を用いて自己評価している。
・定期的にマルシェ等でアンケートを実施し、市民や関係者の声を活動に反映している。
・来場者数等の集計

問 3

■設問

問 1 で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 エリアマネジメント活動における評価を行う際に課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメント活動における評価を行う際の課題は、「エ 事務局含むマンパワー」が最も多く、27 件だった。次いで、「ア 調査費用」及び「カ 調査の継続性（毎年の調査実施など）」の 22 件であった。

■回答（N=44）（回答者数・複数回答可）

表 2.1-281-1 エリアマネジメント活動の評価の課題

項目	回答数	割合
ア）調査費用	22	20.2%
イ）調査方法のノウハウ	18	16.5%
ウ）データの所有権や個人情報などの法令上の課題	10	9.2%
エ）事務局含むマンパワー	27	24.8%
オ）効果が出ないことへの懸念	6	5.5%
カ）調査の継続性（毎年の調査実施など）	22	20.2%
キ）その他	4	3.7%
合計	109	100.0%

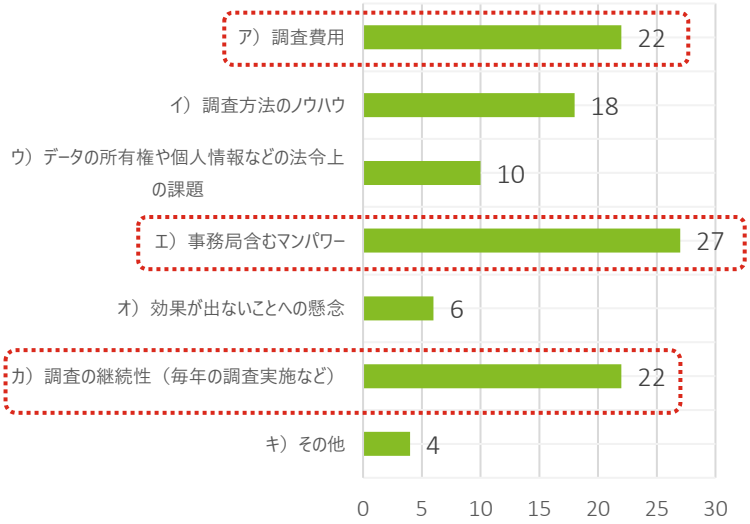

図 2.1-293 エリアマネジメント活動の評価の課題

表 2.1-281-2 その他（自由記述）

その他の内容
・機械設備などの更新費用など
・継続的な枠組み（データプラットフォームなど）とその費用
・市指定管理協定内のモニタリング調査として評価内容含め市と事前協議しているので自己評価に対する大きな課題はない。

問 4

■設問

問 1 で「ア エリアマネジメント活動を自己評価している」と回答された方にお伺いします。 これまでに活用した評価指標について、以下ア～ソのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

活用した評価指標については、「イ 【経済的効果】来街者の増加」が最も多く、37 件であった。

■回答 N=44（回答者数・複数回答可）

表 2.1-282-1 エリアマネジメント活動の評価指標

項目	回答数	割合
ア)【経済的効果】知名度向上	11	6.8%
イ)【経済的効果】来街者の増加	37	23.0%
ウ)【経済的効果】売上の増加	16	9.9%
エ)【経済的効果】空き店舗減少	8	5.0%
オ)【経済的効果】イノベーション創出	3	1.9%
カ)【経済的効果】資産価値・魅力向上	13	8.1%
キ)【コミュニティ関連効果】関係者の意識向上	9	5.6%
ク)【コミュニティ関連効果】コミュニティ形成	6	3.7%
ケ)【コミュニティ関連効果】地域への愛着形成	15	9.3%
コ)【コミュニティ関連効果】生活満足度	6	3.7%
サ)【地域環境改善効果】景観形成	2	1.2%
シ)【地域環境改善効果】防災・犯罪、美化	6	3.7%
ス)【地域環境改善効果】活動の場の創出	16	9.9%
セ)【地域環境改善効果】利便性向上	9	5.6%
ソ) その他	4	2.5%
合計	161	100.0%

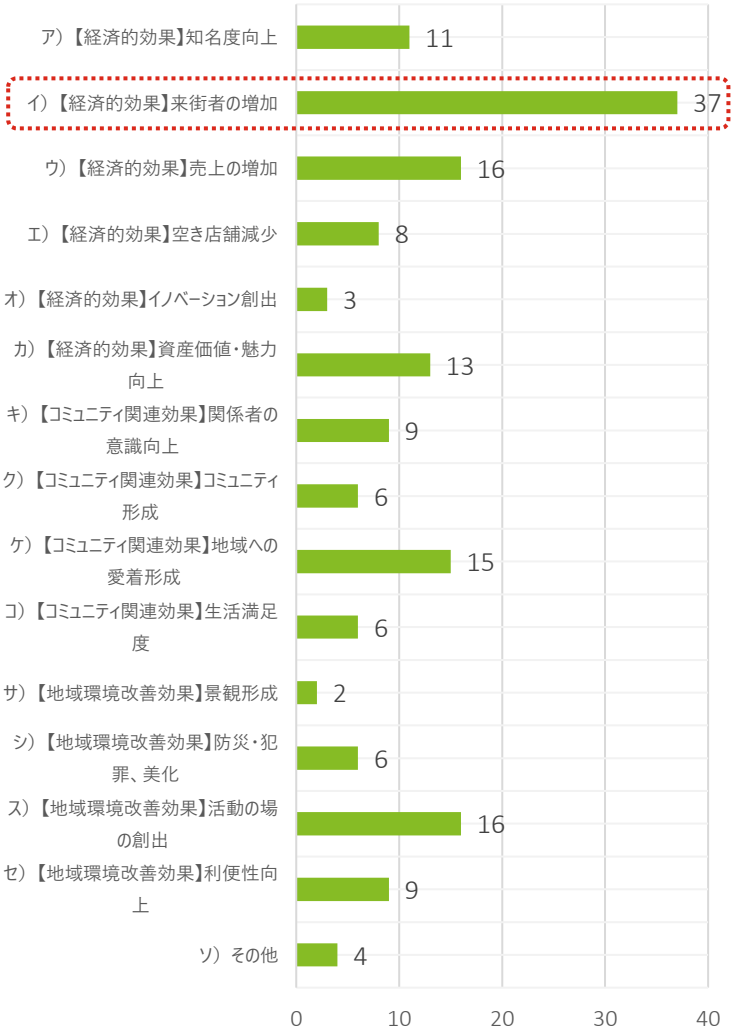

図 2.1-294 エリアマネジメント活動の評価指標

表 2.1-282-2 その他(自由記述)

その他の内容
・イベントの件数、ガーデニング活動の参加者数、広告掲示板の件数、大規模スポーツ施設でのイベント等の件数、エリア内施設の関係者間会議の件数、デザイン会議の参加者数
・進出企業調査
・滞在時間の増加

問 5

■設問

問 1 で「イ エリアマネジメント活動を第三者評価している」と回答された方にお伺いします。

評価方法を記入してください。

■回答

表 2.1-283 評価方法(自由記述)

その他の内容
・監査
・行政側で評価
・市指定管理者協定書に基づく自己評価項目を受けて行政評価を受けている
・都道(事業用地を含む)の活用を行っているため、区から都に対して活動を報告し、評価を得ている。ただし、その評価は具体的な指標等によるものではない。
・当会の顧問(大学教授)に適宜アドバイス、助言をいただいている
・市による評価
・複数のアンケートを実施。
・来街者調査や進出企業調査

問 6

■設問

問 1 で「ウ エリアマネジメントを評価していない」と回答された方にお伺いします。 評価していない理由について、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。 （複数回答可・プルダウン式）

エリアマネジメントを評価していない理由は、「イ 効果測定・評価するにあたっての人材が不足している」が最も多く、32 件だった。次いで、「ア 効果測定・評価の方法がわからない」が 31 件であった。

■回答 N=81（回答者数・複数回答可）

表 2.1-284-1 エリアマネジメント活動を評価していない理由

項目	回答数	割合
ア）効果測定・評価の方法がわからない	31	23.7%
イ）効果測定・評価するにあたっての人材が不足している	32	24.4%
ウ）効果測定・評価するにあたってのデータが取得できない	25	19.1%
エ）効果測定・評価するにあたっての財源が不足している	19	14.5%
オ）その他	24	18.3%
合計	131	100.0%

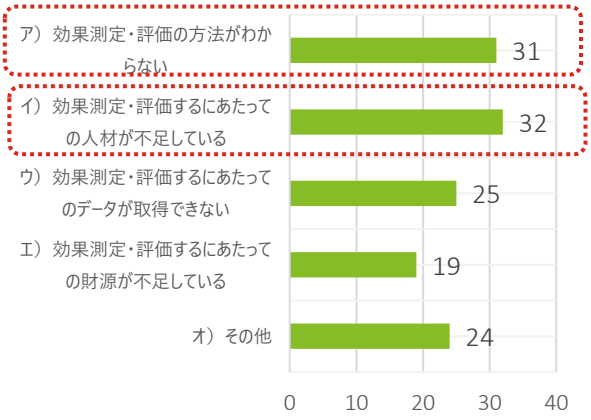

図 2.1-295 エリアマネジメント活動を評価していない理由

表 2.1-284-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（計 22 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.評価する時期でないと判断している	10 件	・設立して間もない、あるいは組織再編を検討中のため、評価は今後の課題としている。 ・エリアマネジメントの準備期間中であり、まだ具体的な活動の実施や評価を行う段階に到達していない。 ・協議会として評価指標を明確に設定できておらず、効果測定の適切な方法も分からない。
2.他主体が評価している	4 件	・業務を一本化している兄弟組織（タウンマネジメント組織等）が実施している。 ・観光庁（DMO）への報告の中で KPI 設定等を行っているが、本調査の評価に該当するか不明。
3.評価の必要性を感じていない	4 件	・活動内容を勘案し、現時点では評価の必要性を認めていない。 ・エリアマネジメントの効果はすぐに出るものではないと考えている。
4.評価を行っていない	2 件	・エリマネ活動の全項目において評価を実施していない。
5.自組織が活動主体でない	2 件	・当社が主体となってエリアマネジメントを実施しているわけではない 。

（２）エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について

問 7

■設問

エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況について、該当する項目を一つ選択してください（プルダウン式）

エリアマネジメントの評価ガイドライン（国交省）の活用状況については、「ウ　ガイドラインを知らない」が最も多く、56.1％だった。一方、「ア　ガイドラインを知っており、活用している」は 7.6％であった。

■回答（N=132）

表 2.1-285 エリアマネジメントの評価ガイドラインの活用状況

項目	回答数	割合
ア）ガイドラインを知っており、活用している	10	7.6%
イ）ガイドラインは知っているが、活用していない	48	36.4%
ウ）ガイドラインを知らない	74	56.1%
合計	132	100.0%

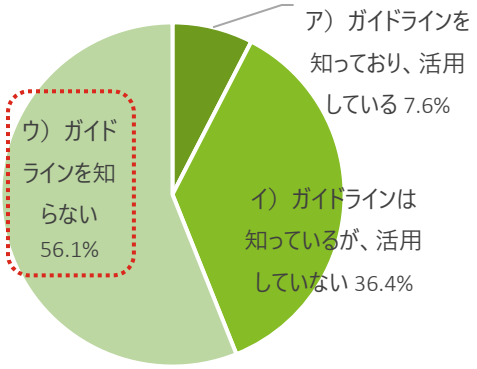

図 2.1-296 エリアマネジメントの評価ガイドラインの活用状況

問 8

■設問

問 7 で「イ　エリアマネジメントガイドラインは知っているが、活用していない」と回答された方にお伺いします。 その理由を記入してください。

■回答

表 2.1-286 活用していない理由（自由記述）

類型	回答件数（計 44 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.人材不足	17 件	・評価作業や調査に要する人員が足りず、事務局側のマンパワー的に厳しい 。 ・担当者の入れ替えや引き継ぎにより、活用できる状態になっていない 。 ・評価項目の設定やデータ収集にかなりの労力を要するため、スタッフが対応しきれない 。
2.評価する段階に至っていない	16 件	・活動を開始したばかり、あるいは検討段階であり、評価を行う段階に達していない 。 ・今後のビジョン改訂やロードマップに従い、これから活用する準備を進めている 。 ・本アンケートで初めてガイドラインを認識した 。
3.別手法での評価を実施・継続	7 件	・ガイドライン策定以前から独自の評価指標や継続的な調査の積み重ねがある 。 ・第 3 セクターとしての行政評価や、公開データの参照活用で十分であると考えている 。 ・以前から議論を進めており、一定のノウハウが蓄積されている 。
4.ガイドラインが団体活動の評価に適していない	4 件	・取り上げられている内容が団体の規模感や設立経緯、地域の特性（住宅と商業の混在など）と合っていない 。 ・示されている評価手法や考え方が非常に複雑であり、現実的に活用が難しい 。

以下の設問は『都市再生推進法人』のみ回答。

４．都市再生推進法人の業務・権限拡大及びガバナンスに関する要件強化

問１

■設問

都市再生推進法人の現行の業務以外で、必要と感じている業務はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第１１９条）

（１）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（２）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
（３）都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（４）事業用地の取得、管理、譲渡
（５）公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（６）緑地等管理効率化設備等の管理
（７）公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（８）都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
（９）低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
(10) 跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
(11) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
(12) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
(13) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
(14) 都市の再生に関する調査研究
(15) 都市の再生に関する普及啓発
(16) その他の都市の再生に必要な業務

都市再生推進法人の現行の業務以外で、必要と感じている業務は、「イ　ない」が79.4%で、過半数を占めた。

■回答（N=102）

表 2.1-287 都市再生推進法人の現行業務以外で必要な業務

項目	回答数	割合
ア）ある	21	20.6%
イ）ない	81	79.4%
合計	102	100.0%

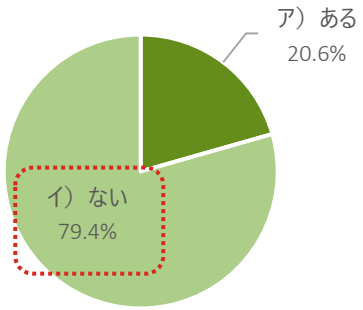

図 2.1-297 都市再生推進法人の現行業務以外で必要な業務

問 2

■設問

問 1 で「ア ある」と回答された方にお伺いします。
必要と感じている業務内容を記入してください。

■回答

表 2.1-288 必要と感じている業務内容（自由記述）

類型	回答件数（計 14 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.公共空間の管理運営と利活用	4件	・公有財産や低未利用地の暫定的な活用、および開発後の管理運営 。 ・都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備 。
2.収益基盤の確立と事業持続性の確保	3件	・まちなかウォーカブル事業等における、安定的・継続的なソフト事業の実施 。 ・直営の飲食事業や子会社運営、ファンド事業による投資的活動
3.組織基盤の強化と公的連携	3件	・エリアマネジメントを支えるための人材育成 。 ・各種計画策定に係る入札審査等における特例の適用 。
4.行政計画への参画と戦略策定	2件	・街づくりや都市マネジメントに関するビジョン・戦略など、行政の上位計画・策定への関与 。 ・屋外広告物の審査や、都市再生に関する情報の収集・整理および提供 。
5.デジタル・データ活用と効果検証	2件	・データ取得と分析による、都市再生の効果測定 。

問 3

■設問

都市再生推進法人の現行の特例（権限）以外で、必要と感じている特例（権限）はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

現行の特例（権限）以外で、必要と感じている特例（権限）は、「イ ない」が 83.2%と大半を占めた。

■回答（N=95）

表 2.1-289 都市再生推進法人の現行特例（権限）以外で必要な特例（権限）

項目	回答数	割合
ア）ある	16	16.8%
イ）ない	79	83.2%
合計	95	100.0%

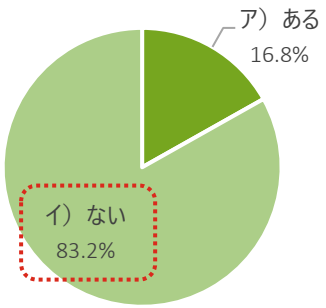

図 2.1-298 都市再生推進法人の現行特例（権限）以外で必要な特例（権限）

問 4

■設問

問 3 で「ア ある」と回答された方にお伺いします。
必要と感じている特例（権限）の内容を記入してください。

■回答

表 2.1-290 必要と感じている特例（権限）（自由記述）

類型	回答件数（計 15 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.公共空間の活用と管理権限の拡充	7 件	・道路占用許可を協議で取得可能とする権限や、公共空間事業実施時の課税（固都税等）の減免 。 ・道路占用料や公園使用料の「減免」ではなく、100%「免除」とする措置（特に路線価の高い中心市街地）。 ・都市再生整備計画区域内の事業に影響を及ぼす近接・隣接する公共施設の管理・整備権限
2.組織支援	3 件	・地域再生推進法人で利用可能な特例を、都市再生推進法人でも利用可能にすること 。 ・市街地再開発事業完了後の持続的な活動に対する活動費の補助 。
3.税制優遇とコスト負担の軽減	3 件	・まちづくりファンド組成時の税制上の優遇措置 。 ・法人税の非課税範囲の拡大や、寄附金控除の適用範囲の拡充。
4.事業の多角化と制度間連携	2 件	・ウォーカブル推進計画の補助で整備した広告板等で得た収入を、まちづくり活動に充当できる権限。

５．エリアマネジメント融資の活用意向等に関する調査について

エリアマネジメント融資（正式名称：都市環境維持・改善事業資金融資）とは、自立・持続的な地域のエリアマネジメントを目的とする事業を行う一般社団法人等の都市再生推進法人に対し、地方公共団体を通じて無利子貸付を行う融資制度になります。

現行制度では貸付対象者は限られておりますが、全ての都市再生推進法人（まちづくり会社等も含む）が貸付対象者となった場合の、エリアマネジメント融資の活用意向等に関しアンケートへご協力をお願いいたします。

問 1

■設問

融資対象事業が拡充された場合、エリアマネジメント融資を活用する可能性はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 現行の融資対象例：まちづくり拠点施設、空き地・空き家店舗活用等、駐車場等の整備 拡充後融資対象例：都市利便増進協定等に基づく施設整備（食事施設、広告塔、情報基盤設備等）等

融資対象事業が拡充された場合、エリアマネジメント融資を活用する可能性は、「イ なし」が 68.3%と過半数を占めた。

■回答（N=101）

表 2.1-291 エリアマネジメント融資の活用可能性

項目	回答数	割合
ア）あり	32	31.7%
イ）なし	69	68.3%
合計	101	100.0%

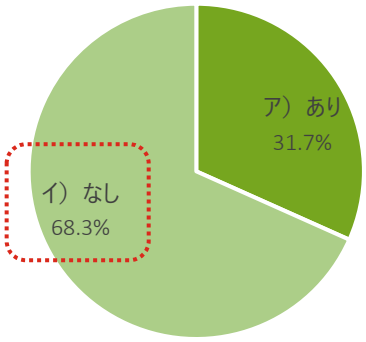

図 2.1-299 エリアマネジメント融資の活用可能性

問 2

■設問

問 1 で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 活用が考えられる対象事業、内容、活用が想定される時期を記入してください。

■回答

表 2.1-292 活用が考えられる対象事業、内容、活用が想定される時期）（自由記述）

類型	回答件数（計 30 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.収益性を伴う公共空間の利活用・管理事業	24 件	・施設整備（食事・滞在）：公園内施設（Park-PFI）、カフェ等を併設したコミュニティスペース、食事施設。 ・広告・情報基盤：広告塔、フラッグ広告事業、情報基盤設備、デジタルサイネージの設置。 ・道路・広場活用：歩道へのストリートショップ（道路内建築物）の設置、公共空間管理運営のための設備整備。 ・その他：都市利便増進協定等に基づく施設整備、レンタルスペースや交流スペースの開発。
2.具体的な検討・予定なし	4 件	・現時点では具体的な事業計画や活用の予定がない。 ・具体的な回答が難しい。
3.既存ストックの再生と不動産マネジメント	2 件	・「ア 社会性」とは、当該地域住民の間で一定の合意形成が図られている事項を指します。 ・地元や周辺店舗等による協調性

問 3

■設問

問 1 で「イ なし」と回答された方にお伺いします。 拡充後融資対象例以外で、エリアマネジメント融資を活用したい事業等はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式） 拡充後融資対象例：都市利便増進協定等に基づく施設整備（食事施設、広告塔、情報基盤設備等）

拡充後融資対象例以外で、エリアマネジメント融資を活用したい事業等は、「イ なし」が 93.9%と大半を占めた。

■回答（N=66）

表 2.1-293 拡充後融資対象以外で活用したい事業等

項目	回答数	割合
ア）あり	4	6.1%
イ）なし	62	93.9%
合計	66	100.0%

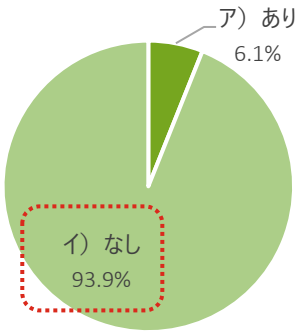

図 2.1-300 拡充後融資対象以外で活用したい事業等

問 4

■設問

問 3 で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 事業内容を記入してください。

■回答

表 2.1-294 事業内容（自由記述）

その他の内容
・飲食・交流拠点
・空き店舗の取得
・広告塔などの発信・PR 事業
・都市利便増進協定等に基づく施設整備
・文化資源活用、文化財再生、文化財リノベーション／リュース
・廃屋または一部建物の除去による環境整備。

問 5

■設問

問 3 で「イ　なし」と回答された方にお伺いします。
その理由を記入してください。

■回答

表 2.1-295 「なし」の理由（自由記述）

類型	回答件数（計 35 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.事業に返済リスクがある	11 件	・そもそも初期投資を回収できるほどの収益事業ができるイメージが持てない。 ・将来のビジョン策定や社会実験が主たる活動であり、償還分の利益が見込めないため融資は受けにくい。 ・無利子であっても、団体単独で「借入→事業実施→収益化→返済」という計画に落とし込むことが困難。
2.計画が具体化していない	10 件	・現時点で、融資を必要とする大規模な事業を想定していない。 ・まだ検討段階にあり、具体的な計画が固まっていないため不明である。
3.組織の運用方針・意思決定待ち	7 件	・原則として自己資金での活動を検討しており、投資は行わない方針である。 ・会社（組織）としての方針がまだ決まっていない。
4.検討以前の段階	4 件	・資金自体が不足しており、まだ小規模な事業しか行えていない。 ・まだ融資を検討できるような組織の状況にない。
5.既存の支援制度で対応可能	3 件	・ウォーカブル推進事業や官民連携まちなか再生推進事業など、直接的な支援制度（補助金）を活用している。

問 6

■設問

エリアマネジメント活動を実施するにあたり、民間融資または公的融資を活用されたことはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

民間融資または公的融資を活用は、「イ　なし」が 82.7%とほとんどを占めた。

■回答（N=98）

表 2.1-296-1 民間融資又は公的融資の活用

項目	回答数	割合
ア）あり	17	17.3%
イ）なし	81	82.7%
合計	98	100.0%

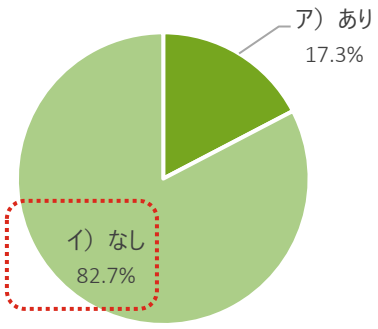

図 2.1-301 民間融資又は公的融資の活用

問 6 で「ア あり」と回答された方にお伺いします。
民間融資または公的融資を活用した活動の内容や融資の概算額、おおよその償還年数など、差し支えのない範囲でご回答をお願いいたします。
活用事例が複数ある場合は、主だった事例 2、3 例程度ご回答ください。

表 2.1-296-2 民間融資又は公的融資の活用事例

活動内容	融資額	償還期間
都市公園に運動施設を整備	40 百万円	2017 年 9 月～2026 年 3 月
組織運営費	10 百万円規模	1 年
地域活動	17 百万円	2021/4/25～2030/3/25
広場整備資金等	147 百万円	2021/9/30～2034/3/31
エリマネ組織による観光施設の運営その他事業	15 百万円	2022/9/30～2028/3/31
おまつりの運営資金	100 百万円	2021 年 8 月～2021 年 3 月
まちづくり拠点のある再開発事業において保留床の取得をしたため	130 百万円	2022 年 1 月～2032 年 1 月（複数のうちメインの融資）
遊休不動産の利活用	5 百万円	2019/7/5～2029/7/5
リノベーション複合施設の建設	40 百万円	2024/9/25～2028/7/30
カフェ、レストラン、町宿をリノベーションした際に自己負担部分を融資で活用。	60 百万円	2018 年～2028 年
コワーキングスペースの整備	3 百万円	2022 年 10 月～2028 年 10 月
テナントビル リノベーション	60 百万円	2023/12/11～2034/4/25
テナントビル リノベーション	35 百万円	2024/12/27～2039/12/26
施設整備事業	320 百万円	
施設整備事業第二期	55 百万円	
エリアマネジメントサロン整備事業	4.5 百万円	
まちづくり拠点のある再開発事業において保留床の取得をしたため	180 百万円	
海岸広場、サウナの整備	44 百万円	
空き店舗の整備、新規拠点の創設		

６．都市再生推進法人の活動拠点施設について

問１

■設問

現在の主たるエリアマネジメント活動拠点施設（事務所、イベント等の実施のために継続的に使用する施設及び倉庫等のエリアマネジメント活動のために継続的に使用する施設）の所有状況について、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

主たるエリアマネジメント活動拠点施設の所有状況については、「ウ　賃貸借」が最も多く、59 件であった。

■回答　N=100（回答者数・複数回答可）

表 2.1-297-1 エリアマネジメント活動のために継続的に使用する施設の所有状況

項目	回答数	割合
ア）自己所有（都市再生推進法人が所有）	14	12.6%
イ）自己所有（都市再生推進法人の会員が所有）	12	10.8%
ウ）賃貸借	59	53.2%
エ）使用貸借	9	8.1%
オ）特定の拠点施設自体がない	8	7.2%
カ）その他	9	8.1%
合計	111	100.0%

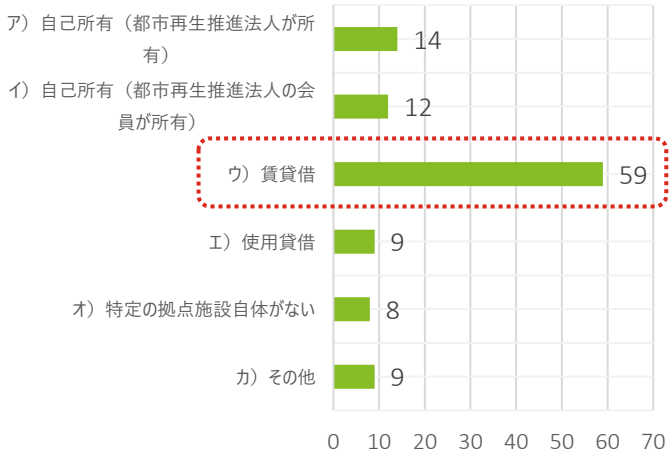

図 2.1-302 エリアマネジメント活動のために継続的に使用する施設の所有状況

表 2.1-297-2 その他（自由記述）

その他の内容
・会員が賃借するフロア
・区の保有床を民間に賃貸していて、そこを入札条件で無償で間借りしている;
・指定管理、法人の社員が所有
・指定管理を受けている都市公園及び道路（歩道）
・当法人構成企業が所有する拠点に居候
・特区貢献施設の運営を受託しつつ活動拠点としている

問 2

■設問

現在のエリアマネジメント活動拠点施設に関し課題と感じていることについて、以下ア～エのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

現在のエリアマネジメント活動拠点施設に関する課題は、「ア　賃料、使用料、固定費」が最も多く、47 件であった。

■回答（N=96）（回答者数・複数回答可）

表 2.1-298-1 エリアマネジメント活動拠点施設に関する課題

項目	回答数	割合
ア）賃料、使用料、固定費	47	39.8%
イ）広さ	20	16.9%
ウ）立地	16	13.5%
エ）その他	35	29.7%
合計	118	100.0%

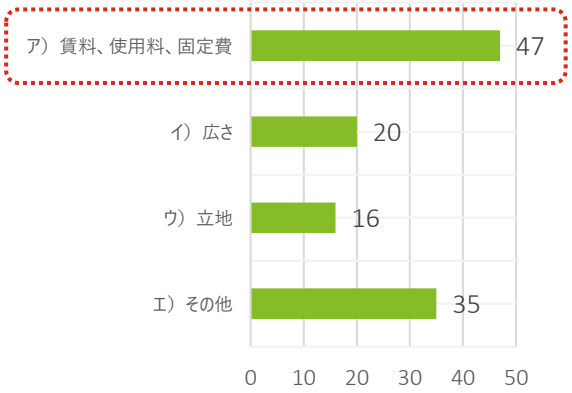

図 2.1-303 エリアマネジメント活動拠点施設に関する課題

表 2.1-298-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（計 13 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.拠点施設の不在・立地条件	8 件	・施設の不在：拠点となる施設自体を所有していない。 ・権利・制度の不備：施設の組合が所有しており、使用貸借契約のみのため、持続的な活動の制度的担保としては不十分。
2.施設の維持・管理コスト	3 件	・老朽化対策：建物の老朽化や耐震面の不安がある。 ・資金確保：老朽化した箇所の改修費用をどのように捻出するかが課題。
3.利用・運営に伴う手続き	2 件	・占用・使用許可：公園や道路（区道）を活用する場合、その都度管理者への許可申請が必要となる。

問 3

■設問

エリアマネジメント活動拠点施設に求める機能又は設備について教えてください。

■回答

表 2.1-299 エリアマネジメント活動拠点施設に求める機能又は設備

類型	回答件数（計 53 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.交流・コミュニティ形成機能	18 件	・誰もが気軽に立ち寄れるオープンな場所、雑談ができるスペース。 ・飲食提供機能（カフェなど）を併設し、居心地の良さを提供する。 ・地域住民、在勤者、来街者の交流拠点としての機能。
2.事務局・ビジネス・会議機能	15 件	・エリアマネジメント団体の専用オフィス・常駐対応機能。 ・Wi-Fi、電源、コピー機、音響・投影設備などの事務・通信インフラ。 ・複数のミーティングルームや、静かに作業ができる個室・ブース。
3.情報発信・データ集約機能	9 件	・デジタルサイネージや掲示板などを用いた、まちの情報受発信・案内機能。 ・観光資源の紹介やプロモーションを行う拠点としての機能。 ・エリアの活動データの集約やデータベース化を行う機能。
4. デザイン・立地・視覚的象徴性	6 件	・街のシンボルとなるような高いデザイン性や存在感。 ・路面店のような視認性の高い立地特性。
5. 倉庫・物流・バックヤード機能	5 件	・イベント機材や備品、什器を格納できる十分な広さの倉庫。 ・荷物の搬入が容易な、トラックが直接入れる駐車場やアクセス。

７．都市再生推進法人の土地取得等について

都市再生特別措置法第 119 条第１項４号に規定された土地の取得に関してお伺いします。

問 1

■設問

エリアマネジメントにあたり、これまで不動産（土地と建築物）を取得された実績はありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

エリアマネジメントにあたり、これまで不動産（土地と建築物）取得実績は、「イ なし」が 87.1%と大半を占めた。

■回答（N=101）

表 2.1-300 エリアマネジメントにあたっての不動産取得

項目	回答数	割合
ア）あり	13	12.9%
イ）なし	88	87.1%
合計	101	100.0%

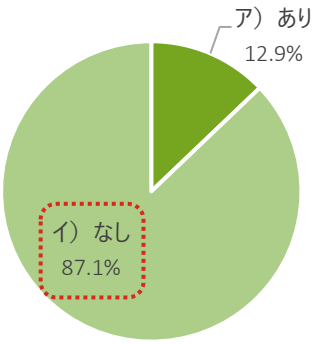

図 2.1-304 エリアマネジメントにあたっての不動産取得

問 2

■設問

問 1 で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得時期について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

不動産取得時期については、「イ 都市再生推進法人の指定後」が 10 件と多かった。

■回答 N=13（回答者数・複数回答可）

表 2.1-301 不動産取得の時期

項目	回答数	割合
ア）都市再生推進法人の指定前	5	33.3%
イ）都市再生推進法人の指定後	10	66.7%
合計	15	100.0%

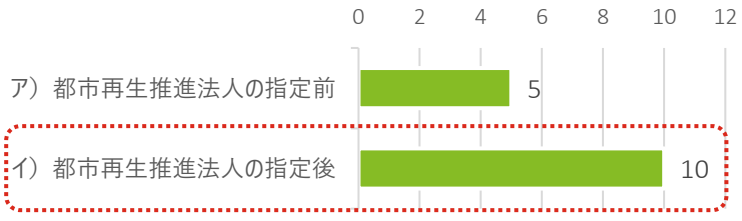

図 2.1-305 不動産取得の時期

問 3

■設問

問 1 で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。(複数回答可・プルダウン式)

不動産取得の目的については、「ア エリアマネジメント拠点施設として使用」、「イ その他」がそれぞれ 4 件であった。

■回答 N=7（回答者数・複数回答可）

表 2.1-302 不動産取得の目的

項目	回答数	割合
エリアマネジメント拠点施設として使用	4	50.0%
その他	4	50.0%
合計	8	100.0%

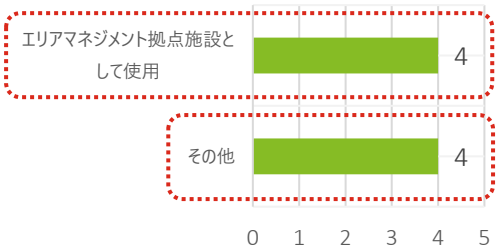

図 2.1-306 不動産取得の目的

問 4

■設問

問 1 で「ア あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的と使用状況の差異がある場合には、使用状況について、該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

取得目的と使用状況の差異がある場合の使用状況は、「ア エリアマネジメント拠点施設として使用」「イ その他」がそれぞれ 50%であった。

※：本設問は単回答の設問であるが、複数の選択肢を選んだ回答者がいたため、のべ回答数で集計した。

■回答（N=9、のべ回答数＝10（※））

表 2.1-303-1 取得不動産の使用状況

項目	回答数	割合
ア）エリアマネジメント拠点施設として使用	5	50.0%
イ）その他	5	50.0%
合計	10	100.0%

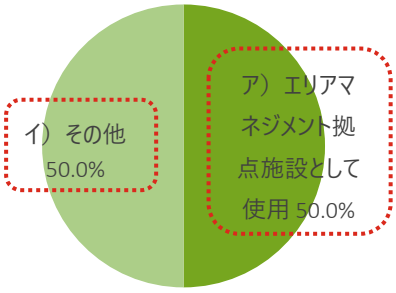

図 2.1-307 取得不動産の使用状況

表 2.1-303-2 その他（自由記述）

その他の内容
・サブリースによる賃貸管理
・企業存続に必要な CF 確保のための収益物件
・賃貸借設備として建物を所有、土地は使用貸借

問 5

■設問

不動産（土地と建築物）を取得するニーズはありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

不動産（土地と建築物）を取得するニーズについては、「イ　なし」が 61.5%と過半数を占めた。

■回答（N=96）

表 2.1-304 不動産取得のニーズ

項目	回答数	割合
ア）あり	37	38.5%
イ）なし	59	61.5%
合計	96	100.0%

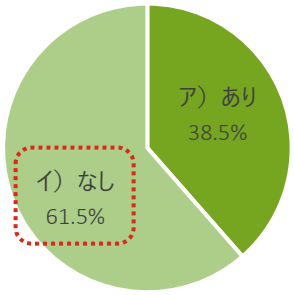

図 2.1-308 不動産取得のニーズ

問 6

■設問

問 5 で「ア　あり」と回答された方にお伺いします。 取得目的について、以下ア～イのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

取得目的については、「ア　エリアマネジメント拠点施設として使用」が 21 件と多かった。

■回答　N=37（回答者数・複数回答可）

表 2.1-305-1 不動産の取得目的

項目	回答数	割合
ア）エリアマネジメント拠点施設として使用	21	55.3%
イ）その他	17	44.7%
合計	38	100.0%

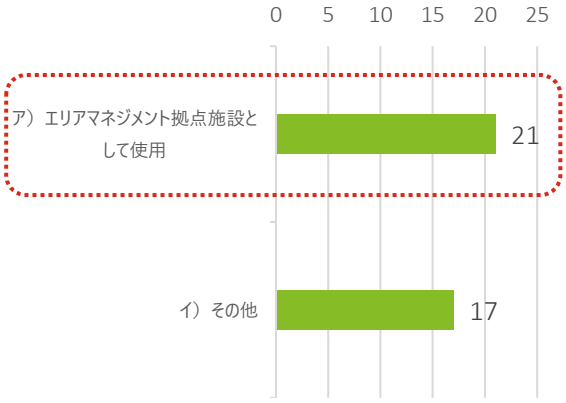

図 2.1-309 不動産の取得目的

表 2.1-305-2 その他（自由記述）

類型	回答件数（計 16 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.収益施設として利活用	8 件	・不動産賃貸・管理： 収益源としての賃貸不動産の所有、サブリース等による管理運営。 ・事業用地の確保： 開発事業に伴う用地や建物の先行取得、企業存続に必要な収益物件の確保。
2.エリアマネジメント活動スペース	5 件	・拠点整備： 自主事業を軸としたエリアマネジメント拠点の整備、事務局機能を持つ不動産。 ・イベント・交流： 地域イベント等のスペースとしての活用、およびそれに付随する収益事業化。
3.地域ニーズ対応・地域資源の活用	3 件	・インフラ整備： 地域に足りない駐車場・駐輪場の収容台数を計画的に確保するための事業用地。 ・歴史的資産の継承： 歴史的建造物や空き店舗等を取得・改修し、店舗等として利活用する事業。

問 7

■設問

問 5 で「ア あり」と回答された方にお伺いします。
不動産を自ら取得する際に課題と感じていることについて、以下ア～オのうち該当する項目にご回答ください。（複数回答可・プルダウン式）

不動産を自ら取得する際に課題と感じていることは、「ア 資金調達」が最も多く、32 件であった。

■回答 N=96（回答者数・複数回答可）

表 2.1-306-1 不動産取得の課題

項目	回答数	割合
ア）資金調達	32	41.0%
イ）保有コスト	21	26.9%
ウ）人的リソース不足	15	19.2%
エ）専門的知見不足	6	7.7%
オ）その他	4	5.1%
合計	78	100.0%

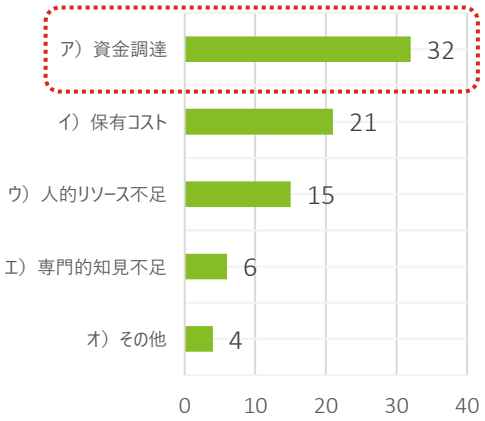

図 2.1-310 不動産取得の課題

表 2.1-306-2 その他（自由記述）

その他の内容
・現行法の壁
・地域内での経済合理性
・土地所有者との調整
・物件情報（空き物件）の取得

８．計画の提案制度について

都市再生特別措置法第 46 条の２に規定された都市再生整備計画の提案制度及び第 62 条の 14 に規定された景観計画の提案制度についてお伺いします。

問 1

■設問

都市再生整備計画の提案制度を知っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

都市再生整備計画の提案制度については、「ア 知っている」が 68.0%と過半数を占めた。

■回答（N=100）

表 2.1-307 都市再生整備計画の提案制度の認知度

項目	回答数	割合
ア）知っている	68	68.0%
イ）知らない	32	32.0%
合計	100	100.0%

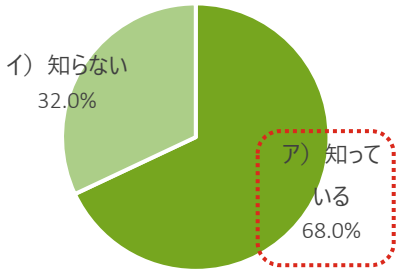

図 2.1-311 都市再生整備計画の提案制度の認知度

問 2

■設問

都市再生整備計画の提案制度を活用したことがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

都市再生整備計画の提案制度の活用については、「イ 活用したことがない」が 69.3%で過半数を占めた。

■回答（N=101）

表 2.1-308 都市再生整備計画の提案制度

項目	回答数	割合
ア）活用したことがある	31	30.7%
イ）活用したことがない	70	69.3%
合計	101	100.0%

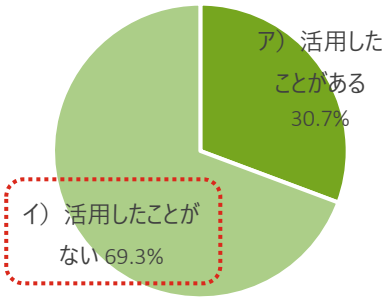

図 2.1-312 都市再生整備計画の提案制度

問 3

■設問

問 2 で「ア 活用したことがある」と回答された方にお伺いします。 提案の経緯・目的を記入してください。

■回答

表 2.1-309 提案の経緯・目的

類型	回答件数（計 30 件）	代表的な回答（要約・抜粋）
1.エリアのまちづくり提案	23 件	・にぎわい・交流拠点整備： 官民連携で街の賑わいを創出するためのプラットフォーム構築、および交流拠点の整備。 ・公共空間の利活用： エリア内の公園や公共用地の活用・運営、道路空間への憩いと滞留空間の創出。 ・駅周辺の再整備： 駅前の活性化や駅などの駅再整備に伴う、安全性・利便性・快適性の向上。
2.特定の制度実施のため	7 件	・制度・補助金の活用： ウォーカブル推進制度の利用による路地整備や、税制・補助などの支援措置による高度なまちづくりの実現。 ・管理権限の取得： 市が保有する駅連絡通路橋を団体が管理運営するにあたり、計画への位置付けを実施。

問 4

■設問

都市再生整備計画の提案制度活用にあたり、課題と感じていることについて教えてください。

■回答

表 2.1-310 課題と感じていること(自由記述)

類型	回答件数(計 38 件)	代表的な回答(要約・抜粋)
1.計画策定までの行政協議が大変	15 件	・提案窓口(都市部局)と実施部局(公園・道路等)が異なり、その間の調整を民間が担わされる負担が大きい。 ・計画作成の手間や、行政との合意形成・国交省との調整にかかる時間とコストが膨大である。 ・行政側に提案制度の運用経験や前例がない場合、担当者の熱量に左右され、プロセスが進まない。
2.計画の策定・実効性の担保がない	10 件	・推進法人は計画の「提案」はできるが「決定」はできないため、確実に実行される保証がない。 ・自治体の財務状況がひっ迫している場合、事業の実現性を考慮すると提案自体を躊躇してしまう。 ・過去に事例がないことを理由に、他行政区での成功事例を執拗に求められるなど、進捗が滞る。
3.計画策定まで時間がかかる	6 件	・関係者間の個別調整や、提案から承認までに多大な時間を要する。 ・翌年度の計画を前年までに提出する必要があり、実施年度の状況に合わせた柔軟な対応が難しい。
4.計画作成の費用	4 件	・計画作成に必要な調査費やデータ分析費を賄うための助成金制度が不足している。
5.行政との連携	3 件	・官民の熱量や実効性への意識に温度差があり、バランスを取るのが難しい。

問 5

■設問

景観計画の提案制度を知っていますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

景観計画の提案制度については、「イ　知らない」が 58.8%と過半数を占めた。

■回答（N=97）

表 2.1-311 景観計画の提案制度

項目	回答数	割合
ア）知っている	40	41.2%
イ）知らない	57	58.8%
合計	97	100.0%

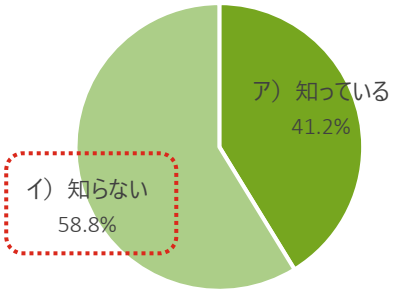

図 2.1-313 景観計画の提案制度

問 6

■設問

景観計画の提案制度を活用したことがありますか。該当する項目を一つ選択してください。（プルダウン式）

景観計画の提案制度活用については、「イ　活用したことがない」が 99.0%と大半を占めた。

■回答（N=96）

表 2.1-312 景観計画の提案制度の活用

項目	回答数	割合
ア）活用したことがある	1	1.0%
イ）活用したことがない	95	99.0%
合計	96	100.0%

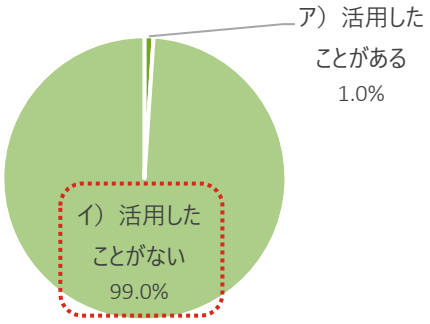

図 2.1-314 景観計画の提案制度の活用

問 7

■設問

問 6 で「ア 活用したことがある」と回答された方にお伺いします。
提案の経緯・目的を記入してください。

■回答

表 2.1-313 提案の経緯・目的（自由記述）

回答の内容
・街路空間の計画・設計を目的に、歩行者専用道路設計コーディネート業務を委託した

問 8

■設問

景観計画の提案制度活用にあたり、課題と感じていることについて教えてください。

■回答

表 2.1-314 課題と感じていること（自由記述）

回答の内容
・どういった内容なのか、エリマネ活動にどのように影響するのかどうかがわからない。
・メリットが不明
・ルールづくりの難しさ、評価指標の設定困難
・官民連携に向けた理解の獲得、制限を伴うため民間会員とのメリット共有
・計画の作成に必要な助成金制度
・行政サイドからの期待が感じられない。
・行政機関との連携
・行政側の覚悟
・市の担当者や上司のスタンスでうまくコミュニケーションが持てない時期がある。
・市役所における都市再生推進法人の所管課と景観計画の所管課の連携
・自治体職員側の理解
・提案制度の存在はなんとなく知っているが、完全に理解ができていないため活用ができていない。
・伝統的建築物群、文化財、自然景観などが無く、乏しい
・都市再生推進法人では、景観計画の”決定”ができないため、確実に景観計画が実行されるとは限らないことが課題に感じる。また、都市再生推進法人が、景観計画により得られる資金面や規制緩和等のメリットが少ないことが課題に感じる。
・都市再生整備計画との具体的違いがわかっていない
・都市再生整備計画の策定
・不動産所有者の合意形成が困難
・景観行政を行っていないため。

2.1.4 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査とりまとめ

＜調査結果の総括＞

- 官民連携制度を活用したまちづくりに関する調査では、都市再生推進法人の指定状況や道路占用許可の特例活用について、都市規模によって活用実態に差がみられた。
- パブリックスペースを活用したイベントや日常的な維持管理が挙げられたが、継続的な運営に向けた資金計画が官民共通の懸念事項となっている。また、行政側における制度への理解不足や、効果測定の方法が不明確であるといった課題も指摘された。
- 円滑な制度運用のためには、官民の連携体制の構築や都市規模の小さい自治体への支援等の必要性が伺われる結果をなった。

以下に、特に重要と考えられる 5 つの観点から、官民連携制度の活用等に係る現状や課題のとりまとめを行った。

(1)「都市再生推進法人」の指定・監督体制の分析

①指定状況

- 都市規模に応じて指定率が高くなる傾向がみられる。人口 100 万人以上の都市では 63.6%に達する一方、10 万人未満では 1.9%に留まる。

②指定理由と監督

- 指定理由は「ア 都市再生やまちづくりを推進することを活動目的としている」が最多(18.5%)であった。
- 監督面では、指定済み自治体の約 8 割が「事務取扱要綱等」に基づき、「活動実施報告書の提出」等を通じて透明性を確保している。

(2)都市再生特別措置法に基づく制度の活用実態

①都市利便増進協定

- 協定に基づき、「都市再生推進法人」が清掃や植栽管理等の日常管理を担うほか、公共空間を活用したイベント等の収益を維持管理に還元する取り組みが行われている。

②都市再生整備計画

- 交付対象事業を含まない計画では、「道路占用許可の特例」や「都市公園占用許可の特例」等の官民連携制度の活用がみられる。

(3)「滞在快適性等向上区域(まちなかウォーカブル区域)」内の事業

①一体型滞在快適性等向上事業

- オープンスペースやキッチンカー出店による滞在空間の創出が図られており、今年度新たに把握した実績は6件であった。

②公園施設設置管理協定制度

- 駅隣接公園の再整備や運動広場と一体となった管理運営に活用されている。

(4)「道路占用許可の特例」の運用実態

①都市規模による傾向

- 特例制度について、全体の活用率は 5.1%だが、人口 100 万人以上の都市では 91.7%と高い。

②公共性」の判断

- 人口 50 万人以上の都市では、まちづくり担当者と道路占用許可権者が「定常的に連携」して判断する割合が 66.7%に達し、円滑な運用に寄与していると考えられる。

(5)エリアマネジメント活動と支援等の課題

①資金計画(収入内容、支出内容等)

- 市区町村、まちづくり団体ともに資金計画(収入内容、支出内容等)が重要な懸念事項である。

②各フェーズの課題
・ 組織立上げ期の「ア） キーパーソンの発掘」や継続活動期の「ウ） 継続的な資金補助」等が高い割合を示している。
・ 「行政側における制度の理解不足」が組織立上げ期から継続活動期まで、全フェーズで最も多い課題として挙げられている。
③自治体独自の支援
・ 独自の支援制度を設けている自治体は 100 万人以上の都市では 63.6%に上るが、全体では 2.4%と低い。
④現場ニーズと管理制度の乖離
・ まちづくり団体の「2 つ以上のパブリックスペースを一体的又は連続して利活用」するニーズが高い（54.5%）にも関わらず、行政側の「複数空間の一元的管理」の仕組みは 98.5%が「ない」と回答している。

2.2 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査の実施

都市再生推進法人を対象に、活動実態を把握し、結果の分析・整理を行った。

2.2.1 調査方法

本調査は、都市再生推進法人の法人概要、活動情報、財務情報等について、都市再生推進法人に提出を依頼するものである。

この調査の実施については、前節のアンケート調査の実施にあわせ、都市再生推進法人が存する地方公共団体のまちづくり担当課から、管内の都市再生推進法人にアンケート調査への回答とあわせて、都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料の作成（作成済みの場合は更新）と当該データの提出を依頼した。

以下に調査の送付から回収までのフローを示す。

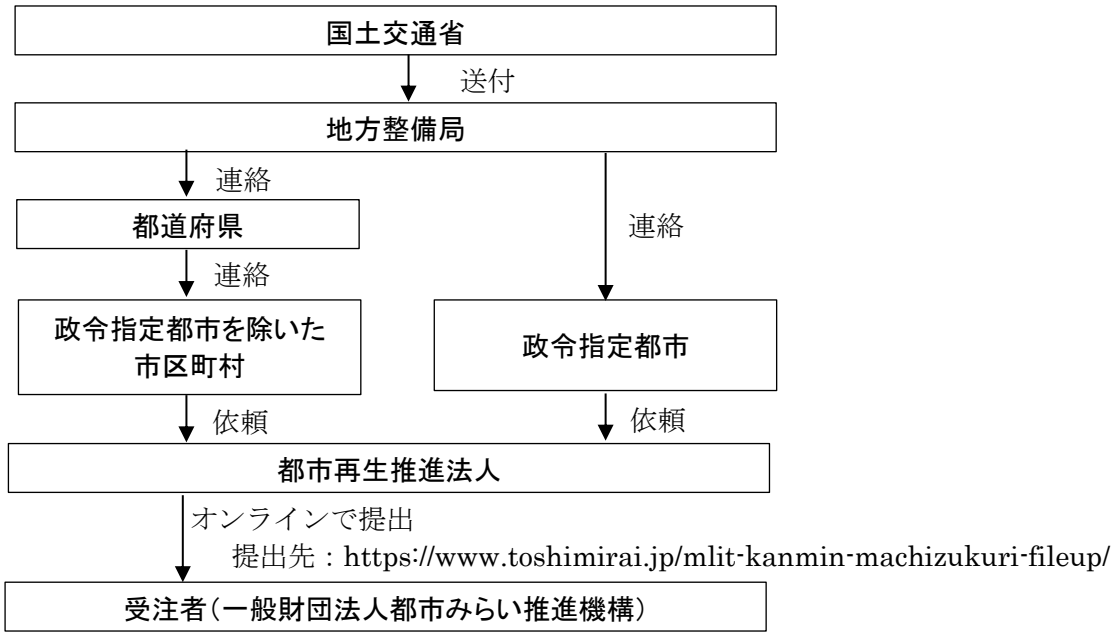

図 2.2-1 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査のフロー

2.2.2 調査内容

提出を依頼した資料は、「法人概要資料」と「活動実態資料」であり、それぞれ表 2.2-1 に示す調査内容となっている。調査対象は、全国の都市再生推進法人とした。

表 2.2-1 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査

調査項目		主な内容	対象団体	団体数(R6.10時点)	一覧掲載箇所
法人概要資料		・ Basic information ・ 法人の紹介 ・ 官民連携による事業推進体制 ・ 活動エリア ・ Project ・ Hot topic ・ Tool(活用している各種まちづくり制度)	都市再生推進法人	138 ※	表 2.1-5
活動実態資料	法人の概要	・ 法人名、主たる事務所の所在地、代表者氏名、設立登記年月日、都市再生推進法人指定年月日 ・ 定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的、活動の目標、団体・法人の主な活動内容及び主なサービスの対象者、法第 119 条各号 ・ 活動エリアの主な用途地域(プルダウンで選択)活動エリアの概況(活動エリア面積と直近 5 か年の公示価格) ・ 構成員等、年間予算、団体の性格 ・ 本件の担当者、ホームページ等			
	活動情報(事業分野、理由、工夫)	(1)収入の内訳 (2)主となる収入 (3)支出の内訳 (4)主となる支出等			
	市・民間事業者等からの支援と保有資産の状況	(1)市・民間事業者等からの支援の状況 (2)保有資産の状況			
	任意回答調査票(財務情報)	(1)直近の事業年度(直近の決算) (2)(1)の事業年度の予算額 (3)貸借対照表			

※:令和 6 年度に回答した法人については、受注者（一般財団法人都市みらい推進機構）から令和 6 年度時点の法人概要資料及び活動実態資料を個別にメール送付した。また、一部団体には、国土交通省から法人概要資料をメール送付した。なお、当該 138 団体は、令和 6 年 10 月時点の指定団体数である 127 団体に本調査期間内に把握した新規指定 11 団体を加えた数。

ああああああああ株式会社（あああああ県あああああ市）

ああああ駅周辺まちづくりビジョンの実現に向け、機動力ある民間まちづくりを長年にわたって展開

年　月現在

Basic information

法人設立年月日	2011年4月1日
指定年月日	2019年4月30日
資本金等	基金　2,000千円
株主・構成団体等（出資割合）	あああ市（50%） xx商店街振興組合（50%）
職員数	10名（うち正社員6名）

■法人の紹介

xx商店街を中心とした地元発意で設立された経緯から、「民間主導」を事業の軸に置いています。まちなかの日常的な賑わいづくりを主なテーマとしつつ、エリア内にとどまらない市全体の活性化につなげたいと考えています。

■官民連携による事業推進体制

事業実施にあたって、NPOや大学など各種団体との協議調整の場を設定しています。市からは後方支援（制度活用助言、使用料減免等）を受けています。

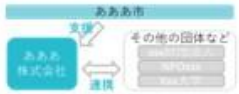

■活動エリア（約xxha）

あああああ駅前広場及びxx商店街沿道を中心とした約xxhaを主な活動エリアとしています。

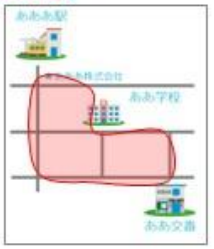

Project

1 エリアマネジメント広告事業

（収益事業 ・ 非収益事業 / 公有地 ・ 民有地）

■ 道路占用許可特例の活用

道路占用許可の特例により設置した柱巻き広告、バナー・フラッグ広告等を活用した広告事業を展開し、ああああ駅周辺エリアマネジメント活動の原資とします。

写真・画像

2 xxxxxxxxxx

（収益事業 ・ 非収益事業 / 公有地 ・ 民有地）

■ xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

Xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx

写真・画像

3 xxxxxxxxx

（収益事業 ・ 非収益事業 / 公有地 ・ 民有地）

■ xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

Xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx

写真・画像

4 xxxxxxxxx

（収益事業 ・ 非収益事業 / 公有地 ・ 民有地）

■ xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

Xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxxxxxx

写真・画像

Hot topic

■ 歩きたくなるまちなかづくりを目指しています！

xx商店街周辺を2021年夏までにまちなかウォーカブル区域に位置付けることを目標に、xx大学と連携した歩行者流動データの調査・分析を行いつつ、地元小学生を巻き込んだWEBイベント「ぼくらのxx商店街作戦会議」等を展開しています。

写真・画像

Tool

活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
①都市再生整備計画の提案	✓	2016年4月1日
②道路占用許可特例制度の活用		
③都市公園の占用許可特例制度の活用	✓	2016年12月1日
④都市利便増進協定の締結		
⑤都市再生（整備）歩行者経路協定の締結		
⑥低未利用土地利用促進協定の締結		
⑦公園施設設置管理協定の締結		

https://www.xxxxxxxxxxxxxxxx.xxxxxxxxxxxxxx

記入例

資料 2.2-2 都市再生推進法人の活動実態資料(1/3)

都市再生推進法人の活動実態に関する調査

※以下の黄色部分に記載して下さい。

※赤枠・赤文字部分は、昨年度の調査票から更新（追加）した設問になります。

ふりがな			法人の形態（法人区分）		
法人名					
ふりがな					
主たる事務所の所在地					
代表者氏名					
設立登記年月日	年 月 日	定款や組織規約等の有無		有・無を選択	
都市再生推進法人指定年月日	年 月 日				
定款や組織規約等に記載された団体・法人の目的					
活動の目標	記載例:公共空間の活用による地域の活性化、地域の管理によるエリア価値の向上、○○などの遊休不動産の活用による地域の再生等1行程度で記載				
団体・法人の主な活動内容サービスの対象者、法第119条各号との対応（主たるものをプルダウンで一つ選択） **※「法第119条各号との対応」は(1)～(16)まで選択肢があります**	1．活動内容	左記活動の分類	サービスの対象者	法第119条各号との対応	
	2．活動内容	左記活動の分類	サービスの対象者	法第119条各号との対応	
	3．活動内容	左記活動の分類	サービスの対象者	法第119条各号との対応	
	4．活動内容	左記活動の分類	サービスの対象者	法第119条各号との対応	
	5．活動内容	左記活動の分類	サービスの対象者	法第119条各号との対応	
	6．活動内容	左記活動の分類	サービスの対象者	法第119条各号との対応	
	●上記活動内容について、活動**無**の資金計画の有無を右記のプルダウンで選択してください。				
	●資金計画の有無について、「その他」を選んだ方は以下の回答欄に内容をご記入ください。 （回答例：○○については関係者確認のため作成しているが、その他は作成していない。）				
	その他の内容：				
活動エリアの主な用途地域（プルダウンで選択）					
活動エリアの概況（活動エリア面積と直近5か年の公示価格）	面積	ha	公示価格	年度 円	※活動エリア近傍の1箇所の公示価格を記載
				年度 円	
				年度 円	
				年度 円	
				年度 円	
構成員等（可能な範囲で記入してください）	事務局の職員数	名	常勤職員	名	非常勤職員 名
	会員数／社員数	名			
	人材の種類と人数（※会員／社員に右記の人材が含まれている場合は○を選択し、人数を記入してください。）	1．建築に関する人材		名	
		2．都市計画に関する人材		名	
		3．エリアマネジメントに関する人材		名	
		4．経済・経営・マーケティングに関する人材		名	
		5．メディアに関する人材		名	
		6．編集・デザインに関する人材		名	
		7．情報・ITに関する人材		名	
		8．不動産に関する人材		名	
		9．教育に関する人材		名	
		10．接客に関する人材		名	
		11．会計・事務に関する人材		名	
		12．医療・福祉に関する人材		名	
		13．その他		名	種類：
	出資者数	名	自治体の出資割合	%	出資自治体
	主な出資者	1．			
		2．			
		3．			
		4．			
		5．			

資料 2.2-3 都市再生推進法人の活動実態資料(2/3)

年間予算	約　　千円（直近の事業年度）								
団体の性格（近いものに○）	1. 公的機関の関与が強い団体（外郭団体等）		2. 中小企業が主体の団体(4. を除く)		3. 大企業が主体の団体		4. 商店街・自治会等が主体の団体		5. 小規模なまちづくり会社・NPO法人等
	6. その他（シンクタンク・中間支援組織等）　（具体的に								
本件の担当者	氏名		問合せ電話番号			FAX番号			
ホームページ等	URL			メールアドレス					

財源に関する情報

(1)収入の内訳

項目	割合（%）	内容
1. 自主事業		
2. 会費・負担金		
3. 補助金		
4. 寄附金		
5. 指定管理等の公共からの委託料		
6. 不動産管理収入		
7. イベント収入		
8. 広告設置料		
9. 中間支援事業		
10. その他		
合計	0% ※左の数値が100%になるように記入をお願いいたします。	

(2)主となる収入(収益の多い順に上位3つ、事業分野・事業内容・収益を上げられている理由をご記入ください。)
※事業分野は上記「(1)収入の内訳」の分野から選択してください。3つ全部同じ事業分野でも問題ございません。

事業分野（選択）	
事業内容	
理由	
事業分野（選択）	
事業内容	
理由	
事業分野（選択）	
事業内容	
理由	

(3)支出の内訳

項目	割合（%）	内容
1. 人件費		
2. 業務委託費		
3. 賃借料		
4. 自らの保有資産の維持管理費		
5. 業務で行っている維持管理費		
6. 光熱費など		
7. 広告宣伝費		
8. その他		
合計	0% ※左の数値が100%になるように記入をお願いいたします。	

(4)主となる支出等(支出の多い順に上位3つ。費用科目・費用内容・理由・経費縮減に向けた工夫をご記入ください。)
※費用科目は上記「(3)支出の内訳」の分野から選択してください。3つ全部同じ事業分野でも問題ございません。

費用科目（選択）	
費用内容	
理由	
工夫	
費用科目（選択）	
費用内容	
理由	
工夫	
費用科目（選択）	
費用内容	
理由	
工夫	

資料 2.2.-4 都市再生推進法人の活動実態資料(3/3)

市・民間事業者等からの支援状況と保有資産の内容

(1)市・民間事業者等からの支援状況			市区町村			民間事業者等		
			人的	物的	金銭	人的	物的	金銭
職員数		常勤●名		－			－	
		嘱託・臨時社員・パート・アルバイト等●名	－	－		－	－	
主な事業	ソフト事業	●●事業	－			－		
		▲▲事業	－			－		
	ハード事業	○○事業	－			－		
	非収益事業	◆◆イベント	－			－		
	指定管理	□□（施設名）	－			－	－	－
(2)保有資産の内容								

市・民間事業者等からの支援状況と保有資産の内容

（1）市・民間事業者等からの支援状況

・当該推進法人の職員数を「常勤」とそれ以外に分けて記載してください。

・「活動情報」（1）主となる収入に記載した当該推進法人の収益事業に対する市及び民間事業者等からの「人的」、「物的」、「金銭的」支援の有無について、「○」、「×」で記載してください。なお該当しない項目は「－」を記載してください。

また、指定管理や非収益事業を行っている場合も同様に記載してください。

（2）保有資産の内容

・当該推進法人の保有資産を記載してください。

（例）オープンカフェ、音響装置、事業用土地・建物、駐車場、物販施設の内装・設備、デジタルサイネージ、バナー広告

2.2.3 調査結果

(1) 法人概要資料

1) 回答状況

法人概要資料は 74.6%の回答があった。

表 2.2-2 法人概要資料の回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	138 ※	103	74.6%

※:令和 6 年 10 月時点の指定団体数である 127 団体に、本調査期間内に把握した新規指定 11 団体を加えた数。

(2) 活動実態資料

1) 回答状況

活動実態資料は 68.8%の回答があった。

表 2.2-3 活動実態資料の回答状況

対象団体	団体数	回答数	回答率
都市再生推進法人	138 ※	95	68.8%

※:令和 6 年 10 月時点の指定団体数である 127 団体に、本調査期間内に把握した新規指定 11 団体を加えた数。

2) 調査結果

活動実態資料のうち、以下①～⑱の項目において、単純集計を行った結果を以下に示す。

①法人の形態（法人区分）

法人の形態（法人区分）は、「株式会社」（49.5%）が最も多く、次いで「社団法人・財団法人」（38.8%）が多い。

表 2.2-4 法人の形態（法人区分）

項目	団体数	割合
株式会社	51	49.5%
一般社団法人・一般財団法人	40	38.8%
特定非営利活動法人	10	9.7%
公益財団法人・公益財団法人	2	1.9%
合計	103	100.0%

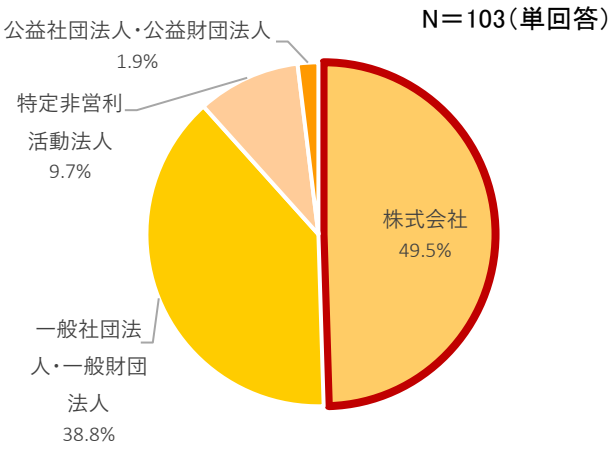

図 2.2-2 法人の形態（法人区分）の割合

②都市再生推進法人　全 140 団体（令和 7 年 10 月時点）の活動形態

都市再生推進法人の形態は、「株式会社」が 75 団体（53.6%）と最も多く、次いで「一般社団法人・一般財団法人」が 51 団体（36.4%）、「特定非営利活動法人」が 12 団体（8.6%）である。

表 2.2-5 都市再生推進法人　全 140 団体の形態（単回答）

N＝140（単回答）

	団体数	割合
株式会社	75	53.6%
一般社団法人・一般財団法人	51	36.4%
特定非営利活動法人	12	8.6%
公益財団法人	2	1.4%
合計	140	100.0%

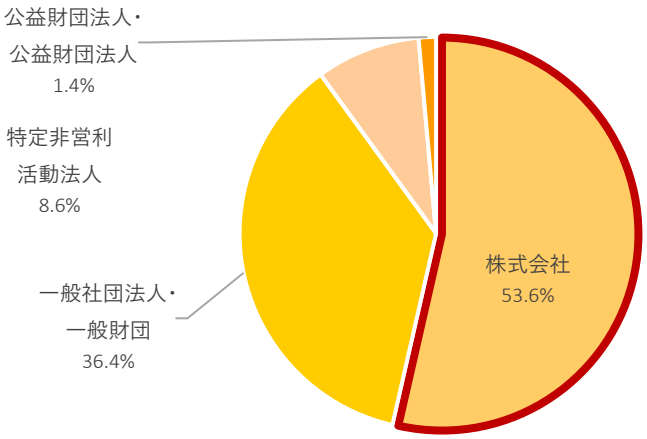

図 2.2-3 都市再生推進法人　全 140 団体の形態

③団体・法人の主な活動内容

団体・法人の主な活動内容は、自由記述で収集し、回答内容を 12 種類に分類した。

主な活動内容は、「②イベント等実施による賑わい創出」(86.7%)が最も多く、次いで「①公共施設の管理・活用」(60.0%)、「⑥行政支援(行政からの受託業務等)」(34.7%)、「③不動産管理・運営」(33.3%)が多い。

N＝84(回答者数/無回答 1 を除く・複数回答)

表 2.2-6 団体・法人の主な活動内容

項目	団体数	割合
①公共施設の管理・活用	45	60.0%
②イベント等実施による賑わい創出	65	86.7%
③不動産管理・運営	25	33.3%
④空き家・空き地の活用	23	30.7%
⑤広告設置事業	18	24.0%
⑥行政支援(行政からの受託業務等)	26	34.7%
⑦地域ビジョン・ルールの作成	16	21.3%
⑧防災・防犯の意識啓発	9	12.0%
⑨清掃・美化活動	17	22.7%
⑩地域情報の発信(広報紙・SNS・HP 等)	23	30.7%
⑪中間支援的活動(コミュニティ形成支援等)	12	16.0%
⑫その他	25	33.3%

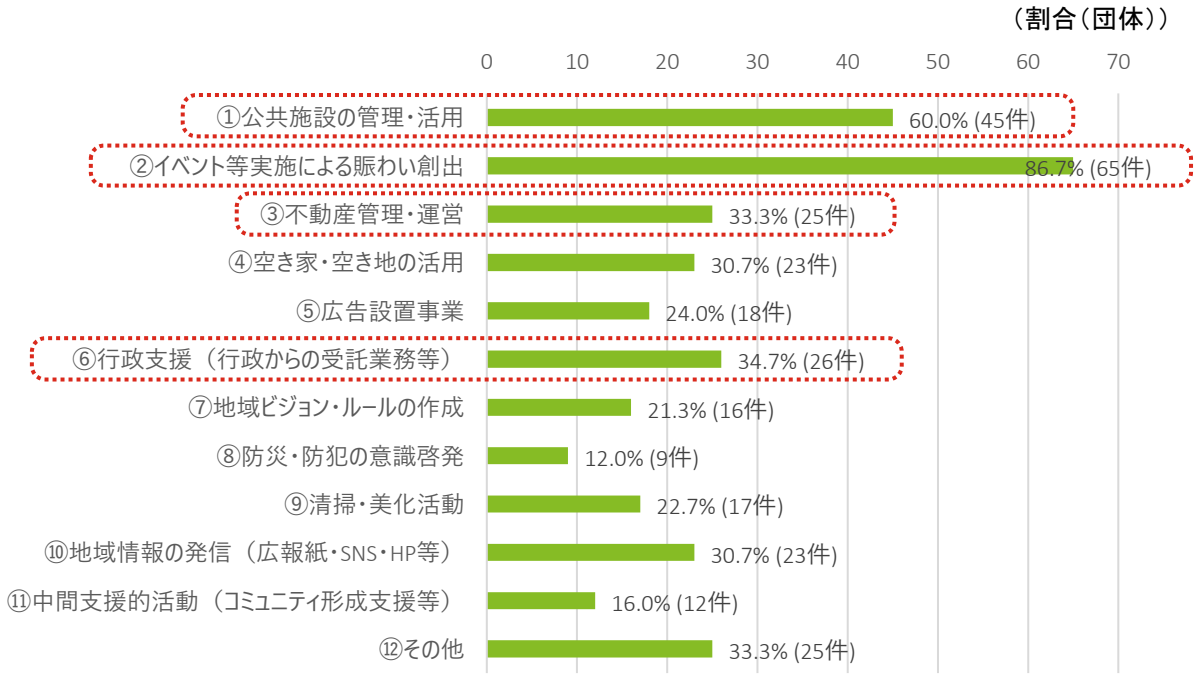

図 2.2-4 団体・法人の主な活動内容の割合

④人材の種類

人材の種類は、「エリアマネジメントに関する人材」が 37 団体(44.0%)で最も多い。次いで、「会計・事務に関する人材」が 28 団体(33.3%)となっている。

N＝84(回答者数/無回答 1 を除く・複数回答)

表 2-2-7 人材の種類

項目	団体数	割合
建築に関する人材	17	20.2%
都市計画に関する人材	22	26.2%
エリアマネジメントに関する人材	37	44.0%
経済・経営・マーケティングに関する人材	22	26.2%
メディアに関する人材	11	13.1%
編集・デザインに関する人材	16	19.0%
情報・IT に関する人材	10	11.9%
不動産に関する人材	23	27.4%
教育に関する人材	3	3.6%
接客に関する人材	14	16.7%
会計・事務に関する人材	28	33.3%
医療・福祉に関する人材	4	4.8%
その他	13	15.5%

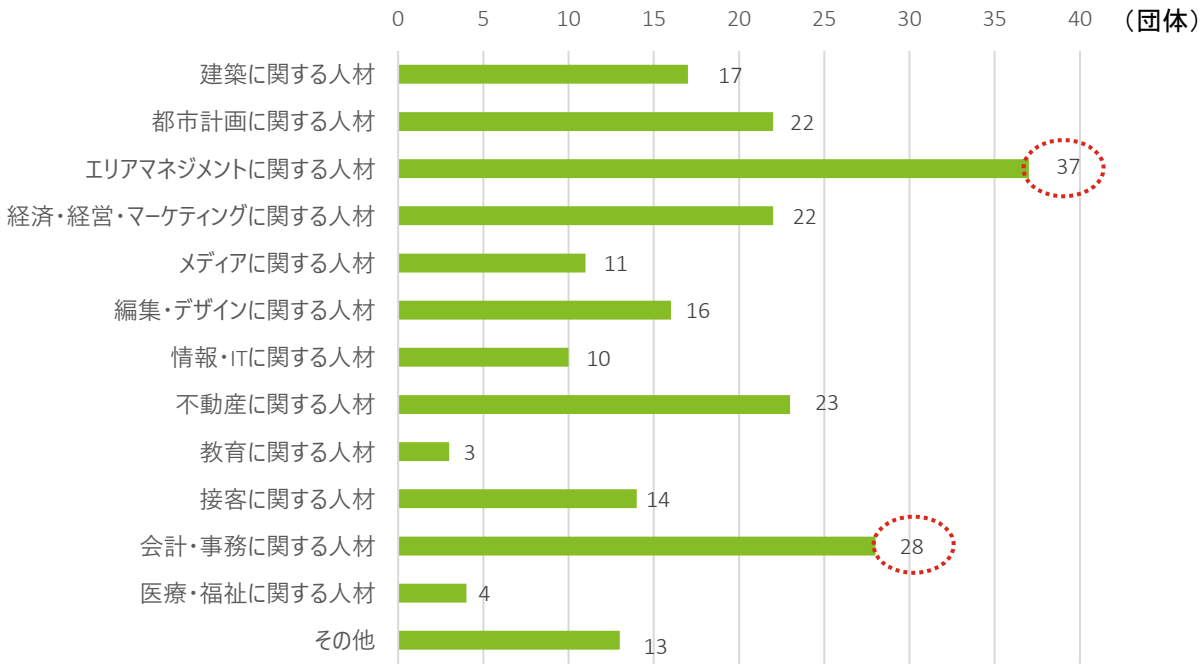

図 2-2-5 人材の種類

⑤サービスの対象者

主なサービスの対象者は、「これら以外の来訪者」(82.7%)が最も多い。このほかは、「居住者」(76.0%)、「事業者」(77.3%)となっている。

N＝84(回答者数/無回答 1 を除く・複数回答)

表 2-2-8 サービスの対象者

項目	団体数	割合
居住者	57	76.0%
事業者	58	77.3%
これら以外の来訪者	62	82.7%

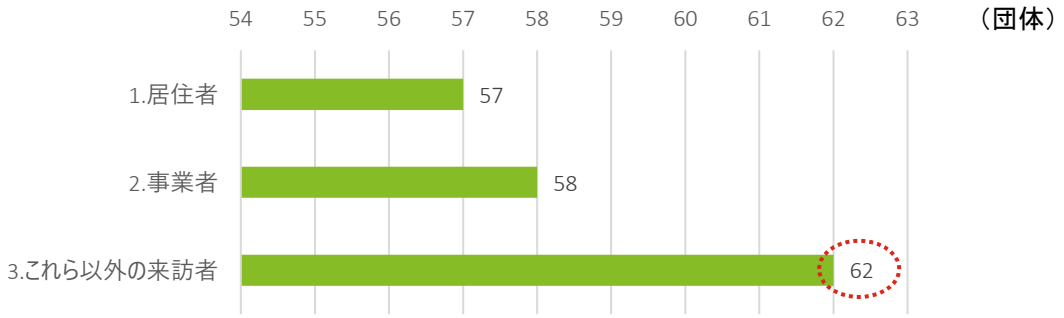

図 2-2-6 サービスの対象者の割合

⑥法第 119 条各号との対応

法第 119 条各号との対応は、「(5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理」が 27 団体で、約4割を占める。次いで、「(11) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施」が 26 団体、「(15)都市の再生に関する普及啓発」が 23 団体の順となっている。

N＝84（回答者数/無回答 1 を除く・複数回答）

表 2-2-9 法第 119 条各号との対応

項目	団体数	割合
(1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助	8	10.7%
(2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う NPO 法人等に対する助成	2	2.7%
(3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備	8	10.7%
(4) 事業用地の取得、管理、譲渡	5	6.7%
(5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理	27	36.0%
(6) 緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の管理	0	0.0%
(7) 公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理	6	8.0%
(8) 都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理	19	25.3%
(9) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理	3	4.0%
(10) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等	0	0.0%
(11) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施	26	34.7%
(12) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務	16	21.3%
(13) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供	14	18.7%
(14) 都市の再生に関する調査研究	8	10.7%
(15) 都市の再生に関する普及啓発	23	30.7%
(16) その他の都市の再生に必要な業務	43	57.3%

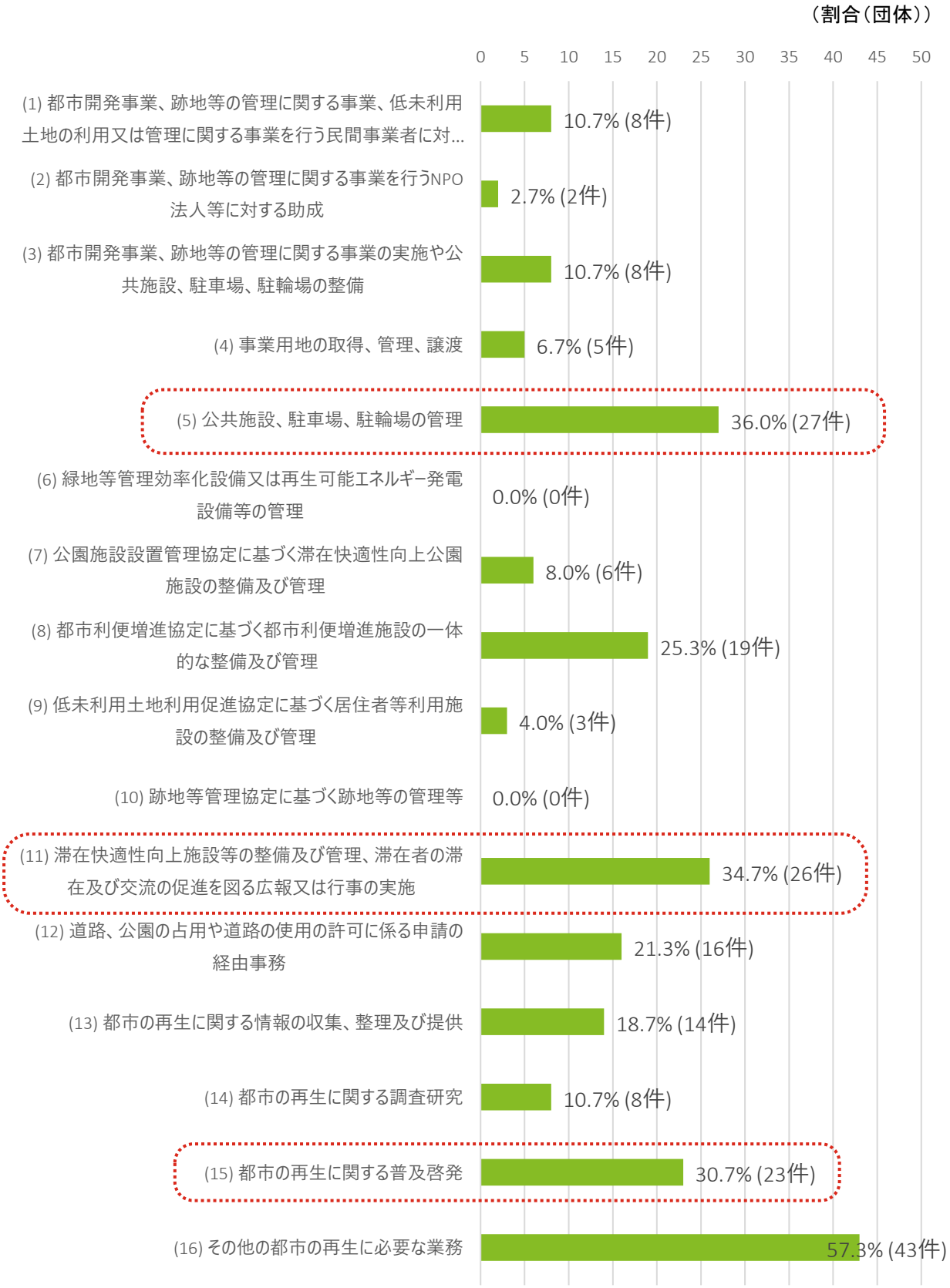

図 2-2-7 法第 119 条各号との対応の割合

⑦活動エリアの主な用途地域

活動エリアの主な用途地域は、「商業地域」(78.5%)が最も多い。

表 2..2-10 活動エリアの主な用途地域

項目	団体数	割合
住居地域	16	20.3%
商業地域	62	78.5%
工業地域	1	1.3%
合計	79	100.0%

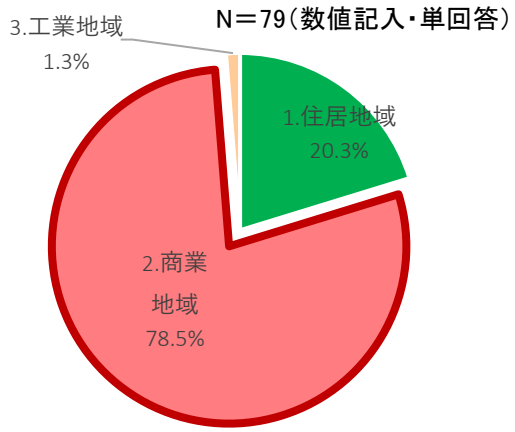

図 2.2-8 活動エリアの主な用途地域の割合

⑧活動エリアの面積

活動エリアの面積は、「100ha～」(37.1%)が最も多く、次いで「10～50ha 未満」(30.6%)が多い。

表 2.2-11 活動エリアの面積

項目	団体数	割合
10ha 未満	9	14.5%
10～50ha 未満	19	30.6%
50～100ha 未満	11	17.7%
100ha～	23	37.1%
合計	62	100.0%

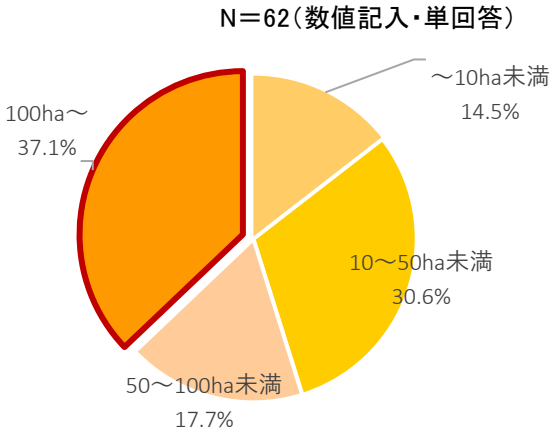

図 2.2.-9 活動エリアの面積の割合

⑨活動エリア近傍1箇所の公示価格の増減率

都市再生推進法人の「活動エリア近傍1箇所の公示価格」の最も古い年次と最新年次の増減率を算出した。活動エリア近傍1箇所の公示価格の増減率は、「0～5%上昇」と「0～5%下落」(21.7%)が最も多い。

表 2..2-12 活動エリア近傍 1 箇所の公示価格の増減率

項目	団体数	割合
15%以上上昇	7	15.2%
10～15%上昇	3	6.5%
5%～10%上昇	3	6.5%
0～5%上昇	10	21.7%
横ばい	2	4.3%
0～5%下落	10	21.7%
5～10%下落	5	10.9%
10～15%下落	2	4.3%
15%以上下落	4	8.7%
合計	46	100.0%

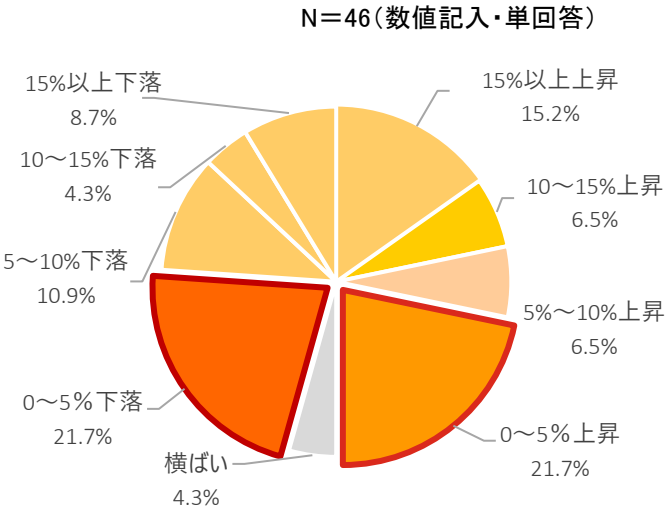

図 2.2.10 活動エリア近傍 1 箇所の公示価格増減率の割合

⑩事務局の職員数

事務局の職員数は、「～5 人」(64.1%)が最も多い。

表 2.2-13 事務局の職員数

項目	団体数	割合
～5 人	66	64.1%
6～10 人	20	19.4%
11～50 人	16	15.5%
51 人～	1	1.0%
合計	103	100.0%

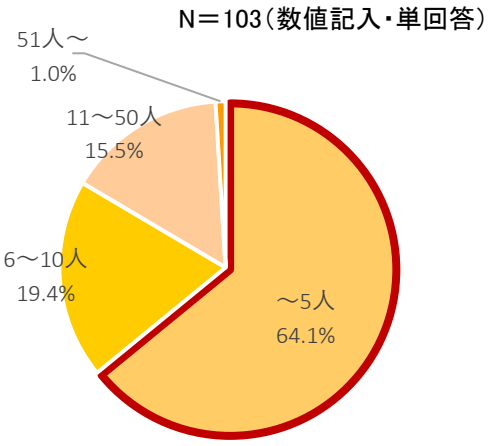

図 2.2-11 事務局の職員数の割合

⑪事務局の職員構成

事務局の職員構成は、「常勤と非常勤で構成」(49.3%)が最も多く、次いで「常勤のみで構成」(35.2%)が多い。

表 2.2-14 事務局の職員構成

項目	団体数	割合
常勤のみで構成	25	35.2%
常勤と非常勤で構成	35	49.3%
非常勤のみで構成	11	15.5%
合計	71	100.0%

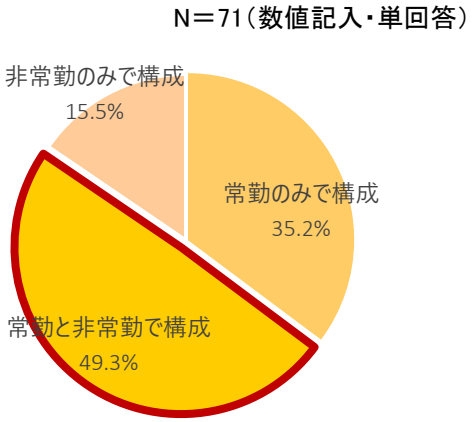

図 2.2-12 事務局の職員構成の割合

⑫会員数／社員数

団体の会員数／社員数は、「～5 人」(52.7%)が最も多く、次いで「11～50 人」(25.8%)が多い。

表 2.2-15 会員数／社員数

項目	団体数	割合
～5 人	49	52.7%
6～10 人	15	16.1%
11～50 人	24	25.8%
51 人～	5	5.4%
合計	93	100.0%

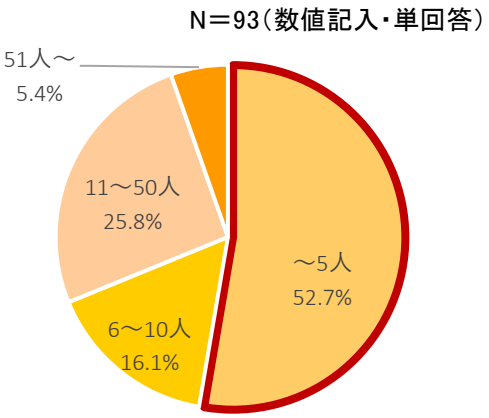

図 2.2-13 会員数／社員数の割合

⑬出資者数

自治体の出資者数は、「～5 人」(45.5%)が最も多く、次いで「11～50 人」(27.3%)が多い。

表 2.2-16 出資者数

項目	団体数	割合
～5 人	30	45.5%
6～10 人	9	13.6%
11～50 人	18	27.3%
51 人～	9	13.69%
合計	66	100.0%

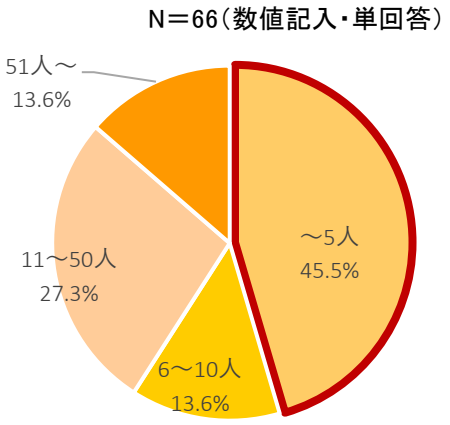

図 2.2-14 出資者数の割合

⑭自治体の出資割合

自治体の出資割合は、「出資なし」(50.0%)が最も多く、次いで「25%未満」(25.8%)が多い。

表 2.2-17 自治体の出資割合

項目	団体数	割合
出資なし	33	50.0%
25%未満	17	25.8%
25～50%未満	7	10.6%
50%～	9	13.6%
合計	66	100.0%

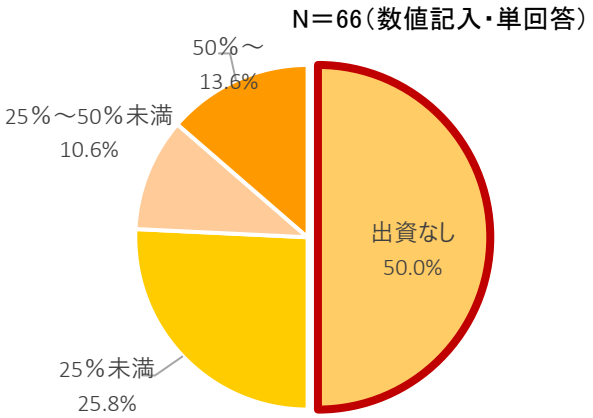

図 2.2-15 自治体の出資割合の割合

⑮年間予算額(分類/5 項目)

年間予算額(分類/5 項目)は、「100～500 万円」(33.7%)が最も多く、次いで「5,000 万円以上」(31.3%)が多い。

N＝83(数値記入・単回答)
※非公開 2 件はカウントせず。

表 2.2-18 年間予算額(分類/5 項目)

項目	団体数	割合
100 万円未満	4	4.8%
100～500 万円未満	28	33.7%
500～1,000 万円未満	5	6.0%
1,000～5,000 万円未満	20	24.1%
5,000 万円～	26	31.3%
合計	83	100.0%

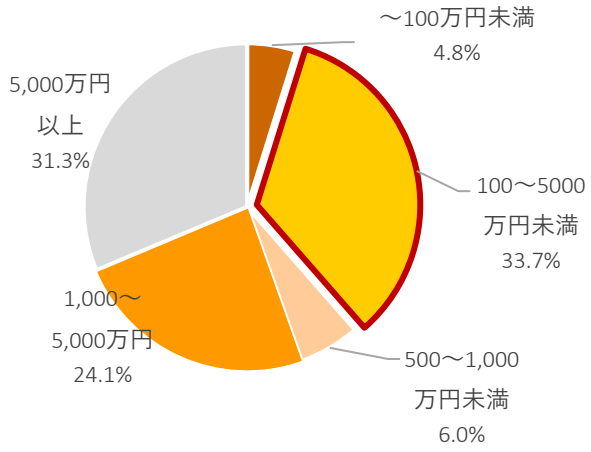

図 2.2-16 年間予算額(分類/5 項目)の割合

⑯団体の性格

団体の性格は「5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等」(33.8%)が最も多い。

表 2.2-19 団体の性格

項目	団体数	割合
1.公的機関の関与が強い団体(外郭団体等)	15	19.5%
2.中小企業が主体の団体(4.を除く)	11	14.3%
3.大企業が主体の団体	13	16.9%
4.商店街・自治会等が主体の団体	9	11.7%
5.小規模なまちづくり会社・NPO 法人等	26	33.8%
6.その他(シンクタンク・中間支援組織等)	3	3.9%
合計	77	100%

N＝77(単回答)

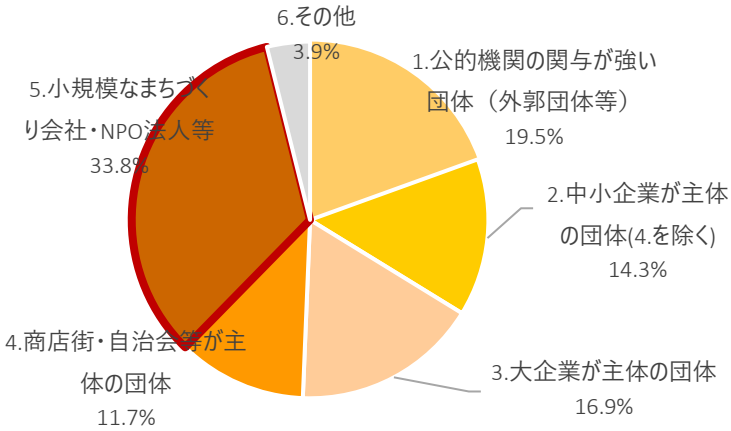

図 2.2-17 団体の性格の割合

(団体)

⑰団体・法人の主な収入

主な収入は、「自主事業」(77.8%)が最も多く、次いで「指定管理等の公共からの委託料」(55.6%)が多い。

N＝84(回答者数/無回答 1 を除く・複数回答)

表 2.2-20 団体・法人の主な収入

項目	団体数	割合
自主事業	49	77.8%
会費・負担金	18	28.6%
補助金	9	14.3%
寄附金	2	3.2%
指定管理等の公共からの委託料	35	55.6%
不動産管理収入	22	34.9%
イベント収入	13	20.6%
広告設置料	9	14.3%
中間支援事業	2	3.2%

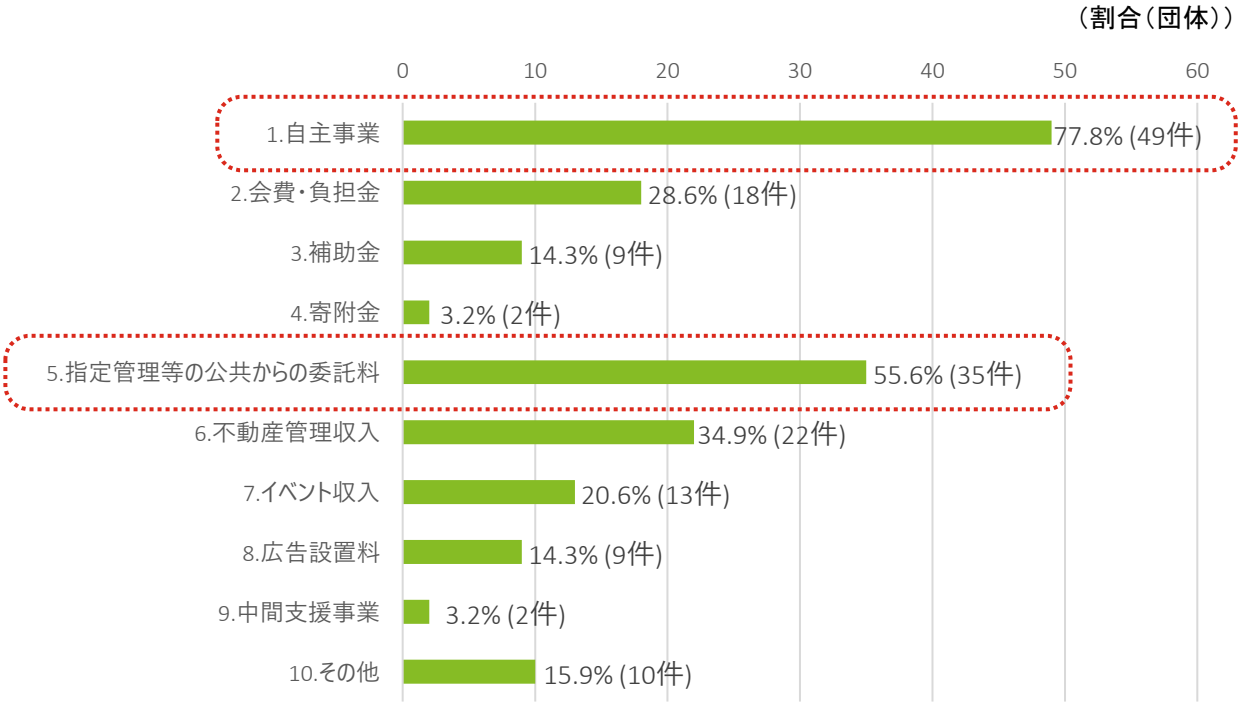

図 2.2-18 団体・法人の主な収入の割合

⑱団体・法人の主な経費の分類

主な経費は、「業務委託費」(91.8%)が最も多く、次いで「人件費」(57.4%)が多い。

N＝84(回答者数/無回答 1 を除く・複数回答)

表 2.2-21 団体・法人の主な経費の分類

項目	団体数	割合
人件費	35	57.4%
業務委託費	56	91.8%
賃借料	20	32.8%
自らの保有資産の維持管理費	6	9.8%
業務で行っている維持管理費	11	18.0%
光熱費など	5	8.2%
広告宣伝費	7	11.5%
その他	25	41.0%

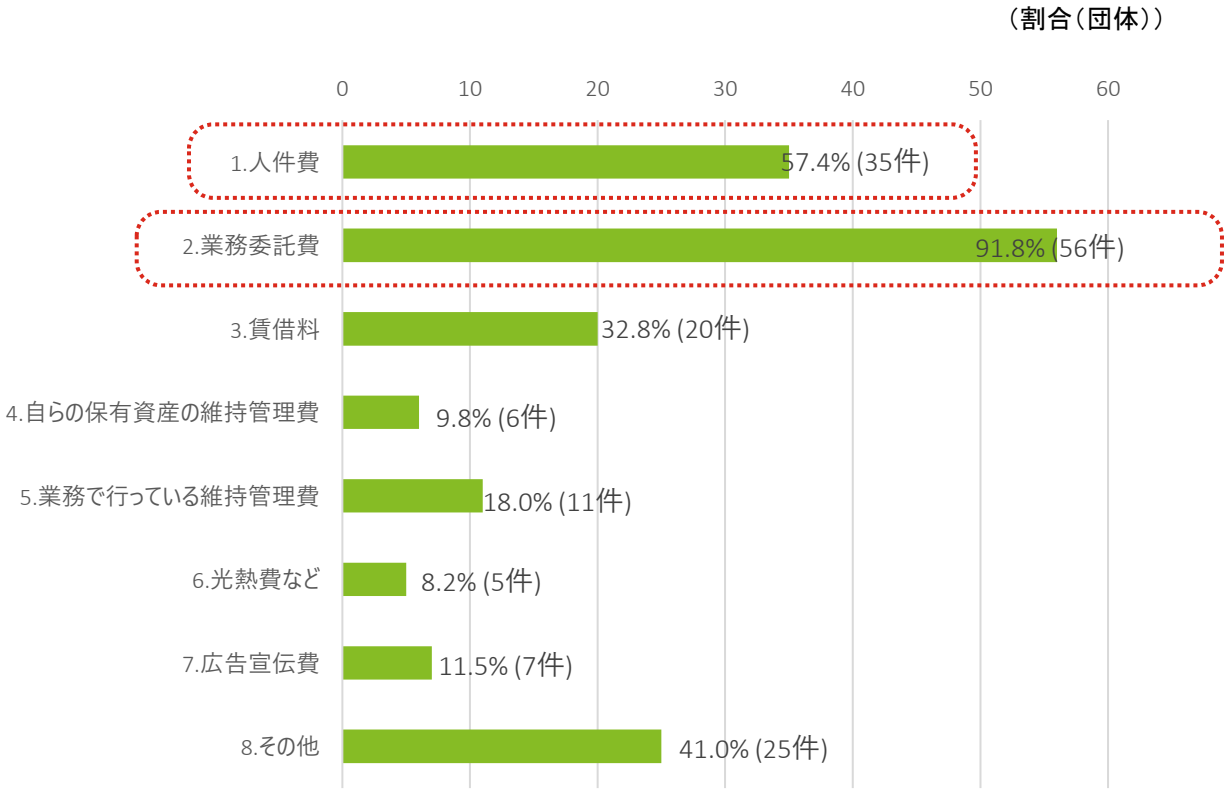

図 2.2-19 団体・法人の主な経費の割合

⑲保有資産の状況

保有資産の状況は、「保有資産あり」(77.8%)となっている。

表 2.2-22 保有資産の状況

項目	団体数	割合
保有資産がある	35	77.8%
保有資産がない	10	22.2%
合計	45	100.0%

N＝45(資産名称等記入・単回答)

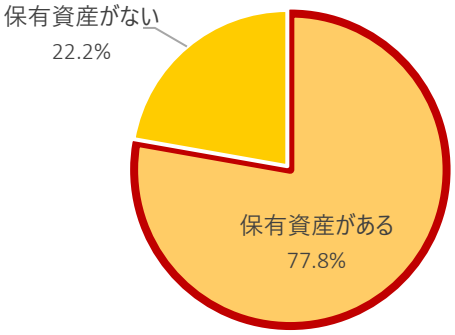

図 2.2-20 保有資産の状況の割合

2.2.4 都市再生推進法人の法人概要資料・活動実態資料に関する調査とりまとめ

１．都市再生推進法人の活動実態

・　団体の性格は「小規模なまちづくり会社・NPO 法人等」が3割を超えて最も多く、次いで、「公的機関の関与が強い団体（外郭団体等）」が2割となっている。法人の主な活動エリアは約8割が「商業地域」となっている。

・　事務局の職員数は、「５人以下」が6割を超えており、職員の構成は、「常勤と非常勤」が約5割となっている。

・　年間予算規模は「100～500 万円」が3割を超えており、自治体出資比率は、約5割が「出資なし」である。

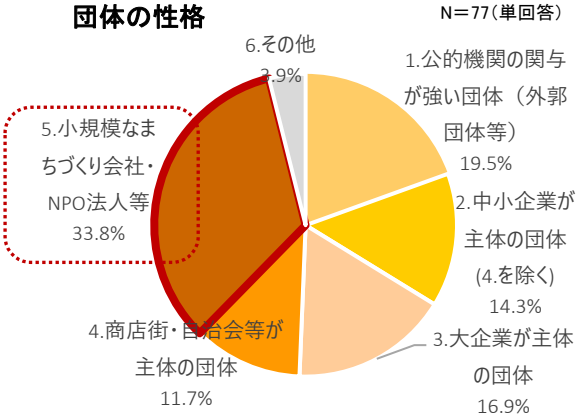

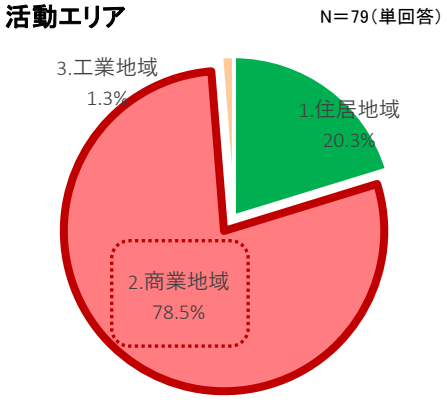

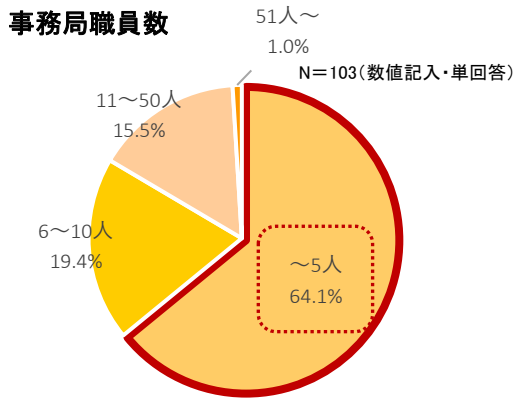

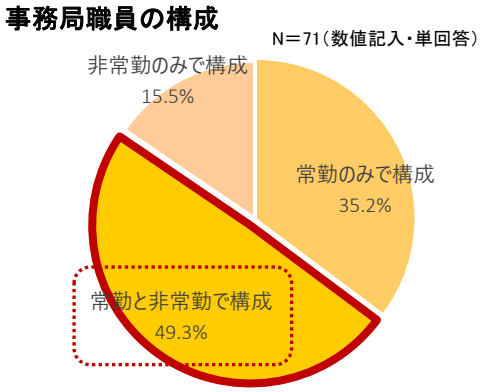

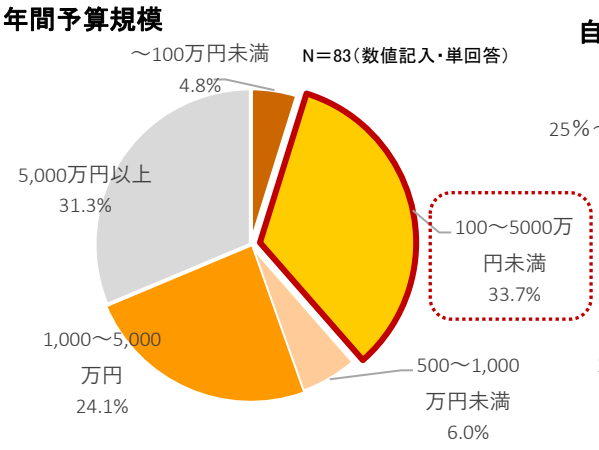

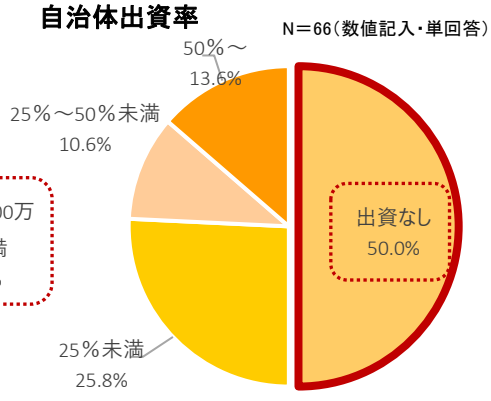

２．人材、活動実態

・　人材の種類は、「エリアマネジメントに関する人材」が 37 件で最も多く、4割を超える。次いで、「会計・事務に関する人材」が 28 団体で約 3 割となっている。

・　主な活動内容は、「②イベント等実施による賑わい創出」が 65 団体で最も多く、約9割を占める。次いで、「①公共施設の管理・活用」は 45 団体で、約6割となっている。

人材の種類

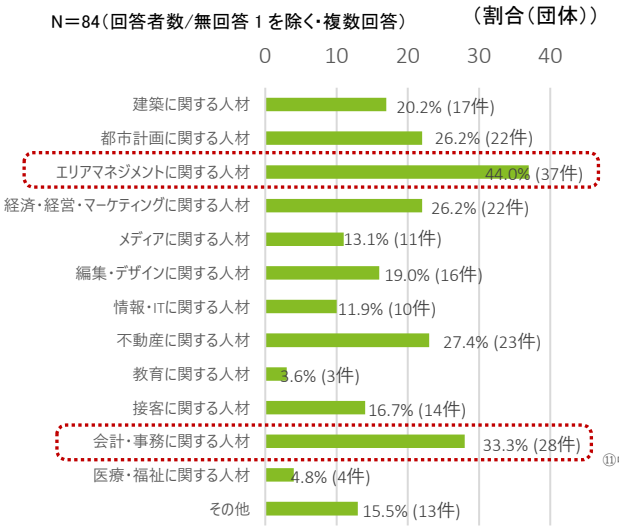

主な活動内容

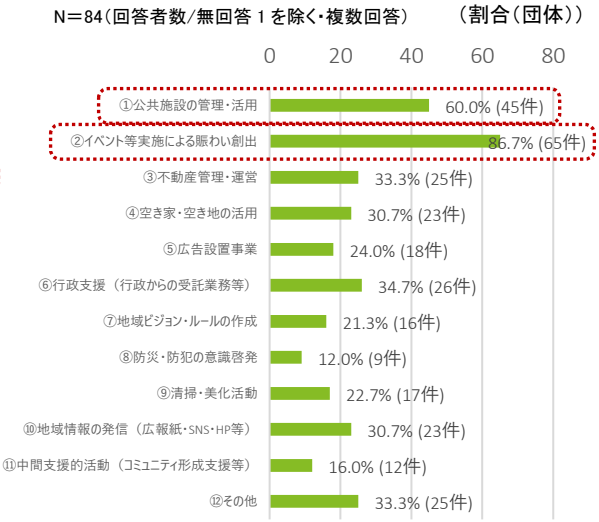

・　法第 119 条各号との対応は、「(5)公共施設、駐車場、駐輪場の管理」が 27 団体で、約4割を占める。次いで、「(11)滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施」が 26 団体、「(15)都市の再生に関する普及啓発」が 23 団体の順となっている。

法第 119 条各号との対応

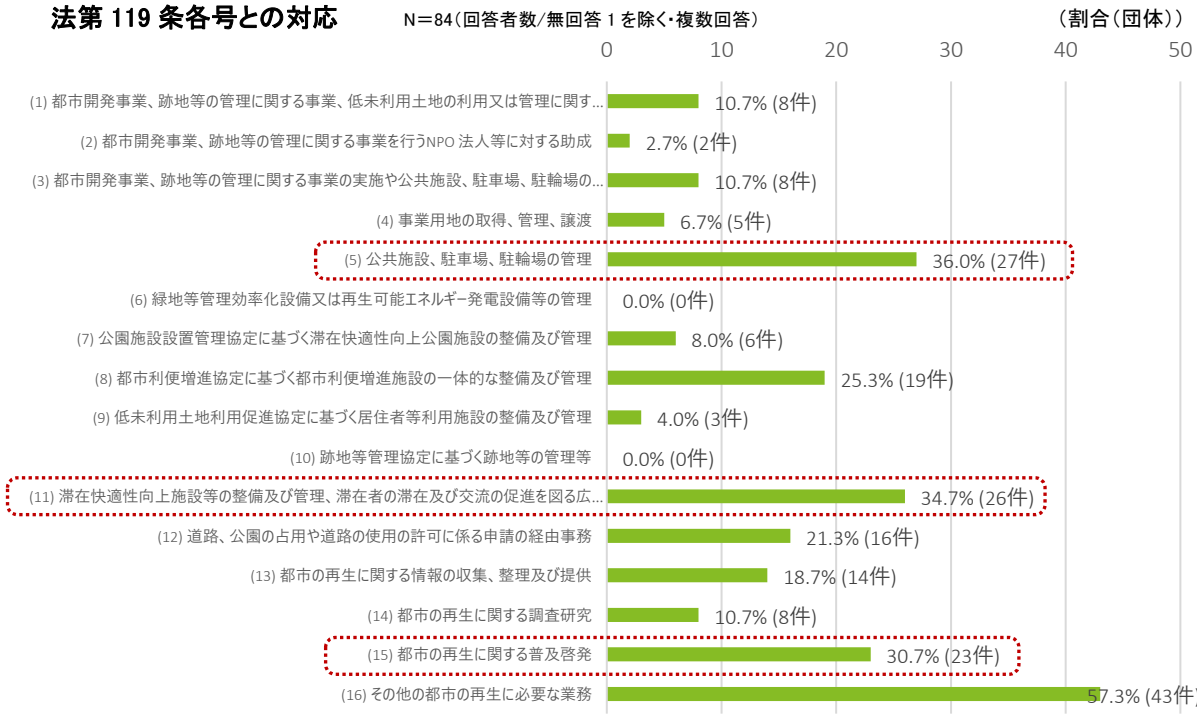

2.3 ワーキンググループに関する資料の作成

2.3.1 ワーキンググループの開催経過

(1) 開催概要

国土交通省では令和 6 年 11 月に「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」を設置し、新しい時代の都市再生におけるパブリックライフやエリアマネジメントのあり方などについて議論してきた。懇談会の中間取りまとめを踏まえ、ウォーカブル施策やエリアマネジメントに関する必要な制度改善について検討を深めるため、「官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ」及び「持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ」を設置し、下記のとおり実施した。

表 2.3-1 官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループの概要

開催日時	第 1 回:令和 7 年 6 月 9 日(月)13:00～15:00 第 2 回:令和 7 年 9 月 19 日(金)13:00～15:00 第 3 回:令和 7 年 12 月 16 日(火)13:00～15:00
会場	第 1 回:中央合同庁舎 3 号館 6 階都市局局議室 第 2 回:中央合同庁舎 3 号館 6 階都市局局議室 第 3 回:中央合同庁舎 2 号館低層棟 1 階 共用会議室 2A・2B
委員	**【委員】** 宋 俊煥　　山口大学大学院創成科学研究科 教授 山口 敬太　京都大学大学院地球環境学堂 都市基盤デザイン論分野 准教授(座長) 三浦 詩乃　中央大学理工学部 准教授 齋藤 貴弘　渥美坂井法律事務所 弁護士 **【地方公共団体】** 札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室／仙台市 都市整備局 市街地整備部／渋谷区 まちづくり推進部／静岡市 都市局 都市計画部 **【オブザーバー】** 内閣府 地方創生推進事務局／警察庁 交通局 交通規制課 **【関係部局】** 国土交通省 総合政策局 地域交通課／水管理・国土保全局 河川環境課／水管理・国土保全局 水政課／住宅局 市街地建築課／道路局 路政課／都市局 市街地整備課／都市局 街路交通施設課／都市局 公園緑地・景観課 **【事務局】** 国土交通省 都市局 まちづくり推進課／道路局 環境安全・防災課
検討テーマ	**【テーマ①】パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方** ・官民所有のパブリックスペースの利活用による収益を幅広いエリアマネジメントの活動に充当していく上ではどのような公共性の整理や要件が考えられるか。 **【テーマ②】パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等** ・エリアマネジメント団体の負担軽減策としてはどのような措置、要件、プロセスが考えられるか。 **【テーマ③】パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化** ・道路管理者、公園管理者その他の公共空間の管理者(占用許可権者)が異なる場合に、関係者が参画する協議会により手続きの一層の円滑化を図ることは可能か。また、必要な要件は何か。

	・同一エリア・路線で特例制度を活用・切り替える場合において手続きの円滑化を図ることは可能か。その場合、どのような条件や留意点が考えられるか。 **【テーマ④】パブリックスペースにおける制度連携（ウォーカブル制度とほこみち制度・駐車場・交通政策）** ・パブリックスペースの利活用推進に向けたウォーカブル政策とほこみち制度の連携としてはどのようなことが考えられるか。

2.3-2 持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループの概要

開催日時	第 1 回：令和 7 年 6 月 9 日（月）16:00～18:00 第 2 回：令和 7 年 9 月 19 日（金）16:00～18:00 第 3 回：令和 7 年 12 月 16 日（火）16:00～18:00
会場	第 1 回：中央合同庁舎 3 号館 6 階都市局局議室 第 2 回：中央合同庁舎 3 号館 6 階都市局局議室 第 3 回：中央合同庁舎 2 号館低層棟1階 共用会議室 2A・2B
委員	**【委員】** 宋 俊煥　　山口大学大学院創成科学研究科 教授（座長） 山口 敬太　京都大学大学院地球環境学堂 都市基盤デザイン論分野 准教授 三浦 詩乃　中央大学理工学部 准教授 齋藤 貴弘　渥美坂井法律事務所 弁護士 **【民間実践者】** 全国エリアマネジメントネットワーク／一般社団法人 UDCイニシアチブ／一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会／一般社団法人荒井タウンマネジメント・一般社団法人 定禅寺通エリアマネジメント（特定非営利活動法人 都市デザインワークス）／池袋エリアプラットフォーム（株式会社 サンシャインシティ） **【地方公共団体】** 東京都 都市整備局 都市づくり政策部／大阪市 計画調整局 計画部／広島市 企画総務局 地域活性化調整部 **【関係部局】** 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課／道路局 環境安全・防災課／都市局 市街地整備課／都市局 街路交通施設課／都市局 公園緑地・景観課／内閣府 地方創生推進事務局 **【事務局】** 国土交通省 都市局 まちづくり推進課
検討テーマ	**【テーマ①】エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み** ・多様な主体が参画し、管理運営や資金計画、官民協調による活動内容を具体的に定めていくにはどのような仕組みが必要か。 ・参考となる現行制度を踏まえ、どのように拡張させていくべきか。 ・計画に定めるべき内容やフローはどうあるべきか。また、記載内容を持続的に実施していくためにはどのような措置が必要となるか。 **【テーマ②】エリアマネジメントの推進に向けた特例措置や支援制度** ・社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ国からの支援措置はどうあるべきか。 **【テーマ③】エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方** ・エリアマネジメントの評価にあたり適切な目標設定及び効果はどのようなものが考えられるか、また、評価の妥当性をどのように考えるか。 **【テーマ④】都市再生推進法人の業務・権限の拡大及びガバナンスに関する要件強化** ・これからの都市再生推進法人が担うべき具体的な業務は何か、要件、権限（メリット）、ガバナンスに関する規程はどうあるべきか。

(2) ワーキンググループでの主なご意見

1) 官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ

①【テーマ①】パブリックスペースの利活用による収益と公共性の考え方

・公共性において、単発的な活動・収益性を個別に評価するのではなく、複数の活動について一貫性をもった一連のプロセスとして捉えた、全体的な評価が求められる
・公共性を担保する仕組みについては、エリアマネジメント活動の熟度に応じて、エリアマジメント団体が地域全体の将来像を見据えながら自発的に考え、活動できるようにする必要がある
・制度化された取り組みだけでなく、まだ制度に乗らないような萌芽的で実験的な活動も尊重し、小さな取り組みから育てる視点が必要
・制度の周知や実装にあたり、他都市の成功事例を可視化・比較できるようにしたり、交渉の拠り所となるガイドラインを作成したりするなど、具体的なツールとして共有財産化していくことが必要

②【テーマ②】パブリックスペースの利活用の推進に向けた支援等

・公園や道路などの公共空間の利活用において、管理者間の調整には多大な労力が発生し、エリアマネジメント団体がこれを全て賄うには膨大な人件費等のコストが発生する。そのため実施団体だけでなく行政関係機関も含めて調整コストを下げるための支援策が有効である
・条件付きで占用料金の 100%免除を可能とする明確な仕組みが作れないか
・地域全体の中で、道路や公園、河川敷地などのパブリックスペースのあり方を考えながら活動を進めている都市再生推進法人を支援することが重要
・公共のアセットの活用方法の調査やインパクト評価を行うことへの支援があると良い。また、データ活用の促進は重要な課題であり、エリアマネジメント団体にとって情報・データビジネスへの展開につながる可能性も有している

③【テーマ③】パブリックスペースの利活用における手続きの円滑化

・地方公共団体においてワンストップ窓口のような庁内調整役を担う専門部署の設置が有効
・ワンストップ窓口について、行政とまちづくり団体が連携することは重要。まちづくり団体でもワンストップ手続きを行うこととデータの収集・整理やデジタル化に紐づけられれば人員を割くメリットになるのではないか
・ワンストップ窓口については、必ずしも一括ですべての手続きが完了するものだけでなく、伴走支援型など多様な形態があるのではないか
・公物管理や官民連携の知識・理解がある人材を専門家として派遣する制度や先進的な民間団体から他の団体への派遣に対する支援が有効

④【テーマ④】パブリックスペースにおける制度連携（ウォーカブル政策とほこみち制度・駐車場・交通施策）

【ウォーカブル政策とほこみち制度の連携】

- 同じ団体がウォーカブル政策とほこみち制度を活用している場合、いかに双方を連携させ、一体的に評価するかが今後の見直しのポイント
- ウォーカブル政策とほこみち制度の違いや連携する際の留意事項など運用の観点からも整理・周知することで、より効果的な制度の活用が見込まれる

【ウォーカブル政策と駐車場・交通施策の連携】

- 地方部では公共交通と駐車場の管理をセットで考える必要がある。リアルタイムでの駐車場管理や共同利用の仕組みが有効であり、歩行者空間周辺に対し、車両が流入しないための対策を考えていく必要がある
- 小規模な老朽建築物の更新に際して、附置義務駐車場の整備が課題となる場合があり、更新促進の観点からも、駐車場の取扱いをウォーカブル政策と連携させていく必要がある
- ウォーカブルなまちづくりやパブリックスペースの利活用を進めるには、交通環境の整備が必要であり、物流の観点も重要。特に都心部の商業地では、社会実験等を通じて、物流車両による荷さばきとの共存を図る方策の検討が必要

【都市の個性などを考慮したウォーカブル推進事業の強化】

- 道路や歩道を整備するのみの「空間づくり」ではなく、人と人とが交流できるような「場づくり」が必要
- 目的物となる歴史、文化、景観等の地域資源の魅力の発揮、エリア内の回遊性向上に資する自由な移動手段の導入や公共交通によるアクセスの確保・円滑化、環境問題への配慮をはじめとして、そのエリアに「行きたくなる」視点を一層重視すべき
- 道路や公園だけでなく、地域の歴史的建造物といった既存ストックの活用も推進すべき。取得や改修における初期費用が課題となるため、エリアマネジメント活動に係るハード施設の整備への支援が重要

2) 持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ

①【テーマ①】エリアマネジメントに関する官民協調による活動や資金計画を定める仕組み

【位置づけに関すること】

・エリアマネジメントの活動計画の意味（意義）を明らかにすべき
・エリアマネジメントの活動計画は、民間・公共の両輪の取組みであることを明確化することが重要
・既存制度について、制度上の重なる部分を明確化する等、エリアマネジメント団体及び自治体が自らの状況に応じて最適な制度利活用ができるよう、全体像を整理すべき
・エリアマネジメントの活動計画の公表方法や認定等のルールを決めておいた方が良い

【計画期間・対象範囲に関すること】

・計画期間が長すぎると資金計画などを立てづらいため、5 年～10 年が妥当ではないか
・どの範囲（エリア）で策定するべきか、明確にした方が良いのではないか（未来ビジョン等のエリア全体を含むのか／個別の活動エリアで作るのか／都市再生整備計画と同範囲とするのかなど）

【協議会・検討体制に関すること】

・計画作成にあたっては、その対象範囲や合意形成の在り方等について、例えば、親会（市町村都市再生協議会）と部会や WG に分けるなど、柔軟な運用ができると良い
・市町村都市再生協議会の構成員に関して、道路管理者、公園管理者その他の公共空間の管理者（占用許可権者）、公安委員会等の理解や参画を促進する上で、都市部局だけでなく、関係部局等の理解が必要
・商店街や各種まちづくり協議会、地域文化を担うコミュニティなど、必ずしもエリアマネジメント活動として自覚されない形で地域の価値向上や課題解決に関与している事例があり、こうした多様な主体も新たな制度へ参画できるよう柔軟性を持たせることが重要

【役割分担に関すること】

・計画の策定主体と事業主体は分けて考え、官民協調領域とは何かの議論が必要
・計画に記載する目標等には、行政がやるべきことと、民間がやるべきこと、その役割と責任を明確にすべきである
・実際に活動するなど一定の負担やリスクを負った人に正当な受益が還元されることが重要

【メリット・効果に関すること】

・都市再生整備計画の他、ウォーカブル推進計画、都市再生安全確保計画等との関係性や、それぞれのメリット／デメリットについて整理が必要
・行政側でワンストップ窓口などを設けてもらえることがメリットの 1 つになると良い
・エリアマネジメントの活動計画は、活動そのものが官民双方で合意＝公共性が担保され、公共空間の活用等にあたってのファストパスのように、活動実施の円滑化につながることを期待する

【収支計画に関すること】

・事業毎ではなく、組織運営・一連の事業全体などトータルで収支を見ることが重要
・エリアマネジメントの活動計画は、民間実務に即した資金計画のフォーマットが必要。また、収入の増減に柔軟に対応できるような運用も必要

② 【テーマ②】エリアマネジメントの推進に向けた特例措置や支援制度

・行政側がエリアマネジメントの収益性と公共性を認め、そのリスクを保証する仕組みが有効
・特に地方では初動期の支援が必要であり、段階的に状況を判断するプロセスが重要
・継続的な活動が評価され、負担者が受益を受けられるような仕組みが必要
・計画策定が、行政予算だけでなく、地域の自主的な努力に対する税制優遇などの資金協力にもつながり、財源が好循環する仕組みになることを期待

③ 【テーマ③】エリアマネジメントの目標・効果及び評価の考え方

・地域の個性にあった評価方法、評価者、時間軸を独自に定めていくことが重要
・エリアマネジメント活動は効果の発現に数年要するものもあり、中長期的な効果が得られた際にも再評価される仕組みがあると良い
・これまでは経済的価値の指標が主であったが、人とのつながりも含めた社会的価値や文化的価値、環境的価値を評価できる仕組みがあると良い
・評価ガイドラインの提示に加え、公共貢献の先進的な取組みの具体的な事例を示し、地域における多様な発想や取組みの展開を後押しするとともに、計画策定段階における専門家による伴走支援や助言等を通じて、各地域が自らの課題や目標に即した評価手法を具体化できるよう支援していくべき

④ 【テーマ④】都市再生推進法人の業務・権限の拡大及びガバナンスに関する要件強化

・DXや人流調査など個人情報に関わり公共性の高い業務の実行権限が必要
・行政にてワンストップ窓口をつくり、都市再生推進法人が活動しやすい環境を創出すべきではないか
・まちづくり部署以外においても都市再生推進法人の存在と意義を把握できるよう、全庁的な意識醸成が必要であり、国としても普及啓発に取り組むべき
・都市再生推進法人の役割として、シンクタンク機能から事業の推進まで、幅広い役割が期待されており、そのための人材の育成・確保が課題である

2.3.2 ワーキンググループに関するとりまとめ

今後求められる制度の方向性や期待される効果等を記載したとりまとめ（概要）を以下に示す。

(1) 官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ

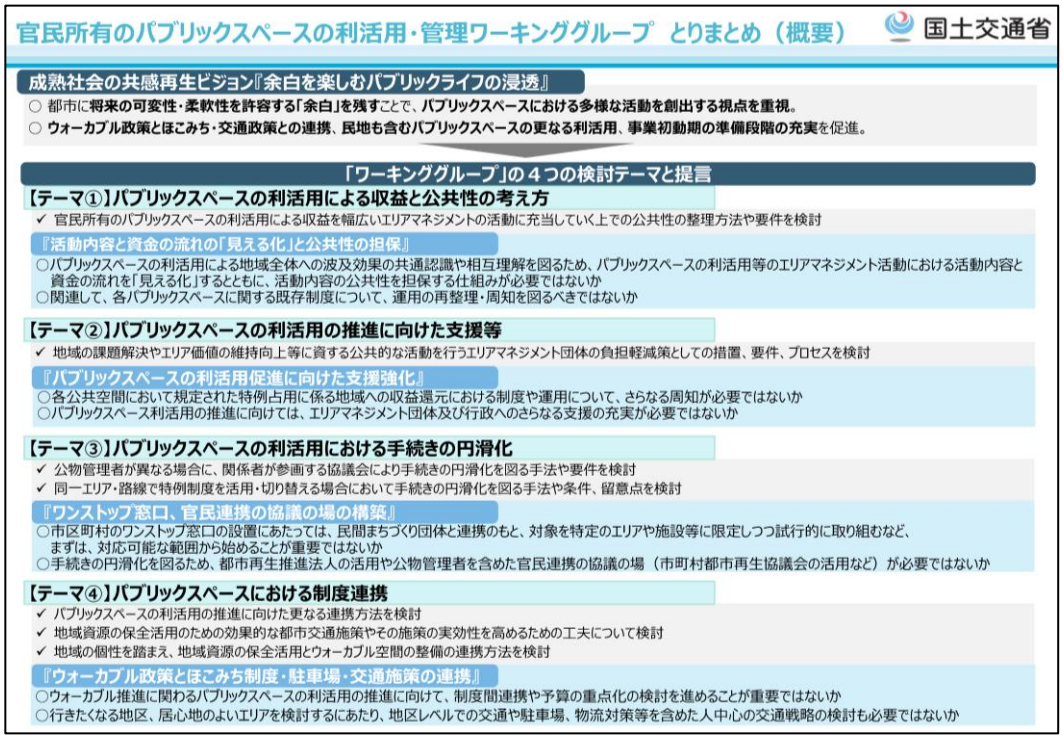

図 2.3-1 官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループとりまとめ（概要）

(2) 持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループ

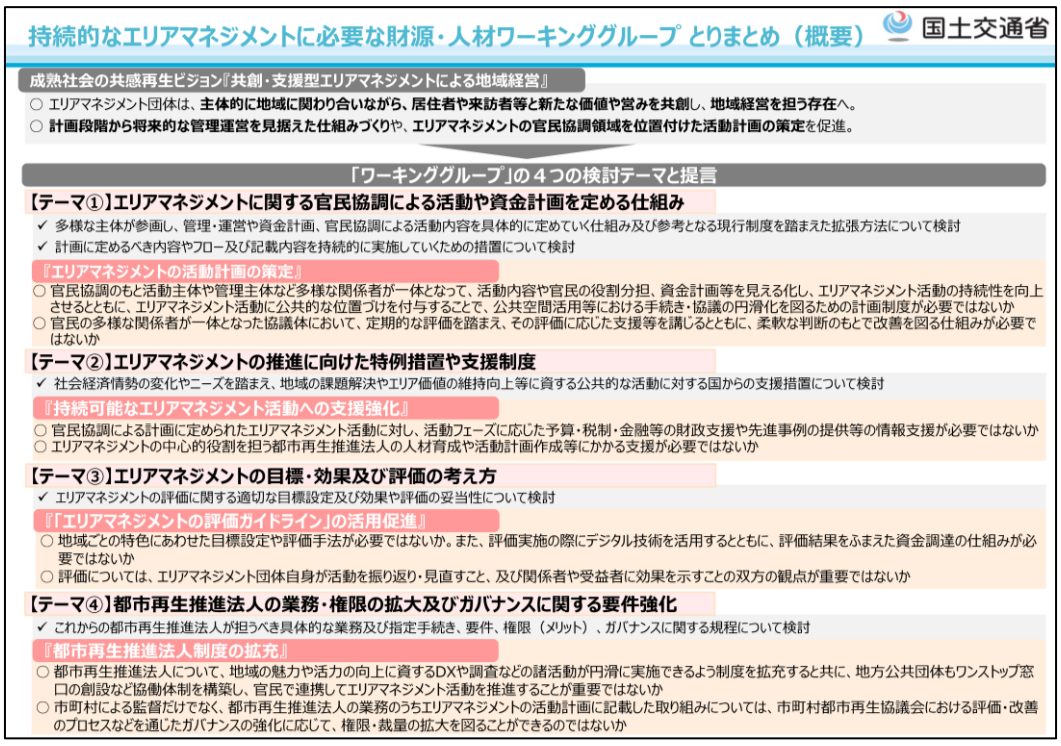

図 2.3-2 持続的なエリアマネジメントに必要な財源・人材ワーキンググループとりまとめ（概要）

2.4「都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」及び「官民連携まちづくりポータルサイト」の更新

2.4.1 手引きの更新

「官民連携まちづくりの進め方　～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～」の更新を行った。

今年度の手引きの更新については、例年実施している事例編「都市再生整備計画を活用した協定等の実績一覧（法第 46 条ほか）」に関する最新情報への更改に加え、大きく、以下 3 点の内容となっている。

1) 条文更新

・令和8年2月時点までの法改正への対応（条ズレ等）

2) 手引き本文における参考情報等の充実

・道路占用許可の特例制度「比較表」に、道路法の特例（歩行者利便増進道路（通称：ほこみち））を追加

・河川敷地占用許可制度に関する情報更新及び河川空間のオープン化活用事例集のリンク掲載

・普通財産に係る活用事例の掲載（金山駅周辺地区（愛知県名古屋市））

3) 事例編における掲載事例の更新及び新設

＜更新＞

・都市再生推進法人（まちづくり福井株式会社（福井県福井市））

・道路占用許可特例制度（新宿駅周辺地区（東京都新宿区）、高崎市中心市街地地区（群馬県高崎市）、大阪うめきた先行開発地区（大阪府大阪市北区）、岡山都心地区（岡山県岡山市北区））

・都市利便増進協定（富山市中心市街地地区（富山県富山市））

・都市再生(整備)歩行者経路協定（はかた駅前通り地下通路（福岡県福岡市博多区））

＜新設＞

・都市再生推進法人（一般社団法人草薙カルテッド（静岡県静岡市清水区））

・道路占用許可特例制度（柏中央地区（千葉県柏市））

・都市公園の占用許可特例制度（栄・伏見・大須地区 （愛知県名古屋市中区））

・公園施設設置管理協定制度（阪神大物駅周辺地区（兵庫県尼崎市））

・普通財産の活用（金山駅周辺地区（愛知県名古屋市中区））

今年度に更新を行った手引きを次頁以降に示す。

官民連携まちづくりの進め方

都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き

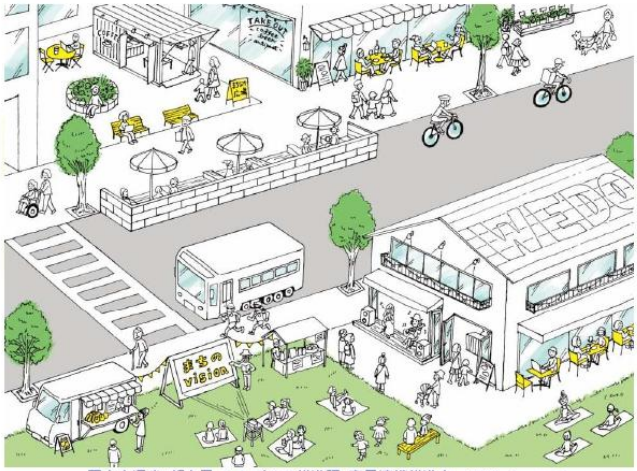

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室　2026.4　ver.1

この手引きは、都市再生整備計画を活用した民間主体によるまちづくりの推進を図るための法制度（＝「官民連携まちづくりの取組」）を、実際のまちづくりにうまく活用していただけるよう、市町村や都市再生推進法人等の皆さまに向けて、制度の内容やメリット、活用プロセスなどを解説したものです。

この手引きが、魅力あるまちづくりを進めるサポートとなれば幸いです。

・この手引きの内容は、国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」に掲載されています。
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

参考：他の主な関連ページ（国土交通省都市局まちづくり推進課関連）

- ウォーカブル支援制度について
  https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000072.html
- 中心市街地活性化のまちづくり
  https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000085.html
- 民間都市再生事業に係る支援措置
  https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000016.html
- 民間都市開発
  https://www.mlit.go.jp/toshi/mint/index.html

目次

1.総論	1-1.はじめに	Ⅰ.「都市再生」の意義	1
		Ⅱ.「都市再生」をめぐる状況	1
		Ⅲ.都市再生の施策の経緯	5
	1-2.官民連携まちづくりのプラットフォーム（都市再生整備計画の活用）	Ⅰ.まちづくりの悩みに応える「都市再生特別措置法」	6
		Ⅱ.都市再生整備計画を活用した官民連携まちづくりの全体像	8
2.都市再生整備計画	2-1.都市再生整備計画（法第45条）	Ⅰ.都市再生整備計画とは	9
		Ⅱ.都市再生整備計画に記載する内容	10
		Ⅲ.都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案	11
		Ⅳ.都市再生整備計画の作成プロセス	11
	2-2.滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）（法第45条第2号）	Ⅰ.滞在快適性等向上区域とは	13
		Ⅱ.滞在快適性等向上区域の指定により活用可能となる制度	15
3.都市再生推進法人等	3-1.都市再生推進法人（法第118条～第129条）	Ⅰ.都市再生推進法人とは	16
		Ⅱ.都市再生推進法人のメリット	19
		Ⅲ.都市再生推進法人の指定の手続き	20
		Ⅳ.都市再生推進法人を経由した道路占用等の許可の申請手続	23
	3-2.一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）の実施主体（法第45条第3号第2号、法第45条第4号第2号、法第48条の2第2号・第3号、法第48条の5～第48条の8）	Ⅰ.一体型滞在快適性等向上事業の実施主体とは	25
		Ⅱ.一体型滞在快適性等向上事業の実施主体のメリット	25
	3-3.都市再生推進法人等が活用できる制度一覧		26
4.市町村都市再生協議会（法第117条）		Ⅰ.市町村都市再生協議会とは	31
		Ⅱ.制度活用のメリット	32
		Ⅲ.設置事例	32
5.道路占用許可の特例、河川敷地占用許可制度、都市公園占用許可の特例	5-1.道路占用許可特例制度（法第48条第10・11号、法第82条）	Ⅰ.制度の背景・目的	33
		Ⅱ.制度の概要	35
		Ⅲ.制度活用のメリット	44
		Ⅳ.制度活用の手続き	45
	5-2.河川敷地占用許可制度（河川敷地占用許可準則第22～28）	Ⅰ.制度の背景・目的	51
		Ⅱ.制度の概要	51
		Ⅲ.制度活用のメリット	52
		Ⅳ.制度活用の手続き	53
	5-3.都市公園の占用許可特例制度（法第82条の2）	Ⅰ.制度の背景・目的	58
		Ⅱ.制度の概要	59
		Ⅲ.制度活用のメリット	60
		Ⅳ.制度活用の手続き	61
6.都市再生整備計画に基づく協定等	6-1.都市利便増進協定（法第48条第25号、法第74条～第80条の2）	Ⅰ.制度の背景・目的	64
		Ⅱ.制度の概要	65
		Ⅲ.都市利便増進協定の特例	68
		Ⅳ.制度活用のメリット	69
		Ⅴ.協定締結までの流れ	70
6.都市再生整備計画に基づく協定等	6-2.都市再生（整備）歩行者経路協定（法第45条の2、法第48条第24号、法第73条）	Ⅰ.都市再生(整備)歩行者経路協定とは	72
		Ⅱ.制度の活用シーン（イメージ）	73
		Ⅲ.制度活用のメリット	74
		Ⅳ.協定締結までの流れ	74
	6-3.低未利用土地利用促進協定（法第48条第25号、法第80条の3～第80条の8）	Ⅰ.制度の背景・目的	75
		Ⅱ.制度の概要	76
		Ⅲ.制度活用のメリット	78
7.滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等	7-1.一体型滞在快適性等向上事業（法第48条第3・4号、法第48条の2～法第48条の8）	Ⅰ.一体型滞在快適性等向上事業	80
		Ⅱ.ウォーカブル推進税制	87
	7-2.都市公園法の特例等（法第48条第14号第1・2号、第48条第15～21号第82条の2～第82条の7）	Ⅰ.看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例	89
		Ⅱ.公園施設の設置管理許可の特例	93
		Ⅲ.公園施設設置管理協定制度	95
	7-3.駐車場法の特例等（法第48条第14号第3号第82条の9～第82条の12）	Ⅰ.特定路外駐車場の届出制度	102
		Ⅱ.路外駐車場出入口の設置制限	104
		Ⅲ.附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限	107
	7-4.普通財産の活用（法第48条第14号第4号、第82条の13）		110
8.関連制度等	8-1.立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）（法第109条の4～第109条の6）	Ⅰ.立地誘導促進施設協定とは	112
		Ⅱ.制度の概要	113
		Ⅲ.立地誘導促進施設協定に係る税制特例	116
	8-2.低未利用土地権利設定等促進計画（法第109条の8第1号）	Ⅰ.低未利用土地権利設定等促進計画とは	117
		Ⅱ.低未利用土地権利設定等促進計画に係る税制特例	117
	8-3.歩行者利便増進道路（ほこみち）（道路法第48条の20）		119
9.居心地が良く歩きたくなる空間形成に対する予算支援	9-1.官民連携まちなか再生推進事業		122
	9-2.まちなかウォーカブル推進事業		124
	9-3.まちなか公共空間等活用支援事業		125
10.民間まちづくり活動の財源確保に関する制度等	10-1.民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン	Ⅰ.ガイドラインの背景・目的	126
		Ⅱ.ガイドラインの概要	126
		Ⅲ.ガイドライン活用のメリット	128
	10-2.地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）	Ⅰ.制度の背景・目的	129
		Ⅱ.制度の概要	129
		Ⅲ.制度活用のメリット	130
		Ⅳ.協定締結までの流れ	130

事例編	131
運用実績・運用事例　目次	132
都市再生整備計画を活用した協定等の実績一覧（法第48条ほか）	133
法人区分別都市再生推進法人一覧（法第118条～第123条）	161
道路占用許可特例制度（法第48条第10・11号、法第82条）	169
都市公園の占用許可特例制度（法第82条の2）	174
都市利便増進協定（法第48条第25号、法第74条～第80条の2）	175
都市再生（整備）歩行者経路協定（法第45条の2、法第48条第24号、法第73条）	176
公園施設設置管理協定制度（法第48条第14号第2号ロほか）	177
普通財産の活用（法第48条第14号第4号、第82条の13）	178

本手引きで、単に「法」「令」「規則」という場合、以下を指します。
法：都市再生特別措置法　令：都市再生特別措置法施行令　規則：都市再生特別措置法施行規則

1. 総論

1-1. はじめに

Ⅰ.「都市再生」の意義

- 都市再生特別措置法における「都市の再生」とは、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることを指します。
- 都市は、人々の生活や経済活動等の場を提供する我が国の活力の源泉であり、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進していくことは、国民生活の向上や経済の活性化等の観点から重要となっています。

Ⅱ.「都市再生」をめぐる状況

- 従来、まちづくりは行政が中心となって担ってきました。しかし、近年、市民・企業・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組が活発になってきており、まちづくりの新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。
- 一方、人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大等により、行政の財政状況はひっ迫しつつあることから、民間による自主的な取組の公的な側面に着目し、こうした取組を促進することが重要となっています。
- 平成23年4月に都市再生特別措置法が改正され、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度等ができました。これにより、民間主体にとってはまちづくりの取組を展開しやすくなり、行政にとっては民間主体の取組によるにぎわいの創出や公共施設等の整備・管理の負担軽減が期待されます。

都市基盤や公有地等の民間の収益活動等への開放（H23～）

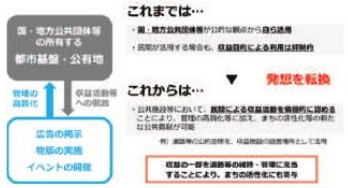

- また、「都市再生」をめぐる状況は変化しており、近年もいくつかの法改正がなされています。

■平成30年の法改正

- 多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じています。
- こうした課題に対応し、市町村が所有権にこだわらず低未利用地をコーディネートできる制度、空き地や空き家等を共同施設（コモンズ）として活用できる制度等が新設されました。

■令和2年の法改正（施行：令和2年9月7日）

- 現在、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念されており、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することが求められています。
- この点、一部の地域では、車道の一部広場化や店舗軒先のオープンスペース化など、ゆとりのある歩行者空間や、歩道と一体になった居心地の良い空間の創出により、人々の交流・滞在が促進され、まちににぎわいが生まれた事例も見られるところです。まちなかに多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成することが、まちの魅力向上に有効であると考えられます。
- このような背景から、法律の一部改正により、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた各種制度が新設されました。

市町村等による歩行者滞在空間の創出
（街路の広場化等）

［予算］交付金等による支援

イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応（☞P.23）

民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置（☞P.95）

民間事業者による民間部分のオープンスペース化
や建物低層部のオープン化等

［税制］固定資産税の軽減（☞P.87）
［予算］補助金による支援（☞P.124）

［金融］低利貸付による支援（☞P.110）

駐車場の出入口の設置を制限（☞P.104）
（メインストリートではなく裏の通りに駐車場の出入口を設置）

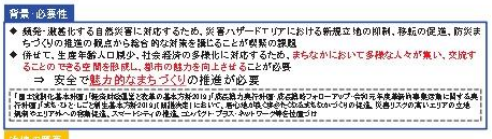

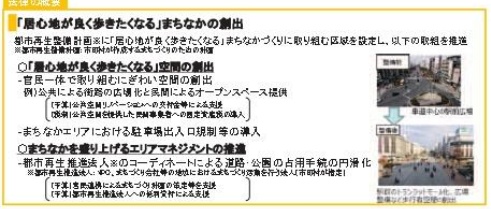

参考：官民連携まちづくりポータルサイト

- この手引きの内容は国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」に掲載されています。
  https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

Ⅲ.都市再生の施策の経緯

都市再生特別措置法の制定

平成 14 年に都市再生特別措置法を制定。政令で指定した都市再生緊急整備地域に対して以下の支援措置を創設。

- 都市再生特別地区
- 民間都市再生事業計画の認定制度による金融支援（出資・社債等取得、債務保証、無利子貸付）、税制特例措置（平成 15 年～） 等

背景

- バブル崩壊以後、地価の下落に歯止めがかからない状況
- 少子高齢化、情報化等の進展に伴い、社会・経済環境の変化による、産業構造転換の必要性
- 災害に対する脆弱性、断片的な国土利用、慢性的な交通渋滞等、大都市における負の遺産の存在

その後の改正経緯等

平成 16 年　まちづくり交付金制度の創設
平成 17 年　まちづくり交付金のエリアを対象とした民間都市再生整備事業計画の認定制度による金融支援・税制特例の創設
平成 19 年　都市再生整備推進法人の指定制度の創設、民間都市再生事業計画の認定申請期限の 5 年延長
平成 21 年　歩行者ネットワーク協定制度の創設
平成 23 年　国際競争力強化を図るための特定都市再生緊急整備地域制度・都市利便増進協定制度の創設、大臣認定の前倒し延長、道路占用許可特例制度の創設
平成 24 年　防災機能の向上を図るための都市再生安全確保計画・都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設
平成 26 年　市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するための立地適正化計画に関する制度の創設
平成 28 年　民間都市再生事業計画の認定申請期限の 5 年延長、都市公園の占用許可特例制度・低未利用土地利用促進協定制度の創設
平成 30 年　立地誘導促進施設協定制度・低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設、都市再生推進法人の業務の追加
令和　2 年　「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため滞在快適性等向上区域と区域指定に伴う一体型滞在快適性等向上事業等の創設、
立地適正化計画に基づく事業に対して支援を行う都市構造再編集中支援事業の創設　等

1-2. 官民連携まちづくりのプラットフォーム（都市再生整備計画の活用）

Ⅰ.まちづくりの悩みに応える「都市再生特別措置法」

- 以前の都市再生整備計画は、主として市町村を中心とした、旧まちづくり交付金（※）を活用して行うまちづくりを推進するための計画でした。
- 平成 23 年の法改正により「官民連携によるまちの整備・管理のための計画」として、交付対象事業だけでなく民間主体によるまちづくりの推進を図る活動（＝以下「官民連携まちづくりの取組」といいます）も記載できるようになりました。
- なお、都市再生整備計画は、交付対象事業を記載せずに、官民連携まちづくりの取組のみを計画事項として策定することもできます。
- 都市再生整備計画に記載することにより、この手引きで紹介する道路占用許可の特例、河川敷地占用許可、都市公園占用許可の特例、都市利便増進協定、都市再生（整備）歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定といった制度を活用した、「官民連携まちづくりの取組」が可能となります。
- また、都市再生整備計画の中で「滞在快適性等向上区域（通称：まちなかウォーカブル区域）」を指定することで、区域内における「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりの取組（後述）に対して、さらなるメリットを受けられるようになります。

※平成 16 年度に創設した「まちづくり交付金」は、平成 22 年度において社会資本整備総合交付金に統合され、基幹事業の 1 つである「都市再生整備計画事業」として位置付けられています。

- 下の図のように、都市再生整備計画の中に「滞在快適性等向上区域」を指定すると、さらに受けられる各種支援制度があります（☞P15）

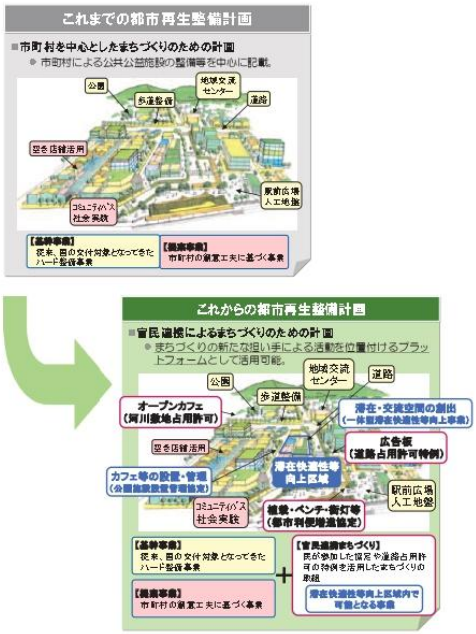

Ⅱ.都市再生整備計画を活用した官民連携まちづくりの全体像

- 都市再生整備計画に記載することで利用可能となる官民連携まちづくり支援制度の全体イメージを、以下に示します。

※1 道路、河川、都市公園の占用が規制緩和されます。（☞P33）
※2 にぎわいを創出する施設や土地・建物等を活用するための協定制度を利用できます。（☞P.84）
※3 都市再生整備計画の中で、「滞在快適性等向上区域」を設定すると、さらに利用できる幅広な支援等があります。（☞P.80）

2. 都市再生整備計画

2-1. 都市再生整備計画（法第 46 条） H23-

Ⅰ.都市再生整備計画とは

- 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象に、市町村が「当該公共公益施設の整備等に関する計画」（都市再生整備計画）を作成することができます。
- 計画内容：区域、まちづくりの目標、目標を達成するために必要な事業・計画期間　等
- 都市再生整備計画により、市町村の取組を支援（交付金等）するとともに、計画への位置付けをきっかけとした、民間の取組を促進します。
- 都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく公表する必要があります。
- 令和 2 年の法改正により、複数の市町村が共同して作成できるようになりました。

参考：都市再生整備計画に官民連携まちづくりの取組を記載するための様式について

- 都市再生整備計画に官民連携まちづくりの取組を記載する場合、下記 URL からファイルをダウンロードしてご活用ください。
  https://www.mlit.go.jp/toshi/common/001221411.xlsx　（令和 2 年 9 月現在）
  ※4 ページで紹介している国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」にも本ファイルへのリンク（「都市再生整備計画記載例」）がありますので、併せてご確認ください。

Ⅱ.都市再生整備計画に記載する内容

- 都市再生整備計画に記載する事項は、以下のように、活用する協定や制度によって様々です。

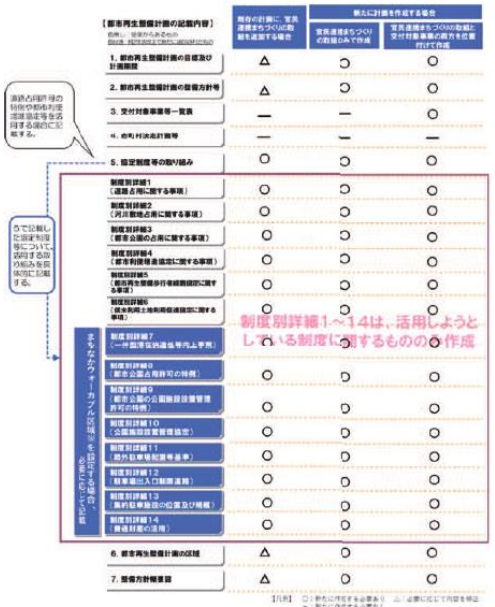

※「滞在快適性等向上区域」は、以下この手引きでは「まちなかウォーカブル区域（通称）」といいます。また、「一体型滞在快適性等向上事業」は、「一体型ウォーカブル事業（通称）」といいます。

Ⅲ.都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案

- 都市再生整備計画を策定するのは市町村ですが、都市再生推進法人は市町村に対して、自らの業務を行うために必要な計画の作成または変更を提案することができます。その際には、計画の素案を提出する必要があります。
- 令和 2 年の法改正に伴い、一体型ウォーカブル事業の実施主体又は実施しようとする者も計画を提案することができるようになりました。(☞P25)
- 市町村は、提案が行われたときは遅滞無く、提案を踏まえて計画を作成又は変更する必要があるかどうかを判断し、必要があると認められるときはその案を作成しなければなりません。
- 市町村は、都市再生整備計画が策定されていない場合には、新たに策定することになります。（この場合には、官民連携まちづくりの取組のみを計画事項とする計画を作成することも可能です。）また、既存の都市再生整備計画がある場合には、その計画を変更（官民連携まちづくりの取組に関する計画事項を追加）することになります。

Ⅳ.都市再生整備計画の作成プロセス

参考：都市再生整備計画の計画期間について

- 都市再生整備計画事業の交付期間は「3～5 年」ですが、必ずしも計画期間と交付金の交付期間が同一である必要はなく、計画期間は協定制度等を活用する期間を勘案し、地域の実情に応じて柔軟に定めることが可能です。
- まちづくりは一朝一夕で実現するものではなく、関係者がゴールを共有しつつ、じっくり進めていくことが肝心です。一方、まちづくりが進むにつれて、新たな事業や取組が求められるようにもなります。そこで、長期的にまちづくりの目標を定めた上で、都市再生整備計画事業の取組内容は適宜見直し、更新していく、といった運用も考えられます。

※都市再生整備計画の作成にあたっては、国土交通省都市局まちづくり推進課・市街地整備課もしくは管轄の地方整備局等へ、お気軽にご相談ください。（相談窓口は巻末参照）

2-2. 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）

（法第 46 条第 2 項） R2-

Ⅰ.滞在快適性等向上区域とは

- 「滞在快適性等向上区域」は、都市再生整備計画の中で市町村が指定する区域です。（通称：「まちなかウォーカブル区域」です。この手引きでは、「まちなかウォーカブル区域」といいます。）
- 令和 2 年の法改正で、まちなかにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、歩道の拡幅、都市公園に交流拠点の整備、建物低層部のガラス張り化するなど、その区域の快適性・魅力向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されました。
- 区域内では、観光客やオフィスワーカー、高齢者や障害者の方々、若者や子育て世代など、まちに住み、又は訪れる様々な人々が満足できるような「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを目指します。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのイメージ

- 具体的な区域の設定は、地域の規模や実情に応じて異なりますが、例えば、駅前や商店街など人が集まるまちなかについて、人々が歩いて広場、店舗などの様々な交流・滞在施設に立ち寄ることが想定される、1ｋｍ程度の歩ける範囲のエリアを設定することが考えられます。
- 各市町村におかれては、制度の趣旨を踏まえ、公共施設の管理者や公共交通事業者、公共空間を活用する民間事業者など、地域の様々な関係者の意見を聴き、目指すべきまちのビジョンを共有しながら、その地域の実情を踏まえてまちなかウォーカブル区域を設定することが必要です。
- 一つの都市再生整備計画区域内に、複数のまちなかウォーカブル区域を設定することも可能です。

参考：「滞在の快適性等の向上」とは

令和 2 年に「居心地が良く歩きたくなる」空間形成に向けた法改正を行いましたが、この「居心地が良く歩きたくなる」という概念は、法では「滞在の快適性等の向上」という言葉で定義しています。 具体的には、「滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する都市公園の整備、良好な景観の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞在の快適性及び魅力の向上」と定めています。（法第 46 条第 2 項第 5 号）

まちなかウォーカブル区域の設定範囲のイメージ

参考：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に当たって、必要に応じて配慮すべき点

- 地域における官民の関係者とのビジョンの共有、公共施設・公共交通や自動車交通の実態等を勘案した交流・滞在空間の形成
- 必要に応じて関係団体等の意見を聴くなど、バリアフリーの観点への配慮、事業区域周辺の住民に十分配慮した上で、生活に不便を生じさせないようにすること
- まちなかエリアの公共交通の充実を図るための地域公共交通計画との連携
- 関係する公共施設管理者・都道府県公安委員会との事前の連絡調整や連携
- 大規模な施設整備から小規模な取組まで地域の実情に応じた取組の選択、地域の伝統・文化等資源の活用検討など特性に応じたまちづくりの推進
- 車道の一部歩道化などハード整備のみならず、オープンカフェ設置など、にぎわい創出のためのソフトの取組との併用
- 市町村内の観光・福祉・交通部局などとの必要に応じた庁内連携
- 歩行者利便増進道路制度（☞P.119）の活用の検討
- ゆとりある交流・滞在空間等を、新型コロナウィルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための活用の検討

Ⅱ.滞在快適性等向上区域の指定により活用可能となる制度

- 「まちなかウォーカブル区域」に指定された区域内では、一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォーカブル事業）をはじめ、以下に示す事業等を活用することができます。

- ■ 一体型ウォーカブル事業 ☞P.80
- ■ 都市公園法の特例等
  - 看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例 ☞P.89
  - 公園施設の設置管理許可の特例 ☞P.93
  - 公園施設設置管理協定制度 ☞P.95
- ■ 駐車場法の特例等
  - 特定路外駐車場の届出制度 ☞P.102
  - 路外駐車場出入口の設置制限 ☞P.104
  - 附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限 ☞P.107
- ■ 普通財産の活用 ☞P.110
- ■ 都市再生推進法人を経由した道路の占用等の許可の申請手続 ☞P.23
- ■ 都市再生推進法人による交流・滞在空間の充実化に対する金融支援の活用 ☞P.125

3．都市再生推進法人等

3-1. 都市再生推進法人（法第 118 条～第 123 条） H19-

Ⅰ.都市再生推進法人とは

- 都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村長が指定するものを言います。
- まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。
- 都市再生推進法人には、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されます。
- 都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画、景観計画の案を、市町村に提案することができます。

■都市再生推進法人の主な業務（法第 119 条）

- 都市再生推進法人は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域や、立地適正化計画の区域において、以下の業務（一部の業務でも可能）を行います。

都市再生推進法人の業務（法第 119 条）

（1） 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
（2） 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う NPO 法人等に対する助成
（3） 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
（4） 事業用地の取得、管理、譲渡
（5） 公共施設、駐車場、駐輪場の管理
（6） 緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の管理
（7） 公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上公園施設の整備及び管理
（8） 都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理
（9） 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
（10） 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理等
（11） 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
（12） 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る申請の経由事務
（13） 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
（14） 都市の再生に関する調査研究
（15） 都市の再生に関する普及啓発
（16） その他の都市の再生に必要な業務

■ 都市再生推進法人の業務の追加（令和２年改正都市再生特別措置法）

- 都市再生推進法人は、地域のまちづくりの中核的な存在として、エリアの魅力・活力を高めるためのエリアマネジメント活動（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待される。
- このため、エリアマネジメント活動を都市再生推進法人の業務として明確に位置付け、都市再生推進法人によるまちづくり活動のさらなる推進を図るため、以下の業務等が新たに追加された。
  - 公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性等向上公園施設（カフェ・売店等）の設置・管理等
  - 跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等
  - まちなかウォーカブル区域における道路・都市公園の占用許可等の申請手続の経由事務及びサポート

■ 都市再生推進法人の要件

- 都市再生推進法人になることができるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO 法人、まちづくり会社です。

※民間まちづくり活動の成熟化・ノウハウの蓄積に伴い、近年では市町村の出資を受けない民間まちづくり会社の発意による多様なまちづくり活動が広がってきています。こうしたまちづくり会社についても、都市再生推進法人として指定できるよう、平成 28 年度より、都市再生推進法人に指定する際の「まちづくり会社」への市町村の出資要件は撤廃されました。
「まちづくり会社」とは、まちづくりの推進を図ることを目的として設立される公共性が高い会社のことを指します。

■ 都市再生推進法人の指定要件の緩和（平成 28 年改正都市再生特別措置法）

- 地方都市を中心として近年まちなかのにぎわいが失われていることや地方公共団体が財政難に直面していること等を背景に、民間まちづくり団体がまちづくり行政を補完する必要性が高まっており、より広くまちづくり活動をまちづくり会社に補完してもらう必要がある。
- そこで、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社を都市再生推進法人として指定する際に求められる「政令で定める要件（株式会社にあっては総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が 100 分の３以上であること、持分会社にあってはその社員のうちに市町村があること。）」を撤廃することで、まちづくり会社によるまちづくり行政の補完を推進する。

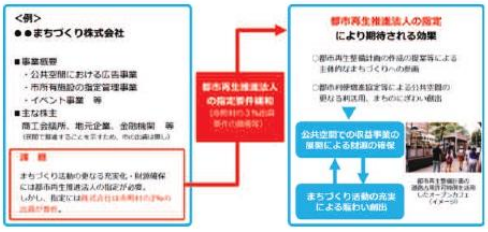

■ 市町村長による指定

- 市町村長は、上記の要件に該当するものであって、業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人として指定することができます。

II.都市再生推進法人のメリット

① まちづくりの担い手として、公的位置付けを付与されることで、まちづくりの円滑化を図ることができる。

- 行政と地元のパイプ役となり、地元商店街やまちづくり団体との連携が図られます。
- 社会実験を実施する際、商店街や自治会への説明がスムーズに進み、地元合意が得やすくなります。

② 市町村に対する都市再生整備計画及び景観計画（※）の提案が可能。

- 提案に基づいて、都市再生整備計画が策定されることで、地元と行政との合意形成が図りやすくなります。
- 提案による都市再生整備計画を地区のまちづくり指針とすることで、官民の地区の将来に関する認識共通がスピーディになります。

※都市再生推進法人は、まちなかウォーカブル区域内について、特例により景観計画（景観法第 8 条第 1 項）の提案をすることができます。（法第 62 条の 14）通常の景観計画を提案する場合は、原則として 0.5 ヘクタール以上という規模要件がありますが、本特例では、まちなかウォーカブル区域でのきめ細かい景観形成を行えるよう、このような規模要件はありません。

③ 都市利便増進協定等を活用してにぎわい創出などの効果を生むことができます。

- 社会実験として賑いの場を整備し、滞在時間の増加を図ることができます。
- 商業店舗や民間団体との連携によるポケットパークや市道といった公共空間を活用して、継続的な賑わいを創出することができます。
- 公共空間に誘致したテナントの収益の一部を、草花の維持費に充当することで、快適性や居心地の良い空間となり、人々が行き交うにぎわいを創出できます。

実施する事業イメージ

- オープンカフェ
- 自転車共同利用事業
- 広告塔等の整備管理
- まちなか美化清掃活動
- 歩行者天国等でのイベント開催

オープンカフェ

III.都市再生推進法人の指定の手続き

- 都市再生推進法人の指定は、申請を受けた市町村長の裁量で行います。具体的には、以下のような手続きが想定されます。

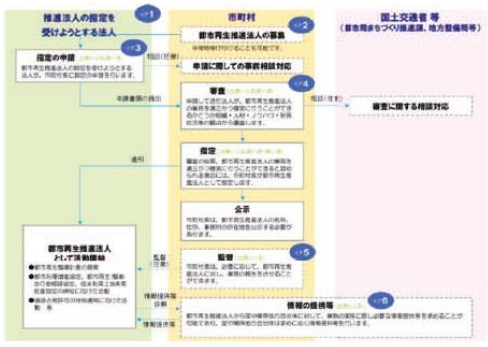

☞1 都市再生推進法人を申請できる法人の要件

- 都市再生推進法人を申請できるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、特定非営利活動法人（NPO 法人）、まちづくり会社です。

☞2 都市再生推進法人の募集方法

- 都市再生推進法人の募集方法は、市町村が決めることができます。
- 常時申請を受け付けその都度審査する方法や、広報等で申請期限を定めて公募する方法等が考えられます。

☞3 都市再生推進法人の申請に必要な書類

- 申請書類の様式や内容は、市町村が独自に定めることができます。

- 申請書類は☞4で示す基準に照らして審査するために必要な情報が得られることが必要です。具体的には、以下のような書類が考えられます。

《申請書に添付する書類の例》
- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 組織図及び事務分担を記載した書面
- 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- これまでのまちづくり活動の実績を記載した書面

※会報、パンフレット、議事録等でも可
- 都市再生特別措置法第 119 条に規定する業務（の一部）に関する計画書

※必要に応じて図面を添付
※関係する行政機関や民間団体等と既に連携・調整を図っていれば、その状況を記載

☞4 都市再生推進法人の審査基準

- 都市再生推進法人の審査基準は、市町村が独自に定めることができます。要綱・要領として定めることも考えられます。
- 市町村長は、都市再生推進法人になろうとする法人が、当該法人が行おうとする業務を適正かつ確実に行えるかどうかを審査する必要があります。

《審査基準の例》

【法人の活動目的・活動内容について】
- 不特定多数の利益を目的として活動を行う法人であること
- まちづくりの推進を活動目的としていること

【法人の活動実績について】
- 過去に、都市再生推進法人を申請する組織またはその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること

【法人の組織形態・運営体制について】
- 当該市町村内に事務所を有し、当該市町村内で活動を行っていること（当該市町村外を活動範囲に含んでいても構わない）
- 都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うために、
  - ✓ 必要な組織体制や人員体制を備えていること
  - ✓ 必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること
  - ✓ 関係する行政機関や民間団体等と既に十分な連携を図っていること、あるいはこの先図ることができると認められること

☞5 都市再生推進法人の監督（法第 121 条）

- 市町村長は、必要に応じて、都市再生推進法人に対し、業務の報告をさせることができます。
- 市町村長は、都市再生推進法人が、必要な業務を適正かつ確実に実施していないと認める場合には業務改善命令を出すことができます。また、命令に違反した場合には、都市再生推進法人の指定を取り消すことも可能です。

☞6 都市再生推進法人に対する情報提供等（法第 123 条）

- 都市再生推進法人から国や関係地方自治体に対して必要に応じて、業務の実施に際し必要な情報提供等を求めることが可能であり、国や関係地方自治体は求めに応じ情報提供等を行います。

参考：都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の「作成例」について
- 都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を作成する場合、下記 URL から作成例をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
  https://www.mlit.go.jp/toshi/common/000205040.pdf （令和 2 年 9 月現在）

事務取扱要綱の事例として、指定の基準を市区町村に所在がある法人に限っているものや、活動目的や実績の詳細を定めているもの、「改善命令」・「指定の取り消し」の項目を定めているものもあります。

※4 ページで紹介している国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」にも本ファイルへのリンク（「都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（例）」）がありますので、併せてご確認ください。

参考：都市再生推進法人の指定に要した期間

出典：国土交通省アンケート　平成 30 年 1 月実施/回答数 16 自治体

参考：都市再生推進法人の活用が考えられる情報
- 人流データ・通行量
- 自治体が実施したアンケート調査結果
- 地形図
- 地下埋設物資料　等

Ⅳ.都市再生推進法人を経由した道路占用等の許可の申請手続（法第 62 条の 8 関係）

R2-

■ 制度の背景・目的
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に当たっては、道路、公園などの公共空間を活用してにぎわいを創出するため、多くの出店者が参加するイベントを開催することなどが考えられますが、この際、行政手続に不慣れな出店者などにとっては、道路・公園の占用許可や道路の使用許可を申請するための書類の作成や施設管理者等との調整が負担となる場合があります。
- こうした問題に対応し、スムーズに申請手続きができるよう、市町村が指定するまちづくり活動の中核的な担い手である都市再生推進法人を経由して占用許可等の申請書を提出することができる規定を設けました。

イベントのイメージ例

まちなかキッズステージ（㈱）合同資産活性化センター

グランドプラザ　（㈱）品川駅前プラザ

■ 制度の概要
- 「まちなかウォーカブル区域」における道路や都市公園の占用許可及び道路の使用許可の申請について、都市再生推進法人を経由して、道路管理者などの施設管理者へ申請書を提出することができます。
- 都市再生推進法人は申請に対する助言、情報提供といった申請手続きのサポートを行うことができます。
- 占用・使用主体はあくまでイベント出店者等です。
- 経由事務を行う都市再生推進法人は、イベントの全体像を把握するとともに、施設管理者と緊密に連携して、出店者等に対して必要なサポートを行うことが期待されます。

■ 制度活用のメリット
- 施設管理者に事前説明をする場合、出店者等と共に都市再生推進法人が立ち会うことで、協議が円滑になります。
- 申請書の記載方法や記載内容をアドバイス（例：同一イベントに複数の出店者がおり、各申請書に共通する記載事項がある場合に、記載内容をアドバイス）することで、出店者等の負担が軽減され、積極的な活動が期待されます。

先行事例：丸の内仲通り（東京都千代田区）
- エリアマネジメント団体が、イベント開催時における複数の出店等のための道路占用・使用許可の申請書類をまとめて提出。申請書の作成等の手続もサポート。

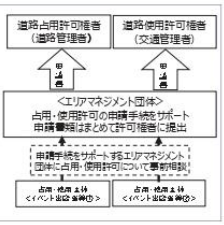

■ 許可権者による市町村への監督要請
- 都市再生推進法人を経由した占用許可等の申請を行う場合、都市再生推進法人が許可権者に提出しなければならない書類を滞留させるなど、適切に業務が行われていないときは、道路管理者や交通管理者等の許可権者は、市町村に対して、都市再生推進法人への必要な監督（例：報告を求める）を行うよう要請することができます。

■ 都市再生推進法人を経由した河川、港湾等の占用手続きについて
- 河川区域内の土地の占用、港湾隣接地域内の土地の占用許可申請手続きにつきましても、都市再生推進法人による申請書の経由事務、助言・情報提供といったサポートは、地域の判断によって可能となります。

参考：道路占用許可等の申請手続の比較

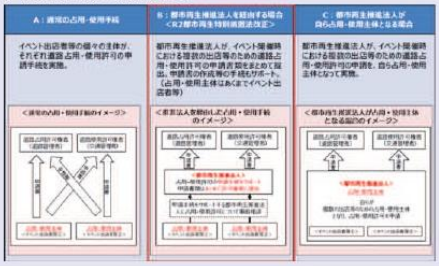

3-2. 一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）の実施主体

（法第 46 条第 3 項第 2 号、法第 46 条第 4 項第 2 号、第 46 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 46 条の 5～第 46 条の 8）**R2-**

Ⅰ.一体型滞在快適性等向上事業の実施主体とは

- 一体型快適性等向上事業の実施主体とは、滞在快適性等向上区域（通称：まちなかウォーカブル区域）（☞P.13）内において、一体型滞在快適性等向上事業（通称：「一体型ウォーカブル事業」です。この手引きでは「一体型ウォーカブル事業」といいます。）（☞P.80）を実施する民間事業者等です。

※この場合の民間事業者等とは、まちなかウォーカブル区域内の一団の土地の所有者、借地権等を有する者、建築物の所有者、賃借権者等を指します。

- 一体型ウォーカブル事業とは、市町村が実施する取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業（具体的には、民地の広場化、建物低層部をガラス張り化、店舗の軒先を休憩スペースとして開放等）です。
- 一体型ウォーカブル事業については、本手引きの☞p.80 をご参照ください。

Ⅱ.一体型滞在快適性等向上事業の実施主体のメリット

- 一体型ウォーカブル事業の実施主体は、事業実施に伴い以下の制度を活用することができます。

活用できる制度	制度の概要	参照ページ
都市利便増進協定の締結	一体型ウォーカブル事業の実施のために必要があるときは、都市利便増進協定の締結が可能となります。	☞P.64
看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例	イベントなど地域の催しに関する情報を提供する看板又は広告塔について、都市公園に設置することが可能になります。	☞P.89
公園施設設置管理協定制度	都市公園内に公園管理者との協定に基づきカフェ、売店等の設置を行う場合、設置管理許可期間の延長や建蔽率の上限緩和が可能になります。	☞P.95
普通財産の活用	市町村が所有する普通財産を、まちづくり活動のために有効に活用できるよう、普通財産の安価な貸付等が可能になります。	☞P.110
都市再生整備計画及び景観計画の提案	都市再生推進法人に指定されていなくても、市町村に対し、都市再生整備計画及び景観計画の作成等の提案を行うことが可能になります。 都市再生整備計画については、一体型ウォーカブル事業の実施主体に加えて、実施しようとする者も提案することが可能です。	☞P.11

3-3. 都市再生推進法人等が活用できる制度一覧

- 都市再生推進法人及び一体型ウォーカブル事業の実施主体が活用できる制度は、下記の通りです。

※ 一体型事業者：一体型ウォーカブル事業の実施主体

① 計画の提案（都市再生特別措置法）

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者
都市再生整備計画の作成等の提案	都市再生推進法人又は一体型事業者は、都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができる。（☞P.11）	○	○
都市計画の決定等の提案	都市再生推進法人は、自らの業務として公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の変更を市町村に提案することができる。	○	-
まちなかウォーカブル区域内における景観計画の作成等の提案	都市再生推進法人又は一体型事業者は、まちなかウォーカブル区域内において、景観計画の作成や変更を景観行政団体に提案することができる。	○	○

② 協定への参画（都市再生特別措置法）

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者
公園施設設置管理協定への参画	都市再生推進法人又は一体型事業者は、まちなかウォーカブル区域内の都市公園において、滞在快適性等向上公園施設（まちなかの滞在の快適性等の向上や公園の利便増進に資する公園施設）の設置・管理や、園路、広場等の整備等のための協定（通称：都市公園リノベーション協定）を公園管理者と締結することができる。協定締結により、新たに設置されるカフェ、売店等の建蔽率の上限の緩和など都市公園法の特例措置を受けることができる。（☞P.95）	○	○
都市利便増進協定への参画	都市再生推進法人又は一体型事業者は、都市再生整備計画に記載された区域内の土地所有者等とともに、都市利便増進施設の一体的な整備等に関する協定を締結することができる。（☞P.64）	○	○
低未利用土地利用促進協定への参画	都市再生推進法人は、低未利用土地の所有者等と協定を締結して、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備等を行うことができる。（☞P.75）	○	-
跡地等管理等協定への参画	都市再生推進法人は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内で跡地の所有者等と跡地等管理等協定を締結して、当該跡地等の管理、当該跡地等における跡地等の整備等を行うことができる。	○	-

③ 計画の提案、協定への参画以外の都市再生特別措置法に基づく特例

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者
看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例	一体型事業者は、まちなかウォーカブル区域内の都市公園において、地域の催しに関する情報を提供する看板等を設置することができる（清掃等を行うことが必要）。（☞P.89）	（一体型事業者になれる旨明記）	○
普通財産の活用	都市再生推進法人又は一体型事業者は、まちなかウォーカブル区域内において、都市再生整備計画に基づき普通財産の安価な貸付などを受けることができる（清掃等が必要）。（☞P.110）	○	○
道路の占用等の許可の申請手続	都市再生推進法人は、まちなかウォーカブル区域内における道路や都市公園の占用許可等について、申請手続の窓口事務及びサポートを行うことができる。（☞P.23）	○	-
誘導施設に係る都市再開発法の特例	都市再生推進法人は、立地適正化計画に位置付けられた誘導施設を整備する場合、公募によることなく保留床等を取得することができる。	○	-
市町村都市再生協議会の組織	都市再生推進法人は、都市再生整備計画・立地適正化計画の作成や実施に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。（☞P.31）	○	-
市町村や国等による支援	都市再生推進法人は、国及び市町村並びに民間都市開発推進機構から、情報の提供や助言等を受けることができる。	○	-

④ 税制特例

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者
ウォーカブル推進税制	一体型事業者は、まちなかウォーカブル区域内において、市町村による公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部の可視化を実施した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置（5 年間課税標準額を 1/2）を受けることができる。（☞P.87）	（一体型事業者になれる旨明記）	○
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	都市再生推進法人（公益社団法人・公益財団法人であって、法人解散時にその残余財産が地方公共団体等に帰属することとされているものに限る。）が行う立地適正化計画又は都市再生整備計画に基づく都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用等に関する事業等のために土地等を譲渡した場合、土地所有者等は、税制特例（軽減税率、1500 万円特別控除）を受けることができる。（☞P.29）	○	-

⑤ 財政支援

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者
官民連携都市再生推進事業の活用	都市再生推進法人は、エリアプラットフォームの構成員となってまちづくり活動の社会実験等（道路上でのオープンカフェの設置や低未利用地を活用した休憩スペースの創出等）を行う場合、その実施費用の補助を受けることができる。（☞P.122）	○	-
都市安全確保促進事業の活用	都市再生推進法人は、都市再生緊急整備地域における都市安全確保計画又は主要駅周辺等におけるエリア防災計画の素案の作成を行う場合、作成費の補助を受けることができる。	○	-
都市・地域交通戦略推進事業の活用	都市再生推進法人は、都市・地域総合交通戦略や立地適正化計画等に基づき、自由通路、駐車場等の公共的空間等を整備する事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。	○	-
都市再開発支援事業の活用	都市再生推進法人は、エリアマネジメント活動を行う組織体制の構築、エリアのプロモーション活動の実施など、市街地再開発事業完了後の持続的なエリア価値向上のためのまちづくり活動を行う場合、活動費の補助を受けることができる。	○	-
都市環境維持・改善事業資金（エリアマネジメント融資）の活用	都市再生推進法人は、地域住民や来訪者のための交流施設の整備、空き地・空き店舗の活用など、エリアマネジメントを目的とする事業を行う場合、無利子貸付を受けることができる。	○	-
まちづくりファンド支援事業（民都機構による支援）の活用	都市再生推進法人は、クラウドファンディングを活用して行われる住民等によるまちづくり事業に対して助成等を行う「まちづくりファンド（クラウドファンディング活用型）」を組成する場合、民間都市開発推進機構による資金拠出を受けることができる。	○	-
交流・滞在空間の充実化に対する金融支援（民都機構による支援）の活用	都市再生推進法人は、ベンチの設置や緑豊等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業を行う場合、民間都市開発推進機構による低利貸付を受けることができる。（☞P.125）	○	-

参考：都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置

■ 目的

- 市町村長が策定する「都市再生整備計画」や「立地適正化計画」を推進するため、これらの計画に参画する都市再生推進法人への土地等の提供に伴う税負担を軽減することで、都市再生推進法人による都市開発事業、公共施設や誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用に関する事業等の円滑な実施を促すものです。

■ 特例措置の内容

① 個人又は法人が、都市再生特別措置法第 119 条第 3 号に規定する事業（例：都市再生整備計画の区域における都市開発事業、立地適正化計画に記載された誘導施設等の整備に関する事業や低未利用地の利用又は管理に関する事業）の用に供するために、所有期間5年超の土地等を、都市再生推進法人に譲渡する場合

特例措置の内容
長期譲渡所得のうち 2,000 万円以下の部分について税率を軽減

	所得税	個人住民税	合計
本則	15%	5%	20%
特例	10%	4%	14%
軽減部分	5%	1%	6%

※法人の場合は、重課制度（長期5%）が適用除外
（ただし、重課制度は平成31年度末まで課税停止。）

② 個人又は法人が、都市再生整備計画又は立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、都市再生整備計画又は立地適正化計画区域内の土地等を、地方公共団体の管理の下に事業を行う都市再生推進法人に買い取られる場合

特例措置の内容　1,500 万円特別控除

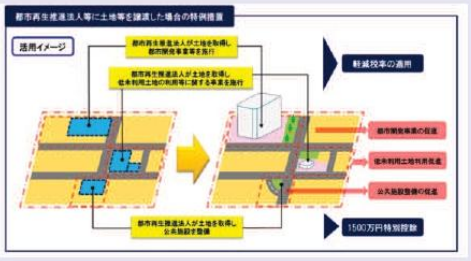

■ 特例措置を受けられるための要件

- 都市再生推進法人が、次のイ）かつロ）の要件を満たすことが必要です。

イ）公益社団法人又は公益財団法人であること

ロ）定款において、その法人が解散した場合、残余財産が地方公共団体又はその法人と類似の目的をもつ他の公益目的事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること

4. 市町村都市再生協議会 H19- （法第 117 条）

Ⅰ.市町村都市再生協議会とは

■ 市町村都市再生協議会とは

- 都市再生整備計画の作成や実施に必要な協議を行うため、市町村毎に設置することができる法定協議会です。
- 平成 26 年の法改正により、立地適正化計画の作成や実施にも活用できるようになりました。
- 多様な関係者との協議を経て立地適正化計画等を作成することにより、実効性を持った計画の作成が可能です。
- 既存の協議会を束ねて一つのものとしたり、合同開催や構成員の相互乗り入れ等による柔軟な運用も可能です。
- 令和 2 年の法改正により、市町村等の判断で様々な主体を構成員に追加できることとなりました。例えば、公共施設管理者や公安委員会、公共交通事業者を追加できるほか、バリアフリーに配慮したまちづくりを検討する場合は、高齢者団体、障害者団体や社会福祉協議会を、子育て世代に優しいまちづくりを検討する場合は青年会議所や PTA、子育て支援団体を加えるなど、地域の実情に応じて多様な者を柔軟に追加することが可能です。また、関係のある議題を扱う回のみにオブザーバーとして関係する者を招聴するといった運用も可能です。
- また、令和 2 年の法改正により、都市再生整備計画及び立地適正化計画について、複数の市町村が共同して作成できることとなったことにより、市町村都市再生協議会についても、複数の市町村が共同して組織できるようになりました。

■ 協議会の構成員

① 協議会を組織することができる者
- 市町村
- 商工会、商工会議所
- 都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、歴史的風致維持向上支援法人
- 上記法人に準ずる NPO 法人等

② 構成員に加えることができる者
- 関係都道府県、UR、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構といった公的主体
- 都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
- 関係公共交通事業者、関係公共施設管理者、関係公安委員会
- まちづくり団体や福祉・医療関係者、公共交通事業者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者その他都市再生整備計画等に関し密接な関係を有する者

③ 協議会が協力を要請することができる者
- 関係行政機関（都道府県や隣接市町村等）　その他必要な者　等

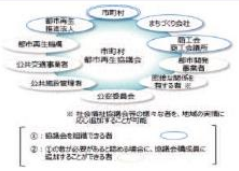

Ⅱ.制度活用のメリット

- 都市再生整備計画の作成及びその実施、同計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理について、関係者間での協議を円滑に進めることが可能となります。
- 市町村都市再生協議会は、都市再生整備計画に位置付けられた事業を実施する場合、市町村と同様に、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）による支援を受けることができます【直接補助】。また、都市再生整備計画に位置づけられた事業のうち、立地適正化計画の目標に適合する事業に対しては、都市構造再編集中支援事業による予算支援制度があります【個別支援制度】。

Ⅲ.設置事例

田名部まちなか再生協議会（青森県むつ市）
- 設置日：平成 24 年 7 月 13 日
- 構成員：むつ市、特定非営利活動法人、商店街振興組合、商工会議所、民生委員児童委員協議会、青年会議所、自治会

参考：市町村都市再生協議会規約の作成例について
- 市町村都市再生協議会規約を作成する場合、下記 URL から記載例をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
  https://www.mlit.go.jp/toshi/common/000205044.pdf　（令和 2 年 9 月現在）
  ※4 ページで紹介している国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」にも本ファイルへのリンク（「市町村都市再生協議会規約（例）」）がありますので、併せてご確認ください。

5. 道路占用許可の特例、河川敷地占用許可制度、都市公園占用許可の特例

5-1. 道路占用許可特例制度 H23-
(法第 46 条第 10・11 項　法第 62 条)

Ⅰ.制度の背景・目的

- 全国の都市では、まちの利便性を高めるための施設や設備の設置、まちのにぎわいを創出するためのイベントの開催等に際して、建物が建て込んでいて民地内で道地の確保が困難なケースが多く、道路等の公共空間を活用したいとのニーズが高まりつつあります。
- こうしたニーズを受けて、これまでも通知等で、道路占用許可の運用の弾力化が図られてきました。

> - 食事施設等は原則として道路占用許可の対象ではありませんでしたが、平成 17 年 3 月の通知により、「地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組む路上イベント」に伴うオープンカフェの設置が認められました。
> ※国土交通省道路局長通知「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（国道利第 28 号、平成 17 年 3 月 17 日）
> - 平成 18 年 11 月の通知により、放置自転車対策として道路管理者が設置する自転車駐車器具の占用が認められました。
> ※国土交通省道路局長通知「道路法施行令の一部改正について」（国道利第 31 号、平成 18 年 11 月 15 日）。
> - 平成 20 年 3 月の通知により、「地域における公共的な取組み」（地域の活動主体が行う、地域の活性化やにぎわいの創出等に寄与する、営利を主目的としない活動：道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋の整備・管理、路上イベント等）の費用の確保を目的とした、既存物件に添加する広告物等の占用が認められました。
> ※国土交通省道路局長通知「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（国道利第 22 号、平成 20 年 3 月 25 日）

- 平成 23 年の法改正に伴い、市町村が、まちのにぎわい創出等のために必要であるとして都市再生整備計画に記載した施設等については、道路占用許可の基準が緩和されることになりました。

> - 個別の占用許可に際しての基準が緩和されます
> - 通常、占用許可の審査の際に課される基準のうち、「無余地性の基準」（道路外に余地が無くやむを得ない場合であること）が問われなくなります。
> - 個別の占用許可の協議・調整が円滑になります
> - これまで、占用しようとする者は、そのたびごとに関係部局に説明する必要がありました。一方、新たな制度の下では、関係部局間で調整の上、都市再生整備計画に位置づけることにより、個別の協議・調整が円滑に進むことが期待されます。

- これにより、道路空間を活用したまちづくりを推進しやすくなると考えられます。

> - 道路や地下道の空間を利用してオープンカフェを展開し、まちの回遊性・にぎわいを高めることができます。
> - 道路区域内に看板や広告塔を設置し、良好な景観の形成や風致の維持に役立てることができます。

Ⅱ.制度の概要

- 通常、道路の占用は、道路外に余地が無くやむを得ない場合にしか許可されません（道路法第 33 条第 1 項：無余地性の基準）が、市町村が、まちのにぎわい創出等のために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の要件を満たせば、占用許可にあたり「無余地性の基準」の適用が除外される道路占用許可の特例を受けることができます。

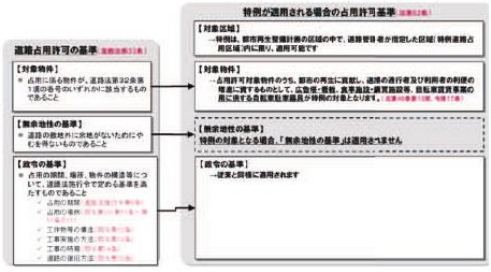

■ 特例を適用可能な施設

- 特例を適用可能な施設は、占用許可対象物件のうち、都市の再生に資献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資するものである、広告塔・看板、食事施設・購買施設等、自転車貸貸事業の用に供する自転車駐車器具の 3 種類です。

道路占用許可対象物件

(道路法第 32 条第 1 項)
- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等
- 水管、下水道管、ガス管等
- 鉄道、軌道等
- 歩廊、雪よけ等
- 地下街、地下室、通路、浄化槽等
- 露店、商品置場等
- その他政令で定めるもの
  (以下、道路法施行令第 7 条)
  - ✓ 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
  - ✓ 太陽光発電設備及び風力発電設備
  - ✓ 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
  - ✓ 工事用仮囲、足場、詰所その他の工事用施設
  - ✓ 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
  - ✓ 防火地域内で、耐火建築物の工事期間中必要となる仮設建築物
  - ✓ 市街地再開発事業、防災街区整備事業の施行区域内に居住する者で、事業施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
  - ✓ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
  - ✓ トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗等の施設
  - ✓ 都市計画法に基づく高度地区内の道路の上空に設ける店舗、倉庫など
  - ✓ 応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
  - ✓ 道路の区域内の地面に設ける自転車、原動機付自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具
  - ✓ 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所
  - ✓ 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設などで、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

このうち、都市の再生に資献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資するものとして、以下が特例の対象となります。(法第 46 条第 10 項、令第 17 条)

①広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
　※道路を通行する際に一般に派生する需要を満たすものは、幅広く対象になります。例えば、オープンカフェ、小規模売店、案内所、休憩所などが想定されます。
③自転車駐車器具で自転車を貸貸する事業の用に供するもの

【注】　無余地性の基準が除外されるのは上記施設に限られます。
上記以外の施設については従来通り無余地性の基準が適用されますが、ベンチ、花壇、街灯など従来から道路区域内で道路占用許可を得て設置することが可能な物件については、にぎわい創出のために必要な施設として、別途道路占用許可を申請した上で設置することは可能です。
(路政方針改定等)

■「政令の基準」とは

①広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（景観形成広告塔等）の場合

方針	H23 占用物件許可基準	・特例道路占用区域内に設けられるものであること（第1-1-(1)） ・道路交通環境が相当程度向上することが想定されること（第1-1-(2)）
占用の場所	H23 占用物件許可基準	・歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること【令第21条第1号で規定】（第1-2-(1)） ・自転車歩行者道：交通量が多い道路は4m以上、その他の道路は3m以上（道路構造令第10の2　第2項） ・歩道：交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路には2m以上（道路構造令第11条第3項） ・広告塔の地面に接する部分は車道以外の道路の部分（第1-2-(1)） ・原則として交差点等の地上に設けないこと（第1-2-(2)） ・道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること（第1-2-(3)） ・道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占用者が安全と認めた場所であること（第1-2-(4)） ・近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること（第1-2-(5)） ・特例を受ける場合、「③S44広告物等占用許可基準」における下記基準は適用されない（第1-1） ・禁止場所のうち、「今後改築済となる道路の区間」及び「高架構造（横断歩道橋を含む）」（第4-(2)-(3)-イ）
占用の期間	道路法施行令 第9条	・一般占用物件は5年以内 ※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占用することができる
工事実施の方法	道路法施行令 第13条	・占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ・路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の時期	道路法施行令 第14条	・他の占用工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ・道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の復旧方法	道路法施行令 第15条	・掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ・掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと
占用施設の構造	道路法施行令 第12条	・倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること　等

	H23 占用物件許可基準	・道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること（第1-3-(1)） ・車両の運転者の視野を妨げないものであること（第1-3-(2)） ・広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること【令第21条第2号で規定】（第1-3-(3)） ・景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注意することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること（第1-3-(4)） ・広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること（第1-3-(5)） ・特例を受ける場合、「S44広告物等占用許可基準」における下記基準は適用されない（第1-1） ・設置方法に関するすべての規制（第5） ・構造色彩等のうち以下の規制 ・路上広告物等の地色は、原則として白色又は淡色に限る（第5-(2)後段） ・路上広告物等は、電光式、照明式であってはならない（第5-(3)）
	S44 広告物等占用許可基準	・構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと（第5-(2)前段） ・反射材料式でないこと（第5-(3)） ・デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めること（第5-(4)）
占用主体	H23 占用物件許可基準	・当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める（第1-4）　等
占用の許可の条件	H23 占用物件許可基準	・一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す ・広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと（第1-5-(1)） ・表示内容が、公序良俗に反するものでないこと（第1-5-(2)）

「H23 占用物件許可基準」
ー国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成23年10月20日、国道利第22号）

「S44 広告物等占用許可基準」
ー建設省道路局長通知「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日、建設省道政発第52号）

②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものの場合

方針	H23 占用物件許可基準	・特例道路占用区域内に設けられるものであること（第2-1-(1)） ・提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること（第2-1-(2)） ・道路交通環境が相当程度向上することが想定されること（第2-1-(3)）
	H23 食事施設等 占用許可基準	・地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること（2-(1)） ・販売される物品又は提供されるサービスが、道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること（2-(2)） ・広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと（2-(3)）
占用の場所	道路法施行令 第11条の7	・地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること ・歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること ・自転車歩行者道：交通量が多い道路は4m以上、その他の道路は3m以上（道路構造令第10の2　第2項） ・歩道：交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路には2m以上（道路構造令第11条第3項） ・道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること ・原則として交差点等の地上に設けないこと　等
	H23 占用物件許可基準	・道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占用者が安全と認めた場所であること（第2-2）　等
	H23食事施設等 占用許可基準	・近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること（3-(5)）
占用の期間	道路法施行令 第9条	・一般占用物件は5年以内 ※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占用することができる
工事実施の方法	道路法施行令 第13条	・占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ・路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の時期	道路法施行令 第14条	・他の占用工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ・道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の復旧方法	道路法施行令 第15条	・掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ・掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと

占用施設の構造	道路法施行令 第12条	・倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること ・必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること
	H23 食事施設等 占用許可基準	・車両の運転者の視野を妨げないものであること（4-(3)） ・食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示又は塗装しないこと（4-(4)-ア） ・食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること（4-(4)-イ）
占用主体	H23 占用物件許可基準	・当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める（第2-3）　等 ・特例を受ける場合、「②H23食事施設等占用許可基準」における下記基準は適用されない（第2-1） ・占用主体は、①地方公共団体、②地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等、③食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者に限る。②の場合、占用許可申請書に地方公共団体の意見を付すこと（5-(1)～(3)）
占用の許可の条件	H23 食事施設等占用許可基準	・一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す ・食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での呼び込み、宣伝活動等を行わないこと（6-(1)） ・食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること（6-(2)）
その他	H23 占用物件許可基準	・特例を受ける場合、「H23食事施設等占用許可基準」における下記基準は適用されない（第2-1） ・近隣の住居・店舗等の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書を、占用許可申請書に付すこと（7-(3)）

「H23 占用物件許可基準」
ー国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成23年10月20日、国道利第22号）

「H23 食事施設等占用許可基準」
ー国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日、国道利第20号）

③自転車駐車器具で自転車を貸貸する事業の用に供するものの場合

方針	H23 占用物例許可基準	・特例道路占用区域内に設けられるものであること（第 3-1-(1)） ・道路交通環境が相当程度向上することが想定されること（第 3-1-(2)） ・提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものでないこと（第 3-1-(3)）
占用の場所	道路法施行令 第 11 条の 10	・車道以外の道路の部分であること ・歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること ・自転車歩行者道：交通量が多い道路は 4m 以上、その他の道路は 3m 以上（道路構造令第 10 の 2　第 2 号） ・歩道：交通量が多い道路は 3.5m 以上、その他の道路には 2 m 以上（道路構造令第 11 条第 3 号） ・道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること ・原則として交差点等の地上に設けないこと
	H18 自転車等 占用許可基準	・近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な距離を確保できる場所であること（3-(1)-ホ）
占用の期間	道路法施行令 第 9 条	・一般占用物件は 5 年以内 ※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占用することができる
工事実施の方法	道路法施行令 第 13 条	・占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ・路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の時期	道路法施行令 第 14 条	・他の占用工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ・道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の復旧方法	道路法施行令 第 15 条	・掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ・掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと
占用施設の構造	道路法施行令 第 12 条	・倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること
	H23 占用物例許可基準	・自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないこと（第 3-2） ・やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること（第 3-2）

	H18 自転車等 占用許可基準	・固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること（4-(1)） ・構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること（4-(2)） ・車輪止め装置は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること（4-(3)） ・歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること（4-(4)） ・必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること（4-(5)） ・自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないよう、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと（4-(6)） ・駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと（4-(7)）　等
占用主体	H23 占用物例許可基準	・当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める（第 3-3） ・特例を受ける場合、「H18 自転車等占用許可基準」における下記基準は適用されない（第 3-1） ・占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に駐序する能力を有すると認められる者とする（2-(2)）等
占用の許可の条件	H18 自転車等 占用許可基準	・一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す（5-(2)） ・自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の駐序等を適切に行うこと ・自転車等駐車器具の管理を適切に行うこと ・不特定多数の者の利用に供すること ・利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること　等

「H23 占用物例許可基準」
ー国土交通省道路局長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成 23 年 10 月 20 日、国道利第 22 号）

「H18 自転車等占用許可基準」
ー国土交通省道路局長通知「道路法施行令の一部改正について」（平成 18 年 11 月 15 日、国道利第 31 号）

■ 特例の適用を受けるための要件

- 占用特例の適用を受けて道路を占用しようとする者は、道路交通環境の維持向上を図るための措置を講ずる必要があります。
  - 道路の占用により、通常の道路管理の水準を超える措置が必要になる場合、その措置は占用者が行う必要があります。例えば、道路空間における廃棄物の清掃は道路管理者の責務であり、現在も一定の頻度で清掃が行われていますが、オープンカフェとして運営していくために、通常の頻度以上に落ち葉やゴミの清掃が求められる場合があります。この場合、当該清掃の措置は占用主体が行う必要があります。
  - 具体的な措置の内容としては、「占用施設（ベンチ、オープンカフェ、サイクルポートなど）周辺の清掃」や「看板を植樹帯に設置する場合の当該植樹の剪定」、「サイクルポートを設置する場合の周辺の放置自転車の整序」などが想定されます。

  （以上、国土交通省道路局政課「都市再生特別措置法の一部を改正する法律等により導入された道路関係制度の概要について」『道路行政セミナー』平成 23 年 9 月より）

■ 占用主体に課せられる義務

- 道路を占用する場合、道路法の規定に基づき、占用料を納付する必要があります。
  - 占用料は、道路の利用によって占用者が受ける利益を徴収するものです。その額については、直轄国道にあっては道路法施行令に、その他の道路にあっては条例により規定されています。

■ その他の道路占用特例制度

- 道路占用許可の特例制度については、余地要件の適用除外として、ここで挙げた都市再生特別措置法に基づく特例制度のほか、国家戦略特別区域における道路法の特例及び中心市街地活性化基本計画に基づく道路法の特例があります。（次頁参照）

■ 道路占用許可の特例制度　比較表

名称	都市再生特別措置法	国家戦略特別区域法	中心市街地活性化法	道路法（ほこみち）
条文（抜粋）	第62条（設令第17条）	第17条第1項（設令第24条）	第9条第4項（設令第5条）	道路48条の20（設令第16条の3）
制度施行年	平成23年	平成26年	平成26年	令和2年
制度の目的	都市の再生に貢献	産業の国際競争力の強化及び経済基盤の創造の形成に寄与	中心市街地の活性化に寄与	地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築
位置づける計画	都市再生整備計画 （市町村が策定）	国家戦略特別区域計画 （内閣総理大臣が認定）	中心市街地活性化基本計画 （内閣総理大臣が認定）	なし（※ 道路管理者が歩行者利便増進誌を策定）
対象施設	1 **広告塔**又は**看板**で自行公衆の用に供する区域内の建物に設置するもの 2 **自家発電設、駐輪施設**その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便に資するもの 3 **自転車駐車器具**で自転車を貸貸する事業の用に供するもの	1 **広告塔**又は**看板**で国家戦略特別区域計画に記載された区域内の建物に設置するもの 2 **植栽**又は**ベンチ、歩道**その他これらに類する上下部で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 3 **自家発電設、駐輪施設**その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 4 **自転車駐車器具**で自転車を貸貸する事業の用に供するもの 5 次に掲げるもので、観光、集会、催会、情報交換その他これらに類する場（国際的な観光旅客の来訪及び滞在の促進、地域住民その他の者の交流の促進その他の国家戦略特別区域の形成に資する場合に限る） ア **広告塔、ベンチ、植栽**その他これらに類する工作物 イ **露店、屋外広告物**その他これらに類する施設 ウ **看板、標識、銘板若しくは記念碑**その他これらに類する工作物	1 **広告塔**又は**看板**で自行公衆の用に供する区域内の建物に設置するもの 2 **自家発電設、駐輪施設**その他これらに類するもの 3 **自転車駐車器具**で自転車を貸貸する事業の用に供するもの	1 **広告塔**又は**看板**で自行公衆の用に供する区域内の建物に設置するもの 2 **ベンチ、植栽**その他これらに類する工作物で歩行者利便増進に資するもの 3 **標識、銘板若しくはアーチ**その他の物の増進に資するもの 4 **自家発電設、駐輪施設**その他これらに類する施設であり特に歩行者の利便増進に資するもの 5 **自転車駐車器具**で自転車を貸貸する事業の用に供するもの 6 次に掲げるもので、観光、催会その他これらに類する場（いずれも、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの） イ **広告塔**その他これらに類する工作物 ロ **露店、屋外広告物**その他これらに類する施設 ハ **看板、表示板、銘板若しくはアーチ**

※本手引きで解説

III.制度活用のメリット

- 道路管理者にとっては、民間の力を活用して、道路交通環境の維持及び向上を図ることができます。
- 市町村にとっては、道路空間を有効活用することで、まちに、にぎわいを創出することができます。
- 占用主体（まちづくり団体等）にとっては、道路区域を活用したまちのにぎわい創出のための活動ができます。
  - 占用主体は、収益の有無にかかわらず、占用許可申請に際して添付した「道路交通環境の維持・向上を図るための措置」を行う必要がありますが、占用物件を用いて得られた収益については、便途の制限はありません。（まちづくりのためのさまざまな活動－例えば、ベンチ・街灯等の設置・管理、まちづくり団体の運営経費等－に充てることもできます。）

Ⅳ.制度活用の手続き

【注】 以降で参照している通知の正式名称は以下の通りです。なお、本手引きでは、国が国の機関に対して示す「通達」及び地方公共団体に対して示す「技術的助言」をあわせて「通知」と呼称しています。

- 「道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知」
  - ー国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成 23 年 10 月 20 日、国道利第 22 号）
- 「道路法施行令に関する路政課長通知」
  - ー国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成 23 年 10 月 20 日、国道利第 20 号）
- 「警察庁交通局長通達」
  - ー警察庁交通局長「都市再生特別措置法の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について」（平成 23 年 10 月 20 日、警察庁丙規発第 24 号）

■ 都市再生整備計画の提案～特例道路占用区域の指定まで

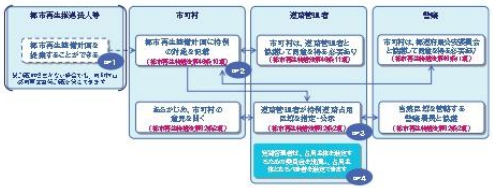

☞1 都市再生推進法人等が、都市再生整備計画を提案

※提案がない場合でも、市町村は都市再生整備計画を策定できます

- 都市再生推進法人等は、都市再生整備計画を提案しようとする場合、事前に市町村の都市再生整備計画を所管する部署に当該制度の活用意向を伝え、意見を聴取しておくことが望ましいです。市町村は、都市再生推進法人より当該制度の活用意向が示された場合、必要な意見を述べたり、助言したりすることが望まれます。
- 令和 2 年の法改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォーカブル事業）の実施主体又は実施しようとする者も提案することができるようになりました。（☞P25）
- 道路空間を活用して活動するなど行政側の関係者が多数になると見込まれる場合、あるいは、都市再生推進法人等がアイデア段階から行政側と意見交換し、当該制度の活用検討を進めていく場合などは、行政側は、例えば市町村都市再生協議会を設置するなど、効率的かつ迅速に対応できる体制を構築することが望ましいです。

☞2 市町村が、都市再生整備計画に特例の対象を記載

- 市町村は、「都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの」を占用許可を得て道路区域内に設置することについて、都市再生整備計画に記載することができます。（法第 46 条第 10 項、道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
  - 当該施設の設置に伴い必要となる「道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を、物件ごとに記載する必要があります。（法第 46 条第 10 項、道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
- 市町村は、上記記載を行おうとする場合、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得る必要があります。（法第 46 条第 11 項）
  - 道路管理者は、特例道路占用区域を指定し、無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等を考慮して、同意の判断を行います。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
  - 都道府県公安委員会は、当該施設の設置が交通に与える影響等を勘案し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意の判断を行います。（警察庁交通局長通達）

☞3 道路管理者が、特例道路占用区域を指定

- 市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は、計画に記載された施設の種類ごとに、特例道路占用区域を指定します。（法第 62 条第 3 項）
- 道路管理者は、上記区域を指定しようとする場合、市町村の意見を聞くとともに、当該区域を管轄する警察署長に協議する必要があります。（法第 62 条第 2 項）
  - 市町村には、当該区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものかどうかについて意見を聞きます。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
  - 所轄警察署長は、当該区域内における交通流等の交通実態を勘案し、交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、必要な意見を申し入れます。（警察庁交通局長通達）

※記載方法のイメージは、P.50 を参照。

- 道路管理者は、上記区域を指定した場合、以下 3 点を、事務所への備え付け、ホームページへの掲載等の方法により公示する必要があります。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
  ① 都市再生特別措置法第 62 条第 1 号に規定する道路の区域を指定する旨
  ② 特例道路占用区域（図面）
  ③ 当該区域に設けることのできる施設の種類（広告塔・看板／食事施設・購買施設等／自転車貸付業の用に供する自転車駐車器具）

☞4 公募、選定委員会による審議

- 特例道路占用区域を指定した道路管理者は、占用主体を選定するための委員会（選定委員会）を設置し、施設等の設置に係る募集要領を策定、提案募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者を選定することができます。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
- ただし、特例道路占用区域で特定の者が占用を行うことについて十分な理由がある場合や、特例道路占用区域への占用希望者が 1 者しか想定されない場合は、一連の手続きを省略しても差し支えないこととされています。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
  - 具体的には、都市再生整備計画の決定段階において、同等の手続きにより公平性の確保がされた上で事業主体が定められている場合など。（路政課事務連絡）

■ 道路占用許可申請～許可まで

☞1 道路占用許可手続

- 特例道路占用区域内で指定された施設の場合、占用許可の審査にあたり「無余地性の基準」（道路の敷地外に余地が無いためにやむを得ないものであること）の適用が除外されます。ただし、特例が適用されるのは都市再生整備計画の計画期間内に限られます。（法第 62 条）
- 滞在快適性等向上区域（通称：まちなかウォーカブル区域）内では都市再生推進法人を経由して道路の占用許可の申請手続きが可能です。（☞P23）
- 申請に際しては、従来と同様、道路法第 32 条第 2 項で定められた以下の事項を記載した書類を提出する必要があります。

➢ 道路の占用の目的	➢ 道路の占用の場所	➢ 工事実施の方法
➢ 道路の占用の期間	➢ 工作物、物件又は施設の構造	➢ 工事の時期
		➢ 道路の復旧方法

※国道国道における占用許可申請書のフォーマットは、国土交通省のウェブサイトよりダウンロードすることができます。
https://www.mlit.go.jp/road/senyo/02.html

- さらに、「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を記載した書面を添付する必要があります。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
  - 書面では、当該措置の実施計画（範囲、頻度、方法など）を記載する必要があります。（国土交通省道路局路政課「都市再生特別措置法の一部を改正する法律等により導入された道路関係制度の概要について」『道路行政セミナー』平成 23 年 9 月より）
- 道路管理者は許可にあたり、「道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」ために必要な条件を付すことができます。（道路法第 87 条第 1 項、都市再生特措法第 62 条第 5 項）
  - 具体的には、以下の点に関する条件を付すことが考えられます。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
    - 「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」の履行を担保すること
    - 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること
    - 都市再生整備計画の変更・廃止もしくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること

☞2 道路使用許可手続

- 道路に施設等を設置する場合、道路管理者による占用許可とともに、所轄警察署長の使用許可を受ける必要があります。
- まちなかウォーカブル区域内では都市再生推進法人を経由して道路の使用許可の申請手続きが可能です。（☞P.23）
- 警察署長は、交通の妨害となるおそれがない場合、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなる場合、または公益上又は社会の慣習上やむを得ないものである場合には許可をする必要があります（許可証を交付します）。その際、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すことができます。（道路交通法第 77 条）
- 通達では、使用許可を行うにあたり、食事施設等は長期間の占用となることが想定されるため、当該食事施設等の設置が直接的に交通の妨害となるおそれがない場合であっても、継続的な営業に伴い、利用者等による慢性的な混雑を発生させることが予想される場合等には、交通の安全と円滑を確保するための自主的な措置を講ずること等の必要な条件を付すこと、とされています。（警察庁交通局長通達）

【注】 食事施設の場合、道路占用許可、道路使用許可のほかに、原則として「食品営業許可」が必要となります。（食品衛生法第 52 条）
- 営業所所在地を管轄する保健所を通じて都道府県知事に申請します。
- 食品営業許可の基準は、都道府県が条例により定めています。都道府県によっては、短期間で行われるものなどについては、通常の営業許可ではなく、管轄の保健所への臨時の出店に関する届出・申請の上、保健所の指導を受けることなどとしている地域もありますので、詳細は管轄の保健所にお問い合わせ下さい。

参考：都市再生整備計画に記載する「道路占用許可の特例を活用する予定区域」のイメージ

- 市町村は、道路占用許可の特例を活用しようとする場合、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得た上で、都市再生整備計画に、特例を活用しようとする施設の種類と、当該施設の設置に伴い必要となる「道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」の内容を記載する必要があります。
- ただし、道路管理者・都道府県公安委員会の同意を得るためには、施設の種類だけでなく、その設置場所もある程度具体的に決めておく必要があると考えられます。そこで、都市再生整備計画には、道路占用許可の特例を活用する予定区域として、下図のような内容を記載してください。
- 道路管理者は、この記述を参考に、都市再生整備計画の区域内で施設の種類ごとに、特例の対象となる道路の区域（特例道路占用区域）を指定します。

都市再生整備計画における区域の記載イメージ（参考図）

5-2. 河川敷地占用許可制度 H16-
（河川敷地占用許可準則第 22～26）

Ⅰ.制度の背景・目的

- 従来、河川敷地の占用は、公的主体（地方公共団体・公益事業者等）が、公共性・公益性のある施設（公園、橋梁、送電線等）を設置する場合に限られてきました。
- 平成 16 年 3 月の通知で、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の特例措置が設けられ、河川局長（現、水管理・国土保全局長）が指定した区域に限り、広場やイベント施設等を設置することが認められました。ただし、社会実験としての措置であり、オープンカフェや広告板、イベント開催のための照明・音響施設等の占用主体については、公的主体に限定されていました。
（国土交通省事務次官通知「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（国河政第 98 号、平成 16 年 3 月 23 日））
- 平成 23 年 3 月の準則一部改正により、この特例措置が一般化され、全国の河川管理者が指定した区域で当該措置を実施できるようになるとともに、オープンカフェや広告板、イベント開催のための照明・音響施設等の占用主体として民間事業者等も認められることになりました。
（国土交通省事務次官通知「河川敷地の占用許可について」（国水政第 135 号、改正平成 23 年 3 月 8 日））
- また、平成 28 年 5 月の準則一部改正により、民間事業者がオープンカフェ等のために河川敷地を占用する場合の許可期間を、「3 年以内」から「10 年以内」へと延長しました。
（国土交通省事務次官通知「河川敷地の占用許可について」（国水政第 33 号、最終改正平成 28 年 5 月 30 日））

Ⅱ.制度の概要

- 河川管理者が、地域の合意を図った上で「都市・地域再生等利用区域」を指定し、あわせて占用方針及び占用施設の占用主体を定めます。
- この「都市・地域再生等利用区域」においては、
  - 占用施設：広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による占用が認められます。
  - 占用主体：公的主体（国・地方公共団体、特別法に基づく法人等）に加え、民間事業者等（特定非営利活動法人、権利能力なき社団などを含む。）も認められます。
- 河川管理者は、「都市・地域再生等利用区域」を指定する際には、地域の合意を図る必要がありますが、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について位置付けられていることなどにより、地域の合意が図られていると捉えることが可能とされています。

Ⅲ.制度活用のメリット

- 河川管理者にとっては、河川敷地を開放することにより、水辺空間の管理等に民間の力を借りることができます。
  - 河川管理者は占用主体が公的占用主体である場合、当該占用主体が施設使用者から得た利用料収入を、占用施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全・創出を図るための費用に充てることを、条件として付すこととしています。
- 市町村にとっては、河川空間を有効活用することで、まちににぎわいを創出することができます。
- 都市再生推進法人等にとっては、活動のための費用を確保することができます。
  - 河川敷地占用許可を受けて事業を実施して得た収益は、水辺空間の管理のほか、まちづくりのためのさまざまな活動（まちづくり団体の運営経費含む）に充てることができます。

河川敷地の占用に関する規制緩和について

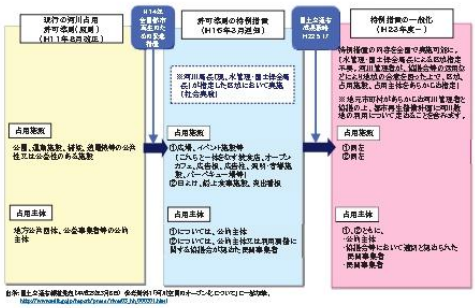

Ⅳ.制度活用の手続き

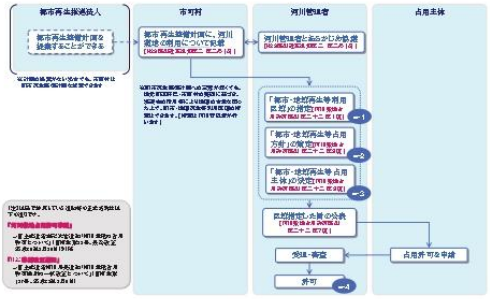

☞1 「都市・地域再生等利用区域」の指定

- 治水上・利水上の支障等を生じることがない区域であることが必要です。（準則第二十二 第６項）
- 公平性・公益性の確保の観点から、河川管理者の判断のみで指定するのではなく、地域の合意が図られていることが求められます。地域の合意を確認する方法としては、例えば以下が想定されます。（以下の全てを行う必要はありません。いずれかの方法が採られていれば、地域の合意を確認することができると考えられます）（準則第二十二 第５項、 H23 準則改正通知第二の二(5)）
  - 河川敷地の利用調整に関する協議会（河川管理者、地方公共団体等で構成）を組織し、検討を行い、地域の合意を図ること
  - 地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること
  - 地元市町村の同意が得られていること　など

☞2 「都市・地域再生等占用方針」の策定

- 占用方針には、占用許可を受けることができる施設と、その許可方針を定める必要があります。（準則第二十二 第３項）

① 占用許可を受けることができる施設

- 広場、イベント施設、遊歩道（準則第二十二 第３項第一号～第三号）
- 船着場、船舶係留・上下架施設（斜路を含む）（準則第二十二 第３項第四号・第五号）
  - 当該占用施設の管理能力等を十分に有する者が占用主体となり、工作物設置許可基準に該当するもの （H23 準則改正通知第二の二(3)）
- （上記施設と一体をなす）飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場、自動販売機等（準則第二十二 第３項第六号、 H23 準則改正通知第二の二(3)）
- 日よけ、突出看板、川床（準則第二十二 第３項第七号・第九号・第十号）
  - 堤内側のビル・家屋等から河川に突出しており、当該建築物と一体的に適正に管理されるもの（H23 準則改正通知第二の二(3)）
- 船上食事施設（準則第二十二 第３項第八号）
  - 船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行い、出水時には河川敷地外に移動する等、河川管理上支障のないもの（H23 準則改正通知第二の二(3)）
- その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす準則第二十二第３項第六号に掲げる施設を含む）（準則第二十二 第３項第十一号）
  - 上記の施設は例示であり、その他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も占用許可を受けることができる施設に含むものとする

② 占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針

- 施設に共通の（又は施設ごとの）特性等を踏まえた占用許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めます。 （H23 準則改正通知第二の二(２)）

☞3 「都市・地域再生等占用主体」の決定

＜占用許可を受けることができる者＞

①従来の占用主体（公的占用者） （準則第六、準則第二十二 第４項第一号）

- 国又は地方公共団体
- 特別な法律に基づき設立された法人（日本高速道路保有・債務返済機構、都市再生機構、地方公社等）
- 国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

- 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 市街地開発事業を行う者、又は、当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設の整備を行う者
- 河川水面の利用調整に関する協議会等で、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者
  - 当該公的占用主体は、営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む)を選定し、使用契約を締結して、占用施設を使用させることができます。（準則第二十五 第１項）
    - ✓ 使用契約では、使用の具体的内容、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項等を定めます。 （準則第二十五 第４項）
  - 河川管理者は、当該公的占用主体に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用許可をする場合には、以下の条件を付すものとします。（準則第二十五 第２項、 H23 準則改正通知第二の二(4)）
    - ✓ 施設使用者に占用施設を使用させる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること（占用主体は、使用契約の内容を河川管理者に報告する必要あり）
    - ✓ 施設使用者から施設利用料を得る場合には、その収入を、占用施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用（イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占用施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含む）に充てること
    - ✓ 施設利用料の徴収・活用状況を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数、報告すること

②「河川敷地の利用調整に関する協議会等」において適切と認められた、営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む) （準則第二十二 第４項第二号）

- 地域の合意が確認できれば、協議会以外の方法（都市再生整備計画での位置付け、地元市町村の同意など）でも構いません。

（H23 準則改正通知第二の二(4)）

③営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む)（準則第二十二 第４項第三号）

- 占用許可にあたって、公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占用許可を行うことになるため、河川管理者自らが利用調整（地域の合意を図ることを含む。）を行うとともに、将来にわたる施設の適正な管理を担保する必要があります。 （H23 準則改正通知第二の二(4)）

☞4 河川敷地占用の許可

- 占用の許可の期間は、上記①～③のいずれにおいても 10 年以内。（占用の態様等を考慮して適切なものとすることが必要） （準則第二十四）
  - 都市再生推進法人は公的占用者（「国又は地方公共団体の許認可を受けて公益性のある事業又は活動を行う者」）として、上記③に該当すると考えられます。

参考：河川敷地占用許可制度を適用した場合のイメージ

河川空間のオープン化に関する事例につきましては、下記をご参照ください。

●河川空間のオープン化活用事例集(PDF ファイル: 83.19MB)
https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/pdf/jirei_kasenkukan_2507.pdf

参考：かわまちづくり支援制度

- 「かわまちづくり」支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。
- 「かわまちづくり」を進める推進主体（①市町村、②市町村及び民間事業者、③市町村を構成員に含む法人格のない協議会、④民間事業者）は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、支援制度に申請・登録します。
- 支援制度に登録されると直轄事業、交付金事業の対象になるため、河川管理者は「かわまちづくり計画」に基づき河川管理施設等の整備といったハード施策の支援を行います。
- また、河川空間のオープン化に向けた区域指定等のソフト施策の支援を行います。

支援制度の流れ

「かわまちづくり」支援制度や詳細事項、参考事例につきましては、下記をご参照ください。

●かわまちづくりポータルサイト
https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/

5-3. 都市公園の占用許可特例制度 H28-
（法第 62 条の 2）

Ⅰ.制度の背景・目的

- 都市機能が集積し、既に市街地化が進んでいる都市再生整備計画の区域においては、都市の居住者、来訪者又は滞在者にとって利便性の高い自転車駐車場（サイクルポート）や観光案内所等の施設を設置する適当な場所の確保が困難な場合が想定されることから、当該区域内の公園はその設置場所の候補地となり得ます。

- また、都市再生推進法人等のまちづくり団体が、都市公園をはじめとする公共公益施設を活用してまちづくり活動を行う際、当該施設の使用の可否が見通せないことが事業実施の妨げになっている場合もあるため、民間まちづくり活動の促進を図る観点から、許可の予見性を高め、都市公園の占用許可手続きを簡素化する必要があります。

- このため、あらかじめ公園管理者と協議し、その同意を得た場合には、都市再生整備計画に、都市公園における居住者等の利便の増進に資する施設の設置に関する事項を記載することができることとし、当該事項が記載された都市再生整備計画の公表から２年以内に当該施設に係る占用許可の申請があった場合は、技術的基準に適合すれば、都市公園法第７条の規定にかかわらず、公園管理者は、その占用を許可することとする特例を設けました。
（平成 28 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行について（技術的助言））

Ⅱ.制度の概要

- 通常、都市公園の占用は、一定の物件又は施設によるものに限定され、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合等にしか許可されません（都市公園法第７条）が、市町村が、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の要件を満たせば、公園の占用許可の特例を受けることができます。

■ 特例を適用可能な施設

- 特例を適用可能な施設は、自転車駐車場、観光案内所その他都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するものとして、サイクルポート、観光案内所、路線バス（※）の停留所のベンチ・上家、競技会等のために設けられる仮設工作物とされています。（法第 46 条第 12 項、施行令第 118 条）

※いわゆるコミュニティバスを想定していますが、どのような運行形態、運行区域の路線バスが対象となるかについては、公園管理者が、都市再生整備計画への施設の設置に関する事項の記載にあたっての協議段階において、地域の実情に応じて個別に判断することとなります。例えば、学校や病院、鉄道駅など居住者が日常で利用する施設が隣接する市町村にあり、市町村の区域を跨いで運行区域が設定されているコミュニティバス等は対象となると考えられます。

■ 特例の適用を受けるための要件

- 設置に当たっては、都市公園の環境の維持及び向上を図るため、清掃等が適切に行われなければなりません。（法第 46 条第 12 項）

Ⅲ.制度活用のメリット

- 公園管理者にとっては、民間の力を活用して、民間まちづくり活動の促進や公園環境の維持及び向上を図ることができます。
- 市町村にとっては、公園空間を活用することで、まちの居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進を図ることができます。
- 占用主体（都市再生推進法人等）にとっては、都市公園を活用した民間まちづくり活動などの事業ができます。

Ⅳ.制度活用の手続き

■ 都市再生整備計画の提案～公表まで

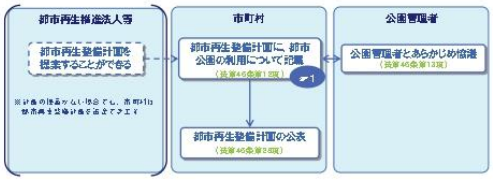

☞1 市町村が、都市再生整備計画に特例の対象を記載

- 市町村は、「都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設」を占用許可を得て都市公園に設置することについて、都市再生整備計画に記載することができます。（法第46条第12項）
- 当該施設のみを利用する者が増大すること等による都市公園の環境悪化も懸念されることから、清掃等の都市公園の環境の維持及び向上についても併せて記載する必要があります。
- 市町村は、上記記載を行おうとする場合、公園管理者に協議して同意を得る必要があります。（法第46条第13項）

■ 公園占用許可申請～占用許可まで

☞2 都市公園の占用の許可

- 都市再生整備計画が公表された日から２年以内に、当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用許可の申請があった場合においては、技術的基準に適合する限りにおいて、許可をすることとされています。（法第62条の２）
- まちなかウォーカブル区域内では都市再生推進法人を経由して公園の占用許可の申請手続きが可能です。（☞P.23）

参考：都市公園の占用許可特例制度のイメージ

参考：官民連携まちづくりに関する占用許可の特例制度等の一覧

名称	道路占用許可の特例	河川敷地占用許可	都市公園の占用許可の特例
法文（令）	都市再生特別措置法第62条（同施行令第17条）	河川敷地占用許可準則第22～第26	都市再生特別措置法第62条の２（同施行令第18条）
創設年度	平成23年度	平成23年度（※芝浦へのオープン化）	平成28年度
対象区域	特例区域占用区域	都市・地域再生等利用区域	都市再生整備計画の区域
手続き	道路管理者及び警察署長（公安委員会）の同意が必要	河川管理者（かわ地の占有の場合※占用協議が必要）との協議	公園管理者の同意が必要
対象施設	○ 広場等又は歩道で良好な環境の形成又は増進に寄与するもの ○ 食事施設、休憩施設その他これらに類する施設で道路の適正又は円滑な利用の確保に関するもの ○ 自ら歩行者利便増進を行おうとする者の利用に供するもの	○ 広場、イベント施設、宿泊施設 ○ 飲食店、売店等（※上下水道許可基準に） ○ （上記施設と一体となり利用者の、休憩、オープンカフェ、広場等、広場等、駐車場施設、キャンプ場、バーベキュー場、仮設小屋、工作物、通路等等、自転車等を含む） ○ 桟橋、荷捌き施設、桟橋 ○ 船舶、荷捌き施設、桟橋 ○ その他河川管理者が特に必要なものと判断するもの	○ 歩行者利便増進で自ら整備する施設の用に供するもの ○ 飲食店内所 ○ 周辺バス（上記１～３の市町村の区域内において運行するものに限る）の停留所のベンチ及び上屋 ○ 広報板、掲示板、標識、案内板その他これらに類する施設の設置のために必要な施設

■ まちなかウォーカブル区域内の都市公園法の特例等につきましては、下記をご参照ください。

- 看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例（☞P.89）
- 公園施設の設置管理許可の特例（☞P.93）
- 公園施設設置管理協定制度（☞P.95）

6. 都市再生整備計画に基づく協定

6-1. 都市利便増進協定 H23-

（法第 46 条第 25 項　法第 74 条～第 80 条の２）

Ⅰ.制度の背景・目的

- 都市利便増進協定は、まちの道路・広場・食事施設・看板・ベンチ・街灯・並木などの、住民や観光客等の利便を高め、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する各種施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・都市再生推進法人等の発意に基づき、協定を結ぶことで、地域の活性化や良好な居住環境の確保につなげる施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度です。
- 地域のまちづくりのルールを地域住民等が自主的に定めるための協定制度ですので、地域のエリアマネジメントを継続的に取組む際に活用することが期待されます。
- 地域住民等が締結した協定を市町村が認定することにより、市町村と適切に役割分担を図りながら、まちづくりを促進することが可能となります。
- 都市利便増進協定と道路や河川敷地、都市公園の占用許可を組み合わせて活用すれば、公共空間を“活用”することで得た収益を、公共空間の“管理”に還元していくスキームを構築・運用することができます。例えば、道路占用許可特例を活用して広告事業を展開し、その収益の配分ルールを都市利便増進協定で定める、という組み合わせ方が考えられます。
- 土地所有者等の合意に基づいて締結する協定ですから、「にぎわいの創出」「違法駐輪の解消」など、制度を活用することによるメリットを理解し、目的を共有することが重要です。

都市利便増進協定

Ⅱ.制度の概要

■ 協定の対象区域：都市再生整備計画の区域

- あらかじめ都市再生整備計画に、協定の対象となる区域や都市利便増進施設の一体的な整備・管理に関する事項を記載してあることが必要です。
- なお、まちなかウォーカブル区域における一体型ウォーカブル事業の実施のため必要な場合は、特例措置があります。（☞P68）

■ 協定の締結者

【区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者】

- 区域内の土地所有者等の相当部分が参加すれば、協定を締結できます。
（全員が参加する必要はありません。）
- 土地所有者たる地方公共団体も参加できます。

【都市再生推進法人】

- 同法人の参加は任意です。
- 同法人には、豊富なまちづくりの知見に基づき、協定締結を先導していく役割が期待されます。

※都市利便増進協定には「承継効」がありません。土地所有者等の権利者が変わった場合には、新しい権利者と改めて協定を締結する必要があります。

■ 市町村長による認定

- 土地所有者等は、都市再生整備計画に記載された協定に関する基本的な事項に基づいて協定を締結した上で、市町村長に認定を申請します。市町村長は、協定が認定基準に適合する場合には協定を認定します。

参考：協定の締結者について

- 協定の締結区域に、行政が所有する土地・建築物が含まれる場合、行政も地権者等として協定に参加することができます。特に密集市街地の場合は民地に余裕がないため、行政が保有する土地とその周辺の民地を対象として官民で協定を締結するのは有効なアプローチであると考えられます。（市町村が持っている土地は、行政財産以外も協定の対象とすることができます。）
- 土地所有者である市町村と、都市再生推進法人のみによって協定を締結することもできます。

■ 協定の対象施設

- 都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設として、以下の施設が当てはまります。
（規則第12条の9）制度趣旨に適うものであれば、営利を目的とするか否かを問わず対象とすることができます。
- 省令に明記されていないその他これらに類する都市利便増進施設は、その形態も多岐にわたり、様々な内容のものが想定されるため、その目的、管理の方法等から、都市利便増進施設か否かを市町村が総合的に判断することになります。

	都市利便増進施設	施設の性質
1	道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの	交通施設等
2	公園、緑地、広場その他これらに類するもの	公園系施設等
3	噴水、水流、滝その他これらに類するもの	水系施設等
4	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの	にぎわいを創出する施設等
5	広告板、案内板、看板、標識、旗のれん、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの	にぎわいを創出する工作物・物件等
6	アーケード、雪、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの	着脱可能物等
7	噴霧直後、散水打ち水その他これらに類するもの	休憩施設等
8	街灯、防犯カメラその他これらに類するもの	防犯工作物等
9	太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの （小型の水力発電設備、風力発電設備等も含まれる）	環境共生施設・工作物等
10	標識、危険、制止、禁止その他これらに類するもの	まちなみ形成工作物・物件等
11	電源設備その他これに類するもの	屋外で快適に働くための設備等
12	給排水設備その他これに類するもの	屋外で安全に滞在するための設備等
13	冷暖房設備その他これに類するもの	屋外で快適に働くための設備等
14	民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他これに類するもの	交流連携施設等
15	都市の居住者その他の者に利用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な電気通信機器、通信機器、電子計算機その他これらに類するもの	情報化基盤設備等

■ 協定の内容

- 協定には、以下のような内容を記載することができます。
  - 協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置
  - 同施設の一体的な整備又は管理の方法
    例）清掃の頻度と実施主体、簡易な修繕を行う主体、イベント等の活用方法
  - 同施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担方法
  - 協定の変更又は廃止の場合の手続
  - 協定の有効期間　など

都市利便増進協定の対象区域・施設のイメージ

Ⅲ.都市利便増進協定の特例（第80条の2）

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のためには、複数の権利者の土地や建物に、広場、街灯、並木、ベンチといった都市利便増進施設を一体的に整備・管理することが有効と考えられます。
- このような場合に、円滑に都市利便増進協定を締結できるようにするため、本来、協定を締結するためには、市町村の都市再生整備計画に協定に関する基本的事項（協定区域及び協定に記載する事項の概要）を定めている必要がありますが、一体型ウォーカブル事業の実施主体（☞P25）については、都市再生整備計画に定められていない場合でも、都市利便増進協定を締結することができます。

■ 協定（特例）の対象区域：まちなかウォーカブル区域（☞P13）内

- 本特例は、まちなかウォーカブル区域において、市町村が実施する事業と一体的に交流・滞在空間を創出する「一体型ウォーカブル事業」に適用される特例のため、対象区域は「まちなかウォーカブル区域」になります。

■ 協定（特例）の締結者：一体型ウォーカブル事業の実施主体（☞P25）

- 一体型ウォーカブル事業の実施主体の相当部分が参加すれば、協定を締結できます。
（全員が参加する必要はありません。）
- 都市再生整備計画に記載された一体型ウォーカブル事業に適合した内容である必要があります。

■ 特例の内容

- 通常、都市利便増進協定を締結する際は、都市再生整備計画（☞P9）に協定の内容等を記載する必要がありますが、一体型ウォーカブル事業の実施主体（☞P.25）の場合に限り、都市再生整備計画に記載しなくても、新たに都市利便増進協定を締結し、市町村長の認定を申請することができます。
- ただし、協定の内容が、都市再生整備計画に記載された一体型ウォーカブル事業に適合している必要があります。

Ⅳ.制度活用のメリット

① 地域住民と市町村がまちづくりのルールを共有することができる

- 地域住民（土地所有者等）が都市利便増進協定を結ぶことで、まちづくりのルールを明文化するとともに、市町村がそれを認定することで、地域住民と市町村がまちづくりの方向性を一致させることができます。これにより、地域住民にとっては、イベント等を実施する際も、市町村との調整を進めやすくなると考えられます。

② 市町村は公共施設の整備・管理コストを削減することができる

- 市町村にとっては、民間のノウハウ・資金を活用して都市利便増進施設の整備・管理を進めることができるので、コスト負担の軽減が期待できます。

③ 地域住民の相当数の参加で締結することができる

- 従来の法定協定（建築協定、景観協定など）は、土地所有者等の全員参加が条件でしたが、都市利便増進協定は、全員の参加は必要なく、相当部分の参加があれば締結できます。
- 「相当部分」の具体的な基準については、都市利便増進施設を一体的に整備・管理していく上で支障とならないよう、市町村で適切に判断することができます。

④ 法律に基づき市町村長が認定するため、継続的なまちづくりを実現できる

- 都市利便増進協定を市町村長が認定することで、協定の安定性・実効性が担保され、継続的なまちづくりを進めやすくなると考えられます。
- 条例に基づく「まちづくり協定」とは異なり、法律に基づく制度ですので、市町村にとっては条例を新たに定めることなく、地域住民の自主的なまちづくりを支援することができます。

⑤ 国や民都機構等からの支援を受けることができる

- 官民連携まちなか再生推進事業(エリアプラットフォームにて作成したビジョンに基づく取組として、協定に基づく施設整備等に対する補助)による支援制度があります。
- 協定を締結した場合、国・関係市町村による支援（情報提供・指導・助言等）や民都機構による支援（情報提供・助言・斡旋等）を受けることができます。

Ⅴ.協定締結までの流れ

■ 一般的な協定締結の流れ

■ 都市利便増進協定の特例を活用した場合の協定締結の流れ

※通常は、都市再生整備計画に都市利便増進協定の内容を記載する必要がありますが、特例措置の場合は記載不要です。

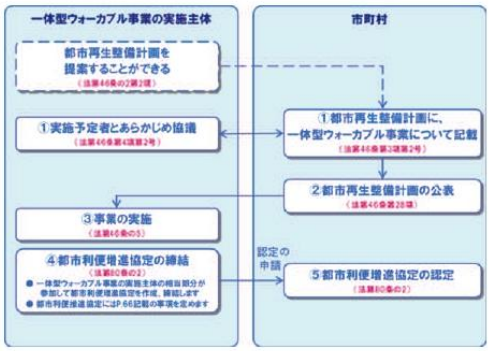

参考：都市利便増進協定認定要領の作成例について

- 都市利便増進協定の認定要領を作成する場合、下記 URL から見本をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
  https://www.mlit.go.jp/toshi/common/000205041.pdf （令和２年９月現在）
  ※4 ページで紹介している国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」にも本ファイルへのリンク（「都市利便増進協定認定要領（例）」）がありますので、併せてご確認ください。

6-2. 都市再生（整備）歩行者経路協定 H21-
（法第 45 条の 2　法第 46 条第 24 項　法第 73 条）

Ⅰ.都市再生（整備）歩行者経路協定とは

- 複数の土地所有者・借地権者が存在する区域に、歩行者デッキ、地下通路などの歩行者通路を整備・管理する際に、土地所有者等全員の合意のもとで定める協定です。
- 土地所有者等が変わった場合も、新たな土地所有者等に歩行者経路を確保する義務が承継されます。

■ 協定の対象区域
- 都市再生歩行者経路協定　　：都市再生緊急整備地域
- 都市再生整備歩行者経路協定：都市再生整備計画の区域

■ 協定の締結者
- 土地の所有者・借地権者（土地の所有者たる地方公共団体も含みます）
- 協定区域内の全員の合意が必要になります。

■ 協定の対象施設
- 歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路
  （歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路　など）

■ 協定の内容
- 協定には、以下のような内容を記載することができます。
  - 協定区域、歩行者経路（以下「経路」という）の位置
  - 経路の整備又は管理に関する下記事項のうち必要なもの
    - 経路の幅員、路面構造に関する基準
    - 経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーター、ベンチ、緑化、広告物など）の設置・管理に関する事項
    - その他経路の整備又は管理に関する事項
  - 協定の有効期間
  - 協定に違反した場合の措置　等
- 協定には、協定区域の隣接地で、経路の整備又は管理に資するため区域の一部とすることが望ましい土地について定めることができます。

■ 都市再生整備計画への位置付け

- 都市再生整備計画区域内の協定（都市再生整備歩行者経路協定）の場合は、あらかじめ都市再生整備計画に、協定の対象となる区域や経路の整備・管理に関する事項を記載してあることが必要です。

※都市再生緊急整備地域の場合は不要です。（都市再生歩行者経路協定の場合）

■ 協定による法律上の効果

- 売買等で土地所有者等が変わった場合、新しい土地所有者等に対しても、協定は効力を有します。（民法の特例：承継効）

■ 土地の所有者による協定の設定

- 土地所有者が単独の場合でも、協定を定めることができます。この場合、市町村長が認可してから３年以内に、協定区域内に２以上の土地所有者が存するようになった時から、協定は効力を有します。

II.制度の活用シーン（イメージ）

- 都市開発事業にあわせて、駅ビル、商業施設、オフィスビル、庁舎などに接続する歩行者デッキや地下通路を整備する場合などに活用できます。
- 土地所有者等が複数にわたる場合には、経路の位置等の計画内容、整備・管理等の役割分担を関係者の合意のもとに事前に取りまとめておき、各都市開発事業の推進にあわせて経路を整備することが可能となります。

III.制度活用のメリット

- 複数の土地所有者・借地権者が存在する土地に、歩行者経路を整備・管理しようとする場合、法定の協定を結ぶことで、費用分担や清掃・防犯活動の役割分担を明確にし、また、実効性を担保することができます。
- 協定を結んでおけば、経営状況の悪化等により土地所有者が変わってしまった場合でも、新たな所有者に歩行者経路を確保する義務が承継されます。
- 官民連携まちなか再生推進事業(エリアプラットフォームにて作成したビジョンに基づく取組みとして、協定に基づく施設整備等に対する補助)による支援制度があります。

IV.協定締結までの流れ

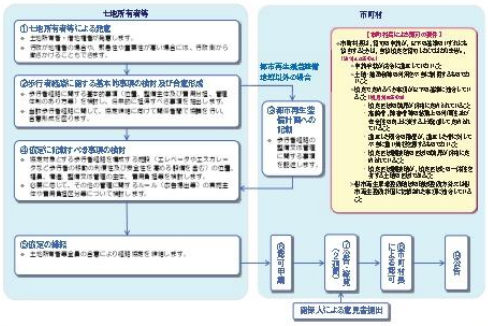

参考：都市再生（整備）歩行者経路協定認可要領の作成例について

- 都市再生（整備）歩行者経路協定の認可要領を作成する場合、下記 URL から見本をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
  https://www.mlit.go.jp/toshi/common/000205042.pdf （令和２年９月現在）

※4 ページで紹介している国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」にも本ファイルへのリンク（「都市再生（整備）歩行者経路協定認可要領（例）」）がありますので、併せてご確認ください。

6-3. 低未利用土地利用促進協定 H28-
（法第 46 条第 26 項、法第 80 条の 3～第 80 条の 5）

I.制度の背景・目的

- 国土交通省では、まちなかの空き地・空き家の有効活用を支援する制度を設けています。
- 本来、都市の中心部は様々な都市機能が集積し、多くの人々が集い賑わう拠点としての役割を果たすことが期待されていますが、近年では少子高齢化や人口減少を背景として、多くの都市で商業機能の撤退、歩行者交通量の減少等が見られ、空き地・空き家等の低未利用な土地や建物が増加している状況にあります。
- まちを魅力あるものにするためには、空き地・空き家等を積極的に活用して心地よい環境をつくることが大切ですが、土地・建物の所有者が自ら行うことは難しいと感じる場合も少なくありません。
- こうした背景の下、低未利用土地の所有者等に代わって、市町村又は都市再生推進法人等が低未利用土地において緑地、広場、集会場等の居住者等の利用に供する施設の整備及び管理を行うための低未利用土地利用促進協定制度を創設しました。
- この制度を活用すると、市町村や都市再生推進法人等と土地所有者が協定を締結し、所有者の代わりに低未利用土地の有効活用を行うことができます。

II.制度の概要

■ 協定の対象区域：都市再生整備計画の区域

- あらかじめ都市再生整備計画に、協定の対象となる区域や居住者等利用施設の整備・管理に関する事項を記載してあることが必要です。

■ 協定の締結者：市町村又は都市再生推進法人等*1と、区域内の低未利用土地*2の所有者等*3（所有者等たる地方公共団体も含む）

＊１ 都市再生推進法人のほか、緑地保全・緑化推進法人又は景観整備機構が協定を締結することができます。

＊２ 低未利用土地とは、居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地のことをいいます。

＊３ 区域内の低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者が協定の対象となります。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものは除きます。

- 協定区域内の全員の同意が必要になります。

※低未利用土地利用促進協定には、承継効は付与されないため、低未利用土地利用促進協定を締結している土地所有者等が変わった場合には、新しい土地所有者等と改めて協定を締結する必要があります。

■ 市町村長による認可

- 都市再生推進法人等と土地所有者等が協定を締結しようとするときは、あらかじめ市町村長の認可を受けなければなりません。市町村長は、協定が認可基準に適合する場合には認可しなければなりません。

参考：協定の締結者について

- 協定の締結区域に、行政が所有する土地・建築物が含まれる場合、行政も地権者等として協定に参加することができます。特に密集市街地の場合は民地に余裕がないため、行政が保有する土地とその周辺の民地を対象として官民で協定を締結するのは有効なアプローチであると考えられます。（市町村が持っている土地は、行政財産以外も協定の対象とすることができます。）
- 土地所有者である市町村と、都市再生推進法人のみによって協定を締結することもできます。

■ 協定の対象施設

- 都市の居住者その他の者の利用に供する施設として、以下の施設が当てはまります。（規則第12条の10）制度趣旨に適うものであれば、営利を目的とするか否かを問わず対象とすることができます。
- 省令に明記されていないその他これらに類する居住者等利用施設は、その形態も多岐にわたり、様々な内容のものが想定されるため、その目的、管理の方法等から、居住者等利用施設か否かを市町村が総合的に判断することになります。

	居住者等利用施設	施設の性質
1	道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの	交通施設等
2	公園、緑地、広場その他これらに類するもの	公園系施設等
3	噴水、水流、池その他これらに類するもの	水系施設等
4	教育文化施設、医療施設、福祉施設その他これらに類するもの	公共施設等
5	集会場、業務施設、宿泊施設、食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの	にぎわいを創出する施設等

- また、都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で保存樹又は保存樹林として指定されたものについては、当該保存樹又は保存樹林の所有者に加えて、都市再生推進法人等もこれらの保存義務を負うことになります。

■ 協定の内容

- 協定には、以下のような内容を記載することができます。
  - 協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設
  - 同施設の整備及び管理の方法
    例）清掃の頻度と実施主体、簡易な修繕を行う主体、イベント等の活用方法
  - 協定の有効期間
  - 協定に違反した場合の措置

※「まち資産活用協定」とは、低未利用土地利用促進協定の通称です。

III.制度活用のメリット

■ 土地所有者等のメリット

- 自分の土地をまちづくりに活用したいと考える土地所有者にとって、市町村等と協定を結ぶことにより、市町村が進めるまちづくりを支えることができます。
- 市町村が協定を締結又は認可することで、土地活用の安定性や実効性が担保され、継続的なまちづくりを進めやすくなります。
- 協定を締結しようとする土地所有者等は、国・関係地方公共団体による支援（情報提供・助言等）を受けることができます。

■ 市町村・都市再生推進法人等のメリット

- 土地の整備や管理の方法などを協定に定めることで、一定期間、その土地を活用したまちづくりを円滑に進めることができます。
- 条例に基づく「まちづくり協定」とは異なり、法律に基づく制度ですので、市町村は条例を新たに定めることなく、継続的なまちづくりを実現できます。
- 都市再生推進法人が協定に基づき施設の整備等を実施する場合には、官民連携まちなか再生推進事業(エリアプラットフォームにて作成したビジョンに基づく取組みとして、協定に基づく施設整備等に対する補助)による支援を受けられます。

参考：低未利用土地利用促進協定制度のイメージ

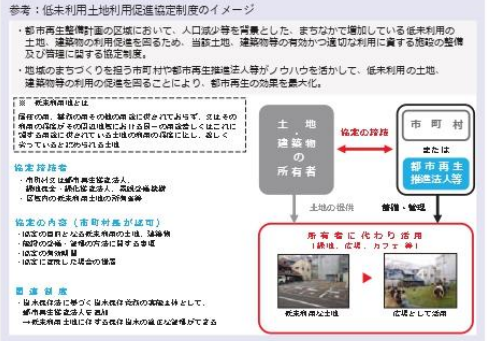

参考：各制度の比較

7. 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用可能となる制度等 R2-

7-1. 一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）

（法第46条第3・4項　法第46条の2～法第46条の8）

Ⅰ.一体型滞在快適性等向上事業

■ 制度の背景・目的

- 現在、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念されており、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することが求められています。
- この点、一部の地域では、車道の一部広場化や店舗軒先のオープンスペース化など、ゆとりのある歩行者空間や、歩道と一体になった居心地の良い空間の創出により、人々の交流・滞在が促進され、まちににぎわいが生まれた事例も見られるところです。まちなかに多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成することが、まちの魅力向上に有効であると考えられます。

官民一体による「居心地が良く歩きたくなる」空間創出のイメージ

- このため、「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成するために必要な、行政と連携した民間事業者等の取組を後押しする制度を創設しました。

■ 制度の概要

- 一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォーカブル事業）とは、まちなかウォーカブル区域内の民間事業者（土地所有者等）が、市町村が実施する事業（公共施設の整備又は管理に関する事業）の区域に隣接又は近接する区域において、市町村が実施する事業と一体的に交流・滞在空間を創出する事業です。
- たとえば、市町村が街路を拡幅して広場化する事業を行い、その事業にあわせて、以下のような取組をすることを想定しています。
  - 開かれた空間が心地良いことから、街路沿いの民地をオープンスペース（民間空地）化
  - 歩行者目線の１階の店舗などがガラス張りで中が見えると人は歩いて楽しくなることから、街路沿いの建物の低層部をガラス張り化

制度適用イメージ

- 具体的には、以下のような事業を例として挙げることができます。

《官による空間整備（市町村実施事業）の例》
- 車道の一部を広場化（歩行者空間の充実）
- 道路のカラー舗装によるまちあるきルートの整備
- 都市公園への芝生広場の整備
- 河川・水辺空間への広場の整備
- 市有地の広場化等

《民による空間整備の例》
- 沿道店舗によるオープンスペース提供・整備
- 店舗のオープン化（ガラス張り化、ピロティ化等）によるにぎわい創出
- 店舗軒先へのベンチ、オープンテラスの整備
- 都市公園に交流の拠点となる施設（カフェ、売店等）の設置
- 建物、掲出物等のデザイン・色彩の統一による良好な景観形成　等

■ 事業の実施区域

- まちなかウォーカブル区域において、市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業（＝市町村実施事業）の実施区域に隣接又は近接する区域

■ 事業の実施主体

- まちなかウォーカブル区域において、以下のいずれかに該当する者が実施主体となります。
  - 一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者
  - 建築物の所有者（当該建築物に関する賃借権その他使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む）

■ 事業の内容

- 一体型ウォーカブル事業は、以下の取組が該当します。

①市町村実施事業と一体的に実施される、滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業
（例：オープンスペースの整備・提供）

②上記の事業と一体となって、その効果を高めるために必要な事務又は事業
（例：オープンスペースを活用したイベントの実施など）

※上記③のみの実施は、本事業の対象外です。

- 滞在快適性等向上施設等とは、滞在の快適性等の向上に資する以下の施設です。

滞在快適性等向上施設等（規則第 11 条の 2）
一　道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの
二　駐輪場その他これに類するもの
三　噴水、水流、池その他これらに類するもの
四　食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
五　アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
六　街灯その他これに類するもの
七　花壇、樹木、並木その他これらに類するもの
八　電源設備その他これに類するもの
九　給排水設備その他これに類するもの
十　冷暖房設備その他これに類するもの

- 上記①の滞在快適性等向上施設等の整備又は管理に関する事業とは、以下の通りです。

滞在快適性等向上施設等の整備又は管理に関する事業（規則第 11 条の 3）
一　道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するものの整備又は管理に関する事業
二　道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの並びにこれらの上に設置される駐輪場、噴水、水流、池、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、街灯、花壇、樹木、並木、電源設備、給排水設備、冷暖房設備その他これらに類するものの整備又は管理に関する事業
三　食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類する施設等の整備又は管理に関する事業であって、当該施設等のうち壁の過半について、ガラスその他の透明な素材とすること、構造上開閉できるようにすること又は位置を後退させることにより、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な高い開放性を有するもの

先行事例：天王洲アイル（東京都品川区）
- 運河沿いのエリアにおいて、民間がその所有地とそれに隣接する区有地上にボードウォークを整備（区有地部分は区に譲渡）し、民間が両者を一体的に管理。
- 民地部分にはパラソル、テーブル、イス等を日常的に設置するとともに、イベント等の開催時には、民間が区有地部分を占用して一体的に利活用。

■ 制度活用のメリット

- 一体型ウォーカブル事業に取組む場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置（税制特例）、各種法律の特例を受けることができます。

《一体型ウォーカブル事業に対する税制特例》
- ウォーカブル推進税制（☞P.87）

《一体型ウォーカブル事業に対する法律の特例》
- 公園施設設置管理協定制度（☞P.95）
- 公園施設の設置管理許可の特例（☞P.93）
- 普通財産の活用（☞P.110）
- 都市再生整備計画の提案（☞P.11）
- 景観計画の提案
- 都市利便増進協定の締結（☞P.68）

- 一体型ウォーカブル事業の実施主体（又は実施しようとする者）は、都市再生整備計画の提案をすることが可能です。これにより、民間事業者等が主導してオープンスペースを提供しようとするときに提案制度を活用するなど、民間発意の計画づくりが行いやすくなります。

- また、以下の予算支援も活用できます。

《一体型ウォーカブル事業に対する予算支援》
- 官民連携都市再生推進事業（☞P.122）
- まちなかウォーカブル推進事業（☞P.124）
- まちなか公共空間等活用支援事業（☞P.125）

※要件等は、それぞれのページをご確認ください。

■ 一体型ウォーカブル事業の実施義務等（法第 46 条の 5～第 46 条の 8）

- 一体型ウォーカブル事業として都市再生整備計画に位置付けるには、当該事業の実施主体の同意が必要であるとともに、当該事業の実施主体には実施義務がかかります。
- 市町村は、一体型ウォーカブル事業の実施主体に対し、事業が実施されていないと認められる場合は実施の勧告ができます。また、事業の実施状況について報告を求めることができます。
- 一体型ウォーカブル事業の実施主体は、必要があるときは、市町村に資料、情報提供その他必要な協力を求めることができます。

■ 制度活用の手続き

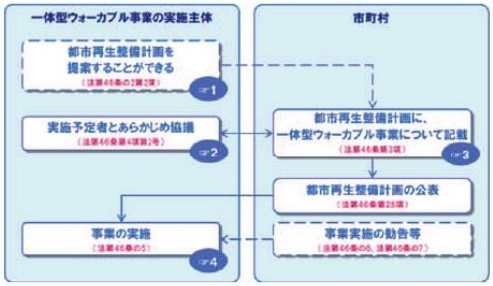

☞1 都市再生整備計画の提案

※提案がない場合でも、市町村は都市再生整備計画を策定できます

- 一体型ウォーカブル事業を実施しようとする者の側から、市町村に対して、一体型ウォーカブル事業の実施又は事業の効果を高めるために必要な都市再生整備計画の作成又は変更を提案することが可能です。（法第46条の2第2項）
- 提案の際は、都市再生基本方針や地域整備方針を踏まえ、それらに基づいた都市再生整備計画の素案を添付する必要があります。（法第46条の2第2項、法第46条の2第3項）
- 都市再生整備計画の提案を受けた市町村は、提案内容を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更の必要がないと判断した場合、その旨や理由を遅滞なく提案者に通知する必要があります。（法第46条の4）

☞2 事前協議

※都市再生整備計画の提案がない場合、手続きはここから開始します

- 市町村は、都市再生整備計画に一体型ウォーカブル事業について記載しようとする場合は、事業の実施予定者とあらかじめ十分な協議・調整をした上で、同意を得る必要があります。（法第46条第4項第2号）

☞3 都市再生整備計画に、一体型ウォーカブル事業について記載

- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。（法第46条第3項第2号）
  - 一体型ウォーカブル事業
  - 一体型ウォーカブル事業の実施主体及び実施期間

☞4 都市再生整備計画に基づいた事業の実施

- 一体型ウォーカブル事業が記載された都市再生整備計画が作成されると、当該事業の実施主体には、事業の実施義務が生じます。（法第46条の5）
- また、実施主体は、市町村に対して、事業の実施のために必要な資料や情報の提供等、協力を求めることが可能になります。（法第46条の8）

- 市町村の側は、実施主体に対して事業実施状況について報告を求めることが可能です。さらに、実施主体が一体型ウォーカブル事業を実施していないと認められる場合は、実施主体に対してその実施を勧告することが可能です。（法第46条の6、法第46条の7）

Ⅱ.ウォーカブル推進税制

■ 制度の概要

- 一体型ウォーカブル事業として、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合、当該一体型ウォーカブル事業の実施主体は、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。
- 具体的には、一体型ウォーカブル事業により整備した土地・償却資産又は家屋に対して、以下の税制特例①又は②が適用されます。

《税制特例①　民地のオープンスペース化に係る課税の特例》
【土地（固定資産税・都市計画税）・償却資産（固定資産税）】

- オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された家屋（便所等）*、償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を５年間１/３～２/３の範囲内において市町村の条例で定める割合（参酌基準１/２）に軽減
- 対象施設
  - 土地　：道路、通路、公園、緑地及び広場その他これらに類するもの
  - 償却資産：上記土地に設置された駐輪場、噴水、水流、池、案内板*、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、街灯、花壇、樹木、並木、電源設備、給排水設備、冷暖房設備、　その他これらに類するもの
  - 家屋　：便所その他これに類するもの*

*家屋（便所等）等への特例措置については、令和８年４月１日（予定）より追加予定

例：民地をオープンスペース化し、公共空間を拡大

《税制特例②　建物低層部のオープン化に係る課税の特例》
【家屋（固定資産税・都市計画税）】

- 低層部の階*1をオープン化（壁の過半について、ガラス等の透明な素材とすること、開閉可能な構造とすること又は位置を後退させること）した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分*2の課税標準額を５年間１/３～２/３の範囲内において市町村の条例で定める割合（参酌基準１/２）に軽減
- 対象施設
  家屋：食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設、便所*3その他これらに類するもの
- 例：建物低層部をオープン化（例：ガラス張り化）し、公共空間を充実

*1 建物の一階部分が対象（原則）。ただし、一階以外の階が広場、通路等に接している場合（サンクンガーデンに面する建物の地階等や行き止まりに面する建物の二階部分など）は、当該階が対象（例外）。
*2 オープン化した低層部の階にあるものに限る。
*3 便所等への特例措置については、令和８年４月１日（予定）より追加予定

■ 税制特例の手続き

☞1 申請書類の提出

- 税制特例措置の適用を受けるためには、事業実施主体が市町村の都市再生整備計画作成担当部署に対し、以下の書類を提出の上、税制特例の対象となる一体型ウォーカブル事業により整備された滞在快適性等向上施設等であることやその適用範囲を明らかにするための市町村長の証明を受ける必要があります。
  ① 税制特例適用申請書
  ② 都市再生整備計画の写し
  ③ 着工前及び竣工写真
  ④ 対象土地・家屋の登記事項証明書
  ⑤ 賃貸借契約書の写し（対象償却資産の所有者が、当該償却資産が設置される土地又は当該土地上に存する建物の賃借人である場合）
  ⑥ 対象除却資産の明細がわかる書類（対象償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数等がわかるもの）
  ⑦ 対象土地・償却資産・家屋のうち、税制特例の適用を受けようとする範囲の算定に必要な寸法が記載されている図面
  ⑧ その他市町村長が必要と認める書類

☞2 市町村（都市再生整備計画作成担当部署）による確認

- 市町村の都市再生整備計画作成担当部署は、適宜現地調査を実施の上、提出された申請書類及び税制特例の適用要件が備わっているかの確認を行います。
- この際、一体型ウォーカブル事業の要件及び税制特例の要件を満たしていることを確認します。
- 確認後、税制特例適用申請書に捺印の上、事業実施主体に交付します。

☞3 市町村（課税担当部署）への税制特例適用申請書の提出

- 交付された書類を、市町村の指示に従い、課税担当部署（固定資産税担当課）に提出します。
- なお、事業実施主体は、税制特例の活用についてあらかじめ各市町村の課税担当部署に相談するとともに、各市町村の都市再生整備計画担当部署は、手続きが円滑に進むよう、課税担当部署との十分な調整をします。

参考：一体型滞在快適性等向上事業に基づく税制特例の活用に関するガイドライン

- 下記 URL からダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
  https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001477540.pdf　（令和７年４月現在）

7-2. 都市公園法の特例等
（法第 46 条第 14 項第 1・2 号　第 46 条第 15～21 項 第 62 条の 2～第 62 条の 7）

Ⅰ.看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例
（法第 46 条第 14 項第 1 号 法第 46 条第 17 項第 1 号 法第 62 条の 2 第 1 項）

■ 制度の背景・目的
- 現在、都市公園を含む範囲をまちなかウォーカブル区域（☞P13）に指定するなど、都市公園を活用して「居心地が良く歩きやすい」交流・滞在空間を創出することが求められています。
- 現行の都市公園法では、都市公園内における占用物件は公共性の高いもの（電柱、電線、水道管、軌道、公共駐車場など）に限定されており、民間主体が都市公園内に看板・広告塔を設置することは原則として認められていません。
- しかし、都市公園と一体となってオープンスペースを創出する取組みを行う一体型ウォーカブル事業の実施主体については、その公益性により都市公園内に看板・広告塔を設置できるようになりました。

■ 制度の概要
- 都市公園において、地域の催しに関する情報を提供する看板・広告塔の設置について、市町村が都市再生整備計画に位置付けた場合、一定の要件を満たせば、公園の占用許可を受けることができます。

官民連携による公園整備のイメージ

先行事例：南町田グランベリーパーク
- 南町田グランベリーパークでは、町田市と東急電鉄の間でまちづくりプロジェクトの共同推進に関する協定を締結。
- 官民連携により、鶴間公園（町田市）と商業施設（グランベリーパーク）の空地を一連のオープンスペースとして整備。

■ 対象区域：まちなかウォーカブル区域の都市公園

■ 対象者：一体型ウォーカブル事業の実施主体（※）
※都市公園に係る市町村実施事業と一体的に実施される一体型ウォーカブル事業の実施主体

■ 特例が適用可能な施設
- 地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔（令第 19 条）

■ 特例の適用を受けるための条件
- 看板・広告塔の設置により都市公園の環境が悪化しないよう、設置者は清掃等の維持管理活動を行うこと（法第 46 条第 14 項第 1 号）
- 看板・広告塔の設置により得られる収益を、一体型ウォーカブル事業に要する費用に充てること（規則第 12 条の 2）

看板・広告塔のイメージ

都市公園に看板・広告塔を設置し、それらに地域の催し情報などを掲載、収益を一体型ウォーカブル事業に充てる

■ 制度活用のメリット
- 当該看板・広告塔の設置に係る占用許可の見通しが立つようになるので、地域住民の利便性の向上を図りつつ、円滑に看板・広告塔の設置を行うことができるようになります。

■ 制度活用の手続き

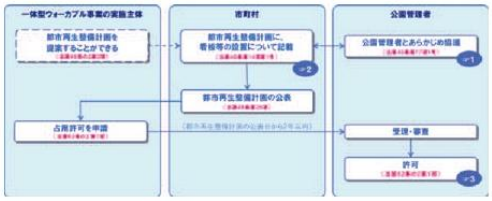

※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

☞1 事前協議
- 市町村は、都市再生整備計画に地域の催しの情報を提供するための看板・広告塔の設置について記載しようとする場合は、あらかじめ公園管理者と十分な協議・調整をした上で、その同意を得る必要があります。（法第 46 条第 17 項第 1 号）

☞2 都市再生整備計画に、対象となる看板・広告塔の設置について記載
- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。（法第 46 条第 14 項第 1 号）
  - 地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔の設置に関する事項

☞3 都市再生整備計画に基づく占用許可
- 一体型ウォーカブル事業の実施主体が、当該施設に係る占用許可を申請します。
- 公園管理者は、地域の催しの情報を提供するための看板・広告塔の設置について記載された都市再生整備計画が公表された日から 2 年以内に、都市再生整備計画の内容に基づいた占用許可申請があった場合、申請内容が技術的基準（次頁参照）に適合するものであれば、都市公園法第 7 条の規定にかかわらず、当該申請を許可します。（法第 62 条の 2 第 1 項）

都市公園の占用の許可の特例に係る施行等に関する技術的基準　一部抜粋（令第 25 条）

一　外観及び配置が、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとすること
二　構造が、倒壊、落下、その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとすること
五　情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとすること
六　占用に関する工事は、次に掲げるところによること
　イ　当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
　ロ　工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。
　ハ　工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

Ⅱ.公園施設の設置管理許可の特例
（法第 46 条第 14 項第 2 号イ 法第 46 条第 17 項第 2 号 法第 46 条第 18 項 法第 62 条の 2 第 2 項）

■ 制度の概要
- 都市公園を活用した交流・滞在空間の創出のため、都市再生整備計画に、まちなかウォーカブル区域内の都市公園へのカフェや交流スペースなどの公園施設の設置に関する事項を位置付けた場合は、都市再生整備計画の記載から 2 年以内であれば、都市公園法上の設置管理許可を受けることができます。

■ 対象区域：まちなかウォーカブル区域の都市公園

■ 対象者：民間事業者（まちづくりに取り組む NPO 法人など）

■ 対象施設
- 本特例の対象となるのは、都市公園法に規定する公園施設であり、まちなかウォーカブル区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるものです。
- 具体的に該当するのは、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設及び展望台又は集会所です。（規則第 12 条の 3）

■ 特例を受けるための条件
- 下記要件を満たしていること（法第 46 条第 18 項、都市公園法第 5 条第 2 項）
  - 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの
  - 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

■ 制度活用のメリット
- 設置管理許可の見通しが立つようにすることで、民間事業者等がより円滑に交流滞在施設の設置を行うことができるようになります。

■ 制度活用の手続き

※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

☞1 事前協議
- 市町村は、都市再生整備計画にまちなかウォーカブル区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となる公園施設の設置又は管理について記載しようとする場合は、あらかじめ公園管理者と十分な協議・調整をした上で、その同意を得る必要があります。（法第 46 条第 17 項第 2 号）
- 公園管理者は、市町村から事前の協議があった際、対象施設が以下のいずれにも該当しない場合は、同意することができません。（法第 46 条第 18 項、都市公園法第 5 条第 2 項）
  - 公園管理者が自ら設置又は管理することが不適当又は困難である
  - 公園管理者以外の者が設置又は管理することが当該都市公園の機能増進に資する

☞2 都市再生整備計画に、対象となる公園施設の設置又は管理について記載
- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。（法第 46 条第 14 項第 2 号イ）
  - 多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるものの設置又は管理に関する事項

☞3 都市再生整備計画に基づく設置管理許可
- 民間事業者が、当該施設に係る設置管理許可を申請します。
- 公園管理者は、都市公園の設置管理の許可の特例について記載された都市再生整備計画が公表された日から 2 年以内に、都市再生整備計画の内容に基づいた設置管理許可申請があった場合、当該申請を許可します。（法第 62 条の 2 第 2 項）

Ⅲ.公園施設設置管理協定制度
（法第 46 条第 14 項第 2 号ロ 法第 46 条第 15 項～第 17 項第 3～4 号 法第 46 条第 19 項～第 21 項 法第 62 条の 3～7）

■ 制度の背景・目的
- 都市公園を活用した交流・滞在空間の創出のためには、公園単体で考えるのではなく、まちづくりビジョンの中で交流・滞在空間として都市公園が果たすべき役割を意識した上で、まちづくりに携わる民間事業者等のノウハウも活用して都市公園の整備等を行い、魅力を高める必要があります。

■ 制度の概要
- 公園施設設置管理協定（通称：都市公園リノベーション協定）とは、都市再生推進法人または一体型ウォーカブル事業の実施主体が、まちなかウォーカブル区域内の都市公園において、飲食店・売店などの設置・管理と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場の整備等を一体的に行うため、都市公園の管理者と締結することができる協定です。
- 協定を締結した場合、新たに設置されるカフェや売店等の建蔽率の上限の緩和などの特例措置（☞P97）を受けることができます。

制度適用イメージ

■ 対象区域：まちなかウォーカブル区域の都市公園内

■ 協定の締結者
- 以下の者により、都市公園リノベーション協定を締結します。
  - 都市公園の公園管理者
  - 一体型ウォーカブル事業の実施主体又は都市再生推進法人で、協定対象となる都市公園における利用者の利便の増進に資する事業の実施を有する者
- 都市公園リノベーション協定は承継効が付与されるため、協定締結者（一体型ウォーカブル事業の実施主体又は都市再生推進法人）の一般承継人は、当該協定に基づく地位を承継することができます。

■ 協定対象施設：滞在快適性等向上公園施設、特定公園施設、公園利便増進施設等
- 「滞在快適性等向上公園施設」とは、以下のすべてに該当する施設です。
  - ① 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設及び展望台又は集会所のうち当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるもの（規則第 12 条の 4）
  - ② 設置又は管理を行わせることが、当該都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図り、当該まちなかウォーカブル区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であるもの（法第 46 条第 14 項第 2 号ロ）

公園施設（※1）及び滞在快適性等向上公園施設（※2）一覧

＊1：都市公園法第 2 条第 2 項　＊2：法第 46 条第 14 項第 2 号ロ

● 「特定公園施設」とは、以下のすべてに該当する施設です。
① 協定に基づき公園管理者が一体型事業実施事業者等に整備を行わせる園路、広場その他の公園施設（☞P96）（法第 46 条第 14 項第 2 号ロ(1)）
② 滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するもの（法第 46 条第 14 項第 2 号ロ(1)）
③ 滞在快適性等向上公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られるもの（規則第 12 条の 5）

● 「公園利便増進施設等」とは、滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与するもの（法第 46 条第 14 項ロ(2)）で、自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔（令第 20 条）をいいます。

■ 制度活用のメリット
● 公園管理者と民間事業者等が都市公園リノベーション協定を締結した場合、滞在快適性等向上公園の設置等に係る都市公園法上の特例（下記）を受けることができます。

《都市公園法上の特例》
【①設置管理許可期間の特例（10 年→20 年）】（法第 62 条の 3 第 3 項、法第 62 条の 5 第 2 項）
- 協定の有効期間は最大 20 年
- 協定期間中に民間事業者から許可申請があった場合、公園管理者は申請者に対して設置管理の許可を与えなければならない

※設置管理許可の期間の上限は 10 年のままだが、認定期間（上限 20 年間）は更新を保証

【②建蔽率の特例（2%→12%）】（法第 62 条の 7 第 1 項）
- 都市公園においては通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率の上限は 2%
- 滞在快適性等向上公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に建蔽率の上限を 10%上乗せ

【③占用物件の特例（自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に）】（法第 62 条の 7 第 2 項）
- 協定に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「公園利便増進施設等」（占用物件）として設置可能

※設置する場合、都市公園の環境の維持・向上を図るための清掃等を行うことが必要

■ 制度活用の手続き
＊協定実施者とは、協定を締結した一体型事業実施主体等（協定一体型事業実施主体等）をいいます。

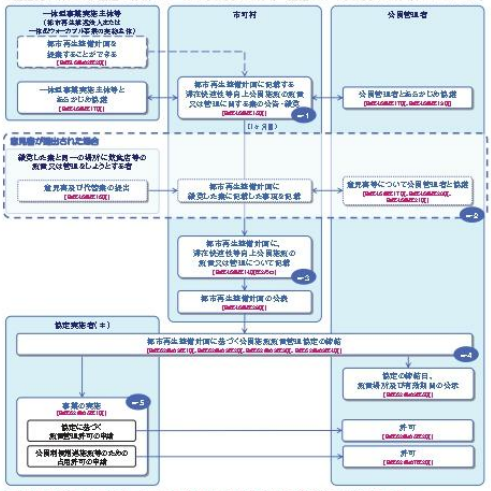

※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です。

☞1 事前協議及び案の公告・縦覧
● 市町村は、都市再生整備計画に記載しようとする滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する事項の案を縦覧しようとする場合、あらかじめ公園管理者及び一体型事業実施主体等（都市再生推進法人又は一体型ウォーカブル事業の実施主体）と十分な協議・調整をした上で、その同意を得る必要があります。（法第 46 条第 17 項第 3 号）
● 公園管理者は、市町村から事前の協議があった際、以下のいずれかに該当する場合は、同意することができません。（法第 46 条第 19 項）
- 対象施設の場所が、一体型事業実施主体等に当該施設の設置又は管理を行わせることが、都市公園の管理上適切でない場所であること
- 縦覧しようとする事項の案が、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められないこと

☞2 意見書等の提出と協議・審査
● 縦覧された案における滞在快適性等向上公園施設と同一の場所に飲食店等の設置又は管理をしようとする者は、市町村に対して、縦覧期間満了日までに意見書等を提出することが可能です。（法第 46 条第 16 項）
● 市町村は、意見書の提出があった場合、都市再生整備計画に当初の案のとおりの事項を記載しようとする時は、改めて公園管理者と協議し、同意を得ることが必要です。この際、提出された意見書等の写しを公園管理者に提出します。（法第 46 条第 17 項第 4 号、法第 46 条第 20 項）
● 公園管理者は、縦覧された案と意見書等の内容を審査します。この際、縦覧された案が当該都市公園の機能を損なわず、利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると判断できない場合、同意することができません。（法第 46 条第 21 項）

☞3 都市再生整備計画に、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理について記載
● 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。（法第 46 条第 14 項第 2 号ロ）
- 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する事項
- 特定公園施設の建設に関する事項
- 公園利便増進施設等の設置に関する事項
- 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理及び公園利便増進施設等の設置に伴い必要となるものに関する事項
- その他国土交通省令で定める事項（滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理により期待される効果その他の市町村が必要と認める事項）

☞4 都市公園リノベーション協定の締結
● 公園管理者は、協定の締結に先立ち、協定締結を行おうとする一体型事業実施主体等が以下に該当することを確認する必要があります。（法第 62 条の 3 第 4 項）
- 適切な資金計画及び収支計画を有する者であること
- 滞在快適性等向上公園施設が都市公園法第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当すること
- 不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
● 都市公園リノベーション協定において、以下の事項を定めます。（法第 62 条の 3 第 1 項、法第 62 条の 3 第 2 項、法第 62 条の 3 第 3 項）
- 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の概要
  - 設置又は管理の目的
  - 場所
  - 設置又は管理の期間
- 滞在快適性等向上公園施設の構造、施工計画等
  - 構造
  - 工事実施の方法
  - 工事の時期

- 設置又は管理のための都市公園の使用の対価として一体型事業実施主体等が支払う使用料の額
- 特定公園施設の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む）
- 公園利便増進施設等の設置に関する事項
- 都市公園の環境の維持向上のための清掃等に関する事項
- 都市公園リノベーション協定の有効期間（最大 20 年間）
- 都市公園リノベーション協定に違反した場合の措置
- その他国土交通省令で定める事項（協定の実施状況についての報告等）

● 協定締結後、公園管理者は、以下について公示する必要があります。（法第 62 条の 3 第 5 項）
- 協定締結の日
- 有効期間

☞5 協定に基づく事業の実施
● 協定実施者（＊1）は、協定に従って滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理、特定公園施設の建設、公園利便増進施設等の設置及び都市公園の環境の維持向上のための清掃等を実施する義務が生じます。（法第 62 条の 5 第 1 項）
● 公園管理者は、協定実施者から、協定に基づいた滞在快適性等向上公園施設について設置管理許可申請があった場合、当該申請を許可します。（法第 62 条の 5 第 2 項）
● 上記設置管理に伴って協定実施者が公園管理者に支払う使用料の金額は、協定に記載した金額（当該額が都市公園法第１８条の規定に基づく条例で定める額を下回る場合にあっては、当該条例で定める額）となります。（法第 62 条の 5 第 3 項）
● 協定実施者以外の者は、協定により施設の設置予定場所について設置管理許可申請をすることができなくなります。（法第 62 条の 5 第 4 項）
● 公園管理者は、協定実施者から、協定に基づく公園利便増進施設等のための占用許可申請があった場合は、技術的基準等に適合する限り、当該申請を許可します。（法第 62 条の 7 第 2 項）

＊1…ここでいう協定実施者とは、協定を締結した一体型事業実施主体等（協定一体型事業実施主体等）をいいます。

※本制度の活用にあたっての詳細は、別途「まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション促進のためのガイドライン」を都市局公園緑地・景観課より発出予定ですので、そちらもご参照ください。
※実際の運用にあたっては、本手引きに掲載した手続きに先立ち、市町村における方針の整理や、実施事業者との調整・マーケットサウンディング等の必要性が想定されます。上記のガイドラインでは、そのような内容についても説明しています。

参考：まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション促進のためのガイドライン
● 下記 URL からダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001367295.pdf （令和 3 年 3 月現在）

7-3. 駐車場法の特例等
（法第 46 条第 14 項第 3 号　第 62 条の 9～第 62 条の 12）

■ 制度の背景・目的

- まちなかウォーカブル区域においては、歩行者が安全かつ快適に歩くことができ、まちのにぎわいを生むイベントなどの活動が円滑に行える空間を創出することが重要です。
- このため、駐車場の配置や出入口の位置を適正化することにより、まちなかエリアの自動車交通の流れを整序し、駐車場への自動車の出入りによる自動車と歩行者との輻輳を避けることを目的に、特定路外駐車場の設置の届出等、出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等、附置義務駐車施設の集約化の制度を設けています。

Ⅰ.特定路外駐車場の届出制度（法第 46 条第 14 項第 3 号イ 法第 62 条の 9）

■ 制度の概要

- まちなかウォーカブル区域において、路外駐車場の配置を適正化するため市町村が都市再生整備計画に路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）を記載した場合には、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（特定路外駐車場）を設置する場合に、市町村長への届出を義務づけるものです。

制度活用のイメージ

■ 対象区域：まちなかウォーカブル区域

■ 制度活用による効果

- まちなかウォーカブル区域において、都市再生整備計画に、路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）が定められた場合、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場を設置しようとする場合、設置に着手する日の 30 日前までに市町村長への届出が必要となります。
- 届出を受けた市町村長は、届出の内容が路外駐車場配置等基準に適合しない場合、必要に応じて、届出をした者に対して勧告をすることができます。

■ 制度活用のメリット

- まちなかウォーカブル区域内の路外駐車場の配置が適正化し、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上を図ることができます。

■ 制度活用の手続き

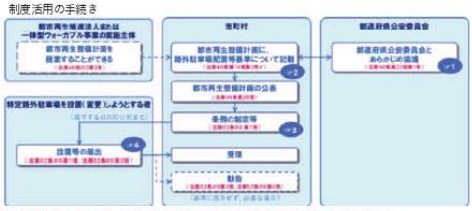

※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

☞1 事前協議

- 市町村は、都市再生整備計画に路外駐車場配置等基準について記載しようとする場合は、あらかじめ都道府県公安委員会と協議をする必要があります。（法第 46 条第 22 項第 1 号）

☞2 都市再生整備計画に、路外駐車場配置等基準について記載

- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。（法第 46 条第 14 項第 3 号イ）
  - まちなかウォーカブル区域における路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）

☞3 条例の制定等

- 市町村は条例に、都市再生整備計画に記載した路外駐車場配置等基準や、まちなかウォーカブル区域内で届出対象となる路外駐車場（特定路外駐車場）の規模を定めます。（法第 62 条の 9 第 1 項）

☞4 届出制度

- 都市再生整備計画に路外駐車場配置等基準が記載されたまちなかウォーカブル区域において、特定路外駐車場を設置（または位置、規模並びに自動車の出入口の位置を変更）しようとする者は、その設置（または変更）に着手する日の 30 日前までに、届出書と図面を市町村長に提出しなければなりません。（法第 62 条の 9 第 1 項、法第 62 条の 9 第 2 項）
- 市町村長は、届出があった場合、届出の内容が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要な場合は、届出をした者に対して勧告をすることができます。（法第 62 条の 9 第 3 項）
- また、市町村長はこの勧告をした場合、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対して土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第 62 条の 9 第 4 項）

Ⅱ.路外駐車場出入口の設置制限
（法第 46 条第 14 項第 3 号ロ 法第 62 条の 10 法第 62 条の 11）

■ 制度の概要

- まちなかウォーカブル区域のうち、特ににぎわいの中心となる道路について、歩行者が安全かつ快適に滞在できる空間とするため、市町村が駐車場出入口制限道路を都市再生整備計画に記載した場合、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（出入口制限対象駐車場）の出入口を設けることを制限するものです。
- 出入口制限対象駐車場とは、路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が駐車場出入口制限道路の交通の現状及びまちなかウォーカブル区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいいます。

制度活用のイメージ

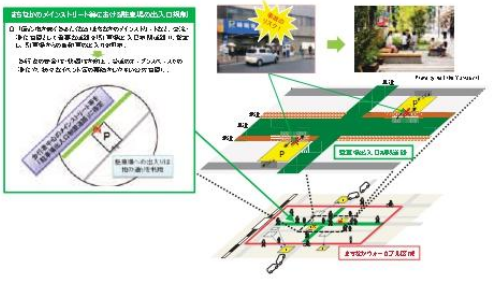

■ 対象区域：まちなかウォーカブル区域

■ 制度活用による効果
- 駐車場出入口制限道路に面した土地において、市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場の設置等をしようとする者は、出入口の設置又は位置の変更に着手する 30 日前までに市町村長への届出が必要となります。
- 届出を受けた市町村長は、届出の内容が出入口設置の規制に反している場合、届出者に対して出入口の位置に関する設計の変更等の勧告をすることができます。
- 市町村長は、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合には、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障が及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができます。
- 既設の路外駐車場等についてはこの出入口制限や届出制度は適用されませんが、駐車場出入口制限道路における安全かつ円滑な歩行の確保及び催し等の円滑な実施について適正な配慮（例：出庫方向を歩行者通行量の少ない方向に指示する、など）をしなければなりません。

■ 制度活用のメリット
- 駐車場出入口制限道路沿道における歩行者の安全や滞在の快適性の確保や、催しの実施等の活動の円滑化等を図ることができます。

■ 制度活用の手続き

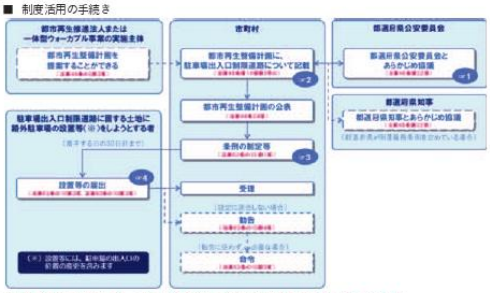

※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

#1 事前協議
- 市町村は、都市再生整備計画に駐車場出入口制限道路について記載しようとする場合は、あらかじめ都道府県公安委員会と協議をする必要があります。また、駐車場出入口制限道路について検討している区域において、都道府県が附置義務条例を定めている場合には、当該都道府県知事とも協議をする必要があります。(法第 46 条第 22 項)

- 活用にあたっては、以下の点に留意することが必要です。
  - 歩行者利便増進道路（☞P119）と併用する場合、駐車場出入口制限道路を指定しようとする道路の道路管理者や、その指定によって新たに駐車場の出入口が設置されることになる道路の道路管理者と事前に情報を共有して必要な調整を図ることにより、指定の効果を高めていくこと
  - 駐車場出入口制限道路の指定により、当該駐車場出入口制限道路の周辺に位置する重要物流道路等の広域的なネットワークを形成する幹線道路に駐車場の出入口が集中し、当該幹線道路の交通に支障が生じることが予想される場合、当該幹線道路を管理する道路管理者とも事前に情報を共有し、必要な調整を図ること

#2 都市再生整備計画に、駐車場出入口制限道路について記載
- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。(法第 46 条第 14 項第 3 号ロ)
  - 駐車場出入口制限道路に関する事項

#3 条例の制定等
- 市町村は条例の規則に、都市再生整備計画に記載した駐車場出入口制限道路に関する事項や、届出の義務が生じる出入口制限対象駐車場の規模、出入口設置の禁止規定の適用が除外される場合、適用除外に該当するか否かを確認するために必要な資料等を定めます。

#4 届出制度
- 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面した土地において、出入口制限対象駐車場を設置（または出入口の位置を変更）しようとする者は、その設置（または出入口の位置変更）に着手する日の 30 日前までに、届出書と、出入口制限駐車場の位置、区域、自動車の出入口等を表示した図書を市町村長に提出しなければなりません。(法第 62 条の 10 第 2 項、法第 62 条の 10 第 3 項)
- 市町村長は、届出があった場合、届出の内容が駐車場出入口制限道路の規定に適合しない場合は、届出をした者に対して、期限を定めて、出入口制限対象駐車場の設計変更等を勧告することができます。(法第 62 条の 10 第 4 項)
- また、市町村長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがある場合は、期限を定めて、当該勧告に従うよう命令することができます。(法第 62 条の 10 第 5 項)

III.附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限
（法第 46 条第 14 項第 3 号ハ、法第 62 条の 12）

■ 制度の背景・目的
- 駐車場法第 20 条に基づく附置義務条例により一定規模以上の建築物に附置が義務付けられている附置義務駐車施設は、原則として建築物又は建築物の敷地内に設けることとされていますが、駐車施設が建築物ごとに分散して配置されることで出入口が多く発生し、自動車と歩行者の輻輳が生じています。

■ 制度の概要
- まちなかウォーカブル区域における駐車施設の附置について、都市再生整備計画に位置付けることにより、駐車場法の特例として、次の 2 点を行うことができます。
  - まちなかウォーカブル区域における附置義務駐車施設の集約化を図るため、都市再生整備計画に集約駐車施設の位置及び規模について定めた場合は、附置義務条例に基づいて義務付けられている附置義務駐車施設を、建築物内や建築物の敷地内だけでなく、集約駐車施設に設けることができます。
  - 駐車場出入口制限道路（☞P.104）を定めている場合は、やむを得ない場合として条例で定める場合を除き、附置義務駐車施設の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に設けることを制限することもできます。

- 集約駐車施設の位置は、まちなかウォーカブル区域の外に設定することも可能です。

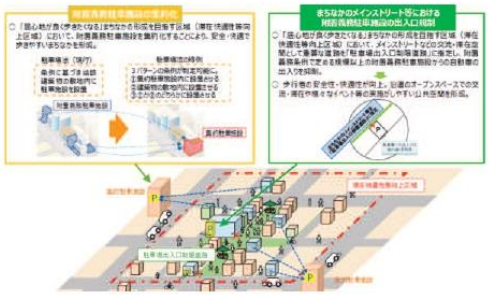

■ 対象区域：まちなかウォーカブル区域

■ 制度活用による効果
- 附置義務条例に基づいて義務付けられている附置義務駐車施設を、建築物内や建築物の敷地内だけでなく、集約駐車施設に集約することができます。
- その際、「①集約駐車施設内への設置」「②建築物の敷地内への設置」「③ ①または②のどちらかへの設置」という 3 パターンの附置義務条例を制定することができます。
- 駐車場出入口制限道路を定めている場合は、市町村の条例で定める規模以上の附置義務駐車施設について、やむを得ない場合として条例で定める場合を除き、自動車の出入口を当該道路に接して設けることを制限することができます。

■ 制度活用のメリット
- 駐車施設が分散されることによる自動車と歩行者の輻輳を抑えられるので、まちなかウォーカブル区域内の歩行の安全と円滑化を図ることができます。
- 駐車場出入口制限道路沿道における歩行者の安全や滞在の快適性の確保や、催しの実施等の活動の円滑化等を図ることができます。

■ 制度活用の手続き

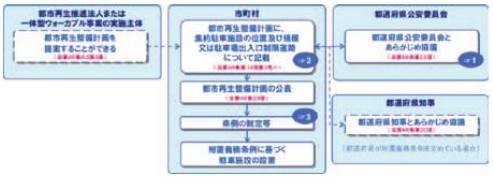

※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です。

☞1 事前協議

- 市町村は、都市再生整備計画に集約駐車施設の位置及び規模について記載しようとする場合は、あらかじめ都道府県公安委員会と協議をする必要があります。また、集約駐車施設の位置及び規模を検討している区域に、都道府県が附置義務条例を定めている場合には、当該都道府県知事とも協議をする必要があります。(法第 46 条第 22 項)

☞2 都市再生整備計画に、集約駐車施設の位置及び規模について記載

- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。(法第 46 条第 14 項第 3 号ハ)
  - 集約駐車施設の位置及び規模

☞3 条例の改正等

- 市町村は条例に、都市再生整備計画に記載した集約駐車施設の位置及び規模等を定めます。
- (駐車場出入口制限道路を定めており、附置義務駐車施設を出入口設置制限対象とする場合)
  市町村は条例に、駐車場出入口制限道路に関する事項や、出入口制限対象とする附置義務駐車施設の規模、出入口設置の禁止規定の適用が除外される場合、適用除外に該当するか否かを確認するために必要な資料等を定めます。

7-4. 普通財産の活用
(法第 46 条第 14 項第 4 号 法第 62 条の 13)

■ 制度の背景・目的

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出するためには、官民の様々な既存ストックを有効活用することが重要です。
- 市町村が所有する空地などの普通財産についても、交流・滞在空間として活用できる場合があります。実際に、普通財産である市有地をまちづくり会社等に安価に貸し付けて、まちづくり会社等が市有地にマルシェなどのにぎわい施設を設置している事例も見られます。

■ 制度の概要

- 民間事業者等(都市再生推進法人又は一体型ウォーカブル向上事業の実施主体)が行うまちなかウォーカブル区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、市町村が都市再生整備計画に普通財産の使用に関する事項を記載することで、民間事業者等は、普通財産の安価な貸付け等を受けることができるものです。

■ 対象区域:まちなかウォーカブル区域

■ 制度の対象者:都市再生推進法人または一体型ウォーカブル事業の実施主体

■ 制度活用の条件

- 普通財産の安価な貸付けを受けた民間事業者等は、その普通財産のある地域の環境の維持及び向上を図るための清掃等、必要な地域貢献を請じなければなりません。

■ 制度活用による効果

- 民間事業者等は、都市再生整備計画の期間内に限り、普通財産の安価な貸付けを受けることができます。

活用事例:金山駅周辺地区(愛知県名古屋市)

- 金山駅周辺地区におけるまちづくりは、都市再生推進法人((公財)名古屋まちづくり公社)を含め官民連携で取り組んでおり、名古屋市の普通財産(金山総合駅連絡通路橋)について、都市再生推進法人に安価な貸し付けを行い、当財産を含めた地区の公共施設の高質な管理とにぎわい向上に資する活用を図っている。

財産名	金山総合駅連絡通路橋
普通財産貸付に係る事業内容	• 催事スペース(イベント広場等)の整備・管理 • 広告媒体の整備・管理

■ 制度活用のメリット

- 民間事業者等が、にぎわいづくりの取組等に活用できる空間確保が円滑になります。

■ 制度活用の手続き

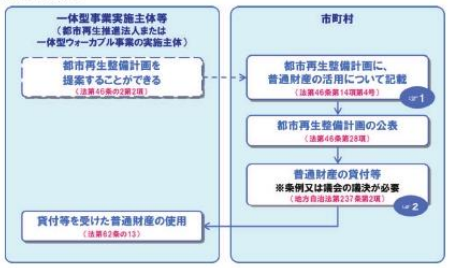

※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

☞1 都市再生整備計画に、普通財産の活用について記載

- 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。(法第 46 条第 14 項第 4 号)
  - 一体型事業実施主体等(都市再生推進法人または一体型ウォーカブル事業の実施主体)が行うまちなかウォーカブル区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、一体型事業実施主体等に対し普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けること等により一体型事業実施主体等に普通財産を使用させることに関する事項

☞2 普通財産の貸付等

- 市町村が、都市再生整備計画に記載された事項に基づいて一体型事業実施主体等に普通財産を貸し付けるには、市町村の条例又は議会の議決によることが必要です。(地方自治法第 237 条第 2 項)
- 一体型事業実施主体等は、都市再生整備計画の期間内に限り、記載された事項に基づいて普通財産の貸付等を受けることができます。その際、貸付等を受けた一体型事業実施主体等は、その普通財産がある地域周辺の清掃等の地域貢献を行うことが必要となります。(法第 62 条の 13)

※まちなかウォーカブル区域においては、この他、3-1-Ⅳ「都市再生推進法人を経由した道路占用等の許可の申請手続」(☞P23)の制度も活用できます。

8. 関連制度等

8-1. 立地誘導促進施設協定(コモンズ協定) H30-
(法第 109 条の 4~第 109 条の 6)

Ⅰ.立地誘導促進施設協定とは

- 立地適正化計画は、都市機能をまちなかに集積させ、コンパクトなまちづくりを推進するための計画です。都市再生整備計画に基づく、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出と組み合わせて、コンパクトで魅力的なまちづくりを進めることが求められています。
- 本協定は、立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、低未利用土地等の活用や、地域コミュニティの自発的な取組を促進するために、地域住民など一団の土地の地権者等の全員合意により居住者その他の者の良好な生活環境の確保に必要な施設の整備又は管理に関するルールを決めるものです。
- 定められたルールをもとに、整備や管理を地域住民など民間主体が実施します(市町村は認可及びあっせん権限を持つことにより地域住民の自主的な活動をサポートします)。

❑ 制度フロー

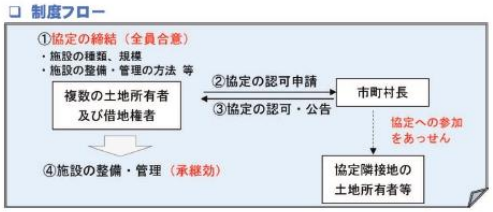

□ 活用のイメージ

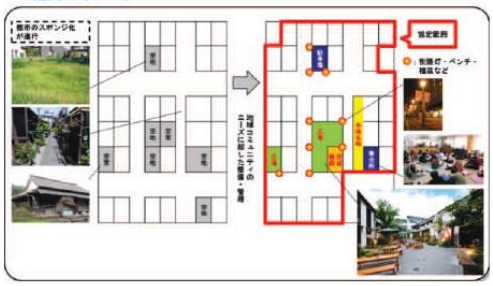

Ⅱ.制度の概要

■ 立地誘導促進施設協定の趣旨、概要

- 都市のスポンジ化による空き地・空き家の大量発生は、所有者が特に困っていないために使われていない、売却・賃貸を希望しながら適切な買い手・借り手が現れないなどの事情によるものです。
- このような空き地・空き家は不動産流通にのらないものが数多くあると考えられますが、地域に存する小さなニーズを掘り起こし、地域コミュニティで活用することにより、十分に利用される可能性があります。
- そのためには、地域の幅広いニーズに対応しながら、地域コミュニティで地域に必要な身の回りの公共空間や施設を一体的に整備・管理することが出来るよう本協定制度を導入するものです。
- 具体的には、次のような協定制度です。
  - 都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地や空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティが共同で整備・管理する空間・施設について地権者全員の合意により協定を締結します。
  - 安定的に地域運営を図るために、市町村が協定を認可することにより、協定を締結した土地所有者等に承継効が付与されます。
  - 活動をさらに広げるため周辺地権者の参加を市町村が働きかけるよう要請できます。
- 本協定による取組は地域コミュニティによる公共性の発露やソーシャルキャピタルの醸成の誘導にも繋がるものと考えています。

■ 立地誘導促進施設協定の活用が想定される具体的な場面

- 本協定制度は幅広い場面で適用可能ですが、代表的な活用は以下の２類型が想定されます。

①空き家・空き地活用－非収益型
- 地域コミュニティが主体となって、空き家や空き地を活用して、集会所や広場等の地域に必要な施設を地権者の受益に応じた負担により整備・管理します。

例）子育て世代の家族が多く暮らす地域において、地域で連携した子どもの安全確保やレクレーション活動を行うために、空き家を集会所としてリノベーションし、継続的に管理

例）豪雪地帯等の地域において、空き地を活用して雪捨て場、歩行者通路等を共同で整備・管理

例）団集住宅地等の地域において、防災等の観点から、空き地を防災広場として整備・管理

②空き家・空き地活用－収益型
- 都市再生推進法人や認可地縁団体等が、空き家や空き地を地権者から取得し、若しくは借り受け、店舗やにぎわい施設等にリノベーションし、その施設の運用により収益をあげて地権者と共に一体的に地域に必要な施設を整備・管理します。

例）空き店舗をまちづくり会社がリノベーションして収益をあげながら広場・通路等の様々な施設を一体的に整備・管理

例）都市再生推進法人等が地権者をコーディネートしつつ、まちなかに乱立する小規模駐車場の集約や配置適正化を図り、余剰地をにぎわい空間として活用

立地誘導促進施設協定活用によるまちなか駐車場の配置適正化とにぎわい創出

立地誘導促進施設協定の活用パターン

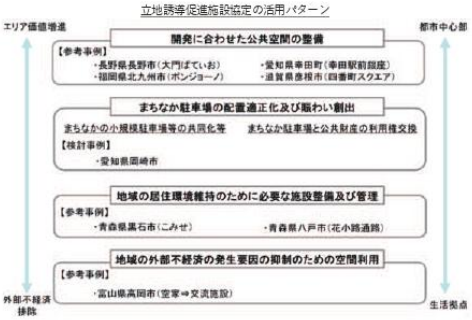

参考事例：立地誘導促進施設協定制度の活用（青森県むつ市）

制度のポイント
- 地域コミュニティによる公共的空間の創出・安定的運営を促進。
- 民間の任意の活動を公認し、まちづくり活動の意欲アップ。

活用のヒント
- 協定対象となる施設が法令で限定されていないことから、コミュニティで整備・管理する共同利用施設の安定的（居住者や商店主の変動による影響を受けない）維持に広く活用可能。また、複数の施設を一体的に整備・管理することも可能。
- 相続による通路等の滅失回避、団地開発業者が整備した広場の住民管理、商店街によるにぎわい施設の共同運営等の幅広い活用が想定される。

8-2. 低未利用土地権利設定等促進計画 H30-
(法第 109 条の 15 第 1 項)

1.低未利用土地権利設定等促進計画とは

- 空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用動機が乏しく、また、「小さく」「離散する」ため使い勝手が悪く、さらに、所有者の探索に多くの手間と時間がかかります。
- これまで行政は、民間による開発・建築行為をもって規制等により受動的に関与をしてきたところ、低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする制度を創設しました。
- 立地適正化計画の誘導区域を対象に、低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行います。(権利設定等：地上権、賃借権、使用貸借権の設定・移転、所有権の移転)
  - 課税標準の 1/5 控除

❑ 制度フロー

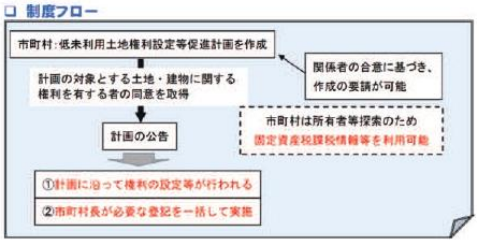

❑ 活用イメージ

制度のポイント
- 細分化された土地・建物の活用に向けた権利関係の整序に有効。
- 任意の権利設定・移転に比べ、時間・手間を大幅に削減。
- 行政のコーディネートにより、地権者等の安心感を得やすい。

活用のヒント
- 権利設定・移転後の土地・建物は、「住宅」「誘導施設」「住宅や誘導施設の立地の誘導を図るもの」のいずれに活用しても良く、幅広い場面で活用が可能。
- 固定資産税課税情報等で地権者情報を把握しながら、合意の取れた部分から段階的に権利設定・移転を進めることで、関係者の理解の醸成につなげることが可能。
- 複数の土地に一括して利用権を設定する場合や、隣地を取得してゆとりある生活空間を創り出す場面などにも活用可能。

8-3. 歩行者利便増進道路（ほこみち） R2-
(道路法第 48 条の 20)

- 本制度は、都市再生特別措置法に基づくものではありませんが、まちなかウォーカブル区域制度との併用により「居心地が良く歩きたくなるまちなか」空間を創出する上で相乗効果が期待できるため、ここで紹介します。

■ 制度の背景・目的
- 道路において、人々が集い、多様な活動を繰り広げる、にぎわい創出に資する空間へのニーズが高まっています。
- バイパスの整備等により自動車交通量が減少する道路が生じている一方で、コンパクトシティの進展等によって歩行者交通量が増加する道路も生じており、歩行者を中心とした道路空間への再構築の必要性が高まっています。
- しかしながら、現在の道路法では、にぎわい創出につながる道路の位置づけが明確に規定されていないほか、道路管理者の主導により民間の創意工夫を活用して歩行者にとって快適で楽しめる空間をつくる仕組みがありませんでした。

■ 制度の概要
- にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち）を創設します。
- ほこみちに指定された道路では、新たな道路構造基準が適用され、歩道等の中に"歩行者の利便増進を図る空間"を定めることができます。
- また、指定された道路の特例区域（利便増進誘導区域）においては、占用がより柔軟に認められるようになり、購買施設や広告塔等の占用物を置く場合の"無余地性"の基準が除外されます。さらに、占用者を公募により選定する場合、最長 20 年の占用が可能となります。

■ まちなかウォーカブル区域との併用によるメリット
- ほこみち（改正道路法）とまちなかウォーカブル区域（改正都市再生特別措置法）を併用することで、官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を促進できます。

ほこみち
①車線を減らして歩道を拡げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能
⇒公共：交付金による重点支援
②カフェやベンチの設置など占用制度を緩和
⇒"無余地性"基準が除外され占用物が置きやすく
⇒実質的に 20 年の占用が可能。多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく（占用公募を行う場合。通常は 5 年。）

まちなかウォーカブル区域
③公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
⇒公共：交付金（国費率の嵩上げ等）
民間：税制特例、補助金
④区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
⑤イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応

両制度を併用すると…相乗効果 大

i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。

■ 制度活用の手続き

- 制度の全体の流れをフローで示します。

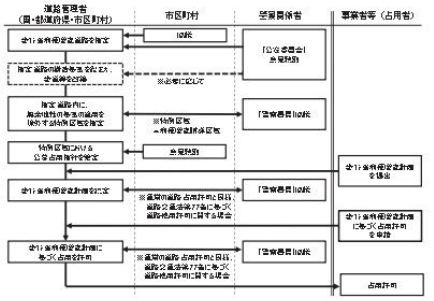

参考：歩行者利便増進増路－ほこみち－

- ほこみちに関する情報は下記URLからも閲覧できますので、適宜ご活用ください。
  https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html （令和８年４月現在）

9. 居心地が良く歩きたくなる空間形成に対する予算支援 R2-

9-1. 官民連携都市再生推進事業

※ 以下、令和８年４月１日以降の制度改正を記載しています。

- 官民の幅広い関係者が参画する官民連携のエリアプラットフォーム（☞P.123）を構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムの構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の人材の集うコミュニティの活性化と官民連携による持続可能なまちづくりにつなげ一層の都市再生を推進することを目的とした補助事業です。

- 「エリアプラットフォーム活動支援事業」と「普及啓発事業」の２つがあります。
- 「エリアプラットフォーム活動支援事業」は、官民の多様な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアプラットフォームにおけるエリアの将来像を示した未来ビジョン及び未来ビジョンに基づく実施計画の策定、未来ビジョンに定めた将来像の実現に向け、都市の魅力や国際競争力を向上するための施策の実施にあたり必要となる社会実験など、３つの事業（「①エリアプラットフォームの構築」「②未来ビジョン等の策定」「③成果連動プログラム型社会実験」）により構成されています。
- 「普及啓発事業」は、民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発することにより、都市再生推進法人の育成を図る事業です。

参考：エリアプラットフォーム

- まちなかのにぎわい創出や多様な人材が集積した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする都市の魅力や国際競争力の向上を図るためには、官民のまちづくりに関する様々な主体が連携し、行政のまちづくりの方向性と取組、及び民間のまちづくりの方向性と主体的な取組、アイディアをもとに、一体的に取り組む官民連携によるまちづくりを進めるため、官民の幅広い関係者がエリアの将来像やまちづくりの方向性を議論・共有するための場（プラットフォーム）が求められています。

- エリアプラットフォームとは、以下の要件を満たす協議組織を指します。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	・市町村（特別区を含む）	―
	・都市再生推進法人その他のまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者	・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備推進　等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、農年会議所、任意のまちづくり団体　等
参画や支援	・様々な投資の観点等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援	・専門人材（大学の有識者等） ・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に属する者　等

必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
国、関係都道府県、公安委員会、公共交通事業者等、都市開発事業を施行する民間事業者、独立行政法人、民間都市機構、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、公共施設の整備若しくは管理を行う者　等	国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元商用金庫、銀行、公共施設の指定管理者　等

9-2. まちなかウォーカブル推進事業

- 都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲の区域にて、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業です。

■ 事業主体等
- 交付金：市町村、市町村都市再生協議会
- 補助金：都道府県、民間事業者等　　※国費率はいずれも１／２

■ 施行地区
①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
②まちなかウォーカブル区域（周辺環境整備に係る事業を含む）

■ 対象事業

※なお、駐車場やモニュメント等の整備のように、一体型ウォーカブル事業（☞P.80）の対象外の施設であっても、まちなかウォーカブル推進事業で整備可能な施設もあります。

9-3. まちなか公共空間等活用支援事業

- 都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する既存建物のリノベーション等の事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により支援します。

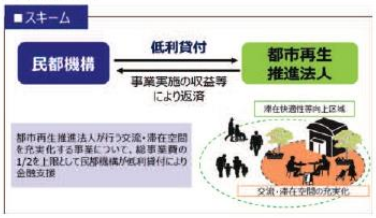

■ 主な要件
- 支援対象：都市再生推進法人
- 支援対象事業：ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により、交流・滞在空間を充実化する既存建物のリノベーション等の事業
- 支援限度額：総事業費の1/2
- 貸付期間：最長20年
- 事業要件：
  - 都市再生整備計画の区域内に定められるまちなかウォーカブル区域内で行われる事業であること
  - 都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること

支援活動イメージ

賑わいあふれる交流・滞在空間形成のため、カフェ等の誘致と併せて、広場におけるベンチの設置や植栽等を行う事業などを支援

10. 民間まちづくり活動の財源確保に関する制度等 H30-

10-1. 民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン（改訂版 ver1.0）

Ⅰ.ガイドラインの背景・目的

- まちの魅力を高める地域のまちづくり活動（公共公益施設の維持管理等）を行う民間団体の多くでは、活動の持続を図る上で「財源の確保」が大きな課題となっています。
- 一方、地域の多様性や個性を反映した地域固有の魅力の向上は、それぞれの地域や民間まちづくり活動団体の自由な発想や行動力によるところが大きいと考えられます。
- 本ガイドラインでは、地域の自主性と自立性を確保しつつ、行政や地域の関係者にとってもまちづくりのビジョンやマスタープランに沿った民間まちづくり活動が推進されることを前提とし、多様な手法による財源を確保に向けた対応に焦点を当て、民間まちづくり活動団体へのアンケートやヒアリング、デジタル技術を活用したケーススタディ等を通じて、財源確保の取組について整理しました。
- 平成30年8月に初版を公表した後、民間まちづくり活動の多様化やデジタル技術活用の進展等を踏まえ、また、民間まちづくり活動における財源不足の課題が常態化していることを受けて、再分配法人の枠組みについては参考資料に残しつつ、民間まちづくり活動における財源確保の手法に焦点を当てた改定を令和6年4月に行いました。

Ⅱ. ガイドラインの概要

① エリアマネジメント活動における課題

エリアマネジメントの担い手であるまちづくり団体等からは、採算性や担い手確保などが課題として挙げられる。

「エリア価値の向上のための専門サービス提供等に関する調査（令和4年3月）」
調査対象：まちづくり団体（都市再生推進法人等）、民間デベロッパー
実施時期：令和4年3月発出、4月末回収。
配布数：まちづくり団体136団体、民間デベロッパー25社。

民間まちづくり活動は事業が多様化し、収益事業には偏りがある。

今後、民間まちづくり活動の領域が広がり、発展できるようにするためには、財源が確保できる取組を拡げていくことが求められる。

② 民間まちづくり活動を支える財源

民間まちづくり活動団体が活動の財源とする資金の調達手法をその負担者に着目して分類すると、以下の3つに整理される。

① 行政の支援による財源確保、② 住民・企業等のステークホルダーの支援による財源確保、③ 自らの事業収入による財源確保

負担者に応じて分類された財源ごとに主な収益活動をもとに次の表のとおり再整理をした。

財源の類型	
1 行政の支援による財源確保	
	業務委託
	指定管理
2 住民・企業等のステークホルダーの支援による財源確保	
	エリアマネジメント負担金（法定制度）
	エリアマネジメント負担金（独自制度）
	会費
3 自らの事業収入による財源確保	
	不動産賃貸
	空き家等遊休ストック活用
	駐車場・駐輪場運営
	パブリックスペース活用
	イベント運営
	店舗運営
	飲食・観光案内
	広告掲出
4 その他	
ソーシャルインパクトボンド(SIB)	都市再生推進法人へのヒアリング、既存資料により左表の具体的取組事例、事業構造を記述
まちづくりファンド	
クラウドファンディング	

③ 財源を確保している取組事例

① 民間まちづくり活動を支える財源、② 財源を確保している取組デジタル、③ 技術を活用した財源確保の可能性 などにおける事例を掲載。（次のような取組事例を紹介）

エリアマネジメント負担金（独自制度・民間が徴収）

エリアマネジメント負担金(BID)のうち、独自の制度によりまちづくり活動に要する費用を行政ではなくエリアを代表する民間まちづくり活動団体が徴収し、まちづくり活動の財源とするもの。※法定の負担金制度と区別するため、以下の事例では「分担金」という

【事例】

＜参考＞ガイドラインで示す「再分配法人」の枠組みの概要

地域の関係者の合意の下、地域で生み出される多様な財源を、地域全体を見渡せる法人に積み立て、幅広い民間まちづくり活動に再分配（助成等）する枠組み。

Ⅲ. ガイドライン活用のメリット

本制度を活用することで、次の効果が期待できます。

- 地域における民間団体の連携・協働を通じ、民間まちづくり活動に、将来にわたり必要な財源が充てられる環境が整うこと。
- 自治体にとっても、まちづくりのビジョン等に沿った民間まちづくり活動の財源を確保・調整することが可能となること。

参考：民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン（改訂版 ver.1.0）（本文）

- ガイドラインの全文は下記URLからダウンロードできますので、ご活用ください。
  民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン（改定版ver.1.0）.pdf

10-2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）

Ⅰ.制度の背景・目的

- 近年、民間が主体となって、にぎわいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大しています。
- こうした活動は、にぎわいの創出等を通じて地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の実現に資するものですが、活動を担うエリアマネジメント団体の安定的な財源の確保が課題となっています。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要です。（民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難）
- このため、海外における BID（※）の取組事例等を参考とし、３分の２以上の事業者の同意を要件として、市町村がエリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図ります。

※BID･･･Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

Ⅱ.制度の概要

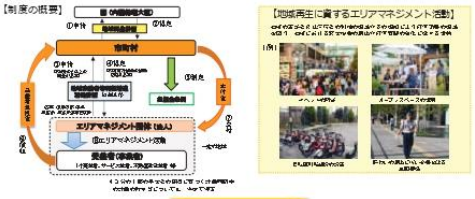

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

Ⅲ.制度活用のメリット

- 本制度を活用することで、次の効果が期待できます。

① 定量的な目標の設定（KPI）及び効果の「見える化」の推進	⑤ エリアマネジメント団体への資金提供の促進
② 関係者の合意形成の促進、合意の継続性の確保	⑥ 地方創生カレッジ等による専門的な人材の育成・確保
③ 公共性、公益性が高い活動に対する公的関与、費用徴収	⑦ 地域未来交付金（地域未来推進型）等による先駆的な取組みへの支援
④ 公共空間等の利活用による財源の確保	⑧ 官民の協議会の設置等による官民連携の推進

※日本版 BID を含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会　中間とりまとめ（平成 28 年 6 月 30 日）より
⑦の支援制度については令和 8 年 4 月時点の名称を記載

Ⅳ. 制度活用の流れ

- 手続きの流れは次のとおりです。

地域再生計画の作成
地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したい市町村は、当該事項を記載した地域再生計画を作成し、国（内閣総理大臣）の認定を得る必要があります。

エリアマネジメント団体による活動計画の作成
地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したいエリアマネジメント団体は、受益事業者の３分の２以上の同意を得て、当該事項を記載した地域来訪者等利便増進活動計画（活動計画）を作成し、市町村長の認定を得る必要があります。

市町村による計画の認定
市町村長は、エリアマネジメント団体から提出された活動計画について、市町村議会の議決を経た上で、認定基準を満たすと認められる場合には、当該計画を認定するものとします。

市町村による負担金の徴収と交付金の交付
市町村は、認定した活動計画に基づきエリマネ団体が実施する活動に必要な経費の財源に充てるため、事業者から負担金を徴収し、エリマネ団体に交付金として交付することができます。

エリマネ活動の実施と監督等
交付された交付金を原資にしてエリマネ団体はエリマネ活動を実施するとともに、市町村は、エリマネ団体の活動について監督することとなります。

事例編

運用実績・運用事例　目次

対応する制度		事例等（R8.4時点）		頁
◆都市再生整備計画	都市再生整備計画（法第46条ほか）	◆都市再生整備計画を活用した協定等の実績一覧		133
◆都市再生推進法人	都市再生推進法人（法第118条～第123条）	◆法人区分別都市再生推進法人一覧		161
		事例－1	一般社団法人茶畑カルテッド（静岡県静岡市清水区）	167
		事例－2	まちづくり福井株式会社（福井県福井市）	168
◆道路占用許可の特例	道路占用許可特例制度（法第46条第10・11項、法第62条）	事例－1	新宿駅周辺地区（東京都新宿区）	169
		事例－2	高崎市中心市街地地区（群馬県高崎市）	170
		事例－3	大阪うめきた先行開発地区（大阪府大阪市北区）	171
		事例－4	岡山都心地区（岡山県岡山市北区）	172
		事例－5	柏中央地区（千葉県柏市）	173
◆都市公園の占用許可の特例	都市公園の占用許可特例制度（法第62条の2）	事例－1	栄・伏見・大須地区（愛知県名古屋市中区）	174
◆都市利便増進協定	都市利便増進協定（法第46条第25項、法第74条～第80条の2）	事例－1	富山市中心市街地地区（富山県富山市）	175
◆都市再生（駐車）歩行者経路協定	都市再生（駐車）歩行者経路協定（法第45条の2、法第46条第24項、法第73条）	事例－1	はかた駅前通り地下道路（福岡県福岡市博多区）	176
◆公園施設設置管理協定	公園施設設置管理協定制度（法第46条第14項第2号ロ、法第46条第15項～第17項第3～4号、法第46条第19項～第21項、法第62条の3～7）	事例－1	阪神大物駅周辺地区（兵庫県尼崎市）	177
◆普通財産の活用	普通財産の活用（法第46条第14項第4号、法第62条の13）	事例－1	金山駅周辺地区（愛知県名古屋市中区）	178

本手引きで、単に「法」「令」「規則」という場合、以下を指します。
法：都市再生特別措置法　令：都市再生特別措置法施行令
規則：都市再生特別措置法施行規則

都市再生整備計画を活用した協定等の実績一覧（法第46条ほか）

● 都市利便増進協定の締結実績（43件）1/4　※国交省都市局調査結果（令和7年10月末時点）　※網掛け（ ）内の日付は変更日を記載

協定対応者	締結日	協定対応地区	協定対応する事業等
川越市、（株）まちづくり川越	H26.8.7	日枝神社参道周辺	サイクルポート等の自転車駐車場の整備
北海道倶知安町、札幌大通まちづくり(株)	H25.3.28	倶知安駅周辺地区	札幌大通まちづくりが日本全域から自転車駐車場運営を受託しているノウハウを活用
豊橋市、豊橋まちづくり(株)	H25.12.27	豊橋まちづくり協議会地区（豊川広場、豊橋駅前大通、東八町）	豊橋まちづくり協議会が日本全域から自転車駐車場運営を受託しているノウハウを活用したイベントを実施。豊橋まちづくり協議会は、豊橋市、豊橋商工会議所、豊橋観光コンベンション協会、豊橋鉄道、豊橋駅周辺地区まちづくり協議会で構成
岩国市、（一社）岩国市観光コンベンション協会、（一社）岩国青年会議所、（一社）岩国青年会議所、（一社）岩国青年会議所、（一社）岩国青年会議所	H26.12.5	岩国駅周辺地区（オープンカフェ、広告物、バイエルン広場、駅前広場、岩国市役所、錦帯橋、岩国城、岩国駅、JR岩国駅、JR岩国駅、JR

都市利便増進協定（43件・28 市区町村）　※国交省都市局調査結果(令和７年10 月末時点)

※締結日順（同一市区町村は連番）
1．北海道開発局、札幌大通まちづくり（株）（札幌市）
2．川越市、（株）まちづくり川越（川越市）
3．富山市、（株）富山市民プラザ（富山市）
4．草津市、（株）まちづくり草津（草津市）2件
5．草津市、草津まちづくり（株）（草津市）2件
6．道路管理者、大阪府北地区先行開発区域開発事業者、グランフロント大阪TMO（大阪市）
7．柏市、（一社）UDCK タウンマネジメント（柏市）
柏市、（一社）柏市みどりの基金（柏市）
8．長岡市、えきまち長岡（株）（長岡市）
9．仙台市、（一社）荒井タウンマネジメント（仙台市）
10．さいたま市、（一社）アーバンデザインセンター大宮（さいたま市）
さいたま市、（一社）栄蘭タウンマネジメント（さいたま市）
11．東ミナミまちづくり（株）、道路管理者、公園管理者（名古屋市）
東ミナミまちづくり（株）、三菱 UFJ 信託銀行（株）（名古屋市）
中部地方整備局、東ミナミまちづくり（株）（名古屋市）
錦二丁目エリアマネジメント（株）（名古屋市）
（公財）名古屋まちづくり公社、名古屋市、東海旅客鉄道（株）、名古屋鉄道（株）、名古屋市（高速道路事業者）（名古屋市）、
名古屋高速（株）、名古屋市（高速道路事業者）（名古屋市）、
富士コーヒー（株）、名古屋市、名古屋港管理組合（名古屋市）
12．横井市、まちづくり横井（株）（横井市）
13．前橋市、（公財）前橋市まちづくり公社（前橋市）
前橋市、（一社）前橋デザインコミッション（前橋市）
14．神戸市、神戸ハーバーランド（株）（神戸市）
（株）神戸ウォーターフロント開発傾斜（神戸市）
15．浦河町、（株）IPAGE（浦河町）
16．藤田市、（一社）TCCM（藤田市）
17．静岡市、（一社）草薙カルテッド（静岡市）3件
藤伝堂まちづくり（株）（静岡市）
18．渋谷区、（一社）渋谷駅前エリアマネジメント（渋谷区）
19．倉敷市、倉敷まちづくり（株）（倉敷市）2件
20．高幕寺まちづくり（株）（豊田井市）
21．岡崎市、（株）まちづくり岡崎（岡崎市）
22．（一社）天文館みらいマネジメント（鹿児島市）
23．府中市、（株）まちづくり府中（府中市）
24．北広島市、（株）日本エスコン（北広島市）
25．道路管理者、河川管理者、（株）キャッセンス船溜（大船渡市）
26．港区、（一社）高輪ゲートウェイエリアマネジメント、東日本旅客鉄道（株）（港区）
27．（株）豊橋まちなか活性化センター（豊橋市）
28．サンシティ周田管理組合法人、阪急電鉄（株）（池田市）

都市利便増進協定の締結実績（43件）3/4　※国交省都市局調査結果(令和７年10 月末時点)

協定対象者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ（及び定常広告等）	前列利便増進施設及び周辺の諸施設の清掃、管理等の実施、自好な景観の創出
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	小規模売店、広告塔、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター（及びイベント広場施設）	前列利便増進施設及び周辺の諸施設の清掃、管理等の実施、自好な景観の創出
渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	R1.10.10	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及び観光案内所、バス定期券発売所及びバス案内所、観測施設等	協議サービスレベル向上事業を協力して実施することにより一体的な管理を行う。
御伝堂まちづくり(株)	R2.10.16	広場（駅前空間・緑豊緑地）、オープンカフェ施設（机、椅子、花壇プランター等）、照明、イベント用電気設備、給水栓、室内ポンプ、水遊デッキ（イベント広場）等	前列利便増進施設及びの周辺の清掃及び美化活動の実施、周辺の安全な通行の確保、広場、オープンカフェ施設等の利用・活用に関する調整対応
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R3.4.22	小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ（北口広場広場）、小規模売店、広告塔、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター（及びイベント広場施設）、広告塔、バナーフラッグ（及び自由通路）、北口駐輪場（令和４年４月１日から）	施設及び空地の管理、清掃業務 等
倉敷市、倉敷まちづくり(株)	R3.8.20	ウッドデッキ、芝生広場、テーブル、イス、日陰対策設備、屋外ベンチ、移動椅子、プランター、広告塔	前列利便増進施設を活用してなされる賑わいの創出に資するイベント等の実施と施設の日常管理
(一社)荒井タウンマネジメント	R3.11.8	駐輪場、シェアサイクルポート	清掃、日常的な点検、修理、補充、広告掲載、小規模掲載、美化等の対応（朝・昼・夕・夜高・火災・盗難） 掲載、掲載期間を超える掲載（全広告掲載）以外の通常の掲載基準などに関与すること） 費用、大規模な改修及び施設の撤去（仕様、設計の変更を含む一定範囲を除く）に協議、調整すること）
錦二丁目エリアマネジメント(株)	R4.3.11	木製ベンチ（錦町の木製化プロジェクトの一環として設置される歩行空間の利便に資する休憩施設）、グリーンインフラ（ＳＤＧｓ、まちづくりの一環として設置される歩行空間の利便に資する休憩施設）及び掲載する歩道上看板、自転車駐輪整備。	点検施設の修繕、点検及び周辺の清掃、美化活動、美来整備の実施
(株)神戸ウォーターフロント開発傾斜	R4.8.30	公共空間、駐車場、広告塔、看板、展望施設、駐輪場施設、施設	前列利便増進施設及び周辺の諸施設の清掃、管理等の実施、自好な景観の創出
前橋市、(一社)前橋デザインコミッション	R4.9.21	道路、公園、河川、広場	日常管理実施計画、協定管理報告書を実施することとし、また、日常管理に要する費用負担協定締結者間等のとする。
宝塚寺まちづくり(株)	R4.12.26	駅前広場、地下道、公共空地、駐輪場、トイレ、荷置コーナー、放置禁止施設、ベンチ・テーブル、緑地	前列利便増進施設を活用してなされる賑わいの創出に資するイベント等の実施と周辺の諸清掃管理の実施、周辺景観の創出

都市再生歩行者経路協定の締結実績（２件）　※国交省都市局調査結果(令和７年10 月末時点)

協定対象者	締結日	協定施設	日常管理に関する事項
福岡市、九州旅客鉄道(株)、西日本シティ銀行、(株)TAKプロパティ	H23.9.30	地下道路	日常の管理区分の明示、シャッター・止水壁の操作区分、保守工事・点検・修繕区分の明示・区域内の駐車の禁止・自転の禁止・人流の安全確保に関する区分の明示
港区、東京都、(株)アルヘロクランテ	H30.9.10 (R4.4.22 変更)	高架通路、歩行者デッキ、昇降施設内通路 等	時間区分に応じ、各々が自己の責任及び費用において実施する。

都市再生整備歩行者経路協定の締結事績（２件）　※国交省都市局調査結果(令和７年10 月末時点)

協定対象者	締結日	協定施設	日常管理に関する事項
えきまち長岡(株)、西日本旅客鉄道(株)、(株)平和堂、地権者、長岡市	H29.12.28	長岡駅自由通路、階段、エスカレーター、バリアフリーエレベーター 等	時間区分は区別し、えきまち長岡(株)、(株)平和堂が実施
北広島市、(株)日本エスコン	R6.6.26	エルフィンパーク、道路上空通路、隣接交流施設連絡、道路上空通路、歩行交流施設	協定書に定める時間区分に基づき、その時有管理行うものとする。

都市利便増進協定の締結実績（43件）4/4　※国交省都市局調査結果(令和７年10 月末時点)

協定対象者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
前橋市、(株)まちづくり前橋	R5.3.31	オープンカフェ等の設置（飲食施設、駐車施設、休憩所）<芝生施設等>テーブル、イス、テント 等	前列利便増進施設及び周辺（施設を設置しない芝生部を含むの場合、美化活動の実施、自好な景観の創出・形成（屋外広告物、照明照明、ともなみ 等）
(当社)名古屋まちづくり公社、名古屋市、東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、名古屋市（管理施設運営者等）	R5.5.1	全自設合駅施設連絡協議	施設管理（広告物不適事施全等の広告設置、音楽設置、日常清掃、施設管理等）、点検、修繕、修理 等
(一社)天文館みらいマネジメント	R6.3.15	広告付きベンチ	前列利便増進施設の日常管理実施、不法占有物への対応
府中市、(株)まちづくり府中 ※R6.4 に「一般社団法人まちづくり府中」から「株式会社まちづくり府中」に施設決定と事業施行者を変更	R6.6.17	道路	対象施設の清掃 等
北広島市、(株)日本エスコン	R6.6.26	北広公園（公園）、ゲートパーク（広場）	列計実施する
金山市、金山まちづくり(株)	R6.7.5	広場、倉庫施設、駐輪施設、ベンチ	前列利便増進施設を活用してなされる賑わいの創出に資するイベント等の実施と施設の日常管理
富士コーヒー(株)、名古屋市及び名古屋港管理組合	R6.7.24	休憩施設、道路、塀	－
港区、(一社)高輪ゲートウェイエリアマネジメント、東日本旅客鉄道(株)	R7.3.11	歩道橋連絡施設、階段（北広場）、下段、バナー広告等、ベンチ、カウンター、テーブル、公園施設	時間区分に応じ、各々が自己管理
(株)豊橋まちなか活性化センター	R7.3.31	西側駅前口駅前広場	前列利便増進施設を活用したにぎわいの創出及びに管理の高度化
(一社)UDCK タウンマネジメント、柏市	R7.4.1	柏の葉アクアテラス及び周辺道路	前列再生整備法人が日常管理（美化活動等）を実施する。前列利便増進協定を活用して、なされる賑わい創出、回遊性向上に資する事業を実施する。
サンシティ団地管理組合法人、阪急電鉄(株)	R7.7.30	広場、道路、駐輪場	清掃、点検、修理 等

道路占用許可の特例の活用実績（82 件）1/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	開始年度	道路管理者	支援事業
新宿駅前商店街振興組合	H24	新宿区	常設オープンカフェ（営業区域）、地域ルールに則った広告の許可
札幌大通まちづくり(株)	H25	北海道開発局	ゆうちょテラス、オープンカフェ（営業区域）の許可、広告物の許可
(一社)グランフロント大阪 TMO	H25	大阪市	広告物・バナー広告の許可・管理、オープンカフェ・常設店舗（営業区域・滞留区域）許可・管理
高輪台駅前地区商店街振興組合	H25	港区	自転車駐輪の許可
富岡まちなかコミュニティサイクル推進協議会	H25	富岡町、富岡市	富岡まちなかコミュニティサイクル
富岡まちなかオープンカフェ推進協議会	H25	富岡町、富岡市	富岡まちなかオープンカフェ
(一社)柏の葉エリアマネジメント	H26	東京都	営業区域・オープンカフェ（営業区域）・滞留区域等の許可によるにぎわいの創出
サイカパーキング(株)	H26	神戸市	コミュニティサイクルステーションの許可
(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	H26	柏市	自転車駐輪の許可、バナー広告の許可
まちづくり福井(株)	H26	福井市	オープンカフェ（営業区域）の許可
富岡市、(公社)富岡観光協会	H26	富岡市	観光案内所の許可
(一社)UDCK タウンマネジメント	H 26	柏市	営業区域、サイン・バナーの許可
(株)まちづくり西脇	H26	西脇市	オープンカフェ（営業区域）の許可
金土筒店街振興組合	H26	千葉市	オープンカフェ（営業区域）の許可、物販ブース（滞留区域）の許可、マーケット、 盛上パフォーマンスの実施、ストリートファニチャの実施、バナー広告の許可
NPO 法人 タウンモビール・ネットワーク北九州	H26	北九州市	コミュニティサイクルステーションの許可
協同組合 地産地消の直売会	H26	富山市	看板（バナーフラッグ）及び休憩施設（ベンチ）の許可
(株)トコモ・バイクシェア	H26	横浜市道路局管理課、 各区土木事務所	横浜都心部コミュニティサイクル事業
神戸市	H26	神戸市	滞留区域、営業区域、広告の許可（地下街「デュオこうべ」の 3 区） オープンカフェ（営業区域）の許可、物販ブース（滞留区域）の許可

道路占用許可の特例の活用実績（82 件）2/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	開始年度	道路管理者	支援事業
金融事業者	H 26	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車整備地で自転車を貸出する事業の用に供するもの）の設 置・管理、オープンカフェ「三宮プラッタ」（テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等）の貸付け創出
千葉住吉商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケットの実施
千葉市中心市街地まちづくり協議会	H27	千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
ウエストリメテナント会	H27	千葉市	マルシェの実施
パラソルギャラリー実行委員会	H27	千葉市	工房、オープンカフェの実施
栄町通商店振興組合	H27	千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施
千葉都心イルミネーション実行委員会	H27	千葉市	イルミネーションにおけるバナー広告の許可
(公社)千葉観光物産協会	H27	千葉市	観光 P R イベントの実施
センシティルテイク管理組合	H27	千葉市	モノレール駅舎屋外壁面広告の許可
(株)まちづくり東海	H27	東海市	オープンカフェの許可・管理
金融事業者	H27	福岡市	コミュニティサイクル事業
(一財)柏市まちづくり公社	H28	柏市	「KASHIWA W DECK ～ 柏駅前デッキ利活用プロジェクト」 ※営業区域・滞留区域等の許可、広告物の許可
NPO 法人 うつのみやまちづくり機構機構	H25	宇都宮市	宇都宮ともなかオープンカフェ事業
まちづくり協議会	H25	富岡市	オープンカフェ（カフェなりに営業区域）の許可
高崎市、指定された事業者	H25	高崎市	オープンカフェ、マーケット等の実施
R-223	H25	千葉市	千葉駅前大通りでの屋台出店
金融センター地区道路協議会	H25	金沢市	営業区域（パラソル・椅子等）
(一社)柏の葉エリアマネジメント	H30	東京都	オープンカフェの許可の許可（営業・滞留区域） 地域のルールに則った広告物・看板の許可
まちづくり福井(株)	H30	福井市	常設的オープンカフェ・常設・看板の許可・管理

道路占用許可の特例の活用実績（82 件）3/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	開始年度	道路管理者	支援事業
(一社)TCCM	H30	吉田市	広告看板の許可・管理、マーケットの開催（オープンカフェ等の許可）
千葉商工会議所	H30	千葉市	分科会天国（営業区域・滞留区域）
(株)まちづくり大津	H30	大津市	営業区域・滞留区域、広告物・看板、サイクルポートの許可
(株)街頭クリエイティブ	H30	相模山市	道路空間を活用した社会実験
(一社)観光カルテット	H30	静岡市	営業区域等の許可、管理
名古屋まちづくり(株)	H30	名古屋市	広告物、自転車駐車整備、看板
松本市	H30	松本市道路管理課等	シェアサイクルポートの許可
(一社)品川駅前エリアマネジメント	R1	港区区	営業区域（カフェ区域内外）の許可・管理、 滞留区域（バス空間待合空間区域内外）の許可・管理
(一社)UDCK タウンマネジメント	R1	柏市	営業区域許可、サイン・バナーの許可
(公社)静岡市まちづくり公社	R1	静岡市	営業区域、滞留区域等の他当する区域(オープンカフェ等)
金融事業者	R1	神戸市	コミュニティサイクルポート（自転車駐車整備地で自転車を貸出する事業の用に供するもの）の 設置・管理、オープンカフェ「三宮プラッタ」（テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等）の貸付け創出
(株)トコモ・バイクシェア、OpenStreet(株)	R1	横浜市道路局管理課、港区土木事務所、 各区土木事務所	横浜市シェアサイクル事業
(一社)観光カルテット、静岡市	R2	静岡市	常設オープンカフェ（営業区域等）の許可・管理
倉敷市	R2	倉敷市	シェアサイクル事業
川崎市	R2	川崎市	公共空間を有効活用した広告事業

道路占用許可の特例の活用実績（82 件）4/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	開始年度	道路管理者	支援事業
まちづくり成生(株)	R2	福井県	オープンテラス（テーブル、イス）の許可
こまがねテラス	R2	狛ヶ峰市	地域駐車場の路上利用
春日産まちづくり(株)	R2	静岡市	常設オープンカフェ（飲食営業区域等）の許可・管理
交通事業者等	R2	国、富岡県、富岡市	サイクルポート許可
川崎市	R3	川崎市	広告物、バナーフラッグ等の許可による機能の向上
北九州市	R3	北九州市	北九州市シェアサイクル事業
(一社)神宿1丁目エリアマネジメント	R3	大阪市	広告物の許可・管理、オープンカフェ等（営業区域・滞留区域）の許可・管理
ハルマ協議会	R3	岡山市	パルきび通り（国道下通り）において、歩道の一部を活用してオープンカフェ等を実施
福岡市	R4	国土交通省、北九州市、福岡市	オープンカフェ等社会実験
赤坂センター地区道路協議会	R4	名古屋市	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ事業
都市再生推進法人	R4	相模山市	相模山市道路占用 4 号通、6 号通、26 号通、滞留空間を活用した社会実験
都市再生推進法人	R4	相模山市	相模山市道北口6号の下通、滞留空間を活用した社会実験
岡山市	R4	国土交通省中国地方整備局	岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」事業における滞留上へのポート許可
銀二丁目エリアマネジメント(株)	R4	名古屋市	ベンチ、自転車駐車整備
ちとせ実行委員会	R4	千葉市	千葉都心地区をカバーするオープンカフェ社会実験
区域内の就業者や商店経営者、宿泊者	R4	国土交通省局	分科会設置特例 向上社会実験（でるべ駅前-大門のり） 滞留駅前-大門地区等賑い創出事業（でるべ駅前-大門のり）

道路占用許可の特例の活用実績（82 件）5/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
沼津市	R4	静岡県	新型コロナウイルス感染症対策飲食店への営業支援期間限定利用
都市再生推進法人	R5	和歌山市	和歌山市都市再生歩行者利便増進、滞在空間を活用した社会実験
(株)まちづくり福津	R5	福津市	歩道を中心とした利活用など
宇都宮市	R5		
(一社)アーバンデザインセンター大宮	R5	さいたま市	広幅員化した歩道空間の連続的な有効活用（ネッショーの出店）により、大宮駅周辺の賑わい創出および将来予定再開発ビルの一体的なエリアマネジメントを図る。
(一社)TCCM	R5	豊田市	マーケットの開催 等
ダイセン産業(株)	R6	伊勢市	自転車駐輪整備員（シェアサイクルポート）の設置・管理
(株)生き活き街場	R6	佐賀市	オープンテラス等による滞在空間の活用
堺市	R6	堺市	堺市シェアサイクル事業
都市再生推進法人	R6	和歌山市	和歌山市都市再生歩行者利便増進、滞在空間を活用した社会実験
御坂町観光協会	R7	台東区	金属製品の販売・展示等
交通事業者等	R7	国、国土交通省、富山市	シェアサイクル機能強化促進事業
地方公共団体、都市再生推進法人	R7	三重県	特例適用区域の指定
商業センター地区連絡協議会	R7	多摩市	都市再生整備計画事業におけるオープンカフェ

道路占用許可の特例（82 件・42 市区町村）　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

1．札幌大通まちづくり（株）（札幌市）
2．函館まちなかオープンカフェ推進協議会（函館市）
　函館まちなかコミュニティサイクル推進協議会（函館市）
　まちづくり協議会（函館市）
3．国土交通省新宿周辺地区（千葉市）
　千葉銀座商店街振興組合（千葉市）
　千葉市中心市街地まちづくり協議会（千葉市）
　ウエストリボンテナント会（千葉市）
　パラソルギャラリー実行委員会（千葉市）
　新町通り商店街振興組合（千葉市）
　千葉駅ペデストリアンデッキ協議会（千葉市）
　（公社）千葉都市開発協会（千葉市）
　センシティビルディング管理組合（千葉市）
　千葉県立中央博物館（千葉市）
　n.223（千葉市）
　市之宿三業協同組合（千葉市）
4．（一社）都心型アーバンデザインセンター（港区）
　（一社）UDCK タウンマネジメント（港区）
　（一社）都市まちづくり公社（港区）
　（一社）UDCK タウンマネジメント（港区）
5．都市再生推進法人（台東区）
　秋葉通りエリアマネジメント協議会（豊島区）
　（一社）池袋駅東エリアマネジメント（豊島区）
　（一社）新宿通りエリアマネジメント（豊島区）
　（一社）新宿通りエリアマネジメント（豊島区）
6．国際交流推進協会り商連合（青山）
7．品川区、（公社）品川区観光協会（品川区）
8．まちづくり福井（株）（福井市）
9．（株）まちづくり福野（富山市）
10．（一社）グランフロント大阪ＴＭＯ（大阪市）
　（一社）梅田ＳＴ地区エリアマネジメント（大阪市）
11．サイカパーキング（株）（神戸市）
　神戸市（神戸市）
　長田観光協会（神戸市）
　長田観光協会（神戸市）
12．熊本駅周辺地区自治振興協議会（熊本市）
13．岡山市（岡山市）
　みしマ協議会（岡山市）
14．ＮＰＯ法人ハウンモービルネットワークオカヤマ（岡山市）
　（社九州市）
　北九州市（北九州市）
15．（株）まちづくり未来（未来市）
16．高松観光協（高松市）
17．ＮＰＯ法人 学園都市まちづくり推進機構（宇都宮市）
18．多様センター地区連絡協議会（多様市）
　多様センター地区連絡協議会（多様市）
　多様センター地区連絡協議会（多様市）
19．駅ビナまちづくり（株）（名古屋市）
　栄二丁目エリアマネジメント（株）（名古屋市）
20．（株）まちづくり大津（大津市）
21．（株）堺町クリエイティブ（松阪上市）
　都市再生推進法人（松阪上市）
　都市再生推進法人（松阪上市）
　都市再生推進法人（松阪上市）
　都市再生推進法人（松阪上市）
22．県有地、高度活用地要請書（高松市）
23．（一社）TCCM（豊田市）
　（一社）TCCM（豊田市）
24．松本市（松本市）
25．（公社）青梅市まちづくり公社（青梅市）
26．（一社）金沢カルチャット（金沢市）
　都心型まちづくり（株）（金沢市）
　（一社）金沢カルチャット、金沢市（金沢市）
27．まちづくり福井（株）（福井市）
　まちづくり福井（株）（福井市）
28．倉本市（倉本市）
29．川越市（川越市）
　川越市（川越市）
30．こまがたテラス（駒ヶ根市）
31．交通事業者等（富山市）
　交通事業者等（富山市）
32．（株）トコモ・バイクシェア（港区市）
　（株）トコモ・バイクシェア、OpenStreet（株）（港区市）
33．宮城県（宮城県）
　広域内の鉄道立体地区都市再生協議、倉本部（宮城県）
34．まちづくり倉庫（株）（倉庫市）
35．（株）まちづくり関西（関西市）
36．ダイセン倉庫（株）（伊勢市）
37．（一社）アーバンデザインセンター大宮（さいたま市）
38．（株）倉庫市都市再生倉庫（倉庫区）
39．倉庫市（倉庫市）
40．宇部市（宇部市）
41．県有（県有）
42．地方公共団体、都市再生推進法人（三重市）

都市公園占用許可の特例の活用実績（24 件）1/2　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
(株)トコモ・バイクシェア、OpenStreet(株)	H26	横浜市および指定管理者、各区土木事務所	横浜市シェアサイクル事業
大田区（実施主体。占用主体）、区と協定を結んだ事業者（運営主体）	H28	大田区	大田区コミュニティサイクル事業の実施運営
姫路市	H29	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（回転型駐輪施設）の整備
(株)まちづくり大津	H30	大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
ユタカ交通(株)	H30	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
江東区、区と協定を結んだ事業者	H30	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
豊橋市	H30	豊橋市	園地の野外飲食施設としての利用
栄ミナミまちづくり(株)	H30	名古屋市	自転車駐輪整備
(一社)特定エリアマネジメント	R1	東京都	ライトアップイベント
国立研究開発法人産業技術総合研究所	R1	三重県	冬期公園内の道路非常時に融雪装置を設置して除雪作業を行い、雨雪と交通安全予測に関する研究を行う。
(株)OpenStreet	R2	千葉市	シェアサイクル事業
荒川区	R2	荒川区、東京都	シェアサイクル事業（運営主体は民間事業者）
豊中市	R2	大阪府、豊中市	シェアサイクル事業（サイクルポートの設置）
トヨノつながるWEマーケット	R2	豊浦町	マルシェ（手作り品販売、リサイクル品販売、農産物紹介、コミュニケーションの場として利用）
福岡市、neuet(株)	R2	福岡市	サイクルポートの設置
福岡市、チャリチャリ(株)	R2	福岡市	サイクルポートの設置

都市公園占用許可の特例の活用実績（24 件）2/2　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
八王子市	R3	八王子市	八王子市内の全ての公園（有害鳥獣以外も含む）へのシェアサイクルポートの設置
うめきた 2期開発事業者（代表：三菱地所(株)）	R5	(一社)うめきた HMO	都市再生の設置による賑わい創出
東大和市	R5	狭山自然ﾌﾚﾝﾄﾞｼｯﾌﾟ、(公財)東京緑の財団	シェアサイクル事業の実施運営
ユタカ交通(株)	R5	和歌山市	サイクルポートの整備
交通事業者等	R7	富山県、富山市	シェアサイクル機能強化促進事業
荒川区	R7	東京都	シェアサイクル推進事業（隅公園）
荒川区	R7	東京都	シェアサイクル推進事業（ひろ公園）
都市再生推進法人	R7	和歌山市	サイクルポート(自転車駐車場)の整備

都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績（41 件）1/3 ※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

提案者	提案日	提案内容
札幌大通まちづくり(株)	H25.1.29	都市再開発法等に関する事項、建設占用許可の特例に関する事項
まちづくり横井(株)	H25.12.19	建設占用許可の特例に関する事項
(一社)グランフロント大阪 TMO	H26.10.15	都市再生整備計画（うめきた先行開発地区の変更）提案
NPO 法人 稔山バンマツリ	H27.3.31	稔山周辺地区まちづくりの整備について
(一財)柏市まちづくり公社	H27.12.25	建設占用許可の特例に関する事項
関津まちづくり(株)	H28.4.20	都市再開発法等の特例について
えきまち長岡(株)	H28.11.28	都市再開発法等に関する事項、都市再生整備歩行者経路協定に関する事項
(一財)柏市みどりの基金	H29.2.1	柏駅周辺地区の管理事業、地域活性化とイベント運営事業、歩道拡幅事業
(一社)芝井タウンマネジメント	H29.3.7	芝井駅１号公園における都市施設の整備及び管理者の整備と公園全体の一体的な管理運営
(一社)新虎通りエリアマネジメント	H29.10.10	地域のにぎわい創出に資する活動を促進・拡大するための、建設占用の特例制度活用
(一社)グランフロント大阪 TMO	H29.12.12	前計画（H25 年度～H29 年度）を延長した都市再生整備計画提案（期間：H30 年度～R4 年度、R5 年度～R9 年度）
(一社)アーバンデザインセンター大宮	H29.12.26	都市再開発法等協定制度の活用
東ミナミまちづくり(株)	H30.3.1	都市再生整備計画の提案の提出（建設占用許可の特例及び都市公園占用許可の特例の活用等）
(一社)TCCM	H30.5.2	建設占用の特例設定、都市再開発法協定について
(株)まちづくり大津	H30.6.21	建設占用許可特例、都市公園占用許可特例 活用（シェアサイクルポートの設置）
(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	H30.8	都市再開発法等の一体的な設計・整備が必要と認められる区域を変更することにより、都市再開発法等の対象を拡大し、民間企業と都市再生推進法人とで連携して快適な歩行空間の創出を目的とした建設や公衆便所等公共空間の設計整備を実施

都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績（41 件）2/3 ※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

提案者	提案日	提案内容
桜井まちづくり(株)	R1.5.15	桜井駅前広場整備・活性化計画変更及び社会シンポジウムにて、市民の賑いの場、憩いの場となるよう、桜井駅前広場に占用及びバックスペース活用社会実験事業（マルシェやイベントの実施）について提案
まちづくり横井(株)	R1.12.23	河川敷地占用許可の特例制度の活用
(株)明田まちづくり公社	R2.3.30	建設占用許可の特例に関する事項
御伝建まちづくり(株)	R2.7.30	建設占用許可の特例利用とそれによる営業施設等の設置
(株)街づくりまんぼう	R3.3.18	計画提案（整備方針、概要、目標等）
倉敷市阿知３丁目倉敷市街地再開発事業区域内 まちてらす倉敷北館 土地所有者	R3.3.31	一体型滞在快適性等向上事業の実施について
(株)まちづくり岡崎（株）三河家守舎	R3.4.1	建設占用許可の特例及び都市再開発法等に関する、施設についての提案提案
(一社)まちづくり府中	R3.5.1	府中駅・府中本町駅周辺のにぎわい創出に向ける建設占用について
錦二丁目エリアマネジメント(株)	R3.9.22	錦二丁目地区へのウォーカブル区域の設定
(一社)伊三長岡温泉エリアマネジメント	R3.12.11	伊豆長岡温泉の魅力創出等を中心に、民間による提案事業を中心に建物下部等の活用を、官民連携による賑わいづくりや社会実験を通じ、段階的かつ実現していく提案がとりまとめられている。
黒田まちづくり(株)	R3.12.28	滞在環境の向上に資する施設整備 等
(株)神戸ウォーターフロント開発機構	R4.7.19	官民連携した新たなにぎわいの創出やまちの回遊性の向上を図る方針に掲げた整備計画
三田地域振興(株)	R4.10.5	番組の制作・配信、イベントの開催、オープンカフェの設置、観光案内機能等の施設活用
社会医療法人 天神会	R4.11.30	一体型滞在快適性等向上事業の実施について

都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績（41 件）3/3 ※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

提案者	提案日	提案内容
(一社)新虎通りエリアマネジメント	R4.12.26	第３期都市再生整備計画
(一社)グランフロント大阪 TMO	R4.8.26	計画期間 R5 年度～R9 年度の計画の提案
(公財)名古屋まちづくり公社	R5.1.29	都市再生整備計画の変更提案（滞在快適性向上区域の設定）
アドバンス東京IIマネジメント(株)	R5.3.24	・管理適正化策について ・豆腐新宿地の立地と公害防止について
(一社)アーバンデザインセンター大宮	R5.4.24	建設占用許可の特例を活用し、さいたま新都心 3.3.75 大宮中央通周の大宮門前新歩道橋に、屋根・側壁設置を許可し地域に運営・管理を行うことで、賑いの創出を図る。
森ビル(株)	R5.6.16	地区内において、官民連携による魅力あるまちづくりの推進力、一体型滞在快適性向上事業などを活用し「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを実現するため、都市再生整備計画を提案
(一社)天文館みらいマネジメント	R6.1.16	天文館連盟傘下にアーケードを整備し、災害時の避難性向上を図る、建設や公衆便所の公共空間を活用し、にぎわい拠点や滞在空間を創出する。
(一社)日本橋室町エリアマネジメント	R6.2.26	都市再生整備計画の変更
(株)まつくる	R6.6.7	・土地工作の変更 ・エリア内の公園や公共用地の活用、運営について
(一社)二子玉川エリアマネジメンツ	R6.6.27	・また、都市公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 ・歩行者利便による地域の魅力向上と自然環境の保全推進の両立
(一社)高輪ゲートウェイエリアマネジメント	R6.12.11	地区内において、快適で楽しく歩ける駅まち一体の魅力的な歩行空間の形成を目指すため、まちの賑わいや交流の創出に資する施設を一体的に整備・管理・利活用していくことを目的に、都市再開発法等を活用した都市再生整備計画を提案

市町村都市再生協議会の設立実績（51 件）1/2 ※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

協議会名	自治体	設立年度	協議会名	自治体	設立年度
田名都まちなか再生協議会	倉敷県名古市	H24	吉岡町都市再生協議会	群馬県吉岡町	H29
長井市都市再生整備計画検討委員会	山形県長井市	H25	西南町都市再生協議会	静岡県西南町	H29
松山市都市再生協議会	愛媛県松山市	H25	古平町都市再生協議会	北海道古平町	H30
土佐市都市再生協議会	高知県土佐市	H26	長万部まちづくり推進会議	北海道長万部町	H30
五泉市都市再生協議会	新潟県五泉市	H27	四万十市都市再生協議会	高知県四万十市	H30
宇部市都市再生推進協議会	山口県宇部市	H27	金沢市都市再生協議会	石川県金沢市	H30
高知市都市再生協議会	高知県高知市	H27	沼津市中心市街地まちづくり戦略会議	静岡県沼津市	H30
飯塚市地域連携都市再生協議会	福岡県飯塚市	H27	郡井市都市再生推進協議会	山口県郡井市	H30
旅工市都市再生協議会	福井県旅工市	H27	鹿島市都市再生協議会	佐賀県鹿島市	R1
花巻市都市再生協議会	岩手県花巻市	H27	益城町都市再生協議会	熊本県益城町	R1
熊本市多核連携都市推進協議会	熊本県熊本市	H27	釜手町都市再生協議会	福岡県釜手町	R2
水戸市都市再生協議会	茨城県水戸市	H28	亀石町都市再生協議会	岩手県亀石町	R2
春日部市都市再生協議会	埼玉県春日部市	H28	四日市都市再生協議会	三重県四日市市	R2
市原市都市再生協議会	千葉県市原市	H28	いの町都市再生協議会	高知県いの町	R2
竹原市都市再生協議会	広島県竹原市	H28	米子市都市再生協議会	鳥取県米子市	R3
福山市都市再生協議会	広島県福山市	H28	佐世保市都市再生協議会	長崎県佐世保市	R3
府中市都市再生協議会	広島県府中市	H28	高松市都市再生協議会	香川県高松市	R3
丸亀市都市再生協議会	香川県丸亀市	H28	余市町都市再生協議会	北海道余市町	R4
南国市都市再生協議会	高知県南国市	H28	佐賀市都市再生協議会	佐賀県佐賀市	R4
多根市都市再生協議会	滋賀県多根市	H28	美波町都市再生整備計画事業推進協議会	徳島県美波町	R4
早島町都市再生協議会	岡山県早島町	H28	富方市都市再生協議会	福岡県富方市	R5（H29）
桐田県都市再生協議会	秋田県秋田市	H29	戸田市都市再生協議会	埼玉県戸田市	R5

滞在快適性等向上区域の設定実績（168 件）2/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
石巻かわまちエリア滞在快適性等向上区域	宮城県石巻市	R3	祐天寺駅周辺地区	東京都目黒区	R3
滞在快適性等向上区域	北海道北広島市	R3	八日市駅前地区滞在快適性等向上区域	滋賀県東近江市	R3
蓮田市中心市街地地区	埼玉県蓮田市	R3	滞在快適性等向上区域(飯能大橋駅周辺地区)	埼玉県飯能市	R3
錦二丁目地区	愛知県名古屋市	R3	滞在快適性等向上区域(仏生山地区)	香川県高松市	R3
倉敷市阿知３丁目東地区市街地再開発事業地区（あちてらす倉敷）	岡山県倉敷市	R3	ウォーカブル区域(大野城市中心市街地地区)	福岡県大野城市	R3
滞在快適性等向上区域	兵庫県明石市	R3	滞在快適性等向上区域(村岡新駅周辺地区)	神奈川県鎌倉市	R3
高城市高城温泉駅周辺地区	佐賀県伊万里市	R3	富戸海岸周辺公園芝浜町日和佐地区	愛知県美浜町	R3
花の森・松本神地区	三重県鈴鹿市	R3	三河安城マチナカ協創地区	愛知県安城市	R3
あべの筋周辺地域	大阪府大阪市	R3	高石駅周辺地区	大阪府高石市	R3
うめきた２期地区	大阪府大阪市	R3	広島都心地区（Ⅱ期）	広島県広島市	R3
正蓮寺川周辺地区	大阪府大阪市	R3	弘前市まちなかウォーカブル区域	青森県弘前市	R3
長居駅周辺地区	大阪府大阪市	R3	富山駅北プールパール地区	富山県富山市	R3
角型町周辺地区	佐賀県唐津市	R3	整備されあい地区	静岡県静岡市	R3
米子駅周辺地区	鳥取県米子市	R3	伊豆長岡地区	静岡県伊豆の国市	R3
富山駅北プールパール地区	富山県富山市	R3	なんば駅周辺地区	大阪府大阪市	R3
小倉都心地区	福岡県北九州市	R3	古川橋駅周辺地区	大阪府門真市	R3
幸田地区	福岡県北九州市	R3	滞在快適性等向上区域	和歌山県和歌山市	R3
北広島市ボールパーク地区	北海道北広島市	R3	田名部まちなか地区滞在快適性等向上区域	青森県むつ市	R3
滞在快適性等向上区域(仙台都心地区)	宮城県仙台市	R3	まちなかウォーカブル区域（中川通周辺にぎわいゾーン地区）	愛知県名古屋市	R3
滞在快適性等向上区域(南草津８丁目周辺地区)	埼玉県久喜市	R3	金谷都市拠点地区滞在快適性等向上区域	愛知県名古屋市	R3

153

市町村都市再生協議会の設立実績（51 件）2/2　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

協議会名	自治体	設立年度	協議会名	自治体	設立年度
尾道市都市再生協議会	広島県尾道市	R5	今治市都市再生協議会	愛媛県今治市	R7
監源町都市再生協議会	広島県尾道市	R5	坂町都市再生協議会	広島県坂町	R7
北村山圏域立地適正化方針策定協議会	山形県大石町	R5	牧之原市都市再生協議会	静岡県牧之原市	R7
鹿屋市都市再生協議会	三重県東員市	R6			

151

滞在快適性等向上区域の設定実績（168 件）3/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
岡山都心地区	岡山県岡山市	R4	天岩戸地区（2 期）	宮崎県高千穂町	R4
水都大阪再生地区	大阪府大阪市	R4	岩槻駅周辺地区	埼玉県さいたま市	R4
駅北にぎわい区域、歴史探訪(光秀とめぐる)区域	京都府福知山市	R4	浦和駅西口周辺地区	埼玉県さいたま市	R4
元尾駅周辺地区	熊本県荒尾市	R4	文化交流エリア周辺地域	鹿児島県鹿屋市	R4
長駅周辺地区	広島県呉市	R4	千葉都心地区	千葉県千葉市	R4
湖の辺のまち長浜未来ビジョン地区	滋賀県長浜市	R4	大田市駅周辺地区	島根県大田市	R4
塩尻地区まちなかウォーカブル区域	長野県塩尻市	R4	北朝霞・朝霞台駅周辺地区	埼玉県朝霞市	R4
豊戸・向ヶ丘地区駅周辺地区	神奈川県小田原市	R4	滞在快適性等向上区域	愛知県一宮市	R5
八戸市中心拠点育成地区	青森県八戸市	R4	木之本地区	滋賀県長浜市	R5
勝枝旧市街地地区	静岡県焼津市	R4	城ヶ島西部地区	神奈川県三浦市	R5
阪急池田駅周辺地区	大阪府池田市	R4	佐世保中央地区	長崎県佐世保市	R5
中込地区	長野県佐久市	R4	調布・布田・国領駅周辺地区	東京都調布市	R5
滞在快適性等向上区域	福岡県久留米市	R4	六本木・虎ノ門地区	東京都港区	R5
渋谷駅周辺地区	東京都渋谷区	R4	大手町・丸の内・有楽町地区	東京都千代田区	R5
職技第二号線周辺地区	東京都港区	R4	川口駅周辺地区	埼玉県川口市	R5
朝霞駅周辺地区	埼玉県朝霞市	R4	津田沼駅周辺地区	千葉県習志野市	R5
上三川町中心市街地地区	栃木県上三川町	R4	錦糸町駅周辺地区	東京都墨田区	R5
日本橋一之郵地区	東京都中央区	R4	熊谷市中心市街地地区	埼玉県熊谷市	R5
中心拠点再生地区	愛知県北山市	R4	まちなかウォーカブル区域	埼玉県戸田市	R5
始江駅周辺地区滞在快適性等向上区域	東京都始江市	R4	金融地区	大阪府堺市	R5

154

滞在快適性等向上区域の設定実績（168 件）1/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
JR 東員駅駅西地区	大阪府岸和田市	R1	草津駅周辺都市機能誘導区域	滋賀県長浜市	R2
まちなかウォーカブル区域	谷田県多治見市	R2	豊泉市国分中央地区(第３期)	鹿児島県鹿屋市	R2
ウォーカブルエリア	広島県福山市	R2	長岡市中心市街地地区	新潟県長岡市	R2
田村駅周辺地区	滋賀県長浜市	R2	川崎駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2
関内・関外地区	神奈川県横浜市	R2	幕張新都心地区	千葉県千葉市	R2
小杉駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2	JR 三重町駅周辺地区	大分県豊後大野市	R2
宮津駅周辺地区	静岡県沼津市	R2	桜井駅南地区	奈良県桜井市	R2
木更津駅周辺地区	千葉県木更津市	R2	横賀川南部地区	福島県郡山市	R2
津久見地区	大分県津久見市	R2	黒の川地区	北海道函館市	R2
沖端水天宮周辺滞在快適性等向上区域	福岡県柳川市	R2	横市街地地区	茨城県横町	R2
西鉄銀川駅周辺滞在快適性等向上区域	福岡県柳川市	R2	特に名称なし(小山市中心拠点地区内)	栃木県小山市	R2
乙川リバーフロント QURUWA 戦略地区	愛知県岡崎市	R2	滞在快適性等向上区域(町田駅周辺地区)	東京都町田市	R2
岸谷駅周辺地区	愛知県小牧市	R2	豊田都心地区	愛知県豊田市	R2
線まちなかウォーカブル区域	富林県諏訪町	R2	枚方市駅周辺地区	大阪府枚方市	R2
清水・坂東地区	京都府京都市	R2	姫路城周辺地区	兵庫県姫路市	R2
熊本市中心市街地地区	熊本県熊本市	R2	まちなかウォーカブル区域（栄・伏見・大曽地区）	愛知県名古屋市	R2
滞在快適性等向上区域	広島県尾道市	R2	豊泉市国分中央地区(第４期)	鹿児島県鹿屋市	R2
滞在快適性等向上区域	富山県宇奈月町	R2	青森駅周辺地区	青森県青森市	R2
善通寺市中心市街地地区	香川県善通寺市	R2	青森堤車場跡地周辺地区	青森県青森市	R2
都市計画道路 氷川橋通西線	埼玉県さいたま市	R2	池袋地区	東京都豊島区	R2
滞在快適性等向上区域（大宮駅周辺地区（第２期））	埼玉県さいたま市	R2	佐賀市佐賀駅周辺北地区	佐賀県佐賀市	R2
リージョン・コア YOKKAICHI 地区	三重県四日市市	R2	滞在快適性等向上区域	福岡県福岡市	R2

152

● 河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績（7 件）　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

占用主体	区域指定日	河川管理者	実施事業
大阪府、公募設置等指針	R1.6.17	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所	浪、川中
まちづくり福井(株)	R2.6.1	福井県	ヒカキャン、AQUA テラス
(一社)二子玉川エリアマネジメンツ	R3.2.5	国土交通省 関東地方整備局	飲食店・物販事業、スペースレンタル事業、移動交通事業
日本船舶振興会等指定	R3.6.1	大阪府	にぎわい創出事業
足利市	R5.2.2	国土交通省 関東地方整備局	渡良瀬川河川敷のオープン化
旭川市	R6.4.1	国土交通省	
河川敷地占用許可準則第 22 条第 4 項第 1 号に該当する者	R7.7.1	国土交通省	

● 補助対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（45 件）1/3　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

地区名	策定年月	自治体	活用する容積適正誘導型
うめきた先行開発地区	H24.1	大阪府大阪市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号
岡山駅東口地区	H25.3	岡山県岡山市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号
神戸都心・ウォーターフロント地区	H26.8	兵庫県神戸市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号
千葉都心地区	H26.9	千葉県千葉市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号
新宿駅周辺地区	H28.4	東京都新宿区	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号
北地区周辺地区	H28.12	千葉県船橋市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 1 号
荒井東地区	H29.3	宮城県仙台市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 1 号
桜坂第二地区周辺地区(第 2 期)	H30.3	東京都渋谷区	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号
美浜町	H30.3	福井県美浜町	
栄・伏見・大須地区	H30.3	愛知県名古屋市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号、都市公園占用許可の特例、都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 1 号
渋谷駅周辺地区	H30.11	東京都渋谷区	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号、都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 1 号
江東区コミュニティサイクル推進地区	H30.11	東京都江東区	都市公園占用許可の特例
神戸ハーバーランド地区(第 2 期)	H31.2	兵庫県神戸市	都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 2 号、都市再生特別措置法第 36 条第 1 項第 1 号
横浜市シェアサイクル事業推進地区	R1.9	神奈川県横浜市	都市再生特別措置法第 46 条 10 項） 都市公園占用許可の特例（都市再生特別措置法第 46 条 12 項）
福山駅地区	R1.12	広島県福山市	
千葉市シェアサイクル推進地区	R2.1	千葉県千葉市	都市公園占用許可の特例

● 滞在快適性等向上区域の設定実績（168 件）4/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
宮崎市中心市街地地区	宮崎県宮崎市	R5	西鉄雲日康駅周辺地区	福岡県春日市	R6
油津地区（第 4 期）	宮崎県日南市	R5	ウォーカブル区域（筑前前原駅周辺地区）	福岡県糸島市	R6
隼人駅周辺地区	鹿児島県霧島市	R5	港西ニュータウン地区	京都府京都市	R6
平城・相楽ニュータウン 高の原駅周辺地区	奈良県奈良市	R5	門真市駅周辺地区（Ⅰ期）	大阪府門真市	R6
三郷中央駅周辺地区	埼玉県三郷市	R5	滞在快適性等向上区域（守山市南部[第 3 期]地区）	滋賀県守山市	R6
鹿児島市中心市街地地区	鹿児島県鹿児島市	R5	JR 博多南駅周辺地区	福岡県春日市	R6
JR 戸塚温泉駅周辺地区	福井県あわら市	R5	中野駅周辺地区	東京都中野区	R6
鹿嶋神社周辺地区	茨城県鹿嶋市	R5	生駒駅周辺地区	奈良県生駒市	R6
阪急池田駅周辺地区（２期）	大阪府池田市	R5	本庁舎周辺地区	兵庫県西宮市	R6
南国中央地区	高知県南国市	R5	肥前鹿島駅周辺地区	佐賀県鹿島市	R6
折尾地区	福岡県北九州市	R5	草加市谷塚地区	埼玉県草加市	R6
大阪ビジネスパーク地区	大阪府大阪市	R5	中目黒駅周辺地区	東京都目黒区	R6
大山市都市拠点地区	愛知県大山市	R5	滞在快適性等向上区域	東京都多摩市	R6
神戸都心ウォーターフロント地区（第 3 期）	兵庫県神戸市	R6	スタジアム参画・3 km圏域エリア	埼玉県さいたま市	R6
北広島駅西口地区	北海道北広島市	R6	伊勢市中心市街地活性化区域地区	三重県伊勢市	R7
東武動物公園駅東口踏切端周辺地区	埼玉県杉戸町	R6	滞在快適性等向上区域（宇都市役所周辺地区）	山口県宇部市	R7
会津若松中心拠点地区	福島県会津若松市	R6	秩父鉄道行田市駅周辺地区（第 2 期）	埼玉県行田市	R7
那加 from Park 構想	岐阜県各務原市	R6	三田駅周辺地区	兵庫県三田市	R7

● 滞在快適性等向上区域の設定実績（168 件）5/5　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

区域名称	自治体	指定年度
指宿駅周辺地区	鹿児島県指宿市	R7
富雄駅周辺地区	奈良県奈良市	R7
佐倉都心地区	千葉県佐倉市	R7
滞在快適性等向上区域	愛知県半田市	R7
中心市街地地区	福島県福島市	R7
瀬谷駅北口地区	神奈川県横浜市	R7
草津駅周辺地区（第 4 期）	静岡県静岡市	R7
草津駅周辺エリア未来ビジョン地区	滋賀県草津市	R7

法人区分別都市再生推進法人一覧（法第 118 条～第 123 条）

都市再生推進法人一覧（150 法人・指定日順）

● まちづくり会社（80 団体）1/2　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H23.12.9	札幌市	札幌大通まちづくり 株式会社	H29.12.26		株式会社 リカバマヤセリ舎
H24.3.2	富山市	株式会社 まちづくり富山	H29.12.26	和歌山市	株式会社 街ネクエイティブ
H24.3.30	静岡市	株式会社 静岡まちづくりカンパニー	H30.1.29		ユタカ交運 株式会社
H24.5.28	川越市	株式会社 まちづくり川越	H30.2.20	大津市	株式会社 まちづくり大津
H25.4.18	福井市	まちづくり福井 株式会社	H30.2.22	名古屋市	GGまちまちづくり 株式会社
H25.9.3	千代田区	秋葉原タウンマネジメント 株式会社	H30.3.26	大阪狭山市	株式会社 キャッセン大阪狭
H25.9.25	牛久市	牛久都市開発 株式会社	H30.10.1	川口市	川口都市開発 株式会社
H25.12.27	豊津市	豊津まちづくり 株式会社	H30.10.5	春日井市	官勝寺まちづくり 株式会社
H27.3.9	宮崎市	株式会社 まちづくり宮崎	H30.10.26	台東市	株式会社 こうし未来研究所
H27.3.20	島原市	大きまち島原 株式会社	H30.11.1	水戸市	まちみと三九
H27.7.15	七戸町	むつまちづくり 株式会社	H30.12.28	多治見市	多治見まちづくり 株式会社
H28.6.30	日高市	株式会社 ラビィ・スピリット	H31.1.21	福崎町	株式会社 PAGE
H28.9.1	松井市	福井まちづくり 株式会社	H31.2.12	神戸市	神戸ハーバーランド 株式会社
H29.7.7	静豊市	誇り満ち愛しいまちにする 株式会社	H31.3.6	福岡川市	アドバンス福岡リバネメント 株式会社
		株式会社 知州まちづくり舎	H31.4.1	富山市	株式会社 富山市民プラザ
H29.12.26	和歌山市	株式会社 sasquatch（サスカッチ）	R1.5.16	千山市	株式会社 みらいもりやま２１
		株式会社 良里保険寺舎	R1.5.22	四條市	株式会社 まちづくり四條

● まちづくり会社（80 団体）2/2　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
R1.5.22	四條市	株式会社 三四数寺舎	R4.8.15	倉敷市	株式会社 城下町 PRIDE
R1.8.13	新潟市	新潟古町まちづくり 株式会社	R4.9.16	福山市	福 Lab 株式会社
R1.9.25	町田市	株式会社 町田まちづくり公社	R4.9.22	三島市	三島地域価興 株式会社
R1.12.18	埼玉川市	株式会社 テクリテマ	R4.10.31	長岡市市	株式会社 OUR FAVORITE CAPITAL
R2.3.16	静岡市	御伝馬まちづくり 株式会社	R4.12.19	倉吉市市	ふるのまちづくり 株式会社
R2.3.27	谷久市	株式会社 まちづくり北久	R5.3.31	つくば市	つくばまちなかデザイン 株式会社
R2.3.31	宇都市	株式会社 にぎわい宇都	R5.10.10	鯖豊市	株式会社 鯖豊まち舎寺
R2.5.29	石金市	株式会社 街づくりまんぼう	R5.11.06	松江市	株式会社 まつえ
R2.8.14	豊前市	アコス 株式会社	R6.2.22	豊前市	つなぐば舎寺舎 株式会社
R2.8.31	九島市	株式会社 HYAKUSHO	R6.3.25	桑名市	桑名エリアマネジメント 株式会社
R2.10.1	益城町	株式会社 まちづくり益城	R6.3.27	四條市	株式会社 Q-NEXT
R2.10.21	四山市	おかやま未来まちづくり 株式会社	R6.4.1	菊子原町	株式会社 テラカガタウンラボ
R2.12.21	八戸市	株式会社 まちづくり八戸	R6.4.1	和歌山市	株式会社 IKOTAS
R3.1.20	福山市	株式会社 福明数寺舎	R6.4.17	掛生市	UNIT KIRYU 株式会社
R3.4.28	名古屋市	伏二丁目エリアマネジメント株式会社	R6.4.25	府中市	株式会社 まちづくり府中
R3.7.8	金松市	金館まちづくり 株式会社	R6.5.10	和歌山市	株式会社 元島ふるさと創成
R3.8.2	神戸市	株式会社 神戸ウォーターフロント賑会機構	R6.8.20	西浦市	株式会社 豊橋まちなか活性化センター
R3.8.25	和歌山市	ヒーフレンズ 株式会社	R6.8.26	都山市	株式会社 Discover
R3.10.11	福岡市	株式会社 はこだて自創まちづくり Re-Design	R6.11.20	福岡市	株式会社 しおの福元気カンパニー
R4.2.8	安川町	安川みらい創造 株式会社	R7.3.24	みなかみ町	株式会社 アクトみなかみ
R4.3.16	小松市	株式会社 こまつ動かいセンター	R7.5.27	平塚市	株式会社 のえいと
R4.5.12	大分市	株式会社 大分まちなか価値部	R7.7.17	横浜市	横手まちづくり 株式会社
R4.7.26	益前市	まちづくり成生 株式会社	R7.9.1	道後市	いろは島タウンマネジメント 株式会社

● 補助対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（45 件）2/3　※国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

地区名	策定年月	自治体	活用する容積適用緩和等
二子玉川駅周辺地区	R2.1	東京都世田谷区	河川敷地占用許可特例
宮崎市シェアサイクル推進地区	R2.12	宮崎県宮崎市	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例
シェアサイクル推進地区	R3.1	東京都荒川区	都市公園占用許可特例
都市再生整備計画　まちなか滞在推進地区	R3.2	沖縄県那覇市	道路占用許可特例（千歳）
小田原駅周辺地区	R3.3	神奈川県小田原市	エリア価値向上整備事業
豊中市シェアサイクル推進地区	R3.3	大阪府豊中市	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例
尼崎市コミュニティサイクル推進地区	R3.4	兵庫県尼崎市	都市公園占用許可特例
八王子市シェアサイクル推進地区	R3.4	東京都八王子市	都市公園占用許可特例
梅田１丁目地区	R3.9	大阪府大阪市	道路占用許可特例緩和
神戸ウォーターフロント地区	R4.8	兵庫県神戸市	都市再使用緩和許可
府中駅・府中本町駅周辺地区	R4.11	東京都府中市	都市再使用緩和許可
妙音市中心市街地地区	R4.12	秋田県妙音市	
大阪コミュニティサイクル推進地区	R5.2	東京都大阪区	都市公園占用許可特例（都市再生特別措置法第 46 条 12 項）
シェアサイクル推進地区（第２期）	R5.3	東京都荒川区	都市公園占用許可特例
中心市街地地区	R5.4	北海道芦子原町	都市再活用緩和中活用事業
富士駅北口周辺地区	R5.4	静岡県富士市	

● 補助対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（45 件）3/3　※令国交省都市局調査結果(令和 7 年 10 月末時点)

地区名	策定年月	自治体	活用する容積適用緩和等
金山駅周辺地区	R5.5	愛知県名古屋市	都市再使用緩和許可
御成町駅周辺地区	R5.12	東京都台東区	道路占用許可特例
近鉄橿原駅周辺地区	R6.2	奈良県宇陀市	
湯梨地区	R6.3	鳥取県みなかみ町	令和７年度　官民連携都市再生推進事業補助を
高浜町都市計画高度地区(第２期)	R6.3	福島県高浜町	
北広島駅西口地区	R6.6	北海道北広島市	都市再使用緩和許可、都市再生整備歩行者空間設定
西部地区（都市最新拡地域）	R6.8	北海道函館市	
宮崎ゲートウェイ駅周辺地区都市再生整備計画	R6.12	東京都港区	都市再使用緩和許可
宮崎市シェアサイクル推進地区(第２期)	R7.2	宮崎県宮崎市	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例
沙入台シェアサイクル推進地区	R7.3	東京都荒川区	都市公園占用許可特例
風久の里台シェアサイクル推進地区	R7.3	東京都荒川区	都市公園占用許可特例
三田駅周辺地区	R7.4	兵庫県三田市	道路占用許可特例、河川敷地の占用許可、都市再使用緩和許可、用途快適性向上区域、容積緩和の活用
警察駅周辺エリア未来ビジョン地区	R7.4	近畿東警市	都市再使用緩和許可

NPO法人（15 団体）　※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

指定日	所在地	法人名
H24.3.30	新宿区	特定非営利活動法人 青龍州おひさま倶部
		特定非営利活動法人 いいだ定住ネットイデア
H29.12.26	相模 山市	特定非営利活動法人 ゆかしバンマリ
H29.12.26	相模 山市	特定非営利活動法人 愛海会
R1.5.22	目黒区	特定非営利活動法人 自律まち育てセンターのた
R1.11.20	千代田区	特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会
R2.8.14	豊島区	特定非営利活動法人 今推豊旭倉
R2.10.15	神戸市	特定非営利活動法人 あむむく西神

指定日	所在地	法人名
R3.3.30	上山市	特定非営利活動法人 かみのやまランドバンク
R4.3.18	一宮市	特定非営利活動法人 まちなかいちのみや
R4.4.15	関市	特定非営利活動法人 ＳＹＬ
R4.8.22	色尾市	特定非営利活動法人 やらまいか人まちサポート
R5.7.26	宇部市	特定非営利活動法人 宇部窓まちづくり検急解隊
R.7.3.10	岡山市	特定非営利活動法人 EN NOVA OKAYAMA
R7.7.7	小山市	特定非営利活動法人 まちづくりかや

社団法人・財団法人（55 団体）1/2　※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

指定日	所在地	法人名
H25.9.3	千代田区	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会
H26.1.14		一般社団法人 松の緑アーバンデザインセンター
H26.2.14	岐阜	一般社団法人 岐阜まちづくり会社
H26.3.31		一般社団法人 岐阜あかりの基金
H26.7.29	大磯町	一般社団法人 グランフロント大阪ＴＭＯ
H27.3.26	新宿区	一般社団法人 新宿歌舞伎町エリア環境改善委員会
H27.6.2	千代田区	一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会
H27.6.24		一般社団法人 日比谷エリアマネジメント
H28.1.14	和台町	一般社団法人 荒井タウンマネジメント
H28.7.12	さいたま市	一般社団法人 美園タウンマネジメント
H29.10.4		一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮
H29.10.10	東京都港区	一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント
H29.12.26	相模 山市	一般社団法人 みんとしょ
H30.3.23	西目市	一般社団法人 ＴＣＣＭ
H30.5.11	大阪区	一般社団法人 渋谷駅周辺エリアマネジメント
H30.6.24	静岡市	一般社団法人 官民連カルテット
H30.11.27	東京都港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント
H30.12.18	前橋市	公益財団法人 前橋市まちづくり会社
H31.3.20	岐阜	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント
R1.6.18	相模 山市	一般社団法人 相模グリーングリーンプロジェクト
R2.1.30	静岡市	一般社団法人 まちづくり静岡
R2.2.21	世田谷区	一般社団法人 二子玉川エリアマネジメンツ
R2.4.1	前橋市	一般社団法人 前橋デザインコミッション

指定日	所在地	法人名
R2.9.15	中央区	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント
R2.11.24	相模 山市	一般社団法人 ＳＰＡ再開プロジェクト
R2.11.30	神戸市	一般社団法人 リバブルシティイニシアティブ
R2.12.4	広島市	一般財団法人 広島財団委員会社
R3.5.13	大磯町	一般社団法人 梅田１丁目エリアマネジメント
R3.8.27	伊田市	一般社団法人 伊田馬町通楽エリアマネジメント
R4.1.17	中央区	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント
R4.3.8	名古屋市	公益財団法人 名古屋まちづくり会社
R4.3.8	岡山市	一般財団法人 おらっと西川
R4.3.11	相模 山市	一般財団法人 相模山まちづくり財団
R4.3.29	江戸川区	一般社団法人 小合新農公地区エリアマネジメント
R4.10.4	呉市	一般社団法人 ＫＵＲＥ－ＰＥＲＳ
R4.12.14	北九州市	一般社団法人 八幡東区エリアマネジメント
R5.2.10	静岡市	一般社団法人 ブルーバード
R5.6.7	荒児市	一般社団法人 天文館みらいマネジメント
R5.6.9	港区	一般社団法人 芝浦ゲートウェイエリアマネジメント
R5.7.26	宇部市	一般社団法人 ＳＩＬＩから青む会
R5.9.29	大磯市	一般社団法人 大磯タウンマネジメント
R6.2.26	多治見市	一般社団法人 多治見市観光協会
R6.3.7	下関市	一般社団法人 からまち
R6.3.7	中央区	一般社団法人 東銀座エリアマネジメント
R6.3.27	横浜市	一般社団法人 横浜西口エリアマネジメント
R6.4.1	相模 山市	一般社団法人 クリスタル Wave

都市再生推進法人（150 法人）　※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

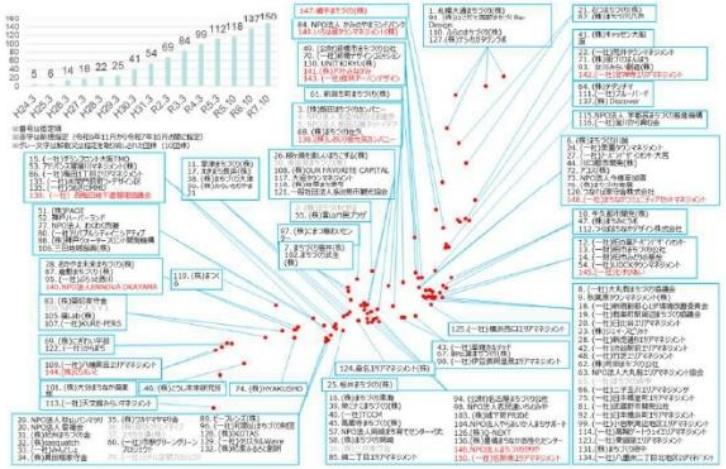

社団法人・財団法人（55 団体）2/2　※国交省都市局調査結果(令和７年 10 月末時点)

指定日	所在地	法人名
R5.5.20	目黒区	一般社団法人 永福門前町口一デザイン区
R5.5.31	中央区	一般社団法人 八重州二丁目北地区エリアマネジメント
R5.7.30	大磯市	一般社団法人 ５地区を MIND
R6.12.4	大磯市	一般社団法人 百時里駐下道駐場協議会
R7.3.27	仙台市	一般社団法人 宮神寺通エリアマネジメント

指定日	所在地	法人名
R7.3.28	越林市	一般社団法人 鎌林アーバンデザイン
R7.4.23	阿塚市	一般社団法人 むずひおい
R7.8.19	馬谷市	一般社団法人 まちなかコミュニティアセットマネジメント
R7.10.15	名古屋市	一般社団法人 名駅南エリアマネジメント

道路占用許可特例制度（法第 46 条 10・11 項 法第 62 条）

事例-1 新宿駅周辺地区（東京都新宿区）

H24(2012)11.15開業（全国初・特例制度運用事例）

- まちのにぎわいと魅力的な道路空間の創出を目的として、道路上にオープンカフェと広告板を設置
- 社会実験を通した効果測定と課題整理を行い、本格実施に向け、都市再生整備計画を策定
- 違法駐輪の解消、占用主体における清掃等道路環境にも寄与
- 法的な位置付けが明確化したことによる関係者への合意形成の円滑化に寄与

社会実験の効果

にぎわいの創出・道路環境の改善

占用特例適用概要図

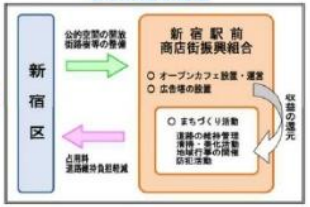

事例－1　一般社団法人草薙カルテッド（静岡県静岡市清水区）

- 静岡県静岡市JR草薙駅周辺地区において、（一社）草薙カルテッド(都市再生推進法人)と静岡市との間で都市利便増進協定を締結。
- 市の都市再生整備計画に駅周辺の利便性・防犯性の向上を記載し、都市利便増進協定による収益でデジタル技術（防犯カメラ）を運用する全国初の取組を実施。

デジタル技術を活用した防犯性の向上

都市利便増進協定

防犯カメラ等の都市利便増進施設の（一社）草薙カルテッドによる日常管理等を定めた都市利便増進協定を締結

協定締結者：静岡市、一般社団法人草薙カルテッド
協定締結日：令和元年7月13日
（一部変更）令和3年4月22日、令和4年3月25日
都市利便増進施設：防犯カメラ、休憩施設、広告塔、看板、駐輪場
日常管理に関する事項：
・防犯カメラの管理、広場の清掃、芝生・プランターの管理、
広告の管理・運用、トイレの清掃を実施等

都市再生整備計画における都市利便増進協定の活用イメージ図

イベント広場の管理や運営

広告板を活用した広告事業

都市再生整備計画目標
草薙駅周辺の安全で快適な歩きたくなる環境づくりによるまちの魅力向上
1.駅周辺が安全で快適に利用できる環境の形成
2.駅周辺が回遊したくなる環境の形成

事例－2　高崎市中心市街地地区（群馬県高崎市）

○高崎市中心市街地地区では、平成24年にオープンカフェ事業の社会実験を行い、平成25年4月6日よりオープンカフェ、コミュニティサイクル事業を実施し、カフェ等の収入を道路維持管理、地域イベント等の街づくりに還元

（高崎市における例【社会実験(H24)を経てオープンカフェ等を設置(H25. 4)】）

オープンカフェ実施に係る協議会

オープンカフェ推進協議会（商工会議所、商店街、高崎市等で構成）を設立し、オープンカフェの運営、日常管理に関する実施要項を策定し、地元出店者を公募

（オープンカフェに係る実施計画）

収入	支出
出店料（13店舗） 市補助金（備品購入費）	道路占用料 道路維持管理費（G、自己負担） 地域イベント等 備品購入

事例－2　まちづくり福井株式会社（福井県福井市）

都市再生推進法人「まちづくり福井（株）」は、官民連携まちづくりのコーディネーターとして、都市利便増進協定を活用した賑わい創出事業など、福井駅周辺の中心市街地に賑わいと回遊性を生み出すための事業を展開している

■ 協定概要

○ 協定締結者　：福井市、まちづくり福井株式会社
○ 協定締結日　：平成30年4月4日
○ 都市利便増進施設
・テーブル、イス、テント、音響設備、広告塔、街路灯 など
○ 日常管理に関する事項
・都市利便増進施設を活用し、イベントを実施できる
・日常の管理業務はまちづくり福井（株）にて実施

■ 協定概要

○ まちづくり福井（株）が申請主体となり、道路占用許可及び使用許可を取得し、協定区域内の市道及び公共スペースを使用可能
○ 市道及び公共スペースにおいて、「オープンカフェ」等を行う賑わい広場「ソライロテラス」として運営
○ 「オープンイベント（フリーライブや営業促など）」、「オープンテラス（軽飲食販売）」、「オープンカノエ」について、まちづくり福井（株）が出店者を募集し、各種イベントを実施

※2025年度からはアップルロード、ガレリア元町ルポケットは工事等により一時使用を見合わせています。

事例－5　柏中央地区（千葉県柏市）

○ 柏駅前ペデストリアンデッキにて、道路占用許可の特例に基づき都市再生推進法人が駅前案内板、横断幕、デジタルサイネージなどの広告媒体を活用した広告事業を展開。
○ 広告料収入を非収益的な賑わい創出事業に繰り入れるなど、エリアマネジメント活動の原資の一部として活用。

活用制度	・道路占用許可の特例 （都市再生特別措置法第46条第10項等） ・柏市と柏市まちづくり公社が「維持管理協定」を締結
占用物件	広告物（広告板、デジタルサイネージ、バナーフラッグ等）

事例－3　大阪うめきた先行開発地区（大阪府大阪市北区）

◆JR大阪駅の北側に関西の都市再生をリードする新しい拠点が平成25年4月26日に開業
◆ゆとりとうるおいのある都市空間の形成を図るため、官民連携による一体的でより質の高い公共空間整備を実施
◆「一般社団法人グランフロント大阪TMO」が将来にわたって地区全体の一体的なエリアマネジメントを実施予定

都市公園の占用許可特例制度（法第 62 条の 2）

事例-1 栄・伏見・大須地区 （愛知県名古屋市中区）

○ 都市再生推進法人の栄ミナミまちづくり（株）は、栄ミナミのまちなか回遊性と都心部の各地から栄ミナミへのアクセス性の向上のため、シェアサイクル事業を展開。
○ また、令和6年5月より市内で広域的に事業を展開する「カリテコバイク」との連携を開始。
○ シェアサイクル事業において、栄・伏見・大須地区内に6か所（都市公園2か所、道路4か所）のシェアサイクルポートを設置。シェアサイクル事業で得られた収益については、栄ミナミまちづくり（株）によるまちづくりの取組に還元。

<収益還元のスキーム>

主な収入
- シェアサイクル事業
- デジタルサイネージ事業
- アーチ広告事業
- 有料駐輪場事業

収益をまちづくりの取組に還元

主な支出
- 賑わいづくりに関する事業
- 住みやすさ向上に関する事業

事例－4　岡山都心地区（岡山県岡山市北区）

○岡山都心地区では、平成25年7月27日よりコミュニティサイクル事業を実施し、道路維持管理、清掃活動等のまちづくりに還元

<岡山市における例【社会実験（H21～、計3回）を経て実施（H25. 7～）】>

岡山市コミュニティサイクル実施条例の制定 等

平成24年12月19日、岡山市コミュニティサイクル事業の実施に関し必要な事項を定めた条例を制定
事業実施に際しては、同条例に基づき、市と事業者においてコミュニティサイクル事業管理運営業務に関する事項を定めた協定書を締結

■事業者
平成25年度～平成30年度：中央復建コンサルタンツ株式会社 中国支社
平成31年度～令和7年度：サイカパーキング株式会社

■管理運営に関する事項
事業者が主体となり日常の管理運営や自転車マナー啓発を実施

公園施設設置管理協定（法第法第 46 条第 14 項第 2 号ロ 法第 46 条第 15 項～第 17 項第 3～4 号 法第 46 条第 19 項～第 21 項 法第 62 条の 3～7）条）

事例-1 阪神大物駅周辺地区（兵庫県尼崎市）

○ 尼崎市と阪神電気鉄道株式会社（一体型ウォーカブル事業の実施主体）は、都市公園リノベーション協定（中央公園及び周辺地域のさらなる魅力向上に向けた公園施設設置管理協定）を締結し、中央公園のリニューアル（芝生広場、ベンチ等の設置や滞在快適性等向上公園施設（飲食店等）を整備）を実施し令和７年３月に完成。

○ 阪神電鉄は、滞在快適性等向上公園施設の設置を行い、収益の一部を特定公園施設の整備や、地域イベント等のまちづくりに還元。また、一体型滞在快適性等向上事業として、歩行者空間を創出し、公園と一体感のある居心地の良い駅前空間を形成。

普通財産の活用（法第 46 条第 14 項第 4 号 第 62 条の 13）

事例-1 金山駅周辺地区（愛知県名古屋市中区）

○ 金山駅周辺地区におけるまちづくりは、都市再生推進法人（（公財）名古屋まちづくり公社）を含め官民連携で取り組んでおり、名古屋市の普通財産（金山総合駅連絡通路橋）について、都市再生推進法人に安価な貸し付けを行い、当財産を含めた地区の公共施設の高質な管理とにぎわい向上に資する活用を図るもの。

財産名	金山総合駅連絡通路橋
普通財産貸付に係る事業内容	・催事スペース（イベント広場等）の整備・管理 ・広告媒体の整備・管理
事業期間	令和5年度～令和20年度
事業主体	公益財団法人名古屋まちづくり公社(都市再生推進法人)
普通財産の使用に関する事項	時価よりも安価に貸し付け （名古屋市財産条例に基づき無償及び実例価格（道路占用許可の特例による占用料を準用）を基準とする）
普通財産が位置する地域の環境の維持及び向上を図るための措置	・施設周辺の清掃を実施する ・工事が済とされた場合にはこまめに清掃する ・駅周辺地区の広場、路面等の清掃や美化活動

<催事スペース>

<広告媒体>

都市利便増進協定（法第 46 条第 25 項　法第 74 条～第 80 条の２）

事例-1 富山市中心市街地地区　（富山県富山市）

・富山の中心市街地地区における賑わい拠点の中心的な役割を担っている「グランドプラザ」において、都市利便増進協定を締結
・都市再生推進法人である（株）富山市民プラザ（平成31年4月に都市再生推進法人「（株）まちづくりとやま」と合併）が維持管理と併せて、都市利便増進施設を活用し、まちの賑わいの創出に資するイベント等を実施
・都市利便増進施設（ミスト装置、音響装置）を設置することで、利用者の増加とイベント開催者等の満足度の向上を図るとともに、整備費用負担、日常管理の分担等、官民が連携・協力しながら事業を実施

整備や日常管理に関する基本的な方針、官民の役割分担について、都市再生特別措置法第74条の規定による
都市利便増進協定を締結

協定概要

協定締結者：富山市、（株）富山市民プラザ
協定締結日：平成31年4月1日
都市利便増進施設
・ミスト装置
・音響装置
施設整備に関する事項
日常管理に関する事項
・都市利便増進施設を活用し、イベントを実施できる
・日常の管理業務は、（株）富山市民プラザが実施する

グランドプラザ

ミスト装置

都市再生（整備）歩行者経路協定

（法第 45 条の２　法第 46 条第 24 項　法第 73 条）

事例一１　はかた駅前通り地下通路　（福岡県福岡市博多区）

◆博多駅前の地上交通の混雑緩和と地下歩行者ネットワークの形成を図るため、地下街、地下鉄、ビル地下等をつなぐ地下通路を整備。
◆地上部の歩道幅員が狭小で、出入口を歩道上に設けることができなかったため、ＪＲ九州が管理する地下街のほか、隣接する西日本シティビル及び福岡センタービルの敷地内に出入口を確保。
◆整備費用負担、敷地の無償貸与、日常管理の分担等、官民が連携・協力しながら事業を実施。

整備や日常管理に関する基本的な方針、官民の役割分担について、都市再生特別措置法第45条の２の規定による**歩行者経路協定**を締結

協定概要

協定締結者：福岡市
九州旅客鉄道（株）
（株）西日本シティ銀行
（株）TAKプロパティ（福岡センタービル）
協定締結日：平成23年９月30日
延　　長：約60m
幅　　員：６m
日常管理に関する事項
・共用時間：5:15～0：25（一部7：00～23：00）
・通路の閉鎖者
・保守工事、修繕 等
開閉・撤去等に関する事項

協定の承継効※1により道路出入口を確保
※1　所有者が土地所有者が代わっても、協定の土地所有者等に対して協定の内容が当然効力（承継効）

相談・問い合わせ先

◆ 国土交通省　都市局　まちづくり推進課
TEL：03-5253-8111（内 32543,32575）

各地方整備局等　担当課

- 北海道開発局　事業振興部　都市住宅課
TEL：011-709-2311

- 東北地方整備局　建政部　都市・住宅整備課
TEL：022-225-2171

- 関東地方整備局　建政部　都市整備課
TEL：048-600-1907

- 北陸地方整備局　建政部　都市・住宅整備課
TEL：025-280-8755

- 中部地方整備局　建政部　都市整備課
TEL：052-953-8573

- 近畿地方整備局　建政部　都市整備課
TEL：06-6942-1080

- 中国地方整備局　建政部　都市・住宅整備課
TEL：082-511-6192

- 四国地方整備局　建政部　都市・住宅整備課
TEL：087-811-8315

- 九州地方整備局　建政部　都市整備課
TEL：092-707-0187

- （内閣府）沖縄総合事務局　開発建設部　建設産業・地方整備課
TEL：098-866-1910

2.4.2 ポータルサイトの更新

(1)更新等の内容

「官民連携まちづくりポータルサイト」の更新を行った。

今年度のポータルサイトの更新については掲載事例に関する制度活用の現状等を確認し、時点更新を行った。情報の更新にあたっては、各所管団体に情報提供を依頼した。

また、「公園施設設置管理協定制度(法第 46 条第 14 項第 2 号ロ等))」及び「普通財産の活用(法第 46 条第 14 項第 4 号等)」については、これまでのポータルサイトには掲載がなかったが、当該制度の活用がなされている事例があることから、今回新たに掲載するものとした。

※ 更新、削除、新設を行ったページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/system/

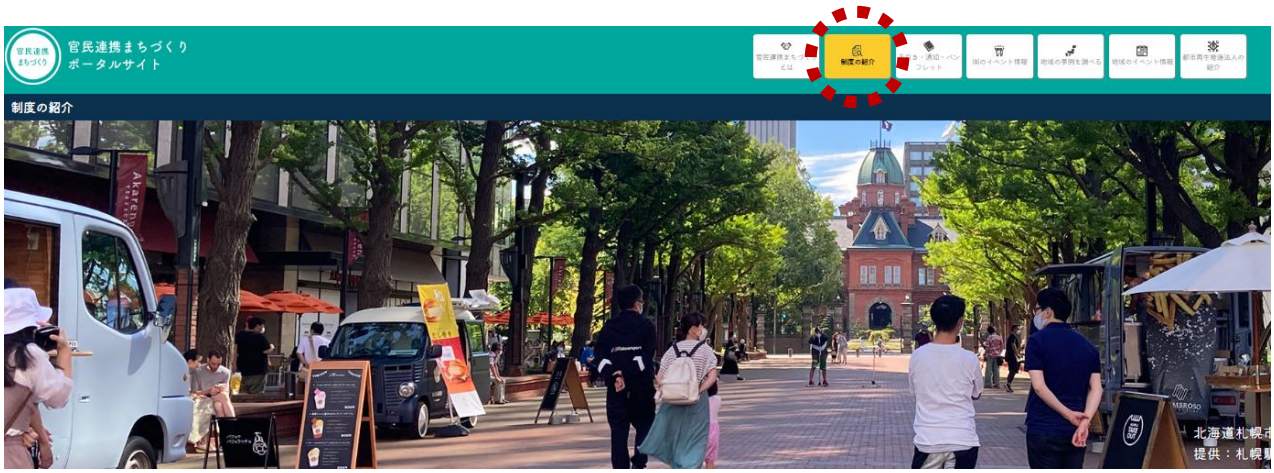

このページの目次

1. 官民連携のまちづくりを支える制度
- ▼ 都市再生整備計画
- ▼ 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）
- ▼ 都市再生推進法人
- ▼ 市町村都市再生協議会

2. まちづくりの活動場所を広げるための支援制度
- ▼ 道路占用許可の特例 **事例の更新、削除を行った。**
- ▼ 河川敷地占用許可制度
- ▼ 都市公園の占用許可の特例 **事例を新設した。**
- ▼ 都市利便増進協定 **事例の更新、削除を行った。**
- ▼ 都市再生（整備）歩行者経路協定 **事例を更新した。**
- ▼ 低未利用土地利用促進協定

3. 滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用できる制度
- ▼ 一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）
- ▼ 都市公園法の特例等 **事例を新設した。**
- ▼ 駐車場法の特例等
- ▼ 普通財産の活用 **事例を新設した。**

4. まちづくりの活動を支援するための予算制度等
- ▼ 官民連携まちなか再生推進事業
- ▼ まちなかウォーカブル推進事業
- ▼ ウォーカブル推進税制
- ▼ まちづくりファンド支援事業
- ▼ まちなか公共空間等活用支援事業
- ▼ 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- ▼ 都市環境維持・改善事業資金融資（エリアマネジメント融資）
- ▼ 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（官民連携基盤整備推進調査費）

5. 関連制度等
- ▼ 立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）
- ▼ 低未利用土地権利設定等促進計画
- ▼ 歩行者利便増進道路（ほこみち）
- ▼ ウォーカブルポータルサイト
- ▼ 公的不動産（PRE）ポータルサイト

(2)掲載事例

1) 都市再生推進法人(法第 118 条～第 123 条)

一般社団法人草薙カルテッド

令和8年2月現在

◆ 静岡県静岡市JR草薙駅周辺地区において、（一社）草薙カルテッド(都市再生推進法人)と静岡市との間で都市利便増進協定を締結。
◆ 市の都市再生整備計画に駅周辺の利便性・防犯性の向上を記載し、都市利便増進協定による収益でデジタル技術（防犯カメラ）を運用する全国初の取組を実施。

都市利便増進協定

防犯カメラ等の都市利便増進施設の（一社）草薙カルテッドによる日常管理等を定めた都市利便増進協定を締結

協定相手者：静岡市、一般社団法人草薙カルテッド
協定締結日：令和元年7月13日
（一部変更）令和3年4月22日、令和4年3月25日
都市利便増進施設：防犯カメラ、休憩施設、広告塔、看板、駐輪場
日常管理に関する事項：
防犯カメラの管理、広場の清掃、芝生・プランターの管理、広告の管理・運用、トイレの清掃を実施等

都市再生整備計画における都市利便増進協定の活用イメージ図

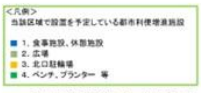

イベント広場の管理や運営

広告板を活用した広告事業

都市再生整備計画目標
草薙駅周辺の安全で快適な歩きたくなる環境づくりによるまちの魅力向上
1.駅周辺が**安全で快適に利用できる環境の形成**
2.駅周辺の**回遊したくなる環境の形成**

まちづくり福井株式会社

国土交通省
令和8年2月現在

都市再生推進法人「まちづくり福井(株)」は、官民連携まちづくりのコーディネーターとして、都市利便増進協定を活用した賑わい創出事業など、福井駅周辺の中心市街地に賑わいと回遊性を生み出すための事業を展開している

■ 協定概要

○ 協定締結者 ： 福井市、まちづくり福井株式会社
○ 協定締結日 ： 平成30年4月4日
○ 都市利便増進施設
・テーブル、イス、テント、音響設備、広告塔、街路灯 など
○ 日常管理に関する事項
・都市利便増進施設を活用し、イベントを実施できる
・日常の管理業務はまちづくり福井(株)にて実施

■ 協定概要

○ まちづくり福井(株)が申請主体となり、道路占用許可及び使用許可を取得し、協定区域内の市道及び公共スペースを使用可能
○ 市道及び公共スペースにおいて、「オープンカフェ」等を行う賑わい広場「ソライロテラス」として運営
○ 「オープンイベント(フリーライブや営業販促など)」、「オープンテラス(軽飲食販売)」、「オープンカフェ」について、まちづくり福井(株)が出店者を募集し、各種イベントを実施

※2025年度からはアップルロード、ガレリア元町&ポケットは工事等により一時使用を見合わせています。

2) 道路占用許可特例制度（第 46 条第 10･11 項、法第 62 条）

新宿駅周辺地区（東京都新宿区）

国土交通省
令和8年2月現在

H24（2012）11.15開業（全国初・特例制度運用事例）

- まちのにぎわいと魅力的な道路空間の創出を目的として、道路上にオープンカフェと広告板を設置
- 社会実験を通した効果測定と課題整理を行い、本格実施に向け、都市再生整備計画を策定
- 違法駐輪の解消、占用主体における清掃等道路環境にも寄与
- 法的な位置付けが明確化したことによる関係者への合意形成の円滑化に寄与

社会実験の効果

にぎわいの創出・道路環境の改善

占用特例適用概要図

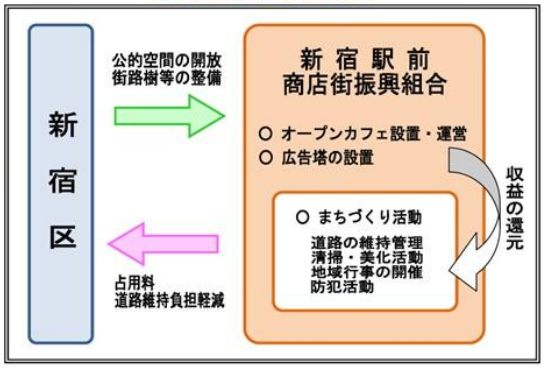

高崎まちなかオープンカフェ、コミュニティサイクル

国土交通省
令和8年2月現在

○高崎市中心市街地地区では、平成24年にオープンカフェ事業の社会実験を行い、平成25年4月6日よりオープンカフェ、コミュニティサイクル事業を実施し、カフェ等の収入を道路維持管理、地域イベント等の街づくりに還元

《高崎市における例【社会実験（H24）を経てオープンカフェ等を設置（H25．4）】》

道路占用許可の特例

オープンカフェ実施に係る協議会

オープンカフェ推進協議会（商工会議所、商店街、高崎市等で構成）を設立し、オープンカフェの運営、日常管理に関する実施要項を策定し、地先出店者を公募

《オープンカフェに係る実施計画》

収入	支出
出店料（13店舗） 市補助金（備品購入費）	道路占用料 道路維持管理費（0。自己負担） 地域イベント等 備品購入

位置図

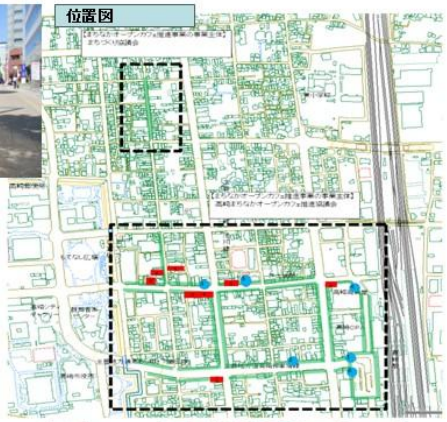

大阪うめきた先行開発地区

国土交通省
令和8年2月現在

◆JR大阪駅の北側に関西の都市再生をリードする新しい拠点が平成25年4月26日に開業
◆ゆとりとうるおいのある都市空間の形成を図るため、官民連携による一体的でより質の高い公共空間整備を実施
◆「一般社団法人グランフロント大阪TMO」が将来にわたって地区全体の一体的なエリアマネジメントを実施予定

うめきた先行地区都市再生整備計画

道路占用許可の特例適用地区

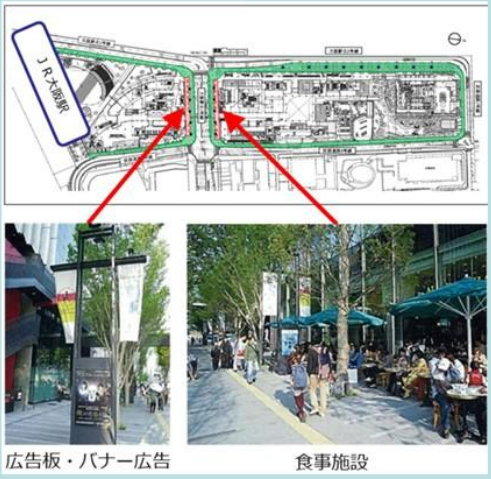

平成25年4月26日開業

道路占用許可の特例適用概要図

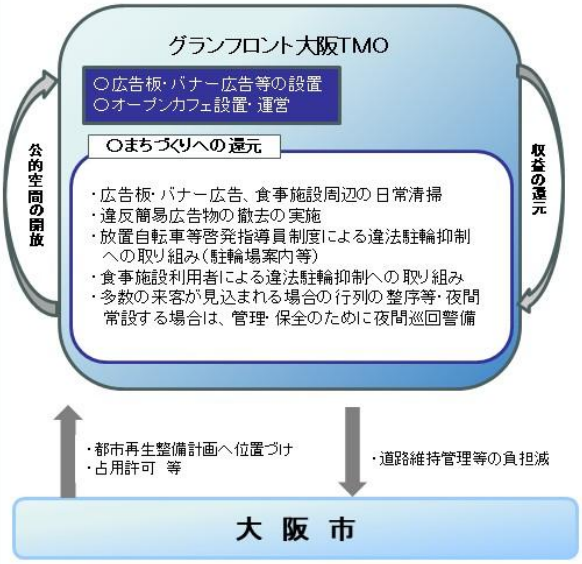

岡山都心地区

国土交通省
令和8年2月現在

○岡山都心地区では、平成25年7月27日よりコミュニティサイクル事業を実施し、道路維持管理、清掃活動等のまちづくりに還元

《岡山市における例【社会実験（H21～、計3回）を経て実施（H25．7～）】》

道路占用許可の特例

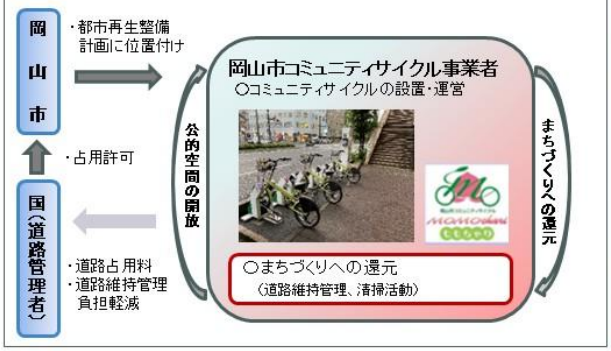

位置図

占用区域

岡山市コミュニティサイクル実施条例の制定　等

平成24年12月19日、岡山市コミュニティサイクル事業の実施に関し必要な事項を定めた条例を制定
事業実施に際しては、同条例に基づき、市と事業者においてコミュニティサイクル事業管理運営業務に関する事項を定めた協定書を締結

■事業者
平成25年度～平成30年度：中央復権コンサルタンツ株式会社 中国支社
平成31年度～令和７年度：サイカパーキング株式会社

■管理運営に関する事項
事業者が主体となり日常の管理運営や自転車マナー啓発を実施

○導入前

○導入後

柏中央地区（千葉県柏市）

国土交通省
令和8年2月現在

○ 柏駅前ペデストリアンデッキにて、道路占用許可の特例に基づき都市再生推進法人が駅前案内板、横断幕、デジタルサイネージなどの広告媒体を活用した広告事業を展開。
○ 広告料収入を非収益的な賑わい創出事業に繰り入れるなど、エリアマネジメント活動の原資の一部として活用。

活用制度	・道路占用許可の特例 （都市再生特別措置法第46条第10項等） ・柏市と柏市まちづくり公社が「維持管理協定」を締結
占用物件	広告物（広告板、デジタルサイネージ、バナーフラッグ等）

3) 都市利便増進協定（法第 46 条第 25 項、法第 74 条～第 80 条の 2）

富山市中心市街地地区（富山県富山市）

国土交通省
令和8年2月現在

・富山の中心市街地地区における賑わい拠点の中心的な役割を担っている「グランドプラザ」において、都市利便増進協定を締結
・都市再生推進法人である（株）富山市民プラザ（平成31年４月に都市再生推進法人「（株）まちづくりとやま」と合併）が維持管理と併せて、都市利便増進施設を活用し、まちの賑わいの創出に資するイベント等を実施
・都市利便増進施設（ミスト装置、音響装置）を設置することで、利用者の増加とイベント開催者等の満足度の向上を図るとともに、整備費用負担、日常管理の分担等、官民が連携・協力しながら事業を実施

整備や日常管理に関する基本的な方針、官民の役割分担について、都市再生特別措置法第74条の規定による**都市利便増進協定**を締結

協定概要

協定締結者：富山市、（株）富山市民プラザ
協定締結日：平成31年4月1日
都市利便増進施設
・ミスト装置
・音響装置
施設整備に関する事項
日常管理に関する事項
・都市利便増進施設を活用し、イベントを実施できる
・日常の管理業務は、（株）富山市民プラザが実施する

グランドプラザ

ミスト装置

4) 都市公園の占用許可特例制度(法第 62 条の 2)

栄・伏見・大須地区（愛知県名古屋市）

国土交通省
令和8年2月現在

○ 都市再生推進法人の栄ミナミまちづくり（株）は、栄ミナミのまちなか回遊性と都心部の各地から栄ミナミへのアクセス性の向上のため、シェアサイクル事業を展開。
○ また、令和6年5月より市内で広域的に事業を展開する「カリテコバイク」との連携を開始。
○ シェアサイクル事業において、栄・伏見・大須地区内に6か所（都市公園2か所、道路4か所）のシェアサイクルポートを設置。シェアサイクル事業で得られた収益については、栄ミナミまちづくり（株）によるまちづくりの取組に還元。

＜収益還元のスキーム＞

主な収入
- シェアサイクル事業
- デジタルサイネージ事業
- アーチ広告事業
- 有料駐輪場事業

収益をまちづくりの取組に還元

主な支出
- 賑わいづくりに関する事業
- 住みやすさ向上に関する事業

1

5) 都市再生(整備)歩行者経路協定(法第 45 条の 2、法第 46 条第 24 項、法第 73 条)

はかた駅前通り地下通路　（福岡市博多区）

国土交通省
令和8年2月現在

◆博多駅前の地上交通の混雑緩和と地下歩行者ネットワークの形成を図るため、地下街、地下鉄、ビル地下等をつなぐ地下通路を整備。
◆地上部の歩道幅員が狭小で、出入口を歩道上に設けることができなかったため、ＪＲ九州が管理する地下街のほか、隣接する西日本シティビル及び福岡センタービルの敷地内に出入口を確保。
◆整備費用負担、敷地の無償貸与、日常管理の分担等、官民が連携・協力しながら事業を実施。

整備や日常管理に関する基本的な方針、官民の役割分担について、都市再生特別措置法第45条の２の規定による**歩行者経路協定**を締結

協定概要

協定締結者：福岡市
　　九州旅客鉄道（株）
　　（株）西日本シティ銀行
　　（株）TAKプロパティ（福岡センタービル）
協定締結日：平成23年９月30日
延　　長：約60m
幅　　員：６m
日常管理に関する事項
・共用時間：5:15～0：25（一部7：00～23：00）
・道路の開閉者
・保守工事、修繕　等
閉鎖・撤去等に関する事項

協定の承継効※1により道路出入口を確保
※1　売買等で土地所有者がかわっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容が及ぶ効力（民法の特例）

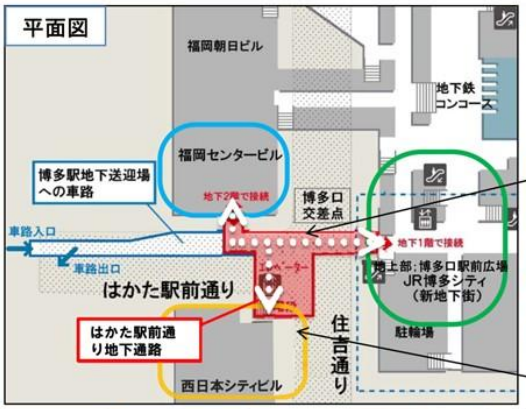

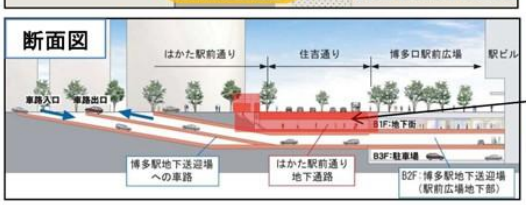

6) 普通財産の活用（法第 46 条第 14 項第 4 号、第 62 条の 13）

金山駅周辺地区（愛知県名古屋市）

国土交通省
令和8年2月現在

○ 金山駅周辺地区におけるまちづくりは、都市再生推進法人（（公財）名古屋まちづくり公社）を含め官民連携で取り組んでおり、名古屋市の普通財産（金山総合駅連絡通路橋）について、都市再生推進法人に安価な貸し付けを行い、当財産を含めた地区の公共施設の高質な管理とにぎわい向上に資する活用を図るもの。

財産名	金山総合駅連絡通路橋
普通財産貸付に係る事業内容	• 催事スペース（イベント広場等）の整備・管理 • 広告媒体の整備・管理
事業期間	令和5年度～令和20年度
事業主体	公益財団法人名古屋まちづくり公社(都市再生推進法人)
普通財産の使用に関する事項	時価よりも安価に貸し付け （名古屋市財産条例に基づく無償及び実例価格（道路占用許可の特例による占用料を準用）を基準とする）
普通財産が位置する地域の環境の維持及び向上を図るための措置	• 施設周辺の清掃を実施する • ゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する • 駅周辺地区の広場、路面等の清掃や美化活動

<催事スペース>

<広告媒体>

1

7) 公園施設設置管理協定制度（法第 46 条第 14 項第 2 号ロ、法第 46 条第 15 項～第 17 項第 3～4 号、法第 46 条第 19 項～第 21 項、法第 62 条の 3～7））

都市公園リノベーション協定の事例　阪神大物駅周辺地区（兵庫県尼崎市）

国土交通省
令和8年2月現在

○ 尼崎市と阪神電気鉄道株式会社（一体型ウォーカブル事業の実施主体）は、都市公園リノベーション協定（中央公園及び周辺地域のさらなる魅力向上に向けた公園施設設置管理協定）を締結し、中央公園のリニューアル（芝生広場、ベンチ等の設置や滞在快適性等向上公園施設（飲食店等）を整備）を実施し令和７年３月に完成。

○ 阪神電鉄は、滞在快適性等向上公園施設の設置を行い、収益の一部を特定公園施設の整備や、地域イベント等のまちづくりに還元。また、一体型滞在快適性等向上事業として、歩行者空間を創出し、公園と一体感のある居心地の良い駅前空間を形成。

1

2.4.3 「都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」及び「官民連携まちづくりポータルサイト」に関するとりまとめ

＜手引き及びポータルサイトの更新に関する総括＞

- 今回の更新作業では、手引きの記載内容について関係法令の改正等に伴う条ズレ等を修正するとともに、手引きとポータルサイトの双方において参考事例の更新を実施した。
- 情報の提供の充実については、手引き第５章の「道路占用許可の特例制度 比較表」において、「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」に関する事項の追記を行うものである。

以下に、手引き及びポータルサイトの更新に関するとりまとめを行った。

(1)手引きの更新

関係法令の改正等に伴う条文の変更(条ズレ等)について、手引き全般にわたり令和8年2月時点までの反映を行い、現行法との整合性を確保した。また、手引き本文における道路占用許可の特例制度、河川敷地占用許可制度、普通財産の活用について、官民連携によってそれらの施設を有効活用することや「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに参考となる情報や事例の更新を行うものとした。

なお、事例編については、掲載情報の時点更新を図るとともに、事例の更新、削除、新設を行った。

(2)ポータルサイトの更新

地方公共団体や民間事業者が全国の最新事例を参照できるよう、掲載内容の更新を行った。

具体的には、「制度の紹介」ページに掲載されている事例について、各制度の活用事例の所管団体への更新依頼を経て、時点更新した。また、計画期間の終了や他制度への移行により現状で運用されていない事例については、他事例への差し替えを行った。